# 第二部

# 労働運動

# I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――労働組合の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――産業別組織の動向／「労働戦線統一」の動き：統一準備会、「全民労協」の年内発足の方針を確認／総評第六六回定期大会／同盟拡大中央評議会／三単産加盟問題と統一準備会／全民労協結成総会／政推会議、全民懇、民間労組共同行動会議の動向／統一労組懇と「あり方懇」の対応／総評三顧問と労研センターの設立／全民労協への八単産参加

## 概要

一、八〇年以降増勢に転じた労働組合員数は八二年には前年にくらべて約五万四〇〇〇人増の約一二五二万六〇〇〇人であったが、なお七五年水準を回復せず、しかも雇用労働者数の増加率に組合員の増加率が追いつけなかったために、組織率は三〇・五%で、前年よりも〇・三ポイント低下した。

一、産業別にみると農林・漁業・水産養殖業、鉱業、運輸・通信業、金融・保険・不動産業、公務などで組合員が減少、製造業をふくむその他の諸産業で増加している。

一、民営企業における単位労働組合員数の変動を企業規模（常傭労働者数の規模）別にみると対前年比では三〇～九九人規模をのぞくすべての規模で増加しているが、増加率が高かったのは「二九人以下」、「一〇〇～二九九人」、「三〇〇～九九九人」、「その他」であった。

一、労働四団体加盟の組合員数の合計は約八二五万人で八一年の八二〇万人を約五万人上回り、労働組合員数に占める割合は六五・九%であった。そのうち総評が約四五五万人、同盟約二一九万七〇〇〇人、新産別約六万四〇〇〇人、中立労連約一四三万九〇〇〇人であった。

一、都道府県別に組合員数の増減をみると、前年にくらべて東京、大阪、神奈川をふくむ二七都道府県で増加し、福岡、長崎、広島をふくむ二一県で減少した。増加数が多かったのは東京、大阪、神奈川であり、減少幅が大きかったのは福岡である。

一、産業別組織の動向で注目されたのは、①非鉄金属労協の非鉄金属労連への移行、②全施労の新産別正式加盟、③日本木材製板労組会議の結成、④「右翼労戦統一準備会」の結成、⑤国労と国鉄共済労の組不参加、金属機械労組連絡会」の結ユニオン連合会の結成などであった。

一、八一年一二月発足の労戦統一準備会は八二年七月の第八回会合で新組織の名称やあり方を最終的に決定し、八二年一二月一四日に労働四団体の枠をこえた民間単産のゆるい協議体として、全国民間労働組合協議会を発足させた。加盟は発足時五一単産約四二三万五〇〇〇人、八三年三月末約四八〇万人である。この発足と歩調をあわせて政推会議、全民懇、民間労組共同行動会議など労戦統一促進のためにつくられた諸組織は解散するかもしくは活動を「凍結」した。

一、全民労協の発足に反発して、岩井、太田、市川の総評三顧問は総評労働運動の階級的・戦闘的再生をめざして「労働問題研究センター」を八二年一二月一七日に発足させた。また「統一労組懇」、八産業部門につくられた「ナショナル・センターのあり方を考える労働者懇談会」はそれぞれナショナル・センターの正しいあり方を追求する活動をいっそう強めている。

## 1　労働組合の組織状況

### 1　労働組合の組織水準

**組合員数**　日本の労働組合員数（単一労働組合員数*）は一九八二年六月末現在、約一二五二万六〇〇〇人で、前年にくらべて約五万四〇〇〇人の増であった。しかし史上最高を記録した七五年にくらべるとなお約六万五〇〇〇人少ない（第67表）。

＊　ここにかかげた統計表の示す各年の組合員数は、六月末日現在のそれである。組合員数を示す場合に、単一労働組合員数と単位労働組合員数という用語を区別して使っているが、単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合にかんする統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱い組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単一組合にかんする統計は、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違が現れるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部

**第67表**　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移　　（単一労働組合，単位労働組合）

| 年 | 組合数 | 組合員数 | 対前年増減数 | | 対前年増減率 | | 雇用者数 | 推定組織率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | | |
| | | 人 | | 人 | % | % | 万人 | % |
| 1972 | 30,818<br>(63,718) | 11,888,592<br>(11,772,008) | 318<br>(1,290) | 91,022<br>(87,745) | 1.0<br>(2.1) | 0.8<br>(0.8) | 3,469 | 34.3 |
| 1973 | 31,674<br>(65,448) | 12,097,848<br>(11,967,333) | 856<br>(1,730) | 209,256<br>(195,325) | 2.8<br>(2.7) | 1.8<br>(1.7) | 3,659 | 33.1 |
| 1974 | 32,734<br>(67,829) | 12,461,799<br>(12,325,147) | 1,060<br>(2,381) | 363,951<br>(357,814) | 3.3<br>(3.6) | 3.0<br>(3.0) | 3,676 | 33.9 |
| 1975 | 33,424<br>(69,333) | 12,590,400<br>(12,472,974) | 690<br>(1,504) | 128,601<br>(147,827) | 2.1<br>(2.2) | 1.0<br>(1.2) | 3,662 | 34.4 |
| 1976 | 33,771<br>(70,039) | 12,508,731<br>(12,374,288) | 347<br>(706) | △ 81,669<br>(△ 98,686) | 1.0<br>(1.0) | △ 0.6<br>(△ 0.8) | 3,710 | 33.7 |
| 1977 | 33,987<br>(70,625) | 12,437,012<br>(12,293,052) | 216<br>(586) | △ 71,719<br>(△ 81,236) | 0.6<br>(0.8) | △ 0.6<br>(△ 0.7) | 3,746 | 33.2 |
| 1978 | 34,163<br>(70,868) | 12,382,829<br>(12,232,614) | 176<br>(243) | △ 54,183<br>(△ 60,438) | 0.5<br>(0.3) | △ 0.4<br>(△ 0.5) | 3,796 | 32.6 |
| 1979 | 34,112<br>(71,780) | 12,308,756<br>(12,173,913) | △ 51<br>(912) | △ 74,073<br>(△ 58,701) | △ 0.1<br>(1.3) | △ 0.6<br>(△ 0.5) | 3,899 | 31.6 |
| 1980 | 34,232<br>(72,693) | 12,369,262<br>(12,240,652) | 120<br>(913) | 60,506<br>(66,739) | 0.4<br>(1.3) | 0.5<br>(0.5) | 4,012 | 30.8 |
| 1981 | 34,200<br>(73,694) | 12,471,270<br>(12,355,372) | △ 32<br>(1,001) | 102,008<br>(114,720) | △ 0.1<br>(1.4) | 0.8<br>(0.9) | 4,055 | 30.8 |
| 1982 | 43,477<br>(74,091) | 12,525,529<br>(12,418,347) | 277<br>(397) | 54,259<br>(62,975) | 0.8<br>(0.5) | 0.4<br>(0.5) | 4,102 | 30.5 |

〔備考〕 1) 組合数，組合員数は，単一労働組合である。（ ）内は単位労働組合数および組合員数である。
2) 雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
3) 推定組織率は，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4) △ 印は減少を示す。
5) 労働省「昭和57年労働組合基本調査報告」による。

組合の組合員数が、前者の場合には集計されず、後者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員数の統計が組合員の実数をより正確に示している。

組合員数の変動を歴史的に回顧するならば、戦前に最高四二万余人（一九三八年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦の終了時にはゼロになっていたが、敗戦とともに組織化が再開され、その後組合員数の変動はいくつかの時期を経て今日にいたっている。第一期は、敗戦後占領下の「民主化」政策のもとで労働組合の組織化が破竹の勢いですすんだ時期で、組合員数は一九四五年八月のゼロから出発して四六年六月末には約三六八万人、四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期は、ドッジ・プランのもとで占領軍・政府ならびに資本よる組合への攻撃が強められ、労働組合運動が後退をよぎなくされた四九～五〇年以後五六年にいたる時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年は四八年よりも約一〇〇万を減じて約五六九万人となった。第三期は、ふたたび運動の前進がはじまった五七年以降六四年に

いたる時期で、ようやく立ち直った労働組合運動は、経済の高成長にもとづく雇用増を背景に比較的容易に組織を拡大することができた。すでに五二年いらい回復にむかいはじめていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークをこえて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五年から七四年にいたる時期で、産業「合理化」と間歇的にみられた景気の一時的後退によってブレーキをかけられつつも、なお進行しつつあった経済の高成長とそれにともなう雇用増にささえられて、組合員数は増加しつづけ、六五年には一〇〇〇万人、七三年には一二〇〇万人の大台にのり、七五年には約一二五九万人に達した。

だが、組合員数こそ七五年まで増加しつづけたものの、すでに七一年以降は組合組織率が低下しはじめ、ついで七三～七四年以降企業の雇用調整が目立って進行しはじめると、その影響で七六年からは組合員数そのものが減少に転じた。八〇年～八二年には組合員数は回復に向かったものの、七五年の水準をとりもどすにはいたっていない。

**組織率**　一九八二年には組合員数が前年にくらべて約五万四〇〇〇人増加したものの、雇用労働者数が約四七万人増加したため、雇用労働者数に占める労働組合員数の割合で示される労働組合推定組織率は五%にとどまった（第67表）。前年を〇・三ポイント下回って、三〇・一%であった。

わが国の労働組合組織率は、つぎのような歴史的経過をたどって今日にいたっている。雇用労働者数の集計方法が戦前と戦後で相違しているので、そのまま比較するのでは正確を欠くが、戦前の組織率は最高七・九%（一九三一年）であった（雇用労働者数の集計方法を戦後と同じにすれば七・九%を下回る）。戦後は、一九四五年の〇%からはじまり、四八～四九年には五〇%を超えたが、その後組合員数の減少にともなって低下し、さらに五二年以降組合員数がふたたび増加しはじめたものの雇用労働者数の増加がそれを上回ったために組織率はなおも低下をつづけ、五九年にはそれぞれの最低の三一・一%を記録した。その後六〇～六四年の時期に三二・二%から三五・〇%へと上昇、六五～六七年にふたたび低下の傾向をみせたが、六九～七〇年には三五・四%と最近におけるピークを示した。しかし、その後またまた組織率は低下し、七四年、七五年に若干の回復をみたものの、七六年以降はふたたび低下傾向に転じて、八〇年、八一年には三〇・八%、八二年三〇・五%となり、五九年水準をさらに下回るにいたった。

**国際比較**　社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高く、ソ連の労働組合員数は七九年に一億二二八〇万人に達したが、資本主義国でわが国を上回っているのはアメリカ合衆国（七八年約二〇二四万人）、イギリス（七八年約一三一一万六〇〇〇人）だけであり、西ドイツは九二一万七〇〇〇人（七九年）で一般にスカンジナヴィア諸国が高く、イギリスは五七・五%（七八年）、西ドイツ四一・九%（七九年）であるが、アメリカ合衆国は総労働者数一億〇二五四万人のうち組合に組織されているのは二二・三%（七八年）にすぎない。

第68表　産業別労働組合員数および推定組織率

（単一労働組合）

| 産業 | 1982年 組合員数 | | 対前年増減数 | | 推定組織率 1981年 | 推定組織率 1982年 | 1975年 組合員数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | % | 人 | % | % | % | 人 | % |
| 全産業 | 12,525,529 | (100.0) | 54,259 | 0.4 | 30.8 | 30.5 | 12,590,400 | (100.0) |
| 農林，漁業，水産養殖業 | 85,418 | (0.7) | ▲ 3,259 | ▲ 3.7 | 18.9 | 19.4 | 114,431 | (0.9) |
| 鉱業 | 47,490 | (0.4) | ▲ 2,188 | ▲ 4.4 | 49.7 | 47.5 | 65,517 | (0.5) |
| 建設業 | 756,343 | (6.0) | 9,968 | 1.3 | 17.2 | 18.2 | 676,366 | (5.4) |
| 製造業 | 4,121,458 | (32.9) | 36,990 | 0.9 | 34.9 | 35.5 | 4,602,954 | (36.6) |
| 卸売，小売業 | 836,251 | (6.7) | 19,579 | 2.4 | 9.5 | 9.7 | 702,896 | (5.6) |
| 金融・保険，不動産業 | 1,020,742 | (8.1) | ▲ 2,261 | ▲ 0.2 | 54.4 | 51.6 | 961,382 | (7.6) |
| 運輸・通信業 | 2,025,647 | (16.2) | ▲ 4,040 | ▲ 0.2 | 65.5 | 61.8 | 2,082,379 | (16.5) |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | 237,072 | (1.9) | 2,051 | 0.9 | 73.4 | 59.3 | 228,356 | (1.8) |
| サービス業 | 1,691,128 | (13.5) | 8,601 | 0.5 | 21.0 | 20.3 | 1,545,389 | (12.3) |
| 公務 | 1,505,664 | (12.0) | ▲ 10,522 | ▲ 0.7 | 75.8 | 73.8 | 1,420,047 | (11.3) |
| 分類不能の産業 | 198,316 | (1.6) | ▲ 639 | ▲ 0.3 | — | — | 189,683 | (1.5) |

〔備考〕 1）（ ）内は構成比を示す。
2）▲印は減少を示す。
3）労働省「昭和57年労働組合基本調査報告」による。

## 2　産業別組織状況

**産業別組合員数**　一九八二年の単一労働組合員数を産業別にみると、公務、分類不能の産業などでも減少がみられ、この六つをのぞく他の諸産業――製造業をふくむ――で増加がみられた。対前年比増加幅が大きかったのは製造業（約三万七〇〇〇人）、卸売・小売業（約二万人）、建設業（約一万人）、サービス業（約九〇〇〇人）であった。

これを七五年とくらべてみると、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業、運輸・通信業の四部門で組合員数が減少しており、製造業では、このところ組合員数の回復がみられるもののなお八二年

は七五年を約四八万二〇〇〇人下回っている。

こうした増減の結果、八二年における労働組合員数の産業別構成はつぎのようになった。製造業は三二・九%、運輸・通信業一六・二%、サービス業一三・五%、公務一二・〇%、金融・保険・不動産業八・一%、卸売・小売業六・七%、建設業六・〇%である（第68表）。

**産業別組織率**　八二年における組合組織率を産業別にみると、公務が七三・八%でもっとも高く、ついで運輸・通信業六一・八%、電気・ガス・水道・熱供給業五九・三%、金融・保険・不動産業五一・六%、鉱業四七・五%、製造業三五・五%、サービス業二〇・三%がこれにつづいている（第68表）。

## 3　企業規模別組織状況

**企業規模別組合員数**　民営企業の単位労働組合員数は、八二年には八一年の約一一万一〇〇〇人増にひきつづいて約一〇万人増加し、約八八四万人となったが、七五年にくらべるとなお約九万三〇〇〇人少ない。これを企業規模別にみると、対前年比では三〇～九九人規模をのぞくすべての規模で増加しているが、増加率が高かったのは「二九人以下」（二・三%）、「一〇〇～二九九人」（一・六%）、「三〇〇～九九九人」（一・四%）、「その他」（一・四%）であった。

これを七五年とくらべてみると、一〇〇〇人以上規模で四・八%減のほかは、他のすべての規模で増加、もしくは同水準を示し、二以上の企業で組織される労働組合の組合員数をふくむ「その他」では八・一%増となっていることが注目される（第69表）。

**組合員数の企業規模別構成**　右に示した変化の結果、八二年における民営企業の労働組合員数の企業規模別構成はつぎのようになっている。七一年に全体の五九・五%、七五年に五八・五%を占めた一〇〇〇人以上規模の企業の組合員数は、八二年には五六・四%となり、これにたいして九九九人以下の各規模が二九人以下をのぞいて若干増大した（第69表）。

## 4　組合員数増減の諸要因

**組合員数増減の主要因**　八二年には対前年比で単一労働組合員数は約六万三〇〇〇人ふえた。こうした組合員数の変化は、既設組合（八一年六月末日までに設立されていた組合）における組合員数の増減と、八二年、つまり八一年七月～八二年六月末日の一年間における組合の新設・解散による組合員数の増減の総合された結果である。

第70表にみるとおり、八二年の新設組合員数は約一七万人で、そのうち組織の変更および分裂にともなう組合の形式上の新設をのぞいた実質的新設組合員数は約八万三〇〇〇人であった。これにたいして解散組合員数は約一五万八〇〇〇人、実質的解散組合員数は約

第69表　企業規模別労働組合員数（民営企業）

| 企業規模 | 組合員数 | | | 組合員数増減率 | | 組合員数の構成比 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1975年 | 1981年 | 1982年 | 1982年の組合員数増減率 | | 1975年 | 1982年 |
| | | | | 対1975年 | 対1981年 | | |
| | 人 | 人 | 人 | % | % | % | % |
| 合計 | 8,933,293 | 8,740,410 | 8,840,114 | △ 1.0 | 1.1 | 100.0 | 100.0 |
| 1,000人以上 | 5,226,693 | 4,929,723 | 4,983,013 | △ 4.8 | 1.1 | 58.5 | 56.4 |
| 300～999人 | 1,365,469 | 1,397,660 | 1,417,331 | 3.6 | 1.4 | 15.3 | 16.0 |
| 100～299人 | 1,023,031 | 1,026,708 | 1,043,028 | 1.9 | 1.6 | 11.5 | 11.7 |
| 30～99人 | 454,009 | 465,641 | 462,505 | 1.8 | △ 0.7 | 5.1 | 5.3 |
| 29人以下 | 69,225 | 67,453 | 69,023 | 0.0 | 2.3 | 0.8 | 0.8 |
| その他 | 794,866 | 853,225 | 865,214 | 8.1 | 1.4 | 8.9 | 9.8 |

（単位労働組合）

［備考］ 1）その他とは，2以上の企業の労働者で組織されている労働組合および規模不明の労働組合である。
2）△印は減少を示す。
3）労働省「労働組合基本調査報告」昭和50および57年版により作成。

六万一〇〇〇人で、実質的新設組合員数は実質的解散組合員数を約二万二〇〇〇人上回った。単位労働組合員数の八二年における増加分約六万三〇〇〇人のうち、この約二万二〇〇〇人を差し引いた残余は、既設組合における組合員数の増加によるものである。

## 要因別・産業別にみた組合員数の増減

八二年には、先にみたとおり、製造業、卸売・小売業、建設業、サービス業などで組合員数の増加がみられたが、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差を産業別にみると、製造業では約一〇〇〇人しかなく、組合員増約三万七〇〇〇人のうちの大部分は既設組合員数の増加によるものであることがわかる。これにたいして卸売・小売業、サービス業では、実質的新設組合員数の組合員増にたいする寄与度が高い（第71表）。

## 企業規模別実質的新設・解散組合員数

八二年の民営企業の単位労働組合員数の増加分約一〇万人のうち実質的新設組合員数と実質的解散組合員数の差し引きによって増加した分は、第72表にみるとおり約二万七〇〇〇人であった。この増加分のうち、民営企業労働組合員数の五六・四％を占める一〇〇人以上規模の企業の組合員数は一万人足らず（三六・五％）にすぎず、その他はそれ以下の規模の企業におけるものであった（第72表）。

第70表　新設，解散労働組合数および組合員数　　（単位労働組合）

| 年 | 新設 | | | | 解散 | | | | 新設－解散 | 実質的新設－実質的解散 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合計 | | 実質的新設 | | 合計 | | 実質的解散 | | | |
| | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合員数 | 組合員数 |
| | | 人 | | 人 | | 人 | | 人 | 人 | 人 |
| 1976年 | 2,807 | 249,725 | 1,895 | 120,352 | 2,511 | 206,616 | 1,546 | 67,480 | 43,109 | 52,872 |
| 1977 | 2,496 | 231,645 | 1,692 | 107,576 | 2,394 | 206,549 | 1,509 | 61,305 | 25,096 | 46,271 |
| 1978 | 2,289 | 196,905 | 1,375 | 87,219 | 2,640 | 174,404 | 1,624 | 62,133 | 22,501 | 25,086 |
| 1979 | 2,344 | 211,594 | 1,402 | 107,234 | 2,357 | 222,582 | 1,425 | 81,729 | △10,988 | 25,505 |
| 1980 | 2,399 | 219,370 | 1,414 | 93,276 | 2,442 | 223,107 | 1,322 | 84,207 | △ 3,737 | 9,069 |
| 1981 | 2,295 | 234,871 | 1,458 | 116,340 | 2,340 | 209,453 | 1,257 | 79,998 | 25,418 | 36,342 |
| 1982 | 2,234 | 170,423 | 1,535 | 82,773 | 2,262 | 157,980 | 1,399 | 61,286 | 12,443 | 21,489 |

〔備考〕 1)　新設は，実質的新設と形式的新設に区分され，実質的新設には「事務所の新設・拡張による新設」および「その他の理由による新設（たとえば労働条件の向上のための新設，労働者の自覚による新設等）」がふくまれる。

なお，形式的新設とは組織の変更および分裂にともなう新設をいう。

2)　解散は，実質的解散と形式的解散に区分され，実質的解散には「事業所の休廃止による解散」および「その他の理由による解散（たとえば組合の無用論による解散，組合内の紛争による解散等）」がふくまれる。

なお，形式的解散とは組織の変更および分裂にともなう解散をいう。

3)　労働省「昭和57年労働組合基本調査報告」により作成。

## 5　主要連合体の組織状況

### 労働組合の連合体

労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）の四種類に分けてみると、八二年には全国的連合体は三六三（前年より一九増）、地方的連合体は四六三（前年より三五増）、府県的連合体は一七八七（前年より一一六増）、地区的連合体は三三七七（前年より一二減）であった（第73表）。

これら連合体のうち全国連合体の連合組織のかたちをとっているものに日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四連合組織があり、通常「労働四団体」と呼ばれてきた。これに加えて、八二年一二月、これら四団体をのこしたまま、これらの枠をこえて、民間四一単産で民間単産のゆるやかな協議体「全日本民間労働組合協議会（全民労協）」が結成されたが、それは官公労をふくめた労働戦線の「全的統一」をめざすものとされている。

労働四団体に所属する組合員数の合計は、八二年には約八二五万人で、八一年の約八二〇万人を約五万人上回り、労働組合員数に占めるその割合は、六五・九%であった（第74表）。

第71表　産業別にみた実質的新設・解散労働組合員数（1982年）　（単位労働組合）

| | 実質的新設組合員数 (A) | 実質的解散組合員数 (B) | (A)−(B) |
|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | |
| 全産業 | 82,773 | 61,286 | 21,487 |
| 農林漁業・水産養殖業 | 546 | 860 | △ 314 |
| 鉱業 | 32 | 678 | △ 646 |
| 建設業 | 6,444 | 2,123 | 4,321 |
| 製造業 | 22,366 | 21,349 | 1,017 |
| 卸売・小売業 | 21,481 | 7,005 | 14,476 |
| 金融・保険業 | 1,968 | 4,856 | △ 2,888 |
| 不動産業 | 206 | 21 | 185 |
| 運輸・通信業 | 11,171 | 7,150 | 4,021 |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | 17,085 | 5,784 | 11,301 |
| サービス業 | 764 | 8,809 | △ 8,045 |
| 公務 | 343 | 2,476 | △ 2,133 |
| 分類不能の産業 | | | |

〔備考〕 1)　△印はマイナスを示す。
2)　労働省「昭和57年労働組合基本調査報告」により作成。

第72表　民営企業における企業規模別実質的新設・解散労働組合員数（1982年）（単位労働組合）

| 企業規模 | 実質的新設組合員数 (A) | 実質的解散組合員数 (B) | (A)−(B) |
|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | 計 |
| 合計 | 75,813 | 49,005 | 26,808 |
| 1,000人以上 | 24,042 | 14,250 | 9,792 |
| 500～999人 | 9,015 | 5,592 | 3,423 |
| 300～499人 | 7,036 | 3,184 | 3,852 |
| 100～299人 | 15,628 | 7,325 | 8,303 |
| 30～99人 | 10,846 | 8,970 | 1,876 |
| 29人以下 | 4,024 | 3,358 | 666 |
| その他 | 5,222 | 6,326 | △ 1,104 |

〔備考〕 1)　△印はマイナスを示す。
2)　労働省「昭和57年労働組合基本調査報告」により作成。

第73表　地域および組合の種類別連合団体数

| 組織の地域的範囲 | 合計 | | 連合組織 | | 協議組織 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1981年 | 1982年 | 1981年 | 1982年 | 1981年 | 1982年 |
| | % | % | % | % | % | % |
| 合計 | 5,832(100.0) | 5,990(100.0) | 1,127(19.3) | 1,173(19.6) | 4,705(80.7) | 4,817(80.4) |
| 全国組織 | 344(100.0) | 363(100.0) | 213(61.9) | 222(61.2) | 131(38.1) | 141(38.8) |
| 地方組織 | 428(100.0) | 463(100.0) | 139(32.5) | 147(31.7) | 289(67.5) | 316(68.8) |
| 府県組織 | 1,671(100.0) | 1,787(100.0) | 462(27.6) | 514(28.8) | 1,209(72.4) | 1,273(71.2) |
| 地区組織 | 3,389(100.0) | 3,377(100.0) | 313( 9.2) | 290( 8.6) | 3,076(90.8) | 3,087(91.4) |

〔備考〕 1) 連合団体とは，労働組合の団体加盟の形式をとる組合をいい，その連合団体のうち加盟組合の連絡，相互援助等のみを目的とするものを「協議組織」，その決定が加盟組合を拘束しうるものを「連合組織」という。
2) 全国組織とは，連合団体傘下の加盟組合が全国に分布するもの。
3) 地方組織とは，２以上の都道府県に分布するもの。
4) 府県組織とは，１都道府県内に分布するもの。
5) 地区組織とは，１市町村内または隣接市町村に分布するもの。
6) （ ）内は構成比を示す。
7) 労働省「昭和57年労働組合基本調査報告」による。

主要団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

**総評**　総評の加盟組合員数は、六四年の同盟発足いらい一〇年間は伸び悩み、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下してきたが、七四年以降は流れが若干変わり、七四～七六年には増加し、その後一進一退で今日にいたり、八二年は約四五五万であった。八二年に組合員数が増加した傘下の主な組合は、全国一般（約七〇〇〇人増）、自治労（約三〇〇〇人増）、日本医労協（約三〇〇〇人増）であった。また組合員数が減少した主な組合は、建設一般・全日自労（約一万一〇〇〇人減）、国労（約七〇〇〇人減）、合化労連（約三〇〇〇人減）であった。

**同盟**　同盟は六四年の発足いらい七二年までは一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、労働組合員数に占める比率を高めてきたが、その後組織化運動は停滞し、七四年をピークにして七五年以降は減少に転じ、八〇年以降ようやく足ぶみ状態に入った。八二年の加盟組合員数は前年より約一万五〇〇〇人増の二一九万七〇〇〇人であったが、なお、七四年の二三一万三〇〇〇人を約一一万六〇〇〇人下回っている。

傘下組合のうち八二年に組合員が増加した主な組合は自動車労連（約七〇〇〇人増）、一般同盟（約六〇〇〇人増）、交通労連（約六〇〇〇人増）、全化同盟（約五〇〇〇人増）であり、組合員数が減少した主な組合は、全金同盟（約七〇〇〇人減）、鉄労（約三〇〇〇人減）であった。

**新産別**　八二年の傘下組合員数は前年とほとんど変わらず、約六万四〇〇〇人であった。

第74表　主要団体別労働組合員数の推移　　（単一労働組合）

| 年 | 合　計 | 総　評 | 同　盟 | 新産別 | 中立労連 | 4団体以外の上部組合 | 無加盟 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 1976 | 12,508,731<br>(100.0) | 4,578,911<br>(36.6) | 2,208,863<br>(17.8) | 66,163<br>(0.5) | 1,354,183<br>(10.7) | 3,600,736<br>(28.7) | 1,089,501<br>(8.7) |
| 1977 | 12,437,012<br>(100.0) | 4,556,567<br>(36.6) | 2,210,240<br>(17.8) | 64,519<br>(0.5) | 1,330,089<br>(10.7) | 3,574,575<br>(28.7) | 1,085,069<br>(8.7) |
| 1978 | 12,382,829<br>(100.0) | 4,525,237<br>(36.5) | 2,181,810<br>(17.6) | 61,270<br>(0.5) | 1,320,798<br>(10.7) | 3,607,490<br>(29.1) | 1,071,877<br>(8.7) |
| 1979 | 12,308,756<br>(100.0) | 4,552,907<br>(37.0) | 2,146,567<br>(17.4) | 63,248<br>(0.5) | 1,337,180<br>(10.9) | 3,527,747<br>(28.7) | 1,065,615<br>(8.7) |
| 1980 | 12,369,262<br>(100.0) | 4,550,522<br>(36.8) | 2,161,786<br>(17.5) | 62,286<br>(0.5) | 1,357,970<br>(11.0) | 3,559,926<br>(28.8) | 1,066,625<br>(8.6) |
| 1981 | 12,471,270<br>(100.0) | 4,568,826<br>(36.6) | 2,181,903<br>(17.5) | 63,997<br>(0.5) | 1,391,346<br>(11.2) | 3,595,887<br>(28.8) | 1,067,480<br>(8.6) |
| 1982 | 12,525,529<br>(100.0) | 4,550,279<br>(36.3) | 2,196,641<br>(17.5) | 64,367<br>(0.5) | 1,438,876<br>(11.5) | 3,617,209<br>(28.9) | 1,066,069<br>(8.5) |
| 対前年増減数(人)<br>対前年増減率(%) | 54,259<br>(0.4) | △ 18,547<br>(△ 0.4) | 14,738<br>(0.7) | 370<br>(0.6) | 47,530<br>(3.4) | 21,322<br>(0.6) | △ 1,411<br>(△ 0.1) |

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計とは一致しない。
2)　（　）内の数字は構成比を示す。
3)　労働省「昭和57年労働組合基本調査報告」による。

**中立労連**　八二年の傘下組合員数は前年を四万八〇〇〇人上回り、約一四三万九〇〇〇人であった。組合員数が増加した主な傘下組合は電機労連（約二万二〇〇〇人増）、生保労連（約八〇〇〇人増）、全建総連（約二万人増）、生保労連（約八〇〇〇人増）であり、減少した主な組合は食品労連（約二〇〇〇人減）である。

**全民労協**　八二年一二月の結成時現在で、四一単産約四二三万五〇〇〇人である。

**四団体の産業別組織状況**　八二年の労働組合員数を産業別にみると、第68表に示すとおり、製造業（三二・九%）、運輸・通信業（一六・二%）、サービス業（一三・五%）、公務（一二・〇%）の四部門で全体の約七四・五%を占めている。これらの部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業で最大の比率を占めているのは同盟（二九・〇%）で、中立労連（一七・二%）、総評（一六・四%）、新産別（一・四%）がこれにつづいているが、以上のいずれにも属さない組合員数が全体の四一・九%を占めている。運輸・通信業では総評が五七・七%、同盟が二〇・二%、四団体のいずれにも属さないものが二五・六%である。サービス業では総評が六〇・三%、同盟が四・四%、いずれにも属さないものが三五・〇%であり、公務では総評が九〇%、同盟二・七%、いずれにも属さないもの七・三%となっている。

また農業、漁業・水産養殖業、卸売業・小売業、金融・保険業、不動産業では四団体のいずれにも属さないものが過半数を占めている（第75表）。

**四団体の適用法規別組織状況**　労働組合員数を適用法規別にみると、一九八二年には労働組合法適

**第75表　産業別労働組合員数の主要団体別構成比**

（単位労働組合）（%）

| 産業 | 合計 | 総評 | | 同盟 | | 新産別 | | 中立労連 | | その他 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 81年 | 82年 | 81年 | 82年 | 81年 | 82年 | 81年 | 82年 | 81年 | 82年 |
| 全産業 | 100.0 | 36.7 | 36.4 | 17.5 | 17.6 | 0.5 | 0.5 | 11.2 | 11.5 | 37.4 | 37.4 |
| 農業 | 100.0 | 27.8 | 23.6 | 24.8 | 15.0 | — | — | 0.5 | 0.6 | 46.9 | 60.8 |
| 林業・狩猟業 | 100.0 | 75.6 | 73.3 | 13.8 | 13.6 | — | — | — | — | 10.5 | 13.3 |
| 漁業・水産養殖業 | 100.0 | 0.5 | 0.5 | 22.5 | 24.6 | — | — | 19.2 | 21.4 | 57.8 | 53.5 |
| 鉱業 | 100.0 | 52.2 | 52.6 | 19.5 | 18.2 | — | — | 3.0 | 3.1 | 25.3 | 26.1 |
| 建設業 | 100.0 | 51.7 | 14.0 | 4.9 | 4.5 | — | — | 39.6 | 41.6 | 40.3 | 40.9 |
| 製造業 | 100.0 | 16.7 | 16.4 | 29.3 | 29.0 | 1.3 | 1.4 | 16.9 | 17.2 | 41.6 | 41.9 |
| 卸売業・小売業 | 100.0 | 5.9 | 5.9 | 28.4 | 29.4 | 0.0 | 0.0 | 3.8 | 3.8 | 71.2 | 70.2 |
| 金融・保険業 | 100.0 | 1.9 | 1.8 | 1.3 | 1.3 | — | — | 32.6 | 33.4 | 64.7 | 63.9 |
| 不動産業 | 100.0 | 26.5 | 26.2 | 10.0 | 10.3 | — | — | 0.3 | 0.1 | 84.5 | 85.0 |
| 運輸・通信業 | 100.0 | 58.2 | 57.7 | 19.9 | 20.2 | 0.4 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | 25.5 | 25.6 |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | 100.0 | 26.1 | 25.8 | 60.7 | 61.2 | — | — | 11.0 | 10.6 | 2.5 | 2.5 |
| サービス業 | 100.0 | 60.1 | 60.3 | 4.3 | 4.4 | 0.0 | 0.1 | 0.8 | 0.9 | 35.4 | 35.0 |
| 公務 | 100.0 | 89.4 | 90.0 | 2.7 | 2.7 | 0.0 | 0.0 | — | — | 8.0 | 7.3 |
| 分類不能の産業 | 100.0 | 28.9 | 33.3 | 8.1 | 6.9 | — | — | 2.1 | 2.8 | 60.9 | 57.0 |

〔備考〕 1）その他とは，労働4団体以外の上部団体への加盟および無加盟の組合員数の合計である。
2）第73表の備考1)参照。
3）労働省「昭和57年労働組合基本調査報告」による。

**第76表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比　（単一労働組合）（%）**

| 主要団体 | 合計 | | 労組法 | | 公労法 | | 地公労法 | | 国公法 | | 地公法 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 81年 | 82年 | 81年 | 82年 | 81年 | 82年 | 81年 | 82年 | 81年 | 82年 | 81年 | 82年 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 総評 | 36.6 | 36.3 | 16.5 | 16.3 | 87.3 | 87.2 | 89.0 | 90.0 | 79.1 | 79.3 | 90.3 | 90.4 |
| 同盟 | 17.5 | 17.5 | 22.5 | 22.5 | 11.9 | 12.0 | 0.8 | 0.9 | 10.2 | 10.2 | 0.6 | 0.6 |
| 新産別 | 0.5 | 0.5 | 0.7 | 0.7 | — | — | 0.2 | 0.3 | — | — | — | — |
| 中立労連 | 11.2 | 11.5 | 15.5 | 15.9 | — | — | 0.4 | 0.2 | — | — | — | — |
| その他 | 37.4 | 37.4 | 49.2 | 49.1 | 0.9 | 0.8 | 10.4 | 9.1 | 10.7 | 10.5 | 9.1 | 9.1 |

〔備考〕 1）第75表の備考1），2)参照。
2）労働省「昭和57年労働組合基本調査報告」による。

用単一労働組合員数は約九〇四万六〇〇〇人（七二・二%）、地方公務員法適用組合員数が約一九九万三〇〇〇人（一五・九%）、公共企業体等労働関係法適用約九六万七〇〇〇人（七・七%）、国家公務員法適用約二九万二〇〇〇人（二・三%）、地方公営企業労働関係法約二二万八〇〇〇人（一・八%）であった（労働省「昭和五七年労働組合基本調査報告」による）。これらの適用法規別組合員数に占める八二年の主要団体別組合員数の比率は、第76表にみるとおりで、労組法適用組合員数では同盟二二・五%、総評一六・三%、中立労連一五・九%、新産別〇・七%であるが、四団体のいずれにも加盟していな

## 第77表　都道府県別労働組合員数(1982年)　　(単位労働組合)

| 都道府県 | 組合員数 | 対前年増減数 | 対前年増減率 | 主要団体別構成比 (%) | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 合計 | 総評 | 同盟 | 新産別 | 中立労連 | その他 |
| | 人 | 人 | % | | | | | | |
| 合計 | 12,418,347 | 62,975 | 0.5 | 100.0 | 36.4 | 17.6 | 0.5 | 11.5 | 37.4 |
| 北海道 | 547,815 | 4,342 | 0.8 | 100.0 | 53.3 | 9.1 | 0.0 | 6.6 | 33.1 |
| 青森 | 90,916 | △ 732 | △ 0.8 | 100.0 | 55.7 | 16.4 | 0.2 | 4.5 | 25.4 |
| 岩手 | 124,430 | △ 365 | △ 0.3 | 100.0 | 54.9 | 13.2 | 0.0 | 7.1 | 27.5 |
| 宮城 | 185,509 | △ 143 | △ 0.1 | 100.0 | 41.6 | 13.0 | 0.1 | 12.4 | 35.3 |
| 秋田 | 116,000 | △ 1,570 | △ 1.3 | 100.0 | 49.3 | 9.9 | 0.0 | 5.1 | 37.8 |
| 山形 | 116,065 | 462 | 0.4 | 100.0 | 41.9 | 13.5 | 1.9 | 18.8 | 25.9 |
| 福島 | 178,805 | △ 270 | △ 0.2 | 100.0 | 42.3 | 19.4 | 1.3 | 10.2 | 28.7 |
| 茨城 | 230,916 | 2,514 | 1.1 | 100.0 | 37.7 | 10.0 | 0.1 | 21.5 | 32.1 |
| 栃木 | 175,717 | 2,476 | 1.4 | 100.0 | 28.8 | 18.1 | — | 15.5 | 44.0 |
| 群馬 | 167,804 | 2,993 | 1.8 | 100.0 | 36.5 | 12.0 | 1.3 | 14.5 | 39.7 |
| 埼玉 | 349,938 | 4,487 | 1.3 | 100.0 | 29.3 | 20.1 | 0.4 | 19.4 | 37.5 |
| 千葉 | 290,614 | △ 452 | △ 0.2 | 100.0 | 43.2 | 16.2 | 0.2 | 12.0 | 33.1 |
| 東京 | 2,172,415 | 21,845 | 1.0 | 100.0 | 27.8 | 16.8 | 0.6 | 12.1 | 45.3 |
| 神奈川 | 785,658 | 10,584 | 1.4 | 100.0 | 29.1 | 20.3 | 1.2 | 18.1 | 41.7 |
| 新潟 | 236,563 | △ 81 | △ 0.0 | 100.0 | 42.0 | 22.1 | 0.7 | 4.6 | 33.6 |
| 富山 | 135,391 | △ 541 | △ 0.4 | 100.0 | 36.8 | 20.5 | 4.7 | 3.6 | 39.5 |
| 石川 | 103,016 | △ 312 | △ 0.3 | 100.0 | 48.6 | 21.9 | — | 5.1 | 25.9 |
| 福井 | 82,905 | 1,067 | 1.3 | 100.0 | 37.9 | 28.4 | — | 11.7 | 23.1 |
| 山梨 | 58,166 | 244 | 0.4 | 100.0 | 53.2 | 7.6 | — | 9.8 | 30.6 |
| 長野 | 231,058 | 469 | 0.2 | 100.0 | 39.0 | 14.3 | 0.1 | 14.8 | 33.5 |
| 岐阜 | 166,375 | 1,525 | 0.9 | 100.0 | 31.6 | 28.8 | 0.0 | 8.6 | 35.0 |
| 静岡 | 369,113 | 3,663 | 1.0 | 100.0 | 30.7 | 20.2 | 0.5 | 12.1 | 41.9 |
| 愛知 | 789,069 | 3,605 | 0.5 | 100.0 | 26.9 | 16.6 | 0.6 | 7.6 | 52.2 |
| 三重 | 185,695 | 2,760 | 1.5 | 100.0 | 35.3 | 14.7 | 0.0 | 15.3 | 35.8 |
| 滋賀 | 115,388 | 406 | 0.4 | 100.0 | 29.2 | 21.7 | 1.5 | 17.1 | 33.7 |
| 京都 | 250,524 | 267 | 0.1 | 100.0 | 43.3 | 16.5 | 4.1 | 9.7 | 31.3 |
| 大阪 | 1,066,884 | 13,034 | 1.2 | 100.0 | 35.3 | 21.4 | 0.2 | 11.8 | 34.3 |
| 兵庫 | 563,787 | 605 | 0.1 | 100.0 | 40.4 | 20.8 | — | 12.5 | 28.4 |
| 奈良 | 78,172 | 678 | 0.9 | 100.0 | 48.2 | 10.6 | — | 18.2 | 24.1 |
| 和歌山 | 91,202 | △ 64 | △ 0.1 | 100.0 | 53.7 | 15.6 | — | 7.3 | 25.5 |
| 鳥取 | 56,148 | △ 525 | △ 0.9 | 100.0 | 49.5 | 14.3 | — | 5.4 | 32.9 |
| 島根 | 70,076 | △ 511 | △ 0.7 | 100.0 | 44.1 | 22.3 | — | 4.4 | 30.7 |
| 岡山 | 199,997 | 51 | 0.0 | 100.0 | 35.6 | 26.4 | — | 11.6 | 31.3 |
| 広島 | 335,834 | △ 1,353 | △ 0.4 | 100.0 | 34.0 | 19.8 | — | 8.5 | 38.8 |
| 山口 | 161,368 | △ 1,399 | △ 0.9 | 100.0 | 41.8 | 16.7 | 1.6 | 14.0 | 31.5 |
| 徳島 | 71,365 | 769 | 1.1 | 100.0 | 41.0 | 15.9 | — | 14.4 | 30.3 |
| 香川 | 95,466 | 1,000 | 1.1 | 100.0 | 33.9 | 16.2 | — | 12.0 | 39.5 |
| 愛媛 | 114,807 | 635 | 0.6 | 100.0 | 34.9 | 23.3 | — | 9.7 | 33.5 |
| 高知 | 71,341 | △ 199 | △ 0.3 | 100.0 | 45.2 | 12.6 | — | 11.0 | 32.3 |
| 福岡 | 476,038 | △ 1,485 | △ 0.7 | 100.0 | 40.4 | 11.9 | — | 9.3 | 42.4 |
| 佐賀 | 79,603 | △ 1,060 | △ 1.3 | 100.0 | 34.5 | 14.0 | — | 14.8 | 38.0 |
| 長崎 | 123,234 | △ 4,345 | △ 3.4 | 100.0 | 37.1 | 28.5 | 0.2 | 9.9 | 25.7 |
| 熊本 | 126,675 | △ 148 | △ 0.1 | 100.0 | 48.3 | 18.8 | — | 7.0 | 27.9 |
| 大分 | 102,982 | △ 13 | △ 0.0 | 100.0 | 53.1 | 11.1 | — | 8.7 | 28.6 |
| 宮崎 | 89,678 | △ 220 | △ 0.2 | 100.0 | 40.8 | 32.2 | 0.3 | 5.8 | 22.8 |
| 鹿児島 | 116,317 | 202 | 0.2 | 100.0 | 47.0 | 13.8 | — | 4.9 | 35.5 |
| 沖縄 | 71,508 | 80 | 0.1 | 100.0 | 65.8 | 12.7 | — | 7.0 | 15.4 |

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体の組合員の構成比の計は合計と一致しない。
3)　労働省「昭和57年労働組合基本調査報告」による。

いものが四九・一%を占めている。

公労法、地公労法、国公法、地公法の適用組合員数の大部分は総評加盟であるが、公労法と国公法適用組合員数のそれぞれ一二・〇%と一〇・二%が同盟に属し、また地公労法、国公法、地公法の各適用組合員数のそれぞれ九・一%、一〇・五%、九・一%が四団体のいずれにも属していない（第76表）。

## 6　都道府県別組織状況

### 都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、八二年には東京の約二一七万二〇〇〇人を筆頭に、大阪の約一〇六万七〇〇〇人、愛知の約七八万九〇〇〇人、神奈川の約七八万六〇〇〇人、兵庫の約五六万四〇〇〇人、北海道の約五四万八〇〇〇人、福岡の約四七万六〇〇〇人がこれにつづいてる（第77表）。このうち北海道をのぞく六都府県の組合員数の合計は約五八五万四〇〇〇人で、日本の労働組合員数の四七・一%を占めている。

八二年には前年にくらべて二七都道府県で組合員数が増加し、長崎、広島をふくむ二一県で減少した。増加数の多かったのは東京（約二万二〇〇〇人増）、大阪（約一万三〇〇〇人増）、神奈川（約一万一〇〇〇人増）であり、減少数の最大は福岡の約四〇〇〇人であった。対前年比で増加率の最大は群馬の一・八%であり、減少率の最大は長崎の三・四%であった（第77表）。

### 四団体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の各加盟組合員数の比率をみると、すべての都道府県で総評の占める比率が最大であるが、栃木・群馬・埼玉・東京・神奈川・富山・岐阜・静岡・愛知・三重・滋賀・広島・香川・福岡・佐賀の一五都県では四団体のいずれにも加盟しないものが最大比率を占めている。また総評は北海道・青森・岩手・山梨・和歌山・大分・沖縄の七道県で五〇%以上を占め、これらをふくめて四一道府県で三〇%以上を占めているが、同盟が三〇%以上を占めているのは宮崎（三二・二%）一県のみであり、中立労連は茨城で二一・五%を占めているのが最高である（第77表）。

## 2　組織運動

### 1　産業別組織の動向

#### 非鉄金属労協の非鉄金属労連への移行

八一年八月に三菱金属労連、住友金属労連など六組織約一万六〇〇〇人で発足した日本非鉄金属労働組合連合協議会（非鉄金属労協）は、連合体移行をめざして同年一二月以降検討を重ねた結

果、八二年九月二九～三〇日、大会をひらいて日本非鉄金属産業労働組合連合会（非鉄金属労連）を結成した。なお同労連は全鉱の財産を継承するため、手続上は全鉱の組織名ならびに規約の改正により成立するかたちをとった。

**全施労の新産別加盟**　新産別にオブザーバー加盟していた全施労は、「混迷をつづけている労働運動、特に国鉄労働運動の状況を打開、克服していく」目的で、八二年八月二四～二六日の第一三回定期大会で新産別加盟を六八対三八で決定、新産別は一〇月二六～二八日の第三五回全国大会でその加盟を承認した。

**日本木材製板産業労組会議の結成**　全化同盟製板部会、総評・全国一般木産協、一般同盟木板労協、合化労連木産部会は、日本木材製板産業労組会議結成をめざして八一年末から準備をすすめていたが、八二年六月にいたって総評・全国一般が木産部会の同会議への不参加を決定したため、他の三団体は八二年八月二五日に代表者会議をひらいて所期の組織を結成した。組織人員一万五五〇〇人、事務局長は伊藤全化同盟製板部会事務局長。

**全国印刷労協結成をめぐる動き**　大日本、凸版、共同、図書、日写の印刷大手五労組は全国印刷労協を八二年秋に発足させるために準備をすすめてきたが、大日本印刷労組が八三年一月に参加辞退の意向を示し、さらに七月の同労組定期大会でその態度を正式に決定したため、全国印刷労協の結成は見送られた。

**右翼労戦不参加、金属機械労組連絡会の結成**　総評・全国金属労組は八一年一二月に統一準備会参加を、ついで八二年一二月に全民労協への参加を決定したが、これに反対する反主流派は一二月一九日に「右翼労戦不参加、金属機械労組連絡会」を結成し、右翼的労働戦線再編に不参加の運動をすすめることをきめ、会長に中里忠仁全国金属前副委員長、事務局長に生井宇平中央委員を選出した。

**官公労部門の労戦統一の動き**　全電通は「八三年に全民間の統一、八五年に官民一体の全的統一を実現する」との目標を掲げて活動をすすめてきたが、八二年七月の定期大会で、全官公と公労協の間で共通課題について話し合い共同行動ができるように努力し、できるだけ早い機会に「全公企体労働者のゆるやかな話合いの場」（全公企体労組懇談会的なもの）を設けるべく関係組合と話し合いをすすめるとの方針を決定した。全郵政（全官公）の福井委員長はこの全電通の方針に賛意を表明したが、全逓は、公労協・全官公の統一のために努力する必要を認めつつも、七月の同労組大会で太田委員長が「全郵政との間で労戦統一問題について合意した事実はない」と述べ、全電通の提起した問題になお慎重な態度を示している。一方、国労は八二年七月の大会で、鉄労や全郵政をふくむ公企体労組懇談会の結成には反対していくとの方針をきめた。

**国労と国鉄共済労の組織統合**　五四年に分離してから二八年ぶりの八二年七月二九日に国鉄労働組合と国鉄共済労働組合は組織を統合した。名称および綱領は国労のそれをそのまま継承することとなったが、この統合をもたらしたの

は、六五年以降おこなわれてきた合理化反対の統一行動であった。

**公益民労の結成**　私鉄総連、日放労、全電力(以上総評)、交通労連、航空同盟(以上同盟)、全国ガス(中立労連)、電力総連、運輸労連(純中立)の八単産は、八三年三月三〇日に準備会をひらいたのち、四月二一日に公益民間労働組合連絡会(公益民労、約七〇万)を結成した。役員は輪番制とし、当面は隔月に定例会議をひらくなど、それはゆるやかな意見交換の場である。

**専門店ユニオン連合会の結成**　ゼンセン同盟は専門店チェーン関係の労組結成の準備をすすめていたが、八三年六月一五日東京・日本青年館に参加組合の代表ら約一〇〇〇人を集めて専門店ユニオン連合会SSUAの結成をみた。結成大会に参加したのはオールフレンド労組、高久労組、チヨダ靴店労組、やまと労組の六組合合計約四〇〇〇人で、八三年九月にゼンセン同盟に正式に加盟する予定。会長長嶋伸光(鈴屋)、事務局長大津寛司(専門店連本部)。

## 2　「労働戦線統一」の動き

**統一準備会、「全民労協」の年内発足の方針を確認**　八一年一二月一四日発足の労戦統一準備会は八二年五月二〇日の第六回会合以降、協議会移行に向けての運動方針、運営要綱、予算案などについて本格的な討議を開始し、六月二日の第七回会合で実質討議をほぼ終了した。この起草作業期間中に、組織の性格と目的について「基本構想*にもとづき」との文言をいれるかどうかで同盟系と総評系の単産代表のあいだに対立がうまれたが、結局、この協議会は、「統一準備会での討議経過をふまえ、相互信頼のうえにたって……」と、基本構想について言及を避けた政治的配慮の強いものとなった。こうして労戦統一準備会は、七月五日の第八回会合で、①年内発足をめざす民間協議会の名称を「全日本民間労働組合協議会(略称・全民労協)」とする、②全民労協への参加単位は産別組織を原則とするが、例外事項については機関はかって決定する、③機関としては総会、代表者会議をおき、機関を補足するものとして三役会議、書記長会議をひらく、④議決は合議制を原則とするが、運営上の民主制と慎重を尽くしても合議制が障害となった場合には多数決制も採用する、⑤役員は議長一人、副議長若干名、事務局長一人、幹事ならびに会計監査各若干名とし、事務局一〇～一五人程度とする、⑥会費は組合員一人につき二〇円とし、財政規模は年間約八八〇〇万円とする、などを最終的に決定した。

＊「基本構想」については、本年鑑第52集六九ページ以下参照。

**総評第六六回定期大会**　七月二五～二八日開催の定期大会では総評幹事会は、「共同行動を基礎に労戦統一の大事業をいっそう積極的に押し進めていく」との基本方針のもとに、「民間先行の労戦統一に対する経過と当面の態度」と題する「付属方針」を提示し、さらにこれの「補強」としてつぎの提起をおこなった。すなわち「付属方針」は、①ゆるやかな〝共同行動組織〟を発展させる民間協議体づくりに合意できたことを評価する、②今後「基本構想」またはそれにかわるものが示される場合、五項

目補強見解*の実現にむけ全力をつくす、③全民労協の発足を機会に未参加の総評民間単産ならびに純中立単産の参加を呼びかけていく、④春闘共闘会議は存続させ、質量ともに発展をはかり、〝国民春闘〟の構築に努める、などを内容としたものであった。これにたいして「補強」は「①『基本構想』に対し、総評は『五項目補強見解』を提起し、この立場に立って協議したが合意をみるにいたらなかった。したがって『基本構想』は凍結されたものと判断する②すでに準備会参加を決定している全国一般、全海連、全造船の三単産は八月五日に『準備会参加』の手続きをとる③三単産の参加が留保された場合、すでに参加している一二単産の協議会参加を留保する」などの点をつけ加えるものであった。

＊　五項目補強見解については、本年鑑52集七四ページ参照。

これにたいして大会では、全日通、炭労、鉄鋼労連など統一推進派の単産から、仮定の段階で一二単産留保を口にすべきでないとの「補強」への反対意見がのべられた。結局大会は、運輸一般、建設一般、医労協、国公労連の反主流四単産提出の全民労協参加反対の修正案を賛成少数で否決したうえで、「補強」を「①『基本構想』と『五項目補強見解』の論議は凍結されたものと判断し、団体間協議で明確にする②三単産は準備会参加の手続をすみやかにとり、総評幹事会として全力あげて実現のために努力する③すでに参加している一二単産は三単産の参加が実現できるように努力し、その結果をみて統一一対応について協議する」と修正し、全民労協参加の方向を決定した。

## 同盟拡大中央評議会

同盟の七月一二日の拡大中央評議会では宇佐見会長が、全民労協発足に向けての基本方針が基本構想への言及を避けていることについて、「基本構想が棚上げされたかのような誤解があるが、基本構想は厳然として存在している」と述べ、「各構成組織は……基本構想にもとづく統一の経過を周知徹底し、組織の強化をはかる」との方針を決定した。

## 三単産加盟問題と統一準備会

総評大会の決定をふまえて三単産は八月七日に統一準備会に参加を申し込んだが、八月九日の統一準備会幹事会では「基本構想の論議の凍結を確認し、三単産の参加を認める」べきだとする意見と、「三単産の加盟問題は全民労協発足後に協議しよう。『事実経過の尊重』の中には基本構想の尊重も含まれる」とする意見とが対立し、一〇月一二日と一〇月二八日の幹事会でも決着をみず、九月一日に参加を申し込んだ生保労連の加盟は認めたものの、三単産の参加は宙に浮いたままであった。そこで労働戦線統一推進会の六人のメンバー（中村鉄鋼労連、田淵全日通、竪山電機労連各委員長、宇佐美ゼンセン同盟、橋本電力労連、塩路自動車総連各会長）は局面打開のため一一月一〇日以降懇談を重ね、総評、同盟とも接触し、一一月二八日には竪山総連合議長、槇枝総評議長、宇佐美同盟会長のトップ会談もおこなわれた結果、ようやく一一月二九、三〇日の統一準備会幹事会と三〇日の第九回統一準備会で合意が得られた。すなわち、①生保労連と総評三単産の準備会参加を認め、②一二月一四日に全民労協結成総会を開催し、そこで「全民労協の活動は、『基本構想』にもとづいてすすめる。と同時にこの基本構想に対して補強意見をもっている組合もあるので、これらの意見について は、これからの全民労協の活動、討議などを通じて活かしていく」との内容をもつ「全民労協の発足について」を議題にする、③準備

会参加単産で既機関決定の単産は自動的に全民労協参加を認める、などのことを準備会は決定したのである。

### 全民労協結成総会

八二年一二月一四日東京・池之端文化センターに、統一準備会参加五一単産のうちすでに全民労協を結成している四一単産（合計約四二三万五〇〇〇人）から約二〇〇〇人の代表が参集して全民労協結成総会を開催した。総会は、①既述の「全民労協の結成について」と題する議案、②「全民労協は共同行動を推進するためのゆるやかな協議体である」とする「組織の性格」、③政策・制度課題の改善、労働条件の維持・向上、組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化などを謳った「活動方針」を満場一致決定した。役員は議長に竪山電機労連委員長、副議長に浅野全金同盟組合長、塩路自動車総連会長、鈴木商業労連会長、田淵全日通委員長、中村鉄鋼労連委員長、前川全機金委員長の六人、事務局長に山田ゼンセン同盟副会長、幹事に宇佐美ゼンセン同盟会長、及川電通労連委員長、岡村食品労連会長、金杉造船重機労連委員長、鈴木電力総連会長、土井海員組合長、田島生保労連委員長、立花合化労連委員長、田中全化同盟常任顧問の九人を選出した。なお当日全民労協に参加した四一単産はつぎのとおり。鉄鋼労連、合化労連、全日通、非鉄金属労連、電通労連（民間部門）（以上五総評）、ゼンセン同盟、全金同盟、造船重機労連、海員、一般同盟、交通労連、全化同盟、全食品同盟、紙パ総連合、航空同盟、建設同盟、資源労連、凸版労組、全炭鉱、基金労組、日本港湾、石油同盟（以上一七同盟）、電機労連、食品労連、全電線、全窯連、全石油、全国ガス、全国セメント、生保労連（以上八中立労連）、全機金、新化学、新運転、京滋地連（以上四新産別）、自動車総連、電力総連、運輸労連、商業労連、ゴム労連、全国自労、相銀全労（以上七純中立）。

### 政推会議、全民懇、民間労組共同行動会議の動向

これら労戦統一促進のためにつくられていた諸組織は、統一準備会の活動の進行と全民労協の成立にともない、順次解散するか活動を凍結するにいたった。全国民間労組委員長懇談会（全民懇、七〇年二月発足）は八二年九月一七日に解散総会をひらいて解散を決議し、民間労組共同行動会議（七三年一一月発足）は一〇月一二日に解散した。また政策推進労組会議（七六年一〇月結成）は八二年一二月二三日に代表者会議をひらいて、その活動を事実上凍結することをきめた。

### 統一労組懇と「あり方懇」の対応

統一労組懇は、全民労協発足の前日の一二月一三日に「この右よりの労働戦線再編に強く反対する」との声明を発表し、ついで一六日から三日間臨時総会をひらき、年次総会以降の活動を総括し春闘方針原案を採択するなかで、同組織の引間代表委員は全民労協やこれに協力する総評幹部を批判しつつ、統一労組懇が「労働者、国民の利益をまもる唯一のセンター」となりつつあることを強調した。他方、①金属機械、②中小企業一般、③化学、④印刷出版、⑤港湾、⑥紙パルプ、⑦造船、⑧私鉄・バス・ハイタクの八産業につくられた各「あり方懇」（「ナショナル・センターのあり方を考える労働者懇談会」）は、全民労協発足総会の当夜、合同で「右翼再編反対、全民労協不参加、八三春闘勝利、民間労組一二・一四総決起集会」を八丁堀勤労福祉会館でひらき、「資本からの独立、政党からの独立、一致する要求に基づく行動の統一」という初歩的で基

本的な三原則に立つ階級的ナショナルセンター確立」を訴えるアピールを採択した。

### 総評三顧問と労研センターの設立

岩井・太田・市川の総評三顧問が中心となり、一二月一七日に「総評労働運動の階級的・戦闘的な再生をめざし、これを核として日本労働運動の右傾化阻止、闘う運動路線の確立をめざす」「労働問題研究センター」設立の準備会を発足させた。そして二月七日にはつぎの運動基調案を発表して、センターを三月一日から発足させた。基調案の骨子はつぎのとおりである。

【労働問題研究センターの運動基調案・骨子】

設立の目的＝①政府・独占による政治反動化、軍事大国化路線反対、労働運動の右傾化阻止、反独占・国民春闘再構築、反行革、民主主義擁護、反戦・平和・反核・軍縮・反安保・改憲阻止の闘いの強化をめざす②そのため総評労働運動の階級的戦闘的な再生をめざし、これを核として、日本労働運動の右傾化阻止、闘う運動路線の確立をめざす。

活動を進める基本的立場＝①総評労働運動の階級的戦闘的再生を実現するため、全民労協への参加拒否を基本に据え、総評に結集する官民の労働運動およびこれをめぐる政府・独占の攻撃、右翼労働運動の実態について研究を深め、運動の総括を行い、そのうえに立って、具体的な批判、提言、呼びかけを積極的に行っていく②階級的労働運動にとって緊急な政治課題である反動的臨調行革路線・軍事大国化路線の阻止、民主主義擁護、反戦、反安保・改憲阻止の闘いの強化をめざし、日本における革新統一戦線の結成を促進する諸活動をすすめる③以上の目標実現には、長期的な視野と展望が必要であり「労研センター」に結集した幹部、活動家の中央・地方における産業横断的な交流と連帯強化を進め、強固な階級的思想に立つ幹部・活動家を中心に、労働運動再生の核づくりをすすめる④全民労協批判を続ける統一労組懇については、総評および日本労働運動右傾化阻止の運動目標で共通の立場に立つが「総評労働運動の階級的再生を通じて日本労働運動の強化をめざす」ことを基本とし、総評内外から運動を強化発展させていくことを期待する。その前提に立って、運動の大目標に沿った共通課題での共闘を進める。

具体的な行動の進め方＝①統一機関紙（当面月一回）の発行②運動路線、賃金、合理化、組織、社会保障、国際労働運動などについて、それぞれ研究部会を設置③中央・地方の学習討論会の組織④全国活動家交流集会の開催。

また総評三顧問は、総評が八三年度運動方針案を作成している時期をみはからい、八三年六月二九日に「これだけは運動方針には盛り込んで欲しい」との五点を総評執行部にたいする提言としてまとめ、発表した。そのなかで八三年春闘にふれ、「資本から自立していない全民労協がヘゲモニーをとった闘いは失敗に終った」と指摘し、「大衆に依拠してストで対決する、いかなる労働者も選別しない、要求で統一するという闘う総評のヘゲモニーで前進の道を切り開くしかない」と述べた。

### 全民労協への八単産参加

八三年三月一四日全民労協は第三回代表者会議をひらき、私鉄総連、全国金属、紙パ労連、繊維労連、全自交、全電力、日放労、全海連の総評八単産の参加を確認した。これで全民労協の組織勢力は四九単産約四八〇万人となった。一月段階では総評幹事会は、八単産に全国一般、全造船機械、ホテル労連、炭労の四つを加え、一二単産を加盟させることを予定していたが、四単産は内部の反発が強いため慎重な構えをみせ、春闘終了後に決定を持ち越した。

【参考資料】(1)労働省「昭和五七年労働組合基本調査報告」および「昭和五〇年労働組合基本調査報告」、(2)総評第六六回定期大会資料、(3)同盟第一七回定期大会資料、(4)『総評新聞』、(5)『同盟新聞』、(6)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(7)日本労働協会『労働運動白書』昭和五七年版

概要□総評の大会――総評第六六回定期大会／総評第六七回臨時大会／総評第六八回臨時大会／同盟第一九回年次全国大会――中立労連、新産別、総連合、金属労協の大会――中立労連第九回定期大会／新産別第三五回定期大会／全国大会／総連合第五回総会／金属労協第二回定期大会／主要労組の大会――電機労連第三〇回定期／日教組第五七回定期／全逓第三六回定期／私鉄総連第四六回定期／第四七回臨時／国労第四四回定期／動労第三八回定期／全電通第三五回定期／全国金属第五〇回定期／第五一回臨時／造船重機労連第一三回定期／自治労第四二回定期／ゼンセン同盟第八回定期／鉄鋼労連第六七回定期／全民労協／統一労組懇

# II 主要な労働組合の大会

## 概要

一、一九八二年七月から八三年六月の一カ年間に開催された労働組合中央組織の大会は、①八二年七月二五日～二八日の総評第六六回定期大会、一〇月二一日の第六七回臨時大会、八三年一月二〇・二一日の同盟第一六日の第六八回臨時大会、②八三年一月二八日の中立労連第九回定期大会、③八二年九月二八日の新産別第三五回定期全国大会、④八二年一〇月二六日～二八日の総連合第五回総会の七つであった。

一、総評第六六回定期大会は、「危機と不安に対抗する新たな連帯の構築」を基調とする八二年度運動方針案を決定した。労働戦線統一問題については、執行部提案の付属方針補強案を一部修正し、①「基本構想」と「五項目補強見解」の論議は凍結されたものと判断し、団体間協議で明確化する、②三単産は準備会参加の手続きをすみやかにとり、総評幹事会として全力をあげて実現のため努力する、③すでに参加している一二単産は、三単産の参加が実現できるよう努力し、その結果をみて統一対応について協議すると決定し、全民労協参加の方向を打ち出した。つづく第六七回臨時大会では、人勧凍結をはじめとする反国民的行革路線を阻止するため官民統一ストでたたかうとの秋季年末闘争方針を決定した。労戦統一問題で

は、総評三単産の準備会参加について、槇枝議長が大会あいさつのなかで、「選別排除の団体間合意が破棄されるなら、新たな統一対応の方針を打ち出す」と、総評系単産の全民労協加入を見合わせる考えのあることを示唆した。第六八回臨時大会では、①賃上げ七%以上、二万円の賃上げ実現、②八三年政治決戦勝利などを柱とする八三年春闘・政治決戦闘争方針を決定した。

一、同盟第一九回年次全国大会では、むこう一年間の活動方針である一一の決議案を採択した。大会あいさつのなかで宇佐美会長は、全民労協について「今後、この組織が着実な発展を遂げるために、同盟各構成組織が一丸となって対応していくことが重要」と述べ、また四月の統一地方選など一連の選挙については、中道政治勢力の結集を強調した。

一、中立労連第九回定期大会は、①全民労協の着実な発展に協力する、②中立労連のナショナルセンター機能を維持するが、全民労協との活動の重複を避けるよう検討する、③労働条件の擁護、福祉向上を原則に、第二臨調答申による行政改革の実施を求める、などを基調とする八二年度運動方針を決定した。新産別第三五回定期全国大会は、労働戦線統一問題について、①「統一準備会で確認された『協議会結成に当たっての基本方針』を基調に」、②「参加申し込みをした組織については原則としてこれを認める方向で今後も対処していく」と、全民労協に参加していくとの方針を決定した。また、総連合第五回総会の冒頭のあいさつのなかで竪山議長は、難航している労戦統一について、「今回の統一を後退させないという決意は各団体、各単産でも底流としてあるので、事態解決にあらゆる努力を継続したい」と、総評、同盟に協力を訴えた。

一、八二年の主要労組の大会論議には、年内に全民労協の発足がきまったものの、基本構想をめぐって総評と同盟の意見対立がみられたことが大きく影響を及ぼした。このため民間単産の定期大会では、全民労協参加の是非など昨年にひきつづいて労戦統一問題が議論の焦点となった。一方、官公労の大会では、行政改革への対応が論議の焦点となった。同盟、中立労連、新産別傘下の民間単産はほぼ足並みをそろえて全民労協参加を決定したのにたいし、総評傘下の民間単産ではその対応にかなりの差異がみられた。鉄鋼労連は全民労協に積極的に参加することを決定した。他方、私鉄総連、全国金属などは最終的には参加の決定をみたものの、内部に反対論が根強くみられた。官公労のなかでは労戦統一問題への積極的な対応策として、全電通が官公労統一のために「全公企体労組懇談会」の設置を提案した。これにたいして国労などは反対の意思表示を明確にするとともに、総評系の官公労はほとんどこの提案に冷淡な態度をとった。また、民間先行の労働戦線統一への対応について、総評系の単産は一部をのぞき、総評の五項目補強見解を堅持し、総評内で対処することを決定した。

# 1　総評の大会

## 1　総評第六六回定期大会

### 開会と槇枝議長のあいさつ

日本労働組合総評議会（総評）の第六六回定期大会は、「危機と不安に対抗する新たな連帯の構築を！」をスローガンに一九八二年七月二五日から四日間の日程で東京・日本青年館で開催された。

冒頭のあいさつで槇枝議長は、現在の労働者を取り巻く情勢を、政治の右傾化、国家財政破綻、雇用悪化と生活不安の増大など、「危機と不安の時代」と位置づけた。こうした情勢を打開するためには、政府・財界がすすめる経済均衡路線と軍備拡張路線の転換を求める以外にないとし、反自民の政治戦線を地域から形成していく必要性を訴えた。具体的には経済政策転換の要求として、減税、福祉施策強化、国民直結の公共投資増額、人事院勧告・仲裁裁定の完全実施など内需拡大型の政策を対置してたたかう姿勢を表明した。

また、労働戦線統一問題に言及し、共産党など左派との訣別をうたった「統一基本構想」について、「統一準備会が合意をみるに至らなかったという事実経過の確認のうえに立って、基本構想の論議を凍結し、ゆるやかな共闘組織としての全民労協の発足は、総評のこれまでの基本方針にてらして是認される」と強調した。さらに同盟の宇佐美会長が七月一九日の拡大中央評議会で、「基本構想尊重は当然」と発言していることにたいし、「基本構想に固執することはきわめて遺憾」と批判した。

つづいて、岡村中立労連事務局長、小方新産別委員長、飛鳥田社会党委員長、矢野公明党書記長らの来賓あいさつがおこなわれた。

### 運動方針提案

大会第一日目の午後、富塚事務局長は、①八二年度運動方針案、②秋から来春にかけての重点課題にたいする運動の具体化、③第二臨調報告にたいするわれわれの態度と「国民的行政改革」を求めて、④「労働戦線統一綱領」草案――全的統一を目指す総評の基本方針、⑤民間先行の労戦統一に対する経過と当面の態度（付属方針）とこの付属方針の補強案の五議案を提案した。そのなかで同事務局長は、不況による世界経済の行き詰まり、高齢化社会の到来、マイクロエレクトロニクスなど技術革新問題をとり上げ、「今こそ政治、経済、社会の全面での変化が必要」と強調した。さらに、来年の春闘について「草の根運動、地域での住民運動との連携を強化し、下からの運動を巻き起こすことが国民春闘の課題だ」と述べ、「草の根」的な連帯の輪を広げる方針を提起した。具体的には従来取り組んできた反核・軍縮闘争に加え①野菜の産地直送など国民の健康と栄養を守る運動、②きれいで、うまい水を飲む運動、③緑を大切にする運動などをあげた。これは、総評がすすめた反核・軍縮闘争が「草の根運動」と結びつき成果をあげたことを踏まえたものである。八三年政治決戦についても広範な国民を巻き込む大衆運動を組織し、国民の政治変革のエネル

ギーを掘り起こすことを強調した。労働戦線統一問題については、全民労協を評価しながらも、三単産（全国一般、全海連、全造船）の参加が拒否された場合、すでに参加している一二単産の参加も留保すると、基本構想凍結のあかしを求める方針を提案した。

採択された八二年度・総評運動方針は、①闘いの総括、②内外情勢について、③運動の基調と重点目標、④主要課題についての闘い、により構成されている。このうち、③運動の基調と重点目標はつぎのとおり。

【一九八二年度・総評運動方針・骨子】

1　危機と不安に対抗する新たな連帯行動の構築を――長期的・国際的視野に立った運動の展開を――（略）

2　一九八〇年代の労働運動の主要課題――平和で公正な連帯社会の実現

――

急速な高齢化社会の到来、財政難の深刻化を労働者国民への犠牲のシワ寄せで切り抜けようとする政府、財界主導の行財政改革の強行、さらには、危険な軍国主義化、反動化の動きが進められている。これに対抗して、わが国の社会を質的に改革し、労働者、国民の生活に根ざした、平和で公正な社会を実現するために、国民春闘路線を強化、発展させていくことが一層重要になっている。

《福祉型経済・社会への質的転換》

一九八〇年代後半の日本経済は、今のままでいくと、内需停滞、財政破綻、国際的孤立の深化の中で、二％台の低成長、失業の増大の新たな二重構造の拡大という極めて深刻な事態に追いこまれることも予想される。自民党政権や財界の対応策は、国際的な摩擦の激化に対する一時しのぎの妥協策であり、無原則な財政支出削減による「小さな政府」の実現である。こうした政策は、経済成長率をさらに低める危険な悪循環を生みだすことも確実である。この過程における福祉カットによって恵まれない人々の生活がいっそう圧迫され、労働者の雇用不安も急激に高まりつつある。

われわれが国民春闘の中で追求してきた経済・財政政策の福祉型転換こそが、日本経済の危険な方向に対する国民的どそれが緊急な時はない。

われわれは、賃金、雇用への闘いを強め、本経済を、生活を軸にした福祉型構造へと転い。

さらに、社会保障の充実をはじめとする高大量建設を中心とする住宅政策の確立、公共充実、中小企業政策の拡充など、八〇年代に対応した財政の確立を求める闘いを強めて

また、財政再建のために、不公平税制の是減、国民本位の行政改革の推進などに真剣に府の財政再建計画は事実上破綻しており、以内需の拡大を実現しうる中期的な財政再建必要になっている。

われわれは、当面、一兆円の減税と一兆円を目ざし、秋の闘いを強めていくことを出発へ向けて、経済・財政政策の福祉型転換へ向けて本格的な闘いを展開していく。

われわれの目指す福祉型社会は、単なる生活の量的な拡大だけではない。ロッキード汚職に象徴される政治の腐敗、右翼の横行、人間性を無視した競争の強制などわが国社会の荒廃に対抗する運動が緊急なものになっている。われわれは、民主主義の徹底を軸に、公正、連帯、進歩を目ざした運動を強めていくことが福祉型社会の実現にとって絶対に不可欠な課題なのである。

《国民春闘の発展を目指して》

われわれの、第一の重点課題はいわゆる〝管理春闘〟を打ち破り、あらゆる層の労働者にとって公正な賃金を実現していくことである。

この二～三年来、大企業労働者と中小零細企業労働者、組織労働者と未組織労働者の間で、賃上げ格差が拡大し、社会的に不当な賃金格差は一向に縮小していない。われわれの賃金闘争では、底辺の労働者の実質賃金、実質生活を守るための運動を強め、社会的に公正な賃金や生活を実現する

ことを重視していく。このために、地域春闘の強化、最低賃金の引上げに全力をあげていく。

また、今春闘では実質賃金の確保には成功したものの、税金や社会保険料を含めた可処分所得の水準を実質的に確保したかどうかは疑問である。そこで、実質生活水準の確保のために、実質可処分所得の上昇に連がる賃上げを目指す闘いを強めていく。また、われわれの春闘によって大きく左右される内需ことに個人消費の拡大はますます緊急なものになっている。それは、輸出や財政の成長への寄与が今後低下し、経済停滞が予想される以上に深刻なものになることが確実だからである。そこで、賃上げや減税による所得の上昇をはかり、住民、地域開発、福祉需要などの拡大による内需の拡大が絶対に必要だからである。したがって、先に述べたようにわれわれは国民春闘の目標である経済の福祉型転換のための闘いを強化していかねばならない。

政府と資本が一体となった春闘賃上げ抑制の体制である〝管理春闘〟の機構を打ち破るために、産業別組合の闘争力の強化、先行グループ方式の強化、さらには多面的な業種別共闘の効果的な組み合せなど、共闘態勢確立のための抜本的な強化策を確立していく。

国民春闘共闘会議は、国民諸階層とも共通する課題の追求、社会的格差の是正、官民分断を許さない闘いの強化のために今日その役割は一層高まっている。この結果を基盤に、労働四団体、あらゆる業種別、地域別の共闘態勢を強め総労働態勢の確立をはかっていく。

《新たな技術革新下の雇用の確保と労働時間短縮闘争の強化》

成長率の低下、マイクロ・エレクトロニクス革命の急進展、さらには新興開発途上国（ＮＩＣＳ）の追い上げなどが重なり合って、雇用情勢の悪化が見込まれており、これへの対抗策を具体化することが緊急に求められている。

そこで、まず経済政策の転換をはかり、内需拡大をはじめ福祉型の経済成長をはかっていくことが必要である。また、地域での公共・福祉部門での投資と雇用の拡大をはかっていく。さらに、マイクロ・エレクトロニクス革命が雇用、労働、生活、国際関係に及ぼす影響を明らかにし、その対抗策を講じていくことが重要である。

高齢化社会の到来によって、わが国の「終身雇用制」などの企業的雇用保障制度は大きく揺らぎつつある。そこで、ことに高齢労働者の雇用の安定をはかるために定年制の法制化、六〇歳前半層の雇用確保策など、国家的雇用保障政策の抜本的な確立を急がなければならない。

労働時間短縮は、雇用の安定、生活の質の改善、国際的労働条件の平準化などのために、ますます重大な課題となっている。ＩＬＯ四七号条約の批准、労働基準法の改正、週四〇時間、週休二日制、有給休暇の拡大などの運動を強めることによって、早急に年間総労働時間を二〇〇〇時間以下にするという労働者全体の要求を実現していく。

賃金格差の拡大と同様、労働時間、労働災害、雇用条件などの面でも、格差の拡大が目立っている。われわれは、労働諸条件の社会的な最低限規制を強化することで、格差の縮小をはかることを運動の重要な目標にしていく。

また、就労構造や労働態様の変化に即応した労働基準法の全面改正が急務となっており、とりくみを強化する。

《高齢化社会への総合的政策の確立》（略）

《国民本位の行政改革の推進》

われわれ国民が行政改革に期待していたことは、「政・官・財の癒着」の是正であり、八〇年代高齢化社会などの新たな社会的ニーズに対応する国家機構を生み出すことであり、また、国民に対して開かれ、分権化された国家への改革であった。だが、臨調第一次答申四部会報告をみるかぎり以上のような国民の期待は裏切られた。また、臨調基本答申でも、今日の行政改革への時代的要請に正面から答えるのではなく、三公社の分割民営化にむけ問題を矮小化し、国鉄赤字線の全面的切り捨てや労働組合の弱体化を担うだけのものになっている。

臨調の発足にあたって叫ばれた「増税なき財政再建」も、目下の大幅な税収欠陥と赤字国債増発の下では、虚しいものになっている。

われわれは、地域住民と労働者の連携の下に臨調答申の反国民的な部分に反撃しつつ同時に今こそ、国民の求める八〇年代社会の要請に応える「民主、公正、効率」の原則に立った行政改革の中期的な課題として取組んでいかなければならない。

一兆円減税の実現、不公正税制の是正は、今や収入の全てに課税されているような現実からすれば緊急目標である。それはまた経済の異常な停滞に対しても内需拡大による福祉型経済成長のためにも絶対に必要である。

（第二臨調報告に対する態度と当面の闘いについては、議題3参照のこと。）

《反核、軍縮、平和運動の新たなうねりを》（略）

《民間共同行動の強化と全的統一への取り組み》

われわれは壮大な労働戦線の統一を八〇年代の重要な戦略課題にすえ、その第一歩として民間労働組合の先行統一にふみ切った。しかし、統一推進会が打ち出した基本構想をめぐって多くの論議が起った。このため総連合を中心にナショナルセンター間で協議を重ねるとともに、五項目補強見解を堅持しつつ総評傘下の民間単産が統一して準備会に参加することを決定した。

民間準備会は年内に協議会発足を目指して論議を進めているが、統一の成否はなにより共同行動が前進するか否かにかかっている。組織率が四分の一弱にまで落ちこみ、しかも四分五裂している民間労働組合の現状では統一は避けることのできない必然性をもっている。しかし、共通し、一致する要求での運動や闘いの強化なくしては大衆的基盤に支えられた統一を達成することはできない。

同時に民間だけの統一が限界をもつこともあきらかである。官公労働者、未組織労働者を含めた全的統一こそわれわれが目指す壮大な統一であり、このための活動を本格化することも重要な課題となってきている。そこでは中央、地方の春闘共闘会議の活動が改めて問い直されねばならないし、また四団体共闘の充実、強化も中央段階だけにとどめてはならない。さらに未組織労働者の組織化も全的統一の視点から中期計画をもって取り組む段階になってきている。われわれは八〇年代の日本の労働組合運動の新たな前進と発展のために共同行動を基礎に労働戦線統一の大事業をいっそう積極的に押し進めていく。

（当面の対応については付属方針を、また、『統一綱領』草案を参照。）

《組織の強化・拡大と地域労働運動の再構築》（略）

《婦人、文化、教育問題への新たな挑戦》（略）

《平和と開発を軸にした国際連帯活動の強化》（略）

3　一九八三年政治決戦への対応――日本社会の流れを変えるために――

（略）

## 運動方針案をめぐる質疑討論

行政改革、春闘、反核・軍縮などにかんし活発な意見が出された。

労働戦線統一問題が最大の焦点となった。

労働戦線統一問題については、運動方針案の付属方針案（「民間先行の労働戦線統一に対する経過と当面の態度」）について提出された執行部の補強案（後掲）をめぐって、統一準備会に参加している単産から強い不満が表明された。この補強案は、統一準備会への当面の対応策を提示したものであり、①「基本構想」にたいし総評は「五項目補強見解」を提起し協議したが、合意をみるにいたらなかった。したがって「基本構想」は凍結されたものと判断する、②総評方針にもとづく「統一対応」によりすでに準備会参加を決定している全国一般、全海連、全造船機械の三単産は「準備会参加」の手続きをとり、参加が留保された場合、すでに参加している一二単産の協議会参加を留保する、などからなっていた。この補強案のうち全民労協への一二単産参加留保にたいし、すでに参加している単産から、「仮定の問題を議論すべきではない」（全日通）、「三単産参加が保留されるような前提での提案には納得しかねる。削除すべきだ」（電通労連）などの批判が出た。また、私鉄総連は三単産参加問題について、「総評幹事会は団体間協議の再開を通じてその実現を期する。すでに参加している単産は準備会における活動を通じて幹事会が取り組む団体間協議の成功のため全力をあげる」と補強案の修正を求めた。

これらの意見にたいし、国労、動労、全港湾、地方組織などは、補強案の手直しに反対し、準備会参加単産と意見を異にし、基本構想そのものの凍結を求め、五項目補強案堅持を訴えた。また、運輸一般、医労協、建設一般全日自労、国公労連の統一労組懇系の四単産は、統一準備会との関係を絶ち、政党支持自由化を求めた修正案を提案した。補強案についても「あいつぐ取りつくろいで、総評執行部の方針は破綻している」（運輸一般）と批判した。

執行部は、主流派内の意見対立が表面化した労働戦線統一問題について、大会三日目に補強案の修正を決意し、準備会参加単産の意見を入れるかたちで、執行部提案の付属方針補強案の手直しをすることを提案した。そして、①「基本構想」と「五項目補強見解」の論議は凍結されたものと判断し、団体間協議で明確化する、②三単産は準備会参加の手続きをすみやかにとり、総評幹事会として全力をあげて実現のため努力する、③すでに参加している一二単産は、三単産の参加が実現できるよう努力し、その結果をみて統一対応について協議する――を骨子とする内容に修正することを明らかにし当初方針を改めた。

なお、執行部から提案された「民間先行の労働戦線統一に対する経過と当面の態度について」の補強（案）はつぎのとおり。

【『民間先行の労働戦線統一に対する経過と当面の態度について』の補強（案）】

1　『基本構想』に対し、総評は『五項目補強見解』を提起し、この立場にたって協議したが合意をみるにいたらなかった。したがって「基本構想」は凍結されたものと判断する。

2　「全民労協」の性格、目的は、ゆるやかな共同行動体として、一致した要求・課題で共同行動を積み上げ、信頼関係を築きあげていくことに合意しており、参加を希望する単産に門戸を開放することは当然である。

3　総評方針にもとづく「統一対応」により、すでに準備会参加を決定している全国一般、全海連、全造船機械の三単産は、八月五日に「準備会参加」の手続きをとる。

4　三単産の参加が留保された場合、すでに参加している一二単産の協議会参加を留保する。

5　総評として、「五項目」課題を運動面で展開するため主体的に努力する。

**事務局長の総括答弁**　総括答弁にたった富塚事務局長は、「全民労協については、労使協調路線などの見方があるが、総評内の官公労、民間、地域がまとまり、歯止めをかけることが重要」と、労戦統一のなかで総評が主導権をにぎるとの考えを表明し、「統一的対応」を改めて訴えた。また、来春闘について「生活実感のなかから要求額を組み立てていく」とし、格差が拡大しつつある中小・未組織へのとりくみ強化を表明した。行政改革については、何でも反対ととられないよう、国民のための行革推進を強力に展開するとの基本姿勢を示した。

なお、統一労組懇系の四単産が提出した労戦統一の修正案と政党支持自由化の修正案は賛成少数で否決され、執行部提案が賛成多数で採択された。ただし「労戦統一綱領」については、一年間職場討議をつづけ、来年の大会で採択することとなった。このほか、槇枝議長、富塚事務局長の四選を決めたが、副議長人事については、定数や人選をめぐって調整がつかず、一〇月の拡大評議員会まで現在の一一人が留任することとなった。大会宣言をもって閉幕した。

## 2　総評第六七回臨時大会

### 大会の課題――反国民的行革路線への対応

総評は、人勧凍結をはじめとする反国民的行革路線と対決するため、八二年一〇月二一日、東京・都市センターホールで第六七回臨時大会を開催した。冒頭あいさつに立った槇枝議長は、臨時大会について「軍拡路線と財界主導の行革攻撃のなかで、労働者と勤労国民を大結集して闘う体制を確立するために開催した」と位置づけた。そして「人勧凍結をはじめとする反国民的行革路線を阻止するため、全労働者がまず全一日を頂点とする強力な統一ストをもって闘う体制を確立するよう」呼びかけた。また、解散・総選挙に追い込むたたかいの必要性を強調し、各野党にたいし「小異をすてて、セクトを排し、協力して政局の一大転換に立ち上がるべきだ」と訴えた。さらに労働戦線統一問題に言及し、「総評系三単産の統一準備会参加が、一二日の幹事会で決定されなかったことは遺憾だ。一二月に全民労協を発足させるためには総評の対応として、二八日の準備会幹事会で決定することがタイムリミットだ」と、三単産の参加に難色を示している同盟系単産に前向きの対応を求めた。そして「『誠意をもって共闘を進め、真の統一に向かって参加を決定した単産に対して門戸を開放する』という選別排除の団体間合意が破棄されるなら、新たな統一対応の方針を打ち出す」と述べ、総評系単産の全民労協加入を見合わせる考えのあることを示唆した。

### 秋季年末闘争方針の提案と質疑討論

ひきつづいて富塚事務局長が、①大衆行動を積み上げ、決定的段階には全一日を目標として統一ストを設定する、②労働四団体の連携を強化し、野党間の協力を呼びかけ、勤労国民の共闘拡大に努力する、③自民党の政権タライ回しに反対し、「護憲」、「政治倫理の確立」、「国民生活擁護」の三課題で国民を結集し、八三年政治決戦に展望を見いだす――を盛り込んだ秋季年末闘争方針を提案した。

この提案を受けた討論では、官民統一ストの戦術問題に意見が集中し、統一スト参加の意思を明らかにしたうえで、「世論形成のため、従来の枠をこえた大衆行動の徹底的な積み上げを」（全逓）、「大衆に依拠できる運動を大胆に提起してほしい」（全開発）などの要請が出された。また、民間単産や地方代表からは、「政治的になりすぎている。突然の二四時間スト提起に批判もあるが、官民合わせての根回しを十分に」（全造船機械）、「官民一体の闘いにしなければならない」（長崎県評）、「小さなスト反復し、民間も何とか包み、来春闘まで継続的な闘いを」（福岡県評）などの意見が出された。

統一労組懇系の国公労連、運輸一般、医労協の代表から、現在の四団体共闘や三課題を軸とする新たな政権構想にたいして批判がなされ、「四団体共闘を基軸とするのでは成果が期待できない。総評は三課題での政権構想を打ち出しているが、現在の政治的対決点をそらしている」（運輸一般）などの発言が出された。

### 事務局長の総括答弁と諸決議

総括答弁にたった富塚事務局長は、民間単産が人勧凍結問題だけでストを構えることは困難との指摘にたいし、「人勧・仲裁凍結は

全労働者への攻撃であり、ゼネスト的闘争を組む必要がある」と、官民一体の全労働者の取り組みをあらためて強調した。さらに、四団体共闘批判については、「今、総評だけが闘っても有効な闘いができる状況ではない。一人でも多く参加できるようにする努力が必要だ」と述べた。大会は、全一日のストライキ態勢確立を軸とする秋季闘争方針を原案通り採択するとともに、さらに、秋季闘争強化のための財政措置（闘争資金一億円の解除）と政治資金一人一〇〇〇円カンパの拠出を決定した。そして「ポーランド〝連帯〟労組を解体する新労組法に対する抗議と〝連帯〟支援活動強化に関する決議」と大会宣言を採択し閉会した。

なお、懸案となっていた副議長人事については、選出を次期大会まで持ち越し、それまで現体制によって執行することを確認した。

## 3　総評第六八回臨時大会

### 大会の課題——春闘と選挙の態勢固め

総評は、春闘と選挙の態勢固めをはかるため第六八回臨時大会を、「ストップ・ザ・中曽根」のスローガンのもと、二月一五・一六日の両日、東京・日比谷公会堂で開催した。大会は、①賃上げ七％以上、二万円の賃上げ実現、②人事院勧告完全実施、③一兆四千億円の減税実現、④八三年政治決戦勝利などを柱とする八三年春闘・政治決戦闘争方針案および当面する年金改悪阻止のための運動強化等の付属方針案を承認し、さらに「今こそ、日本の未来と進路を決する重大な闘いに総決起し、勝利しよう」との大会宣言を採択し閉会した。

冒頭のあいさつのなかで槇枝議長は、「ストップ・ザ・中曽根の闘いこそがいま、最大の課題であり、八三年国民春闘も政治決戦も、反中曽根の闘いの高揚いかんにかかっている」と述べ、今春闘を政治春闘ととらえ、政治対決の必要性を強調した。具体的な戦術として、全労働者と全野党、民主団体が共闘を強め、国民が総反撃、総行動に立ち上がることを訴えた。同議長は、中曽根内閣について、「内政では国家主義、外交では大国主義、防衛では軍国主義に急傾斜するなどすべてが独裁的で、歴代内閣のなかでも極めて反動的で危険な政府であり、政治体質は最も右翼的政治勢力の台頭を代表するものだ」と批判した。

### 春闘方針ほかの提案と質議討論

ひきつづき富塚事務局長が「八三年春闘・政治決戦闘争方針案」を提起し、とくに賃金闘争の戦術配置については、①中堅・中小の金属、化学、商業サービス、マスコミなどの組合が三月三一日～四月二日に回答指定日を設定、三月三一日に統一ストを構える、②四月中旬に予想される金属労協回答の賃金押し上げをはかる、③四月二四日の統一地方選挙後に官公労などを中心に後段闘争を配置し、同時に、中小・地場産業労働者の格差解消をめざす——という三段階の闘争日程を提案した。

これにたいし主要な民間単産から「四月中旬のJCグループの闘いから一〇日以上もブランクを置いた後段の闘いができるのか。四月上、中旬に官民あわせた集中的な闘いを配置してほしい」（全国金属）、「春闘の決戦ゾーンはできるだけ短期集中的に配置し、四月

上、中旬に決戦時期を設けてほしい。三段階戦術配置では、中小労組を孤立化させ、産業間の賃上げ格差が拡大するばかりだ」（全日通）など、本部提起の「三段階論」への批判的な意見が出された。

また、大会初日、運輸一般、建設一般全日自労、医労協、国公労連の統一組懇系四単産が、労働戦線統一問題について緊急動議を提出し、①総評は全民労協に参加せず、あらゆる右翼的策動にたいしてたたかう方針を確立する、②総評は七〇年大会で確認した労働戦線統一四原則にもとづいて対処することを求めた。しかし、この緊急動議は、賛成少数で否決された。さらに統一労組懇系の組合は、春闘要求や春闘のたたかい方、四団体共闘などについても批判を展開した。

**事務局長の総括答弁と諸決議**

総括答弁にたった富塚事務局長は、「この春闘で具体的な成果をあげないと政治決戦を十分に闘えない。そのため、人勧凍結、行革など官民の違和感をなくし、全労働者が立ちあがる態勢づくりをめざす」と発言した。春闘の戦術配置については、「三月三〇日から四月二日までを回答指定日とする第一グループの闘いを重視することとし、減税実現などをからめて三月三一日に官民統一ストを配置して、同盟、全民労協など他の団体にも呼びかけていく。また、四日中、下旬の闘いについては、金属労協回答の動向や政治情勢をみながら判断していく」と述べるにとどめた。さらに、人事院勧告完全実施、減税、田中辞職勧告決議などの要求実現に大衆動員をかけるなど、院内外の活動強化を主張した。

大会は最後に、米・原子力空母エンタープライズ佐世保寄港阻止闘争に関する特別決議、日雇健康保険の廃止反対、不安定就業労働者の社会保険適用と制度改善闘争を強化する決議、雇用失業対策の抜本的拡充、失対事業の六五歳線引き首切り阻止のたたかい強化に関する決議、和歌山県田辺市天神崎買い取り（ナショナル・トラスト）運動等に対する特別支援決議の四つを採択し、大会スローガンと大会宣言を決めて閉会した。

## 2　同盟第一九回年次全国大会

**開会と宇佐美会長あいさつ**

日本労働総同盟（同盟）の第一九回年次全国大会は、東京・新宿の東京厚生年金会館において八三年一月二〇・二一日の日程で開催された。同盟の年次大会は、二年ごとの定期大会の間にひらかれるもので、役員改選や運動方針の提案はなく、むこう一年間の活動方針である一一の決議案が提案され、決定された。

冒頭、あいさつにたった宇佐美会長は、同盟の賃上げ要求基準七%、一万三五〇〇円の要求基準は「国民経済との整合性を重視したもの」であることを強調。同時に、日経連の「定昇のみベースアップゼロ」という賃金抑制方針にたいし、「賃金を抑制したら内需の拡大は不可能だ。わが国の潜在成長力は五%あり、それを引き出して経済に活力を与え、諸外国と協力協調を図ることがわが国が取るべき政策だ」と批判した。さらに「経営側の賃金抑制の主張に、い

かに対応するか労働組合側の真価が問われている」としたうえ、「今年は亥（い）年、イノシシからキバを取ってしまえばブタになってしまう。ストライキのできない組合では労使対等の交渉はできない」とストも辞さない闘争態勢の確立を訴えた。

昨年一二月発足した全日本民間労働組合協議会（全民労協）について宇佐美会長は、「今後、この組織が着実な発展を遂げるために、同盟各構成組織が一丸となって対応していくことが重要」と述べた。また、四月の統一地方選など一連の選挙について、「自民党に代わり得る政治勢力を育成しなければならない」とし、中道政治勢力の結集を強調、中道四党の選挙協力体制をつくるため、同盟をふくめた五者協議の場を設けることを提唱した。

**一一決議案の提案説明と質疑討論**

大会二日目、田中書記長が、①八三年度賃金闘争、②仲裁裁定と人事院勧告の完全実施、③雇用の安定をめざす政策活動の推進、④労働時間短縮、⑤行政改革の断行、⑥福祉政策の充実、⑦労働戦線統一、⑧国際活動の強化、⑨平和と軍縮、⑩ポーランド自主管理労組「連帯」支持、⑪八三年政治決戦勝利、の一一決議案を一括提案した。提案説明のなかで書記長は賃金闘争について、経営側の「我慢の哲学」に対置して、「撃ちてし止まん」と反撃し、「賃上げ実現で一矢むくいることが大事だ」と強調した。

採択された一一の決議案のうち三つの要旨をつぎにあげておく。

【同盟・第一九回年次大会決議・要旨】

・一九八三年度賃金闘争に関する決議

世界的に物価は鎮静、金利は安定化したが、鉱工業生産が低落するという中で、失業者が増え続けている。一方、日本経済も昨年の経済に比べてマイナスという形になってきている。国の予算をみてみると、福祉の切り捨ての中、防衛費だけが突出している。こんな中で日本の内需景気喚起は、消費景気以外にない。

中期的な経済見通しを五％台にして、失業率を一・七％に堅持していこうというのが同盟の考え方であるが、まず、今年は四％の経済成長を実現して、雇用の悪化を防ぐ。

このためには、内需の拡大をしていかなければならないが、要求基準七％・一万三千五百円の賃上げ、そして一兆円の所得減税、二兆円の公共投資の拡大で内需の刺激を行っていく、との要求貫徹に向かって邁進していく。

今年の特徴は、まずポイント賃金にウェイトを置いた。それは、三十五歳男子、勤続十七年の標準労働者で到達すべきポイント賃金水準は、二十三万円、十八歳ポイント、高卒で十万五千円である。同盟の全労働者がこの基準達成の方向づけをぜひ行いたい。

具体的な闘争としては、一兆円減税の実現をはじめとする政策闘争を四団体との連携のもと一段と強化していく。同盟傘下産別・単組は七％要求基準の完全獲得に向かって万全の体制を確立し、誠意のない経営者に対しては強力なストをもって臨むと同時に、初めから争議支援対策委員会を設置し、委員会の機能を強化して闘争を進めていく。

・労働時間短縮に関する決議

労働時間が国際比較の中で、日本が長いとの指摘からも、すべての組合が八五年度までに年間総労働時間を二千時間以内にする、われわれの目標に照らして、年間所定労働時間を短縮するため完全週休二日制の確立に向けた努力を一段と強化する。

次に七〇年代後半以降、年間総労働時間が趨勢的に増加してきた最大の要因である時間外労働の削減に重大な決意を持って取り組む。そのため、時間外労働協定の更改に際しては、組合員平均年間百五十時間以内を目途として見直しを行う。

残業時間に対しては、年間百五十時間にすべきだと主張していくとともに、三六協定適正化に関する行政指導の徹底を要求していく。

また、八二年四月に公布された新銀行法に基づき、可及的速やかに政令で土曜日を銀行休日指定することは、月一回ではあるが八月一日より実施の方向となっている。これと、国家公務員の四週五休制を完全週休二日制

へ向けて、さらに週休日の増加をはかることを要求していく。

・労働戦線統一に関する決議

昨年の十二月十四日、民間の主要労働組合四十一単産、四百二十五万の労働者が結集して、全民労協が誕生した。

同盟は基本構想に賛成であるから、準備会の段階で基本構想の問題をはっきり決着をつけて、きっちりとした形で協議会を発足すべきであると強く主張したが、エネルギー、行革問題等も外された。

しかしながら、全民労協は、今後克服すべきいくつかの主要な課題をかかえつつも、民主的労働組合運動の強力な統一をめざして、その第一歩を踏みだしたものであり、高く評価されるべきものである。今後は同盟に結集する仲間が全民労協の場で、われわれ同盟の考え方を主張し、全民労協を同盟の考え方、同盟のやっている具体的な闘い方に持っていくかがわれわれの仕事である。

右の決議案をめぐる質議討論では、とくに八三年度賃金闘争にかんし、「七%の賃上げ要求基準が納得できない」（全金同盟）、「同盟や全民労協など多くの民間産業の仲間と連携を密にし、経営側に対する反撃の一大キャンペーンを張ってほしい」（ゼンセン同盟）などの意見が出た。七%要求基準の根拠について河野調査局長は、「賃上げ要求基準は、明年度の望ましい日本経済の成長率がどの程度なのかを前提として、そのためにはどういう経済政策と何%の賃上げが必要かを考えて決めている」と述べた。このほか、労働四団体が日経連、経団連に申し入れた公開討論実現の見通し（全化同盟）、一兆円減税実現への取り組み（全金同盟）、人勧の凍結撤回への活動、最賃制度の抜本的な検討（以上ゼンセン同盟）などについて質疑がおこなわれた。

最後に、各決議を満場一致で採択し当面のたたかう方針を確立するとともに、「民主的労働運動の原点を踏まえ、中期かつ高次の視野をもった行動力で新しい秩序の建設を目標に、二百五十万同志が一丸となって果敢に挑戦する」との大会宣言を発表し、二日間の大会の幕を閉じた。

## 3　中立労連、新産別、総連合、金属労協の大会

### 1　中立労連第九回定期大会

中立労働組合連絡会議（中立労連）の第九回定期大会は、八二年九月二八日、東京・東條会館ホールで開催された。冒頭あいさつに立った竪山議長は、最近の政府・自民党の姿勢について、「憲法改正や軍事体制の強化、教科書問題などで反動的姿勢を露骨にしている」と述べ、きびしい批判をくわえた。労働戦線統一問題については、総評三単産の参加問題をめぐり総評と同盟系単産の間で対立が表面化していることについて、「（この問題を協議する）統一準備会幹事会が一〇月一二日に開催されるので、対立、競合関係にある組合間の根回しを含め、全民労協がスッキリした形で発足できるよう努力したい」と決意を表明した。また、全民労協発足後の中立労連のあり方について、「発展的解消も考えなければならないが、当分

はその活動と機能を保持していく」としながらも、全民労協との活動の重複を極力避けるため、運動を整備する必要があるとの考えを示した。さらに、国民春闘共闘会議についてふれ、その機構・運営をふくめ新たな位置づけを現在、総評との間で検討していると述べた。他方、人勧凍結問題に関して同議長は、「労働四団体は、人勧・仲裁裁定完全実施を求めて共同行動を強化しているが、労働基本権制約の代償としてこれらを尊重することは当然」と強調し、「これら人勧扱いの推移は来春闘にも影響をもたらすことを重視すべきだ」と中立労連としても重大な関心を持つべきだと訴えた。

午後、岡村事務局長が、①全民労協の着実な発展に積極的に協力する、②中立労連のナショナルセンター機能を維持するが、全民労協との活動の重複を避けるよう検討する、③労働組合の経営参加を推進する、④労働基本権の擁護、福祉向上を原則に、第二臨調答申による行政改革の実施を求める、⑤原水爆禁止運動の発展に努力するが、原子力の平和利用に反対する運動の混入で原水禁運動が分断されないよう努める、などを基調とする一九八二年度運動方針を提案した。同方針は、一、情勢と運動の基調と、二、運動の具体的な進め方の二部からなるが、「運動の基調」の骨子はつぎのとおり。

【中立労連運動方針・運動の基調・要旨】

1　賃金引き上げ、労働条件の改善など、労働組合にとって本来的な運動課題については賃上げ闘争における共闘の拡大・強化をはかっていく点において、また労働条件に関する産業別組織間の情報交流・共同研究・法改正を含む政策要求をすすめる点において、ナショナル・センターとしての機能を発揮させながら運動をすすめていく。中立労連は全民労協の着実な発展に積極的に協力し、新たな共闘体制を構築する。国民春闘共闘会議についてはこのような情勢を踏まえ、官民の共闘機能が継承できるよう、総評との間で検討を行なう。

2　政策制度闘争において、労働者側の総意を結集し、これを院内の野党共闘の強化に連動させ、さらに国民的運動を組織して要求を実現する、という基本戦略のもとに運動をすすめていく。

3　完全雇用と高齢化社会に対応できる福祉社会の建設が国家の最高目標となるよう政府に対する発言力を強め、あらゆる政策活動に参加をしていく。企業・産業に対しては、事前協議制や経営参加を推進するほか、産業政策にかかわる労使協議制を充実させ、企業内の参加体制を含めて経済活動全般における参加を徹底していく。

4　労働組合側の合意形成に至っていないエネルギー政策、食料・農業政策、行政改革問題などについては、中立労連として整合性のある要求を提言しながら、労働側の一致点を見い出す努力をしていく。行政改革については、労働基本権ならびに労働条件の擁護を前提に行政の効率化、民主化、福祉サービスの向上を原則に、これまでの政府の行財政運営の無責任さを追及しながら、第二次臨時行政調査会の答申の実施を要求し、その積極的推進をはかっていく。

5　中立労連のナショナル・センター機能を維持し、政策能力と行動力の強化につとめる。

6　全民労協の結成はこれまで中立労連が主張してきた労働戦線の統一の方向にそうものであり、この組織の発展に積極的な協力を行なわなければならない。このため、中立労連加盟各組合の全民労協への加盟を促進し全民労協の機能を強化し、労働四団体との役割分担を明らかにしながら、将来の唯一の民間組合のセンター作りをめざして体制整備が行なえるようにしなければならない。

7、8　（略）

運動方針をめぐる質疑討論のなかで生保労連は、税制改善とりくみ強化の立場から、「政府が増税路線を強め、生命保険料控除の廃止を検討していると伝えられるが、これは生保産業労働者だけでなく国民的課題として重視すべきだ」と訴えた。さらに生保労連は、「統一準備会参加を申請したが、いつ参加できるかまだ報告がない。

早い機会に参加が実現できるよう要望してほしい」との意見を出した。答弁に立った岡村事務局長は、①税制の改善、とくに、減税については、その実現にむけ努力したい、②全民労協への参加問題は、中立労連で決める問題ではないが、参加促進のため努力し、一日も早く参加を実現させたい、と述べた。ほかに、映演総連が、人勧凍結、臨調基本答申は国民にたいする合理化攻撃で、臨調答申に反対する立場を堅持する必要があるし、臨調では当然軍事費についてもとりくまねばならない、労働四団体賃上げ要求統一基準反対、経営参加の課題はよくわからないし、経営側のペースに巻き込まれる、などの意見を出した。これらにたいし事務局長は、「臨調内では防衛費増強論もあったが、答申には明記していない。一応の歯止めをかけたといえる。経営参加問題は、経営側にも差異があり、これを一律に扱えとはいっていない。我々の生活条件向上の努力を労使双方ですべきだし、向こうがそれを否定するなら闘うしかない」などと、中立労連の考え方を表明した。

同方針案は、原案通り採択され、役員選出では、竪山議長、岡村事務局長らを再選した。

## 2　新産別第三五回定期全国大会

全国産業別労働組合（新産別）第三五回定期全国大会は、八二年一〇月二六日から三日間、東京・池之端文化センターで開催され、①組合民主主義の徹底、②労働条件の社会化と生活防衛、③平和四原則にもとづく平和――を基調とした一九八三年度運動方針を執行部の原案通り決定した。冒頭あいさつに立った小方委員長は、「人勧凍結は、労働組合無視の暴挙であり、行革の名を借りた新たな資本の攻勢」と指摘、「いま、労働運動が明らかに守勢に立たされているとき、自らの欠陥に勇気をもって取り組むことなくして運動の活性化は期すべくもない」と述べ、現状をふまえた着実な前進を訴えた。労働戦線統一問題については、「目に見えた前進がみられない場合でも、質的に現状より後退することがあってはならない」と基本的な考えを述べた。さらに「共通する一致点での協力関係の設定」と「相互排除に代わる相互尊重の精神に立たない限り統一の前進はありえない」と、全民労協の円満な発足を強調した。

来賓は戦線統一問題にふれ、富塚総評事務局長が、「基本構想の論議凍結、三単産の参加を認めるということでご努力を」と発言したのにたいし、浅野同盟副会長は、「無原則であってはならない」と、事実経過にもとづく基本構想の理解が前提になると述べた。また、竪山中立労連議長は、「今回の総評三単産の参加をめぐり、合意づくりに努力している」ことを明らかにした。さらに、全民労協発足後における総連合のあり方について言及し、「総連合の機能を保持するのは当然だ」と存続が注目されていた総連合の扱いについて述べた。

つづいて富田書記長が、一、内外情勢と運動の基調、二、生活と雇用確保の闘い、三、福祉政策の拡充と雇用確保の闘い、四、平和と民主主義を守る闘い、五、組織拡大と共闘の推進、からなる一九八三年度運動方針を提案した。そのなかで八三年春闘については、社会的賃金水準確立と一兆円減税を政策要求の中心課題として、四団体

共闘に積極的に参加する、また労働戦線統一については、①「統一準備会で確認された『協議会結成に当たっての基本方針』を基調に」、②「参加申し込みをした組織については原則としてこれを認める方向で今後も対処していく」との方針を打ち出した。

つづいての質疑討論では、「超憲法的第二臨調の行革反対」という方針案にたいして、「第二臨調のすべてが悪いわけでなく、良いことと悪いことを仕分けて提起を」（全機金）、八三年春闘については「八三年春闘にむけて労働四団体として共闘体制、管理春闘打破について真剣な検討を」（同上）、「管理春闘打破というが、労働側に管理春闘という概念があるのか。さらに分析と見解の提示を求めたい」（京滋地連）など、行革問題へのきめこまかな問題別の対応を求める発言や管理春闘に対置した運動展開について納得のいくたたかいを求める意見が出された。

大会は同方針案を原案どおり決定するとともに、「人勧凍結に反対し仲裁裁定の即時完全実施を求める決議」、「生活向上と雇用確保をめざす決議」、「八三年政治決戦に革新勢力の必勝をめざす決議」の特別決議、および「労働戦線統一の実現、組合員の総意にもとづく組合民主主義の徹底を確認する」との大会宣言を採択し閉会した。役員選出では、小方委員長、富田書記長を再選した。なお、全施労がオブザーバー加盟から、当大会において正式加盟となった。

## 3　総連合第五回総会

全国労働組合総連合（総連合）は、第五回総会を、八二年一一月一八日東京・池之端文化センターでひらき、一九八三年度運動方針を原案通り決定した。総連合は、七九年三月に労働戦線統一の触媒役を果たすものとして結成され、八一年一二月の統一準備会発足後も、団体間の話し合い、調整といった役割を担ってきている。

総会の冒頭あいさつに立った竪山議長は、人勧・仲裁裁定の完全実施を求めるたたかいへの決意を表明するとともに、「経営側の来春闘での賃上げ抑制に対して労働側の体制を強化する必要がある」と主張した。全民労協にふれ、「来春闘で全民労協も一定の役割を果たすだろうが、春闘共闘もその機能を保持することになり、全民労協に多大の期待をもつことは禁物だ」と発言した。また、全民労協発足後の総連合の役割については、「労働戦線統一については、引き続き全的統一への努力を残しているので、その機能は保持していく」と述べた。難航している労働戦線統一問題について同議長は、総評三単産加入にからみ、「すでに統一準備会に参加している総評第二陣七単産の事実経過の尊重ということをめぐる基本構想への対応にまで議論が逆戻りすることになったことが事態を困難にしている」と述べ、「今回の統一を後退させないという決意は各団体、各単産でも底流としてあるので、事態解決にあらゆる努力を継続したい」と訴えた。

来賓としてあいさつした槇枝総評議長は、労戦統一問題にふれ、「主義主張の違うものが要求で結集する」という労働運動の原則を述べ、「少々時間をかけて意思統一に努力したほうがいい」と全民労協の年内発足の延期を要望した。一方、金杉同盟副会長は、「同盟は基本構想に基づく全民労協の年内発足に全力をあげたい。しかし、基本構想に賛成しないことを内外に明らかにしながら総評方針にそって参加するというところは入れるわけにいかない」と語った。これらの発言を受けて藻科事務局長は、「両者の発言で対立点が明らかとなったが、第二陣七単産の参加基準の線で歩みよるしかないのではないか」と述べ、今後も調整に努力することを明らかにした。

役員選出では竪山議長、藻科事務局長ら三役全員が再選された。大会は、八三年度運動方針を原案通り決定し、「総評ならびに同盟との信義を重んじ、連帯を強めながら目的実現にむけてなお一層の努力をはらっていく」との総会宣言を採択した。

## 4　金属労協（ＩＭＦ・ＪＣ）第二一回定期大会

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協＝ＩＭＦ・ＪＣ）の第二一回定期大会は、八二年九月一〇日東京・池之端文化センターで開催され、一九八三―八四年度運動方針、ＪＣ労働時間対策中・長期方針の二つの議案を原案通り決定した。

大会冒頭のあいさつで宮田議長は、「現在直面している最大の課題は雇用問題である」と述べ、来春闘では雇用問題を最重視するとの考えを示した。来春闘の要求については、「消費者物価プラスアルファを基本としつつ、経済整合性とくに雇用との関連を重視してマクロの立場で対応すべきだ」と指摘。全民労協との関連については、「八三賃闘では全民労協に大きな期待をかけるべきでない」とし、「ＪＣはＪＡＦと連絡をとって、全民労協の中心組合として労戦統一の将来展望を切り開きたい」と表明した。中・長期方針を打ち出した労働時間短縮については、困難を指摘しながらも、技術革新や貿易摩擦問題とからめその実現に向け強力に推進していく決意を述べた。

提案された八三―八四年度運動方針は、①政府にたいする政策・制度要求、企業内福祉要求を二つの柱とした総合的生活闘争の推進、②産業政策闘争の推進、③国際連帯活動の推進などを内容とし、労働時間対策中・長期方針は、今後の雇用対策や国際公正労働基準という面からも、年間所定内労働日・労働時間の削減（年間所定内労働時間一九六〇時間以下）、年次有給休暇付与日数の拡大と消化促進、超過労働時間規則強化、超過労働割増率の引き上げ、の四項目についてＪＣ統一要求基準を設定し、その実現のため八三年秋、八五年秋にＪＣ共闘を組織するというものである。労働時間短縮方針は、ＪＣ各単産が賃金以外の課題について初めて共闘をすすめようとするものである。

役員選挙では、宮田議長、瀬戸事務局長らを選出した。竪山副議長は、副議長を辞任したが、これは全民労協議長就任が確実視されているための措置である。

# 4　主要労組の大会

**電機労連第三〇回定期大会**　一九八二年七月七日から三日間、北海道函館市・市民会館で開催された。大会は、労連結成三〇周年を祝うとともに、全民労協に積極的に参加し、これまでの入り組んだ共闘関係を整理し、全民労協を中心に賃金、減税などの制度・政策要求をふくめた総合生活闘争を推進する、などの重点課題をあげた運動方針とマイクロエレクトロニクス革命にともなう技術革新への対応策である第三次産業政策を決定した。竪山委員長はあいさつのなかで、年末に発足することが決まった全民労協について、「画期的なことであり、電機労連はその前進のため全力をつくしたい」と積極的にとりくむ姿勢を強調した。また、全民労協の発足に対応して、国民春闘共闘会議のあり方の見直し、政策推進労組会議や賃闘対策民間労組会議の活動・機能の全民労協への吸収、結成の目的をほとんど果たした総連合の機能縮小、全民労協と重複した活動を避けるため中立労連の活動・運営の見直し、など大胆な組織整理・縮小の考えを明らかにした。

**日教組第五七回定期大会**　八二年六月二八日から七月一日まで長崎県島原市で開催され、八二年度運動方針案をほぼ原案通り決定した。右翼団体の動きから大会初日の朝まで会場が決まらず、このため公共施設での開催ができず、市内のホテル、旅館など五会場に分散しての開催という異例の事態となった。運動方針は、自民党政府の反動文教政策と対決し、平和擁護と民主主義教育確立のたたかいを強調するとともに、前年にひきつづいて、「総学習・総要求・総行動」と「教育実態総合調査」運動の強化をあげ、労戦統一問題では、「反独占・反自民の階級的視点を明確にし、選別主義・国際路線固定化を許さず、全的統一をめざして取り組む」などの内容からなっている。

冒頭のあいさつのなかで槇枝委員長は、右翼問題にふれ、「右翼暴力団の脅迫や妨害などによって大会の予定を変更することは、民主主義に挑戦する彼らの行動に勝利感を与えそれを助長する」と断固とした態度を訴えた。労戦統一については、「意見の違いのみ指摘、強調して分裂の方向に歩むのではなく、一致点を見いだし、拡大し大同団結することが重要だ」とこれまでの方針を強調した。右の右翼にたいする委員長のあいさつの趣旨は、「右翼暴力集団の暴挙に抗議する」特別決議として採択された。

運動方針討論のなかで労働戦線統一問題について、統一準備会否認の意見や修正案が出されたが、執行部は修正案の一部を受け入れ原案を若干補強しそれが採択され、その他の修正案は少数否決された。執行部がとり入れた修正案は、「総評五項目補強見解が実現しない場合は、協議会参加について総評の再検討を求める」というものであり、執行部原案を補強するものとなっている。

**全逓第三六回定期大会**　八二年七月一四日から一八日まで五日間、愛知県蒲郡市・市民会館で開催された。一九八二年度の運動方針と、これにふくまれた「三〇年総括と

今後の運動」――全逓結成以来の運動の歴史を総括し、これからの運動の方向を明確化しようとするもの――を執行部提案通り決定した。この「三〇年総括」は、「労働組合は身近な要求解決のため労働者が団結するもの」として、全逓が七一年から運動の基本路線としてきた「長期抵抗大衆路線」を改め、「交渉を重視し、事業の健全な発展と労働条件の積極的改善などを軸に取り組む」と団体交渉重視の柔軟路線定着化を主張している。冒頭のあいさつで太田委員長は、「今、全逓が進むべき方針を決定しえないならば、組織の危機がより一層深まる」と述べ、「三〇年総括」の承認を求めた。また、労働戦線統一問題については、「全郵政が同盟路線の延長線上以外の統一はありえないなど、身のほど知らずの主張をしている限り、同じテーブルにはつかない」と主張した。「三〇年総括」をめぐる大会討議では、「労働組合としての原則を忘れてはならない」など執行部案にたいする補強や一部修正を求める意見などが数多く出されたが、執行部案に正面から反対する意見はほとんどなく、他方全面的に賛成する発言も少なく、「やむを得ず」、「条件付きで」という意見が大勢を占めた。最後に執行部から、「労働組合としての基本に立って今後の運動を進める」との答弁があり、運動方針案は賛成三〇三、反対一四〇、白票八で、原案通り可決された。

**私鉄総連第四六回定期大会**

八二年七月一三日から一五日まで、滋賀県大津市・市民会館で開催され、八二年度運動方針を原案通り決定するとともに、経済の国際化とそれに対応する労働運動の国際連帯の必要性などの理由をあげ、国際運輸労連（ＩＴＦ）加盟を決めた。一九五三年にＩＴＦを脱退してから、過去五回にわたって再加盟が大会で提案されたが、否決されたという経緯があった。決定された運動方針は、①中長期の展望にたつ産業別統一闘争や反戦反核闘争の強化、②八三国民春闘と八三政治決戦の結合、③賃金闘争のあり方を問い直すため、今秋討論集会をひらく、④全民労協参加の是非は臨時大会を開き決定する、などを骨子とする。冒頭のあいさつで黒川委員長は労戦統一問題にふれ、全民労協の活動方針が「基本構想」にふれないかたちでまとまったことから、「『基本構想』があるから補強見解があるわけで、『基本構想』がなくなれば補強見解がなくなる」として、「ここまで来たら歴史的な妥協で大同団結を」と訴えた。そして、①私鉄総連の二つの前提（門戸開放と自由な討議の保障）と四補強意見、ならびに総評の「五項目補強見解」を堅持する基本態度で準備会において論議を重ね、②総評第三陣三単産の参加をめぐる選別、排除がおこなわれるような場合はこれを認めず、総評の統一対応を求め、③全民労協参加については臨時大会をひらいてその加盟の是非を審議、決定すると、最終的には全民労協への参加方向が確認された。

**私鉄総連第四七回臨時大会**

八三年三月三日静岡県伊東市・観光会館で二三年ぶりに臨時大会をひらき、全民労協加盟を決めた。冒頭のあいさつで黒川委員長は、全民労協参加に向けて「総評方針に従い、全民労協に参加し、新たな共闘の場を拡大したい」と述べた。また田村書記長は提案説明のなかで、「全民労協に加盟する条件は整った。不十分さは活動で活かし、討議で補強する。なかに入って初めて培った伝統、主張点を活かすことができる」と全民労協加盟承認を訴えた。論議を十分つくしたのち、最終的には無記名投票をおこない、賛成三一八、反対一一八、白票八、棄権四で原案通り全民労協加盟を承認した。

## 国労第四四回定期大会

八二年七月二九日から八月一日まで東京・日比谷公会堂で開催され、八二年度運動方針を原案どおり決定した。森影委員長は冒頭のあいさつで、第二臨調による行革路線を「財界の利益擁護、勤労国民の基本的人権の剝奪を意図しているが、立って闘うべきときは闘わなくてはならない」と強調した。他方、国労の闘争を国民に理解してもらうことが必要難に直面しているが、立って闘うべきときは闘わなくてはならない」だが、そのためには、「街頭でビラを持って訴える以上に、接客態度が重要な役割を果たす」と指摘し注目された。決定された運動方針は、①公労協、公務員共闘の単産に呼びかけ、「臨調反対共同行動委員会」を設置、ストをふくむ統一闘争を検討する、②国労内に中央闘争委員会を設置し（二七年ぶりの設置である）、国鉄当局の合理化計画などに「長期抵抗路線」で対決していく、③「基本構想」に反対の態度を堅持し、右寄りの労戦統一に反対し、「闘う労働戦線統一」を推進する、などを骨子とする。また、運動方針が採択される前に、議長集約として、①「基本構想」反対の立場を堅持し、総評補強五項目を最低条件とする、②社公路線を改めるよう総評に要求する、③臨調路線反対・護憲・国民生活防衛のたたかいを強化し、四団体共闘に埋没せず独自の大衆行動を積極的にたたかうよう総評に提起する、④全電通が提起している鉄労などをふくめた全公企体労組懇談会に反対する、⑤総評の労戦統一綱領案については、各単産の討議を保障し、階級的ナショナルセンター確立の土台として役立つものにするよう提起する——などを確認した。なお、大会初日、国鉄共済労働組合との組織統一を承認し、本大会は両組合の統一大会として開催された。

## 動労第三八回定期大会

八二年八月二五日～二八日、北海道・洞爺湖スポーツセンターで開催された。八鍬委員長はそのあいさつで、臨調基本答申について「国民大衆を行革という大義名分で取り込んで進めようとする反動的な国家改造計画」と批判し、動労としてもっとも重要なことは、「組織体制の強化・確立であり、同時に国鉄内労働戦線強化のため、国労共闘や四組合共闘を堅持していくよう最善の努力を払わねばならない」と訴えた。決定された運動方針の基調は、①国鉄の分割・民営化阻止を最重視課題とし、ひとつひとつの課題にたいして長期のねばり強い抵抗闘争を組織する、②国労共闘をいっそう強化し、国鉄四組合共闘を推進する、③労戦統一については総評五項目補強見解の確認・堅持を柱に、総評の主体性強化に努力する、などからなる。委員長のあいさつのあと、「政府・自民党による教科書検定と歴史の改ざんを糾弾する決議」と「北炭夕張新鉱の閉山と全員解雇に反対し、炭鉱労働者の闘いを支援する決議」が提案され、採択された。

## 全電通第三五回定期大会

八二年七月二〇日から二四日まで函館市・市民体育館で開催された。及川委員長は冒頭のあいさつでまず蔵相の私的諮問機関である共済年金制度基本問題研究会が、公務員、公企体職員の共済制度の合併提言をしたことについて、「法的手段に訴えても統合を阻止する」と激しく反発した。また、電電公社の分割、民営化を示した臨調部会報告にたいし、「その主張に説得力のある理由や根拠がない」と反対の立場を表明した。労働戦線統一問題については、「民間先行の統一が発展、今後問われるのは官公労自体の統一問題であり、官公労はまず官公労の統一に取り組まねばならない」と述べた。このほか八

三年政治決戦について委員長は、社公政権構想を基軸にたたかうべきだとの考えを強調し、総評槇枝議長、富塚事務局長らの社公政権構想見直し論を批判した。決定された運動方針は、①電電事業の「分離・分割・民営化」をめざす臨調路線を「利用者、国民に背を向けたもの」と受けとめ、絶対反対の立場を明らかにし、「公開・分権・参加」を基本とした公社制度改革を実現する、②社会党支持を継続するが、党内の「政権構想研究会」との連携を強化する、③民間の労戦統一を積極的に支持するとともに、官公労統一のためナショナルセンターのわくをこえた全公企体労組懇談会（仮称）を設け、話し合いの橋渡し役を果たす、④来春闘も公労協共闘を重視する、などからなる。この全公企体労組懇は、民間先行のかたちですすんでいる労戦統一を、官公労もふくめた全労働者の「全的統一」に向けて拡大するため、官公労内の話し合いの場を設けようとするものである。また、仲裁裁定の実施について、八月二一日までに国会の承認が得られない場合、国際郵便電信電話労連（ＰＴＴＩ）などと共同でＩＬＯ結社の自由委に提訴することが確認された。

**全国金属第五〇回定期大会**　八二年八月三〇日から九月一日、富山県宇奈月町・福祉センターで開催され、八三年度運動方針、八二年度秋年闘争方針などを決めた。大会の論議の焦点となったのは、労戦統一をめぐる方針と役員改選であった。労戦統一問題にかんする方針案は、「これまでの総評五項目補強見解と全国金属の補強見解を堅持し、総評の団結を守り、統一して対応する」との原則を確認したうえ、①全民労協に参加し、共同行動の展開のなかで総評、全金の主張の反映をはかる、②全民労協参加については総評三単産の準備会参加をみきわめ、各地本で決定する、とされていた。これにたいし、「準備会脱会と協議会不参加」を求める修正案が出され、はげしい議論が展開された。採択をおこなった結果、原案が賛成多数で決定された。役員選出では委員長や副委員長のポストをめぐって、主流派と労働戦線統一の動きに反対する左派が対立し、調整がつづけられたが、結局初の決戦投票が実施されることとなった。結果は、左派が推す候補が退けられるものとなった。

**全国金属第五一回臨時大会**　八三年二月一三・一四日の両日東京・全電通会館で開催され、八三年春闘方針を決めると同時に、八二年一二月の第一回中央委員会で決定された全民労協参加を、はげしい討議の後、賛成一六七、反対四八、保留二二で承認した。冒頭あいさつにたった橋村委員長は、「労働者の社会的地歩を固める第一歩を踏み出した全民労協に参加する。全金労働運動の後退ではなく、まとまるときにはまとまった伝統を守り、組織強化に努力してほしい」と訴えた。

**造船重機労連第一三回定期大会**　八二年八月二五日から二七日、石川県・山中町文化会館で開催され、八三―八四年度運動方針を決定した。金杉委員長は冒頭のあいさつで、労働戦線統一問題にふれ、「基本構想を支持し、これに賛同することが全民労協に参加するための基本的条件であり、この原則は今後参加を希望する組合にも明確に適用されねばならない」と強調した。また、全造船機械など総評三単産の準備会加盟申請について、「それらの組合のなかには、『現在進められている労戦統一は望ましいものでなく、基本構想の内容にも賛成できない』と表明

している単産もある」と批判し、参加反対の立場を示した。さらに総評が大会で「基本構想は凍結されたと判断する」と報告したことについて、「それは準備会が確認してきた事実経過をたがえるものだ」と強く批判した。大会では、①労働戦線統一に積極的役割を果たし、産別組織の強化をはかる、②第三次賃金政策にもとづき実質生活水準の向上をめざす、③政策・制度要求と行政改革の断行、などを内容とする運動方針を決定した。

**自治労第四二回定期大会**　八二年八月二二日から二五日、福井県福井市・市営体育館で開催され、①反国民的行革に対決し、「国民のための行革」を推進する、②地域住民と連帯して豊かな生活基盤の整備をめざす「地域生活圏闘争」を展開する、③二〇〇万自治労の建設に取り組む、④労働戦線統一については総評の場で確認してきた基本方向が実現されるよう総評のなかで努力する、などを骨子とする運動方針を原案通り決定した。冒頭あいさつにたった丸山委員長は、人勧凍結について「人事院勧告は公務員労働者の労働基本権制約の代償措置であり、その完全実施は当然である」と政府・自民党の動きを批判した。また、臨調基本答申に反対する立場から、「自治体労働者が住民と連帯を深め、参加と分権の実現を図るため、全国的に地域生活圏闘争を繰り広げる」と新たな運動を提起した。さらに、労働戦線統一問題にふれ、その目標は「たんに既成組織の統一にあるのではなく、未組織労働者の組織化、大企業と中小企業の格差是正にある」として、全組織的討議を訴えた。

**ゼンセン同盟第三八回定期大会**　八二年九月二〇日から二二日、大阪市・大阪厚生年金会館で開催された。大会では、①労働戦線統一推進、全民労協へ積極的に参加し基本構想の路線を実現する、②新たな技術革新に対応するため、雇用と職場におけるマイナス面を排除し、労働組合の参加による対策をうちたてる、③臨時雇用労働者・パートタイマーの組織化促進、などを内容とする八三－八四年度運動方針を採択した。大会冒頭のあいさつで宇佐美会長は、労働戦線統一に言及し「統一を進める大切な原則は、無原則統一ではないという点にある」と述べ、準備会加盟を申請している「総評第三陣のなかには基本構想に対し賛成しかねると決定しているところもある。参加にあたっては、単産内で基本構想に賛同するのが筋だ」と加入を暗に拒否する姿勢を示した。

**鉄鋼労連第六七回定期大会**　八二年九月二四日から二六日、北海道・室蘭市文化センターで開催され、八三年度運動方針を提案通り採択した。運動方針は、①「競争の厳しさを知らない公的部門が生産性向上の努力を忘れ、国民に不当な負担を強いることは容認できない」と述べ、第二臨調の基本答申積極支持を表明し、行革完全実施推進を強調、②行革推進、最小限の防衛力保持容認、原子力発電所建設是認の立場から総評の推進する反行革、反核軍縮運動などと一線を画し、組織的な参加はしない、③来春闘ではこれまでどおり経済整合性路線を基本とし、金属労協共闘を基軸にとりくむ、④労戦統一については、全民労協結成と同時に参加する、などを内容としており、総評離れの方向を一段と強めたものとなっている。冒頭あいさつにたった中村委員長は、①鉄鋼産業の低迷打開のため産業政策を推進する、②八三年春闘について性急に

要求のみ先行させることがないよう、基準設定を慎重におこなうよう労働四団体に求めていく、③行革推進を監視する国民運動の母体を組織する、④全民労協の発展に奮闘する、ことなどを訴えた。

**全民労協**　八二年一二月一四日、東京・池之端文化センターにおいて、全民労協（全日本民間労働組合協議会）結成総会がひらかれた（四一単産、約四二五万人）。総会では、全民労協の議長に竪山電機労連委員長、副議長に塩路自動車総連会長ほか五人、事務局長に山田ゼンセン同盟副会長、そして幹事九人を選出した。

こうして発足した全民労協は、八三年春闘にむけて、一月一七日、第一回幹事会・代表者会議をひらき、「八三年賃金闘争の推進について」を決定し、具体的な行動の一歩をふみだした（本年鑑Ⅱ—Ⅰ「労働組合の組織現状と組織運動」の2・2「『労働戦線統一』の動き」および Ⅱ—Ⅳ「賃金闘争」の2・5「全民労協の賃金闘争方針」参照）。

**統一労組懇**　統一労組懇（統一戦線促進労働組合懇談会）は、八二年一二月一六日から三日間、臨時総会をひらき、春闘方針原案を採択した。同組織の引間代表委員は、発足したばかりの全民労協やこれに協力する総評幹部を批判しつつ、統一労組懇が、「労働者、国民の利益をまもる唯一のセンター」となりつつあることを強調した。

【参考資料】(1)総評『総評新聞』『月刊総評』、同盟『同盟新聞』、中立労連『中立労連』、新産別『新産別』、金属労協『IMF・JC金属』および各産別の機関紙・誌、(2)総評、同盟、中立労連、新産別、総連合、金属労協および各産別の大会議案書、同付属資料、(3)日本労働協会『週刊労働ニュース』および『労働運動白書』

# III 労働争議

概要□争議の概況──争議件数・参加人員と労働損失日数／月間争議行為参加人員の推移と春闘の動向／産業別規模別にみた争議──主要連合団体別にみた争議──主要要求別争議と解決状況──とくに注目される争議

## 概要

一、一九八二年の日本における労働争議のうち争議行為をともなう争議の件数は六七七九件、争議行為参加人員二三八万六〇〇〇人で、これを八一年とくらべると件数で三・六％（二五五件）、争議行為参加人員で一八・一％（五二万八〇〇〇人）減少した。

一、争議を形態別にみると、「半日以上の同盟罷業」は件数九四一件、参加人員二一万六〇〇〇人、労働損失日数五三万五〇〇〇日で、件数で一九六〇年以来、参加人員で四八年以来、労働損失日数で四六年以来の低い数値を示した。

一、労働争議の行為参加人員を月別にみると、春闘時の四月と秋闘時の九月、年末闘争時の一二月の三つのピークがあった。九月と一二月にピークができたのは、主要には人勧凍結に反対する争議がこれらの月にたたかわれたためである。

一、産業別の争議行為をともなう争議では、件数・参加人員とも八一年同様公務で群をぬいて多く、労働損失日数は、製造業、運輸・通信業で多い。

一、総争議ならびに争議行為をともなう争議について主要連合団体別にみると、件数でどちらも総評が九割近くを占めている。争議行為参加人員では総評が二二万七〇〇〇人で全体の九割以上とな

り、以下、同盟一万七〇〇〇人、中立労連一万七〇〇〇人、新産別八〇〇〇人の順である。

一、争議を主要要求事項別にみると、「賃金及び手当」関係が要求事項総数の過半数であり、そのなかでも「賃金増額」がもっとも多く、次いで「臨時給与金」要求となっており、いずれも件数ならびに構成比で八一年を上回った。

一、八二年の総争議件数七四七七件のうち解決および解決扱い（争議当事者の労使に解決方法がないような争議、たとえば政策制度要求など）となった件数は九七・八%に当たる七三一〇件で、これを争議の継続期間別にみると、五日以下で解決した争議が三九五三件ともっとも多い。前八一年とくらべると、一〇日以下で解決をみたものの割合が高くなっている。

## 1 争議の概況

### 争議件数・参加人員と労働損失日数

労働大臣官房統計情報部労働福祉統計課編『昭和五七年労働争議統計調査年報告』（一九八三年五月刊）によると、第78表に表示したごとく、一九八二年の日本における総争議件数は七四七七件、総参加人員五三五万七〇〇〇人で前年にくらべ件数で二・四%（一八三件）、総参加人員で四八・六%（五〇五万七〇〇〇人）と、とりわ

第78表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数

| 年 | 総争議 | | 争議行為をともなう争議 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 小計 | | 半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖 | | | 半日未満の同盟罷業 | | 怠業 | |
| | 件数 | 総参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 労働損失日数 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 |
| | 件 | 千人 | 件 | 千人 | 件 | 千人 | 千日 | 件 | 千人 | 件 | 千人 |
| 1973年 | 9,459 | 14,549 | 8,720 | 4,929 | 3,326 | 2,236 | 4,604 | 6,667 | 3,227 | 117 | 253 |
| 1974 | 10,462 | 14,319 | 9,581 | 5,325 | 5,211 | 3,621 | 9,663 | 6,378 | 2,724 | 77 | 37 |
| 1975 | 8,435 | 10,261 | 7,574 | 4,614 | 3,391 | 2,732 | 8,016 | 5,475 | 2,449 | 55 | 11 |
| 1976 | 7,974 | 7,178 | 7,240 | 3,400 | 2,720 | 1,356 | 3,254 | 5,717 | 2,459 | 70 | 9 |
| 1977 | 6,060 | 6,160 | 5,533 | 2,413 | 1,712 | 692 | 1,518 | 4,522 | 1,925 | 35 | 5 |
| 1978 | 5,416 | 5,351 | 4,852 | 2,083 | 1,517 | 660 | 1,358 | 3,887 | 1,480 | 50 | 96 |
| 1979 | 4,026 | 4,540 | 3,492 | 1,476 | 1,153 | 450 | 930 | 2,743 | 1,023 | 58 | 103 |
| 1980 | 4,376 | 5,456 | 3,737 | 1,768 | 1,133 | 563 | 1,001 | 3,038 | 1,356 | 37 | 12 |
| 1981 | 7,660 | 10,414 | 7,034 | 2,914 | 955 | 247 | 554 | 6,440 | 2,745 | 29 | 3 |
| 1982 | 7,477 | 5,357 | 6,779 | 2,386 | 944 | 216 | 538 | 6,171 | 2,235 | 29 | 3 |

〔備考〕 1） 1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。

2） 総争議には，ここで表示されていない争議行為をともなわない争議をふくみ，それには公労委による係属事件（公労委において取扱中のもの）も計上されてきていたが，1977年集計以後除外されている。

3） 労働省「労働争議統計調査年報告」による。以下同じ。

**第１図　半日未満および半日以上の同盟罷業の件数ならびに行為参加人員の推移**

（イ）　半日以上の同盟罷業

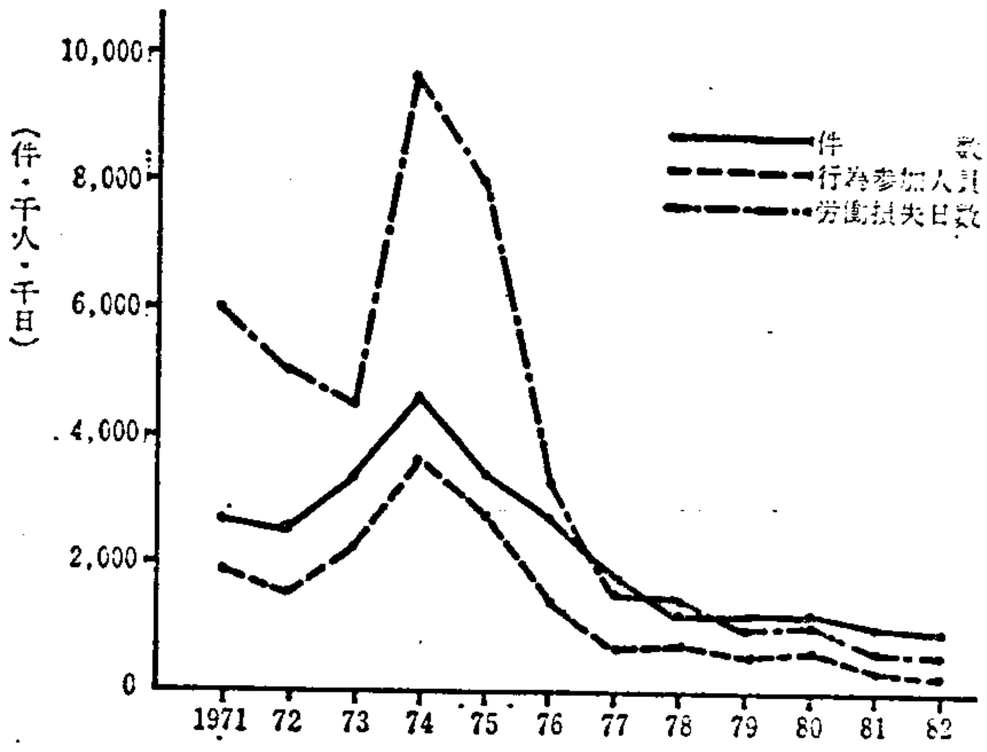


（ロ）　半日未満の同盟罷業

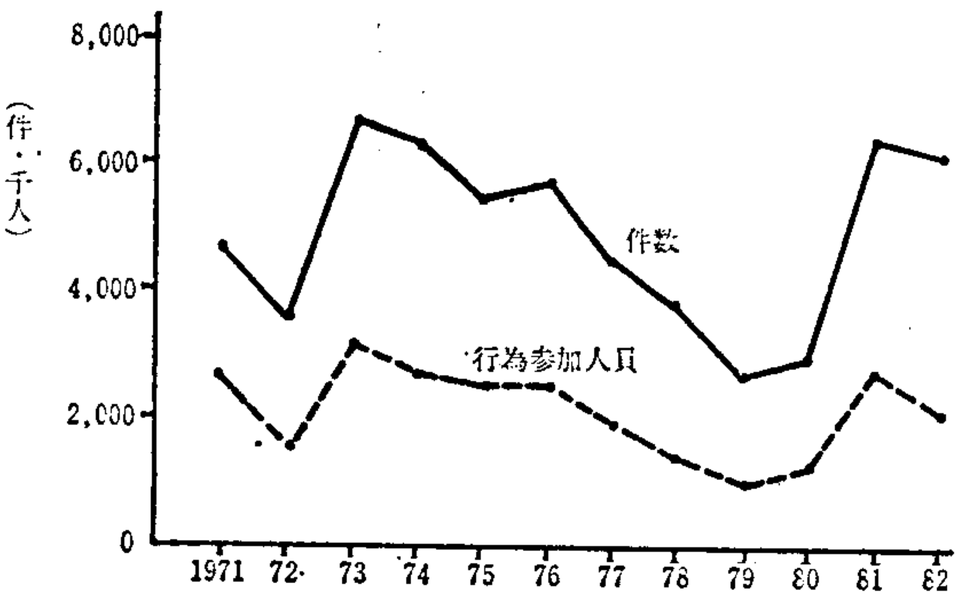


け総参加人員で大幅な減少となった。このうち争議行為をともなう争議件数は六七七九件、行為参加人員二三八万六〇〇〇人で同じく前年比件数で三・六％（二五五件）、行為参加人員で一八・一％（五二万八〇〇〇人）減少した。一九七五年以来減少をつづけていた総争議、争議行為をともなう争議とも八〇年を転機に件数・参加人員の両面で増勢に移ったが、八二年は減少となった。もっとも件数・参加人員とも減少したとはいえ、七八～八〇年の数値から比べると高い水準にある。争議行為をともなう争議を形態別にみると、「半日未満の同盟罷業」は件数六一七一件、行為参加人員二三三万五〇〇〇人で前年に比べ件数で四・二％と微減、行為参加人員で一八・六％と相当の減少であった（第1図(ロ)）。一方「半日以上の同盟罷業」は、件数九四一件、行為参加人員二一万六〇〇〇人、労働損失日数五三万五〇〇〇日で、前年比でそれぞれ〇・九％、一二・七％、一・四％減少し、八〇年以降の減少傾向を持続した（第1図(イ)。第78表）。この結果、「半日以上の同盟罷業」は、前八一年にひきつづき、件数で一九六〇年以来、行為参加人員で四八年以来、労働損失日数で四六年以来の、最低の値を示した。

### 月間争議行為参加人員の推移と春闘の動向

八二年の労働争議行為参加人員を月別にみると、第2図のごとく、春闘時の四月と秋闘時の九月、年末闘争時の一二月に大きなヤマがみられる。春闘では二～四月まで前年を上まわる行為参加人員があったが五月以降は前年を下回った。『昭和五七年労働争議統計調査年報告』は、これを、春闘が「短期決戦型であったことを示」すものとしている。本年鑑の「特集：人事院勧告凍結問題」にも記されているごとく、八二年九月に人事院勧告にもとづく給与改定見送りの閣議決定があった。このため、九月には、公務員共闘傘下の組合による人勧凍結反対統一ストがおこなわれた。さらに、本年鑑のⅡ—Ⅴ「合理化反対闘争」の2の「炭労」の項に記されているごとく、北炭夕張新鉱閉山反対の炭労二四時間統一ストが九月二一日にあり、それらの結果、九月の争議行為参加人員は前年同月を大きく上回った。また、一二月には総評が、国会の議決案件化された公労委の仲裁裁定と人勧凍結問題で二波の統一行動を実施（本年鑑Ⅱ—Ⅳ「賃金闘争」を参照）、月別の行為参加人員はもっとも多くなった。

つぎに、第79表によりながら、春季賃上げ争議についてみていこう。総争議件数は二二七二件、総参加人員は二〇八万八〇〇〇人で、対前年比で件数は一六・七％増、総参加人員では二一・九％の

## 第2図　月間行為参加人員の推移（1981・1982年）

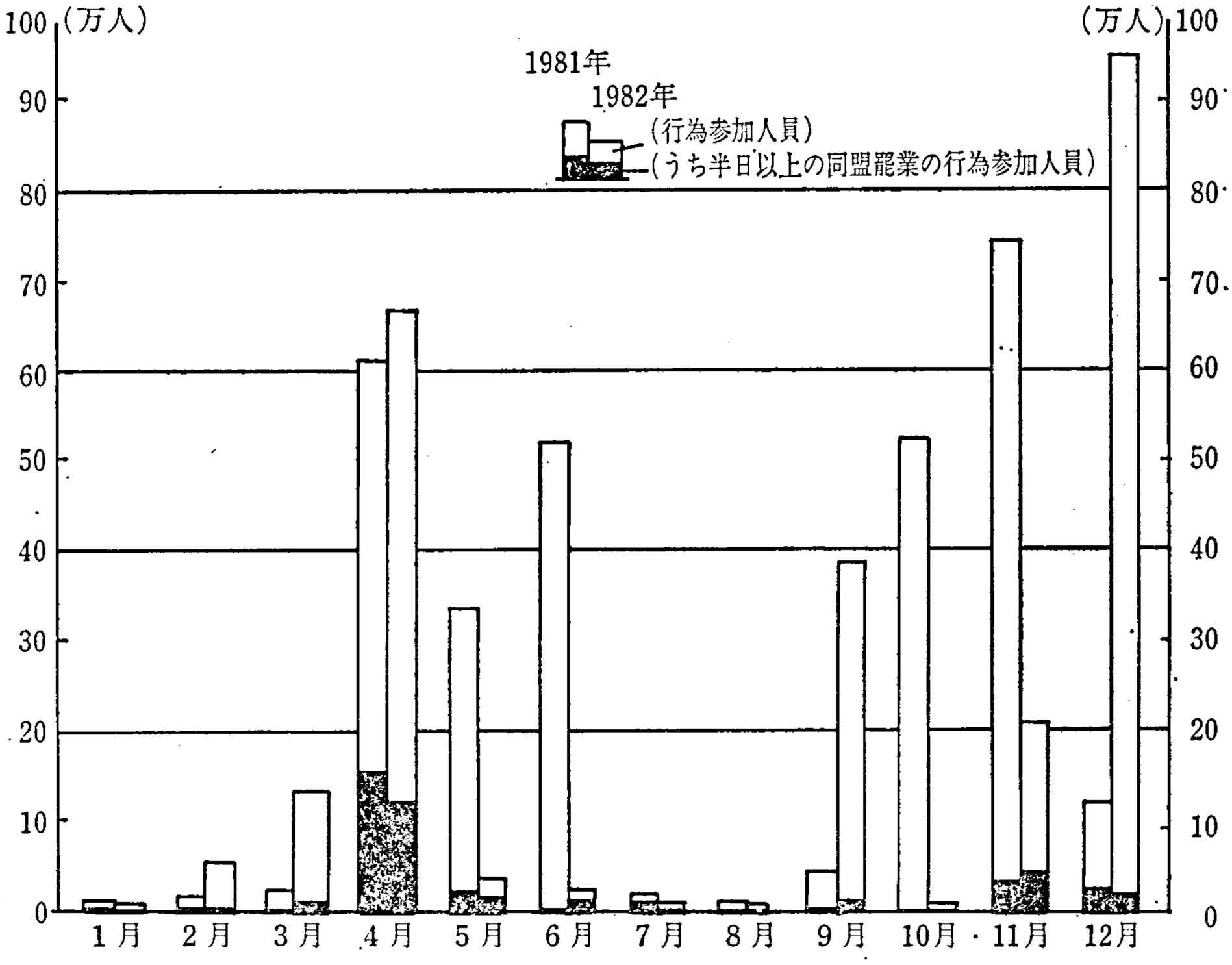


## 第79表　春季賃上げ争議の推移とその年間争議に占める割合

| 年 | 総争議 | | 争議行為をともなう争議 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 総参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | | | | 労働損失日数 |
| | | | | 計 | 半日以上の同盟罷業 | 半日未満の同盟罷業 | 怠業 | |
| | 件 | 千人 | 件 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千日 |
| 1978年 | 3,218 | 3,377 | 3,149 | 1,311 | 449 | 968 | 3 | 898 |
| 1979 | 2,617 | 2,772 | 2,518 | 1,019 | 331 | 749 | 4 | 551 |
| 1980 | 2,952 | 3,415 | 2,860 | 1,410 | 449 | 1,077 | 10 | 652 |
| 1981 | 1,947 | 2,676 | 1,854 | 630 | 171 | 522 | 1 | 341 |
| 1982 | 2,272 | 2,088 | 2,175 | 667 | 129 | 584 | 1 | 301 |
| 年間争議に占める割合 | | | | | | | | |
| 1978年 | 59.4 | 63.1 | 64.9 | 62.9 | 68.1 | 65.4 | 3.3 | 66.4 |
| 1979 | 65.0 | 61.0 | 72.1 | 69.1 | 73.7 | 73.3 | 4.3 | 60.0 |
| 1980 | 67.5 | 62.6 | 76.5 | 79.8 | 79.7 | 79.4 | 89.6 | 65.0 |
| 1981 | 25.4 | 25.7 | 26.4 | 21.6 | 69.4 | 19.0 | 19.0 | 62.9 |
| 1982 | 30.4 | 39.0 | 32.1 | 28.0 | 60.0 | 26.1 | 36.6 | 56.2 |

〔備考〕 1)　本特別集計は2～5月に発生し要求項目に「賃金増額」をふくむ争議を抜き出して特別に集計したものである。
2)　労働損失日数は半日以上の同盟罷業の日数である。

減となった。争議行為をともなう争議件数は二一七五件、行為参加人員は六六万七〇〇〇人で、前年にくらべそれぞれ一七・三%、五・九%増加した。もっともこれは「半日未満の同盟罷業」が増加したためであり、争議行為をともなう争議のうち「半日以上の同盟罷業」は、件数で前年比一一・一%、労働損失日数で一一・九%と、いずれも前年を下回った。その理由は、私鉄総連の大手が〝ストなし春闘〟（ただし京成をのぞく）となり、また公労協もストをおこなわなかったためであり、以上の結果春闘の争議行為をともなう争議の件数は〝JC春闘〟が叫ばれた一九六八年以来、行為参加人員および労働損失日数は『労働争議統計調査年報告』で春闘の特別集計が開始された一九六〇年以来の低さを示した。年間の争議に占める春季賃上げ争議の割合（第79表下段）は、総争議の件数で三〇・四%、総参加人員で三九・〇%、争議行為をともなう争議の件数で三二・一%、行為参加人員で二八・〇%であり、いずれも前八一年を上回った。

## 2　産業別規模別にみた争議

争議行為をともなう争議を産業別にみると（第80表、81表）、件数・行為参加人員は公務で群をぬいて多く、製造業、サービス業、運輸・通信業の順である。一方労働損失日数（第81表下段）は製造業、運輸・通信業で多い。前年の数値とくらべると、件数、行為参加人員、労働損失日数のほとんどの産業で減少した。大幅に減少したのは、件数では製造業、公務、行為参加人員ではサービス業、公務、運輸・通信業、労働損失日数ではサービス業、製造業、建設業などである。

つぎに、第82表で労働組合員一〇〇〇人当たりの行為参加人員および労働損失日数をみると、全産業ではそれぞれ一九〇人（前年比一八・八%減）、四三日（同二一・三%減）となっており、産業別に行為参加人員の多いのは公務、鉱業、サービス業、電気・ガス・水道・熱供給業の順であり、労働損失日数は鉱業、運輸・通信業、製造業の順になっている。これを前年とくらべると、行為参加人員では鉱業と建設業、労働損失日数では、運輸・通信業と公務で増加したほかはいずれも減少した。

民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業数は二六八四で、その行為参加人員は四一万二〇〇〇人、前八一年にくらべそれぞれ三・〇%、一二・一%減少した（第83表）。企業規模別でみると、一〇〇〇人以上規模の企業で四三〇企業（前年比一五・三%減）、一八万一〇〇〇人（同一五・六%減）、三〇〇～九九九人規模では四二七企業（同九・一%減）、一〇万二〇〇〇人（同一四・七%減）、一〇〇～二九九人規模では七二四企業（同九・二%減）、七万三〇〇〇人（同八・三%減）、九九人以下の規模では一〇四九企業（同〇・五%減）、三万人（同一三・六%減）である。争議発生企業は小規模ほど多く、行為参加人員は大規模ほど多い。八一年とくらべると、一〇〇〇人以上で発生企業数が増加しているほかは企業数・行為参加人員ともすべての規模で減少した。また、第84表で企業規模別に労働組合員一〇〇〇人当たりの行為参加人員および労働

## 第80表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）

| 産業 | 1978年 | 1979年 | 1980年 | 1981年 | 1982年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全産業 | 4,852(100.0) | 3,492(100.0) | 3,737(100.0) | 7,034(100.0) | 6,779(100.0) |
| 鉱業 | 42( 0.9) | 18( 0.5) | 21( 0.6) | 19( 0.3) | 17( 0.3) |
| 建設業 | 43( 0.9) | 27( 0.8) | 27( 0.7) | 33( 0.5) | 26( 0.4) |
| 製造業 | 1,375( 28.3) | 1,004( 28.8) | 1,022( 27.3) | 837( 11.9) | 756( 11.2) |
| 卸売・小売業 | 75( 1.5) | 66( 1.9) | 51( 1.4) | 46( 0.7) | 44( 0.6) |
| 金融・保険・不動産業 | 40( 0.8) | 35( 1.0) | 31( 0.8) | 24( 0.3) | 38( 0.7) |
| 運輸・通信業 | 422( 8.7) | 375( 10.7) | 358( 9.6) | 406( 5.8) | 397( 5.9) |
| 電気・ガス・水道業 | 176( 3.6) | 134( 3.8) | 145( 3.9) | 441( 6.3) | 385( 5.7) |
| サービス業 | 672( 13.8) | 498( 14.3) | 500( 13.4) | 721( 10.3) | 676( 10.0) |
| 公務 | 1,984( 40.9) | 1,326( 38.0) | 1,560( 41.7) | 4,488( 63.6) | 4,428( 65.0) |
| その他 | 23( 0.5) | 9( 0.3) | 22( 0.6) | 19( 0.3) | 12( 0.2) |

〔備考〕 1)「その他」とは，農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。

## 第81表　産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移

| | 産業 | 1978年 | 1979年 | 1980年 | 1981年 | 1982年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 行為参加人員 | | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 |
| | 計 | 2,083(100.0) | 1,476(100.0) | 1,768(100.0) | 2,914(100.0) | 2,386(100.0) |
| | 鉱業 | 33( 1.6) | 10( 0.7) | 7( 0.4) | 15( 0.5) | 19( 0.8) |
| | 建設業 | 15( 0.7) | 7( 0.5) | 7( 0.4) | 9( 0.3) | 9( 0.4) |
| | 製造業 | 365( 17.5) | 228( 15.5) | 416( 23.5) | 186( 6.4) | 181( 7.6) |
| | 卸売・小売業 | 11( 0.5) | 10( 0.6) | 6( 0.3) | 6( 0.2) | 4( 0.2) |
| | 金融・保険・不動産業 | 15( 0.7) | 10( 0.7) | 11( 0.6) | 10( 0.4) | 5( 0.2) |
| | 運輸・通信業 | 486( 23.3) | 403( 27.3) | 258( 14.6) | 204( 7.0) | 143( 6.0) |
| | 電気・ガス・水道業 | 27( 1.3) | 27( 1.9) | 24( 1.4) | 72( 2.5) | 60( 2.5) |
| | サービス業 | 386( 18.5) | 266( 18.0) | 364( 20.6) | 676( 23.2) | 430( 18.0) |
| | 公務 | 693( 33.3) | 507( 34.3) | 650( 36.8) | 1,724( 59.2) | 1,528( 64.1) |
| | その他 | 52( 2.5) | 9( 0.6) | 25( 1.4) | 11( 0.4) | 4( 0.2) |
| 労働損失日数 | | 千日 | 千日 | 千日 | 千日 | 千日 |
| | 計 | 1,358(100.0) | 930(100.0) | 1,001(100.0) | 554(100.0) | 538(100.0) |
| | 鉱業 | 62( 4.6) | 16( 1.7) | 10( 1.0) | 33( 6.0) | 24( 4.5) |
| | 建設業 | 22( 1.7) | 14( 1.5) | 13( 1.3) | 11( 2.0) | 0( 0.0) |
| | 製造業 | 507( 37.3) | 354( 38.1) | 547( 54.7) | 240( 43.3) | 227( 42.3) |
| | 卸売・小売業 | 11( 0.8) | 8( 0.9) | 3( 0.3) | 4( 0.8) | 3( 0.6) |
| | 金融・保険・不動産業 | 9( 0.7) | 20( 2.2) | 25( 2.5) | 2( 0.4) | 0( 0.0) |
| | 運輸・通信業 | 505( 37.2) | 435( 46.8) | 302( 30.2) | 162( 29.2) | 206( 38.2) |
| | 電気・ガス・水道業 | 5( 0.3) | 3( 0.3) | 6( 0.0) | 1( 0.2) | 0( 0.1) |
| | サービス業 | 192( 14.1) | 71( 7.6) | 69( 6.9) | 94( 17.0) | 63( 11.7) |
| | 公務 | 3( 0.2) | 7( 0.7) | 9( 0.9) | 2( 0.3) | 14( 2.6) |
| | その他 | 41( 3.0) | 2( 0.3) | 22( 2.2) | 4( 0.7) | —( —) |

〔備考〕 1)「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。

**第82表**　産業別，労働組合員1,000人当たり行為参加人員および労働損失日数の推移

| 産業 | 労働組合員数（組合基本調査による） | | 労働組合員1,000人当たりの行為参加人員 | | 労働組合員1,000人当たりの労働損失日数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1981年 | 1982年 | 1981年 | 1982年 | 1981年 | 1982年 |
| | 千人 | 千人 | 人 | 人 | 日 | 日 |
| 全産業 | 12,471 | 12,526 | 234 | 190 | 44 | 43 |
| | | | (　63.6) | (△ 18.8) | (△ 45.7) | (△　2.3) |
| 鉱業 | 50 | 47 | 312 | 406 | 669 | 511 |
| | | | (　115.3) | (　30.1) | (　239.3) | (△ 23.6) |
| 建設業 | 746 | 756 | 11 | 12 | 15 | 0 |
| | | | (　10.0) | (　9.1) | (△ 16.7) | (△ 98.7) |
| 製造業 | 4,084 | 4,121 | 46 | 44 | 59 | 55 |
| | | | (△ 54.9) | (△　4.3) | (△ 56.0) | (△　6.8) |
| 卸売業，小売業 | 817 | 836 | 7 | 5 | 5 | 4 |
| | | | (　0.0) | (△ 28.6) | (　25.0) | (△ 20.0) |
| 金融・保険業，不動産業 | 1,023 | 1,021 | 10 | 5 | 2 | 0 |
| | | | (△　9.1) | (△ 50.0) | (△ 92.0) | (△ 95.0) |
| 運輸・通信業 | 2,030 | 2,026 | 100 | 71 | 80 | 102 |
| | | | (△ 20.6) | (△ 29.0) | (△ 45.9) | (　27.5) |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | 235 | 237 | 308 | 255 | 4 | 2 |
| | | | (　199.0) | (△ 17.2) | (　300.0) | (△ 50.0) |
| サービス業 | 1,683 | 1,691 | 402 | 255 | 56 | 37 |
| | | | (　83.6) | (△ 36.6) | (　36.6) | (△ 33.9) |
| 公務 | 1,516 | 1,506 | 1,137 | 1,015 | 1 | 9 |
| | | | (　162.6) | (△ 10.7) | (△ 83.3) | (　800.0) |
| その他 | 288 | 284 | 37 | 15 | 14 | — |
| | | | (△ 57.0) | (△ 59.5) | (△ 81.8) | (　—) |

〔備考〕 1) 「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2) (　) 内は対前年増減率 (%)。

**第83表**　企業規模別争議行為をともなう争議の企業数および行為参加人員（民営企業のみ）

| 企業規模 | 企業数 | | | 行為参加人員 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1981年 | 1982年 | 対前年増減数 | 1981年 | 1982年 | 対前年増減数 |
| | | | | 千人 | 千人 | 千人 |
| 計 | 2,766 (100.0) | 2,684 (100.0) | △ 82 (△ 3.0) | 469 (100.0) | 412 (100.0) | △ 57 (△ 12.1) |
| 1,000人以上 | 373 (13.5) | 430 (16.0) | 57 (15.3) | 215 (45.7) | 181 (43.9) | △ 33 (△ 15.6) |
| 300～999人 | 470 (17.0) | 427 (15.9) | △ 43 (△ 9.1) | 120 (25.5) | 102 (24.8) | △ 18 (△ 14.7) |
| 100～299人 | 797 (28.8) | 724 (27.0) | △ 73 (△ 9.2) | 80 (17.1) | 73 (17.8) | △ 7 (△ 8.3) |
| 99人以下 | 1,054 (38.1) | 1,049 (39.1) | △ 5 (△ 0.5) | 35 (7.4) | 30 (7.2) | △ 5 (△ 13.6) |

〔備考〕 1) 企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2) (　) 内は構成比 (%)。
3) 対前年増減数の (　) 内は対前年増減率 (%)。

**第84表　企業規模別，労働組合員1,000人当たり行為参加人員および労働損失日数の推移（民営企業のみ）**

| 企業規模 | 労働組合員数（組合基本調査による） | | 労働組合員数1,000人当たりの行為参加人員 | | 労働組合員数1,000人当たりの労働損失日数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1981年 | 1982年 | 1981年 | 1982年 | 1981年 | 1982年 |
| | 千人 | 千人 | 人 | 人 | 日 | 日 |
| 計 | 8,740 | 8,840 | 54<br>(△ 34.9) | 47<br>(△ 13.0) | 62<br>(△ 43.1) | 59<br>(△ 4.8) |
| 1,000人 以上 | 4,930 | 4,983 | 44<br>(△ 53.2) | 36<br>(△ 18.2) | 37<br>(△ 68.6) | 32<br>(△ 13.5) |
| 300 ～ 999 人 | 1,398 | 1,417 | 86<br>(△ 7.5) | 72<br>(△ 16.3) | 117<br>(△ 12.7) | 115<br>(△ 1.7) |
| 100 ～ 299 人 | 1,027 | 1,043 | 78<br>(△ 2.5) | 70<br>(△ 10.3) | 105<br>( 10.5) | 99<br>(△ 5.7) |
| 99 人 以 下 | 533 | 532 | 65<br>( 20.4) | 56<br>(△ 13.8) | 127<br>( 28.3) | 109<br>(△ 14.2) |

〔備考〕 1) （ ）内は対前年増減率（%）。
2) 企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。

損失日数をみると、一〇〇〇人以上の大規模企業で三六人（前年比一八・二%減）、三一日（同一三・五%減）と減少が大きく、それ以下の規模の企業でも、程度の差はあれみな人員、日数とも減少した。

## 3　主要連合団体別にみた争議

総争議ならびに争議行為をともなう争議について、主要連合団体別にみると（第85表）、どちらも件数では総評が九割近くを占めている。八〇年代に入ってから、争議件数で総評以外のナショナルセンター、とくに同盟がネグリジブルになる傾向は、八二年にいっそう強まった。争議行為をともなう争議の行為参加人員でも（第86表）、総評が二二二万七〇〇〇人で全体の九割以上を占めている。「半日以上の同盟罷業」にともなう労働損失日数では総評が三三万八〇〇〇日で全体の六三・二%を占め、次いで新産別、同盟、中立労連の順となっている。八一年とくらべ、「半日以上の同盟罷業」の行為参加人員は総評と中立労連で、労働損失日数は総評、同盟、中立労連でそれぞれ減少したが、新産別では行為参加人員、労働損失日数がともに増加した。「平日未満の同盟罷業」の行為参加人員は、中立労連とその他で増加したほか、みな減少した。

## 第85表　主要団体別労働争議件数の推移

（単位：件）

| 主要団体 | | 1978年 | 1979年 | 1980年 | 1981年 | 1982年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総争議 | 合計 | 5,416(100.0) | 4,026(100.0) | 4,376(100.0) | 7,660(100.0) | 7,477(100.0) |
| | 総評 | 3,988( 73.6) | 2,890( 71.8) | 3,180( 72.7) | 6,659( 86.9) | 6,479( 86.8) |
| | 同盟 | 192( 3.5) | 184( 4.6) | 222( 5.1) | 164( 2.1) | 144( 1.9) |
| | 新産別 | 26( 0.5) | 26( 0.6) | 20( 0.5) | 25( 0.3) | 21( 0.2) |
| | 中立労連 | 109( 2.0) | 97( 2.4) | 114( 2.6) | 82( 1.1) | 76( 1.0) |
| | その他 | 1,101( 20.3) | 829( 20.6) | 840( 19.2) | 730( 9.5) | 757( 10.1) |
| 争議行為をともなう争議 | 合計 | 4,852(100.0) | 3,492(100.0) | 3,737(100.0) | 7,034(100.0) | 6,779(100.0) |
| | 総評 | 3,705( 76.4) | 2,635( 75.5) | 2,879( 77.0) | 6,285( 89.4) | 6,064( 89.5) |
| | 同盟 | 103( 2.1) | 89( 2.5) | 97( 2.6) | 101( 1.4) | 83( 1.2) |
| | 新産別 | 25( 0.5) | 26( 0.7) | 20( 0.5) | 24( 0.3) | 18( 0.2) |
| | 中立労連 | 104( 2.1) | 92( 2.6) | 101( 2.7) | 72( 1.0) | 67( 1.0) |
| | その他 | 915( 18.9) | 650( 18.6) | 640( 17.1) | 552( 7.8) | 547( 8.1) |

## 第86表　主要団体別争議行為をともなう争議の行為形態別行為参加人員および労働損失日数の推移

| 主要団体 | 行為参加人員 | | | 半日以上の同盟罷業 | | | | | | 半日未満の同盟罷業 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 行為参加人員 | | | 労働損失日数 | | | 行為参加人員 | | |
| | 1981年 | 1982年 | 対前年増減率 | 1981年 | 1982年 | 対前年増減率 | 1981年 | 1982年 | 対前年増減率 | 1981年 | 1982年 | 対前年増減率 |
| | 千人 | 千人 | % | 千人 | 千人 | % | 千日 | 千日 | % | 千人 | 千人 | % |
| 計 | 2,914 (100.0) | 2,386 (100.0) | △ 18.1 | 247 (100.0) | 216 (100.0) | △ 12.7 | 543 (100.0) | 535 (100.0) | △ 1.4 | 2,745 (100.0) | 2,235 (100.0) | △ 18.6 |
| 総評 | 2,762 (94.8) | 2,227 (93.3) | △ 19.4 | 169 (68.7) | 134 (62.3) | △ 20.7 | 374 (69.0) | 338 (63.2) | △ 9.6 | 2,641 (96.2) | 2,133 (95.4) | △ 19.2 |
| 同盟 | 19 ( 0.6) | 17 ( 0.7) | △ 6.5 | 15 ( 5.9) | 15 ( 6.9) | 1.0 | 25 (4.6) | 23 ( 4.3) | △ 8.5 | 7 (0.3) | 4 ( 0.2) | △ 44.6 |
| 新産別 | 9 ( 0.3) | 8 ( 0.3) | △ 10.9 | 3 ( 1.2) | 6 ( 2.9) | 110.6 | 12 (2.1) | 26 ( 4.8) | 119.7 | 7 (0.3) | 7 ( 0.3) | △ 4.8 |
| 中立労連 | 17 ( 0.6) | 17 ( 0.7) | 0.2 | 12 ( 4.8) | 10 ( 4.9) | △ 11.3 | 19 (3.5) | 18 ( 3.3) | △ 7.4 | 8 (0.3) | 9 ( 0.4) | 6.6 |
| その他 | 107 ( 3.7) | 116 ( 4.9) | 8.5 | 48 (19.4) | 50 (23.0) | 3.6 | 113 (20.8) | 131 (24.5) | 16.2 | 81 (3.0) | 83 ( 3.7) | 1.9 |

〔備考〕 1) （ ）内は構成比（%）。

## 4　主要要求別争議と解決状況

第87表によって争議の主要要求別件数をみると、「賃金及び手当」に関する要求が六八九六件で総数の過半数であり、なかでも「賃金増額」要求が五九五一件、全体の四六・九%と多く、次いで「臨時給与金」要求が多かった。「賃金及び手当」に関する要求は、対前年比で四・五%増加したが、そのうちで「退職手当」要求は八一年を大幅に下回っている。これは八一年には公務員共闘によってとりくまれた退職手当法等をめぐる行動があったためである。その他、対前年比でみると、「組合保障及び労働協約」に関する要求は二一・〇%ふえているが、「給与以外の労働条件」「経営及び人事」に関する要求はそれぞれ五・一%、六三・五%減少した。なかでも、「労働時間の変更」と「その他の経営及び人事」についての要求が大幅に減少している。これらは、不況下の争議の深刻な様相を反映したものと思われる。

最後に争議の解決状況をみよう。一九八二年の総争議七四七件のうち、解決ならびに解決扱いとなった争議は九七・八%に当たる七三一〇件で、比率は前年より〇・七ポイント減少した。労働争議解決件数を第88表で争議の継続期間別にみると、五日以下で解決したものが三九五三（五四・一%）と断然多く、以下、六～一〇日、一一～三〇日、三一日以上の順になっている（第88表最上欄）。同じく第88表で要求事項別に争議の継続期間をみると、五日以下で解決したものが多いのは、「賃金増額」、「退職手当」、「休日・休暇」等である。一方継続期間が三一日以上と長期にわたっているのは「解雇反対・被解雇者の復職」、「事業の休廃止・操業短縮」関係など、「経営及び人事」をめぐるものに多い。争議の解決を、第89表によって方法別にみると、労使の直接交渉によるものが一一三〇件（一五・五%）と、前年より減少したことが注目される。その分第三者関与によるもの、ならびに「解決扱い」（争議当事者の労使間では解決方法のない、政策制度要求争議など）が増加した。第三者の関与とは、ほとんどが労働委員会によるものである。

## 5　とくに注目される争議

一九八二年ならびに八三年前半中に発生、あるいは解決した争議のうち、とくに注目されるのは、以下のものである。①北炭夕張新鉱の再建をめぐる炭労の争議、②一九七九年三月に始まり八三年二月に解決した指名解雇をめぐる全造船玉島分会の争議、③一九七四年七月に始まり実に九年ぶりで八三年二月に和解成立となった細川活版所の工場閉鎖・大量解雇をめぐる争議、④人事院勧告の凍結をめぐる公務員共闘傘下組合の闘争。これらのうち、①～③はⅡ－Ⅴ

## 第87表　労働争議の主要要求事項別件数の推移

| 要求事項 | 1981年 | 1982年 | 対前年増減率 |
|---|---|---|---|
| | 件 | 件 | % |
| 要求事項総数 | 13,409<br>(100.0) | 12,687<br>(100.0) | △ 5.4 |
| 組合保障および労働協約 | 205<br>( 1.5) | 248<br>( 2.0) | 21.0 |
| 組合保障および組合活動 | 151<br>( 1.1) | 173<br>( 1.4) | 14.6 |
| 労働協約の締結および改訂 | 43<br>( 0.3) | 54<br>( 0.4) | 25.6 |
| 労働協約の効力 | 11<br>( 0.1) | 21<br>( 0.2) | 90.9 |
| 賃金および手当 | 6,596<br>(49.2) | 6,896<br>(54.4) | 4.5 |
| 賃金増額 | 4,749<br>(35.4) | 5,951<br>(46.9) | 25.3 |
| 臨時給与金 | 642<br>( 4.8) | 806<br>( 6.4) | 25.5 |
| 退職手当 | 1,070<br>( 8.0) | 45<br>( 0.4) | △ 95.8 |
| その他の賃金・手当 | 135<br>( 1.0) | 94<br>( 0.7) | △ 30.4 |
| 給与以外の労働条件 | 235<br>( 1.8) | 223<br>( 1.8) | △ 5.1 |
| 労働時間の変更 | 41<br>( 0.3) | 17<br>( 0.1) | △ 58.5 |
| 休日・休暇 | 40<br>( 0.3) | 99<br>( 0.8) | 147.5 |
| その他の労働条件 | 154<br>( 1.1) | 107<br>( 0.8) | △ 30.5 |
| 経営および人事 | 1,075<br>( 8.0) | 392<br>( 3.1) | △ 63.5 |
| 解雇反対・被解雇者の復職 | 107<br>( 0.8) | 129<br>( 1.0) | 20.6 |
| 事業の休廃止・操業短縮 | 26<br>( 0.2) | 43<br>( 0.3) | 65.4 |
| その他の経営および人事 | 942<br>( 7.0) | 220<br>( 1.7) | △ 76.6 |
| その他 | 5,298<br>(39.5) | 4,928<br>(38.8) | △ 7.0 |

〔備考〕（ ）内は構成比（%）。

「合理化反対闘争」の2で、④は「特集：人事員勧告凍結問題」でとりあげられているので、参照されたい。

【参考資料】労働大臣官房統計情報部編『昭和五七年労働争議統計調査年報告』

第88表　要求事項および継続期間別労働争議解決件数　　(単位：件)

| 要求事項 | 計 | 5日以下 | 6～10日 | 11～30日 | 31日以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 解決争議件数 | 7,310<br>(100.0) | 3,953<br>(54.1) | 1,978<br>(27.1) | 771<br>(10.5) | 793<br>( 8.3) |
| 解決要求事項総数 | 12.456<br>(100.0) | 6,948<br>(55.8) | 3,654<br>(29.3) | 1,061<br>( 8.5) | 793<br>( 6.4) |
| 組合保障および組合活動 | 138<br>(100.0) | 36<br>(26.1) | 12<br>( 8.7) | 40<br>(29.0) | 50<br>(36.2) |
| 労働協約の締結および改訂 | 45<br>(100.0) | 19<br>(42.2) | 2<br>( 4.4) | 6<br>(13.3) | 18<br>(40.0) |
| 労働協約の効力 | 20<br>(100.0) | 2<br>(10.0) | 3<br>(15.0) | 6<br>(30.0) | 9<br>(45.0) |
| 賃金および手当 | 6,796<br>(100.0) | 3,559<br>(52.3) | 1,988<br>(29.3) | 755<br>(11.1) | 494<br>( 7.3) |
| 賃金増額 | 5,910<br>(100.0) | 3,320<br>(56.2) | 1,787<br>(30.2) | 472<br>( 8.0) | 331<br>( 5.6) |
| 臨時給与金 | 756<br>(100.0) | 198<br>(26.2) | 191<br>(25.3) | 256<br>(33.9) | 111<br>(14.7) |
| 退職手当 | 43<br>(100.0) | 22<br>(51.1) | 2<br>( 4.7) | 9<br>(20.9) | 10<br>(23.3) |
| その他の賃金・手当 | 87<br>(100.0) | 19<br>(21.8) | 8<br>( 9.2) | 18<br>(20.7) | 42<br>(48.3) |
| 賃金以外の労働条件 | 212<br>(100.0) | 105<br>(49.5) | 17<br>( 8.0) | 38<br>(17.9) | 52<br>(24.5) |
| 労働時間の変更 | 16<br>(100.0) | 4<br>(25.0) | 1<br>( 6.3) | 3<br>(18.8) | 8<br>(50.0) |
| 休日・休暇 | 98<br>(100.0) | 67<br>(68.4) | 8<br>( 8.2) | 12<br>(12.2) | 11<br>(11.2) |
| その他の労働条件 | 98<br>(100.0) | 34<br>(34.7) | 8<br>( 8.2) | 23<br>(23.5) | 33<br>(33.7) |
| 経営および人事 | 340<br>(100.0) | 132<br>(38.8) | 20<br>( 5.9) | 57<br>(16.8) | 131<br>(38.5) |
| 解雇反対・被解雇者の復職 | 102<br>(100.0) | 14<br>(13.7) | 9<br>( 8.8) | 22<br>(21.6) | 57<br>(55.9) |
| 事業の休廃止・操業短縮 | 34<br>(100.0) | 5<br>(14.7) | 5<br>(14.7) | 5<br>(14.7) | 19<br>(55.9) |
| その他の経営および人事 | 204<br>(100.0) | 113<br>(55.4) | 6<br>( 2.9) | 30<br>(14.7) | 55<br>(27.0) |
| その他 | 4,905<br>(100.0) | 3,095<br>(63.1) | 1,612<br>(32.9) | 159<br>( 3.2) | 39<br>( 0.8) |

〔備考〕（ ）内は構成比（%）。

第89表　労働争議の解決状況　　(単位：件)

| 年 | 総争議件数 | 当年中解決または解決扱件数 | | | | | | | | | | 翌年への繰越し件数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | 解決 | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 労使直接交渉 | | 第三者関与 | | | | | その他（解決扱い） | |
| | | | | | うち第三者関与有り | 計 | うち労働委員会関与 | | | | | |
| | | | | | | | 小計 | あっ旋 | 調停 | 仲裁 | | |
| 1981年 | 7,660 | 7,545<br>(100.0) | 1,915<br>(25.4) | 1,654<br>(21.9) | 242<br>(3.2) | 261<br>( 3.5) | 249<br>( 3.3) | 228<br>( 3.0) | 5<br>( 0.1) | 16<br>(0.2) | 5,630<br>(74.6) | 115 |
| 1982年 | 7,477 | 7,310<br>(100.0) | 1,421<br>(19.4) | 1,130<br>(15.5) | 209<br>( 2.9) | 291<br>( 4.0) | 266<br>( 3.0) | 237<br>( 3.2) | 25<br>( 0.3) | 4<br>( 0.1) | 5,598<br>(76.6) | 167 |

〔備考〕 1）（ ）内は構成比（%）。
2）「その他（解決扱い）」には争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議，たとえば政治ストおよび支援ストがここに区分される。
3）「労使直接交渉」のうち「うち第三者関与有り」とは労使の直接交渉にもとづいて解決したものであるが，その過程においてあっせんや調停等を第三者にゆだねたことのあるものをいう。

# Ⅳ　賃金闘争

概要□八二年秋季年末闘争――八三年春季闘争――国民春闘共闘会議の発足／国民春闘共闘会議の国民春闘白書／同盟の賃金白書／金属労協（ＩＭＦ・ＪＣ）の白書／全民労協の賃金闘争方針／八三年春闘諸要求とその特徴／春闘前段のとりくみ／春闘の本格的展開／同盟の八三年賃金闘争／八三年春闘妥結状況／八三年春闘総括：総評／同盟／金属労協／全民労協／統一労組懇

## 概要

一、八二年秋季闘争は、仲裁裁定の実施問題に加え、政府の八二年人事院勧告凍結決定により、公務員共闘の闘争が目立った。

一、八二年年末一時金妥結額は、労働省調べで、五三万三一〇九円となり、対前年伸び率三・二％という、七六年以降、もっとも低い伸び率となった。

一、八三年春闘は、経団連稲山会長の〝ベア・ゼロ〟発言、日経連の〝ベアはゼロ、定昇のみ〟という、きびしい経済環境を背景にした強い抑制姿勢、人勧凍結のもとですすめられたが、同時に八二年一二月、全民労協発足により、春闘共闘の組織力にも低下がみられた。

一、春闘では、労働四団体などが、七％賃上げ要求基準で合意したが、四団体の共同歩調が前年同様に目立った。

一、金属労協への一斉回答が四月一二日におこなわれた。とくに鉄鋼は三・一四％、うちベア三二〇円、一・四八％、定昇三六〇円で、ベアが定昇を下回る結果となった。

一、私鉄は、一次回答一万三〇〇〇円というベアを打ち破れないまま、ストなしで妥結にいたった。

一、公労委は、四・一三％という案にたいし、労働側が強く反発

し、例年の調停委員長見解が提示できないという異例の事態のまま、仲裁に移行した。なお公労協は、昨年につづき、ストをおこなわなかった。

一、八三年春闘の賃上げ妥結結果は、労働省調べで、妥結額八九六四円、賃上げ率四・四%（前年一万三六一三円、七・〇一%）となり、春闘史上もっとも低い伸びにとどまった。また、賃上げ額が低いなかで、なおかつ企業間格差が拡大した。

一、労働側の春闘総括は、総評、同盟、中立労連、新産別、金属労協、全民労協など、賃上げについて「不満足な結果」とするものが大勢を占めた。また、各単産の総括も賃上げ結果に不満を表明した内容となっているが、鉄鋼労連、造船重機労連、電機労連などは、労働側にとってはきびしい結果であったが、経済環境からみれば「ぎりぎりの限界」と一定の評価をおこなっている。

## 1　八二年秋季年末闘争

### 闘争をとりまく情勢

八二年秋季年末闘争をとりまく政治的背景、国会情勢としては、鈴木首相の辞任、自民党総裁選挙の結果、中曽根新政権が誕生したこと、人事院勧告が四九年いらい三三年ぶりに完全凍結され、臨時国会で、仲裁裁定とともに問題化したことがあげられる。

他方、経済基調としては、輸出がひきつづき低水準にあって、景気回復の動きが鈍く、企業収益も九月期としては減益決算となった。物価は、個人消費の停滞などのため沈静傾向を維持した。だが雇用情勢は、相変わらず深刻であり、八二年の完全失業者数一三六万人（前年一二六万人）、失業率二・四%（同二・二%）、有効求人倍率も八二年〇・六一（前年〇・六八）にとどまった。また雇用指数でみると、八二年一〇月～一二月期は一〇三・五（八〇年＝一〇〇・〇）であり、対前年同期比〇・一増にとどまっていた。

こうして、経済基調では停滞気味で推移したが、政治的には中曽根首相の登場を契機に、政治倫理、〝不沈空母〟発言にみられる日本の軍事大国化の懸念なども加わり、国会内外での争点は大きかった。

なお労働戦線では、八一年一二月一四日、「民間先行による労働戦線統一準備会」（統一準備会）発足ののち、難航のすえ、一年後の一二月一四日、四一単産、約四二五万人を結集した「全民労協」が発足した。

### 総評・秋季年末闘争方針

総評は七月の定期大会で、〝秋から来春にかけての重点課題に対する運動の具体化〟方針を決めたのち、八月三〇日の幹事会で、秋季年末闘争の構想を固め、槇枝議長を本部長とする秋闘闘争本部を発足させた。そしてさらに九月一〇日の第一回戦術委員会で当面の具体的方針を決め、一〇月一二日の第一回拡大評議員会で闘争方針として決定した。

このうち、八月三〇日の秋闘構想では、五つの重点目標を設定。

①〝草の根市民〟による反核・軍縮運動の持続的な発展をめざす。

②臨時国会では臨調基本答申の本質をあばき、国民のための行革運動をたたかう。③停滞する経済、悪化する雇用情勢にたいし、政府・資本へのたたかいを強め、労働者の生活を防衛する。④八三春闘は中小企業労働者の雇用、賃金、労働条件の確立を軸にすえ、全体の底上げを図る態勢づくりをすすめる。⑤これらのたたかいのなかから八三政治決戦に勝利する態勢を確立することとした。

とくに、当面の緊急課題として、反核運動では国連軍縮週間（一〇月二四～三〇日）に焦点をあて、大阪集会（一〇・二四）を皮切りに全国各地でさまざまな行動を起こす。さらに、教科書問題に関連して九月一〇日と一八日に集会をひらく。臨時国会では、臨調答申にたいし、福祉水準の切り下げ反対、情報公開法の制定、三公社の分割・民営化反対などの三大目標を設定し、一〇万人デモを組織する。人勧・仲裁の完全実施を要求し、統一ストを配置することとした。

### 高齢者大集会

敬老の日の九月一五日、高齢者大集会が東京（都体育館）でひらかれ、全国から一万人が集まった。今年で一二回目を迎える高齢者大集会は、老人保健法成立をはじめ、いままで以上にきびしい状況のもとでひらかれた。基調報告に立った槇枝総評議長は、「年金法改正で浮く費用は戦闘機一機分。福祉を削り、教育を反動化させて戦争への道をすすめるやり方に心から憤りを感じる」と述べ、「軍事大国化路線を阻止するため運動を盛り上げよう」と訴えた。

つづいて社会、公明、共産、新自連の各代表があいさつし、決意を表明した。また、福祉削減の最大の焦点である老人保健法反対の取り組みについて、全国各地の運動を代表して、全国高退連、愛知高退協、老地連が活動報告をおこない、各代表とも「さらに闘いを継続させよう」と訴えた。集会は最後に「いまこそ、おれたちの命を賭けて核兵器廃絶・反戦・平和をたたかいとろう」との集会アピールを採択し閉会した。なお、全国高退連は、この日決議された二項目の統一要求をもって一六日、内閣官房、大蔵省、厚生省、労働省にたいし要請行動をおこなった。

### 人事院勧告凍結、公務員共闘時限スト

政府は九月二〇日、給与関係閣僚会議をひらき、一九八二年度の国家公務員ベア（人事院勧告）の完全凍結を決定した。これにたいし、新自クをのぞく社会、公明、民社、共産の野党は〝不当な措置〟だとしていっせいに反発、鈴木内閣を批判した。さらに総評は二〇日夜、ＩＬＯ提訴に踏みきるとともに、鈴木内閣打倒に向けてたたかうなど全面対決の方針を決め、抗議声明を発表した。

なお公務員共闘は翌二一日、人勧凍結の決定に反対、統一ストをおこなった。とくに都市交は、札幌、東京、横浜、川崎、京都、大阪、神戸の七都市で始発から午前七時まで三時間の時限ストを決行、約一七万人の利用者に影響が出た。自治労、全水道は始業時から一時間のスト。日教組や国公労連などは、二九分の時限ストや抗議の職場集会をひらいた。

### 人勧凍結解除へ政労会談、物別れ

総評、同盟など労働四団体の代表は一〇月四日、鈴木首相にたいし、人事院勧告の凍結を撤回するよう強く要求した。この政労トップ会談は、人勧凍結という異例の決定にたいして労働四団体が申し入れていたもので、この種の会談としては六四年の太田—池田会談以来のこと。しかし、時間はわずか三〇分で、労働四団体は「抗議の

場」と位置づけ、「凍結は決め方、手続き、内容とも暴挙だ。白紙撤回せよ」（槇枝総評議長）、「政府の決定は一方的だ」（宇佐美同盟会長）、「スト権回復も考え直すべきだ」（竪山中立労連議長）と政府の姿勢をきびしく追及した。これにたいして鈴木首相は「国民も痛みを分かちあってほしい。凍結は異例の措置、くり返さないよう努力する」と従来の主張をくり返し、凍結の撤回、スト権回復の考えはないことを明らかにした。

これに先立ち、総評は九月三〇日、全単産委員長会議をひらき、秋年闘争方針を協議。鈴木内閣打倒を掲げ、臨時国会のヤマ場には官民一体の全一日ストを配置するなど、対決していく方向を確認。一〇月二一日の臨時大会で全体の意思一致をはかることを決定した。会議では、槇枝議長が「政府はさらに仲裁裁定、来春闘での賃金抑制を狙っており、年金受給者なども含め七、八千万の国民に影響を与えることは必至」と強調。富塚事務局長は、①労働者の総結集をはかり、労働団体間の共闘、野党の結束を強める、②国会の最重要段階で全労働者の統一ストを設定する、③秋闘本部に統一ストライキ委員会を設置し、全単産は指令権を委譲する――と方針を提起した。なお、人勧凍結撤回を要求して、総評主婦の会は五日、各省、各政党にたいし要請行動を展開した。

### ヤマ場へ向け、公務員共闘戦術強化

公務員共闘は一〇月五日、第二二回拡大共闘委員会（総評会館）を緊急に開催し、人勧凍結に反対し秋闘戦術を強化する方針を決めた。

冒頭あいさつに立った丸山議長は「人勧凍結は仲裁凍結、行革の断行へと連動し、国民生活にシワヨセをもたらす。公務員労働者の根性でハネ返そう」と決起を訴えた。また日経連が公務員にスト権をあたえると表明したことについて「そんな気はないことは明らか。バカにした発言であり挑発だ」との見解を述べた。

この日に決定した戦術は秋闘方針をさらに補強したもので、とくに①臨時国会開会日から（三日間）三万人規模の国会行動、②臨時国会ヤマ場に五万人規模の中央総決起集会――を配置。国会の重要段階に半日を目標にストを構えることになった。

なお五日午後、公務員共闘は、「一〇・五秋闘第一波中央総決起集会」（明治公園、五七〇〇人）を開催、翌六日には都内駅頭で人勧完全実施を訴え、街頭宣伝活動をおこなった。

### 一〇月段階の主なとりくみ

一〇月一二日、鈴木首相の辞意表明がおこなわれた。このため、自民党総裁予備選挙がおこなわれ、政局は一カ月近く空白となった。

この間、総評は一九日、〝八二秋闘勝利、総評青年協中央総決起集会〟（明治公園）をひらいた。また二〇日に〝国際反戦デー〟（総評主催、協賛・社会党、護憲連合、原水禁）、二四日に反戦大阪集会（大阪総評など一〇・二四反核大阪実委会による）がひらかれた。この間二一日、総評臨時大会がおこなわれた（東京・都市センターホール）。

他方、公務員共闘も、一八日から二〇日までを「全国一斉坐り込み行動」と決め、統一行動を展開した。

### 一一月段階の主なとりくみ

総評は一一月一五日の幹事会で、人勧・仲裁裁定完全実施、年末一時金獲得東京行動委員会を設置、①第一次東京行動、②第二次東京行動、一一月二四日、③東京労働者総決起集会、一一月二九日、などを決定した。

これには公労協、公務員共闘を中心に動員がかけられた。とくに一一月二九日、東京労働者総決起集会（明治公園）を経て、闘争はなおも、一二月段階に引き継がれることになった。折しも、臨時国会が開会し、国会審議がようやく開始されていた。

### ILO、裁定の完全・迅速な実施を求める

仲裁裁定の完全実施については、八月二四日、公労協がILO結社の自由委員会は、「裁定が一旦下されたときは、完全かつ迅速に実施されるべきである。さらに本委員会は、立法機関への予算権の留保は強制仲裁機関の下した裁定の内容の順守を妨げる効果があってはならないことも強調する」旨の勧告を一一月一七日採択し、日本政府に考慮を求めた。

これにたいし、労働側は「全面的勝利」（公労協）だとし、政府に、ただちに完全実施するよう申し入れた。これにたいし政府は、「国会において早期に結論が出されることを期待する」との見解を表明、事態の解決はなおも臨時国会へと委ねられた。

### 公労協、公務員共闘、連続行動強化

凍結されたままの人事院勧告と、国会の議決案件とされた仲裁裁定の完全実施を要求する公務員共闘と公労協を中心とした国会包囲デモが一二月一日から一〇日にかけ、連日取り組まれた。

一日から三日にかけては公労協を中心に連日、一万人から一万五〇〇〇人規模のデモ。六、七日の両日は公務員共闘、公労協合同の三万人の行動。さらに八日から一〇日にかけて公務員共闘が、各日一万五〇〇〇人を国会周辺に動員した。六日に総評の主催で日比谷公園内でひらかれた中央総決起集会には、民間労働者を含め約三万人が結集。主催者を代表して槇枝議長は「賃金決定の秩序を投げ捨てた政府・自民党に対し、官民一体の統一ストでたち向かおう」と、国会ヤマ場での統一ストへ決起を訴えた。

なお公務員共闘が取り組んできた人勧完全実施にかんする請願署名は、一二月七日現在、三五六万三〇〇〇人に達した。また、これと並行しておこなわれた「公務員給与改定に関する閣議決定に反対し、社会保障の拡充と減税を要求する要請」署名（団体署名）は、五四四五団体にのぼった。

さらに一二月一六日、補正予算審議の衆院でのヤマ場を迎え、人勧・仲裁の完全実施、年末一時金獲得を合わせ、統一ストがおこなわれた。これには、自治労、日教組、都市交が、始業、始発時から最高二時間のストを実施したほか、国労、動労も始業時から拠点ストを実施。民間では全港湾、政労協、医労協などがストに入った。

### 仲裁裁定国会通過、人勧先送り

ところで、議決案件として国会に上程されていた仲裁裁定は、ついで一七日、参議院でも議決され、ここに実施問題は解決をみるにいたった。

他方、人勧問題は解決のきざしがみえず、一二月一七日、自民党から、①五八年度人勧は尊重し、実施する、②五七年度人勧実施については、野党の意思をふまえ、誠意をもって検討する旨の回答があり、結局、先送りのかたちとなった。

なお一二月二四日、全国で、公務員共闘を中心に政労協、医労協等民間組合も加わり、一〇単産約六六万人が、二九分から二時間の時限ストを決行した。だが人勧問題は、与野党間でひきつづき協議する旨の内容の合意にとどまり、前進はみられなかった。

## 第90表　1982年民間主要企業年末一時金要求・妥結状況（加重平均）

（1982年12月24日）

| 産業 | 調査企業数 | 平均年齢 | 要求額 | | 妥結額 | | 対前年伸び率 | 1981年 妥結額 | 1981年 対前年伸び率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 社 | 歳 | 社 | 円 | 社 | 円 | % | 円 | % |
| 平均 | 288 | 35.0 | (118)170 | 585,545 | 288 | 533,109 | 3.2 | 515,705 | 7.2 |
| 鉱山 | 10 | 40.6 | 10 | 521,467 | 10 | 404,569 | 2.0 | 396,476 | 4.3 |
| 水産・食料品 | 19 | 36.8 | (12) 7 | 759,660 | 19 | 692,520 | 6.4 | 651,058 | 6.4 |
| 繊維 | 23 | 33.4 | 23 | 446,037 | 23 | 404,738 | 3.9 | 389,651 | 4.5 |
| 紙パルプ | 12 | 37.8 | 12 | 546,935 | 12 | 469,915 | 9.8 | 428,105 | △5.6 |
| 印刷 | 3 | 32.2 | ( 1) 2 | 510,986 | 3 | 493,052 | 4.4 | 472,319 | 7.6 |
| 化学 | 49 | 35.4 | ( 9)40 | 607,287 | 49 | 544,779 | 1.8 | 535,302 | △0.0 |
| 石油製品 | 8 | 34.6 | ( 8) | | 8 | 470,079 | 3.1 | 455,834 | △6.5 |
| ゴム製品 | 4 | 35.4 | 4 | 554,838 | 4 | 504,714 | 3.4 | 488,332 | 2.4 |
| セメント | 5 | 37.9 | ( 5) | | 5 | 505,957 | 2.0 | 496,206 | 9.6 |
| 鉄鋼 | 15 | 37.2 | (13) 2 | 564,598 | 15 | 507,038 | 2.0 | 497,070 | 11.0 |
| 非鉄金属 | 6 | 34.9 | 6 | 490,136 | 6 | 436,499 | 1.7 | 429,166 | 8.5 |
| 電機 | 29 | 35.6 | (13)16 | 592,733 | 29 | 540,484 | 3.9 | 520,380 | 6.3 |
| 電気機械 | 28 | 32.8 | ( 3)25 | 559,625 | 28 | 518,621 | 3.4 | 501,774 | 7.4 |
| 造船 | 7 | 37.8 | ( 7) | | 7 | 477,930 | 2.3 | 467,211 | 21.4 |
| 車両 | 2 | 39.1 | ( 2) | | 2 | 498,000 | 4.8 | 475,000 | 4.4 |
| 自動車・小売 | 9 | 34.0 | ( 9) | | 9 | 586,122 | 5.6 | 554,996 | 6.2 |
| 卸売 | 19 | 29.5 | (13) 6 | 926,744 | 19 | 635,180 | 1.4 | 626,365 | 6.4 |
| 証券 | 4 | 28.3 | ( 2) 2 | 618,459 | 4 | 562,296 | △14.7 | 659,362 | 20.0 |
| 陸運 | 18 | 39.9 | (16) 2 | 641,144 | 18 | 539,297 | 3.7 | 520,101 | 5.0 |
| 新聞・放送 | 6 | 39.8 | ( 2) 4 | 1,163,101 | 6 | 768,185 | △ 0.7 | 771,863 | 6.6 |
| 電力 | 9 | 35.2 | 9 | 594,000 | 9 | 539,000 | 3.9 | 519,000 | 4.8 |
| ガス | 3 | 35.3 | ( 3) | | 3 | 523,002 | 8.4 | 482,529 | 7.3 |

〔備考〕 1) 調査対象企業は，原則として，東証または大証一部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業288社である。

2) 要求額欄の（ ）内数値は，年間臨給「夏冬型」により，1982年夏季一時金と合わせて要求がおこなわれた企業と，月数要求などで要求額が不明な企業の合計数で，外数である。

3) 対前年伸び率は，同一企業比較による対前年伸び率を算出した。

4) △は減。

5) 労働省労政局労働組合課調べ。

**第91表　年末一時金妥結時における年間臨給実施状況の推移**

| 年 | A 調査企業数 | B 年間臨給実施企業数 | Aのうちに占める割合（B/A） | C Bのうち夏冬型実施企業数 | Bのうちに占める割合（C/B） | D Bのうち冬夏型実施企業数 | Bのうちに占める割合（D/B） | E BのうちCおよびD以外の企業数 | Bのうちに占める割合（E/B） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 社 | 社 | % | 社 | % | 社 | % | 社 | % |
| 1972 | 279 | 177 | 63.4 | 49 | 27.7 | 120 | 67.8 | 8 | 4.5 |
| 1973 | 279 | 151 | 54.1 | 53 | 35.1 | 95 | 62.9 | 3 | 2.0 |
| 1974 | 275 | 89 | 32.4 | 35 | 39.3 | 52 | 58.4 | 2 | 2.2 |
| 1975 | 271 | 101 | 37.3 | 49 | 48.5 | 47 | 46.5 | 5 | 5.0 |
| 1976 | 273 | 125 | 45.8 | 71 | 56.8 | 51 | 40.8 | 3 | 2.4 |
| 1977 | 279 | 132 | 47.3 | 81 | 61.4 | 49 | 37.1 | 2 | 1.5 |
| 1978 | 281 | 134 | 47.7 | 81 | 60.4 | 50 | 37.3 | 3 | 2.2 |
| 1979 | 283 | 146 | 51.6 | 87 | 59.6 | 54 | 37.0 | 5 | 3.4 |
| 1980 | 287 | 158 | 55.1 | 93 | 58.9 | 58 | 36.7 | 7 | 4.4 |
| 1981 | 287 | 160 | 55.8 | 97 | 60.6 | 56 | 35.0 | 7 | 4.4 |
| 1982 | 288 | 166 | 57.6 | 104 | 62.7 | 58 | 34.9 | 4 | 2.4 |

〔備考〕 1)　E欄の数値は，夏冬型および冬夏型の企業以外で２期分以上の一時金を合わせて決定している企業（２年協定等）である。

2)　労働省労政局労働組合課調べ。

### 年末一時金闘争

年末一時金要求は、一一月に入り、要求提出が相ついだ。民間の多くの組合は、一一月二〇日前後を最大のヤマ場と設定し、統一行動を集中する方針をとった。だが、闘争としては、おおむね平穏のうちに終わった。

要求額は、半期要求方式の単産がほぼ三カ月以上で、年間方式をとっている単産で五カ月から六カ月台の要求となっている。また一時金以外の諸要求については、時短、定年延長、労災、社会保障要求を中心に、民間の多くの単産、マスコミ共闘、全国一般などの各単産を中心に取り組んだ。

### 年末一時金妥結状況

まず労働省調べによる民間主要企業の年末一時金要求、および妥結状況（加重平均）を掲げておこう。第90表がそれである。

妥結額平均は、五三万三一〇九円と前年（五一万五七〇五円）を一万七四〇四円上回った。対前年伸び率は三・二%であり、七六年以降もっとも低い伸び率にとどまった。

産業別に妥結額をみると、高いのは新聞・放送（七六万八一八五円）であり、それに水産・食料品（六九万二五二〇円）、卸・小売（六三万五一八〇円）がつづいている。反対に、もっとも低いのは鉱山（四〇万四五六九円）、ついで繊維（四〇万四七三八円）である。また対前年伸び率では、証券、新聞・放送がマイナスを記録した。今年は前年とくらべ、際立って高い伸び率を示したところはなく、紙・パルプ九・八%、ガス八・四%が目立つ程度である。前年よりバラツキが小さい。

なお同じく労働省調べで、年間臨給実施状況の推移を見てみよう（第91表）。まず実施率（B／A）では、八二年五七・六%と前年

五五・八%を上回った。七四年をボトムにして、年々増加傾向がつづいている。なかでも、冬夏型（D／B）が八二年三四・九%にたいし、夏冬型（C／B）六二・七%となり、後者の優位傾向が、七五年いらい引きつづいている。

それにしても、年末一時金の対前年伸び率がきわめて低かったことは、八三年春闘動向を占うものとして、八二年度人勧凍結とともに、注目すべき結果であった。

## 2 八三年春季闘争

### 八三年春闘の背景

八三年春闘は、五五年の春闘開始以来、二九年目の春闘となる。この八三年春闘の背景として、おおむねつぎのことが指摘されよう。

第一に、政治的背景としては、前年末、中曽根新内閣が発足した。そして日米会談に前後して、〝不沈空母〟発言などタカ派的発言が目立つなかで、日本の軍事大国化の道の強化が懸念された。また行政改革の断行も公約され、すでに決定されていた八二年人勧凍結とともに、春闘、国民生活への影響が議論された。

第二に、八二年一二月一四日、全民労協が発足し、労働戦線に新たな動向をよびおこしただけでなく、直接、総評、春闘共闘会議の推進しようとする春闘に大きな影響を及ぼすものとして、「統一準備会」の段階とは質を異にするにいたった。

第三に、経済基調の点では、輸出が低水準で推移したことから景気停滞の様相が強まった。企業収益は高水準ながらも、八二年九月期には減益決算を記録した。とくに中小企業での減益は大きかった。

実質経済成長率は、当初見通しを大きく下回り、八二年一二月二五日の〝見通し〟では、当初見通しの五・二%から三・一%に下方修正された。また雇用・失業情勢も相変わらず低迷しつつ、むしろ悪化の傾向さえ示した。加えて、個人消費も、八二年秋ごろから伸びは鈍化し、全体としてきびしい経済環境下の春闘となる気配が濃厚であった。

おおむね、そうした背景のもと、八三春闘が展開されることになった。総じて、人勧凍結、行革、労戦がらみのもと、きびしい経済環境を背景として、八三年春闘がスタートした。

### 1 国民春闘共闘会議の発足

#### 八三国民春闘共闘会議の発足

八三国民春闘共闘会議が、八二年一一月五日発足した。春闘共闘には、総評、中立労連、純中立の一〇一単産と地方共闘加盟組合の計八八二万人余が結集。「春闘の基本構想」、機構と運営、役員を決定した。

同共闘会議は、今回、従来の役員構成と機構を一部改め、議長代

行を廃止、前回一三人いた副議長を三人にしぼり、代わって幹事一六人を置いた。これまで議長代行職をつとめていた竪山中立労連議長は、全民労協議長就任が確実視されており、同共闘会議の役職をいっさい退いた。また副議長削減も中立労連の意向を総評が受け容れるかたちで決まったが、ねらいは副議長のなかにいた統一労組懇系単産を締め出すことにあるといわれた。

春闘共闘はその「基本構想」では、①大手と中小の格差是正、②人勧凍結や仲裁裁定実施延期を阻止する八二秋闘のたたかいを来春闘につなぐ、③八二、八三両年度の減税実施、④労働四団体をはじめ幅広い共闘を推進し、賃上げ要求基準も四団体統一要求基準に準拠する、⑤金属労協の集中回答の出る前の〝第一グループ〟のたたかいを八二春闘以上に強め、四月中の闘争終結をめざす、などを提起した。

**労働四団体、賃上げ要求基準問題**

労働四団体の賃上げ要求基準は、八〇年春闘（八%、一万三〇〇〇円）、八一年（一〇%）、八二年（九%）と、ここ三年統一されてきた。

八三年春闘にあたっては、最終的には八二年一二月三日、労働四団体の事務局長・書記長会議で、七%基準で合意をみた。すなわち「労働者の実質所得を引き上げ、個人消費を中心とする内需拡大を通じて景気を回復し、雇用情勢を改善することをめざして」、七%要求基準が決められた。ただし、定昇および格差是正の扱いについては、各団体ないしは産別の自主的判断にゆだねられた。

その他、個別賃金について、格差の拡大傾向に歯止めをかけ賃金の社会的平準化をはかるため三五歳男子（高卒勤続一七年）＝二三万円（ただし手当をふくめるかどうかは産別、単組で決定）、一八歳（高卒初任給）＝一〇万五〇〇〇円の要求を掲げた。さらに最低賃金要求を掲げ不安定雇用労働者、未組織労働者の賃金引き上げをめざしていくとした。これを受けて、春闘共闘は四日、幹事会をひらき「賃上げ要求基準については、七%以上を基準として各単産は要求額をきめる」こととし、個別賃金、最低賃金要求などについては、四団体の要求に準じていくことを確認。一〇日の第二回春闘共闘総会で、この方針を正式に決定した。

**全民労協、賃金闘争委員会等設立**

八二年一二月一四日に発足した全民労協は、一月一七日、第一回幹事会・代表者会議をひらき、今後の運営、八三賃金闘争の推進等について協議した。とくに八三賃闘については、七%賃上げをはじめとする要求方針を掲げ、八三賃金闘争委員会、戦術委員会の設置をはじめとする闘争体制の確立等を確認、決定した。このように、行動組織として具体的にふみだした点で注目された。

すなわち、賃金闘争委員会は各単産代表者により設置し、このもとに戦術委員会（幹事会メンバーで構成）をつくり、先行グループの拡大、ヤマ場の設定、大衆行動の実施など具体的な戦術を決定した。そして二月一四日、それぞれ第一回の闘争委員会、戦術委員会をひらき、具体的行動にふみだした。

なお、これまで、総評、中立労連、同盟などのわくをこえ、民間単産が時限共闘を組む賃闘対策民間労組会議は、全民労協の発足にともない席をゆずるかたちとなり、八三年は組織されなかった。ここに、いわば発展的解消をとげた。

### 統一労組懇、春闘方針を決定

の春闘行動を強めてきた統一労組懇は、八三年一月一九日の第三回全国代表者会議で、八三春闘方針、選挙闘争方針、政府予算案にたいする要求内容等を決めた。

決定された春闘方針は、「政府・独占資本のかつてない厳しい賃金抑制政策と、それに協力して、七%低額要求を労働者の生活実態を無視して頭越しに決めた全民労協、労働四団体の賃上げ自粛路線に反対し、生活の実情に根ざす積極的な賃上げ要求をかかげる」と述べた。このため、七%低額要求を再検討せよ、などのスローガンで一月～二月中は広範な労働者、組合によびかけ、「七%自粛要求を下から打ち破る」とし、この時点ではみずからの賃金要求基準は決めなかった。

そして、三月一〇日の第四回全国代表者会議で、賃上げ要求基準を三万円と決め、同時に、三一日にストをふくむ時間内外の職場集会、大衆行動を展開し、四月二五～二八日をゾーンとして、賃上げ要求解決に向けた行動を強化する方針を打ち出した。

### 2　国民春闘共闘会議の国民春闘白書

### 八三年国民春闘白書の発表

国民春闘共闘会議は、一二月一〇日に第二回総会をひらき、八三年国民春闘白書を決定した。

白書はまず、「日本経済は不況の底ばい状態が続き、労働者生活の悪化、失業の増加、中小企業の不振、構造不況産業の危機の激化など不況による矛盾が増大してきている」と分析。その原因を「国際経済の停滞、国内需要、とりわけ消費の停滞」に求めるとともに、政府・財界による財政規模縮小策が低成長を促進していることを強調した。そして、世界不況や貿易摩擦の増大により輸出主導による景気回復が望めず、さらに財政赤字のもと公共投資にも期待できないため、「今の政府や財界の政策でいくならば、日本経済は二%台の不況低迷を長く続ける」ことになるとしている。これにたいして、「日本は四%程度の成長能力を十分にもっている」と判断し、「財界の『がまんの哲学』と対決して、全労働者の団結による、賃上げ主導の景気回復こそが必要」と述べ、賃上げによる内需拡大を主張した。

とくに賃上げについては、賃金水準のみならず、産業別、地域別、企業規模別の賃金格差に注目し、ここ数年の格差拡大を分析するとともに、春闘の社会的賃金相場形成力の回復を強調している。春闘のもうひとつの柱である制度政策闘争では、経済財政政策の転換を要求し、具体的には、「人勧・仲裁の完全実施、年金の物価スライド維持に加えて、一兆円所得税減税、二兆円の公共投資追加、中小企業減税」を求めている。

以下、同白書総論の要旨を掲げておく。

【八三年国民春闘白書・要旨】

日本経済の現状＝日本はインフレ、失業率がOECD諸国ではずばぬけて低く、経済成長率は高く貿易収支は黒字である。このような条件をそなえている日本が、世界不況克服の主導権をとるべきである。

このところ日本経済は、不況による矛盾が拡大している。不況の原因は

国際経済の停滞と国内需要、とりわけ消費の停滞に最大の原因がある。成長をこれまで引っ張ってきた輸出の伸びも、八一年から頭うちになり、世界不況や貿易摩擦の増大から、従来のように輸出主導型の成長は望めなくなった。

また、公共投資も財政赤字のもとに抑制され、財政は景気に対してマイナスの効果をもたらしている。さらに、企業の短期的利益のために賃金を抑制し、雇用を削減し、内需の最大の構成部分である消費支出や住宅投資を抑え込むことが、次の低成長をつくり出す仕組みとなってきている。

行政改革は行政制度の現代化よりも財政規模の縮減に重点が置かれている。われわれも中・長期的な財政再建は必要だと考えているし、行政の非効率やむだを改め、国民の税負担は軽くすべきだと考えている。けれども、一方で軍事費は聖域にし、行革が福祉や教育などにシワ寄せされ、財政支出削減を個人の家計負担に、そっくり転嫁するだけのやり方に反対である。

しかも、今の財政規模縮小のやり方が、低成長をさらに促進するよう働いていることが、次年度の税収をさらに減少させて、財政赤字をますます増大させている。少なくとも財政再建に、税収の増加が図れるような一定の経済成長を前提としなければ達成できない。

今の政府や財界の政策でいくと、日本経済は二%台の不況型低迷を続けることになる。けれども、日本は四%程度の成長能力を十分に持っている。その潜在的成長力が有効な需要としてあらわれるためには、具体的な賃上げという形で内需が現実に拡大されなければならない。財界の「がまんの哲学」と対決して、賃上げ主導の景気回復が必要である。

雇用・時短・生活の問題点＝今の失業率二・四%は第二次オイルショック時を上回るものとなり、今年はついに新卒（高卒）求人の大幅減があらわれ、ＯＡの影響も鋭くなっている。雇用の確保と技術進歩を両立させるためにも、一定の成長が必要である。ＭＥ化の進展は当然第二次産業の雇用を減少させるが、第三次産業の雇用も増加させるという見方がある。しかし、現状ではサービス産業の雇用吸収力も落ちている。これも経済の総枠の低迷によって、なお効果が妨げられているからだ。

日本の労働時間短縮は第一次オイルショック以降ほとんどストップの状況となっている。このことが不公正競争の要因として海外から指摘されているだけでなく、国内の失業の増大の面からみてもワークシェアリングの考え方は重要である。

日経連は労働省の時短の行政指導を民間への介入だと非難しているが、日本の長時間労働が国際的にみて恥部となっている現状では、また労働時間に格差が大きい構造のもとでは、公的・社会的規制は必要ですらあれ、非難することは経営のエゴ以外の何物でもない。

賃金闘争の意義と諸目標＝低成長に入ったとはいえ、日本経済の実質成長率はある程度の高さで先進国の中では最高であるが、それに比べて実質賃金の伸びは一貫して遅れている。社会の変化に消費が追いつけない苦しさが、再び七〇年代後半から八〇年代にかけて起こっている。これに比べて、第二次石油ショック後の企業収益の状況は、人件費、金融費用など固定費が削減され、また省エネ技術などの発展により底固いものがある。

日本の賃金の問題点は、こうした水準の相対的な低さばかりではなく、むしろ格差などその構造的側面にある。一九五八年以降、規模別、男女別格差などは高成長＝人手不足の中で縮小の方向をたどり、賃上げ率は中小企業の方が高かったが、ここ一～二年の間に逆転の傾向があらわれている。また、地域別最低賃金の引き上げ率も春闘相場よりも低くなっている。一国の労働者の生活費用は、企業の規模とは無関係であるのに、賃金格差が技能や労働の質の範囲を超えて、企業規模による差が大きくなることは、社会的な差別といわねばならない。

こうした事態がなぜ起こるかといえば、今までは組織労働者の団体交渉の成果が労働市場の中で、中小や未組織労働者にもかなり自動的に波及していたのが、低成長と失業の圧力によって波及しなくなったからである。格差是正を従来以上に重視し、いままで労働市場のメカニズムとして働いていた春闘相場の未組織労働者への波及を、組合運動の人為的な機能によって拡大していくことが必要である。その方法は、第一には中央、産別、地域でもっと広く春闘への参加を拡大すること、とりわけ「未組織労働者にも見える春闘」へのさまざまな努力が必要となり、第二に春闘共闘内部の運動のあり方、要求・闘争・妥結も互いに自立しつつ、かつ「相互にみえる形で連帯を一層強める」ことである。

地域別最賃は、その改正に当たり従来以上に春闘での組織労働者の賃上げ状況を重視することが必要となっている。

人事院勧告の凍結と公労委の仲裁の棚上げ問題は、労働四団体が一致して抗議している。経団連は、公務員、公企体の賃金を凍結する以上、八三春闘の民間賃上げもがまんすべきであると言い出した。政府と財界の不条理かつ時代錯誤のやり方をはねのけるためには、官民を問わず、全労働者の団結によって一つの社会の賃金相場というものを守り、つくっていくしかない。

福祉ミニマムの防衛と経済政策の転換＝財政赤字と行革の嵐の中で、いま福祉が大きく後退させられようとしている。大蔵省は人勧凍結に連動する形で、五八年度から厚生年金の物価スライドを廃止しようとしている。われわれは財政赤字の中でも、福祉のミニマムだけは断固として守り抜かねばならない。ここ数年の財政事情などに従属することなく国家が国民に対して保障するものこそがミニマムの名に値する。

課税最低限の五年間凍結により、給与所得者の納税者比率は八六%から九二%に急上昇し、租税負担率も上昇している。しかし、問題は、税負担が重くなっただけでなく、不公正が一層強まったことにある。徴税行政のあり方を含めて、税制の公正化は一層追求されるべきである。

賃金や労働条件と制度政策をめぐって、いまかつてないほど政府・財界と鋭く対決している。このことは、一人日本だけのことではなく、失業・インフレ・低成長・財政赤字・福祉後退の状況下で、欧米各国の労働組合も政府や財界と対決の時代に入っている。日本の場合には、インフレによる失業は比較的低いものの、八三春闘では財政赤字による福祉切り下げと財界の「がまんの哲学」による賃金抑制とは、決定的に対決をしなければならない。政府や財界の路線のもとでは、日本社会は国際的にも国内的にも将来展望に合理性を見い出すことはできない。

経済の中期展望を二%内外の低成長から四%程度の成長率に戻すこと、同時に財政再建をより可能にしていく視点に立って、八三年の経済財政政策の転換を図らなければならない。人勧・仲裁の完全実施、年金の物価スライド維持に加えて、一兆円減税、二兆円の公共投資追加、中小企業減税がわれわれの要求である。

## 3　同盟の賃金白書

### 同盟、八三年度賃金白書の発表

同盟は、賃上げ要求の理論的根拠を示すものとなる賃金白書を、一二月一六日の執行評議会で決定した。今年の賃金白書は、「中期展望に立って七%賃上げ、政策実現を」と題されている。

白書は日本経済について、「世界同時不況の影響を受けると同時に、勤労国民の実質消費の停滞、政府の誤った政策的対応によって、一層深刻の度を深めており、八二年度の成長率が二%台に落ち込むことは、今や避けられない」とみる。これにたいし白書は、日本経済の「実現可能な中期的な潜在成長力を、五%前後と判断する」とともに、「生活、福祉を着実に充実させ、社会的公正を確保し、国際的協調を一層発展させるためには、ここ当分のあいだ、五%前後の中成長路線を確立することがぜひとも必要」と主張する。

ただし、八三年度に一挙に五%成長をはかることは困難であると指摘し、雇用情勢をこれ以上深刻化させないため、当面四%台の成長実現を求めている。四%成長実現の柱として七%の賃上げ要求、一兆円所得税減税による消費需要回復、二兆円の公共投資拡大による公共需要喚起を主張している。これらの経済政策要求は、今日の財政赤字下においても、行政改革の強力な推進、不公正税制是正等による歳入増加、財政再建年度を三年程度遅らせることなどによって、十分実現可能であるとする。

以下、賃金白書の要旨を掲げておこう。

【同盟・八三年賃金白書（要旨）】

中間展望に立つ賃金・政策闘争の構築を＝長期不況期に必ず先行き悲観論が出てくる。今日の悲観論は、潜在成長力低下論という新たな装いをとっている。

しかし、わが国の潜在成長力は第二次石油危機後も低下しておらず、ME革命をはじめとする新たな技術革新、設備投資、生産性の上昇などを展望するとき、今後の中期的な潜在成長力は五％程度と判断される。労働組合の基本的目標である完全雇用、国際的協調の強化、福祉の充実を推進するためには中期的に五％程度の成長を実現していく必要がある。

五％成長を安定的に実現するためには、国内需要を中心として総需要を年々五％程度ずつ拡大していかなければならない。その要となるのは個人消費であり、他の需要項目の伸びを想定するとき、今後中期的に個人消費を年率四～四・五％伸ばす必要がある。年々の賃上げ率はそれを実現するに足る大きさでなければならない。

五％安定成長のためには、賃上げと併行して誤りのない政策を実施する必要がある。整合的な賃上げと政策要求こそが潜在成長力に見合った成長を達成する道である。八三賃金・政策闘争の任務は、中期展望を軌道に乗せるため、当面の長期不況を克服することにある。

労働者の生活と経済の動き＝八二年度四～十月までの全産業、現金給与総額は前年同月に比べ、平均して実質二・七％の伸びとなっている。実質賃金の伸びは消費者物価が上昇圧力を不況による需要低迷によって今のところ押しとどめられているにすぎない点や、円安の影響が物価にはね返る点などを考慮すれば、たちまち実質賃金は下降してしまう不安定な状態にあることも事実である。

ここ二、三年のあいだにはっきりした賃金の規模間格差は、八一年度後半からの輸出の伸びの低迷、国内加工・組立型産業の不振による中小零細企業の一般の景気冷え込みの強まりから、さらに拡大する傾向にある。労働市場での供給過剰圧力が次第に低賃金労働者を増加させている事実も、この傾向を強める大きな要因になっている。

深刻の度を強める雇用情勢＝完全失業率は八二年六月、十月に二・四八％と五六年三月以来、二十六年ぶりの高さに達し、第一次石油危機後最悪であった二・三七％（七八年九月）を上回った。

なかでも男子五十五歳以上労働者の完全失業率は八二年に入って三・七％～三・八％と高水準にある。また、有効求人倍率は八二年五月から十月まで〇・五八％と、これまた第一次石油危機後もっとも悪い事態（七七年十一月、〇・五二％）に匹敵する状況が六カ月も続いている。

マイクロエレクトロニクス（ME）技術の進展によって、企業内の職種転換は活発であるが、現在までのところ、これを直接の要因とする大量解雇は発生していない。しかし、八三年春の新規高卒者に対する求人が前年に比べて一三・五％と大幅に減少しているMEの影響があり、ME技術の進展が〝雇用の入り口〟を狭き門にしている。

かつての不況期と異なり、女子労働力率が七六年以降漸増している。一方、雇用情勢が悪化するなかで雇用者総数が増加しており、増加率が高いのは女子パートタイマーである。その多くは低い賃金でも就業機会を得ようとする労働力であり、実質賃金、実質所得の停滞が低賃金、不安定労働力を拡大するという構造がわが国労働市場に定着しかねない。

八三年度賃闘の課題とわれわれの要求＝八三賃闘の主要な課題は①実質賃金の引き上げ、生活向上の再出発点を築くこと②雇用情勢の悪化に歯止めをかけ、雇用改善の条件をつくる③賃金・労働条件の格差を縮小する――である。

以上の課題を果たすためには、中期的に潜在成長力に見合った実質五％程度の成長を達成していく必要がある。しかし三％前後の低い成長が三年にわたって続いたあとを受けて、八三年度に一挙に成長率を五％程度にまで引き上げるにはいくつもの困難がある。

そのため、八三年度には、とりあえず四％台の成長をめざし、中期的には五％程度の成長軌道へわが国経済を定着させていくことをめざす。

八三年度に一挙に五％成長を達成しようとすれば、大規模な財政支出による大型景気刺激策をとるか、輸出を急増させることが必要。しかし、現在の財政事情、世界的不況、貿易摩擦のなかでは、こうした選択をとる条件はない。また、もし可能だとしても、これまでの内外の不均衡を拡大する結果となり、決して望ましいものではない。

四%成長は、国内民間需要を中心とする成長であり、その成長のなかでわが国経済は、第二次石油危機以後拡大してきた不均衡とそこから発生した格差を克服し、バランスのとれた経済の姿をとり戻すことができる。

四%成長を達成するためには、住宅政策、設備投資減税、二兆円の公共投資追加など、現在の財政事情のもとで可能な景気政策をとったうえで、最大の需要である個人消費を、成長率とほぼ等しい四%程度の率で拡大することが条件となる。

八三年度の要求基準とその根拠＝八三年度要求基準は七%、一万三千五百円。七%賃上げは、八三年度の四%成長の条件である個人消費の実質四%拡大を可能にする。

七%賃上げで一人当たり雇用者所得も七%増加し、雇用者数が一・五%増加すれば、雇用者所得は七%に一・五%を加えた八・五%に増加する。

雇用者可処分所得は一兆円減税を行えば八%増加し、消費性向が横ばいで推移すれば消費支出も八%増加する。八三年度消費者物価が四%上昇すると見込まれるため、実質個人消費は四%増となる。

## 4　金属労協（IMF・JC）の白書

### 金属労協、八三年闘争の推進の発表

金属労協（IMF・JC）は、一二月一七日の協議委員会において、「八三年闘争の推進――最近の情勢とわれわれの主張――」と題する賃闘方針（いわゆる白書）を決定した。

同方針は日本経済について、「内・外需の不振による景気後退、不況局面の拡大による失業の漸増、雇用不安が危惧される」とし、こうしたなかにあって、「潜在的な需要の伸びを基盤とした内需拡大、景気回復に向けて取り組むこと」を基調とした、安定成長への転換を図ることである。そのための経済政策を推し進める上で、八三年闘争における、賃金闘争は、政策・制度闘争としての位置づけを含めて、重要な意味を持ってくることになる。

二、JCは、こうしたわが国経済の実態を踏まえ総合的生活闘争を重視し、雇用確保・拡大、実質賃金・実質可処分所得の確保、引き上げを基調として内需拡大、景気回復へ向けて取り組むことにする。

雇用確保、拡大にあたっては、現行諸制度による失業防止措置をとらせることはもとより、新たに労働市場に加わる新卒者の雇用確保など政府の

が緊急課題であると述べる。

方針は五八年賃闘を「総合的生活闘争」と位置づけ、「雇用確保・拡大、実質賃金・実質可処分所得の確保、引き上げを基調として、内需拡大、景気回復に向けて取り組むこと」を主張している。具体的には、賃金引き上げに加え、労働時間短縮によるワーク・シェアリング、中高年の雇用安定・確保のための定年延長、総合的物価対策、不公平税制是正・所得税減税による内需拡大などが要求されている。

金属労協の「方針」（白書）から「八三年闘争における要求の基調」をつぎにあげる。

【金属労協・八三年闘争における要求の基調】

一、八三年闘争をとりまく情勢はすでに見てきたように、世界的不況の長期化と各国が高失業水準、雇用不安を抱えた厳しい困難な状況にあり、わが国経済も内・外需の不振による景気後退、不況局面の拡大による失業漸増、雇用不安が危惧される状況にある。

企業収益をめぐる環境は円安による要因も加わり、全般的に悪化する状況にあり、とりわけ内需不振による中小、零細企業の経営悪化は雇用不安を伴って深刻化している。

こうした中にあって、わが国経済の当面する緊急課題は、潜在的な需要の伸びを基盤とした下で内需喚起を図り、雇用確保、拡大を基調とした、安定成長への転換を図ることである。そのための経済政策を推し進める上で、八三年闘争における、賃金闘争は、政策・制度闘争としての位置づけを含めて、重要な意味を持ってくることになる。

二、JCは、こうしたわが国経済の実態を踏まえ総合的生活闘争を重視し、雇用確保・拡大、実質賃金・実質可処分所得の確保、引き上げを基調として内需拡大、景気回復へ向けて取り組むことにする。

雇用確保、拡大にあたっては、現行諸制度による失業防止措置をとらせることはもとより、新たに労働市場に加わる新卒者の雇用確保など政府の

総合的な雇用対策を要求していかなければならない状況にある。

また、労働時間短縮は中・長期方針の具体化へ向けて、ＪＣ共闘の組織化を進めていくが、雇用対策面からもワーク・シェアリングとしての取り組みを強化していかなければならないワーク・シェアリングとしての取り組みを強化していかなければならない。

賃金要求にあたっては、ミニマムとしての実質賃金確保を基本とし生活の質的向上をめざしてインフレ抑制、雇用確保・安定を実現する上で、国民経済との整合性を重視していく。さらに、不公平税制の是正、所得減税の実現、物価抑制の闘いを強化し、実質可処分所得の確保、引き上げを図り、内需拡大、景気回復へつながる闘いを強力に取り組むことにする。定年延長、退職金増額などその他の労働諸条件の改善を要求していく。

三、ＪＣ共闘推進上の賃金要求方式については、個別賃金方式による条件整備などを含めて、具体化のための検討を進めているが、当面する八三年闘争における要求方式については、今日までの論議経過、各単産の事情などを踏まえ平均賃金方式、個別賃金方式を併用していくことにする。各単産での具体化にあたっては、ＪＣ共闘の要求基準消化を基本として、要求方式の違いについては、相互に理解していくことにする。

## 5　全民労協の賃金闘争方針

八二年一二月一四日、全日本民間労働組合協議会（全民労協）が、四一単産、約四二五万人を結集して発足するとともに、八三年一月一七日、第一回幹事会・代表者会議をひらき、「八三年賃金闘争の推進について」を決定した。その内容は、①七％賃上げの実現、②実質賃金、可処分所得の維持・改善、③内需拡大による景気回復と雇用安定、④税制改革を中心とする政策・制度課題の改善、⑤中小零細企業労働者の賃金改善と格差圧縮、を柱としたものである。

以下、「八三年賃金闘争の推進について」を掲げておく。

【全民労協・八三年賃金闘争の推進について】

1、八三賃金闘争の基本的考え方

(1)　民間労働者の総結集で七％賃上げの実現

われわれ民間労働者四二五万人は、昨年（五七年）一二月一四日に全民労協を結成し、活動方針として①政策・制度課題の改善②労働条件の維持・向上③組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化の三項目を決定し運動を開始した。

八三賃金闘争については、労働者の生活を確保し向上させるために実質賃金の維持・向上をはかり、併せて拡大傾向にある格差を圧縮するとの考え方に立って、賃金引き上げ要求を七％基準とすることを決定した。

八三賃金闘争は労働四団体をはじめ、全国の組織労働者が力を結集して取り組んでおり、全民労協はこれら各団体の闘いが一層強化発展することを念願しつつ、自らも民間労働者の総結集をもとに要求の実現をはかっていく。

このため、全民労協に加盟するすべての産別組織は、ここに結集した意義を確認しつつ、自らの産別組織の力量を高め、自主性を発揮し自己責任を貫徹する必要がある。

また、大産別組織共闘の役割は大きく、各産別組織はその強化に努めるとともに、八三賃金闘争の推進に参加するものとする。

(2)　実質賃金、可処分所得の維持・改善

八〇年、八一年と二年続いた実質可処分所得のマイナスは、八二年にようやくプラスに転じた。しかし、これは共働きによる収入の増加と物価の安定によるもので、世帯主収入は依然として伸び悩みの状態にある。

国民生活の安定・向上をはかるには、実質可処分所得の維持・向上が必要である。

従って、われわれは今次賃金闘争を通じて安定的な経済成長につながる賃金の引き上げをはかるとともに、物価の安定、非消費支出（社

会保険料と税金の負担）の適正化などの政策・制度課題の改善にも積極的に取組んでいく。

(3) 内需の拡大による景気の回復と雇用の安定

わが国の経済は世界同時不況のもとで、長期にわたって景気の停滞が続いており、労働者の生活基盤である雇用不安は益々深刻化している。とりわけ、基礎素材産業と中小企業の疲弊は著しく、その対策は緊急かつ最重点の課題である。

一方、財界が主張している賃上げ抑制や生産性基準原理は、わが国経済を縮小均衡の悪循環に追い込むものである。われわれはこのような財界の賃上げ抑制論を打破し、景気の早期回復と適正な経済成長を実現しなければならない。

このため、われわれは今次賃上げ要求を実現し、消費の伸長を中心とした内需拡大を通じて景気の回復をはかり、雇用の安定を確保していく。

(4) 税制改革を中心とした政策・制度課題の改善

政府の「増税なき財政再建」の公約にもかかわらず、所得税、住民税の課税最低限の長期据え置きにより実質的には大幅増税が進み、勤労者の負担増、不公平感は限度に達している。

しかるに、政府は昭和五八年度についても税制改革（減税）を見送ろうとしており、われわれはこれを許すことはできない。

われわれは、今次賃金闘争を展開する中で、行政の効率化、ムダな支出の削減、不公平税制の是正、税の捕捉率の改善などの改革をはかり、所得税住民税の課税最低限の引き上げを含む大幅な減税を要求し、野党と協力して大衆運動を強力に展開し、その実現をはかっていく。

(5) 中小零細企業労働者の賃金改善と格差圧縮

今次賃金闘争と併せて取り組む政策・制度の課題は、税制改革（減税）、五八年度予算編成に関わる諸要求をはじめ物価安定策の推進、産業安定と不況対策の推進、新経済五カ年計画の明示、雇用対策の推進、高齢化社会に対応しうる医療および年金制度の改革、土地政策の抜本的対策などでありその改善活動を強力に推進する。

不況が長期化する中で、中小零細企業労働者の賃金収入は伸び悩み、格差の拡大が指摘されている。

われわれは、こうした課題に対処するため、政府に対し総合的な中小企業政策の確立を求めていく。

併せて、産別組織が自ら組織する中小労組に対し、また大企業労組は系列関係にある労組に対し、平均賃上げ、産別最低賃金、年齢別最低賃金、標準労働者賃金その他の労働諸条件および経営対策などについてきめ細かな支援、協力を行う必要がある。

また、われわれが展開する賃金闘争の情報を正しく伝える中から、われわれの闘争を地域・業種の末組織労働者の賃金に波及させ、あわせて地域・産別の最低賃金の引き上げをはかり、それらの成果を組織化に連動させる運動を進めていく。

3 2 八三賃金闘争体制の確立（略）

情報体制の確立と推進（略）

## 6 八三年春闘諸要求とその特徴

春闘共闘、同盟、金属労協、全民労協などの白書、方針等の発表ののち、各単産もまた、春闘諸要求、方針の提起へむかった。ここでは、春闘諸要求とその特徴をみておこう。

### 賃上げ要求基準

労働四団体の賃上げ要求基準が七%で合意したこともあって、傘下各単産の要求も、それに沿ったところが多い。ただし定昇、格差の取り扱いが単産の自主判断にゆだねられたため、率で表示の場合も、表現は七%程度、七%以上、七%基準、九%基準（定昇込み、一般同盟）、七%基準（定昇

除く、全化同盟）など、まちまちとなっている。

また額表示では、三万円以上（新聞労連）、三万円前後（全国一般）、二万五〇〇〇円以上（建設一般全日労）、二万五〇〇〇円（全港湾、全造船）などが高いほうとして目立っている。

**その他の諸要求**　賃上げ以外の諸要求では、項目はほぼ例年どおりである。産業別・年齢別の最低賃金、年齢別の標準者賃金、初任給、同時要求の年間ないし夏季一時金、その他、賃金要求以外では時間外割増率、退職金、労災上積み補償、社会保険料負担割合、定年延長、時間短縮、休日、休暇などとなっている。

定年延長六〇歳では、大手はある程度、前進しているが、中小はこれからである。時短では、年間二〇〇〇時間以下が一般的目標であるが、同時に完全週休二日制、残業減など総労働時間の短縮も目標とされている。社会保険料負担割合は、ほとんどが労三対使七で、長い間変わっていない。

労災補償は、問題の深刻化から、死亡、一～三級で二〇〇〇万円要求など、要求金額がここ数年の間に、従来の一〇〇〇万円台から大幅に上がっており注目されてきている。

なお労働四団体レベルでは、減税、時短、定年延長等雇用安定などにかかわる政策・制度要求が掲げられている。各団体別に、力点の置き方などに違いはあるが、政策・制度要求の切実さは増してきているということができよう。

## 7　春闘前段のとりくみ

八三春闘を前にして、すでに八二年秋、経団連稲山会長の発言が論議をよんだ。すなわち、八二年一〇月一三日、稲山会長が、〝来年の民間賃上げは五%以下にすべきだ〟と発言したと報道されたのが、ことの発端であった。だがその後、稲山発言でベアを五%以内に抑えるというものなら、定昇分をふくめたのでは大きなものになるとの不満の声が経営者側の中から出てきた。

**経団連稲山会長の〝ベアゼロ発言〟**

このため稲山会長は一一月八日、改めて〝公務員が今年ベアを凍結しているのに、民間だけ上げるのは無理がある。民間もゼロにすべきだ〟と、いわゆるベア・ゼロ発言をおこなったと報道された。同会長発言の趣旨は、〝ベアは生産性と関係なく毎年おこなわれている。いまや経済はベアをする基調ではない〟と伝えられている。

このうち、一〇月一三日の発言について、同盟・田中書記長は、〝公務員、公企体の賃上げは民間準拠を原則としている。その公務員の賃上げ凍結を来年度の民間賃金引き上げに波及させようとするのは、わが国の賃金決定ルールを無視した暴論〟であると反論した。

また一一月八日の稲山発言をうけて、総評・富塚事務局長は、〝人勧・仲裁の凍結案が、政府・財界による全労働者の賃上げ抑圧政策の一環であることが改めて明らかになった〟と指摘、〝稲山発言は八三春闘の抑圧攻撃だけでなく、春闘方式そのものをつぶすこ

とをねらっている〃との談話を発表した。
いずれにしても、人勧凍結という事態ののち、異例に早い八三春闘けん制発言が財界トップからおこなわれた。

## 労働側、日経連報告に反論

年が明け一一日、日経連は臨時総会をひらき、経営側の八三春闘に「労働問題研究委員会報告」を採択した。

たいする取り組み姿勢を示す「報告」の結論は一つは低成長経済を前提に、賃金交渉を正常化すること、二つは財政再建のための行革断行である。「報告」のいう賃金交渉の正常化とは、生産性基準原理の貫徹である。これは昨年の報告で改めて定義づけられたものだが、今回、新たに「定期昇給込み」だという見解が初めて公式に示された。生産性基準原理によれば賃上げ許容幅は二%程度。これに定昇がふくまれると、ベアはゼロ、定昇のみ、というのが日経連の主張ということになる。二%という数字を明らかにしたのも初めてのことである。また「報告」は昨年まったくふれていなかった「賃金か雇用か」の二者択一論を再びもち出し、その選択をベア・ゼロなど賃金抑制の方向で迫っている。第二の財政再建では、官公労働者をはげしく非難し、官民分断を意図しつつ、行革断行を宣言し、人事院・公労委の廃止にまで言及していた。

これにたいし、春闘共闘は、〃日経連の主張は全労働運動の社会的公正の見地からきわめて反社会的〃であり、〃今日の重要な諸問題に対する日経連の態度は、社会に責任をもつ組織の発言とは言いがたい〃とはげしく反発した。田中同盟書記長も、〃生産性基準原理は国民経済的視点と相容れない〃と批判。春山統一労組懇事務局長も〃労問研報告はじまって以来の労働者生活破壊の暴論〃だと対決の姿勢を強めた。

労働側反論もはげしいものがあったが、先の稲山発言とも合わせ、財界、経営者側の八三春闘へ臨む態度はきわめてきびしかった。

## 産労懇、仲裁・人勧制度・スト権について一定の議論

人勧凍結を契機として、労働側のスト権回復の主張が強まったが、他方日経連も、その根拠理由は異なるにせよ、八二年一〇月一日、会長が公務員への条件つきスト権付与論を述べたことなどを発端に、産労懇の場で一定の議論がおこなわれた。すなわち、労働、経営側のトップと公益委員が労働問題を協議する産業労働懇話会（産労懇・労相の私的諮問機関）が一月一七日にひらかれ、まず人事院、公労委制度について議論がかわされた。席上、富塚事務局長は仲裁、人勧制度は「スト権の代償措置としてつくられたものだが、有効に機能していない」と前置きし「官公労働者のスト権を回復するため新たな検討機関を設置すべき」と労働四団体の主張を説明した。これにたいし日経連の松崎専務理事は「人事院、公労委は民間賃金比較だけの機能しか果たしていない」と不満を述べ、賃金抑制の立場を堅持しつつも、制度の見直しについては一致できるとの認識を明らかにした。

ついで一月三一日、産労懇は中曽根首相の出席を得て会合をひらいた。今回は、人事院勧告の凍結をきっかけに、労働界で高まっているスト権問題について意見を交換するのが目的だったが、首相は、公務員のスト権制約の代償措置である人事院制度は原則的に変更する考えのないことを明らかにしたうえ、逆に、臨時行政調査会

が指摘している公務員給与のあり方について抜本的に見直すこともありうるとの姿勢を示した。結局、「スト権」問題にからみ、現行制度維持が表明されたにとどまった。

### 減税中心に共同歩調、労働四団体と全民労協の会合

昨年末に民間組合を中心に結成された全民労協と、労働四団体の初の会合が一月一八日、各団体の事務局長・書記長を集めてひらかれ、当面の政策・制度闘争を中心に可能なかぎり共同歩調をとることを申し合わせた。

具体的には、要求を一兆円減税にしぼり四団体主催でひらかれる二四日の決起集会に加わるほか二月二七日に開催される賃上げ、減税要求国民大集会も五者共催でおこなうことになった。また減税の財源をどこに求めるかについては話し合いをすすめ、二月初めまでに結論を出し野党に協力を求めることにした。なお、四団体と全民労協の話し合いは、四団体の確認事項を中心に、ケースバイケースでおこなうことを同時に確認した。

この会合の申し合わせにもとづき、労働四団体と全民労協の五者共催による「政策要求実現をめざす決起集会」が、通常国会再開日にあたる一月二四日、東京・麹町の東条会館でひらかれた。

### 人勧凍結解除を、公務員共闘の行動

人勧の凍結解除を要求する公務員共闘の大衆行動が、昨年から持ちこされたままの人勧凍結にたいし、たたかいを再構築するために取り組まれたもの。二月四日の決起集会を皮切りに、二月七～一〇日、一六～一八日、二二～二五日に各日一〇〇〇人を国会周辺に動員し連鎖行動を展開した。また五日には県共闘規模で全国の県庁所在地などで決起集会がもたれた。

四日に東京・永田町の社会文化会館でひらかれた集会には、傘下の各単産から八〇〇人が結集し、二月～三月闘争の意思統一をおこなった。集会終了後、国会請願、大蔵省、総理府交渉をおこなった。

また、賃上げ凍結、福祉抑制は許さないと、現役労働者と退職者の統一行動が二月二五日に取り組まれた。同行動は人勧凍結が公務員賃金だけでなく、年金の物価スライド凍結などにもハネ返ることから、凍結解除へむけ公務員共闘と全国高退連が共同で取り組んだもの。

午前中に代表が、総理府をはじめ、大蔵、自治、厚生の各省交渉をおこない、昼から三宅坂の社会文化会館で総決起集会を開催した。集会には全国から約一〇〇〇人が参加。あいさつに立った桜井高退連会長は、八三年度中の人勧凍結解除と年金スライドの実施を訴えるとともに、「臨調行革路線に反対し、政治決戦に勝利する態勢を築こう」と呼びかけた。集会終了後、参加者は国会へ請願デモをおこなった。

### 二・二七減税・賃上げ決起集会

一兆円所得税減税の実現と賃上げ完全獲得をめざす集会やデモが二月二七日、全国二三カ所に約五〇万人を集めて繰り広げられた。東京・代々木公園でひらかれた「減税・賃上げ完全獲得大集会」には首都圏の一都三県から約一一万人が参加。同集会は総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体の主催でひらかれたもので、労働四団体が減税要求で共同の集会をもつのは、昨年の〝減税メーデー〟につづいて二回目。とくに今年は減税闘争で共同歩調をとってきた全民労協も協賛の形で参加した。この日の行動を契機に労働

四団体は、減税実現を春闘前段の最重点課題として運動を盛りあげ、統一要求の七%賃上げ獲得へむけたたかいを強めようとした。

主催者を代表してあいさつに立った槇枝総評議長は「自民党はやっと減税実施を明らかにしたが、減税の規模、実施時期については回答していない。昨年の減税合意が空手形に終わったテツを踏まないためにも、具体案が出るまで追及を続けよう」と呼びかけ、自民党が態度を改めないなら「中曽根政治をストップさせる好機としてとらえ、政治決戦に挑もう」と訴えた。また他の労働団体代表も「減税を中心とした政策要求と賃上げ獲得へ、わが国労働者の総力をあげて闘う」（宇佐美同盟会長）、「春闘を政治決戦の突破口として全力で闘う」（竪山中立労連議長）、「重税からの解放をめざし解散も辞さない強力な運動を展開する」（小方新産別委員長）とそれぞれ決意を表明した。つづいて飛鳥田社会党委員長をはじめ、公明、民社、共産、新自ク、社民連の各党代表が登壇し、国会内のたたかいを強める考えを明らかにした。

### ILO、人勧の早期実施を勧告

すでに前年一〇月、ILOに提訴されていた人勧凍結問題にかんし、ILO結社の自由委員会は日本時間で三月四日夜、〝勧告が実施されなかったことは遺憾であり〟、〝勧告が完全かつ迅速に実施〟されるよう希望を表明した結社の自由委員会勧告を採択した。

もっとも同委員会の当初の報告書には、〝日本政府の措置はやむを得ない措置だった〟という趣旨が盛りこまれており、勧告案部分に〝日本政府に（人事院勧告凍結）決定の再検討を要請することは有効でない〟という一文が入っており、労働側の敗北だと報道された。だが、労働側委員の激しい抗議のすえ、この一文は結局、勧告から削除された。ただし報告の結論部分には同趣旨の表現がそのまま残るという異例の措置となった。

政府は、こうしたILO見解をうけ、〝人勧の年度内実施を求めたものではない〟との見解を示し、労働側は〝主張は全面的にその正当性が認められた〟〝完全実施への論拠に〟なったと前向きに評価を下した。いずれにしても、仲裁についてのILO勧告と合わせ、代償制度とその機能の問題が、改めてうきぼりにされた。

## 8　春闘の本格的展開

### 春闘共闘戦術委、四月一二～一七日をヤマ場に

春闘共闘は三月一五日、第二回戦術委をひらき、三月下旬～四月のたたかい方について協議した。会議では、まず富塚事務局長が、春闘日程について提案。①三月三〇日～四月二日、四月五～九日という先行組合の二つの統一闘争ゾーンを設定し、金属労協以外の全単産と地域組織が結集して回答引き出しをはかるとともに、官公労の人勧、仲裁実施のたたかいを配置する（三月三〇～三一日＝第二次統一行動日、四月六日＝第三次統一行動日）。②四月一二～一七日の第四次統一行動期間を春闘最大のヤマ場とし、官民一体で総力をあげてたたかう。③四月一八～二二日を第五次統一行動期間として、公労協、民間中小の確定をめざす。④四月末～五月に、中小未解決組合の決着、八三年度人勧実施、地域最賃の早期確定の取り組みを強めるとの構想を提起した。

また官公労の民間賃金準拠についての検討委員会（民間、官公労の代表などで構成する八人委員会）を設置し、①公労懇の原則にそった民賃準拠、②三公社四現業の格差をつけないこと、③仲裁の完全実施を基本に官民の理解を深め、政府に迫っていく考えを明らかにした。会議は「三月二三～二五日に公労協の集中行動を配置する」（全電通）との提起をふくめ、全体のスケジュールを確認した。

かくして、金属労協（四月一二日を集中回答日）、全民労協（四月第三週をヤマ場）の戦術日程確認とあわせ、いよいよ八三春闘は本格的段階に入った。

### 全民労協、四月第三週をヤマ場に設定

八三春闘の本格的なたたかいを前にして、民労協は、民間組合のゆるやかな共同行動組織として昨年一二月に結成され、総評からは鉄鋼労連、全国金属など八単産が総評からの第二陣として、全民労協に参加した。全私鉄総連、総評は一月の拡大評議員会、二月の臨時大会で全民労協参加の後、方針を決定し、各単産はこれを受けて討議に入った。その結果、三月一〇日までに、私鉄総連、全国金属、紙パ労連、全自交、繊維労連、全電力、日放労、全海連の八単産が新たに全民労協参加を決定。また、炭労、ホテル労連、全造船機械、全国一般などは、内部討議がまだ熟してないとして、今年度の定期大会で全民労協参加の可否を決定することにしていた。参加を決定した八単産は三月一一日に申込み手続きをおこない、全民労協は一四日の幹事会、代表者会議で参加を確認。これによって、全民労協の構成人員は、四九単産四七九万七〇〇〇人（うち総評は、一三単産九四万四〇〇〇人）となった。

また、全民労協は、幹事として、総評から黒川私鉄総連委員長、橋村全国金属委員長、同盟から前川一般同盟会長、松田交通労連委員長の四人を新たに選出。春闘方針については、金属労協が同日の戦術委員会で集中回答日を四月一二日に決めたことを受けて、①四月第三週を最大のヤマ場とし、各産別組織が集中的なたたかいをすすめる、②三月二二日、三一日（JC、JAFと共催・三万人規模）、四月二五日に決起集会をひらくことを確認した。なお、総評は一四日に労戦統一対策委員会をひらき、全民労協参加単産と総評の連繋を緊密にし、政策問題などの取り組みを強化していくことを申し合わせた。

### 労働四団体、六%、一万円を歯止めに

民間第一グループを中心に回答引き出しのたたかいが、展開されているなかで、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体は三月二三日、事務局長・書記長会談をひらき、第一グループのたたかいを重視し四月上旬までの第一次回答が〝六%、一万円〟以下の場合は、ストライキを構えて回答の上積みをはかることを申し合わせた。労働四団体は今春闘で七%の統一要求基準を決めていたが、具体的な戦術、歯止め設定で足並みをそろえるのは初めてのこと。経営側の賃金抑制を粉砕するため、第一グループのたたかいをもってのぞむ。また経営者団体による自主交渉への介入に対しては組織の各段階を通じて厳しく監視し、これを許さない態勢を固める」ことを申し合わせた。

春闘共闘傘下の各組合は、この方針にもとづき三月三〇日～四月二日（第二次）、四月五～九日（第三次）の統一行動日を中心に四七単産、約三〇〇〇組合が実力行使を背景に、回答の押し上げをはかることにした。なお主な組合の三月三一日の戦術規模は以下の通り。新聞労連＝三〇分以上のスト、全印総連＝三〇分スト、全国金属＝三〇分から二時間スト。

## 三・三〇春闘共闘決起集会

春闘共闘は三月三〇日、東京・千駄ケ谷の明治公園に二万人の組合員を集めて「八三春闘勝利・第二次全国統一行動中央総決起集会」をひらいた。同集会は三月三一日にストライキを集中する春闘第二次統一行動を盛りあげるためにひらかれたもので、スト決行を前にした新聞労連、出版労連などの第一グループの組合や、時限ストをかまえる公労協、公務員共闘傘下の組合が多数参加した。集会ではとくに四月一二日に予定されている金属労協への回答が、従来以上にきびしいものが予想されていることから、先行グループを中心に前段の高額相場づくりに全力をあげることが強調された。

冒頭あいさつに立った槇枝議長は、賃金抑制を強める政府・財界をきびしく批判するとともに「中曽根内閣は国民の軍拡批判の前に、減税や経済政策でイメージチェンジを図ろうとしているが、これはごまかしの空手形だ。彼らの意図を見ぬき政治決戦と春闘を結びつけ闘いを大きく盛りあげよう」と訴えた。

社会党、共産党代表のあいさつにつづいて民間組合、官公労組合の代表がそれぞれ決意を表明。「マスコミ共闘を中心に、これまでの切り崩しや手当の削減など合理化が逆提案されているのが実情だ。しかし、われわれはこの攻撃をハネ返し一斉に突き上げ交渉に入る」（牧野運輸労連・東京都連委員長）、「これまでストで闘ったことは明らかだ。職場から徹底した闘いを組織する」（全印総連河村中執）、「六カ月におよぶ人勧凍結解除の闘いにもかかわらず、依然として政府は態度をあらためようとしていない。官民のストで最後まで闘う」（加藤全水道委員長）ことを明らかにした。なお集会には松岡英夫東京都知事候補もかけつけ、「中曽根内閣打倒はまず鈴木都政の打倒から」と訴え、会場から大きな拍手をうけた。

## 四・四春闘共闘決起集会

春闘共闘は四月四日、東京・千駄ケ谷の明治公園に二万二〇〇〇人の組合員を集めて「八三春闘勝利・第三次全国統一行動総決起集会」をひらいた。同集会は金属労協回答（四月一二日）前の民間組合の闘争集中期間として設定された第三次統一行動ゾーン（四月五～九日）を大きく盛りあげるためにひらかれたもの。とくに鉄鋼、造船の回答が従来にないきびしいものと予想されることから、ストを背景に回答前の高額相場形成に全力をあげることが強調された。

冒頭のあいさつで槇枝議長は、金属労協回答に関連し、「これまで、ともすれば鉄鋼回答を賃上げの指標とする意図的な動きがあった。しかし今日の鉄鋼、造船は不況業種であり、これで相場が形成されるものではない。自動車、電機、私鉄は鉄鋼回答を無視して自らの要求実現に徹底して闘ってほしい」と要望。官民一体のたたかいで政府・財界の賃金抑制をハネ返すことを訴えた。

社会、共産の両党代表あいさつにつづいて東京春闘、民間単産、官公労代表が登壇し、「今、職場には賃上げ回答どころか、労働条件の切り崩しや手当の削減など合理化が逆提案されているのが実情だ。しかし、われわれはこの攻撃をハネ返し一斉に突き上げ交渉に入る」（牧野運輸労連・東京都連委員長）、「これまでストで闘った

組合は、二万円以上の回答を引き出している。これを教訓に今後も力を出しきる闘いで経営者のカベを突破する」（大島新聞労連委員長）、「官公労働者への賃金抑制攻撃は、日本全体の低賃金構造を確立させるための布石。官民分断を許さず一体となった闘いを展開しよう」（森影国労委員長）とそれぞれ決意を表明した。

### 先行グループ五％台、四月七日現在

春闘共闘は四月七日、民間第一グループが同日までに引き出した回答のコンピューター集計を発表した。それによると妥結四七組合をふくむ四二一組合の単純平均は一万一六三八円、五・二％となっている。民間第一グループに結集した四四単産、二五〇〇組合のうち、これまでに新聞労連、全国一般、全国金属など二二単産、一七五〇組合が回答を引き出し、このうち八三組合がすでに妥結をみた。春闘共闘の集計によると、コンピューターに登録されている各単産の主要支部二三三六組合のうち回答・妥結の合計は六二四組合、妥結四七組合の平均は一万五一二九円（六・六％）。また集計可能な妥結および回答の合計は単純平均で一万一六三八円（五・二％）、加重平均で一万二一九一円（五・二％）となった。これを昨年同期とくらべると率で約一・五％、金額で三〇〇〇円ほど下回っている。

春闘共闘は同日、四役会議でこの結果を検討。きびしい情勢のなかで「妥結水準で六％をこえ、回答水準でも五％をこえている第一グループの健闘を高く評価する」とし、さらにたたかいの強化のなかで積み上げをはかり、抑制、分断をハネ返していくことを確認した。一方、同盟、全民労協も傘下の組合の回答状況を発表。同盟は二九二組合の単純平均で一万一七六円（五・五％）、全民労協が一一二組合の単純平均で一万一二円（五・八％）となった。これを教訓に今後も力を出しきる闘いで経営者のカベを突破する」（大島新聞労連委員長）、「官公労働者への賃金抑制攻撃は、日本全体の低賃金構造を確立させるための布石。官民分断を許さず一体となった闘いを展開しよう」（森影国労委員長）とそれぞれ決意を表明した。

### 金属労協に一斉回答（四月一二日）、鉄鋼ベア、定昇を下回る

金属労協加盟の鉄鋼、電機、自動車、造船重機の各組合に四月一二日、いっせいに回答が提示された。その内容は鉄鋼が六八〇〇円（三・一四％）、造船は鉄鋼とほぼ同率、また電機は一四中闘平均で九〇四九円、四・九％、自動車も四・九～五％台の回答となった。これにたいし国民春闘共闘会議の富塚事務局長は同日、「とくに鉄鋼回答は、とうてい春闘相場の基準とはなりえないものであり、またしてはならない」との談話を発表、官民一体のたたかいで相場の押しあげをはかるよう呼びかけた。鉄鋼労連への回答は基本賃上げ三二〇〇円（一・四八％）と定昇三六〇〇円をあわせた六八〇〇円（三・一四％）で、例年になくきびしいものとなった。同労連では企業収益の大幅な悪化のなかとはいえ「合理化への全面的協力の面からもきわめて不満なもの」との見解を発表、再考を求める立場で団体交渉を強力に展開することを明らかにした。また電機労連は「不満は残るものではあるが、きびしい賃上げ抑制の中で、産別統一闘争の強化によって引き出したものであり、限界と判断せざるを得ない」とし集約の方向に向かうことを確認した。

金属労協への回答により八三春闘は民間単産の大きなヤマ場をむかえた。春闘共闘では一二日から一八日を第四次の統一行動ゾーンと設定、ストをふくむたたかいで回答を積み上げることにした。な

お春闘共闘は金属労協回答前の回答状況を一一日にまとめた。それによると妥結に達した組合は六八で一万四三三九円、六・三%。また回答、妥結を合計した五五八組合の単純平均は一万九五四円、五・一%であった。

### 私鉄大手決着、賃上げ一万三百円

私鉄大手には四月一三日、平均一万三〇〇円の回答が出された。前日のJC回答とくらべ、金額は高かったが、組合側はなお不十分として経営者側の再考を求め、ストを背景に交渉をつづけた。だが経営側のガードはきわめて固かった。結局、私鉄大手の賃上げ交渉は一六日夜、妥結、収拾した。同日午後七時からひらかれた中央集団交渉八社（東武、東急、営団地下鉄、近鉄、阪急、京阪、阪神、南海）の労使トップ交渉で経営側は「賃上げ一万三〇〇円（八社従業員平均四・七三%）のベア本体の上積みは認めない」、「生活関連手当として四月から月五〇〇円を支給する」などの最終回答を提示した。私鉄総連側も受け入れ、午後九時半、京成をのぞく各労組に一七日のスト中止指令を出した。私鉄ストが前夜に中止されたのは昨年につづき二度目。また、ベア本体の上積みがなかったのは私鉄春闘史上初めてで、事実上の〝一発回答〟収拾となった。春闘は民間闘争最大のヤマを越え、四月下旬の公労協、中小組合、地域春闘へと移行した。

### 公労協に有額回答、決着は五月に

春闘は、民間大手、中堅単産が大勢として集約方向にむかうなかで、焦点は交通・運輸、金融関係など地場・中小組合をふくめた未解決組合と官公労働者の追いこみのたたかいに移った。

このなかで、全逓、全電通など二公社三現業に四月二二日、国鉄、林野の各組合に二五日、それぞれ回答が示された。回答の内容は定昇込みの単純平均で二・八%（定昇二・三%、ベア〇・五%）、金額にして五八一四円で史上最低のもの。さらに国鉄、林野にたいしては企業赤字を理由に貨物部門を中心とした職員削減、国有林の見直しなど「合理化」が賃上げの条件とされた。これにたいし公労協は二二日に「政府見通しの消費者物価上昇率三・三%にほど遠く、税金や社会保障関係費の負担増を考えれば、実質可処分所得は完全にマイナスとなる額であり、さらに民間賃金準拠を建前とする政府方針にも自ら反するものである」との抗議声明を発表。二五日の拡大幹事会で、今後のたたかいのすすめ方を協議、①各単産は自主交渉をつづけ、組合の諸要求事項について再回答を求める、②公労委会長にたいし、公労協統一要求について申し入れる、③各単産は四月二七、二八日の両日中に公労委に調停申請する態勢を確認する――ことを決定した。これにより舞台は公労委の場に移されたが、事情聴取が本格的に開始されるのは五月連休明けとみられ、決着は中旬以降にずれこむ見込みとなった。一方、公務員共闘も二五～二八日をヤマ場に設定し、関係省庁との交渉をつづけていたが、二六日に全単産が時間内外の職場集会（自治労、都市交、全水道は時間内）をひらいた。

### 春闘共闘、約四割が五月へ

春闘共闘は四月二八日、東京・神田駿河台の総評会館で第四回戦術調整委員会をひらき、五月段階の闘争方針を協議した。この結果、五月連休明け以降に第七次の統一闘争ゾーン（一〇～二〇日）を設け未解決組合の解決をめざして全力を投入することを決めた。

八三春闘は三月下旬から四月上旬にかけての第一グループのたた

かい、つづいて四月中旬の金属労協、化労協、私鉄総連などの主力組合のたたかいによる相場形成の取り組みをへて、四月下旬には民間の未解決組合を中心に四月内決着をめざすいっせいの追いあげ闘争が展開された。しかし産別や地域の取り組みにもかかわらず、全体の約四割、地域春闘では六割程度が解決を五月に持ちこすことになった。また未解決組合の回答状況をみると、四・二～四・五%の低水準で抑えこまれているところが多い。このため春闘共闘は、五月段階にさらに第七次の統一闘争ゾーンを設定し、解決の促進をはかることにしたもの。闘争ゾーンの一〇～二〇日のうち、一一～一三日と一八～二〇日を闘争集中期間とし、とくに一八～二〇日にかけては民間中小単産と地域春闘この期間中には大衆行動の強化をはじめ、未解決組合への支援激励行動、地方経営者団体や自治体への要求行動が配置されることになった。また会議では、公労協かたたかいが五月中旬の公労委調停作業に持ちこされること、公務員共闘から人勧実施へさらに政府交渉を強めるなどの方針が報告された。

**公労委、四・一三%の収拾案を提示**

公労協など各組合の賃金紛争を調停していた公労委は、五月一二日深夜調停委員長の「収拾案」を提示した。しかし民間労組の妥結をかなり下回る内容であり、賃金比較にあたって一〇〇人規模の企業のほか未組織労働者まで対象としていることに公労協各組合は強く反発。このため公労委は例年の「委員長見解」を出すことができず、一七日の総会で今後の取り扱いを協議することになった。公労委が示した「収拾案」は加重平均で四・一三%、八四六〇円という一九五八年以来の最低の賃上げ率。のぞいた実質ベアは一・八二%、三七四〇円でしかない。これは昨年の六・九%、一万三四三四円（定昇込み）を大きく下回っている。

公労委にたいして公労協は、①民間の妥結額の平均は四・六%となっている、②民間との賃金比較にあたっては企業規模一〇〇〇人以上を対象とすること、③性・学歴・年齢別によるラスパイレス比較だけでなく勤続年数も加味して比較すること――などを申し入れていたが、これらはまったく考慮されなかったとして強い不満を示した。民間の賃上げ額をかなり下回った内容となったことについて公労委は、①人勧が凍結されていること、②中小企業の賃上げが低くなる見込みであることなどをあげた。公労協は一三日、このような公労委の態度に強く抗議する声明を発表した。

なお、公労委は五月一七日に総会をひらき、調停が不調に終わったことを受け、今後は拘束力をもつ仲裁に移行することを決めた。

かくして、一部中小労組を残しつつも、八三春闘では、公労協関係の決着が異常に遅れ、事実上、春闘後段の幕切れに位置したのが注目された。

## 9　同盟の八三年賃金闘争

**同盟の八三年賃金闘争**

同盟の八三年賃闘方針の基本は、前にふれた「賃金白書」に述べられている。また同盟は八三年一月一一日、第一回中闘戦術会議をひらき、八三賃闘にあたっての具体的活動要綱を決定するとともに、七%要求基準

の完全獲得に向けた体制を確立するため、八三賃闘でも従来までの先行組合方式を継続すること、経営側の賃上げ抑制攻撃には、ストをふくみ、あらゆる手段でこれを打破していくことなどを確認した。

また二四日の第三回中央闘争委員会では、先行組合は三月末、遅くとも四月二日までに回答を引き出し、高水準の先行相場を形成すること、八三賃闘最大のヤマ場を四月上・中旬に設定することを確認した。ついで三月一〇日、第四回中闘をひらき、同盟全体で約五〇〇の先行組合選定が完了したことを確認、八三賃闘全体の戦術的枠組みを検討し、以下の七項目確認にわたる方針を決定した。

【第四回中闘確認事項】

1　八三賃闘は本格的団体交渉の時期を迎えつつある。傘下各組合は、同盟および当該産別の要求基準を実現することこそが不況を克服してわが国経済の活力を取りもどし、経営基盤を安定させる唯一の道であることを経営側に理解せしめるよう最善の努力をする。

2　八三賃闘の突破口を切り開く先行約五〇〇組合の役割は従来にも増して重要である。先行組合第一陣は三月末遅くとも四月二日、第二陣は四月五日までに妥結するにたる高額回答を引出す。回答が不満足な場合は、強力な闘争を組み、四月第三週の最大の山場前までに妥結水準に向けて回答を積みあげる。

3　最大の山場を四月第三週とし、できるだけ多くの産別・単組が集中して第一次回答を引出す。この集中決戦の場に参加する産別・単組は先行相場を踏まえ互に相乗効果を高めながら高水準の相場を形成する。

4　後段に位置する産別単組は形成された相場を踏まえながら、原則として連休前結着に向けて最大限の努力を傾注する。

5　回答に不満な組合は断固たる実力行使を背景に闘争を継続し目標を貫徹する。実力行使に突入した組合に対しては、同盟全組織をあげて万全の支援を行う。

6　所得税減税、人勧問題については三月二日の労働四団体、全民労協声明にもとづいて、引続きその早期実施を迫るべく強力な闘いを継続する。

7　八三賃闘の賃上げ要求基準七%は一兆円所得税減税の実施を織り込んだものである。われわれは、新たな決意をもって財界、経営側の賃上げ抑制を打破し、要求の完全獲得を目指して闘う。

## 三・二五中央総決起集会

同盟は三月二五日、東京・明治公園に二万五〇〇〇人の組合員を結集し、「八三賃闘要求貫徹中央総決起集会」をひらいた。集会では、賃上げ抑制を貫こうとする日経連、経団連等の主張に反論し、七%賃上げ要求基準および一兆円所得税減税をはじめとする政策諸要求の実現へむけ、ストをも辞さずたたかう決意を明らかにした「賃闘宣言」を満場一致で確認した。

集会は、この「賃闘宣言」とあわせ、減税の規模、実施時期を今国会中に明示することを求める「一兆四千億減税を要求する決議」そして「人事院勧告と仲裁裁定の完全実施を実現する決議」、「統一地方選挙、参議院選挙必勝に関する決議」を採択した。

## 第六回中闘戦術会議、ヤマ場への方針確定

先行組合は、四月六日の第二陣の回答期限をむかえ、同盟全体で二九二組合が、平均一万一七六円（五・五二%）の回答を引き出し、うち三〇組合が、平均一万二一一八円（六・四四%）の水準で妥結した。同盟は七日、第六回中闘戦術会議をひらき、この先行組合の成果をふまえ、第三週のヤマ場を全力でたたかいぬく方針をつぎのとおり確認した。

また経営者のきびしい態度にかんがみ、闘争体制をいっそう強化

する必要から、ストライキ組合にたいする同盟としての支援活動について、五項目にわたり確認した。

【八三賃闘における争議支援活動について】

八三賃闘において平和的解決が困難となり、やむなく実力行使に突入する同盟傘下組合に対し、次の基準に基づき同盟としての支援活動を実施する。

① 二四時間以上の全面ストに突入する組合に対し、激励オルグの派遣、会長の檄、陣中見舞を贈る。

② 陣中見舞の額は八二賃闘の基準による。

③ 実力行使が長期に及ぶときは、争議支援対策委において最も効果的な支援活動を検討のうえ、活動を展開する。

④ 緊急を要するときは、事務局において支援対策を検討し機動的に対処する。

⑤ 争議支援に要する経費は、八三賃闘終結後、集約し、連帯活動基金の支出発議を行う。

【第六回中闘戦術会議確認事項】

1　四月六日現在、先行二九二組合が平均一〇、一七六円、五・五二%の回答を引出し、うち三〇組合が一二、一一八円、六・四四%で妥結した。この結果は、きわめて厳しい情勢のなかで、今次賃闘の突破口を切り開く先行組合としての役割を十分に果したものである。われわれはこれら先行組合の奮闘に敬意を表するとともに、その成果を高く評価する。

2　四月第三週の最大の山場に参加するすべての産別・単組は、この先行組合の成果を踏まえ、それぞれの産業、業種、企業のおかれた条件のなかで最大限の回答を引出すべく全力を傾注する。

3　経営側の抵抗を排除し、目的を貫徹するため各組織段階を通じて闘争体制のより一層の強化を進める。すでに相当数の組合がスト権を確立しており、誠意のない経営者に対しては断固としてストライキを決行する。ストライキに突入した組合に対しては中央・地方を通じて十全の激励・支援活動を展開する。

## 賃闘、四月第三週のヤマ場へ

四月第三週の最大のヤマ場をむかえた。一二日、ゼンセン大手に回答がおこなわれた。八三賃闘は、も、綿紡四五〇〇円（三・〇九%）、化繊五六九〇～六七五〇円（三・〇九%）などの回答が出された。だが、ゼンセン大手は回答を拒否、ストをふくむ闘争体制強化を決めた。海員外航も一三日の六一〇〇円回答を拒否した。また全金同盟でも、一二～一四日の解決ゾーンに相ついで回答を引き出し、上積みを実現した。自動車労連では一二日の日産自動車、一三日には日産デ ィーゼル、部品関係、一四日には販売関係で相ついで回答を引き出した。また電力労連各組合は、一四日の回答日に九六〇〇円（四・二%）の回答で妥結した。全化同盟、一般同盟、紙パ総連合、全食品同盟も回答引き出しをすすめた。

一四日夕刻に中闘委事務局がおこなった集計によると、回答・妥結計七一八組合の平均は、八八三四円（四・九一%）、うち妥結一六二組合の平均は、一万五円（五・五七%）となっていた。

## 海員外航、三・八%で妥結へ

四月一八日、海員組合外航部門交渉が妥結した。海員組合の労働協約改定交渉は、外航部門を先行としてすすめられてきたが、船主側は八日の交渉で労働時間改訂などの船主要求を撤回し、一三日には定昇込み六一〇〇円の回答をおこなってきたが組合はこれを拒否、一五日にあった第二次回答六四〇〇円も組合は白紙撤回させた。その後、外航交渉は小委員会の場に移され、一八日未明の小委員会をへて同日一四時からの第九回交渉でベースアップで二一一〇円、定昇四六四〇円、計六七五〇円、三・八〇%の回答を引き出し妥結し

た。先行する外航交渉の妥結をふまえ、他の中央交渉各部門の交渉が進展した。なお、八三賃闘は後半のたたかいに入って、実力行使に入る組合が増加したが、このうち、二四時間以上の全面ストライキに突入した組合は四月一九日現在、ゼンセン同盟、全金同盟の九組合（三一〇二名）である。

### 賃闘終盤を迎え、妥結進む

四月第四週を経過して、大手組合がほぼすべて解決へいたり、中堅組合でも解決をみるところがあいついだ。この結果、四月二五日までに同盟中闘事務局に報告のあった妥結組合数は九八七組合に達し、その平均妥結水準は、中小規模組合のひきつづく努力に支えられて八三〇〇円、四・八七%となっている。これを規模別にみると、一〇〇〇人以上規模組合の妥結水準が八三八四円、四・五六%であるのにたいし、三〇〇人以上一〇〇〇人未満では八三五九円、四・八六%、また三〇〇人未満規模では八二五七円、四・九四%となっており、終盤局面に入るなかでの中小規模組合がひきつづき健闘をつづけていることがわかる。この妥結組合をふくめ、回答を引き出した組合は全体で一七四七組合に達し、妥結・回答あわせた全体平均は、八三一五円、四・七一%となっていた。

### ストライキ、前年を上回る

四月月内決着をめざして連休前に多くの組合が追い込み交渉にはいったが、そのなかでストライキに突入する組合も急速に増えた。同盟中闘争議支援対策委が五月九日に集約したところによると、五月九日現在までに、二四時間以上のストライキを実施した組合は、同盟全体で一一六組合、参加人員は計一万四一九〇人に達した。昨年賃闘における五月一〇日時点での集計は一一一組合、一万四八一人であったので、同時点で比較すると今年は五組合三七一〇人昨年を上回っていることになる。

産別ごとのスト組合数および参加人員は、つぎのとおり。ゼンセン同盟＝四八組合、五七五一人、全金同盟＝八組合、七二一四人、全化同盟＝二組合、四一二人、交通労連＝五七組合、八〇〇人、一般同盟＝一組合、一三人（なお、二四時間未満のスト実施組合はこのなかにはふくまれていない）。

### 八三賃闘終結へ、四・五%（加重）

同盟中闘委事務局は五月二五日、八三賃闘の最終コンピューター集計をおこなった。同日までに中闘委事務局に報告のあった妥結組合は二五四六組合で、このうち組合員数、平均賃金の明らかな二二九九組合（約一三三万人）の賃上げ結果は、単純七八五五円（四・六五%）、加重八四二一円（四・四五%）となった。この段階でなお約三〇〇組合が有額回答を引き出しつつも妥結にいたっていないが、これら回答組合を含めた集計でも妥結結果と大きな違いはみられない。八三賃闘の結果を集計面からみると、つぎのようないくつかの特徴を指摘しうる。

①全体の妥結結果を規模別にみると、三〇〇～九九九人（中規模）の賃上げ率が、単純、加重ともっとも高く、次いで三〇〇人未満（小規模）、一〇〇〇人以上（大規模）の順となった。八三賃闘序盤から中盤にかけての規模別集計では小規模の賃上げ率がもっとも高かったが、後半から終盤にいたってこのような逆転が生じたのは、同盟の集計では小規模に属する組合のうち圧倒的多くが製造業に属していることと大きな関連があると考えられる。回答段階にある二八九組合のうち二六〇組合はこの小規模に属している。②全

体で四・五%（加重）の賃上げ率のなかで、産業別にみた賃上げ率が上下に大きくバラついたことも八三賃闘の特徴である。この結果昨年からしだいに大きくなっていた分散係数は今年も昨年を上回って〇・一五となった。③一方、妥結の金額分布では、最多妥結金額帯が昨年の一万二〇〇〇円を大きく下回る七〇〇〇円台になったのをはじめとして、この金額帯への集中が二〇%と、昨年の最多金額帯への集中比率の一七%を上回る結果となった。また、要求金額にたいする妥結率も六二%（加重）と昨年の七四%を大きく下回った。

## 10　八三年春闘妥結状況

八三年春闘における賃上げ妥結状況を、各種調査（労働省、国民春闘共闘、同盟、全民労協、日経連）別に掲げ、主として労働省調査（第92表）を中心にしつつ、いくつかの特徴を指摘することにしよう。

### 賃上げ要求・妥結状況

労働省調べによる民間主要企業（二八五社）の賃上げ結果はつぎのようになっている（以下すべて加重平均による）。

要求額一万五〇〇二円、要求賃上げ率七・四二%となり、前年（一万八〇八〇円、九・四二%）にくらべ額で三〇七八円、率で二・〇〇ポイント下回った。要求賃上げ率七・四二%は、労働省調査が開始された一九五六年以来もっとも低いものである。妥結額は八九六四円、賃上げ率四・〇%（前年一万三六一三円、七・〇一%）となり、春闘史上もっとも低い伸びにとどまった。昨年にくらべ要求額が低下したものの、妥結額がさらに大きく低下したため、妥結率（要求額にたいする妥結額の割合）は昨年の七五%から六〇%まで大幅低下している。

また、賃上げ額の企業間のバラツキは、ここ数年縮小する傾向をみせていたが、今年はそれが拡大し、最近では一九七八年、七五年につぐ大きなものとなった。賃上げ額が低いなかで、なおかつ企業間格差が拡大したといえる。賃上げ額の企業間分散を四分位分散係数でみると、過去三年間は〇・〇六と小さなものであったが、今年は〇・一五と増大した。一九七五年の分散係数が〇・一六であったが、今年はそれに近い賃上げ額の企業間格差が生じたことを示している。

他の調査によって妥結額と妥結率をみると、労働省調査とほぼ一致しており、日経連八八五五円、四・三六%、国民春闘共闘会議九一九五円、四・五%、同盟八四二一円、四・四五%、全民労協八七三三円、四・四五%、国民春闘共闘会議・同盟共同集計八八九九円、四・六%である。

つぎに、賃上げ妥結状況を産業別にみると（労働省調べ）、妥結額の高い産業は、新聞・放送一万四七二七円、水産・食料品一万一〇五九円、証券一万四五九円、卸・小売一万二〇九円で、低い産業は、鉱山六二六八円、造船六八〇〇円、鉄鋼六八二二円、車両七一〇〇円、繊維七五九五円であり、その他は八〇〇〇円台と九〇〇〇円台に二分している。

賃上げ率を産業別にみると（第92表）、高い産業は、証券五・七六

## 第92表　労働省調査による民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

（6月10日発表）

| 産業 | 調査企業数 | 1983年 平均年齢 | 1983年 現行ベース | 1983年 要求額 | 1983年 妥結額 | 1983年 賃上げ率 | 参考（82年賃上げ状況） 社数 | 参考（82年賃上げ状況） 妥結額 | 参考（82年賃上げ状況） 賃上げ率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 加重平均 | 社 | 歳 | 円 | 円 | 円 | % | 社 | 円 | % |
| 平均 | 285 | 35.2 | 203,655 | (2)15,002 | 8,964 | 4.40 | 288 | 13,613 | 7.01 |
| 鉱山 | 9 | 40.1 | 194,486 | 16,512 | 6,268 | 3.22 | 10 | 12,447 | 6.66 |
| 水産・食料 | 19 | 36.9 | 221,480 | 15,164 | 11,059 | 4.99 | 19 | 13,788 | 6.57 |
| 繊維製品 | 23 | 33.7 | 179,748 | 13,546 | 7,595 | 4.23 | 23 | 12,091 | 7.10 |
| 紙・パルプ | 12 | 38.5 | 206,063 | 15,807 | 8,790 | 4.27 | 12 | 12,940 | 6.66 |
| 印刷 | 3 | 31.5 | 177,712 | 13,634 | 8,660 | 4.87 | 3 | 12,867 | 7.60 |
| 化学品 | 48 | 35.4 | 214,887 | 15,797 | 9,957 | 4.63 | 49 | 13,614 | 6.70 |
| 石油・ゴム製品 | 8 | 35.1 | 194,624 | 15,015 | 8,474 | 4.35 | 8 | 12,730 | 6.05 |
| ガラス製品 | 4 | 36.1 | 211,615 | 15,322 | 8,881 | 4.20 | 4 | 13,380 | 6.66 |
| 鉄鋼 | 5 | 38.3 | 205,558 | 14,078 | 8,505 | 4.14 | 5 | 13,600 | 6.95 |
| 非鉄金属 | 15 | 37.6 | 215,463 | 13,587 | 6,822 | 3.17 | 15 | 13,087 | 6.38 |
| 金属製品 | 6 | 35.3 | 192,159 | 14,448 | 7,939 | 4.13 | 6 | 12,739 | 7.03 |
| 機械 | 29 | 35.6 | 206,128 | 14,966 | 9,293 | 4.51 | 29 | 13,638 | 7.00 |
| 電気機械 | 28 | 32.5 | 185,540 | (1)14,262 | 9,106 | 4.91 | 28 | 13,223 | 7.47 |
| 造船・重機 | 7 | 38.3 | 211,558 | 13,600 | 6,800 | 3.21 | 7 | 13,100 | 6.56 |
| 自動車 | 2 | 39.1 | 201,129 | 14,000 | 7,100 | 3.53 | 2 | 13,400 | 7.07 |
| 自動車・小型車 | 9 | 33.8 | 191,582 | 13,431 | 9,517 | 4.97 | 9 | 13,471 | 7.36 |
| 精密機器 | 18 | 29.6 | 205,760 | 14,777 | 10,209 | 4.96 | 19 | 16,362 | 8.09 |
| 精密機器・カメラ | 4 | 28.6 | 181,619 | 14,759 | 10,459 | 5.76 | 4 | 13,936 | 7.83 |
| 精密機器・時計 | 18 | 40.1 | 213,671 | 19,400 | 9,803 | 4.59 | 18 | 14,354 | 7.13 |
| 放送・新聞 | 6 | 39.0 | 268,394 | (1)34,853 | 14,727 | 5.49 | 6 | 18,510 | 7.51 |
| 電力・ガス | 9 | 35.4 | 229,973 | 14,400 | 9,600 | 4.17 | 9 | 13,800 | 6.28 |
| 単純平均 | 3 | 36.1 | 226,094 | 14,500 | 9,505 | 4.20 | 3 | 13,800 | 6.60 |
| 加重平均 | 285 | 35.7 | 204,662 | (2)15,860 | 9,158 | 4.47 | 288 | 13,681 | 7.00 |
| 平均 | 9 | 40.5 | 192,360 | 17,622 | 6,675 | 3.47 | 10 | 12,422 | 6.75 |
| 鉱山 | 19 | 36.6 | 217,921 | 15,120 | 10,963 | 5.03 | 19 | 13,672 | 6.61 |
| 水産・食料 | 23 | 32.6 | 169,221 | 13,082 | 6,971 | 4.12 | 23 | 11,307 | 7.08 |
| 繊維製品 | 12 | 38.3 | 203,620 | 15,884 | 8,736 | 4.29 | 12 | 12,922 | 6.71 |
| 紙・パルプ | 3 | 32.1 | 177,663 | 13,686 | 8,578 | 4.83 | 3 | 12,798 | 7.57 |
| 印刷 | 48 | 36.0 | 212,557 | 16,191 | 9,669 | 4.55 | 49 | 13,444 | 6.67 |
| 化学品 | 8 | 35.3 | 202,176 | 16,313 | 8,964 | 4.43 | 8 | 13,602 | 6.33 |
| 石油・ゴム製品 | 4 | 35.6 | 198,136 | 14,932 | 8,424 | 4.25 | 4 | 13,091 | 6.93 |
| ガラス製品 | 5 | 38.3 | 204,083 | 14,096 | 8,500 | 4.16 | 5 | 13,600 | 7.00 |
| 鉄鋼 | 15 | 37.4 | 210,724 | 13,340 | 6,517 | 3.09 | 15 | 12,847 | 6.39 |
| 非鉄金属 | 6 | 35.9 | 192,239 | 15,026 | 7,958 | 4.14 | 6 | 12,750 | 7.02 |
| 金属製品 | 29 | 36.4 | 204,111 | 15,834 | 8,914 | 4.37 | 29 | 13,692 | 7.06 |
| 機械 | 28 | 33.8 | 192,585 | (1)15,235 | 9,338 | 4.85 | 28 | 13,753 | 7.40 |
| 電気機械 | 7 | 38.1 | 209,131 | 13,600 | 6,800 | 3.25 | 7 | 13,100 | 6.63 |
| 造船・重機 | 2 | 39.4 | 201,506 | 14,000 | 7,100 | 3.52 | 2 | 13,400 | 7.05 |
| 自動車 | 9 | 34.3 | 188,710 | 13,226 | 9,222 | 4.89 | 9 | 13,344 | 7.38 |
| 自動車・小型車 | 18 | 29.7 | 212,878 | 16,082 | 10,796 | 5.07 | 19 | 17,187 | 8.23 |
| 精密機器 | 4 | 28.6 | 180,870 | 14,475 | 10,400 | 5.75 | 4 | 13,875 | 7.82 |
| 精密機器・カメラ | 18 | 39.5 | 214,392 | 20,000 | 10,261 | 4.79 | 18 | 14,522 | 7.19 |
| 精密機器・時計 | 6 | 38.8 | 274,265 | (1)37,733 | 15,553 | 5.67 | 6 | 19,277 | 7.63 |
| 放送・新聞 | 9 | 35.8 | 228,603 | 14,400 | 9,600 | 4.20 | 9 | 13,800 | 6.30 |
| 電力・ガス | 3 | 34.9 | 215,620 | 14,500 | 9,367 | 4.34 | 3 | 13,800 | 6.84 |

〔備考〕 1） 調査対象は，原則として東証または大証1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業288社である。なお， 6月10日現在，3社の妥結見通しがたたなかったため，285社を集計対象企業とした。

2） 要求額欄の（ ）内の数値は，具体的な要求額が不明な企業数であり，したがって，要求額算出の基礎とした企業数は283社である。

3） 労働省労政局労働組合課調べ。

## 第93表　日経連調査による主要企業賃上げ要求・妥結状況（加重平均・最終集計）

（6月8日現在）

| 業種 | 1983年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 社数 | 基準内賃金 | 要求額 | 妥結額 | 妥結率 | アップ率 |
| | 社 | 円 | 円 | 円 | % | % |
| 総平均 | 310 | 203,280 | 15,024 | 8,855 | 4.36 | 58.9 |
| 鉱山 | 4 | 183,829 | 18,992 | 7,148 | 3.89 | 37.6 |
| 食品 | 20 | 218,103 | 14,952 | 10,797 | 4.95 | 72.2 |
| 生糸 | 5 | 151,197 | 12,321 | 7,145 | 4.73 | 58.0 |
| 紡績 | 10 | 150,756 | 11,681 | 6,247 | 4.14 | 53.5 |
| 化繊 | 7 | 207,542 | 14,676 | 8,680 | 4.18 | 59.1 |
| 紙・パルプ | 18 | 202,419 | 16,215 | 8,745 | 4.32 | 53.9 |
| 印刷 | 3 | 184,584 | 13,627 | 8,636 | 4.69 | 63.6 |
| 新聞 | 13 | 278,005 | 41,910 | 16,396 | 5.90 | 39.1 |
| 硫安 | 9 | 186,368 | 11,881 | 6,483 | 3.48 | 54.6 |
| 化学 | 40 | 220,448 | 16,739 | 10,831 | 4.91 | 64.7 |
| ゴム | 7 | 208,754 | 15,191 | 8,813 | 4.22 | 58.0 |
| 石油 | 11 | 242,112 | 33,333 | 10,431 | 4.31 | 31.3 |
| セメント | 11 | 203,941 | 17,077 | 8,555 | 4.19 | 50.1 |
| 鉄鋼 | 16 | 216,810 | 13,609 | 6,722 | 3.10 | 49.4 |
| | （大手5社平均標準労働者妥結額6,800・3.14%） | | | | | |
| 電線 | 7 | 192,221 | 14,455 | 7,846 | 4.08 | 54.3 |
| 機械金属 | 22 | 213,281 | 15,492 | 9,189 | 4.31 | 59.3 |
| 重電機 | 13 | 188,938 | 14,388 | 9,136 | 4.84 | 63.5 |
| 通信・家電 | 14 | 179,592 | 13,840 | 8,779 | 4.89 | 63.4 |
| 自動車 | 18 | 190,739 | 13,309 | 9,238 | 4.84 | 69.4 |
| 車両 | 4 | 201,616 | 14,068 | 7,058 | 3.50 | 50.2 |
| 造船 | 16 | 209,620 | 13,742 | 6,789 | 3.24 | 49.4 |
| 商業 | 5 | 211,231 | 11,525 | 10,123 | 4.79 | 87.8 |
| 私鉄 | 13 | 217,514 | 20,086 | 10,339 | 4.75 | 51.5 |
| | （集団交渉8社従業員平均妥結額10,300円・4.73%） | | | | | |
| 通運 | 1 | 210,722 | 18,000 | 8,700 | 4.13 | 48.3 |
| 電力 | 9 | 229,973 | 14,400 | 9,600 | 4.17 | 66.7 |
| ホテル | 5 | 191,845 | 21,305 | 11,615 | 6.05 | 54.5 |
| 民放 | 9 | 305,070 | 年齢別要求 | 15,578 | 5.11 | — |

〔備考〕 1）調査対象は，主要27業種・大手325社。上記の妥結310社以外に8社が未解決，7社が平均金額不明のため集計より除外。
2）要求額，妥結額，基準内賃金とも原則として組合員平均。要求額，妥結額とも定昇込み。基準内賃金は賃上げ前のもの。
3）2段階賃上げは，年間にならして集計。
4）妥結率とは要求額に占める妥結額の割合。

## 第94表　国民春闘共闘会議・傘下単産別妥結状況

（1983年5月25日現在）

| 単産名 | 妥結 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 組合数 | 組合員数 | 加重平均 | |
| | | | 妥結額 | 率 |
| | | 人 | 円 | % |
| 合計 | 1,543 | 1,574,899 | 9,195 | 4.5 |
| 1,000人以上 | 235 | 1,294,863 | 9,093 | 4.5 |
| 300～999人 | 332 | 181,953 | 9,412 | 4.6 |
| 299人以下 | 976 | 98,083 | 10,134 | 4.9 |
| 造連 | 38 | 467,707 | 9,061 | 4.9 |
| 電労 | 49 | 219,264 | 6,629 | 3.1 |
| 機労 | 160 | 100,314 | 10,000 | 4.8 |
| 鋼労 | 37 | 40,001 | 9,150 | 4.5 |
| 国労 | 26 | 4,987 | 7,526 | 3.9 |
| 電機労 | 86 | 74,161 | 9,809 | 4.6 |
| 船労 | 100 | 15,817 | 10,075 | 4.9 |
| 化学一般 | 107 | 58,444 | 10,353 | 5.0 |
| 化学パルプ労 | 54 | 29,432 | 8,525 | 4.3 |
| 化学繊維労 | 15 | 8,175 | 8,603 | 4.1 |
| 石油労 | 31 | 26,477 | 9,523 | 4.7 |
| 窯業労 | 10 | 20,635 | 9,478 | 4.3 |
| 電力労連 | 37 | 19,978 | 7,372 | 3.9 |
| 日本鉄鋼労連 | 3 | 2,431 | 9,600 | 4.1 |
| 港湾労連 | 40 | 126,033 | 10,229 | 5.0 |
| 倉庫労連 | 1 | 47,694 | 8,700 | 4.1 |
| 弘前連 | 17 | 42,270 | 7,602 | 3.9 |
| 放送労連 | 41 | 17,530 | 10,015 | 4.5 |
| 印刷労連 | 23 | 6,369 | 7,172 | 3.5 |
| 演劇労連 | 1 | 16,161 | 7,986 | 4.5 |
| 全農林労連 | 70 | 32,590 | 17,413 | 6.5 |
| 自動車労連 | 1 | 13,300 | 13,080 | 5.2 |
| 日本労連 | 47 | 6,803 | 16,570 | 5.8 |
| 全国一般 | 16 | 15,646 | 9,011 | 5.0 |
| 全連帯 | 145 | 10,039 | 16,314 | 5.5 |
| 全国一般関設 | 11 | 2,198 | 11,293 | 6.3 |
| 全国一般関設協 | 15 | 4,239 | 18,020 | 6.7 |
| 全国金属労 | 18 | 30,051 | 10,177 | 4.5 |
| 全日通労連 | 31 | 16,633 | 8,769 | 5.2 |
| 自交総連 | 16 | 5,530 | 10,848 | 5.9 |
| 全印総連 | 13 | 3,344 | 11,935 | 5.6 |
| 全国農団労 | 48 | 11,702 | 8,583 | 5.2 |
| 全農協労連 | 5 | 8,045 | 10,031 | 4.9 |
| 全建労 | 1 | 13,913 | 5,060 | 2.4 |
| 全国建設労連 | 3 | 7,476 | 7,530 | 4.0 |
| 全建総連 | 89 | 32,238 | 8,896 | 4.7 |
| 建交労 | 121 | 14,749 | 9,431 | 4.7 |
| 全港湾 | 4 | 350 | 11,859 | 6.6 |
| 全国一般・全日自労 | 13 | 2,173 | 11,934 | 5.6 |

## 第95表　同盟・傘下単産別妥結状況（最終集計）

（1983年5月25日現在）

| 単産名 | 全報告組合 | | 組合数 | 組合員数(人) | 加重平均 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 組合数 | 平均額(円) | | | 妥結額(円) | 率(%) |
| 民間計 | 2,546 | 7,891 | 2,299 | 1,325,502 | 8,421 | 4.45 |
| 1,000人以上 | | | 199 | 959,620 | 8,580 | 4.37 |
| 300～999人 | | | 399 | 208,176 | 8,217 | 4.73 |
| 299人以下 | | | 1,701 | 157,706 | 7,720 | 4.64 |
| ゼンセン同盟 | 821 | 7,170 | 793 | 358,651 | 7,681 | 4.61 |
| 全金同盟 | 782 | 7,763 | 744 | 249,146 | 8,427 | 4.46 |
| 造船重機労連 | 41 | 6,502 | 40 | 165,287 | 6,778 | 3.26 |
| 自動車労連 | 29 | 8,162 | 29 | 107,596 | 9,071 | 4.94 |
| 電力労連 | 12 | 9,533 | 12 | 125,578 | 9,594 | 4.18 |
| 海員組合 | 1 | 6,759 | 1 | 28,388 | 6,750 | 3.80 |
| 全化同盟 | 242 | 9,263 | 230 | 73,505 | 10,402 | 5.18 |
| 交通労連 | 225 | 8,926 | 94 | 56,174 | 7,918 | 4.18 |
| 一般同盟 | 250 | 8,289 | 215 | 36,211 | 8,826 | 5.36 |
| 紙パ総連 | 22 | 8,867 | 22 | 22,664 | 8,641 | 4.28 |
| 三菱自工労組 | 1 | 8,200+300 | 1 | 23,043 | 8,200+300 | 4.28 |
| 全食品同盟 | 64 | 8,078 | 63 | 40,036 | 8,528 | 4.93 |
| 航空同盟 | 9 | 8,914 | 9 | 13,587 | 9,299 | 4.01 |
| 資源労連 | 14 | 6,835 | 14 | 2,501 | 6,069 | 3.31 |
| 建設同盟 | 9 | 12,639 | 9 | 7,533 | 11,899 | 5.55 |
| 全炭鉱 | 2 | 6,070 | 2 | 5,050 | 6,070 | 2.87 |
| 凸版労組 | 1 | 8,547 | 1 | 6,386 | 8,547 | 4.78 |
| 石油同盟 | 4 | 13,605 | 4 | 2,025 | 13,894 | 4.91 |
| 日本港湾 | 17 | 6,951 | 16 | 2,141 | 6,830 | 3.21 |

〔備考〕 1) 妥結内容が金額でわかる組合を「全報告組合」とし，このうち組合員数，平均賃金のわかる組合について「加重平均」の額，率を計算した。
2) 海員組合の集計対象は外航2団体，標準船員。
3) 公企体4組合（鉄労，全郵政，日林労，電電労組）は，5月13日の公益委員案を拒否し，現在まだ妥結にいたっていないため，集計からは除外した。

## 第96表　国民春闘共闘会議・同盟共同集計結果

（1983年5月25日現在）

| | 組合数 | 組合員数 | 加重平均 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 妥結額 | 率 |
| 〈妥結〉 | | 人 | 円 | % |
| 全体 | 3,918 | 3,290,408 | 8,899 | 4.6 |
| 春闘共闘 | 1,543 | 1,574,899 | 9,195 | 4.5 |
| 同盟 | 2,299 | 1,325,502 | 8,421 | 4.5 |
| その他 | 76 | 390,007 | 9,331 | 5.0 |

〔備考〕 1) 春闘共闘と同盟傘下の全産別および1,000人以上規模の純中立三産別と新産別加盟の組合を対象にしたもの。
2) 春闘共闘会議と同盟が賃上げ結果を共同で集計，発表するのは今回が初めてである。

## 第97表　全民労協・傘下単産別主要（登録組合）の妥結状況（最終集計）

（1983年6月8日）

| 単産名 | 登録組合数 | 組合員数（人） | 平均賃金（円） | 要求 | | 妥結 | | | 昨年実績 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 金額（円） | 率（%） | 組合数 | 加重平均 | | 金額（円） | 率（%） |
| | | | | | | | 金額（円） | 率（%） | | |
| 合計 | 484 | 2,335,794 | | | | 471 | 8,733 | 4.45 | 13,276 | 6.99 |
| 一般同盟連合 | 17 | 22,450 | 170,312 | 13,813 | 8.14 | 16 | 10,126 | 5.73 | 13,315 | 7.8 |
| 同労組連 | 20 | 46,181 | 187,384 | 18,208 | — | 19 | 7,742 | 4.04 | 10,537 | 5.98 |
| 船員総連 | 6 | 52,280 | 178,833 | 12,246 | 6.86 | 6 | 6,661 | 4.13 | 11,570 | 6.76 |
| 運輸労連 | 10 | 22,762 | 202,669 | 14,290 | 7.13 | 10 | 8,793 | 4.32 | 12,945 | 6.86 |
| 海員組合 | 13 | 17,533 | 196,530 | 19,747 | 10.09 | 13 | 8,746 | 4.33 | 12,770 | 6.89 |
| 紙パ労連 | 1 | 5,000 | 181,000 | 12,600 | 7.0 | | | | — | — |
| 基金同盟 | 4 | 6,677 | 219,477 | 16,623 | 7.45 | 3 | 12,530 | 5.37 | 16,838 | 8.23 |
| 建設労連 | 4 | 14,002 | 202,820 | 15,026 | 7.86 | 4 | 10,844 | 4.17 | 13,290 | 6.8 |
| 航空同盟 | 35 | 52,885 | 187,379 | 14,638 | 7.81 | 35 | 7,557 | 3.92 | 11,117 | 6.24 |
| 交通労連 | 20 | 49,324 | 219,839 | 18,055 | 8.39 | 20 | 10,153 | 4.72 | 13,822 | 6.63 |
| 化学同盟 | 12 | 33,481 | 185,630 | 14,578 | 7.81 | 12 | 8,119 | 4.29 | 12,780 | 7.33 |
| ゴム労連 | 3 | 1,806 | 199,902 | 13,729 | 6.84 | 3 | 6,104 | 3.23 | 10,716 | 6.26 |
| 資源総連 | 13 | 87,186 | 205,683 | 20,000 | — | 13 | 10,300 | 5.02 | 14,500 | 7.41 |
| 私鉄労連 | 26 | 75,478 | 181,076 | 10,687 | 5.88 | 26 | 10,459 | 5.44 | 12,520 | 7.25 |
| 商業労連 | 22 | 49,877 | 196,851 | 14,834 | 7.23 | 22 | 10,727 | 5.00 | 12,758 | 6.46 |
| 食品転換 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 新滋賀連 | 6 | 9,081 | 202,496 | 16,036 | 7.37 | 6 | 10,565 | 4.35 | 12,805 | 6.73 |
| 新京都連 | 6 | 6,555 | 228,621 | 19,580 | 7.72 | 6 | 11,979 | 4.92 | 16,773 | 7.71 |
| 自動車総連 | 11 | 252,163 | 187,825 | 13,176 | 7.0 | 11 | 9,342 | 4.89 | 13,223 | 7.37 |
| 生産保労 | 3 | 6,700 | — | — | — | 3 | 5,411 | 2.22 | — | — |
| 石油同盟 | 5 | 3,255 | 268,203 | 22,169 | 8.0 | 4 | 14,075 | 4.95 | 18,311 | 7.31 |
| 繊維同労 | 5 | 1,170 | 184,806 | 20,349 | 11.6 | 5 | 7,657 | 4.30 | 11,492 | 6.91 |
| 全海運連 | 9 | 5,549 | — | — | — | 9 | 3,920 | 2.35 | 12,671 | 5.73 |
| 全国金属機械 | 11 | 22,540 | 192,538 | — | — | 11 | 8,113 | 4.33 | 12,903 | 7.28 |
| 全化同盟 | 20 | 104,810 | 192,901 | 12,735 | 7.01 | 20 | 8,100 | 4.60 | 13,010 | 7.06 |
| 全国ガス労連 | 17 | 44,355 | 209,702 | 15,904 | 7.81 | 14 | 10,843 | 4.92 | 13,872 | 7.10 |
| 全国金属労連 | 2 | 15,286 | 222,600 | 14,500 | 6.5 | 2 | 9,539 | 4.20 | 13,800 | 6.7 |
| 全国自動車 | 20 | 49,279 | 216,251 | 20,053 | — | 20 | 10,648 | 4.97 | 15,036 | 7.41 |
| 全国セメント | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 全化同盟 | 7 | 9,816 | 204,157 | 15,700 | 9.76 | 7 | 8,616 | 4.21 | 13,550 | 6.99 |
| 全食品労連 | 20 | 31,568 | 177,101 | 12,680 | 7.14 | 20 | 8,589 | 4.91 | 11,757 | 7.0 |
| 全自交労連 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 全石同盟 | 8 | 19,787 | 195,436 | 14,610 | 7.6 | 8 | 8,611 | 4.39 | 11,283 | 6.1 |
| 全セメン同盟 | 27 | 177,071 | 173,214 | 13,038 | 7.52 | 27 | 7,919 | 4.40 | 12,218 | 7.51 |
| 全炭鉱 | 2 | 5,050 | 204,041 | 13,800 | 7.0 | 2 | 6,070 | 2.87 | 21,897 | 6.47 |
| 全電線 | 7 | 32,495 | 192,577 | 16,084 | 7.94 | 7 | 9,348 | 4.51 | 14,036 | 7.27 |
| 全電力連 | 3 | 2,440 | — | 32,767 | — | 3 | 9,600 | 4.16 | 13,800 | 6.40 |
| 全日通労 | 1 | 47,694 | 210,722 | 18,000 | 8.5 | 1 | 8,700 | 4.13 | 14,000 | 7.08 |
| 全窯業 | 10 | 14,827 | 185,412 | 13,708 | 7.48 | 10 | 7,780 | 3.98 | 12,372 | 7.17 |
| 相銀全労 | 7 | 10,693 | 189,284 | 7,783 | — | 5 | 7,251 | — | 11,840 | — |
| 造船重機労連 | 7 | 150,537 | 209,414 | 13,600 | 6.5 | 7 | 6,800 | 3.23 | 13,100 | 6.6 |
| 鉄鋼労連 | 5 | 165,847 | — | *13,600 | *6.3 | 5 | 6,800 | 3.14 | 13,100 | 6.36 |
| 電機労連 | 14 | 390,338 | 184,658 | 14,126 | 7.6 | 14 | 9,049 | 4.90 | 13,072 | 7.45 |
| 電通労連 | 20 | 24,404 | 196,630 | 19,999 | 10.5 | 20 | 9,070 | 4.68 | 12,336 | 6.74 |
| 電力総連 | 18 | 168,703 | 212,101 | 14,400 | — | 17 | 9,217 | 4.28 | 13,650 | 6.47 |
| 凸版労組 | 1 | 6,386 | 178,977 | 13,783 | 7.7 | 1 | 8,547 | 4.78 | 12,882 | 7.44 |
| 日放労 | 1 | 13,300 | 244,959 | 25,000 | 10.2 | 1 | 13,080 | 5.20 | 16,780 | 7.2 |
| 日本港湾 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 非鉄金属労連 | 5 | 7,173 | 180,955 | 20,000 | 11.0 | 5 | 7,530 | 4.11 | 12,613 | 7.4 |

〔備考〕　*印はポイント。

%、新聞・放送五・四九%、水産・食料品四・九九%、自動車四・九七%、卸・小売四・九六%などで、逆に低い産業は、鉄鋼三・一七%、造船三・二一%、車両三・五三%などとなっており、バラツキが大きい。鉄鋼と造船の賃上げ率がきわめて低かったことが今年の特徴といえる。

**規模別妥結状況**

企業規模別の妥結状況を春闘共闘、同盟調べによってみておこう。加重平均で賃上げ率をみると一〇〇〇人以上（春闘共闘四・五%、同盟四・三七%）、三〇〇～九九九人（四・六%、四・七三%）、二九九人以下（四・九%、四・六四%）となっている。妥結額では、一〇〇〇人以上（春闘共闘九〇九三円、同盟八五八〇円）、三〇〇～九九九人（九四一二円、八二一七円）、二九九人以下（一万一三四円、七七二〇円）である。このように企業規模別にみた賃上げ率は、一〇〇〇人以上規模の大企業にくらべ、三〇〇～九九九人規模と二九九人以下規模のほうがいくぶん高めの水準となっており、今年の特徴といえる。

## 11　八三年春闘総括

八三年春闘結果にかんし、日経連が大槻会長のあいさつで、「決して理想的な水準とはいえないが、ここ三年来の賃金決定から考えてみると、賃金決定の正常化にようやく第一歩を踏み出したということができる」と評価した（本年鑑Ⅲ—Ⅴ「経営者団体の労働政策」参照）。

一方、労働側は、総評、同盟が「賃上げ結果はきわめて不満足なもの」と述べ、金属労協は、賃上げ結果について「実質可処分所得の引き上げにつなげることができた」と一定の評価をしたが、他方、経済政策転換に結びつく結果ではなかったと総括している。また、中立労連、新産別、さらに、賃金闘争に新たに加わった全民労協も、賃上げ結果について不満を表明している。独自路線をとっている統一労組懇は、「賃上げ自粛要求すらとれなくなった」と総評、同盟を批判した。このように、各組織の総括は、賃金闘争について「不満足な結果」とするものが大勢を占めた。各単産の総括も、賃上げ結果にたいし不満を表明しているが、鉄鋼労連、造船重機労連、電機労連などは労働側にとってきびしいものであったとはいえ、経済環境からみれば「精いっぱいの結果」、「ぎりぎりの限界」と一定の評価をおこなっている。

また、ナショナルセンターや単産の春闘総括では、今後の闘争体制のあり方について、ナショナルセンターと単産の関係、全民労協の位置づけ等をふくめ、多くの問題提起がおこなわれており、今年の大会で議論されることになろう。

さらに、労働側が〝先行グループ〟方式の闘争をこれまで以上に強化したが、結果として鉄鋼回答が先行グループの回答を抑制し、この意味では鉄鋼主導のJC春闘というパターンは変わらなかった。また、JCの回答額が二極化（鉄鋼、造船と電機、自動車）したこと、昨年につづきストなし春闘となった私鉄が初めて実質的に一発回答となったこと、全民労協が賃金闘争に加わったこと、などが今年の春闘の特徴としてあげられる。

## 総　評

総評は、七%以上の賃上げ要求にたいし、妥結率が四・五%にとどまったことをふまえ、消費者物価が沈静化しているとはいえ、実質可処分所得からみれば横ばいもしくは微増であり、「われわれが要求の根拠とした経済政策の転換という点から極めて不満足な結果である」と総括している。減税闘争については、政府・自民党から実施の回答を引き出したことを評価しているものの、賃金闘争については、春闘の相場形成力の弱まりを指摘するとともに、闘争体制について「もたれ合いではなく本当に力を発揮することのできる共闘のあり方がきびしく問い直されている」として体制建て直しの問題提起をおこなっている。

以下、総括文を掲げておこう。

【総評・八三年春闘総括（拡大評議員会）】

(1) 五月二〇日現在のコンピューター集計では妥結は九、一七五円、四・五%、回答・妥結は九、一四〇円、四・五%となっている（いずれも加重平均）。

同盟、日経連などの集計をみてもほぼこれに近い。八二年度の消費者物価の上昇率二・四%からみると実質賃金は二%程度向上したことになるが、しかし、税金と社会保険料などの非消費支出分を除いた実質可処分所得からみると横ばいもしくは微増にとどまるであろう。

われわれが要求の根拠とした経済政策の転換という点から極めて不満足な結果であるといわざるをえない。

(2) 賃上げとならんで今春闘で積極的に取り組んだ所得税減税は五月一九日の与野党書記長、幹事長会談で、一兆円規模の減税を課税最低限の引き上げによって行なうという野党の要求を認めさせた。しかし、政府内部には七月の歳入状況や間接税導入と関連させてという動きが依然としてある。したがって参議院選挙後に予定されている臨時国会での補正予算と税法改正まできびしく監視をゆるめてはならない。

その実施が明らかになり、また今後の物価動向との関りあいで今年度賃上げの最終的な評価が行なわれるであろう。

(3) しかし、七%から一〇%の要求に対し、妥結が三～六%にとどまったという事実はきびしく受けとめねばならない。長期化する不況と雇用情勢の悪化という数年来なかった深刻な経済情勢のなかで増大するさまざまな格差をのりこえて、統一的な賃上げ相場をつくりあげ、それを全体に波及させていくことはできなかった。それは春闘の最も大切な機能が今春闘では弱まったことを意味する。

(4) 八三春闘を取り巻くきびしい情勢のなかで生活を守るためには単に賃上げだけでなく、減税をはじめとする政策要求の実現が必要であるという認識はすべての労働組合に共通するものであった。減税闘争は新たに発足した全民労協を加えて労働四団体は昨年以上に取り組みを強め、なお一部に不確定要素が残っているとはいえ、政府・自民党から実施の回答を引き出したことは評価される。

しかし、この総労働的な結集と共闘体制を賃金闘争で十分に発揮することはできなかった。ここ数年来の賃上げ相場の形成に大きな役割を果たしてきた単産が、不況によって困難な状況に直面しているため、先行組合、第一グループの闘いを総評、春闘共闘は重視した。参加単産、単組は昨年よりややふえ、三月三一日の統一行動を皮切りに四月八日までに闘争を集中する闘いを進めた。この時期にストライキをかまえて闘った単産、単組は五～六%、一二、〇〇〇～一五、〇〇〇円の回答を引き出すことに成功したが、回答引き出し組合は昨年に比べ減少した。

(5) それは第一グループ単産にも不況の影響を受けているところが少なからず含まれており、また金属労協回答待ちという経営側を突き崩すだけの体制が取りえなかったからである。その後の私鉄回答によってやや持ち直してきたものの、大産業別共闘、産業別統一闘争を主体的に強めながら、それを基礎に総労働的結集をはかることは十分にできなかった。もたれ合いではなく本当に力を発揮することのできる共闘のあり方がきびしく問い直されている。

(6) 賃上げ、減税によって内需を拡大し、不況を克服するというわれわれの主張は理論的にも実際的にも正しいものであった。しかし、このマクロ的な主張が闘いの基礎となる職場でどれだけ組合員をふるいたたせ、労使

交渉で発揮しえたか否かを闘いの経過に照して検討しなければならない。ナショナルセンターや単産が要求の基準、闘いの方針を示すことは重要であるが、同時に組合員の生活実態や実感に根ざした要求づくりが、それを実現するための闘い方を含めて十分に討議されなければ闘いを大衆的基盤の上にうちたてることはできない。情勢がきびしくなればなるほどその必要性は増す。春闘のマンネリ化とはそれが弱まっていくことと深く関り合っている。

(7)　以上のような状況のもとで八三春闘は闘われたが、産業構造変化、社会的構造変化の進行するなかで、それを反映していくつかの問題点が生じた。

第一に賃金相場を形成するといわれてきた従来の枠組に二極分解的な現象があらわれ、今後の闘いでは相場形成を決定づける共闘体制のあり方について新たな観点から検討が迫られているということである。

また、獲得結果についても製造業の地位は低下し、時代の流れを反映して第三次産業が相対的に高い地位を占めているということについて今後の戦術決定にあたって考慮すべき点である。

第二に官民一体となった春闘の構築を闘いの戦略としてきたが、八三春闘では不十分なままに終わっている。これまでは具体的には交運共闘を軸に官民一体の闘いを組織してきたが、八三春闘では交運共闘のなかで民間部門と公企体部門にわかれ闘いを進めざるをえなかった。これは第二臨調攻撃のなかでやむをえざる戦術配置であったとしても、人勧凍結で八二春闘後闘い続けてきた公務員共闘の闘いと連動させることができなかったという点を含め今後の対応を検討し直さなければならないだろう。

以上のような観点で、公的部門の労働者の賃金決定基準としての民間賃金準拠の原則と闘いの組み方について深めていく必要が生まれてきた。

それは、①官民統一闘争の組みたて方と民賃準拠の関連をどうとらえていくか。②公的部門の労働者の賃金要求基準のたて方と、具体的な闘争方針の関係、③公労協、公務員共闘の闘いを相場形成力にどう結びつけていくかである。

第三に第一グループのなかでストライキ体制を背景に闘ったところは、八三春闘相場を上まわる成果を収めているにもかかわらず、相場を決定づける段階の主力単産の闘いに結びつけることができなかったことである。これは、先にも述べたようにナショナルセンターの枠を超えた新たな共闘体制の構築と「もたれ合い」を排し、産別の自決体制を強化した共闘体制をつくり、相乗効果を発揮していかなければならないことを示している。

第四に地域春闘に結集する地場中小の闘いについて、第一グループのなかですすめる方針でのぞんだが、統一地方選もあり結果としては例年以上に解決がおくれたということである。地域の相場形成との関係でやむをえない点はあるとしても、最低賃金や家内労働工賃との関係からすると、地域のこのような事情を克服していくことが必要である。

第五に政策闘争では所得税減税では一定の前進をみることができたが、他の要求では何ら成果をあげることができずに終ったということである。これは賃金闘争では総労働的な共闘へと発展しているのにくらべて「一致するものでの共闘」という段階にとどまっているところに原因がある。しかし四団体共闘は年々進展をみていることは事実であり、今後さらに四団体の共闘の質的向上につとめながら、新たに発足した全民労協を含め総労働的な取組みへと発展させることが政策闘争強化の点から必要である。

第六に、大衆行動のあり方、組織化について触れておかねばならない。闘いの手段として、大衆行動を組織化し、積極的に展開を図っていくことは、今後も重要な問題であるが、反省点として総括すべき点は、

①十分な計画性と参加組織全体との意思統一のもとに計画し、実行に移すこと。

②運動の目的・目標の手段であるべき大衆行動が、それ自体目的化しがちになったこと。

③大衆の自発性、創意性をくみとっていく組織化に欠け、量的拡大にのみ流れてしまったこと。

などを指摘しておく必要がある。

**同　盟**　同盟の賃闘総括は、「組合員平均四・五%の賃上げは、労働側にとって極めて不満足なもの」と述べ、その理由として、①要求基準七%を大幅に下回ったこと、②実質可

処分所得の十分な上昇が期待できないこと、③内需拡大により八三年度の実質成長率を四%台に引き上げるという今年の賃闘の基本目標が達成できないことを指摘している。また、闘争体制について、総合的な闘争力強化の方策の検討を提言している。

以下、五月一二日の執行評議会で決定された総括を掲げておこう。

【同盟・八三年賃闘総括】

妥結の結果と評価

1　五月一〇日現在、同盟中闘で集約した一、八六五組合の妥結平均は単純七、九一六円、四・七%、加重（組合員一人当たり）八、四七一円、四・五%である。今日なお未解決組合は、全力を挙げて闘争を継続中であるが、率については最終的にも変化がないものと判断される。

2　組合員平均四・五%の賃上げは、労働側にとって極めて不満足なものといわざるをえない。

第一に、この結果は要求基準七%を大幅に下回り、仮に八二年度の消費者物価上昇率が要求基準決定時点での推定より〇・六%低くなったことを考慮にいれても、なお所期の目標との間に大きな開きがある。

第二に、八二年度物価上昇率二・四%との対比でみた実質賃金引き上げ率は、ほぼ二%と要求基準における実質賃上げ分四%の半分にとどまり、組合員の生活向上への強い期待に応えることができなかった。また八三年度についてみると、今後一時金闘争において成果をあげたとしても、未組織労働者を含めた一人あたりの名目雇用者所得の伸びは、おそらく四%前後にとどまることになり、一兆円所得税減税が八三年中に実現し、かつ物価上昇率が政府見通しをかなり下回ったとしても、実質可処分所得の十分な上昇は期待しえなくなった。

第三に、個人消費を中心とする内需の拡大によって、八三年度の実質成長率を四%台に引き上げるという今次賃闘におけるわれわれの基本的目標も達成しえないものとなった。たとえ、世界経済の回復に伴って景気が好転したとしても、それはかえって不均衡を拡大し、わが国労働者はもとより、国際労働運動の期待に応える経済の姿にはなりえない。

問　題　点

1　今次賃闘において日経連、経団連のトップ等がとった一連の姿勢は、改めて強く批判されなければならない。

日経連、経団連のトップは労働者の生活実態を無視し、またわが国経済に対する展望をまったく示すことなく、従来にも増して賃上げ抑制のみに狂奔し、いわゆる生産性基準原理に固執するばかりか、ゼロ賃上げ、低成長下における賃上げ、ガマンの哲学を主張するなど、その硬直的な姿勢をいっそう深め、労働四団体の呼びかけた労使トップによる公開討論をも拒否した。このことは、自由にして民主的な労働組合との対話の余地さえなくし、両者の対立をかつてなく深めることとなった。

また、わが国経済の均衡のとれた中成長を実現して、企業の存立基盤を安定させ雇用不安を解消していくという、積極的な経済整合性論の立場に立つわれわれの主張は、組合員の間により深く理解され、広く世論の支持を集めて財界の主張を圧倒した。このため、財界は力による賃上げ抑制に一段と傾斜し、業界・個別企業経営者に対する規制を強めるなど異常な結束力を示した。特に相場形成に強い影響力をもつ一部業界の経営者が、業界不振を背景に極めて厳しい態度に終始したことは、労働者全体の経営側に対する不信感を強めることとなった。

2　先行グループをはじめ労働側の健闘にもかかわらず、全体として経営側の厚い壁を打ち破ることができなかった。

われわれは、先行グループの役割は不況下においてこそいっそう重要であるとの戦略的判断に立ち、各産別・単組は厳しい状況の中で、その充実・強化に最大限の努力を傾注した。先行グループを形成した組合は早期・高額回答の引き出しに全力を挙げ、四月七日現在二九二組合が一〇、一七六円、五・五%（単純平均）、四月一一日現在三六七組合が九、九五円、五・三一%（同）の先行相場を形成したが、一部産業における厳しい回答が連日のように報道されるなど、困難な状況の中でのこの結果は、十分な評価に値するものである。

今次賃闘の昨年と異なる特徴の一つは、この先行相場を最後まで維持できなかったことである。その要因は、組合側の懸命な努力にもかかわらず、四月第三週の最大のヤマ場における回答が先行相場を下回ったうえ

に、不況産業と好況産業との間で二極分化し、その後下位相場の影響が強く浸透し始めたことによる。このことは、ナショナル・センターをはじめ労働側が全体として、経営側が固い結束のもとにつくりあげた厚い壁を打ち破るだけの力量と体制をもちえなかったことを意味する。

3　格差拡大を十分に阻止することができなかった。

五月一〇日現在の妥結状況によれば、組合員一人当たり賃上げ率（加重平均）では、中堅・中小企業が大企業をやや上回っているが、このことは財界の直接的な圧力が十分に及ばず、自主的交渉が行なわれた場合には、より高い賃上げが可能であったことを示すものである。しかし反面、賃上げ額は規模が小さいほど低下しており、中でも中小企業の額が低水準に抑え込まれたうえ、この分野の内部における格差の拡大が目立っている。このことは、政府・財界一体となった人勧凍結と相まって、圧倒的多数を占める未組織労働者の賃金上昇をいっそう困難にすることになる。

格差拡大はさまざまな要因に基づくものであり、われわれはそれらを一つひとつ粘り強く解決していかなければならないが、今次賃闘についていえば、経営側主導のムードを許したことが、相対的に力の弱い中小企業の格差拡大をもたらしたものといわざるをえない。

4　八二年度の公企体労働者、公務員の賃上げに対しては、行政改革と財政再建をかくれみのとして、政府・財界が一体となって抑制にのりだした。公企体労働者の賃金に関する仲裁裁定の実施については、関係組合が完全実施を求めてＩＬＯに提訴し、わが国の労働側代表理事の努力と諸外国労働組合の協力により、完全実施の理事会勧告を引き出すことができ、結果的に期末手当では格差がついたものの、基本賃金については仲裁裁定通りの引き上げを実施させたことは大きな成果である。しかし、公務員賃金に関する人事院勧告については、同じくＩＬＯ結社の自由委員会で、政府に対し完全実施を求めた報告が出されたにもかかわらず、政府はその実施を見送った。これは国内法上も、国際慣行のうえでも完全にルールを無視したものである。

現在、傘下各公企体組合は、八三年度の賃上げをめぐって、公労委に調停を申請しているが、われわれは、従来どおり民間賃金に準拠した仲裁裁定を出させ、それを完全実施させなければならない。公務員賃金についても、今年度は従来どおり人事院勧告を出させると同時に、その完全実施を実現し、政府・財界一体となった賃金抑制を打破しなければならない。

今後の課題

1　同盟の闘争体制は、先行グループ方式の定着と充実、スト支援体制の強化をはじめとしていっそうの前進をみたが、経営側の結束による厚い壁を破れなかったことは事実である。今次賃闘の経験を踏まえ、傘下産別との密接な連携のもとに、賃闘に勝てる体制を築くためのよりいっそう前進した戦略・戦術と、総合的な闘争力強化の方策が検討されなければならない。

2　今次賃闘の経験からして、明年度以降、特に重視すべきは、労働組合全体として先行グループおよび最大のヤマ場における戦列を整備することである。すなわち先行グループについては、早期・高額回答を引き出し、相場形成力をもつことのできる組合をもって構成すること、また最大ヤマ場については、有利な闘いを展開できる産別・単組を結集することなどを含めて、関係組織の間で突っ込んだ話し合いが行なわれる必要がある。

3　全民労協は今次賃闘において一定の役割を果たしたが、明年度以降の賃闘は全民労協を含めて、より新たな段階を迎えることになる。経営側の固い結束に対応し、これを打破するためできるだけ早い時期に、全民労協を含めたすべての労働団体による連携と共同行動の強化について、真剣な協議が開始されなければならない。

4　今次賃闘においては、特に定昇が論議の対象となった。要求基準においても妥結内容においても、定昇の占める比重が相対的に大きくなると予想される今後においては、労働組合として定昇に対する考え方と取り扱いについて、早急に統一的見解を確立することが必要である。

5　中小・零細企業における賃金をはじめとする労働条件格差の縮小はこれらの分野に働く労働者の生活向上にとってはもとより、わが国経済の成長条件の確保、貿易摩擦の緩和のためにも力をつくして解決すべき重要な課題である。そのため、未組織労働者の組織化、業種あるいは地域ごとの集団的交渉への組織的努力、二重構造解消のための諸政策の実現に向けて粘り強い努力を継続していくことが必要である。

特に本年度の法定最低賃金については、経営側は早くも凍結の姿勢を打ち出しているが、われわれはすべての労働団体の密接な協力のもとに断固としてその意図を排除し、格差を縮小するに足る引き上げをかちとらなければならない。

6　所得税減税については、政府に「景気浮揚に役立つ相当規模かつ大幅な実施」を約束させたことは成果であったが、その具体的規模、時期については未だに確約を引き出すに至っていない。実質可処分所得の増大をはかるため、われわれは引き続き、課税最低限の引き上げによる一兆円所得税減税、四、〇〇〇億円の住民税減税の年内実施および消費者物価の抑制を求めて、強力な闘争を展開しなければならない。

さらに、内需中心の景気回復を軌道に乗せるため、通常国会で実現することのできなかった二兆円の公共投資の拡大、三、〇〇〇億円の中小企業設備投資減税、政府資金の相当規模の拡大を中心とした住宅建設の促進等について、補正予算を獲得するための行動を強化しなければならない。

**金属労協**　金属労協は、賃闘総括の大枠として五月に八三年闘争の評価と課題（中間報告）をまとめた。ＪＣ回答について、実質可処分所得の引き上げにつなげることができたと評価しているものの、要求の基調であった経済への貢上げ波及の効果を重視し、経済運営、政策のあり方に迫る賃上げとならなかったことについて、力量不足を認めるものとなっている。

【金属労協・八三年賃闘の総括】

回答評価

①全般的な回答結果は、八、九六四円、四・四％（労働省調査）となり、労働側の要求の趣旨、賃上げへの期待感からすれば不十分なものといわざるを得ない。しかし、財界・経営側が物価の沈静化、低経済成長下での賃上げのあり方を主張し、具体的には定期昇給程度を意図し、かたくなまでに賃上げ抑制の姿勢を堅持していたなかで、労働側がマクロの視点に立った要求の正当性を主張し、ミクロの段階におけるねばり強い交渉を展開するなかで引き出されたものであり、実質賃金を確保し、実質可処分所得の引き上げにつなげることができた。

(1)　ＪＣ回答は、八、五四三円、四・四％（集計対象組合）となり、要求の基調として位置づけた賃上げの経済への波及効果や、経済運営・政策の転換を迫ることに結びつく賃上げ結果にはならなかった。このことは、ＪＣ共闘をはじめ労働側の力量不足として率直に認めざるを得ない。しかしながら、実質賃金確保をミニマムに実質生活向上をめざすための物価プラスアルファを基礎とした要求から見るならば、全体としての実質賃金の引き上げはもとより、実質可処分所得の引き上げにつなげることができた。

八四年闘争では、要求の基調を生かした回答引き出しに向けてマクロレベルでの環境づくりとともに、労働側の産別自決体制の強化、連携・共闘強化を図っていかなければならない。

(2)　ＪＣ回答のなかで電機労連、自動車総連と鉄鋼労連、造船重機労連との間で二極化したが、要求を統一し、統一した回答を引き出そうとする共闘の原則からすれば、この二極化はそれぞれの産業動向の違いのなかでやむを得ざる状況にあったとはいえ、相乗効果を高めるという点からみれば遺憾なことであった。

しかし、構造不況的色彩を強め、雇用問題を抱え、産業構造転換の渦中にある鉄鋼労連、造船重機労連において「定期昇給の実施も困難であり、賃上げは定期昇給が限界である」という厳しい条件下で、ねばり強い交渉をもって、定期昇給はもとより、賃上げを実現し、さらには、電機産業、自動車産業など、比較的優位な条件下にありながら、経営側が一体となって賃上げを抑制しようとする意図のあるなかで、電機労連、自動車総連は産別自らの目標を設定し自決体制を固め回答を引き出した。こうした取り組みが、不十分ながらも全体の水準引き上げに一定の波及的効果をもたらした。同時にＪＣ共闘は賃金決定の民間主導、賃金決定のパタンセッターとしての一定の役割を果たした。

(3)　ＪＣ集計対象組合の回答状況は、九、〇〇〇円台に三五％の組合が集中したものの、六、〇〇〇円台一七％、七、〇〇〇円台一三％、八、〇〇〇円台に二五％と、昨年に比べ額でのバラツキが大きくなった。しかし、率では、四％台に五八％の組合が集中した。また、金属産業全体の

回答状況を見ると前年に比べ格差は拡大した。とりわけ中小においては賃金闘争の収束が四月末、五月に持ち越され、定期昇給程度で終わった組合もあり、景気の跛行（はこう）性や産業構造の変化などの情勢を受けて産業間をはじめ、業種間、企業規模間格差が拡大したことは、厳しい経営環境下にあるとはいえ、課題を残した。今後こうした事実を冷厳に受け止めて、とりわけ大手と中小間の格差解消の取り組みを強化していかなければならない。

②（略）

**全民労協**　八二年一二月に結成された全民労協が初めて賃金闘争に加わったが、六月一四日闘争委員会において、「八三年賃金闘争の終結にあたって」（いわゆる総括）を確認した。発足間もないなど準備不足のため「結果的に顔合わせ賃金闘争にとどまり、力合わせの賃金闘争まで踏み込めなかった」としながらも「今後に備え、一歩前進への足がかりをつかみ得た」と総括している。

【全民労協・八三賃金闘争の終結にあたって】

1　全民労協を結成した時期は、すでに賃上げ要求基準をはじめ賃金闘争方針が労働界としてほぼまとめられていた。

そのような情勢のなかで、全民労協は第一回代表者会議（一月一七日）において、「八三賃金闘争の推進について」の方針を決定した。

全民労協が賃金闘争の方針を決定する際の雰囲気は、全民労協を結成して間もないこともあって、「今回は、全民労協の結成を一条の光として、これを最大限に活用しよう」とか「昨年までの賃金対策民間労組会議やブリッジ共闘より一歩踏み込んだところを」だとか、「潤滑油の役割を」などの意見が出されていたが、これらが大方の一致した見方であった。

ところが日を追うごとに、財界の異常としかいいようのない態度が災いしてか、賃金闘争が一段と厳しくなるにつれて、ナショナルセンターはもとより全民労協に対しても即効的な期待が高まっていった。

このような状況のなかで加盟組織それぞれが精力的に闘いを進めた。

2　全民労協としては、発足して日も浅く、情報の交換・伝達と、山場に向けての日程調整、物価、実質可処分所得の動向の紹介、中小企業労組への配慮など前段・中段・後段にわたり大衆行動と組みあわせながら、組織実態に見合った範囲で努力した。

正直なところ、結果的に顔合わせ賃金闘争にとどまり、力合わせの賃金闘争まで踏み込めなかった。それでも今回の実践を通して、今後に備え、一歩前進への足がかりをつかみえたものと確信している。

今次賃金闘争の評価については、すでにそれぞれの組織から見解が示されているが、単に勝敗論だけで片づけられない多くの課題を残した賃金闘争であった。

全民労協としては置かれている立場からいって、むしろ明年以降の全民労協の役割をまとめることとし、それも今後時間をかけ、全加盟組織が確信をもって取り組める方向を見出す努力を重ねることにしたい。

労働界全体の課題として、あえて付言したいことは、各ナショナルセンターや大産別組織と全民労協との関係について、労働側の総合力を発揮するための相互努力が不十分であったことが指摘されているが、この課題の解決策こそが全民労協を結成した意義、そして労戦統一への道に応える重大なポイントである。

この認識に立ち、それぞれの立場から最大限の努力を払うことが、八四賃金闘争をはじめとする諸課題に応える道ではなかろうか。

今一つは、異常とも思える財界の専断的な態度は、まさに労使関係を全く無視したものであり、このような態度を今後とも持続することになれば、労使間での話合い尊重の基調を崩壊させ、力と力の全面対決という重大な事態を招来することになるであろう。

3　全民労協は、賃金闘争の前段として当面する政策・制度の課題を税制改革・減税の実現にしぼり、労働四団体との共同行動に加え、国会に対する波状請願行動・署名運動、全国会議員に対するアンケートなど、政府・政党ならびに財界・経済団体への対策も合わせ独自の行動を精力的に展開し、その役割りを果たすことができた。

ことに、実質可処分所得を分析した資料は、賃金闘争だけでなく税制改革・減税の面でも効果的であった。

なによりも、野党五党が最後まで結束し努力したことにより、税制改革・減税実現の目途をつけたことは、大いに評価されるところである。さらに、今秋に向けて完全実現への運動を強化しなければならない。

4　八四賃金闘争に向けて、全民労協として取り組む課題について加盟組織代表者に対しアンケートで求めたものを参考にしながら、今後の討議素材として問題点を整理した。

(1)　八三賃金闘争の結果について（中略）

妥結結果に対する各代表者の見解は「自らの単産の妥結結果について」と「民間労働界全体の結果について」いずれも不満であるとの傾向に集約される。

前者より後者の方が、その傾向が強く示されていた。

中小企業労働者の格差縮小については格差は「ほとんど変わらない」とそのなかで、意見が集中していた課題は、最低賃金制の改善、政策要求で環境の改善、単産ごとの中小労組対策の強化、企業別組合の系列組織対策の強化、中小企業労働者の組織化などである。

また、全民労協の果した役割について「まあまあ……」と「十分……」合わせたものが大方の見方である。これは全民労協の置かれている立場を配慮しての見解であると受けとめられる。

(2)　八四賃金闘争以降の取り組みについて

①　全民労協の賃金闘争に対する役割

要求基準の設定から戦略配置、山場対策を含む闘争全体について全民労協の強い指導体制を組むべきだとか、全民労協は要求基準のみを明らかにし、闘争の取り組みは、単産の自主性に任せるべきだとの意見もあるが、大方の意向は要求の考え方と基本戦略などおおわくについての論議――調整――合意などを中心にし、その基本方向にそって単産が自主的に連帯して取り組んだ方がよいとの意見が大勢を占めている。

なお、この大勢を占めている意向の背景として、単産自決との立場から、もともと基本的にそうあるべきだとの考え方と、現状からみてやむをえないが、将来は強い指導体制を求めるものと二分されている。

また、労働四団体や大産別組織との調整を図れとの多くの意見が出されている。

②　要求基準の設定方法について

全民労協はマクロ的見地から、賃上げ要求基準（賃上げ率、賃上げ額、個別賃金など）を具体的に明示すべきだとの意見が半数程度を占めているものの、残りの半数は賃上げ要求につき大綱合意の範囲にとどめ、単産ごとの要求設定にまかせるべきだとか、マクロ見地から、よりゆるやかに賃上げ要求の基本的考え方（国際経済、雇用、物価などの整合性に立つ賃上げ）のみを示し、単産は実態を踏まえて要求を設定する方がよい――との意見に二分されている。

③　要求設定の時期について

従来の既存ナショナルセンターと同時期（一二月）を求めるものが半数程度で、できるだけ早い方（一一月頃まで）がよいを含めて大勢を占めている。

④　要求内容について

要求案、要求基準を組み立てていく場合の考え方（経済との関係、物価、実質賃金、実質可処分所得、定期昇給など）について、新しい視点で見直すべきだとの意見が過半数にのぼっているが、従来、各団体がとってきた方法でよいとの意見も相当数ある。

上記の②とあわせ、数多くの問題提起がされている。

⑤　今後の賃金闘争の組み立て方について

条件の整っている単産が、集中的な体制で相場を形成し、後段の組合がそれに続くのがよいとする意見が大多数である。

⑥　経済団体との交渉について

経済団体と積極的に交渉・協議するよう取り組む必要があるとの意見が大多数である。

⑦　以上のほか、ア、闘争日程、山場の設定、闘い方などの戦術配置、闘争の推進などについて。イ、産別自決（自力）体制の強化が相乗効果を発揮し成果を高める前提となるが、単産として自らの立場で留意すべき点について。ウ、闘争機関の運営について。エ、大衆行動について。オ、調査・情報活動について。カ、政策・制度の闘いとの関連について――など広範に意見を求めているが、今後引き続き内容を整理しながら問題点を提起

していく。

5　以上のようなアンケートを通しての加盟組織代表者の意向を大まかに要約・整理したものを今後の素材として、八四賃金闘争に向けて時間をかけながら討議と調整を重ね、一定の方針をまとめることを申し合わせた。

この努力とあわせ、全民労協としての重要な課題は、政策・制度要求の実現である。

当面の内需拡大による景気の回復、これと関連する雇用の安定、税制改革・減税の完全実施、物価抑制、社会保障の確立、最低賃金制度や家内労働工賃の改善をはじめとし、広範にわたる昭和五八～五九年度の要求と提言を七月中旬までにまとめ、その実現に総力をあげていく。

**統一労組懇**　春闘についても独自行動を強化している統一労組懇が、八三年七月三一日から八月一日の年次総会に提出した八三年春闘全体の評価はつぎのとおりである。

【統一労組懇・八三年春闘総括】

八三年春闘全体の評価などについて

統一労組懇は、八三年春闘方針を提起して、労働者のくらしと平和、民主主義を守る闘争の強化を進めてきました。右翼的潮流が独占資本と自民党政府の反動路線に正面から対決するどころか、それに協力するみちをすすめているもとでは、要求の前進は難しいし、労働者・国民の利益と団結を守る春闘再構築の展望は切り開けないし、かえって日本の労働組合運動の民主的再生を妨害さえするものであると指摘し、春闘再構築をめざしつつ「二つの共同」「積極的な賃上げ要求の確立」などの方針を提起し、たたかってきました。（中略）

反共を前提とした労働四団体共闘では、春闘をたたかう国民的結集と、要求実現を妨害しているし、また、右翼的潮流が、反動路線との正面からの対決を避け、それに協力するみちをとっているもとでは、賃上げの自粛要求ですら実現できないことが、きわめて明らかにされました。

今日、日経連が春闘「勝利」宣言をし、大企業が、対前年比一三八・六％の経常利益増をあげ、そのうえになお、財界・日経連などが、人勧再凍結、地域最賃の毎年改定みなおし、年金保険料引上げ、軍拡臨調路線での国民高負担予算推進、軍備増強、日米軍事同盟強化、そして、来春闘にむけて「定昇プラスアルファ」賃金抑制攻撃をすすめているのにそれに正面から対決しないで、革新分断と体制擁護路線にたつのでは、今後いかに要求と闘争を自粛したとしても、それすらもとれないだけでなく、支配勢力はかさにかかって、くらしと平和、民主主義を守る要求とたたかいを全面的に抑えこもうとさえしています。

したがって、五月の全国代表者会議その他での討議をうけ、総会議案に提起したように、ますます国民春闘再構築と真の労働戦線統一にむけて、本格的なとりくみ強化をすすめることが重要になっています。

賃上げ要求はもとより、所得税減税要求をふくむ制度・政策要求、「合理化」反対の要求・課題、そして、安保廃棄、改憲反対の政治的諸課題の、前進のためには、統一労組懇がかかげる、「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」「大企業の利益を労働者・国民に還元せよ」などのスローガンに一つには示されているように、経済要求と、政治的諸課題とを結合して、地域的、全国的な共闘をつくりだすと共に、国民各層との連帯・共同を、いっそうつよめ拡げていくたたかいを前進させなければなりませんし、それこそが、国民春闘再構築の基本路線です。この基本路線を確立することなく、戦術配置のあれこれで春闘構築ができるものでないことは、はっきりしました。

そして同時に、全体を通して労働者・国民全体の利益擁護をすすめる統一労組懇の運動路線の正しさと、階級的ナショナルセンター確立の今日的重要性が、改めて鮮明になりました。（後略）

【参考資料】　(1)春闘共闘「国民春闘白書」、同盟「賃金白書」、金属労協「八三年闘争の推進」、全民労協「全民労協ニュース」、統一労組懇「八三年度年次総会資料」、公務員共闘「公務員共闘速報」、(2)総評教宣局「労働ニュース」、同盟「中闘情報」、春闘共闘「国民春闘情報」、(3)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『賃金事情』、『週刊労働ニュース』、(4)日本労働協会編『昭和五八年版・労働運動白書』

# V 合理化反対闘争

概要□総評、同盟の「合理化」対処方針──総評／同盟／主要組合の「合理化」反対闘争──全造船機械／全国金属／食品労連・合化労連／合化労連／紙パ労連／全印総連／私鉄総連／炭労(夕張)／ME・FA問題──日産労使のロボット協定／総評・同盟地方組織のうごき／関電労組の対応／労災・職業病をめぐる闘争──労災職業病防止中央討論集会／はり灸制限撤回要求行動／全港湾のEDB闘争／労働時間短縮闘争──春闘共闘の機構変更と総評時短共闘会議の設置／三六協定の適正化と時間外労働上限設定の施行／金融機関の第二土曜休業実現／公務員の年休制度改訂の動向とその対策／池貝鉄工の指名解雇問題

## 概要

一、総評、同盟とも、雇用保障、労働時間短縮などの課題を重視するとともに、産業用ロボットなどME技術の導入にともなう雇用・「合理化」対策に目を向けている。

一、全造船機械では、一九七九年三月に始まった玉島分会の争議が、八三年二月に四年ぶりで解決した。この争議は同分会員にたいする指名解雇撤回と希望者の職場復帰を実現した。

一、全国金属でも、一九七八年三月に始まった桜井鉄工所の争議が八二年一一月に和解をみた。

一、一九八二年三月に砂糖売り戻し特例法が失効した前後から、精糖会社はのきなみ赤字操業におちいり、人員整理などの「合理化」をあいついで提案した。大日本製糖と明治製糖では合理化をめぐる反対闘争がいちおうの終結をみたが、労働組合はどこでも苦しいたたかいを迫られている。

一、石油化学、肥料の分野も不況は深刻さをまし、八三年四月に特定産業構造改善臨時措置法が成立するなかで、労働組合はきわめてきびしい立場にたたされている。合化労連傘下の組合には、合理化のはげしい波がおしよせた。

一、紙パルプ産業も構造不況脱出の見通しは暗く、紙パ労連では中小企業に倒産や人員整理、企業合併などがあいついだ。

一、全印総連では、一九七四年に始まった細川活版の争議が、八三年二月に九年ぶりで解決した。この争議は第一次石油ショック後に急増した大量指名解雇をめぐる争議の第一弾として全国的に注目されたものである。

一、私鉄総連では、八三春闘時に、地方中小私鉄でバス部門を中心とした赤字を理由に賃金抑制や賃上げ引きかえの合理化案が提示された。当該労組を中心とする闘争で合理化案をタナ上げにしたところもあるが、賃上げは抑制された。沖縄や小豆島など争議の長期化が目立っている。

一、炭労は一九八一年一〇月の大災害以来北炭夕張新鉱の存続・再建問題を軸に闘争をすすめた。しかし八三年七月に同鉱は最終的に廃山へと追いこまれ、以後は雇用対策と地域振興策を柱とする運動がすすめられている。

一、ME、FAの波は産業界全般におしよせ、これへの対応は各労組が模索中である。このようななかで日産労組が「新技術導入覚書」を会社側と締結したことは注目される。

一、労災・職業病をめぐる闘争では、総評・東京地評がはり灸制限撤回要求行動を強め、全港湾はEDB闘争で一定の成果をおさめた。

一、労働時間短縮闘争では、総評・東京地評がはり灸制限農協の月一回第二土曜日休業実現が、八三年八月から金融機関、郵便局、評価される。

一、その他池貝鉄工の指名解雇問題が注目される。

## 1　総評、同盟の「合理化」対処方針

### 総　評

総評は八二年七月の第六六回定期大会で、八二年度運動方針を決定した。この大会は、労働戦線統一問題が最大の焦点になるとともに、行政改革反対で「行革運動本部」を設置したたかう方針を決定した。また、「開かれた総評」、「自立・連帯・改革」の運動の展開のなかで、国民的多数派の形成をはかること、そのためには、国民春闘路線の強化・発展が必要であると強調していた。

そうした前提にたって、「新たな技術革新下の雇用の確保と労働時間短縮闘争の強化」がとくに重要だと指摘、具体的な「労働時間短縮闘争」、「雇用闘争」、そしてとくに「労働安全の確保、災害補償の闘い」とその課題を提起した。以下、紙数の関係で「雇用闘争」を中心にかかげておこう。

【新たな技術革新の雇用の確保と労働時間短縮闘争の強化】

成長率の低下、マイクロ・エレクトロニクス革命の急進展、さらには新興開発途上国（NICS）の追い上げなどが重なり合って、雇用情勢の悪化が見込まれており、これへの対抗策を具体化することが緊急に求められている。そこで、まず経済政策の転換をはかり、内需拡大をはじめ福祉型の経済成長をはかっていくことが必要である。また、地域での公共・福祉部門での投資と雇用の拡大をはかっていく。さらに、マイクロ・エレクト

ロニクス革命が雇用、労働、生活、国際関係に及ぼす影響を明らかにし、その対抗策を講じていくことが重要である。

高齢化社会の到来によって、わが国の「終身雇用制」などの企業的雇用保障制度は大きく揺らぎつつある。そこで、ことに高齢労働者の雇用の安定をはかるために定年制の法制化、六〇歳前半層の雇用確保策など、国家的雇用保障政策の抜本的な確立を急がなければならない。

労働時間短縮は、雇用の安定、生活の質の改善、国際的労働条件の平準化などのために、ますます重大な課題となっている。ILO四七号条約の批准、労働基準法の改正、週四〇時間、週休二日制、有給休暇の拡大などの運動を強めることによって、早急に年間総労働時間を二〇〇〇時間以下にするという労働者全体の要求を実現していく。賃金格差の拡大と同様、労働時間、労働災害、雇用条件などの面でも、格差の拡大が目立っている。われわれは、労働諸条件の社会的な最低限規制を強化することで、格差の縮小をはかることを運動の重要な目標にしていく。また、就労構造や労働態様の変化に即応した労働基準法の全面改正が急務となっており、とりくみを強化する。

雇用闘争（以下要旨）

1　雇用問題の主要な課題は①高齢社会への移行およびわが国独特の若年重視の雇用慣行からくる中高年齢者の問題。②臨時・パート・下請関連などに加え、事実上の派遣事業労働者の発生、増加にみられる雇用構造の重層性と不安定性、③跛行性を一層広げつつある地域雇用失業問題、④第二次石油危機と国際化の進展に伴う比較劣位部門である〝素材型特定不況産業〟における雇用問題、⑤マイコン化を含む技術革新がもたらす雇用への影響などである。これらの問題が相互に関連し合い、企業の内外を通して出ている点に、現在の特徴がある。

2　当面われわれが自からの課題として、特段の取組み強化を図るべき問題は、定年（雇用）延長である。六〇歳定年延長という一般的目標の提示だけでなしに、六〇歳台前半までをふくめた雇用形態、労働態様などの実態に即した要求の形成と、要求から妥結まで継続的に追求できるわれわれ自身の態勢づくりが必要である。

3　定年（雇用）延長という企業内における高齢者雇用の拡大は、企業外労働市場への介入施策、積極的雇用創出施策、職業能力開発施策、労働時間などの労働基準施策の併行的強化なくしては、その社会的効果は期しがたい。今後、施策形成活動を強化し、また中高年雇用創出・失対再確立共闘会議などを通じた運動発展を図らなければならない。

4　いま、派遣事業労働者が法律違反、行政当局の事実上の放任の下で、発生し拡大している。これらの対応方策は基本的には、労働市場の変化に応じた在来需給システムの再編、整備、活性化に求めるべきであるが、なおその具体化、展開、さらに他労働団体との調整問題があるので、総評各組合の協議を積み重ねながら慎重に対処していく。またこの対策と併行し、われわれの運動課題として職安法第四五条に定める「労働組合による労働者供給事業」の拡大に着手していく必要がある。

5　第一次石油危機以後、わが国経済が低成長段階に移行するに伴い全国的に雇用失業状況は悪化したが、その中でも特に地域間アンバランスの問題は深刻である。われわれは、これらの行政施策の改善、拡大を図っていくとともに、われわれ独自の運動課題として、特定地域の、経済社会の開発と結びついた雇用創出対策を、関係県評と共同して取組んでいく。

6　第二次石油危機と経済国際化の進展は、わが国産業の比較劣位部門である〝素材型特定業種〟の構造問題と雇用合理化問題を現出させている。現下の特定不況業種対策に当っては、雇用確保を最優先課題として位置付け、産業政策の展開には環境、独禁政策がすでに条件化されているように、新たに雇用を条件化させなければならない。そうした観点から、現行法制の後向きの施策を積極的な政策に転換させることを目指し、特定不況業種を持つ関係組合と協力して、その運動づくりを図っていく。

7　マイコン化をふくむ新たな技術革新が加工組立産業にとどまらず、ほとんどの労働現場に急速に導入されつつある。これは労働現場の仕組みを変えるだけでなく、労働者の精神的心理的側面、労働力配置、職業訓練、労使関係にまで影響を与え、特にその省力効果が雇用問題に深刻な作用を及ぼすことは明らかである。総評は現在、マイコン調査委員会をもって、その総合的な検討を行っているが、そこでの検討を踏まえながら、業種別・製品市場別レベルでの統一基準設定など団体交渉機能の強

化や雇用問題についての政策課題をふくむ対応策をできるだけ早く確立していく。

**同　盟**　同盟は、八三年一月の第一九回年次全国大会で、むこう一年間の活動方針を決定した。そこでは、八三賃闘方針、八三年政治決戦の方針などを決めるとともに、とくに「雇用安定をめざす政策活動の推進」、「労働時間短縮について」、それぞれ決議のかたちで、活動方針を採択した。ここでは、前者について、かかげておこう（なお時短決議については、本年鑑Ⅱ－Ⅱ「主要な労働組合の大会」参照）

【雇用の安定をめざす政策活動の推進に関する決議（要旨）】

Ⅰ　構造不況産業、地域対策を中心とした総合的雇用対策の確立について

完全雇用の達成は、今後とも国の施策の究極の目標とすべき課題である。こんにちの厳しい雇用情勢を打開していくためには、一方で中成長の達成、労働時間短縮、ワークシェアリングの実施等、雇用機会の拡大による雇用の安定確保をはかるとともに、他方では完全雇用実現のための総合的な雇用対策を確立し、その推進をはかる必要がある。現在、景気低迷あるいは産業構造の転換に伴い、不況に陥った産業、構造的問題をかかえる特定不況産業や地域では、深刻な雇用不安を惹起しつつあることに照らして、経営者に対し、雇用の安定を最重点に取り組むよう求めるとともに、政府に対しとくに構造不況産業、地域対策を中心とした総合的雇用対策の早期確立をはかるよう、次の諸点を要求する。

1　雇用対策を組み込んだ新構造不況法の制定等（略）
2　離職者諸法の再編整備（略）
3　定年延長、高齢者雇用対策の促進（略）

Ⅱ　産業用ロボットをはじめとするME技術革新への対応について

1　基本的視点（略）
2　雇用問題を中心とする具体的対応策

産業用ロボットをはじめとするME技術革新は、本質的に労働節約型技術であることから、この導入にあたっては、雇用・労働問題への対応策が講じられなければならない。技術革新と雇用との関係をマクロ経済的にみれば、技術革新による生産性向上が消費の拡大に結びつき、経済の成長と所得の向上がはかられれば、雇用の拡大は実現する。このことは、適正な成長がなければ、技術革新による労働節約効果により、雇用状況は悪化するということである。産業用ロボットをはじめ、ME技術革新の本格的進展を迎えようとしているこんにち、まず適正な経済成長の達成をめざした有効な経済政策が、確立されなければならない。われわれは、雇用の拡大をはかるための積極的な経済政策と雇用創出対策の実行を前提としながら、さらに、雇用の量・質にわたる悪影響を排除するため、当面次の基本的考え方で対応する。

①雇用への影響が深刻化する懸念があるため、調査研究体制の充実整備をはかるとともに、産業政策と労働政策を総合的に検討する、政・労・使による協議機関を設置すること。

②広範な技術革新は、経済社会の諸分野に構造的変化をもたらすが、これに伴う摩擦を排除するため、企業、産業、地方公共団体、国の各々のレベルにおいて、労働組合の参加を促進し、産業民主主義を確立すること。

③とくに、労使協議制度の機能を高め、経営の基本方針、生産・設備の基本計画など経営に関する諸事項の協議はもとより、産業ロボットの導入にあたっては、事前協議の充実、強化による労使合意を前提として取り組むこと。

④技術革新への対応は、個別企業レベルをこえ産業内調整に係る課題への対処や、産業台の労働条件統一の必要性が高まることから、産業別労使会議を充実、強化すること。

⑤技術革新の成果は、雇用の拡大、所得の向上等国民福祉の向上に結実されること。とくにME技術革新の特性から、労働時間の短縮に成果の相当部分を分配すること。

⑥労働力の高齢化、高学歴化や、女子労働力の増大など、労働力構造の変化に対応するきめ細かな雇用対策を進めるとともに、ME技術革新が労働の疎外感を高め、働きがいを喪失することのないよう必要な諸対策を

⑦労働者の生涯を通じての能力開発体制の整備が重要な課題であることから、長期有給教育訓練休暇、生涯職業訓練給付金制度の大幅な拡充をはかるとともに、公共職業訓練施設と企業、民間の教育訓練施設との連携、技術革新に適合する訓練プログラムの提供、指導体制の強化など、職業訓練制度を抜本的に改革すること。

⑧産業用ロボット自体の安全性向上などの対策を進めるとともに、労働者に対する肉体的、精神的影響について、労働科学的視点に立った、労働安全衛生基準の確立をはかること。

⑨産業用ロボットをはじめとするME技術の発展が、新たな国際摩擦問題にならないよう、革新技術の共同開発、情報交換など、国際協調に充分留意して進めること。なお、われわれもICFTUなど国際労働組織との連携を強化し対応する。

## 2　主要組合の「合理化」反対闘争

**全造船機械**　全造船機械では、四年近くにわたってたたかわれてきた玉島分会の指名解雇撤回闘争が組合側の勝利で終結したこと、〝偽装倒産〟に抗して工場の「自主管理」に入った東芝アンペックス労組が全造船機械に加盟したことが、注目される。

**〔玉島分会〕**　住友重機械(株)は、一九七一年に玉島分会を分裂させて以降、一貫して同分会を敵視した政策をとりつづけ、賃金差別や懲戒処分を加えていたが、七九年三月には〝造船不況〟のもとで合理化をおしすすめ、希望退職に応じなかった全造船機械の分会員一七人の指名解雇を強行した。住友重機械は当時五八〇億円もの内部留保を抱えており、この指名解雇は、「たたかう組合つぶしの総決算」といわれ、三井三池以来の〝指名解雇〟の復活として全国から注目された(『労働ニュース』八三年二月二三・二六日合併号)。

ただちに全造船機械本部を軸に各支援共闘会議がつくられ、本社団交、運輸省・労働省交渉、現地決起集会にとりくみ、国会調査団なども組織し、一方で被指名解雇者一七人が岡山地裁に「地位保全」の仮処分を申請した。七九年六月一〇日には、現地玉島で全国動員による一万人大集会がひらかれ、指名解雇撤回を迫るのとあわせ、解雇の不当性を地域に訴えた。岡山地裁は、七月に一四人の解雇無効仮処分決定を下し、却下された三人は抗告、一七人全員が本訴、裁判闘争も分会側に有利にすすんだ。

こうして、ついに八三年二月二四日、①七九年三月の指名解雇は撤回し、②会社へ復帰を希望した八人は一月一日付で復帰、③この間の賃金ならびに解決金を支払う、④訴訟は双方がこれを取り下げる、という内容の協定書が結ばれ、争議は妥結をみた(『全造船機械』八三年三月一日号)。

**〔東芝アンペックス労組〕**　放送機器メーカー東芝アンペックス(株)(横浜市港北区)は、八二年九月に業績不振を理由として、〝倒産よりはまし〟だという判断で解散した。

東芝アンペックス労組は、①赤字といってもまだ一二億円の留保財源があり、②解散の真のねらいは組合つぶしにある、③会社は希望者は東芝とアンペックス・ジャパンへの再就職をあっせんするといっているが再就職は中途採用となり生活環境が悪化するとして、

解散中止を求め交渉を重ねてきた。しかし一二月以来その交渉もストップしたまま組合員は全員解雇を通告されたので、同労組員は交渉再開を要求して工場での泊まり込みに入った（『神奈川新聞』八三年二月一四日付）。組合は工場の存続と雇用確保をめざし工場を「自主管理」、解雇無効を地労委・地裁で争っている。八三年四月六日の臨時大会では、五八人の組合員全員の賛成で全造船機械への加盟を決定、〝偽装解散〟を撤回させるべく、闘争体制を固めた（『全造船機械』八三年六月一〇日号）。

**全国金属**　中小企業の経営危機が表面化し、希望退職など雇用問題が深刻化している現状を、労働組合の立場からどう克服するかをテーマに、八三年二月二〇日、二一日、熱海で「中小企業問題・合理化対策学習会」を開催、雇用確保の観点から〝倒産させないたたかい〟をいかに組織するかなどが協議された（『全国金属』八三年三月一日号）。支部レベルの合理化反対闘争としては、桜井鉄工の争議が注目される。

**〔桜井鉄工労組〕**　一九七八年一月一七日、千葉県山武郡の桜井鉄工所は、経営危機を理由に全従業員二一一人の解雇――会社整理を、組合側に提案した。しかし会社は、一方で、全員解雇実施後、一部従業員を再雇用、生産部門をすべて下請化して操業を継続し、七九年五月には新会社「桜井鉄工株式会社」を設立した。

全金桜井鉄工支部は、これを「組合つぶしをねらった不当解雇」ととらえ、不当解雇撤回闘争に立ち上がった。全金千葉地本、山武地区労、東京千代田区労協などからなる支援共闘会議がつくられ、共闘会議と支部は月一回の抗議行動を実施、八二年二月には現地（山武郡松尾町）始まって以来の決起集会もひらかれ、背景資本三菱商事への東京での抗議行動も七波に及んだ。

こうして、八二年一一月三〇日に全金支部と会社の間でついに和解が成立、四年八カ月ぶりに争議は解決した。和解協定の骨子は、①七八年三月付の解雇を撤回し、一部の従業員（全金組合員）を一二月から採用する、②退職する組合員に就職をあっせんする、③解決金を支払う、④会社は構内に組合事務所を設置する、というものである（『全国金属』八三年一月二一日号）。

**食品労連・合化労連**　一九八二年三月、生産割り当てを規定していた砂糖売り戻し特例法が失効すると同時に、各精糖会社は増産競争へ入った。これに異性化糖の急増等が加わり、精糖業の市況はいちじるしく悪化し、各社はあいついで赤字操業におちいった。

**〔大日本製糖労組〕**　八一年八月に、八二年三月までに、①堺工場を閉鎖し、②一一〇人の希望退職者を募集する、という提案がなされ、同労組（食品労連加盟）は合理化反対の態度を表明、会社側との交渉に入った。八二年二月、会社側から「希望退職を募集せず門司工場への配転、新会社への就職で雇用を確保する」という提案があり、組合はこれを受諾、いちおうの解決をみた。

**〔神戸製糖労組〕**　八一年九月に組合（合化労連加盟）にたいし一一二人の希望退職募集を柱とする「会社再建合理化計画」が提示され組合は雇用確保の観点からこれに反対、組合としての対案をもって交渉に臨んだ。しかし、一致点は見出せず、八二年九月には、会社側が一カ月の休業を申し入れ、さらに一一月、全従業員に解雇を通告し、工場を閉鎖した。組合側はこの解雇が組合つぶしを意図したものだととらえ、ただちに地位保全の仮処分を地裁へ申請した。

〔三井製糖労組〕　八二年一〇月に組合（一部食品労連加盟）にたいし、人員削減、一部工場閉鎖、労働時間延長等の合理化を提案、組合側は職場討議へ入った。

〔台糖労組〕　八二年一〇月に会社が組合にむかい、高齢者の早期退職を軸とする雇用削減、八三・八四年賃金引き上げは定期昇給のみとすること、などの合理化提案をおこない、組合側は三井精糖同様職場討議に入った（以上、日本労働協会編『労働運動白書』八三年版）。

〔明治製糖労組〕　三菱商事を関連会社とする明治製糖（株）では、八二年六月に会社側が、①戸畑工場閉鎖、②一二一人の希望退職者、一四九人の移籍退職希望者募集、③労働時間延長・ベースアップ凍結など労働条件の三年間特別措置等の「再建合理化」計画を提示した。これにたいし、同社の組合（食品労連加盟）は、①労使合同の企業再建対策小委員会の設置、②戸畑工場を守る、③戸畑・千葉工場の設備改善などの申し入れをおこない、一方で工場閉鎖・首切り攻撃反対地域共闘会議を結成、三菱商事等にたいする行動にとりくんだ。その後一〇月まで会社と組合の交渉がつづいたが、折り合いはつかず、同月八日から会社は希望退職・移籍退職希望者の募集に入った。しかし、応募者は両方の希望者を併せて七一人と、計画数を下回ったため、会社は一一月にかけて再募集を実施、応募者は一七八人になった。だが会社はさらに退職の勧奨をおこなうとして、組合と対立した。このようななかで組合側は戸畑工場の閉鎖は認めざるをえないとしつつ、雇用確保を要求、結局、八三年五月に戸畑工場閉鎖後の雇用確保について労使双方の合意が成立した。その内容は、子会社の明治アルミ加工、西日本サービルで一定数の雇用を確保するというものである（『労働ニュース』八三年六月四日号）。

### 合化労連

第二次オイルショックを契機に石油化学、肥料の関連分野は深刻な構造不況におちいった。このようなかで通産省は特定産業構造改善臨時措置法制定を具体化し、同法は八三年四月に成立した。業界では同法にもとづき石油化学、肥料の生産設備を三分の二に減らし、販売のグループ化が企てられている。こうした状況にともない、多くの組合に合理化の波がおしよせた（本年鑑Ⅰ―Ⅲ「合理化の現状と労働災害・職業病」参照）。日本硝子の実質倒産、志村化工の伊達工場、サン化学山の下工場の閉鎖、日本化学・協和カーボン・日合熊本等に希望退職が提案された（『合成化学』八三年六月一五日号）。ここでは、志村化工（株）の合理化反対闘争をみておこう。

〔志村化工労組〕　一九八二年七月二〇日、志村化工（株）は、同労組にたいし一二月一八日付で伊達工場の閉鎖・全員解雇を提案した。会社の提案理由は、八一年末で四四億円の累積損失をもち、さらに毎月一億円近い赤字が出ているが、「これは伊達のフェロニッケルのため」であり、フェロアロイは国際競争力がなく他に転換ができないというものであった。

これにたいし組合は、①一連の合理化の際、会社が約束してきたこと、とくに雇用確保の約束を無視しており、②伊達には失業の受け皿もないので、「提案拒否、白紙撤回、雇用確保」でたたかうことを決めた。交渉がおこなわれると同時に、労組の伊達（北海道）支部、志村（東京）支部ともスト権を確立、伊達には地域共闘がつくられた。行動は、会社にたいしてのみでなく、道庁、関係省庁、背景資本三井物産にたいしてもなされた。しかしニッケル業界をめぐる状況はきびしく、工場存続の可能性は見出せず、工場閉鎖予定

日を八三年一月一八日に延期させ、①将来、志村化工主体の事業をおこなうときには退職者を優先採用させる、②組合員有志も参加した雇用開発室を設け就職あっせんをする、などの合意で、八三年一月から閉鎖を前提とした退職条件の交渉に入った（『合成化学八二年』八月一五日号。八三年一月一日号）。

**紙パ労連**　紙パルプ産業の構造不況により一九八〇年以来多くの組合に倒産や人員整理などの攻撃がかけられている（本年鑑Ⅰ—Ⅲ「合理化の現状と労働災害・職業病」参照）。出水製紙、三星紙業、伊野紙、大阪ノート、嘉栄製紙等では、企業閉鎖・工場閉鎖に反対する長期の闘争がとりくまれており、八二年末からは千住製紙や福岡製紙の企業合併にともなう合理化反対闘争が始まった。

**〔千住労組〕**　八二年一〇月一九日、千住製紙（株）は突然「低成長経済のもとで、板紙業界のきびしい情勢変化に対処し、企業基盤を確立する」ために八三年四月一日をもって千住製紙と十条板紙を合併すると発表した。具体的には千住工場を閉鎖し、希望退職者五〇人の募集、九〇人の転勤・出向・転出をおこなうというもの。千住労組中執は、これにたいしつぎの三点の指針を明らかにした。

(1)　合併は労働者の完全雇用確保・生活確保、福祉向上を前提にすべきである。

(2)　雇用と生活を守るうえで千住工場閉鎖は経営責任の回避であり、千住工場存続可能条件を追求する。

(3)　将来にわたる雇用と生活確保の政策がなく、合理化だけを前提にした希望退職には応じられない（『紙パ労連』八二年一〇月二七日号）。

そして、一〇月末に拡大中執委を開催し、工場の存続を基本に、ストライキ闘争をはじめ、産業別共闘を軸にし、ブロック等の共闘で運動をすすめることを決定した。以後、団交が精力的におこなわれ、八三年二月四日までに一〇回を数え、会社からつぎのような回答を引き出した。それは、当初一四〇人だった余剰人員を一二五人とし、希望退職者を六二人とする、希望退職の条件を引き上げるというものである。組合はこれについて「基本問題については一部を除いてほぼ了解できる」と判断、しかし具体的問題で一致点に達していないので闘争をつづけ、結局三月二八日の団交回答をもって四月一日の合併直前に闘争を終結することになった。人員措置の最終結果は、園田工場を含めた総従業員三五〇人のうち、希望退職七五人（千住五七、園田一八）、出向二一人、十条製紙関連転出 九人、園田への転勤二人、高齢勇退二〇人で、十条板紙に引きつがれるのは二二五人（千住一二三、園田一〇二）である。闘争終結に当たり、執行部は「雇用と生活確保を闘いの大きな柱として展開してきたが……結果として多くの希望退職者を出したことに対し、組織的点検をしなければならない」と主張した（『紙パ労連』八三年四月二七日号）。

**全印総連**　第一次石油ショック後に急増した大量指名解雇をめぐる争議の第一弾として、「全国的に注目されていた」（『朝日新聞』八二年八月三日付）東京の細川活版所争議が九年ぶりに解決した。

**〔細川活版労組〕**　争議の発端は、一九七四年七月、会社が不採算部門の整理を理由にして、草加工場の活版・平版職場を閉鎖し、九三人の大量解雇を強行したことにある。被解雇者のなかには、当時の全印総連東京地連委員長や細川労組三役、執行委員など多数の主要

な活動家が含まれており、組合側は組合破壊の不当労働行為とこれをとらえて、総評やマスコミ・文化共闘に支援を要請、背景資本である東海銀行や富士銀行に抗議・要請をくりかえす一方、東京地裁や都労委の場で闘争を展開した。八〇年七月には「指名解雇シンポジウム」をひらき、同年一一月には解雇攻撃の現地草加市で一万人規模の集会を挙行、運動の強化に努めた。これらの結果、八一年一月、都労委は「本件解雇は、会社が組合を敵視し、これを破壊する意図のもとに企業整備に便乗してなした不当労働行為」だとし、全員の職場復帰を認める命令を出した。

しかし、会社はこの命令に従わず、中労委へ不服を申し立てた。このため全印総連とマスコミ・文化共闘は八一年共闘のなかで細川への連帯活動を展開、中労委における審議以前の和解解決を要求した。八一年六月から和解交渉が始まり、八二年七月に中労委から解決あっせん案が提示された。あっせん案の内容は、①解雇者のうち希望者二一人の職場復帰、②解雇期間中の未払い賃金などを含めた三億七千万円の解決金支払いと、いうものであった。労使双方ともこのあっせん案を受けいれ、これにもとづき、①だれをどの職場に入れるか、②復帰者の新賃金、③勤務や休暇などの労働条件、④解決協定書の記載など、多岐にわたる交渉が、以後数十回にわたってもたれた。

こうして八三年二月一五日、中労委立ち合いのもとに和解協定が調印された。交渉の過程では、職場組合員の差別賃金是正について も一定の改善が実現した。組合側はこの和解について、「減量経営という厳しい状勢の中で、職場復帰できたことは大きな成果」（『労働ニュース』八三年二月一九日号）とし、都労委命令の内容にはおよばないものの、組合破壊の意図を阻止し、指名解雇攻撃に歯止めをかけ、首切り「合理化」に反撃したことの意義は大きいとした。職場復帰は三月一日以降三回にわけておこなわれ、一定の研修ののち、新設される本社営業課ならびに草加工場検品課に配属、このように新しい職場の設置をみたことの意味も小さくない（以上、『全印総連』八三年二月一五日号、『出版労連』八三年四月一日号）。

### 私鉄総連

私鉄総連の八三春闘は京成をのぞく大手のストなし春闘をはじめとして大手・中小を含め二二八組合のうち二〇九組合が五月二三日までに解決した。しかし中小を中心に する組合は賃上げと合理化問題がからんだため解決が遅れ、一部は現在なお係争中である。昨年と同様、今回の合理化の特徴も地方の中小私鉄で会社側が「行政改革」とからんだ補助金カットや赤字経営を理由として低賃金ならびに人員削減を押しつけたことにある。

北海道では会社側がワンマン協定の全面見直し、とりわけワンマンバス乗務員の労働時間をツーマン並みにもどすよう主張したために難航、しかも一定額を回答したなかで条件を出すのが従来通例だったが、今年は合理化が先決でそのうえで有額回答を検討するとした。組合側は労働時間の延長は減収に直結するし時間短縮こそが時代の趨勢であると反論、第四波の四八時間ストライキを通じて、五月半ばに過半の組合が解決をみた。

岩手県交通では地連の統一回答日になって急に会社側が合理化にメドをつけなければ有額回答はできないと主張、組合側は八二年度までの会社再建協定（労働条件の譲歩、賃上げ・臨給など地連相場の半分）に協力してきたのだから経営責任を含めて合理化の総括をすべきだとした。組合は五月一三日から第三波行動として三日間反

復ストを設定、五月末にようやく解決をみた。

山梨交通では、一一億円の累積赤字、二〇億円の借入金など経営不振を理由に春闘ゼロ解答、大分の亀の井バスは、貸切部門が主力であるが、同部門の不振を理由に賃金凍結をはじめ希望退職、実ハンドル時間延長など大幅合理化を提示、組合側はいずれも長期闘争の構えをとり、五月下旬に一定額の回答を引き出した。

小豆島バスでは一昨年の大闘争（出向問題などで長期化）にひきつづき、会社側が今春闘で七七人の人べらし提案を含め労働時間の延長、退職金の凍結、有給休暇の削減などの大合理化計画を出し、七七人の予定人員に達しない場合は全員一五%の賃金カットをおこなうと主張、「賃上げと合理化を分離せよ」とする組合側と真っ向から対立した。地労委が「積極的な交渉」を勧告したにもかかわらず会社側は計画の一〇〇%実施を迫り、組合は六月一二日まで七波のべ二八八時間のストを実施したが会社側の対応を変えることができなかった。このため、地労委が独自の判断であっせん作業に入り、また、現地土佐・池田・内海の三町長が労使双方に早期解決を申し入れた。しかし、七月に入ってからも解決のきざしはみえていない（以上、『私鉄新聞』）。

**〔京成労組〕**　八三年二月九日、会社は組合の中央集団交渉参加要求にたいし、①人事協議権を廃し苦情処理制度とする、②組合専従者協定以外の便宜的専従をやめる、③電車乗務員仕業作成基準改定と乗務給の手当化など、労働協約改定を含む合理化案を出してきた。京成では毎年のように会社側が「賃金と合理化」をセットにしてきており、大手私鉄の妥結後も、あくまで三項目受け入れが賃上げの条件とする会社と「労働協約は秋闘で」とする組合がきびしく対立、四月一七日、二六日の各二四時間ストが実施された。そして、四月三〇日未明、第三波ストを背景に対角線交渉で追い上げた結果、中央交渉なみの賃上げ回答を引き出し妥結した。争点となっていた協約の人事権問題は「労働協約を現行通りとして組合の基本線を守り、具体措置については、今後再び合理化として再燃させない措置を講じ」、また協約規程外の組合専従、仕業基準改定も「職場実態を考慮した実施要綱を決めた」という私鉄総連の見解にもとづくものとなった（京成については本年鑑一九八二年版二八六頁を参照のこと）。

**〔沖縄県連合会〕**　昨年八二年の春闘で私鉄総連沖縄県連は地労委あっせん案を受諾し闘争を終えたが、その後琉球バス、那覇交通（銀バス）両社は、経営難を理由に賃上げ分の不払いや賃金の遅払いなどをつづけ、さらに那覇交通は賃上げ凍結という春闘時の協定を破棄する提案をした。琉球バスは七月に二六七人の希望退職者を募集、応募者が少なかったため一〇月に一〇〇人の指名解雇実施を表明した。

沖縄県連はこれらの事態に対処するため現地に沖交労闘争委員会を設置、八月に七二時間のストライキを実施、このようななかで地労委が職権あっせんに入った。あっせん案は、八二年春闘妥結時の協定書を遵守し、会社再建に労使双方が誠意をもって交渉するというものであった。琉球バスは受け入れたものの、那覇交通では会社側がこれを拒否、進展しないまま一一月中旬まで推移した。琉球バスでも会社再建案については交渉が進展せず、沖交労は一一月下旬に四八時間のストライキを構えた。結局、琉球バスでは指名解雇の撤回、労働時間の延長、那覇交通も春闘賃上げ分の退職時一括払いなど、妥協により一一月二九日にいちおうの解決をみた。八三年春

闘では、集合交渉の開始が遅れ、四月下旬にようやくおこなわれたものの、会社側は「あくまでも企業の支払い能力の範囲内での賃上げ」を主張、当初から難航した琉球バスと那覇交通からなる沖交労、沖縄バスの両組合はこれを「組合の体質変化を狙う会社側の暴挙」だとし、〝会社よりも一日長く闘おう〟を合言葉にたたかい、五月二八日からは路線バスの二四時間反復スト（第四波行動）という事実上の無期限ストへ入った。

長期ストの影響は社会問題化し、地労委のあっせんに応じない会社側にたいしてはマスコミの批判も強まった。組合は長期闘争にむけて組織点検をおこなうため六月一四日にストライキを一まず中止し、そのうえで二二日から部分スト、指名ストをくり返す長期闘争に入った。私鉄総連は、この間、六月二〇日から、現地に統一指導委員会を設置、指導体制を強化した。七月二日、地労委はついにあっせん困難として打ち切りを決めた（以上、『私鉄新聞』、『琉球新報』）。

### 炭労（北炭夕張）

一九八二年七月の炭労第九八回定期大会は、北炭夕張新鉱再建問題を軸にしてひらかれた。具体的には、①ヤマの再建・存続、②未払い労務債の一〇〇％完済、③雇用・労働条件の確保をめざし、七月二九・三〇日の第四次中央行動をはじめ、各地での大集会などあらゆる戦術を行使して北炭グループ、政府にたいし突きあげ行動を展開する、また、総評政治局等を軸として広い戦線を構築する、というもの。

八月二一日、北炭夕張新鉱管財人が閉山と従業員の全員解雇を提案すると、炭労は右の「再建三原則」にもとづいてこの提案を拒否、二二日に現地で臨時大会をひらき、夕張・札幌で街頭デモや要請行動を開始し、二七日から北炭前会長の萩原三井観光開発会長宅前で坐り込みに入った。さらに東京における北炭本社・通産省への抗議行動にとりくんだ。総評は、八月三〇日に北炭闘争のための共闘会議を設置、全単産参加で支援することを決めた。現地夕張の組合は、当初、閉山を拒否し破産をおそれずにたたかうとしていた。これにたいし炭労中央は、戦術として一まず閉山をしたうえでの新会社移行を主張、交渉権の炭労一任化を求めた。そのため、九月二四日に北炭夕張新鉱労働組合全員大会が招集されたが、結局流会、九月三〇日に再びひらかれた全員大会で、ようやく交渉権の炭労一任が決定した。

当初予定されていた九月二一日付の閉山・全員解雇に反対し、二〇日に北炭・三井観光開発・管財人を相手とする交渉にとりくんだ炭労は、二一日に全国一二支部で二四時間ストを決行した。こうしたたたかいにより、閉山通告は二回にわたり延期、一〇月七～八日にかけて政府・関係資本との大詰めの交渉がおこなわれた。その結果、政府からは、①通産省は石炭業界による新会社によって早急に再開発がおこなわれるよう努力する、②残炭の採掘については新会社による基幹坑道着手後に対処する、③再開発に際し制度融資を活用する、という回答を引き出し、萩原三井観光開発会長からは、未払い労務債八九億二一〇〇万円と解決一時金五億円を支払うことが表明された。炭労はこれらの回答から、①ヤマの存続についておおよそ三～四年で本格操業のメドがたち資金面での裏付けを確約させた、②雇用の面でも以前より前進をみた、③夕張市の公共事業による受け入れ人員もメドがたったとし、④労務債については一二三億円の一〇〇％完済にたいし七七％の支払いにとどまったことは不満としつつも、不足分三四億円は今後も追及するとして、闘争を収拾

することにした。

炭労ならびに夕張新鉱労組は、以後夕張新鉱再開をめざす行動を展開、八三年三月二日には、通産省・石炭業界五社による検討委員会、管財人・北炭本社・三井観光開発会社との交渉をおこなった。組合側は安倍前通産大臣の「新鉱開発を四月をメドに努力」するという発言を手がかりに、その実現に期待をかけた。しかし、石炭業界五社で構成される夕張新鉱検討委員会は、五月一九、二〇両日に〝再開発は不可能〟とする答申を出した。五月二〇日、山中通産相はこの答申に再考を促し、道と石炭協会が主体となる再開発構想を主張、労組側は山中構想を足がかりに石炭業界への働きかけを強めた。だが、山中構想は、石炭協会が「受け入れ難い」とし、また、道を中心とする第三セクター方式の会社設立案には自治省が難色を示し、さらに通産大臣の病気辞任による変更という事態とあいまって、夕張新鉱再開の途は絶望的となった。

こうして、七月一一日宇野通産相が「新社設立は無理」だとする通告を発し、最終的に再開の途は閉ざされた。炭労は、夕張と東京でのハンストならびに七月一二日に炭労全山の二四時間ストを実施、抗議の意志を示した。しかし政府ならびに業界の対応を変えることはできず、炭労は「再建断念、今後は雇用対策と地域振興策を求めて闘争する」決定を下し、夕張新鉱労組も七月二七日の全員大会でこれを受け入れ、九三人の犠牲を出したガス突出事故以来一年九カ月を経て同鉱は最終的に廃山においこまれた（『労働ニュース』、『炭労新聞』、『北海道新聞』、『朝日新聞』）。

## 3　ME・FA問題

### 日産労使のロボット協定

日産自動車（株）と全日産自動車労働組合は、産業用ロボット、FA（ファクトリーオートメーション）など先端技術を使った機器導入に関する覚書を、一九八三年三月一日に締結した。ME（マイクロエレクトロニクス）技術は、自動車産業のみでなく、電機、機械など、産業界全般に取り入れられ、余剰人員の増加、配転、新たな労働災害の発生など大きな問題となっていた。今回の日産労使の覚書の骨子は、①先端技術の導入については労使が事前に協議することとし、②解雇・一時帰休はおこなわない、③役職の降格、賃金・労働諸条件の切り下げをしない、④配置転換・職種変更は本人の能力、適性を考慮して教育、訓練をする、などである。雇用・労働条件について、右のように成文化したことは、急速に高まるME化の波のなかで労使のあり方に一つの方向を与えるものであり、国内産業界はもとより世界でも初めてである。もっとも、覚書では、労使協議の最大のテーマになっていた新技術の定義については「マイクロエレクトロニクスをはじめとする先端技術を用いた自動化・省力化設備、機器」となっており、細かな規定は設けられていない。「細かく規定すると、労使一体となって進める新技術開発・導入の足かせにな

り、好ましくない」とする経営側の主張が通った格好である。日産労使の『新技術導入覚書』の本文は、以下のとおりである（『日本経済新聞』八三年三月一日付）。

【日産労使の新技術導入覚書】

一、目的＝会社、組合は、技術の進歩が企業の存続、発展と人間社会の進歩に不可欠なものであるとの共通認識に立ち、新技術の導入が従業員に及ぼす影響を配慮、協力して新技術の円滑な導入を進める。

二、労使協議＝①新技術の導入にあたっての労使協議は「経営協議会に関する協定書」に基づき信頼と協力の精神をもって、これを行う②会社、は、新技術の導入にあたっては、その導入計画、予想される組合員への影響およびそれに対する対策案を事前に組合に提示し協議を行う。

三、雇用の維持＝会社は、新技術の導入を理由とする解雇・一時帰休は行わない。

四、労働条件の維持＝会社は、新技術の導入を理由とする役職の降格および賃金・労働諸条件の切り下げは行わない。

五、配置転換、職種変更＝会社は、新技術の導入を理由として組合員の配置転換、職種変更を行う場合は、本人の適性、能力を十分考慮するとともに、必要な教育、訓練を行う。

六、教育・訓練＝会社は、新技術の導入に関し、職場の組合員に対して、技能の習熟および安全の確保に関し、本人の適性能力に応じて必要な教育・訓練を行う。

七、安全衛生の確保＝会社は、新技術の導入に伴う安全・衛生の確保に万全を期し、諸対策を講じる。

八、有効期間＝①この覚書の有効期間は、昭和五十八年三月一日から昭和五十九年二月二十九日までの一年間とする②有効期間満了日の一カ月前までに会社および組合のいずれからも改訂の意志表示がないときは、この覚書はさらに一年間更新され、その後も同様とする。

## 総評・同盟地方組織のうごき

一九八二年九月にひらかれた大会で大阪総評は、これまで労使協調主義と批判してきた労使協議制の必要性を総評ブロックでは全国で初めて打ち出した。それは、MEによる産業ロボット時代を迎え、職場環境や雇用情勢の大幅な変化が見込まれることから、これまでの労働条件に関する団体交渉では労働側の主張が届かないという判断にもとづいている。大阪総評の方針案は「八〇年代労働運動の重点課題」として「これまで資本の聖域であった投資の決定と技術の選択について、大きな発言力と介入をもつ時代にきている」とうたい、具体的にマイコンロボット一台にたとえば従業員一〇人の雇用保険などを提案、従業員の負担増を防ぐよう求めている（『読売新聞』大阪版、八二年九月二一日付）。

石川地方同盟は、県内の企業に導入がいちじるしい産業用ロボットの雇用・労働面への影響に対処するため、八二年八月をメドに労使で構成するロボット対策委員会を設置すべく動き出した（『北国新聞』八二年六月一七日付）。産業用ロボットの対策は、全金同盟石川地方金属が単産の立場ですでにとりくんでおり、石川地方同盟のうごきは、金属関係以外の労使を含めてローカルセンターのレベルで対策をはかっていこうとするものであった。全金同盟石川地方金属は、このようななかで八二年七月、全国のトップを切って労使合同会議をひらき、経営側に統一したロボット協定の締結を呼びかけた。石川地方金属が全国のトップを切った理由は、県内の中小企業は小松製作所の下請など大手メーカーへの依存度がきわめて高く、「ロボット化が進むと、大手企業に余裕が生まれるので、下請けに回していた仕事を自分でやるようになるし、中小企業も、従業員を減らそうとする」からであった（『読売新聞』八二年一二月一六日付）。石川地方金属は、事前協議の徹底・人員整理の制限・成果の配分を主

内容とするロボット協定を八月中に労使間で締結できると見込んでいた。しかし、経営側の対応が慎重で、八三年六月現在なお締結されておらず、それにともない石川地方同盟レベルの協定も見通しはたっていない。

**関電労組の対応**　同盟系の関西電力労働組合は、一九八二年七月の大会で、産業用ロボットの普及による雇用不安の問題が新たにクローズアップされているなかで、原子力発電所でのロボット化推進の新方針を打ち出した。新方針によると、「放射線被ばく低減対策は原子力職場の最大の課題」であり「この観点から作業のロボット化に労組として積極的に取り組む」、「安全は雇用に優先するが、今後原子力関連労組、業者との連携を密にするとともに、労組本部にロボット化推進プロジェクトチームを設置し、経営側に導入を促す」とされている（『毎日新聞』八二年七月一五日付）。労組が雇用問題より安全性を優先させてロボット積極導入方針を打ち出したのは初めてのことである。下請労働者を中心とする雇用切り捨て問題に発展する恐れもあり、今後のとりくみが注目される。

## 4　労災・職業病をめぐる闘争

### 労災職業病防止中央討論集会

一九八二年一二月一六、一七の両日、東京総評会館において総評・日本労働者安全センター主催の「労災職業病防止中央討論集会」がひらかれた。この集会は、各単産・県評の担当者や職業病被害者の会の代表が全国規模で集まり、労災職業病防止にむけ経験を交流していこうとするもので、三年ぶりの開会、一二〇人の参加で活発な討論がおこなわれた。基調報告では、減量経営、合理化、技術革新の名のもとに労働者の削減と労働強化がなされ、労働環境・生活環境が悪化したこと、そのなかで「安全管理」に名をかりた資本の労務管理攻撃が強まっていることが力説された。基調報告をうけて、全港湾、日本化学のクロム被害者の会、愛知県労働安全衛生センター、京都総評、全造船日本鋼管分会、非鉄金属労連、全国じん肺患者同盟などの代表者が、それぞれのとりくみ状況を報告、各分野のたたかいをどう高めていくかで討論した（『月刊いのち』八三年二月号、三月号）。

### はり灸制限撤回要求行動

一九八二年七月、労働省ははり灸治療を制限し、一律に一年以内で打ち切るよう通達した。一年以内で「病症は固定し、治療を継続しても効果は期待できない」というのがその理由である。総評は、これを『行革』路線＝福祉切り捨てという政治反動の一環としての労災職業病被災者への本格的な攻撃」ととらえ、労働省交渉や労働四団体選出の労災保険審議会労働側委員と労働大臣との交渉の場で撤回を要求した。労働大臣は慎重に対処すると発言した。ところが八三年二月、東京労働基準局が全国に先がけて職業病患者の補償打ち切りを強行、一八日から四日間で二四人の患者がはり灸治療を打ち切られた。はり灸治療者は全国で二〇〇〇人（東京四〇〇人）といわれ、こうした打ち切りがさらに広がることが予想され、打ち切りで解雇

される危険性も高い。総評と東京地評は打ち切り処分撤回を求め、三月一〇日に抗議集会と労働省交渉にとりくんだ（『労働ニュース』八三年三月五日号）。

### 全港湾のEDB闘争

一九八一年、カリフォルニアで地中海ミバエが発生し、日本は同地産の青果物を輸入禁止にしたが、八二年九月、地中海ミバエ発生の下火化を理由に輸入の再開を認めた。そのときの条件は、EDB（エチレン・ディブロイド）によるくんじょうの義務づけであった。EDBは中枢神経に障害をあたえるだけでなく、きわめて強力な発ガン物質であり、生殖障害をもたらすことが報告されている。

アメリカ西海岸港湾労働者を組織しているILWUが荷役を拒否してたたかっていることを知った全港湾は、港湾関係の組合からなる全国港湾のなかでこの問題にとりくんだ。全国港湾は東京、横浜、神戸でEDBでくんじょう処理されたカリフォルニア産果実の荷役を拒否してたたかい、一〇月二一日には全国港湾、日本港運協会（港運業者の全国組織）、港湾災防協会、日本青果物輸入運営協議会の四者で以下三点を内容とする協定を結んだ。①作業前にガス検知をおこない、〇・一三PPM以下で作業する、②入港五日前までの事前連絡、③作業者はマスク、ゴム手袋を着用し、原則として交代制とする。同時に全国港湾は、日本港湾協会と危険物対策会議を中央、地方に設置することを確認した。

さらに、国会での追及の結果、政府にこの問題で労働、厚生、農林水産、運輸、外務の五省で連絡をとりあい対策に当たると約束させるなど、一定の対応策をとらせることに成功した（『月刊いのち』八三年三月号）。

## 5　労働時間短縮闘争

### 春闘共闘の機構変更と総評時短共闘会議の設置

八三春闘共闘会議は、機構運営を変更し、年間共闘として実績をあげてきた時短共闘会議、最賃対策委員会など課題別共闘を廃止し、雇用・労災職業病、最賃、短時など労働条件向上にかかわる諸課題を統合して「労働条件対策委員会」を新たに設置した。春闘共闘時短共闘会議は、この決定に先立って、八二年一〇月に第五回年次拡大総会を開催し、年間方針、新役員の決定をおこなったが、この機構変更により、労働条件対策委員会に活動方針、要求基準、重点課題を含めて移行することとし、同委員会にその確認を求めて了承をうけた。

他方、従来の実績をふまえて運動を発展させるために、総評に時短共闘会議を新たに設け、時短闘争の企画や運動の組織化をはかることとなった。なお、この新たな組織には中連、純中立関係の単産の出席、討論をおこなえるよう配慮し、必要な調査活動なども提携しておこなえるようにした。

### 三六協定の適正化と時間外労働上限設定の施行

一九八三年一月一日より、三六協定の上限目安設定を中心とした「三六協定適正化の指針」および三六協定届出様

式の変更が施行された。労働省は八二年六月三〇日付をもって、「労働基準法第三六条の協定において定められる一日を超える一定の期間についての延長することができる時間に関する指針」について大臣告示をおこない、八月三〇日付の基準局長通達（基発第五六九号）で「指針」の具体化を提示した。「指針」および基準局長通達は、「法第三六条は時間外労働を無制限に認める主旨ではない」と強調したうえで、一定期間あたりの時間外労働の限度を、三六協定の協定事項および届出事項として義務づけるとともに時間外労働の限度として具体的な目安をはじめて明らかにした。

時短共闘会議は、労働省が「指針」の整備をおこなっている段階で、時短共闘会議での問題点の討議と、それにもとづく労働省交渉（八二・六・八）、公聴会への出席などをつうじ、「指針案」の改善を求めた。

### 金融機関の第二土曜休業実現

八年ごしにわたり運動をつづけてきた金融機関の土曜休日制が、ようやくその一歩をふみだすことになった。すなわち、金融機関と郵便局、農協を含めた月一回第二土曜日休業を八三年八月から実施することが、五月一〇日の閣議で、政令として公布されることになった。こうして、完全週休二日制へ向かって、画期的な一歩をふみだすこととなった点で、その意義は大きい。

金融機関の土曜休業は、この政令施行により、〝社会一般の休日〟として、すべての国民に影響することになる。すなわち、民法一四二条、商法五二〇条、手形法、小切手法における休日規定にも適用され、毎月第二土曜は、社会の休日として、金融取り引きに法定化されることを意味している。したがって、日本の社会に週休二日制を定着させる第一歩として、画期的な意味をもつ。八三年八月一三日が、その最初の日として記念すべき日である。

### 公務員の年休制度改訂の動向とその対策

八三年二月二五日、人事院は公務員共闘時短共闘委員会との交渉で、現行の休暇制度を大幅に見直す基本構想を提示した。構想の骨子は、現在明確な根拠法規もなく、制度上も一貫していない現状を全面的に見直して、「休暇法」を制定したいというものである。「休暇法」のポイントは、年次有給休暇を「請求権」と考えること、年休日数を現行の一律二〇日から初年度一二日に削減すること、これとひきかえに、従前から公務員共闘が要求していた夏季休暇三日、結婚休暇五日を新設するなどとなっている。

公務員共闘は、「夏休、結婚休暇と年休をひきかえるわけにはいかない。当面は人勧盛り込みを阻止するために対政府、人事院交渉を強めるとともに、署名運動やハガキ戦術などを組織すること」と決定した。年休制度の改訂は、民間労働者にも影響を与えることが予測されるので、このたたかいを民間を含む全体の運動に広げる努力をすることもあわせて決定した。

時短共闘会議は、公務員の年休制度改悪が全産業の労働時間短縮闘争に与える影響が大きいとの判断にもとづいて、五月一四日、第二回総評時短共闘会議をひらいて対応策を協議した。この結果、時短共闘内に「休暇法特別対策委員会」を設置して、団体署名、法律家のアピール、シンポジウム、対労働省交渉などを組織するなど、全面的にとりくむことを決定した。

# 6　池見鉄工の指名解雇問題

工作機械における大手メーカーである池貝鉄工（組合は全国金属に加盟）では、八三年六月九日、四四人にたいし、突然、指名解雇が強行された。その後、この指名解雇撤回をめざす闘争が展開されている。

これに先立つ七六年、池貝鉄工では三三〇人の希望退職募集提案が提示されたが、当時の全金池貝鉄工の三支部（神明、溝の口、川口）の闘争の結果、①募集人員の定数をはずし、応募のあった人員に限り、再募集はしない、②退職勧奨、強要はおこなわず、本人の自由意志にもとづく、③今回をもって再募集、指名解雇はいっさいおこなわず、従業員の雇用は保障するとの確認のもと、二〇一人の退職応募者をもって収拾をみた。なおこのとき、会社と組合間で、人事に関する事前協議・同意約款が結ばれた。

だが、この事態を契機に、会社側のインフォーマル組織をつうじた組合組織攻撃が年々強まっていき、八一年の役員選挙では組合執行部をすべて会社派で独占するまでにいたった。そして八三年春闘の最中、一方でゼロ回答をつづけつつ、四月二二日、〝業績不振〟を理由に、①三〇〇人の希望退職募集、②万一これに達しない場合は指名解雇をおこなうことを内容とした「会社再建案」を組合に提示した。この三〇〇人の希望退職提案は、全従業員一二七〇人の二三・六％（出向者一二〇人をのぞくと二六％）という比率にのぼるものであった。

この提案にたいし、〝雇用は労組の大前提〟といってきた組合執行部は、その後、〝大綱やむなし〟として条件交渉に切りかえ、五月一八日、募集人員二八五人とし、また「指名解雇」の字句もなくした覚書を確認した。この時、同時に人事に関する事前協議、同意約款などの既得権利も放棄された。これにたいし、以前の組合役員など六五人は、会社は指名解雇を強行するであろうとの判断のもとに、同日、退職強要の禁止と指名解雇の禁止などを内容とする救済申立を神奈川地労委におこなった。地労委は六月三日、「今回の希望退職募集の結果にかかわらず、会社としては、申立人らに対し指名解雇を実施することのないよう格段の努力を尽されたい」との勧告をおこなった。だが、六月九日、突如、四四人の指名解雇が強行された。これにたいし、当初、指名解雇といった〝暴挙を許さない〟としていた組合執行部は、六月一一日に池貝鉄工被解雇者団が独自に結成され、そのうえ組合批判、執行部非難をおこなっているとし、また指名解雇撤回は不可能との判断をもつにいたった。そして、七月四日の全金池貝鉄工支部（神明、溝の口の統一により八一年一〇月に発足）臨時大会では、被解雇者全員の組合員の「資格停止」を賛成三九三人、反対一四九人、白紙無効二二人をもって決定した。この「資格停止」は組合規約にもなかったものである。被解雇者団は、七月一五日、会社を相手に横浜地裁に「妨害排除の仮処分」を申請したのち、八月一日、「資格停止」を違法・不当だとし、組合を相手に仮処分申請をおこなった。なお組合は八月一〇日、臨

時大会をひらき、〝資格停止の理由、および規約解釈〟として、〝権利制限〟を決議した。翌一一日、横浜地裁は、〝組合員資格停止処分の効力を仮に停止する〟との決定をおこなった。

このあと、八月三〇日からひらかれた全金第五二回全国大会で、池貝鉄工指名解雇問題が討議された。すなわち、池貝問題では、一〇人の代議員から「池貝鉄工、指名解雇撤回闘争を支援する特別決議案」が出された。提案説明にたった代議員は「首切りを認めるのかどうか、資本の攻撃に手をかすかどうかの問題」として代議員の判断を求めるとともに、支部の態度には一指もふれず、被解雇者にはあれこれ批判する中央本部の態度を批判した。

これにたいし、本部から、中執は指名解雇を暴挙として、反対闘争を組織的に組むために努力している。問題は、被解雇者団が支部を批難し、支部から権利制限を受けるなど不正常な経過があり、その関係修復が必要だという点だ。この決議は、関係修復に新たな困難をもたらす。大会で採択に付すべきではない、との執行部の見解が示された。大会は、賛成多数でこの執行部見解を承認した。

かくして、大会では支援決議採択が回避された。指名解雇撤回闘争は、被解雇者団を軸になお継続されている。

【参考資料】　(1)総評第六六回定期大会資料、(2)総評第六九回定期大会各局報告書、(3)同盟第一九回定期大会資料、(4)全造船機械『全造船機械』、(5)全国金属『全国金属』、(6)合化労連『合成化学』、(7)紙パ労連『紙パ労連』(8)全印総連『全印総連』、(9)出版労連『出版労連』、(10)私鉄総連『私鉄新聞』(11)炭労『炭労新聞』、(12)総評『労働ニュース』、(13)『労働経済旬報』、(14)『月刊いのち』、(15)日本労働協会編『労働運動白書』、(16)全金池貝鉄工支部『大会資料』『組合ニュース』、(17)『池貝鉄工被解雇者団ニュース』「不当労働行為救済命令書」「仮処分命令申請書」、(18)労働問題研究センター『労問研』

# VI 権利闘争

概要□スト権奪還闘争――仲裁裁定不実施・人事院勧告凍結とILO提訴／公務員共闘のスト権立法構想／臨調答申後の国鉄労使関係――国鉄当局の労務政策の変更／現場協議／組合活動の抑制／活動家にたいする免職処分／勤務時間内洗身（入浴）／運転検査旅費の返還問題／兼職議員の禁止／国鉄再建監理委員会／ME革命下の権利問題――総評の方針／電機労連の方針／日産労使の「ロボット協定」／パート労働をめぐって――労働省パートタイマープロジェクトチームの報告／同盟のパート労働者組織化方針／パートタイマー賃金差別訴訟

## 概要

一、仲裁裁定不実施・人事院勧告の凍結について公労協、公務員共闘等はILOに提訴した。仲裁裁定と人事院勧告は、政府がこれまでスト禁止の代償措置であると説明してきたものであり、その不実施・凍結についてのILOの判断はきわめて注目されるところであった。ILO結社の自由委員会はいずれも組合側の申立を認める内容の報告を出し、日本政府の労働基本権侵害を批判した。また、かねてからスト権の立法構想を検討していた公務員共闘は「公務員労働法に関する立法構想」を発表し、立法闘争へのとりくみを強化する方針を打ち出した。公労協ではすでに立法構想を提起しており、これで官公労働者の立法構想が出そろったことになる。一方、経営側の動向としては日経連が公務員にスト権を与えてもいいかの如き見解を出し、その真意はともかく、注目を集めた。

一、第二臨調の基本答申以後国鉄当局は「職場規律の確立」等を掲げ、労務管理体制を強めている。臨調答申と閣議決定の緊急改善策は国鉄当局によってつぎつぎと実施に移されており、「マル生」中止後築かれてきた国鉄労使関係は全面的な再編攻撃の対象となっている。現場協議制の破棄、組合活動の抑制、慣行否認、議員兼職の禁止等々は国鉄労使、とりわけ国労との間に対立・緊張関係を生

み出している。そしてこのような動向は「国鉄再建管理委員会」の発足により今後さらに強まるものと思われる。

一、ＭＥ（マイクロエレクトロニクス）があらゆる産業分野に広がり、「ＭＥ革命」と称される事態が生じ、労働現場に与える影響が重視されるとともに、雇用不安を引きおこしつつある。ＭＥ化の進展がさらに予測されるなかで、労働側からの対応策が真剣に検討されつつある。

一、パート時代といわれるほどパートタイム労働者が増大しており、とりわけ婦人パートタイマーの問題は社会問題になりつつある。労働条件の格差、未組織といったパート労働の問題は社外工、派遣労働者など増大する不安定雇用労働者の問題とともにきわめて重要な労働運動の課題となっている。

## 1　スト権奪還闘争

一九八二年五月八日に出された公労委の仲裁裁定について政府は使用者当局にその受諾および実施を許さず、五月一八日第九六国会に議決案件として付託した。しかしながら、九四日間の大幅な会期延長をおこなったにもかかわらず、仲裁裁定実施に関する議案は議決されなかった。一九五八年以降すべての年において公企体労働者の賃金は仲裁裁定によって決定されてきているが、ごく少数の例外をのぞき裁定後一カ月以内に実施する決定がおこなわれてきた。

総評と公労協各組合は右仲裁不実施について八月二四日ＩＬＯに提訴した（なお、同盟系の全官公の三組合も同時提訴）。提訴の理由は「スト権の代償である公労委の仲裁裁定について政府が実施の努力を放棄し、国会に付議し、完全かつ迅速に実施しないのはＩＬＯの確立された原則に反する」というものである。

ＩＬＯ結社の自由委員会は右提訴について組合側の主張をほぼ全面的に採り入れた報告（第二一八次報告一一五一号事件）を一一月二六日理事会に提出し、理事会は右報告を承認・採択した。報告のうち委員会の「勧告」部分は次のとおりである。

**仲裁裁定不実施・人事院勧告凍結とＩＬＯ提訴**

【ＩＬＯ結社の自由委員会勧告（部分）】

三六一、これらの事情の下で、委員会は、理事会に対して、この報告、特に以下に述べる結論を承認するよう勧告する。

（a）委員会は、不可欠な業務又は公務においてストライキが禁止される場合には、このような制限は、適切、公平かつ迅速な調停及び仲裁の手段によって代償されるべきであり、裁定は、あらゆる場合において両当事者を拘束するものであり、かつ、裁定が一旦下されたときには完全かつ迅速に実施されるべきであるとともに、立法機関に対する予算上の権限の留保が、強制仲裁裁判所が行った裁定の条件の履行を阻害する効果を持つべきではないという原則に本委員会の付している重要性について、政府の注意を喚起する。

（b）委員会は、政府が述べたように臨時国会が近日中に開催され、上記の原則に妥当な考慮を払いつつ、この問題に関する決定が行われるようにとの希望を表明する。

（c）委員会は、政府に対し、この問題における今後の進展について引き続き通報するよう要請する。

一方、人事院勧告については、政府が九月二四日の閣議で人事院勧告凍結を閣議決定したことにたいし、総評と公務員共闘は一〇月一二日にILOに提訴した（同盟の全官公は一〇月八日提訴）。

右提訴についてILO理事会は一九八三年三月四日、ILO結社の自由委員会報告（第二二二次報告一一六五号事件）を承認した。結社の自由委員会報告は日本政府のとった人勧凍結の措置にたいし、明白に非とする判断を示している。一九八二年一一月の前掲の仲裁裁定不実施に関するILO結社の自由委員会報告につづいて、政府による労働基本権侵害は国際的批判を受けることとなったわけである。（委員会の「勧告」は本年鑑特集「人事院勧告凍結問題」を参照）

## 公務員共闘のスト権立法構想

総評と公務員共闘会議は一九八三年六月「公務員労働法に関する立法構想」を発表した。

この立法構想は、八〇年代における労働基本権奪還闘争をめぐるあらたな情勢に対応し、たたかいの具体的・現実的な発展を期してとりまとめられたものであり、すでに発表されている公労協のスト権立法構想とあわせると、国家公務員、地方公務員、公共企業体職員の全部について労働側からの立法構想が出そろったことになる。

立法構想の内容は、①適用範囲、②団結権、③団体交渉権・協約締結権、④争議権の承認とその制約の限界、⑤争議行為の調整、⑥人事院・人事委員会・公平委員会の再編成、⑦労働基準法等の全面適用――からなっている。

④と⑤の部分はつぎのとおりである。

【公務員共闘「公務員労働法に関する立法構想」（部分）】

四、争議権の承認とその制約の限界

(1) 国公法、地公法および地公労法の争議行為禁止に関する規定を削除し、労組法一条二項（刑事免責）および八条（民事免責）の規定を適用する。

(2) 争議行為の予告（労調法三七条）、緊急調整制度（三五条の二）、安全保持施設に関する規定（三六条）など、労調法の争議行為制限の規定を適用する。ただし、これらの規定の適用に際しては、公務部門は公益事業に含まれるものとする。

(3) 業務の停廃が国民、住民の生命、安全、衛生その他日常生活に対して回復すべからざる重大な支障をもたらす場合は、まず、当局側の責任において最善の措置を講ずべきである。しかし、その措置が十分に講じえない場合には、その必要最小限度の範囲内で保安要員の提供を法律上義務づけるものとする。なお、保安要員に関する協定不成立の場合には、公務労働委員会による仲裁によって決定する方法が考えられる。

五、争議行為の調整

(1) 争議の調整は公務労働委員会の権限とする。

(2) 争議の調整に関しても、公務部門を公益事業に含ませることとする。

(3) あっせん、調停、仲裁手続については労調法を適用する。したがって、公務労働委員会による職権あっせん（労調法一一条）、公益事業の場合の強制調停（一八条）も認められる。

(4) 調停前置主義については、次のような考え方がある。

A 争議行為に先立つ調停前置主義を設けるものとする。ただし、この場合には、労調法上の予告制度は不要なものとする。なお、調停前置主義をとるときは、事件の争点、団体交渉の経緯等につき、公務労働委員会の中に実情調査委員会を設け、実情を公表する制度を採用することも考えられる。

B 予告制度と調停前置主義を併用し、予告期間の一〇日を過ぎればストライキを開始しうるものとする。したがって、調停期間も一〇日を過ぎれば消滅することとなる。

C 調停前置主義は争議権に対する過剰な干渉としてこれを認めない。

(5) 緊急調整制度については現行法を適用することとする。ただし、緊急調整制度の中に強制仲裁制度を導入することも考えられる。この場合に

は、仲裁裁定について労使間協定と同様に、議会にこれを尊重すべき旨の規定を設けることとする。

## 2　臨調答申後の国鉄労使関係

**国鉄当局の労務政策の変更**　昨年来「職場規律の確立」「管理体制の強化」をめざす国鉄当局の労務管理体制が強められ、国鉄労働者にたいするさまざまな攻撃が加えられている。

このような攻撃の背景にあるのが国鉄再建合理化、分割・民営を打ち出した第二臨調にあることは周知のとおりである。

第二臨調第四部会報告（一九八二年五月一七日）および第二臨調基本答申（一九八二年七月三〇日）は、国鉄の経営形態について、現行の公社制度を改め、分割・民営論を打ち出す一方、新形態移行までの間に緊急にとるべき措置として、①職場規律の確立（ヤミ協定および悪慣行の是正、現場協議制度の改変、人事管理の強化等）、②新規採用の原則停止等要員合理化、③乗車証制度の見直し、④期末手当等の抑制、⑤兼職議員の禁止等々の一一項目を提言した。

右答申を受けた政府は一九八二年九月二四日の閣議において、右一一項目とほぼ同じ内容の九項目の緊急改善策を決定した。

国鉄当局はこのような臨調、政府の決定にそって昨年来具体的に述べることとする。

**現場協議**　地方調停委員会での調停作業を踏まえた公労委仲裁委員会の勧告（一九六七年一二月）を労使が受諾した結果、一九六八年三月に締結された「現場協議に関する協約」にもとづいて、国鉄においては職場段階（車掌区・機関区・駅等）における交渉がおこなわれてきた。

「当該現場の労働条件に関する事項であって、当該現場でなければ解決し難いもの及び当該現場で協議することが適当なものについて協議する」ことを定めたこの協約は、組合の職場分会組織と国鉄の現場当局の現場交渉のルールを確立し、現場段階の労使関係を規律するきわめて重要なものであり、組合側からすれば、反合闘争を職場でたたかい、職場分会の団結を強化するうえでの重要な権利であった。また、現場交渉を通じて職場における労使慣行を形成し、現場協定をかちとるなどの成果をあげてきた。

臨調基本答申は、「現場協議制度は本来の趣旨にのっとった制度にあらためる」と提言していたが、国鉄当局は一九八二年七月一九日、国労、動労など関係組合に協約の改訂を申し入れた。改訂案の内容は、従来の現場協議を改め、現場協議委員会を設置するものとし、制度の目的を、①業務の正常なる運営、②正常で平和的な労使関係の維持、③国鉄業務の公共性、特殊性に鑑み、現業機関における労働条件に関して生じた団体的紛争の迅速かつ実情に即した処

理、としており、また「協議」は「審議」に変わり、対象事項や回数を限定するなど、従来の協約とはいちじるしく性格の異なったものとなっている。改訂案の提案にあたって、国鉄当局は一九八三年一一月三〇日をもって期間満了となる従来の協約については再締結する考えがないことを表明した。

国労は右改訂を協約の実質上破棄通告にほかならないと強く反発、団体交渉を重ねるとともに公労委の調停にも持ちこんだが、国鉄当局が提案を変更せず、一二月一日以降無協約となった（全動労も同様）。一方、動労、鉄労、全施労は一一月三〇日当局の改定案を大筋でのんで解決した。

### 組合活動の抑制

基本答申は「違法行為に対しての厳正な処分、昇給昇格管理の厳正な運用、職務専念義務の徹底等人事管理の強化を図る」と提言したが、リボン・ワッペン着用にたいする攻撃、ビラ貼り・立て看板・横断幕の一方的撤去等々組合活動にかかわる権利にたいする介入・干渉が各地で起こり、紛争を生じさせている。

### 活動家にたいする免職処分

職場の活動家にたいする免職処分が八二年から八三年にかけて国労関係で相次いで出ている。甲府駅（分会組織部長、一九八二・八・一五）、帯広駅（分会員二人、一九八二・一二・一三）、福島駅（分会青年部書記長、一九八二・一二・二三）、直方貨車区・気動車区（支部書記長と執行委員、一九八二・一二・二七）、喜多方駅（分会員、一九八二・四・二五）、松山電気支区（支部書記長、一九八三・五・三一）など免職処分がなされ、解雇無効の裁判闘争がおこなわれている（一部準備中）。処分理由は職場の組合活動や現場管理者とのトラブルなどにからむもので、国鉄当局が現在推進している「職場規律の確立」「管理体制の強化」の方針にそって免職処分がおこなわれたものと思われる。

### 勤務時間内洗身（入浴）

国鉄当局はこれまで慣行としておこなわれてきた汚染職場等の勤務時間内入浴について「悪慣行」として認めない方針を打ち出し、これに反対して慣行を守ろうとする組合側との間でトラブルが生じている。ことに、国労東京地本、国労門司地本に国鉄当局の攻撃が集中し、賃金カット、懲戒処分等がおこなわれた。

### 運転検査旅費の返還問題

一九八二年一月マスコミによって「全国一九の機関区・運転区の検査助役、検査長、検査係に、実際の運転検査をやらないのに旅費が支払われている。これ明らかに〝ヤミ〟手当である」との報道がなされるや、当局は二月以降の支払いを凍結するとともに、関係個人にたいし返還を求めてきた。国労および全動労は団体交渉による解決を要求したが国鉄当局は交渉による解決に応じないため、両組合の組合員は返還を拒否した。

当局は、一九八二年八月以降返還請求訴訟を提起したため、現在全国一四の地方裁判所で返還義務の有無をめぐって争われており、組合側は旅費は検査長または検査係に長年にわたって実際の運転検査の有無にかかわらず支払われてきた職務手当であり、国鉄当局もそのことは承知していると主張している。

### 兼職議員の禁止

当局は臨調答申と自由民主党の圧力にそって一九八二年七月突如として国鉄職員の地方議会議員との兼職をいっさい禁止するとの方針を打ち出し、一九八二年一

一月一日以降議員に当選した職員についてはいっさい兼職を承認しない措置をとった。右期日以降の市（区）町村議会議員の選挙に立候補を予定した者は、立候補をあきらめるか、当選の際には当局から失職扱いをされるのを覚悟して立候補に踏み切るか、さらにはみずから国鉄を退職するか、深刻な選択を迫られることとなった。

この議員兼職禁止措置は国鉄労働者の地方議会への進出に大きな打撃を与え、一九八三年四月の統一地方選の改選前五三二人いた兼職議員が一四三人に激減した。

右議員兼職禁止にたいしては当選議員となった国労、動労の組合員から当局の兼職不承認は違法であり、雇用契約上の地位確認を求める訴訟が各地で提起されており、裁判所の判断が注目される。

さらに、今後の国鉄の労使関係にとって見逃せないのは、一九八三年六月一〇日に発足した「国鉄再建監理委員会」（委員長亀井正夫）の役割である。

同委員会は一九八三年五月に成立した「国鉄再建監理委員会設置法」（日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法）により設けられたものであるが、委員会は、①効率的な経営形態の確立、②長期債務に関する事項について企画・審議・決定し、内閣総理大臣に意見を述べる、また事業運営改善のため緊急措置について内閣総理大臣に意見を述べる権限を有し、内閣総理大臣は意見を尊重しなければならないとされている。

### 国鉄再建監理委員会

委員会は、このような強力な権限のもとで、二年後の八五年には分割・民営化について結論を出すとしている。

管理委員会が今後具体的にどのような対策を立て、国鉄当局にその実施を迫ってくるかは予断を許さないところであるが、臨調答申を前後して国鉄労働者、関係労働組合に加えられてきた攻撃、とりわけ職場規律の確立等を柱に強化されている労務管理体制はいっそう強まるのではないかと思われる。

## 3　ME革命下の権利問題

ME（マイクロエレクトロニクス）化の進展にともなう労働運動の課題が大きな関心を呼びおこしている。ME技術の進歩とその応用の広がりは、「ME革命」「第三次産業革命」等と称されるように、全産業分野に及びつつあり、今後その進展はますますいちじるしいものとなることは必至である。ME化の進展は労働の性質・内容を変化させるかたちで労働現場にさまざまを影響を与えるとともに労働者の雇用不安を引きおこしつつある。今後ME化がさらにすすむにつれて、雇用への影響、不安定雇用労働者の増大、配転・出向、教育訓練、労働時間、労災・職業病等々さまざまな権利にかかわる問題が惹起されることになると思われ、MEが導入されている職場においては新しい職業病、労災事故などすでに具体的な問題が発生しており、その対応が権利闘争の大きな課題となっている。

このような状況を反映して昨年から今年にかけて、ME下の労働問題は行政、使用者団体、各種調査機関、労働組合の強い関心を集め、実態調査や対策等について数多くの報告や提言がなされてい

る。

労働組合側から出されている報告のなかから、総評と電機労連の報告を紹介し、社会的反響を呼んだ日産労使の「ロボット協定」をとりあげよう。

**総評の方針**　総評は一九八二年八月、マイクロコンピューター調査委員会がまとめた「技術革新と労組」と題する第一次報告書を発表した。

同委員会は、マイコンを中心に急速にすすむ技術革新への対応を確立するため一九八一年一一月に設けられたもので、第一次報告書はいわばその序論にあたり、近い将来に大量解雇、不安定労働者の増大、労働条件の変化、あらたな職業病の発生などが予測されると警告し、労組が重要課題としてこの問題にとりくみ、対策を強化するよう求めている。報告書のなかから、「労働条件におけるいくつかの問題」と題する項目の内容を紹介する。

【「技術革新と労組」中「労働条件におけるいくつかの問題」】

企業内の生産や労働の変化が、単に技術決定論では解けない多様性を持っている。当然、労働条件の問題もそれに対応して多様な展開を示している。しかし、マイコン化による影響は、ある共通の問題状況の枠組みを示していることも無視できない。

一つは（Aタイプ）技術の変化に対応して企業内労働力の構造を変化させ、対応させてきた企業または業種だ。もう一つは（Bタイプ）技術の変化に企業内労働力の構造変化が後追い的であったものだ。Aタイプは多能工化や配置転換をきわめて効率的に実施している。教育訓練は徹底的に実施され、全社が学習フィーバーの感を呈している。そこで、仕事や能力向上に積極性を欠いている労働者は特殊グループとして囲い込まれている。他方、Bタイプは部門間配分や技能転換が遅れるために、旧型職場と新型職場が同時存在しているタイプだ。このことは労働条件の内容や、要求する意識にも現われている。旧型職場の労働条件意識と新しい職場、または仕事に対応した労働条件意識は自ずから異なってきている。このような労働条件要求の重層性は、これまでの事務と現場の差だけの問題ではなく、ブルーカラーの職場の内部にこの重層性が形成されてきている。このような状況から、労働組合は労働条件を要求し、交渉する際に多面的な対応をせざるを得ない。

安全衛生　今日マイコン機器の導入された職場では、コンピュータ病ともいうべき職業病がまん延しつつある。労働組合は単にロボットにとどまらず、コンピュータ病全体の実態の分析と対策を、緊急にスタートさせねばならない。各単組、単産、県評、ナショナルセンターなど、各レベルで合理化に伴う安全衛生のガイドブックとチェックリストが作成されるべきだ。

企業内教育　今日支配的な能力主義管理の根本は、能力開発と教育機会の確保にこそあり、昇進テンポや昇給を査定する基準となっている。したがって組合は、教育機会・技術教育の内容・実施条件に介入し、組合の意見を経営者にのませる必要がある。

多能工化について　多能工は終身雇用慣行における技能形成として、類似の仕事グループの内部を通って、高技能化していく固定的、段階的なものであった。これがマイコン化による職場と労働の変化の下で技能の昇進コースがばらばらになり、多能工化の内容が大きく変化している。

経営が新しい労働力管理システムを定着させようとしているのに、労働組合はこれを無視できない。労働者全体の公平性を実現するという視点から、何らかの歯止めが必要である。

事前協議制の充実　事前協議性といっても、単組レベルで限定される限り、その内実は事前協力制になりかねない。したがって、事前協議制の運営はどうしても協議の基準、判断の基になる考え方を企業別組合の枠を越えて設定する以外ない。経営から企業別組合に提起される新技術が、これらの産業別に設定された労働諸条件のミニマム水準を否定するものであれば、組合は事前協議制を通して導入反対の姿勢をとる必要がある。

**電機労連の方針**　電機労連は一九八二年七月「マイクロエレクトロニクス革命と産業政策」を発表した。

内容は、①電気産業の構造変化と第三次産業政策、②電気産業の国際化をめぐる課題と政策、③先端技術開発と産業構造の高度化、④マイクロエレクトロニクス革命下の雇用・産業政策、⑤中小企業対策の課題と政策、⑥雇用の安定をめぐる課題と政策、から構成される長文のものであるが、④の一部である「マイクロエレクトロニクス革命に対する我々の政策」の部分からその内容を紹介する。

【マイクロエレクトロニクス革命に対する我々の政策】（部分）

(2)　マイクロエレクトロニクス化への対応原則

①マイクロエレクトロニクス機器（ロボット、自動化・省力化機器、NC工作機など）の導入については事前協議の徹底を制度として確立し、労働組合との協議が整わないものはその導入を認めない。

②導入に当っては雇用・労働条件に不利を伴わないようにする。とりわけ具体的人員整理が伴なうような雇用への直接的影響がある場合はこれを認めない。

③労働安全面については、充分な配慮をはらわせ、導入後も定期的に労働組合としてチェックを実施する。

(3)　具体的課題に対する指針

マイクロエレクトロニクス機器導入に際しての具体的課題については以下の八つの指針にそって取り組むこととにする。但し、以下の八つの指針は我々の考え方を示したものにとどまり、より具体的なマニュアル、チェック・リスト等については、さらに調査検討のうえ策定をはかる。

①マイクロエレクトロニクス機器導入の成果の配分

マイクロエレクトロニクス機器の導入は多くの生産性向上をもたらすのであるから、その成果をワークシェアリング(仕事の分ち合い)の観点から労働時間の短縮など労働条件の向上に振りむけるべく取り組みを強める。

②配転・職種転換、職場開発

配転、職種転換など労働力の移動は雇用への影響を緩和する機能を果すので、次の点に留意しながら進める必要がある。

㈠中期的な展望に立った雇用再配置計画を提示を求め、協議する。

㈡本人の意思の尊重を基本に、本人、労働組合、会社の三者の協議を深める。

㈢新たな職場開発をすすめる。

③技術・技能転換と教育・訓練の充実

労働力の移動をスムースに進め、雇用への影響を緩和するためには労働者の教育・訓練は不可欠の課題で、これを強力に推進・充実する必要がある。

㈠技術・技能転換を可能とするような教育・訓練を企業の責任に於て実施させる。

㈡技術の進歩に充分適応するために労働力のリフレッシュ対策の充実とリカレント・エディケーションの導入を考慮し、必要な有給休暇制度の確立をめざす。

④不適応対策

配転、職種転換に伴う教育訓練の過程で遅れが生じても適応した仕事を配慮する。

⑤安全・職業病対策

新技術と新機械装置の導入により、新たな労働災害・職業病の発生を防止するため、安全・職業病対策に新しい視点で計画段階、オペレーティング過程両面からのチェックと取り組みを強化する。

⑥中高年・女子労働者対策

㈠中高年労働者については不適応等の問題が発生しやすいので、転勤、出向、配転や転換教育のカリキュラム等に充分配慮する。

㈡女子労働者はとくに影響を受け易いので、充分な配慮をはらいつつ技術、技能の向上をはからせる。

⑦　交替制勤務

マイクロエレクトロニクス化に伴う交替制勤務の導入が予想されるので具体的には「別途合理化対策指針」に基き対処する。

⑧技術・システムに対するチェック体制の強化

マイクロエレクトロニクス化に伴う事前協議に当っては、雇用・労働作業環境、安全性等の視点から技術・システムに対するチェック機能が重要であり、労働組合としてその体制を確立する。

**日産労使の「ロボット協定」**　日産自動車と全日産自動車労働組合は一九八三年三月一日、産業用ロボット、FA（ファクトリーオートメーション）など先端技術を使った機器の導入に関し覚書を締結し、大きな反響を呼んだが、今後追随する大企業労使が出てくることが予想される。（覚書の内容は本年鑑Ⅱ―Ⅴ「合理化反対闘争」参照）

## 4　パート労働をめぐって

パート労働者が増大するなかで、パート労働者の労働条件、パート労働者の組織化といった問題が強い関心を起こしており、労働組合側のとりくみも強まりつつある。一方、労働省でも実態調査等をおこない、対策を打ち出した。また、パート労働者自身のなかからも、労働条件改善、差別賃金解消を求める声が強まってきている。

パート時代を迎えて、パート労働者の権利問題は臨時工、対外工、派遣労働者などその他の不安定雇用労働者の問題とあわせてきわめて重要な労働運動の課題となりつつある。

**労働省パートタイマープロジェクトチームの報告**　労働省のパートタイマーに関するプロジェクトチームは一九八三年六月四日「パートタイム労働対策について」と題する提言をまとめた。同省では、今後中小企業の経営者団体、労組などの意見を聞き、法的整備など政策面での実行を急ぐことにしている。

提言の内容は、①パートタイム労働者の現状と今後の動向、②労使の動向及び国会における論議、③諸外国のパートタイム労働、④パートタイム労働対策の方向、であるが、「パートタイム労働対策の方向」の概要はつぎのような点を指摘している。

【「パートタイム労働対策について」のうち「パートタイム労働対策の方向（要旨）】

1　労働条件の明確化

(1)　使用者は、労働基準法の定めるところによりパートタイム労働者（一日、一週間又は一カ月において当該事業場における正規の労働時間に満たない労働時間の労働に従事することを常態とする労働者をいう。以下同じ。）に適用される就業規則の作成又は変更をするときは、所定の手続きに加えて、当該事業場に、パートタイム労働者の過半数を構成員とする労働組合がある場合においてはその労働組合、パートタイム労働者の過半数を代表する者の意見を聴くことが望ましい。

(2)　使用者は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、当該パートタイム労働者に対して、雇用期間、賃金、労働時間その他の労働条件を明らかにした文書（雇入通知書）を交付するように努めるものとする。ただし、労働契約の締結を文書で行い又は就業規則を交付することにより当該労働条件で明らかにされている場合は、この限りではない。

なお、雇入通知書の交付を法制化する場合は、始業及び終業の時刻を当該文書に明記することとしたときには、就業規則において始業及び就業の時刻を定めることを要しないこととすることが望ましい。

2　労働条件

(1)　超過勤務

使用者は、一日及び一週間において、同種の業務に従事するフルタイム労働者の正規の労働時間数を超えて、パートタイム労働者について労働時間を延長し、又は休日に労働させないように努めるものとする。

なお、本措置を法制化する場合は、時間外、休日労働の手続き等につ

いても定めることが望ましい。

(2)　年次有給休暇

週の所定労働日数が五日以上であるパートタイム労働者については労働基準法所定の年次有給休暇を付与しなければならず、また、週の所定労働日数が四日の者についても同様の取扱いをすることが望ましい。

なお、パートタイム労働者に付与する年次有給休暇について法的整備を図る場合は、原則としてパートタイム労働者の所定労働日数（又は一定期間の所定労働時間数）に対応して付与する方式が合理的である。

3　フルタイム労働者及びパートタイム労働者相互間の転換の促進

事業主は、フルタイム労働者を雇い入れようとするときは現に雇用する同様の業務に従事するパートタイム労働者であってフルタイム労働者として雇用されることを希望するものを、パート労働者を雇い入れようとするときは現に雇用するフルタイム労働者であってパートタイム労働者として雇用されることを希望するものを、それぞれ優先的に雇い入れることが望ましい。

4　職業紹介等（略）

## 同盟のパート労働者組織化方針

同盟のパートタイマー対策小委員会は一九八二年八月七日、「パートを未組織のまゝ放置することは労組の形骸化、空洞化につながりかねない」とパート組織化の必要を強調した報告書を発表した。

報告書は、社員化を希望しながら企業がパート扱いを強制している「非自発的パートタイマー」と、労働者自身がパート労働を希望している「自発的パートタイマー」に分け、それぞれの対応方針を提起している。

報告書は、パートタイマーの進出を放置すれば、すでに一部の中小企業でみられるように、パートタイマーが従業員（一般労働者）を追い出してしまうような事態になりかねず、また労組員でないパートタイマーが労働の重要な部分を担うことになれば、労組の影響力は低下、労組の空洞化につながるとし

このため従業員（一般労働者）だけを組合員とする従来の組合規約を改め、パートタイマー労働者も含めた組織に切り替える必要があるとしている。また非自発的パートタイマーについては、低賃金、雇用調整など企業の労務政策がもっとも強くしわ寄せされていると指摘し、組合員として組織化するとともに、企業にたいして従業員化を要請、さらに今後非自発的パートの雇用を防止することが必要だとしている。

## パートタイマー賃金差別訴訟

名古屋にある新白砂株式会社（オーディオ製品の製造販売を目的とする輸出専門メーカー、資本金九〇〇〇万円、従業員三九七人）を相手に婦人パート労働者一〇人（パートタイマーは六十余人）が一九八三年五月一一日、同一労働、同一賃金の原則を根拠に正社員との差別賃金の差額支払いを求める訴訟を名古屋地方裁判所に提起した。

すでに多くの実態調査が明らかにしているように、婦人労働者の四人に一人はパート、しかも差別賃金が常態化している今日のパート労働者の実情のなかで、正社員との差別賃金を違法として正社員との差額賃金二年分の支払いを求めた本件訴訟は全国で初めてであり、反響を呼んだ。

【参考資料】(1)『週刊労働ニュース』、(2)『国鉄新聞』、(3)『総評新聞』、(4)「労働基本権確立のために——公務員労働法の立法構想」、(5)『国労法対時報』、(6)『国鉄労働組合の歩み』、(7)『パートタイム労働対策について』、(8)『マイクロエレクトロニクス革命と産業政策』

# VII 公害反対闘争

概要□概況――臨調最終答申にたいするたたかい――臨調最終答申と公害・環境行政／公害健康被害補償制度の見直し／臨調にたいする被害者のたたかい／環境週間・全国公害被害者総行動デー――食品公害カネミ油症闘争――控訴審が結審／カネミ全国支援会議の結成／食品添加物の規制緩和／薬害スモン闘争――全面解決へあと一歩／スモン・公害センターの設立／日本ケミファ事件／水質汚染公害闘争――合成洗剤追放全国集会／多摩川の清流をとりもどすたたかい／瀬戸内沿岸住民集会／水俣病闘争と日本環境会議――日弁連の調査報告書／日本環境会議と「水俣宣言」／空港・新幹線公害闘争――大阪空港公害訴訟／名古屋新幹線公害訴訟／厚木基地公害訴訟判決／原発反対闘争――原発反対闘争の位置づけ／平戸第二核燃料再処理工場設置反対闘争／伊方原発公開ヒアリング阻止闘争

## 概要

一、「環境白書」は、環境の現状について、「全般的には改善を示してきている」としているが、公害・環境破壊の現状は、依然として深刻である。とりわけ、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などによる大気汚染公害、騒音公害、水質汚染公害、土壌汚染公害など被害が増大し、水俣病などの被害者救済はすすんでいない。

一、これにたいし、公害・環境行政は、環境アセスメント法案の骨抜き化と国会審議たな上げ、公害健康被害補償法の見直しなど、後退につぐ後退をかさねている。

一、臨調最終答申のなかでは、公害健康被害補償法の見直しなど、公害・環境行政に重大な関連をもつ部分があり、公害対策切り捨てのうごきに拍車をかけている。この答申が出されるまで、公害被害者による臨調や経団連にたいするたたかいがとりくまれ、それが一定の成果をおさめた。

一、環境週間・第八回全国公害被害者総行動デーは、「公害根絶と平和を求めて」をメインテーマにしておこなわれた。公害根絶のほか最大の環境破壊である戦争を絶滅することも被害者の共通の願いとなった。また、臨調と公害問題とのかかわりも浮き彫りにされた。

一、食品公害カネミ闘争では、カネミ油症第一陣控訴審が福岡高裁で一九八三年三月に結審し、国の加害責任を明確にさせるたたかいがおこなわれている。総評、公害弁連などにより、カネミ闘争支援の「カネミ全国支援会議」が一九八三年一月に結成され、そのもとで厚生省や福岡高裁にたいする要請署名運動や交渉などがなされている。また、食生活の安全に重大なかかわりをもつ食品添加物の規制緩和が厚生省によってなされたが、消費者団体を中心に、反対運動が組織されている。

一、薬害スモン闘争では、スモン訴訟は、全原告の九三%が和解により解決し、全面解決まであと一歩のところにきている。

一、薬害問題では、「日本ケミファ」がねつ造データで新薬の製造承認申請をしていたことが明るみに出て、社会問題となった。薬害スモン事件の教訓がいまだに生かされていないことも明らかになった。

一、水質汚染公害闘争では、きれいな水といのちを守る合成洗剤追放運動が広がっている。これは、たんに合成洗剤を追放するというだけでなく、すべての生態系・環境を守るという運動に発展してきた。多摩川の清流をとりもどすたたかいや瀬戸内の環境を守るたたかいなど、各地で水質汚染公害とたたかう運動が広がっている。

一、水俣病問題はいっこうに解決されていない。「水俣病問題の解決なくしては、日本の環境問題の解決も前進もありえない」（第四回日本環境会議・水俣宣言）と指摘されながら、解決は行き詰まりをみせている。その最大の理由は行政の姿勢にある。日弁連は、水俣病の被害、環境破壊の現状と問題点を明らかにし、提言をおこなうため、一九八二年一〇月、「水俣よみがえれ」と題する水俣病実態調査報告書を発表した。第四回日本環境会議は、一九八三年四月に水俣病問題を中心テーマにして、地元水俣市で開催され、「被害者の即時全面救済」を強く訴えた「水俣宣言」を採択し、八項目にわたる具体的な提言をした。

一、大阪空港公害訴訟は、一九八一年の最高裁判決を受けて、一九八三年五月から、大阪地裁において、和解交渉に入った。「午後九時以降の飛行禁止」を和解条項に明文化するかどうかが最大の焦点になっているが、この大型裁判は全面解決へ向け一歩を踏み出した。

一、名古屋新幹線公害訴訟は控訴審で審理が順調にすすんでいるが、その現場検証の当日、国労、動労が原告団の要請を受けて減速闘争をしたことにたいし、国鉄当局は組合員を処分した。これにたいし、国労や原告団、住民などから抗議が広がっている。

一、米軍機と自衛隊機による騒音に苦しむ住民が提起した厚木基地公害訴訟の判決が、一九八二年一〇月言い渡されたが、横田基地公害訴訟判決、大阪空港公害訴訟最高裁判決と同様、損害賠償は認めたものの、夜間飛行の差し止め請求は却下した。

一、原発反対闘争では、総評などにより、一九八二年一〇月、闘争の位置づけや当面の方針が決定された。平戸第二核燃料再処理工場設置反対闘争では、長崎県平戸市において、工場反対の運動が急速に盛り上がり、工場設置計画は白紙撤回となった。また、伊方原発増設では公開ヒアリング阻止闘争が展開された。

# 1 概況

## 環境白書による「環境の現状」

環境庁編集にかかる一九八三年度版「環境白書」は、「環境の現状」について、「環境の状況は、一時期の危機的状況からは一応脱することができ、全般的には改善を示してきている」と述べている。これは、ここ数年の白書の記述の仕方と同様であり、環境行政の「業績」を強調しようとしたものとみられる。しかし、公害・環境破壊の実感からみれば、「全般的には改善を示してきている」という表現にたいしては批判が強い。

もっとも、白書も、右記述につづいて、「しかしながら、改善の進まない分野が残されており、特に人口や産業の集中した大都市地域に多い」と述べ、改善のすすまない分野が残っていることは認めている。すなわち「公害の発生源や発生形態をみると、経済社会諸活動の拡大・変化を背景に、工場、事業場に起因するものに加え、家庭生活等に起因するものが問題となっており、自動車交通公害、あるいは生活排水や産業排水が流れ込む湖沼、内海、内湾等の閉鎖性水域の水質の汚濁などの緊急に対策を要する問題も生じており、多角的な取組が必要となっている」とし、「自然環境についても、……居住地周辺の緑地や自然の水際線などが減少しており、自然の浄化作用や環境の快適性が損なわれてきている」とつづける。また「地球的規模での環境問題」の状況についても、「二酸化炭素濃度の上昇等の大気の変化、海洋の汚染等が一層深刻となって」おり、「森林の減少や砂漠化も広がって」いるとしている。深刻な公害・環境破壊が進行してることを消極的ながらも認めている。

## 公害・環境破壊の深刻な実態

「改善」を示しているといわれる大気汚染についても、大気中の二酸化硫黄の濃度は減少傾向にあるとはいえ、工場や自動車を発生源とする二酸化窒素の濃度は、ここ一〇年くらい、おおむね横ばいであり、いっこうに改善のきざしがないばかりか、名古屋市、川崎市などは悪化する傾向を示している。また、主に自動車排出ガスによるといわれる大気中の一酸化炭素の濃度は、ここ一、二年横ばいである。人の健康におよぼす影響の大きい浮遊粒子状物質の環境基準達成率は、一九八一年度で三八・一%と、依然として低い水準にある。降下ばいじんも、おおむね横ばいで推移し改善をみない。

この大気汚染により公害病認定患者数も年々ふえつづけている。一九八二年一二月末現在で八万五五八一人となっており、前年に比べ三〇〇〇人余り増えた。

騒音公害は、公害に関する苦情のうちでもっとも件数の多いものであり、最近は、近隣騒音公害も社会問題化している。自動車交通騒音は、環境基準を達成しているのは、全国の約三七〇〇カ所の調査地点全体のわずか一七・二%にすぎず、しかも住宅地区では前年に比べ悪化しており、航空機、新幹線などの運行による騒音公害と並んで、被害はいっそう深刻化している。

水質汚染では、とくに東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などの閉鎖性水域においては、依然として有機物による汚濁や富栄養化など多くの

問題をかかえている。

土壌汚染についても、有害重金属による汚染地域は、一九八一年度末現在で、カドミウム八八地域六〇六〇*ha*、銅三七地域一三六〇*ha*、ヒ素一三地域四〇〇*ha*、合計一二四地域六六一〇*ha*（重複地域をのぞく）で、前年度より微増している。人体や農作物に有害な重金属による土壌汚染の改善はいっこうにすすまない。

また、水俣病、食品公害、薬品公害などについても、被害者の救済が遅れるなど問題は残されたままになっている。

**公害・環境行政の後退**　この数年間、公害・環境行政は、後退につぐ後退をかさねてきた。最近でも、環境アセスメント法案の骨抜き化と国会審議たな上げ、公害健康被害補償法の見直し着手、水俣病などの被害者救済の遅れ、地方公共団体の公害関係部局の縮小化など、行政の後退はますます顕著になってきている。

とりわけ、環境アセスメント法案については、一九七六年以降毎年流産を繰り返してきたが、一九八一年には、対象事業から発電所を除外して特定の公共事業のみを対象とする骨抜き法案としたばかりか、一九八三年四月には、経団連など産業界の立法化反対の圧力に屈して同法案の国会審議を見送り、たな上げとなった。

また、最近クローズアップされているのは、公害健康被害補償法の見直し問題である。経団連をはじめとする産業界は、同法については施行直後から見直しを主張して、環境庁などにたいし強い働きかけをするとともに、パンフレットを数回も発行して見直しキャンペーンをはってきた。環境庁も、数年前から、新規患者の認定制限、認定患者の障害等級の引き下げなど、運用面で認定患者を減らす動きをしてきたが、さらに、同法の見直し作業に着手するにいたった。

## 2　臨調最終答申にたいするたたかい

**臨調最終答申と公害・環境行政**　臨時行政調査会（臨調）は、一九八三年三月一四日、最終答申を政府に提出し、二年間の任期を終えて解散した。この間、五次にわたる答申を提出したが、その内容はいずれも軍拡、大企業奉仕と国民生活破壊に結びつくものと指摘された。公害・環境行政についても、大きく後退させる方向での諸提案がなされ、公害対策切り捨てのうごきに拍車をかけている。最終答申のなかの公害・環境行政に関連をもつ部分を項目的に示せば、おおむねつぎのとおりである。

【臨調最終答申中公害関連項目】

(1) 公害健康被害補償制度の見直し（この内容については後述）

(2) 製品の安全検査等の整理合理化　製品の安全検査・検定業務については、行政機関から民間の指定検査機関等に委譲し、さらに事業者の自主的検査へと移行させる。

(3) 保安検査の見直し　高圧ガス取締法及び消防法に基づく休止設備の定期保安検査の実施を免除し、その他保安検査制度の見直しを行う。

(4) 石油コンビナート等災害防止法に基づく新設等の届出事務の簡素化　右届出事務を簡素合理化し、都道府県知事に委譲する。

(5) 食品添加物の検査項目の合理化　食品添加物のうち、タール色素の

検査及びタール色素製剤の検査については、検査項目の合理化をはかる。

(6) 医薬品の検定の見直し　医薬品の検定については、指定品目の見直しを図る。

(7) 医薬品等の製造承認等の権限委譲　医薬品等の製造承認等については、有効性及び安全性に関して比較的問題のないものなどに係る権限を都道府県知事に委譲する。

(8) 環境行政機構の在り方検討　環境に関する行政機構の在り方を検討する。

(9) 公害防止事業団の業務内容の転換　公害防止事業団については、建設譲渡業務の内容の転換を図り、融資業務についても特に必要なものに限定する。

## 公害健康被害補償制度の見直し

臨調最終答申のなかでのとくに重大な問題は、公害健康被害補償制度の見直しの問題が取り上げられたことである。最終答申では、補助金等の整理合理化方策の一環として「公害健康被害補償協会交付金」をとりあげ、そこにつぎのような記述がなされた。

「公害健康被害補償制度は、民事責任を踏まえ、公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的として創設されたものであり、発足後八年余を経過したところである。大気汚染の原因者が公害発生の防除に一層努めるべきことはもちろんであるが、今後とも制度を維持しつつ科学的見地からの検討を進め、第一種指定地域の地域指定及び解除の要件の明確化を図るとともに、レセプト審査の強化等により療養の給付の適正化を進める。」

ここで対象となった交付金は、民事責任を踏まえた原因者負担の原則にもとづいて、公害による健康被害者の補償や療養にあてるべきものであるから、他の一般的な補助金、交付金と性格を異にし、本来行政改革の対象とすべき性格のものではなかった。

全国の公害患者などは、経団連などの公害健康被害補償制度の廃止をめざすさまざまなキャンペーンにこたえるかたちで最終答申に前記内容が盛り込まれたことにたいして、強い批判を加えている。

## 臨調にたいする被害者のたたかい

大気汚染による公害患者の全国的組織である「全国公害患者の会連合会」（約二万五〇〇〇世帯を結集）は、臨調が経団連の意向にそって公害対策切り捨ての検討を開始した一九八一年から、経団連や臨調にたいして、何度も抗議要請行動をもった。さらに一九八二年一二月、臨調第三部会報告素案のなかで、公害被害指定地域等の見直しの問題が取り上げられたことが新聞報道により明らかになると、約三カ月の間に、臨調との間で一七回にのぼる交渉をはじめ、ハガキ・電話・電報による要請を繰り返しおこなった。全国からは約二〇〇〇団体の署名が寄せられ、臨調や国会周辺における大量宣伝活動や国会、自治体にたいする請願行動をもった。また、臨調第三部会報告の発表される一九八三年一月には、寒風吹きすさぶなかで、全国の公害患者約六〇〇人が臨調玄関前に座り込んで抗議行動を展開した。

以上のような反対運動がおこなわれたにもかかわらず、臨調によって前記内容の答申が提出されたが、被害者団体は、この運動面の成果をつぎのように総括した。

【被害者団体の運動の成果】

(1) 最終答申には、第三部会報告にはなかった「公害健康被害補償制度

は、民事責任を踏まえたものである」旨の記載を入れさせ、しかも、「今後とも制度を維持する」旨を認めさせた。また、第三部会報告素案にあった「大気汚染が改善されている状況にある」という記載は、最終答申からは削除させた。

(2)臨調に対する闘いの輪が広がり、それがマスコミを通じて広く報道されたため、臨調の本質が国民の眼前にさらけ出された。

(3)臨調に対する運動が、補償制度見直しを推進している経団連や環境庁にも、一定の影響を与え、被害者の今後の闘いにも展望を与えるものとなった。

## 3　環境週間・第八回全国公害被害者総行動デー

### 公害根絶と平和を求めて

全国のさまざまな公害による被害者が総決起し、東京に結集して統一行動をもつ住民運動最大の「環境週間・全国公害被害者総行動デー」の第八回目は、一九八三年六月五、六の両日おこなわれた。

第一日目は、日本教育会館ホールに一五五団体、約一五〇〇人が参加して、全国公害被害者総決起集会が開催された。メインスローガンは、昨年と同様で、「公害根絶と平和を求めて」であった。公害被害者にとって、最大の環境破壊である戦争の絶滅こそは、公害根絶と同じように、共通の願いであり課題であった。記念講演では田尻宗昭東京都公害研究所次長が「今日の環境問題と住民」と題して、環境破壊の実態を具体例を引用しながらの説明で明らかにした。また、臨調と公害問題のかかわりについては、医薬品データねつ造事件の日本ケミファの労働者による内部告発、厚木基地での米軍によってもたらされた被災者の訴え、消費者団体代表者からの食品行政の現状についての発言なども加わり、問題の本質が浮き彫りにされた。

この集会の成功を支えるのに、東京の労働者の多くの力があり、公害被害者と労働者との連帯もいっそう深まった。

### 公害被害者による省庁交渉

第二日目は、東京主要駅頭での朝ビラ（二万六〇〇〇枚）、霞ケ関の官庁街を経由する昼デモ（労働者の支援も受けて二〇〇〇人が参加）の行動に支えられながら、それぞれの公害被害者団体が国の行政責任を追及して、関連の省庁責任者との間でいっせいに交渉をもった。環境庁長官交渉をはじめ二二の省庁部局交渉となった。

そのなかでも、梶木環境庁長官との交渉は官僚的な答弁に終始し、公害・環境行政を積極的にすすめようとする態度を示さず、被害者を失望させるものではあったが、かえって、公害根絶をめざす国民的な運動をいっそう大きく展開していく決意を被害者に新たにさせた。

この日、全国公害被害者総行動実行委員会は、内閣総理大臣あてに、約一五万人分の署名を提出したが、その署名の要求内容は、つぎのとおりであった。

【公害被害者対策等公害・環境行政の拡充と強化を求める要求書(前文略)】

(1)「行政改革」に便乗した公害・環境行政の後退をやめ、国民の生命と健康・環境をまもること。

(2) 指定地域解除の策動をやめ、窒素酸化物やふんじんを地域指定要件に加える等公害健康被害補償法の拡充をはかること。
(3) 国は水俣病の発生・拡大の責任をみとめるとともに、水俣病に関する新次官通達をすみやかに撤回し、被害者を早期に救済すること。
(4) 加害者の責任で、カドミウム汚染地域の復元をすみやかにおこなうこと。
(5) 騒音や振動など空港や新幹線、道路の公害について、抜本的な発生源対策をとるとともに周辺住民の静穏な生活を確保すること。
(6) 食品ならびに薬品の公害、予防接種等による被害をなくし、製造者と国の責任ですべての被害者の救済と恒久対策をすみやかに確立すること。
(7) 大規模開発を促進する「環境影響評価法案」を撤回し、真に科学的かつ住民本位の環境アセスメント法を制定すること。
(8) かけがえのない自然環境を保全し、緑の復元と緑化の推進をはかること。

## 4 食品公害カネミ油症闘争

**カネミ油症第一陣控訴審が結審**

一五年前に西日本一帯で発生した食品公害カネミ油症被害者による第一陣訴訟控訴審が、福岡高等裁判所において、一九八三年三月一一日の最終弁論期日をもって結審した。判決言渡しは一九八四年春ごろとみられている。

この訴訟の第一審判決は、カネミ油症の原因物質ＰＣＢが混入していた食用油の直接の販売企業である被告カネミ倉庫と、食品用熱媒体としてＰＣＢを製造販売した被告鐘淵化学の損害賠償責任を明確にしたものの、食品行政をになう国の責任を免除した。そこで、控訴審では、国の責任の有無がもっとも重要な争点として審理がおこなわれてきたものである。

被告鐘淵化学は、これまで三たびも敗訴判決を受けながらなおも争いつづけ、被害者を放置しており、国も行政としての被害者救済責任を果たそうとはしていない。控訴審判決は、これらの問題にどうこたえるか、今後のカネミ油症問題の全面解決の帰趨を決する重要な意義をもつものとなっている。

被害者団体が、右控訴審結審に向けてとりくんだ大きな運動の一つは、控訴審裁判所への公正判決要請一〇〇万人署名運動だった。東京、大阪などの支援組織を通じて、一九八二年八月から四カ月間で、四七万人余りを集め、福岡高等裁判所へ提出した。これはカネミの過去三回の署名運動のなかでは最高の署名数であり、運動の広がりを示すものであった。

**カネミ全国支援会議の結成**

カネミ油症被害者の早期全面救済をめざして、一九八三年一月一八日、「カネミ油症被害者の救済をめざす全国支援連絡会議」（略称・カネミ全国支援会議）が結成された。これは、総評・福岡県評などの労働組合、東京・大阪・福岡などの支援組織、公害弁連など、全国のカネミ支援団体が結集して、カネミ油症弁護団とともにつくった恒久的な支援共闘組織である。

カネミ全国支援会議は、カネミ原告団および未訴訟派の全被害者団体と連帯しながら、カネミ油症第一陣控訴審訴訟の係属している

福岡高等裁判所には、後記のとおりの団体署名により公正判決を要請し、また、厚生大臣には、厚生省がカネミ油症事件の発生・拡大に責任をもつ立場で、ただちに被害者救済にとりくむよう要請し、何度も厚生省交渉をもって、国のカネミ油症にたいする責任を追及しました。

【カネミ油症裁判の早期公正判決をもとめる団体署名(要請書)】（福岡高等裁判所第四民事部あて）

カネミ油症事件発生から既に一五年が経過しました。

油症被害者は、一五年間苦しみ続け、いまなお治っていません。しかも、この被害は、店で売られている食用油を買って食べたことによって引き起こされたものです。このことを思うとき、私たちは、カネミ油症被害の一刻も早い救済をと願わずにはいられません。

ところが、現実はカネミ、鐘化も、国も一五年にわたって被害者を放置したままです。本来なら、被害発生と同時に、カネミ、鐘化と国によって救済がはかられるべきであり、何の落度もない被害者が一五年間も裁判を続けなければならないこと自体異常です。

貴裁判所で審理されたカネミ油症第一陣控訴審訴訟では、カネミ、鐘化と国の責任、被害者の要求の正当性が十分明らかにされ、去る三月一一日結審しました。

現在、私たち国民の食生活は大きく変化し、全国民が食品の安全について不安を持っています。

食品公害を根絶し、食生活の安全を確保するためにも、カネミ油症被害者の早期救済のためにも、私たちは、貴裁判所がカネミ、鐘化だけでなく、国の責任を認める公正な判決を早期に下されることを心より要請します。

## 食品添加物の規制緩和

厚生省は、一九八三年五月、食生活の安全にとって重大なかかわりをもつ食品添加物の規制を緩和し、いっきょに一一品目の食品添加物を認めた。その結果、わが国で使用が認められる食品添加物は三四七品目となった。さら、発ガン性の疑いがあるとして厚生省がいったんは使用禁止を決めながら、その後禁止の施行を延期していた酸化防止剤BHAについても、禁止施行を再延期した。

わが国では、一九六九年に人口甘味料「チクロ」の発ガン性が指摘されていらい、食品添加物を規制させる方向で消費者運動が発展した。国会は、一九七二年「添加物は極力、その使用を制限する方向で措置する」と決議し、厚生省も「疑わしきは使用せず」の方針を守っていたため、認可品目数は抑えられ、その後一一年間に追加認可されたのは七品目だけだった。それが、いっきょに抑制方針が大転換されたわけは、日本への食品輸出を求めるアメリカなどからの圧力のもとで、貿易摩擦を解消し、食品の安全よりも経済を優先したものとみられている。

このような厚生省のうごきにたいして、全国消団連、各県消団連をはじめとする消費者団体などは強く反対し、食品添加物の総量規制を求めるとともに、日本弁護士連合会、東京弁護士会の提言している食品二法制定（食品衛生法の抜本的改正と食品公害被害者救済制度法の創設）をめざして、各種集会や署名運動、学習活動などを強力に展開した。「食品添加物の総量規制要求と食品二法制定を求める署名」は一四〇万人余りも集まり、学習パンフ「食品の安全を求めて」（全国消団連発行）は七万五〇〇〇部が普及した。

# 5　薬害スモン闘争

## 全面解決へあと一歩

整腸剤キノホルムを投薬されて薬害スモンに冒された被害者のたたかいは、九つの勝利判決を踏まえた「全面解決をめざす確認書」調印いらい三年目にあたる一九八二年の一年の間に訴訟上の全面解決に向け大きく前進した。全国三一地裁に提訴しているスモン患者の和解による解決状況は、一九八三年六月末現在、つぎのとおりである。

原告患者総数　六四〇二人
スモン鑑定済み数　六一一一人（全原告の九五％）
和解による解決数　五九六八人（全原告の九三％）

以上のとおり、全原告患者の九三％が和解により解決をみたことになり、解決率でみれば、他の公害事件と比べても群を抜いている。全面解決まで文字どおりあと一歩である。

解決の内容面をみても、つぎのような指摘がなされており、大きな前進がみられる。

(1)従来は投薬証明書がとれないために解決が難しいといわれ、長い間積み残しになっていた多数の患者の大半が、鑑定でスモンと認定された。患者切り捨てを許さなかったものである。

(2)これらの患者について、被告製薬会社の抵抗を排除して、着実に和解を成立させてきた。鑑定でスモンと認められれば、投薬証明書が不十分であっても、和解を成立させる道をきりひらいてきた。

(3)以上の結果により、県単位でみると、群馬スモンの会、徳島スモンの会、千葉スモンの会の三県が一九八三年五月までに全面解決が達成された。それにひきつづいて他の県でも全面解決するところが相つぐものとみられている。

## 被害者・弁護団・支援団体のたたかいの大きな成果

臨調・行革による弱者切り捨てのうごきのなかで、スモンのたたかいが大きな成果をかちとってきたのには、各地裁で相ついでかちとった勝利判決とそれをテコにした国民的な運動とがあいまって、一〇年以上にわたるたたかいを支え、押しすすめてきたものであるが、ここ一年間を省みても、つぎのようなことが指摘されている。

(1)一人の切り捨ても許さず、全員の救済を実現するという立場から、鑑定問題の重要性を、裁判上はもとより、裁判外の運動の重点にも据えて、適切に対応し、運動を展開してきた。

(2)全国のスモン弁護団が、連絡を密にし、情報や資料を速やかに交換しつつ、協力体制を敷いて、原告一人一人の個別立証上の地道な詰めの作業を徹底的におこなった。

(3)スモン被害者の全国組織である「スモンの会全国連絡協議会」を中心に、被害者、弁護団、支援団体が一体となって、重大な情勢を迎えるごとに、総決起集会などの大行動や裁判所、厚生省、製薬会社などにたいする要請・抗議行動を組み、総力をあげて要求実現のために奮闘した。

### スモン・公害センターの設立

八三年六月、東京都新宿区新宿御苑前のマンション一〇階部分に設立された。これは、主に、スモン東京原告団と同弁護団が、スモン訴訟において被告製薬会社からかちとった訴訟遂行費用をセンターの基金にして、設立にこぎつけたものである。

スモン闘争の勝利は、イタイイタイ病、新潟・熊本の水俣病、四日市公害などの公害闘争がきりひらいてきた成果を受けつぎ、それを踏まえてかちとられたものであるところから、センターは、スモンと公害の運動の共同の拠点となり、被害者の交流の拠点となることが要請された。

被害者救済、恒久対策の実現、公害・薬害の根絶を目的にしたセンターの活動が期待されている。

### ねつ造データで新薬申請の日本ケミファ事件

厚生省から新薬の製造承認を受け、大量販売していた事実が、一九八二年一一月、明るみに出て、大きな社会問題となった。その薬品名は、鎮痛消炎剤「ノルベダン」、鎮痛消炎剤「シンナミン」、血圧降下剤「トスカーナ」など。しかも、「シンナミン」では、副作用により九年前に三人も死亡していたことも明らかになった。

これにたいし、厚生省は、これらの新薬の承認を取り消したうえ、同年一二月七日、「日本ケミファ」を八〇日間にのぼる全医薬品の製造・輸入業務停止処分にすることを決め、同社に通告した。八〇日間の業務停止という行政処分は、東証一部上場の中堅製薬メーカーとしては、史上最高のものであった。

また、一九八三年三月には、昭和大学薬学部が医薬品メーカーの動物実験データを改ざん・ねつ造していた事実も明るみに出た。

これらの事件は、薬害スモン事件の教訓がいまだに生かされていないことを示した。薬害スモンは、薬の安全性を無視して利潤追求に走る製薬企業の姿勢と、製薬企業に癒着して、国民の生命・健康を守る立場からきびしく製造承認申請をチェックすることをしないずさんな薬事行政とが、薬害を多発させる元凶であることを教えたはずであった。製薬企業の体質、厚生省の薬事行政の姿勢、中央薬事審議会の医薬品製造承認申請にたいするチェックのあり方、薬事法上の問題点など、さまざまな教訓を今回の事件が再び教えた。

## 6　水質汚染公害闘争

### きれいな水といのちを守る合成洗剤追放第九回全国集会

「森と土と水を守ろう」をメインスローガンにした「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放第九回全国集会」は、一九八二年一〇月一六、一七の両日、熊本市水前寺体育館で、三三〇〇人が参加して開催された。主催者は、総評・全水道・自治労・日教組などの労働組合や各地の合成洗剤追放の住民

運動グループ、消費者団体などで構成されている「きれいな水と命を守る合成洗剤追放全国連絡会」である。

この第九回全国集会は、つぎのような、これにまでにない特徴をもっていたことが指摘されている。

(1)メインスローガンである「森と土と水を守ろう」にみられるように、合成洗剤追放運動をたんに合成洗剤を追放して水を守るという運動としてだけではなく、すべての生態系・環境を守るという運動として発展させることが確認された。

(2)ますます強まる戦争の危険にたいして、反核・反戦のたたかいを強化していくことが確認された。

(3)集会の挨拶に立った富塚総評事務局長が「総評も全組織をあげて平和運動とともに〝緑と安全な食糧と水を守るたたかい〟を、国民運動の重要テーマとして取り組む」と決意を述べたように、きれいな水を守るという課題が国民春闘の課題として提起され、「有リン合成洗剤」のみの規制にとどまる行政の壁をつきやぶる運動へ発展していくことが確認された。

第一日目は、五〇〇人の参加者によるパレードがおこなわれ、チラシ、石けんの試供品、プラカードなどで道行く人に合成洗剤の危険性を訴えたあと、三三〇〇人の大集会がおこなわれた。

第二日目は、「上手な洗濯の仕方」「水質汚染と合成洗剤」「追放運動をどうすすめるか」など六分科会に分かれ、無リン合成洗剤攻勢にたいしてどう運動を再構築していくかなどについて討論がおこなわれた。

## 多摩川の清流をとりもどすたたかい

全水道（全日本水道労働組合）は、河川の清流をとりもどすたたかいとして、ブルーウォーター作戦を展開しているが、その一環として、多摩川の清流をとりもどすための運動をすすめてきた。

多摩川シンポジウム「多摩川の自然と清流を取りもどすための集い」は、一九八二年九月一五日、多摩川沿いの玉川小学校体育館で開催された。これに参加したのは、全水道、多摩川の自然を守る会、多摩川にアユをよびもどす会など五八団体、約二五〇人。多摩川の自然破壊の実態がつぎつぎと報告され、瀕死の状態にある多摩川を生き返らせる方策について討論が加えられた。そして、行政にたいする「多摩川の自然と清流をとりもどすため」の要望書と集会宣言が採択された。

## 瀬戸内の環境を守る第八回瀬戸内沿岸住民集会

第八回瀬戸内沿岸住民集会（同実行委員会主催）は、一九八二年八月七、八の両日、愛媛県喜多郡長浜町体育会館で、学者、弁護士、瀬戸内を守る活動をしている住民団体など一九〇人が参加して開催された。

「瀬戸内の環境を守れ」との世論の高まりは、一九七八年に瀬戸内海環境保全特別措置法を制定させたものの、その後も無計画・無秩序な開発、埋め立てはとどまるところを知らず進行してきた。集会では、このような動きに反対し、瀬戸内に残された自然を守るとともに、環境保全と産業開発の接点を考えようと、瀬戸内の新しい「町づくり」をテーマにした。参加者による現地視察は「伊方原発」だった。

記念講演は宮本憲一大阪市立大教授により「新しい町づくりを考

える——エネルギー基地の検討——」と題しておこなわれた。討論のなかでも、たんに水質汚染に反対するというだけでなく、開発についての住民の側からの政策を提起していくべきだという意見が数多く出された。最後に「長浜宣言」を採択して閉会した。

## 7　水俣病闘争と第四回日本環境会議

### 解決からとりのこされている水俣病問題

公害の原点といわれている水俣病問題は、から二三年も経過していない。水俣病患者の認定作業は遅々としてすすまず、認定制度はかえって患者切り捨てのために手段と化しているとさえ評されている。ときどきマスコミをにぎわす水銀汚染魚問題も、環境復元問題もなにひとつ解決されていない。

一九八三年三月末現在、水俣病の被認定者は、熊本県で一〇七七人（ほかに救済法施行後死亡者四五一人、施行前死亡者四四人）、鹿児島県で二八三人（ほかに救済法施行後死亡者五三人、施行前死亡者一人）であるのにたいし、認定申請中の者は、熊本県で四六三人、鹿児島県で七三八人である。認定申請中の者は、両県合わせて、被認定者の約四倍に達する。

また、昭和電工鹿瀬工場の排水が原因となった阿賀野川流域における新潟水俣病については、被認定者五六六人（ほかに救済法施行後死亡者一一四人、施行前死亡者五人）であるのにたいし、認定申請中の者は六三人となっている。

水俣病問題の解決がおくれている最大の理由は、国や県の行政の姿勢にある。

被害者側は、すでに勝訴判決で確定している加害企業チッソの責任のほかに、国と県の責任をも追及して、水俣病国家賠償請求訴訟を提起している。被害者側の主張の要点は、国と県は水俣病の発生・拡大を防止するため、魚にたいする規制、チッソにたいする規制をすべきだったのに、これをしなかったという点にある。訴訟は証人尋問の段階に入っている。

新潟水俣病でも、被告昭和電工の責任を確定させた第一次訴訟に次いで、国の責任をも追及する第二次訴訟が一九八二年六月に提起され、審理が始まった。

### 日弁連の水俣病実態調査報告書

日本弁護士連合会（日弁連）は、一九八一年一〇月、水俣現地調査をおこなった。その目的はつぎのとおりである。

【調査の目的】

わが国の公害の原点といわれる水俣病について、その発見後四半世紀を経た今日、なお被害者の認定のおくれが大きな社会問題となり、水銀汚染魚が市場等を通じて市民の食卓に供せられて住民に大きな不安を与えるなどの状況が相次ぐ現状に鑑み、水俣病の被害ならびに救済の実態と水銀汚染による環境破壊の現状と問題点を明らかにし、提言を行うことを目的とする。

この調査の結果は、一九八二年一〇月に、「水俣よみがえれ——

水俣病実態調査報告書――」として発表された。その内容はつぎのとおりであり、多くの貴重な提言をしている。

【調査報告の構成】

第一　水俣病は終ったか
第二　水俣病問題の経緯
第三　患者救済と地域住民の健康保全
第四　環境の復元
第五　汚染魚対策について
第六　行政の責任

日弁連は、この報告書を踏まえ、一九八二年一一月二一日、公害問題シンポジウム水俣報告集会を現地水俣で開催した。

**第四回日本環境会議と「水俣宣言」**

水俣病問題を中心テーマとした第四回日本環境会議は、一九八三年四月二九、三〇の両日、水俣市文化会館でひらかれた。全国の学者、弁護士、水俣病患者団体など約六〇〇人が参加した。

第一日目は、「水俣病問題の基本的解決のために」と題して、医学、被害者救済、地域再生、行政責任、チッソ県債問題など当面の重要問題について、宮本憲一大阪市立大教授、小林直樹東大名誉教授、宇沢弘文東大教授、原田正純熊大体研教授らから報告や発言があった。なかでも、国・県の加害者責任を明確にすることの重要性が強調された。第二日目は、「九州の開発問題」と題して、志布志開発など、九州における環境破壊をもたらす地域開発の問題点が指摘された。

第四回日本環境会議は、「水俣宣言」と二つの決議（「九州における住民参加と民主主義に基づいた地域開発を」、「公害健康被害補償法廃止をめざす動きに反対し、被害者の完全救済を求める緊急決議」）を採択して閉幕した。

「水俣宣言」は、つぎに掲げるように、八項目にわたる具体的な提言をしている。

【第四回日本環境会議・水俣宣言(要旨)】

（水俣病問題に関する提言）

水俣病は公式発見以来、四半世紀以上をへている。にもかかわらず、数千人をこえる未認定者をのこしていることをみてもわかるように、問題はほとんど解決していないといってよい。国民の間には水俣病問題がおわったかのような認識があるが、事実は反対に全くゆきずまっているのである。水俣病問題の解決なくしては、日本の環境問題の解決も前進もありえない。（略）水俣病問題の解決がおくれている最大の理由は行政の姿勢にある。（略）われわれは、ここに、被害者の即時無条件全面救済の原則にたって、次のように提言する。

一、水俣病問題専門委員会を設置すること。救済を行うこと。現行認定制度をとりあえずたなあげにして、不知火海一定地区に一定居住した者（前提として、現在の指定地区の改正、郡外も含む）に医療手帳を交付し、医療費を支給すること。

二、直ちに全員被害者であることを認め、

三、賠償については当面、一九七一年の次官通達の趣旨にかえり、現行制度、裁判、交渉によるものとし、その内容、方法については検討をつづける。

四、現行の検診制度は治療、援助のための検診に切り変えること。

五、チッソの責任を十分に果たさせるために、チッソ本社だけでなく、子会社の経常利益を賠償にあてることとすること。

六、八四年度以降の金融支援措置については国、県の責任を明確にし、その責任において二〇〇〇億円以上の水俣病対策基金を設定すること。

七、水俣病問題の解決のために、研究や運動を持続させるために、水俣病正式発見の五月一日を水俣デーとし、広く国民の関心を呼びおこす運動をする。

八、特別立法については、まず現行法で可能な事項を行った上で一、の委員会で検討する。

## 8　空港・新幹線公害闘争

### 和解交渉に入った大阪空港公害訴訟

大阪空港公害訴訟は、大阪空港に離着陸する航空機の騒音や振動によって被害を受けた住民が、国を被告として提起したものである。一九八一年一二月、最高裁判決によって、午後九時以降の夜間飛行の差し止め請求は却下されたものの、過去の損害賠償請求は認められた。

この最高裁判決のあと、大阪地裁に係属する第四次訴訟、第五次訴訟（原告数三八二八人）は併合され、一九八二年七月、審理が始まった。同年一〇月には現場検証がおこなわれたが、その後、裁判所から原被告双方に和解の打診があり、裁判所のあっせんによる第一回和解交渉が一九八三年五月一四日におこなわれた。

和解交渉で問題になったのは、①原告の損害賠償金額、②「午後九時以降の飛行禁止」の和解条項化の二点であった。原告・住民側は、賠償金額よりは、悲願としている「午後九時以降の飛行禁止」を重視しており、これを和解条項のなかに盛り込むことを強く主張した。これにたいし、国側は、和解条項に明文化することには難色を示したものの、「運輸大臣談話による夜間飛行禁止措置の表明」ならできるとの意見を述べたと伝えられた。原告・住民側の要求にたいし、国がどこまで誠意をもって応じるかは、なお予断を許さず、和解の成否もこれにかかっているものの、この和解交渉により、一四年間争われてきたこの大型裁判は、全面解決へ向け大きく一歩を踏み出した。

### 名古屋新幹線公害訴訟で国鉄が国労組合員らを処分

名古屋新幹線公害訴訟は、名古屋高裁で審理され、立証活動は順調に進行してきた。

名古屋高裁は、一九八三年五月二六日、現場検証を実施したが、原告・住民側弁護団は、これに先立ち、国鉄にたいし、新幹線の減速による騒音削減効果をみるため検証当日の減速運転をするよう要請した。国鉄はこれを拒否したが、国労と動労は、従来からの新幹線公害訴訟支援の立場から、この要請を受けて、検証当日、減速闘争を実施した。

これにたいし、国鉄当局は、同年七月九日、所定の運転規則に反するものとして、戒告処分二人を最高とする国労・動労組合員六三人を処分した。これまで減速闘争については、春闘など各種闘争にたいする処分に含むかたちでおこなわれたことはあったが、新幹線公害訴訟にからむ減速闘争についてだけの処分は初めてであった。

この処分にたいし、国労は、「減速すれば騒音・振動がどれだけ軽くなるかの裁判所による検証さえ当局は拒否した。企業犯罪の内部告発や住民との共闘は労組の重大な任務であり、公害差止め判決を目指し、原告団への支援を一層強めていく」との抗議声明を発表した。また、原告団も、全国の公害被害者団体などに呼びかけて、

国鉄当局よる不当処分にたいし厳重抗議の申し入れ行動をおこなった。

### 損害賠償は認めた厚木基地公害訴訟判決

一九八二年一〇月二〇日、横浜地裁で言い渡された。

この裁判では、日米共同使用の基地にたいする午後八時以降の夜間飛行差し止めが焦点となっていたが、判決は「自衛隊機の運行は防衛行政権の行使であり、差止めは防衛行政権の発動を求めることになり、民事訴訟の請求としては不適法」とし、また、「米軍機は安保条約に基づき米国の権限で離着陸しており、その運航に関しわが国の民事裁判権は及ばず、国に対し、安保条約上の義務履行行為に触れる米軍機の離着陸について制限させることを求めることは法的に不能を強いるもので、不適法」として、自衛隊機、米軍機のいずれの夜間飛行差し止めの請求も却下した。

しかし、過去の損害賠償の請求にたいしては、「米軍機、自衛隊機が本件飛行場を利用することで、騒音を発生させ、周辺住民に受忍限度を超えた精神的苦痛を与えている。飛行場の設置・管理者である国は、原告らに国賠法に基づき、慰謝料を支払う責任がある」として、これを認めた。

この判決が飛行差し止めを認めず、過去の損害賠償を認めたという点では、一九八一年七月の横田基地公害訴訟判決や同年一二月の大阪空港公害訴訟最高裁判決と同様であった。

この判決に先立つ一九八二年七月二一日、米軍機の騒音に苦しむ横田基地周辺の住民で組織する「横田基地公害訴訟団」は、夜間飛行差し止めと損害賠償を求めて、第三次訴訟（原告六〇五人）を東京地裁八王子支部に提起した。

## 9　原発反対闘争

### 原発反対闘争の位置づけ

総評、原水禁国民会議、社会党の中央三団体と原発立地県評代表者は、一九八二年一二月二四日、合同会議を開催し、原子力発電所の増設、原子力船、高速増殖炉「もんじゅ」、第二再処理工場の設置などの建設強行の策をとっている。

や当面の方針について、つぎのとおり決定した。

【原発反対闘争の位置づけ】

① 政府自民党は、原子力の平和利用として、原発反対闘争の高まりの中で「核」と「人類」の共存はあり得ない。とくに日本は、核兵器使用による世界で初めての被爆国である。原子力発電所は、原子爆弾の生産源であり、非核三原則に反し、将来日本の核武装化を促進し、極めて危険な軍拡路線に通ずる。

② 世界的運動に発展した反核、軍縮、平和運動の高まりの中で「核」

③ 米連邦最高裁は、スリーマイル・アイランド原発事故以来、一九七八年以降、原発の発註を一基も認めていない。一方、日本政府は、敦賀事故以来、社会問題に発展した事故の原因、社会的安全保障責任（放射能汚染、周辺環境汚染、健康被害、原発労働者、被爆者、廃棄物処理）を未解決のままにしている。

④　政府は、石油危機の代替エネルギー政策を打出しているが、まったく虚構であり、レーガン大統領の「原爆製造施設」原発推進の政策である。同時に「電力資本」の設備投資、電力開発費等巨大な開発は、電力料金の値上げになる。

⑤　原発反対闘争は、新潟県柏崎（一九八〇年一二月）、巻（八一年八月）、共和・泊（八二年七月）、敦賀高速増殖炉もんじゅ（八二年七月）、玄海（八二年一一月）などで闘われたが、公開ヒアリングの非民主的、まやかし、不当性を明らかにし、地元住民、周辺住民をはじめとする反対運動を社会問題に発展させた。

⑥　科学技術庁、原子力安全委員会は、原発推進政策を強行する手段として反対闘争のしめ出しを意図的に行ない、第二次公開ヒアリング方式を「文書・聴取併用方式」に改めることを一方的に通達した。

### 平戸第二核燃料再処理工場設置反対闘争

日本原燃サービス株式会社は、使用済み核燃料を再処理するわが国初の商業用工場の立地選定をつづけてきた。そして、有力候補地として長崎県平戸に焦点をあて、県議会を動かし、地元の漁協・農協役員、商工会議所、地方議員などに働きかけ、東海村再処理工場の見学をさせるなど、活発な動きを示し、九州電力も誘致に積極的であった。

長崎県評、県原水禁は、こうした動きにたいし、被爆者手帳友の会とも連帯して、一九八二年九月二二日、「反核・核燃料再処理工場誘致阻止平戸現地闘争本部」を設置、さらに一〇月五日には県共闘会議を結成し、講演会などの教宣活動、パンフ・ビラの配布などの活動を展開した。そして九月二七日にひらいた講演会では、人口三万人の平戸で、一〇〇〇人が集まるなど、平戸全島に再処理工場反対の機運が急速に盛り上がった。

その結果、一一月一一日には、ついに平戸市長が「将来にわたって誘致には反対する」と公式に全面拒否の態度を表明するにいたった。これで、工場設置計画は白紙撤回となった。

### 伊方原発増設公開ヒアリング阻止闘争

四国の県内で唯一の原発設置地域である愛媛県西宇和郡伊方町には、すでに一号機、二号機があり、それについては地元住民が裁判で係争中である。しかし、その決着をみないうちに、四国電力の要請に応じ、三号機増設の承認がなされ、一九八二年一一月一八日に、第一次公開ヒアリングが伊方町の町見体育館でひらかれた。

これにたいし、地元反対住民、愛媛地評などによる「公開ヒアリング阻止闘争共闘会議」は、中国四国ブロックを中心に、約二〇〇〇人を動員し、前夜から徹夜で公開ヒアリング阻止闘争をおこなった。当日の早朝からは、ヒアリング会場まで波状デモを繰りかえすとともに監視体制をしいた。

一方、政府、四国電力の要請を受けて出動した機動隊は、四国初の二〇〇〇人規模の大型警備陣で厳戒体制を敷き、デモ行進中の男性一人を公務執行妨害罪で逮捕した。

ヒアリングでは、資源エネルギー庁や四国通産局などの役人を議長団にして、地元の伊方町や近隣市町から選ばれた陳述人が原発の安全性と安全対策などについて型どおりの質問をして終わった。

【参考資料】(1)「昭和五八年版環境白書」、(2)「第六九回総評定期大会各局報告書」、(3)「公害弁連第一二回総会議案書」、(4)「公害弁連ニュース」、(5)「環境週間・第八回全国公害被害者総行動デー報告書」、(6)「全水道第三五回定期大会議案書・報告資料集」、(7)「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会・森と土と水を守ろう」、(8)「日弁連・水俣病実態調査報告書——水俣よみがえれ」

# VIII 社会保障闘争

概要□社会保障予算拡充闘争――医療保障闘争――老人保健法抗議闘争／日雇健保廃止反対改善闘争／診療報酬引き上げ要求運動／老齢保障闘争――国公共済年金等統合法案反対闘争／中央社保協の国民年金改善要求運動／その他の年金闘争／総評・中立労連の年金改革案／九・一五高齢者大集会／同盟のゆたかを老後をつくる運動／第二回これからの老人問題を考えるシンポジウム／**その他の社会保障闘争**――障害者運動／五・二一全国保育要求統一行動／第一二回社会保障学校

## 概要

一、八二年後半から八三年前半にかけて、わが国の社会保障制度は、第二次臨調第三次（基本）答申（八二年七月三〇日）にもとづく見直しがすすめられた時期で、運動もこれらのうごきに対応してすすめられた。

一、第二臨調第三次（基本）答申を具体化する八三年度政府予算案に反対し、福祉充実を要求する予算要求闘争がとりくまれた。

一、医療保障の分野では、八三年二月一日施行の老人保健法に抗議する闘争がすすめられ、八四年度予算編成期を目途に日雇労働者健康保険制度を全般的に見直すうごきに対応して、日雇健保廃止反対、存続改善闘争がとりくまれた。医療機関による社会保険診療報酬引き上げ運動がおこなわれた。

一、老齢保障の分野では、公的年金制度の再編統合の第一段階として、国家公務員等共済年金と国鉄など三公社の共済年金を統合する、国家公務員等共済年金統合法案に反対する闘争がとりくまれた。中央社保協は、「国民年金の改善に関する要求書」を明らかにし、中立労連は「企業年金に関する報告」、総評は「将来（二一世紀）の公的年金制度――改革にあたっての基本的考え方」を発表した。

一、九・一五高齢者大集会がひらかれ、同盟のゆたかな老後をつ

くる運動がとりくまれた。第二回これからの老人問題を考えるシンポジウムが開催された。

一、障全協による福祉有料化反対闘争、「障害者福祉法」制定をめざす運動がすすめられ、障害連、全障連などによる「障害者と労働者の全国連帯集会」が開催された。5・21全国保育要求統一行動がおこなわれた。

## 1　社会保障予算拡充闘争

中央社会保障推進協議会（中央社保協）は、九月八日、厚生大臣にたいし、「政府が五八年度予算編成にあたって臨調答申を忠実に実行するのではなく、社会保障を国の基本政策として位置づけ、真に国民の要求を聞き、国民生活を改善するための施策を予算面でも裏づけるよう要求する」という内容の「社会保障を拡充する五八年度予算要求」を申し入れた。

全国社会福祉協議会（全社協）は、一〇月二八日「昭和五八年度社会福祉協議会関係予算に関する要望書」をもって国会へ陳情行動をおこなった。

一一月一日、東京・日本教育会館で、全国生活と健康を守る会連合会（全生連）、全国老後保障地域団体連絡会（老地連）、全日自労建設一般労組、日本患者同盟（日患同盟）、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）など一三団体が主催する「低所得者、失業者、高齢者、障害者のくらしと福祉の危機を打開する予算要求国民大集会」が、四七自治体約九〇〇人の参加で開催された。集会に先立ち、国民の最低生活をまもる基準と施策を確立するための「基本要求」を掲げ、各省、各政党にたいし要請行動をおこなった。一一月四日から、東は北海道小樽から、西は九州田川から東京へ向け、三二日間にわたり全国を縦断する「低所得者、失業者、高齢者、障害者のくらしと福祉・地方自治の危機打開、平和を守る予算要求大行進」をおこない、自治体要請、街頭宣伝、集会、座談会など地方・地域の「くらしと福祉」運動を発展させるとりくみをすすめた。東西からのキャラバン隊が合流した一二月八日、東京・社会文化会館で集会、国会請願デモをおこない、「軍事より福祉を!!くらしと福祉予算要求座り込み団」を結成し、厚生省玄関前で、「軍事費より福祉をふやせ」の横断幕のもとに、二三日間にわたる座り込みを、延べ八〇〇人、泊り込み八五人の参加でおこなった。

障全協、全国保育要求統一実行委員会、民間福祉労組連絡会の三団体は、一二月六日、軍拡・福祉切り捨て臨調「行革」に反対し、「実現させよう、子ども・障害者・老人のねがいを——予算獲得決起集会」を開催した。約二〇〇〇人の障害者と家族、老人、保母、福祉労働者が参加、大蔵省、厚生省、労働省などの各省庁および各政党にたいし、交渉、要請、国会請願、デモ行進をおこなった。午後には東京・久保講堂で総決起集会をひらき、アピール「軍事費を削り、福祉切り捨ての臨調路線をはねかえそう」を採択した。

八三国民春闘共闘会議は、一二月二四日、公的年金、医療制度に

関する「社会保障重点要求項目」を厚生省に提出し、交渉をおこなった。中央社保協は、八三年度予算大蔵省原案内示を前に二四日、厚生省交渉をおこなった。

社会保障関係費の伸び率が過去最低だった八二年度の二・八%増をさらに下回る〇・五%増という八三年度予算大蔵省原案が、二五日、内示されると、二七日には、厚生省前で、大蔵省原案に抗議する集会が、中央社保協、全生連、全日自労建設一般、障全協、老地連、日社労組、などの団体代表約五〇人の参加でひらかれ、集会後各省庁にたいする復活申し入れ行動がとりくまれた。同日、東京都老人クラブ連合会は、都内各市町の老人クラブの代表約五〇〇人の参加で、東京・銀座ガスホールで総決起大会を開催し、①老齢福祉年金の増額、②老人保健対策の充実強化、③老人クラブへの助成費確保などの厚生大臣への要求決議を採択、集会後銀座通りをデモ行進した。

八三年度予算が閣議決定された三〇日、「軍事費より福祉を!!くらしと福祉予算要求座り込み団」は、「軍事費を圧縮して福祉を拡充する日まで断固たたかいぬく」ことを宣言して解散した。

## 2　医療保障闘争

### 老人保健法抗議闘争

八二年八月一〇日、老人保健法案が衆議院本会議で可決成立すると、総評は「老人保健法の成立に抗議し、医療保障制度改善をもとめる声明」を発表、保団連も抗議声明を発表した。法案成立後は、各地で、地方自治体が独自に実施している上乗せ措置を維持し、健康診査の無料化、保健事業を完全に実施させるとりくみがすすめられた。中央社保協は、一〇月二〇日にパンフレット「これからが本番、ふりかかる火の粉を払い日本の医療をよりよいものにしていく運動を――老人保健法の実施にともなうさまざまな問題点」を発行した。

老人保健法が施行された二月一日には、東京・久保講堂で「老人保健法の医療有料制に抗議し、福祉拡充を求める国民集会」が、二三都府県約一六〇〇人の参加で開催された。同集会は、沼田稲次郎（日本国際法律家協会会長）、江口英一（中央大教授）、中川晶輝（老人福祉問題研究会会長）、坂寄俊雄（立命館大名誉教授）、西岡幸泰（専修大教授）、岡村文雄（中央社保協事務局長）の六氏のよびかけにこたえ、都社保協、東京地評退職者の会、都職労、東京民医連、日社労組、保団連、全日本民医連、くら福運営委員会、日本生協連医療部会、全国老地連など一〇団体で構成された二・一国民集会実行委員会が主催した。集会は、各界からの連帯あいさつと岩手県沢内村村長による沢内村の老人医療無料化の経過と実践報告ののち、「老人保健法施行による医療有料制に断固抗議し、軍事費圧縮、福祉拡充を要求する集会宣言」を採択。集会後霞ケ関官庁街をデモ行進した。

二月四日には日本医労協が、幹事会声明「老人保健法の実施に抗議し、国民本位の保健医療制度の確立めざして闘かおう」を発表、二月二三日には全日本民医連が、老人保健法に抗議し、法実施にともなってもたらされる問題点と今後の運動方針を内容とする、理事会声

明「老人保健法の実施にあたって」を発表した。

五月三日、東京・渋谷勤労福祉会館で、「老人差別の医療を裁くシンポジウム」が約一二〇人の参加でひらかれ、老人保健法実施後の老人医療の実態報告・討論がおこなわれた。同日、「老人差別の医療を裁く全国連絡会準備会」（全国老地連、日患同盟、全生連、民医連、保団連、医労協、日社労組、母親連絡会、婦団連などで構成）が発足した。

老人差別の医療を裁く全国連絡会準備会は、老人保健法実施後の老人にたいする退院強制、入院拒否、病院の経営困難などの実態を把握するため、五月一六日から二一日までの六日間、「老人のいのちとくらし電話一一〇番」相談活動にとりくんだ。電話相談に応対した人は、医師、医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカー、老人福祉施設職員、研究者などのボランティアの人びとでのべ一〇六人、相談件数は六日間で二九六件であった。相談内容は、医療、年金、手当、生活保護、各種健康保険、住居、老人ホーム、ホームヘルパー、仕事等におよぶ。老人差別の医療を裁く全国連絡会準備会は、六日間の電話相談の内容を「老人のいのちとくらし電話一一〇番――まとめと事例」にまとめ、そのなかでつぎの三点を提言している。①国、地方自治体で、この電話室を設置し、高齢者国民の生の声を聞き、高齢者のいのちと暮らし、医療と福祉を保障する施策、制度を確立する。②保健所、福祉事務所、公立病院、老人ホームなど、公的機関の拡充と、その相談体制、即応能力の強化。③老後問題を国民的課題として位置づけ、その解決策の国民的な合意を形成していく。

### 日雇健保廃止反対改善闘争

厚生省は、九月二四日の閣議決定「今後における行政改革の具体化方策について」にもとづいて、八四年度予算編成期を目途に、日雇労働者健康保険制度を全般的に見直す方針をかため、一〇月二五日社会保険制度審議会に、日雇健保の改革方策について包括諮問した。このような厚生省のうごきに対応して、日雇健保廃止反対改善闘争がすすめられた。

一〇月二八日、全日自労、全港湾、全林野、全競労、全建総連などの参加で、総評日雇健保対策会議がひらかれ、日雇健保の改悪に反対し、被用者保険として改善・確立をはかっていく、という立場で運動にとりくむことが確認された。中央社保協は、各加盟団体にたいし、重大な情勢にある日雇健保を守るために運動を強化することを訴え、「日雇健保の廃止に反対し、労働者としての医療保険確立をめざす運動の強化について」と題する通達を出した。厚生大臣宛の「日雇健保の廃止反対、存続・改善」大衆署名運動、地方自治体首長、労働組合、民主団体等の「日雇健保の廃止反対、存続・改善」賛同署名運動、地方議会で決議をあげる運動、社会保険審議会、日雇健保小委員会宛の要請ハガキ運動がとりくまれた。

四月一三日には、総評・日雇健保共闘会議の共催で「日雇健康保険の廃止に反対し、雇用労働者としての医療保険確立をめざす中央集会」が、約八〇〇人の参加で、東京・社会文化会館ホールで開催された。集会は、「日雇健康保険の廃止に反対し、雇用労働者の医療保険制度として確立させるための要求書」を採択し、集会後、国会請願デモ、野党各党への要請行動がおこなわれた。デモ終了後、厚生省前での座りこみ、交渉団による保険局長との交渉がおこなわ

れ、厚生大臣にたいする要請署名が提出された。集会で決議された統一要求書は、日雇健保加入労働者も労働者である、という基本的立場にたち、当面の要求としてつぎの六項目を掲げている。①日雇健保制度を政管健保と結合し制度の安定確立をはかること。②政管健保なみの被保険者負担を原則として認める。保険料の労使負担割合を三対七にすること。③給付は政管健保なみに改善すること。④国庫負担は、政管健保の財政が黒字傾向に定着するまで国民健康保険なみにすること。⑤日雇労働者の適用拡大。とくに建設労働者の拡大をはかること。⑥累積赤字は制度のあり方の検討と分離し、国の責任を明確にし、その処理の仕方は別に検討すること。

六月一〇日現在、日雇健保の廃止反対、存続・改善を決議した自治体議会は、奈良県・下市町、川上村、東吉野村、西吉野村、大塔村、黒滝村、天川村、十津川村で、一川村である。また賛同した自治体・首長は、延岡市長、松浦市長、宇佐市長、中津市長、坂出市長、宮崎県三股町長、大分県佐賀関町長、福岡県玄海町長、同福間町長、同古賀町長、同新宮町長、長崎県川棚町長となっている。

## 診療報酬引き上げ要求運動

八一年六月の診療報酬改訂、薬価基準引き下げの結果生じた医療機関の経営収支悪化を背景に、診療報酬引き上げを要求する運動がすすめられた。

全国自治体病院開設者協議会・全国自治体病院協議会は、八月三一日、厚生省に「社会保険診療報酬についての緊急要望」を申し入れ、全日本病院協会（全日病）は、九月一六日技術料の引き上げを求める「社会保険診療報酬の改訂」に関する陳情書を厚生省へ提出した。民医連は、一〇月八日、診療報酬の引き上げを求める「要望書」を厚相へ提出した。

公私病院連盟、日本病院会で構成する病院診療報酬適正化推進会議は、一一月一六日、東京・有楽町第一生命ホールで、約七〇〇人の参加で「病院医療原価割れ是正全国大会」を開催、「原価割れ診療報酬の是正要求書」を決議、集会後厚生省に申し入れ交渉をおこなった。保険医団体連合会（保団連）は、一一月二五日、東京・霞ケ関ビルで「医療費抑制路線反対国民医療危機突破一一・二五全国保険医決起集会」を開催し、医療費引き上げ、老人保健医療充実などの「アピール」を採択した。全国病院開設協議会など九団体は、一二月四日、東京・有楽町第一生命ホールで、「自治体病院財政危機突破全国大会」を開催、社会保険診療報酬体系を早急に適正化するなど八項目からなる決議を採択、厚生省、自治省などに陳情行動をおこなった。

# 3　老齢保障闘争

## 国公共済年金等統合法案反対闘争

第二次臨時調査会基本答申（八二年七月三〇日）を実行に移すため、政府は九月二四日「当面、公的年金制度全体の再編・統合の第一段階として、国家公務員共済組合と公共企業体職員等共済組合の長期給付制度の統合に関する法律案を次期通常国会に提出する」こ

とを閣議決定した（「今後における行政改革の具体化方策について」第三、一(2)）。一一月には、自民党の公的年金等調査会（田中正巳会長）が、第二臨調基本答申および共済年金制度基本問題研究会（大蔵大臣の諮問機関）の意見（八二年七月一四日）を具体化して、八四年に公企体職員等共済と国公共済の統合をおこなうとする公的年金制度の統合・再編スケジュールを発表した。

このようなうごきを背景に、総評共済対策委員会は、一二月一・二日、伊豆長岡で総会をひらき、今後の運動方向について協議・確認し、一二月二三日には、大蔵省にたいし、国鉄共済の赤字肩代わりの手段としての、公企体共済と国公共済の統合、財政調整に反対するなどの内容をふくむ六項目からなる申し入れをおこなった。

政府は、一二月二七日、国家公務員共済審議会に、国家公務員共済年金と国鉄など三公社の共済年金を統合する国家公務員等共済年金統合法案の諮問をおこなった。これに対応して、審議会の労働委員（江田全農林委員長、加藤全逓副委員長、坂本静岡大教授）と関係労働組合は連携し、法案審議に入る前の入口論争として、①政府の公的年金再編・統合スケジュールが未確定である、②共済年金を統合するような政治レベルの問題は、国家公務員共済審議会の審議事項の対象とならない、という問題点を提起し、審議拒否戦術を展開した。三月一〇日に、今井会長からの、法案内容について労働側の意見を出して欲しいとの要請にこたえ、先の入口論争の問題点をふくむ七項目からなる労働側の答申案をまとめ、審議会に提出した。

国家公務員共済審議会は、三月二三日、審議経過の略記にとどめた答申をまとめた。これを受けて二九日、社会保障制度審議会答申が出され、政府は、三〇日、国家公務員共済組合法等の一部改正法案を閣議決定し、第九八通常国会に上程した。ただちに総評は、年金改悪反対三〇〇万署名運動にとりくみ、衆議院議員面会所における連日の集会、要請、激励、傍聴行動をおこなった。五月一九日、東京・清水谷公園で「共済年金統合法案成立阻止、臨調『行革』反対中央集会」が、約二五〇〇人の参加で開催された。

国家公務員共済組合法等の一部改正法案は、第九八通常国会の閉会により、継続審議となった。

### 中央社保協の国民年金改善要求運動

中央社保協は、年金の五九年度財政計算期にあわせ、国民年金改善のための要求づくり運動をすすめるため、七月一六日、東京水道橋・労音会館で「国民年金を改善させるための全国学習討論集会」を、約一〇〇人の参加で開催した。特別講演「行政改革と老後保障――とくに国民年金を中心として――」西岡幸泰専修大教授、問題提起「国民年金をめぐる情勢と課題」茶山他家司建設一般全日自労社会保障部長、ののち、国民年金の実態や運動のすすめ方について質疑討論がおこなわれた。七月二〇日には、パンフレット「真の老後保障を確立するために――国民年金・現状と要求」を発行した。また八月二一日、厚生大臣にたいし「国民年金の改善に関する要求書」を提出し、一一月一二日に厚生省国民年金課と交渉をおこなった。

【国民年金の改善に関する要求書（要旨）】

一、高齢者年金の改善　①老齢福祉年金を月四万円にする、②五年、一〇年年金の大幅引き上げ、③経過的年金の加算措置の改善、④保険料納付期間を二〇年とし、原則として六〇歳から支給する、⑤六〇歳からの減額年金を廃止しない。

二、低所得者対策　①保険料は収入に見合って払う、②保険料免除制度の免除基準を引き上げ、年金額は、最低保障額として老齢福祉年金額を保障する、③保険料滞納の二年以降の時効の廃止、④老齢福祉年金の財源は、全額国庫負担を貫く、⑤拠出制国民年金の国庫負担は保険料と同額にする。

三、五人未満事業所の労働者への労働者としての社会保険の適用、中小零細事業主の負担分への国の補助

四、若年任意加入制度は、加入者に絶対不利にならないようにする。

五、①障害年金の障害等級を厚生年金と差別しない、②20歳前の国民年金加入障害者が、拠出要件を満たしたときは障害年金を支給する。③カラ期問中の障害に対しても障害福祉年金を支給する。

六、老齢年金を課税対象としない、生活保護法における収入認定及び老人ホーム費用徴収の対象としない。

七、在日朝鮮人など外国人の国民年金加入促進及び特例経過措置の実施

八、国民年金審議会に被保険者代表を参加させ公開にする。

## その他の年金闘争

三月一〇日、東京・豊島区民センターで「年金にもの申す女性の集い」が、約九〇人の参加でひらかれた。この集いは、政府が年金の整理・統合に着手しているとき、女性の立場から年金を考えてみようという趣旨で、全日自労建設一般婦人部、医労協婦人部、国公労連婦人部、日社労組婦人部、都職労婦人部、全生連、老地連、婦団連、日本母親大会連絡会、社保研、老問研など一六団体からなる実行委員会が主催した。問題別報告は、①低所得婦人の年金――無拠出制国民年金、②高い保険料、低い給付――拠出制国民年金、③働く婦人の年金――厚生年金、④年金改悪の突破口――共済年金、⑤社会保障の谷間で――パート臨時で働く婦人の年金、⑥婦人の年金と併給調整、であった。続く討論ののち、「アピール」および三二項目からなる「年金に関する女性の要求」を採択した。四月五日、年金にもの申す女性の集い実行委員会は、集会で採択された要求を厚生省に申し入れた。

総評は、六月一七日、八四年度に予想される年金制度大改定にむけ、厚生大臣にたいし、留意すべき事項一二項目を掲げた申入れ書を提出した。

【厚生省にたいする一二項目申し入れの内容】

①大幅保険料値上げ、水準ダウンの年金改悪は認められない、②五八年度凍結した一九〇〇万人の年金スライドは、その被害分を正当に回復させる措置をとること、③厚生年金、共済年金の国庫負担四分の一削減を、直ちに利子つきで返還すること、④年金財源は、被用者保険について労三、使七の割合で分担するよう法改正する、⑤一方的共済年金統合はしないこと、⑥労働者の雇用実態を無視した老齢年金の支給開始年齢のひきのばしを行なわないこと、⑦五人未満事業所の労働者、パートなど不安定労働者を無条件で厚生年金に加入させる、⑧実情にそわない併給制限はしないこと、⑨現行スライド制を守り実施時期を四月にする、⑩年金は非課税とし、毎月支給すること、⑪積立金の管理運営の民主化、⑫国民年金の五年、一〇年年金、老齢福祉年金などの低い年金額を五九年度にはすべて四万円以上に引上げること。

## 総評・中立労連の年金改革案

中立労連は、八二年九月の第九回定期大会で、企業年金の改善と制度整備に関する方向について基本的見解をまとめた「企業年金に関する報告」を発表した。同報告は、①きわめて弾力的・選択的な企業年金のあり方を追求、②企業年金を具体的に設計または改善する際の提案についても、基本的考え方や労働者の利益を守るための最低限の措置を示すにとどめ、③敢えて厚生年金基金（調整年金）や産業別企業年金を指向する立場をとらず、現行の税制適格年金や自社年金の範囲で企業年金の導入・改善をはかるべき方向を求めたものである。

【中立労連の「企業年金に関する報告」（目次）】
一、企業年金拡大の背景とその意義、(1)高齢化社会と老後の所得保障 (2)退職金と老後保障 (3)企業年金の今後の方向と改善
二、企業年金に関する基本的考え方 (1)公的年金を付加するものとして企業年金を位置づける (2)企業年金の設計にあたっては、従業員のニーズに即した多面性、選択性をもった給付体系と給付水準を十分に考慮する (3)企業の実態を参酌し有利な制度を選択する
三、適格年金と自社年金に関する報告 (1)企業年金の給付水準 (2)費用負担 (3)支給開始年齢 (4)支給期間 (5)受給開始、加入期間 (6)価値保全スライド制の導入 (7)遺族給付 (8)資産運用とその参加 (9)受給権の通算 (10)一時金とその選択 (11)税制の改善

総評は、八三年七月の第六九回定期大会で、年金対策委員会中間報告「将来（二一世紀）の公的年金制度――改革にあたっての基本的考え方」を発表した。中間報告は、総評の年金政策をつくるための「たたき台」の素材提供という位置づけである。

【総評「将来（二一世紀）の公的年金制度――改革にあたっての基本的考え方」】

一、はじめに (1)年金問題の背景 (2)年金制度のあらまし (3)年金制度の現状と問題点 (4)中・長期的政策課題追求の経過

二、年金制度改革のための基本的考え方――新たに「年金基本法」（仮称）を制定し、「被用者年金」と「国民年金」の二本建にする (1)社会年金制（基礎年金）――国民年金および被用者年金の基礎年金として社会年金制度を設け、その財源は公経済負担とする (2)一人・一年金制の確立――これまでの世帯中心の年金制度から個人の年金権を保障する (3)給付・負担の公平と公的負担――年金の新たな財源措置を求める、富裕税等不公平税制の是正、産業ロボット課税、増資など新株発行時のプレミアムや法人資産の再評価、所得型の付加価値税方式の検討 (4)業務の運営と民主化――年金庁（仮称）の設置。公益、使用者、労働者の三者構成による運営委員会の設置。とくに資金運用は、自主運営により運用の効率をはかるべく年金の具体的考え方〉
(1) 公的年金制度および体系
(2) 被用者（退職老齢）年金
①支給開始年齢――六〇歳とし、社会的就業からの退職を条件とする ②法的拠出期間――原則として年金受給資格の最短拠出期間は二〇年とする ③在職老齢年金と減額年金 ④年金の水準――年金の額は、定額の社会年金に年金保険額を加えたものとする、単身者の定額年金額は、定額部分の六〇％とする ⑤最低保障と上限制――最低保障として、その年度の標準報酬平均額の四〇％を保障し、上限を標準報酬平均額の一五％とする ⑥併給の調整 ⑦スライド制――賃金自動スライド制とし、実施時期は毎年四月にする ⑧適用の範囲――五人未満事業所の被用者約三二〇万人を、すべて被用者年金の対象とする

## 九・一五高齢者大集会

九月一五日、第一二回九・一五高齢者大集会が、東京都体育館にて地域老人団体、全国高退連を中心に約八〇〇〇人の参加で開催された。大集会の統一スローガンは、①反核、軍縮、反戦、平和実現のため、全国の高齢者の仲間と運動の輪を広げよう、②福祉切り捨て行政改革を阻止し、大企業本位、軍事優先の予算を国民生活本位にかえさせよう、③老人福祉の後退を許さず、雇用、年金、医療、福祉サービス、税制など総合的な高齢者保障制度を確立しよう、④統一要求実現のため、すべての高齢者、勤労者に呼びかけ、職場・地域から広大な運動をもりあげよう、という内容で、この柱にそった二二項目の統一要求をかかげた。

九・一五大集会を主催する「健康で安心できる老後をつくる大行動実行委員会」は、大集会に先立ち、七月二一日、統一要求二二項目を、大蔵省、厚生省、労働省などに提出し交渉をおこなった。

### 同盟のゆたかな老後をつくる運動

同盟は、「ゆたかな老後をつくる運動」を、高齢者福祉の充実と高齢者組織づくりを目標に、八二年度下半期の活動の中心としてとりくんだ。中央では、九月一六・一七日、熱海グランドホテルで約一〇〇人の参加で、ゆたかな老後をつくる運動全国高齢者代表者会議を開催し、講演、活動報告をおこない、高齢者福祉政策、高齢者組織づくりなどについて討論した。また、情宣活動として同盟の高齢者福祉政策をアピールしたビラ三〇万枚を作成配布した。

地方では、既存高齢者組織との交流、連携強化をはかりつつ高齢者組織づくりにとりくみ、高齢者の生活相談、高齢者組織の連絡窓口などの機能を有する「ゆたかな老後づくり相談所」の設置をすすめた。また、地方同盟を中心に、地方・地区集会、懇談会、街宣活動、地方自治体への申し入れ、施設慰問などの活動を展開した。

八二年一一月八日～一〇日、愛知県労働者研修センターで、約一〇〇人の参加で全国福祉研究集会をひらき、「福祉の将来展望を探る」をテーマに、講演「人口高齢化とその社会的インパクト」岡崎陽一(厚生省人口問題研究所)、「臨調答申と行政改革」高橋正男(同盟)、「老人保健制度と今後の課題」吉原健二(厚生省)、「公的年金の現状と課題」山口剛彦(厚生省)をおこなった。

### 第二回これからの老人問題を考えるシンポジウム

一一月三・四日、東京・日本教育会館で、全国老地連、全生連、日患同盟、民医連、生協連医療部会、日本母親大会など、一六団体で構成された実行委員会主催による「これからの老人問題を考えるシンポジウム」が開催された。第一日目、基調講演「現代の国民生活と老人問題」江口英一(中央大)、民医連「ひとりぐらし、ねたきり老人実態調査報告」(八一年四月から八二年三月にかけ、全国約二〇〇地域で、ひとりぐらし老人五五九八人、ねたきり老人二〇三〇人を対象に、民医連がおこなった調査報告)。第二日目、①「ねたきり予防に住民とともにとりくむ」、②「老人と家族」、③「老人ホームのあり方」、④「低年金受給者の生活実態と所得保障」、⑤「老人と仕事」からなる問題提起報告ののち、全体討論、二日間のまとめがおこなわれた。

## 4 その他の社会保障闘争

### 障害者運動

障全協は、八二年から八三年にかけ、福祉有料化のうごき――①ホームヘルパー制度有料化、②社会福祉施設の徴収金(利用料)値上げ、③老人医療の有料化による六五歳以上の障害者にたいする有料化――をはねかえす運動に重点的にとりくんだ。また、厚生省が、身体障害者福祉基本問題検討委員会、障害者生活保障問題専門家会議を設置し、身体障害者福祉法改正と、公的年金制度改革にあわせた障害者の所得保障について検討しているうごきに対応し、六月五・六日の第一七回定期総会で、「障害者福祉法」制定をめざす運動を八三年度の重点課題としてとりくむことを決定した。六日の政府交渉では、加盟団体代表約五〇人が、各省庁に約六〇項目の要請書と「身体障害者福祉法等障害者福

祉改善に関する要請書」を提出した。

国際障害者年日本推進協議会は、六月九日中曽根康弘障害者対策本部長、林厚生大臣に「心身障害者対策基本法等の改正に関する要望」および「障害者対策推進に関する要望（身体障害者福祉法改正について、障害者の所得保障について）」を提出した。

障害者と労働者の全国連帯集会実行委員会（総評、障害連、全障連、視労協、視覚障害者のくらしと平和を守る全国連絡協、国立視力障害センター自治会連絡協、自治労、日教組、電通労連、全交運、日本社会党）は、一一月六日、総評会館で、約三〇〇人の参加で第二回全国連帯集会で開催し、活動報告、討論をおこなった。また、九月一一日に、東京・労音会館で、約一〇〇人の参加で「地域に学ぶ障害児の教育を考える」シンポジウム、一〇月三〇日に、東京・日本青年館で、約五〇人の参加で「障害者の行動の自由をめざして——まず鉄道から」シンポジウムを開催した。一〇月二六日には、労働省・身体障害者雇用審議会が建議した「国際障害者年を契機とする身体障害者雇用対策の今後の在り方について」を批判し、各団体代表約一五人で労働省に意見書を提出し交渉をおこなった。

## 五・二一全国保育要求統一行動

全国保育要求統一行動実行委員会（全国学童保育連絡協議会、全国無認可保育所連絡協議会、全生連、民医連、日社労組、婦団連、新日本婦人の会などで構成）の主催する、五・二一全国保育要求決起集会が、〝国の福祉予算削減に反対し、すべての子どもにゆきとどいた保育・教育を〟のスローガンのもとに、東京・久保講堂で、保母、父母など約一〇〇〇人の参加でひらかれた。集会に先立ち、午前中、①保育料の引き下げ、②入所基準の緩和、③保育労働者の労働基準の改善などの要求を掲げ、各省・政党交渉をおこなった。集会は、特別講演「住民の生命を守りつづけて」岩手県沢内村の太田祖電村長、各省との交渉、要請の報告、各地の活動報告ののち、集会宣言「軍事費を削り、保育料引き下げ、入所基準の緩和めざし、父母と保育者、教師が力を合わせよう」を採択。集会後、街頭宣伝活動にとりくんだ。

## 第一二回社会保障学校

第一二回社会保障学校（八三春闘共闘会議、中央社保協主催）は、七月一二日から三日間、高知市で約三〇〇人の参加で開催された。講演テーマと講師はつぎのとおり。「社会保障の思想と理論」小川政亮 金沢大教授、「労働者、国民のための年金論」佐藤進日本女子大教授、「老人保健法とこれからの医療」真田是立命館大教授、「障害者福祉を中心とした社会福祉の諸問題」児島美都子日本福祉大教授、「ＯＥＣＤの社会保障動向」石本忠義健保連社会保障研究室長、「新社会保障憲章について」井上英夫茨城大助教授。

【参考資料】(1)総評第六九回定期大会各局報告書、(2)同盟第一九回年次大会資料、(3)『週刊社会保障』、(4)『社会保険旬報』、(5)「社保協ニュース」、(6)中央社保協『社会保障』、(7)老地連・都老協の機関誌『老後のくらし』、(8)全生連機関誌『生活と健康』、(9)医労協機関誌『医療労働』、(10)「民医連新聞」、(11)「障全協新聞」、(12)『保育情報』

# IX 労働者福祉運動

概要□労働金庫運動――自由化新時代のなかできびしさを増した金融環境／預金増加率の低下と収支構造の悪化／労働金庫の「ビジョン形成」のとりくみ／中央事務センターの発足と財形へのとりくみ／クレジット・カード会社の設立構想とサラ金対策／**労働者共済運動**――保険・銀行間の競合激化と共済多立化／全労済第二期中期計画／「こくみん共済」と地域政策／労働組合の収益事業課税問題／アジア太平洋地域労働者共済セミナー／事業概況／**生活協同組合運動**――着実に前進した生協運動／くらしと平和を守る組合員活動／生協組織・経営基盤の強化／中計づくりと連帯活動の前進／**労働者住宅運動**――停滞する住宅着工戸数／第二期中期事業計画の策定／八二年度事業概況

## 概要

一、労働金庫運動は、金融の自由化と競合条件激化のなかで、収支構造の悪化傾向をみせており、運動・経営両面での克服をめざし、「ビジョン形成」に着手した。ビジョンは全国統合を前提に「日本労働者福祉銀行」を創設しようとするものである。

一、労働者共済運動は、経済環境の悪化と金融構造の変化のなかで、共済の多立化傾向を含め競合条件の激化のもとにあり、これらに有効かつ機敏に対応するため第二期中計を策定し、初年度活動にとりくんだ。とくに全勤労者へ組織基盤を拡大するための地域展開をはかった。

一、生活協同組合運動は、流通業界の総売上高がマイナスになっているにもかかわらず、八%台増加をはかり、組合員数六〇万人増加とあわせ、組織基盤は着実に前進した。また、反核、物価、食品添加物等の大衆的とりくみが大きく広がった。

一、労働者住宅運動は、「住宅不況」のなかで、勤住協・住宅生協による住宅供給は計画比実績で落ち込み、在庫住宅も増加している。こうした状況の打開のため、第二期中期計画をスタートさせ、事業の多角化、税制、金利対策を強めているが、困難な状況下にある。

# 1　労働金庫運動

## 自由化新時代のなかでできびしさを増した金融環境

一九八二年度は、新銀行法のもとで、金融の国際化が一段と進展するとともに、国債の大量発行が金融・証券市場に大きな影響を与え、金融の自由化にむけていっそう拍車がかかった。

国内資金需要の低迷から、銀行の海外投資が急速に増大し、国際部門の収益が大きな比重を占めつつある。しかし、一方では発展途上国の対外債務の累積の結果、国際金融危機が現実のものとなり、特定海外債権引当金による対応が余儀なくされている。一〇〇兆円に近い国債の大量発行の結果、市場金利は高水準を推移し、これと市場競合する金融債、貸付信託等の金利は高位を維持している。こうしたなかで金利選好意識の高まりもあって、これらの長期・高利回り商品が急伸する一方、預貯金の伸び悩みが顕著となっている。こんご、償還期日の近い国債が急増するにともなって、この傾向がさらにいっそう強まることが予想され、預貯金金利の自由化へむけて大きなインパクトを与えるものと思われる。金融の自由化は金利問題のほか、業務の多様化と技術革新の面からも進行することが予想され、金融機関相互の競争は一段と激化し、新たな金融再編成の様相を呈しつつある。

## 預金増加率・預貸比率の低下と収支構造の悪化

一九八二年度の労働金庫の会員および間接構成員（労働組合員等の利用者）の組織状況は、団体会員数が七九四団体増、増加率では前年度比〇・一四ポイント低下して〇・三六％と、いずれも前年度を下回る微増にとどまった。とくに、ここ数年顕在化している個人会員数の減少傾向は、銀行の自動振替、給与振替等の大衆化戦略に抗して、組織された労働者はもちろん、もっとも組織化が遅れている中小企業等の労働者、退職者や地域・家庭対策等、会員・組織基盤の活性化・強化が課題となっている労働金庫にとって、原因究明とその対応が問われている。

事業概況については、資金の結集面における預金の増加額は前年度比三八六億円下回り、増加率でも前年度比二・七五ポイント低下し、はじめて一〇・六六％増と低迷した。

一方、資金の活用面における、貸出金の増加額は前年度比三〇八億円減少し、増加率でも前年度比一・九二ポイント低下し、残高が前年度を下回ったものが数金庫にみられた。

預貸比率では危機ラインの六〇％を割り、ついに五九・〇九％まで低下した。預貸比率は一九七七年以降急激に落ち込み、ここ数年低迷状態がつづいているが、貸出需要の不振は、預金結集にも大きく影響している。

総貸出の六三％強を占める住宅資金貸出は、残高ベース三・九八ポイント増で、資金使途別貸出区分で唯一微増した分野である。好

## 第98表　労働金庫の組織状況

| 区分＼事業年度 | 1981 | 対前年度増 | 1982 | 対前年度増 |
|---|---|---|---|---|
| 団体会員合計 | 52,815 | 922 | 53,609 | 794 |
| 民間労働組合 | 30,515 | 428 | 30,905 | 390 |
| 官公系労働組合 | 16,314 | 356 | 16,510 | 296 |
| 生活協同組合 | 992 | 12 | 997 | 5 |
| その他の団体 | 4,994 | 126 | 5,197 | 203 |
| 個人会員（人） | 236,434 | △14,058 | 230,081 | △6,353 |
| 間接構成員合計（千人） | 9,590 | 48 | 9,625 | 35 |
| 民間労働組合 | 6,231 | 5 | 6,258 | 27 |
| 官公系労働組合 | 3,090 | 4 | 3,091 | 1 |
| その他 | 269 | 39 | 276 | 7 |

## 第99表　労働金庫の事業概況

（単位：億円・%）

| 項目＼事業年度 | 1981 | 対前年度増加率 | 1982 | 対前年度増加率 |
|---|---|---|---|---|
| 店舗数（店） | 519 | ( 16) | 536 | ( 17) |
| 役職員数（人） | 11,076 | (221) | 11,212 | (136) |
| 出資金 | 396 | 7.99 | 432 | 9.09 |
| 預貯金 | 33,658 | 13.41 | 37,246 | 10.66 |
| 貸出金 | 20,961 | 6.92 | 22,010 | 5.99 |
| 総資産 | 38,264 | 13.44 | 42,296 | 10.54 |

## 第100表　労働金庫の年度間新規貸出および残高の使途別内訳

（単位：億円・%）

| 使途区分＼事業年度 | 1981 | 1982 | 対前年度増加率 | 1982年度残高 |
|---|---|---|---|---|
| 生活資金 | 4,787 | 4,622 | △3.57 | 7,034 |
| 賃金手当資金 | 286 | 283 | △1.06 | 104 |
| 住宅資金 | 5,093 | 5,174 | 1.59 | 14,017 |
| 福利共済資金 | 834 | 619 | △34.73 | 521 |
| 生協資金 | 539 | 540 | △0.19 | 334 |
| 合計 | 11,539 | 11,238 | △2.68 | 22.010 |

況時の労働金庫における住宅資金貸出は総貸出の六八%台を推移した時期もあったが、住宅産業の深刻な不況が端的に示すように、住宅需要の絶対的減少、住宅価格と労働者の取得能力との乖離拡大等が住宅資金貸出の低迷の主因とみられる。

生活資金貸出は総貸出の三二%弱を占めているが、一九八二年度は新規貸出額が前年度比三・五七ポイント減少したことが注目される。金融機関における消費者信用供与は、貸金業界やクレジット・カード業界等からの攻勢により、総じて伸長率が低下しているが、それでも年間五%台の増勢をみせており、労働者信用保証機関との提携、借入手続きの簡素化、運用面の改善等、総合的な推進施策の検討と展開が急務となってきている。

### 労働金庫の「ビジョン形成」へのとりくみ

労働金庫は、一九八二年三月と八月の全国理事長会議において「労働金庫のビジョン形成」において討議した。この二回にわたる全国理事長会議での討議を踏まえ、一九八二年一一月にビジョン形成政策委員会を設置し、具体的作業に着手した。ビジョン形成政策委員会は、一九八二年一一月から一九八三年三月まで四回にわたる審議・検討を経て、一九八三年三月の全国理事長会議において「労働金庫のビジョン形成にむけて（第一次案）」を確認し、第一次（内部——役員・幹部職員）討議に入った。

労働金庫におけるビジョン形成へのとりくみの背景には、①一九八一年一一月二一日付の『日本経済新聞』『総評は相銀・信金と提携」と同一二月一一日付の『総評新聞』『労働者銀行の創設を——社会変革への課題提起」と題した二つのいわゆる富塚総評事務局長の発言・構想、②さらに、富塚氏自身が前記の発言・構想をナショナル・センターの労働四団体事務局長・書記長会議にも提起し、労働者自主金融事業研究会（総評が前記の富塚構想を平和経済計画会議の大内力東大名誉教授ほか八名の学者に研究を委嘱）とは別に労働四団体と中央労福協による「事業団体検討委員会」を設置し、労金・労済を中心とする福祉事業団体のあり方についての見直し・検討に着手した二つの底流に起因している。

前記の発言・構想について、事前の協議も予告も受けていなかった労働金庫幹部の衝撃は大きく、みずからの組織とその運営についてはみずから責任を負う立場から「すべての会員・労働者が討議に参加し、会員・労働者自から創り、実践する」という協同組合原則を踏まえた手続きと総意にもとづいたビジョン構築を決意させたのである。

労働金庫のビジョン討議は、労働者自主金融事業研究会の提言（一九八三年秋予定）までには、労働金庫の役員・幹部職員の第一次内部討議を経て、第二次案にもとづく会員、労働者および福祉事業団体、職員等すべての関係者による第二次（会員）討議を計画し、一九八三年度中には最終提言を発表・実践することにしている。

【ビジョンおよび主要政策課題（第一次案）】

〈ビジョンのメイン・テーマ〉五〇〇万労働者が育てる豊かな福祉

〈サブ・テーマ〉①「日本勤労者福祉銀行」の創設　②五〇〇〇万労働者の大結集　③労働者の生涯福祉プランの実現　④労働運動強化への寄与　⑤地域福祉プランづくりへの貢献　⑥社会的イメージの向上　⑦労金運動の人づくり

〈主要政策課題〉①組織基盤の強化・拡大　②経営力量の強化　③福祉事業団体協同の強化　④地域政策の推進　⑤教育、研究機関の創設　⑥国際

### 中央事務センターの発足と財形貯蓄分野へのとりくみ

一九八二年五月に着工した労働金庫中央事務センターは、一九八三年三月に完成し、四月二日竣工式を終えた。法改正にともなう為替業務の全国為替オンライン・ネットセンターとなるわけであるが、系統内為替オンライン・ネットシステム開発も順調に進行し、一九八四年一月には稼働の予定である。また、かねて要請していた全国銀行内国為替運営機構への加盟についても正式に認められ、一九八四年八月には全銀データ通信システムへの加盟・系統外為替がスタートすることが確定し、システム・プログラムのテスト段階に入った。同時に開発している財形新型（期日指定・年金）財形類似預金オンライン・システム、CDネットシステムも順調に進行している。

一方、一九八二年度は、第四次勤労者財産形成促進法が改正され、新たに「財形年金貯蓄制度」の創設、「財形個人持家融資制度」の改善がはかられる一方、多くの労働者から存続が切望されていた「財形住宅貯蓄控除制度」が廃止された。

「財形年金預金」の推進とも結合してとりくまれた財形への結集活動は、契約者数で一二万件（八・四%）増加し一五五万件、貯蓄残高は九八七億円（二一%）増加し五六九二億円に達した。この結果、総預金に占める財形預金の割合は一五・三%とますますその比重が高まった。

預金結集面における財形預金の比重が高まる状況を反映して、新たに創設された財形年金預金にたいする労働者のニーズにこたえ、有利な商品制度に高めるために、全労済と提携して、低掛金・高保障の「生命共済」のセット化が検討されているなど、商品制度内容の向上とオンライン化による正確・迅速な処理体制の強化をはかり、シェア・アップにむけたとりくみ強化が一段とすすんでいる。

### クレジット・カード会社の設立構想とサラ金対策キャンペーン

密着化と向上をはかるために、クレジット・カード会社設立準備事務局」を設置し、一九八三年一〇月一日の事業開始（予定）にむけて、具体的作業を開始した。

はかる必要性が確認され、協会理事会等の機関会議において慎重に検討した結果、一九八三年四月、協会内「労金クレジット・カード

新会社の業務は、いわゆる銀行系クレジット・カード会社の業務で、カード業務（ショッピングとキャッシング）と融資業務に大別されるクレジット業務を想定し、労働金庫本来業務を補完していく構想である。

一方、現在、社会問題となっている「サラ金」被害については、すでに府県単位に地方自治体等と提携し、「サラ金」被害者にたいし、サラ金肩替資金として一四一億円を提供しているが、一九八三年度は、サラ金被害を未然に防ぐ観点と、サラ金被害者を救済する方針を確立しており、労働金庫本来の社会的役割と任務の発揮が期待される。

## 第101表　財形貯蓄実施状況

（1983年2月末分）（単位：千人，百万円，千カ所，%）

| 項目 / 機関 | 契約者数 | 前年比 | シェア | 貯蓄残高 | 前年比 | シェア | 事業所数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | % | % | | % | % | |
| 都市銀行 | 3,743 | 9.2 | 26.5 | 1,562,409 | 25.4 | 24.0 | 464 |
| 地方銀行 | 2,419 | 19.4 | 17.2 | 651,163 | 32.3 | 10.0 | 332 |
| 信託銀行 | 2,040 | 5.4 | 14.5 | 1,794,628 | 15.8 | 27.6 | 74 |
| 長期信用銀行 | 410 | 8.9 | 2.9 | 434,639 | 19.0 | 6.7 | 5 |
| 相互銀行 | 836 | 8.7 | 5.9 | 184,288 | 26.2 | 2.8 | 178 |
| 信用金庫 | 347 | 20.8 | 2.5 | 83,844 | 38.1 | 1.3 | 86 |
| 商工中金 | 234 | △ 7.8 | 1.7 | 82,833 | 18.2 | 1.3 | 23 |
| 信用組合 | 78 | 21.0 | 0.6 | 42,542 | 20.7 | 0.7 | 8 |
| 労働金庫 | 1,554 | 8.5 | 11.0 | 566,542 | 21.0 | 8.7 | 16 |
| 農林中金 | 35 | 1.8 | 0.2 | 26,391 | 17.1 | 0.4 | 3 |
| 農協貯金 | 49 | 37.2 | 0.3 | 17,002 | 37.5 | 0.3 | — |
| 農協共済 | 1 | 0.4 | 0.0 | 389 | 32.1 | 0.0 | 0 |
| 生命保険会社 | 542 | 33.0 | 3.8 | 161,804 | 33.0 | 2.5 | 90 |
| 証券会社 | 974 | △ 5.3 | 6.9 | 697,491 | 9.4 | 10.7 | 94 |
| 郵便局 | 840 | 17.3 | 6.0 | 194,400 | 42.4 | 3.0 | 154 |
| 貯金 | 824 | 16.9 | 5.8 | 189,970 | 42.3 | 2.9 | 147 |
| 簡易保険 | 16 | 54.3 | 0.1 | 4,430 | 48.7 | 0.1 | 7 |
| その他 | 1 | 185.3 | 0.0 | 209 | 51.8 | 0.0 | — |
| 合計 | 14,103 | 10.2 | 100.0 | 6,500,574 | 21.2 | 100.0 | 1,527 |
| 参考 対前月増減(△)数 | 63 | | | 10,250 | | | 11 |

参考　信用金庫，信用組合，農協貯金，その他は，1982年9月末

前月比　契約者数 0.4%　貯蓄残高 0.2%　事業所数 0.7%

〔備考〕 1) 信託銀行には，都市銀行の信託勘定分をふくめている。
2) 生命保険の残高は責任準備金・配当金の合計である。
3) 前年比は，前年同月比伸び率である。
4) 事行所数は延数である。
5) 「その他」は漁協等。
6) * 印は統計資料なし。
7) 大蔵省（銀行局，証券局），郵政省調べ。

## 2　労働者共済運動

### 保険・銀行間の競合激化と共済多立化

経済環境の悪化と金融構造の変化を背景に、一段と銀行・保険・共済の競合条件が激化してきている。その特徴は、金融自由化の進展と個人の金融ニーズの変化のなかで、金融機関の垣根がとり払われ、財形年金、個人年金等貯蓄性商品のはげしい獲得競争となっている。また労働者共済事業の分野では、労働組合はその重要な組織基盤であるが、民間保険も労働組合を市場とし、積極的に加入の働きかけを強めてきている。その結果、労働組合によっては、組合員の生活保障要求を満たすため、民間保険を活用するケースも生まれ、必ずしも労働者共済にとって、労働組合が組織的安定的基盤と言えない傾向も生まれてきている。

また、七二年に埼玉県で設立された「埼玉県民共済」は、その蓄積にたって八二年八月「全国生協連」を設立し、各県に「県民共済」の設立をすすめている。設立ないし設立準備がすすめられている県は現在二一県である。県民共済は、全労済と同様消費生活協同組合法にもとづき、組織的基盤も全労済と同一基盤に依拠し、全国展開をすすめており競合矛盾が発生している。

### 全労済第二期中期計画の策定

八〇年八月、八〇年代一〇年間を展望した長期計画を策定し、その一期中期計画が終了した。ひきつづき第二期計画の策定準備にとりくんだ。今回の第二期計画の主要課題は、つぎのとおりである。

(1)全労済の社会的役割と任務をより具体的に明らかにしながら実践に移す。

(2)組織労働者の結集をさらに促進するため、労働組合との連携の強化、改善につとめる。

(3)生活保障設計運動の本格的展開を柱に、個人制度の積極的加入拡大をはかる。とりわけ地域活動領域の飛躍的拡大をはかるとともに、新たに年金共済のとりくみをはかる。

(4)多様な協同組合間協同をすすめるとともに、新たにより広い領域の関連協同事業体の形成をめざす。

この第二期計画の性格は、競合条件の激化にあって、いかに外部環境の急激な変化に有効かつ機敏に対応するかにあり、全国的共済センターとしての力量を高めながら、協同組合セクターの発展、広く社会から支持される労済運動をめざすものである。

### 「こくみん共済」を基礎にした地域政策の展開

組織労働者だけでなく、全勤労者に組織基盤を確立する方針は早くから出され、地域に推進員を配置し、組合員拡大と組織づくりにとりくんできた。しかしこの方法は地方都市で成功を見ているものの、大都市圏においては必ずしも見通しのあるものとなっていない。そこで基礎的な生命保障要求を満たし、勤労者ならだれでも無理なく加入できる制度として「こくみん共済」制度を企画し、金融機関の掛金自動振替制度を活用することにより、利便性と契約管理の簡便性を強めた。この措置は、「県民共済」の全国展開

がインパクトとなり、事業運営にあたっても「県民共済」の積極面に学んだものである（生命・傷害の基礎的保障を定額・低廉な掛金で、しかも申し込み・掛金の払い込みを銀行を活用して低経費、高能率に信用を加えている）。

八三年五月から関西、同六月から関東で実施し、順調な加入となっている。「こくみん共済」の実施によって地域政策が完了したわけでなく、こくみん共済の加入者を行政区の単位で早期に労済の地域支部・班に組織し、真の組合員相互扶助組織に高めていくことをめざしている。また生活保障要求を深く組織するため、生活保障設計運動をすすめ、火災、希望（個人生命共済）、自動車、年金など総合的加入の実現をはかる計画をたてている。

**労働組合の収益事業課税問題**

八二年一一月、公益法人等の収益事業関係通達の改正がおこなわれ、共済事業に関する通達が新設された。その結果、①事務の代行（労済から労働組合に支払われる事務手数料等）。②収益事業とした場合法人税の確定申告が必要となり、その際、貸借対照表および損益計算書について、労働組合の一般会計に係る書類がふくまれる、という二つの問題点が発生した。中央労福協内に税務問題特別委員会を設置し、中央・地方の労働組合と連携しながら、国税折衝を重ね、当面の課税について一定の歯止めをかけた。しかし今後労働組合にはいっさい課税させない基本的とりくみが必要となっている。

**アジア太平洋地域労働者共済セミナーの開催**

八三年三月二八日から四月二日まで、東京において、アジア太平洋地域七カ国の労働組合代表（全インドネシア労働連合、韓国労働組合会議、セイロン労働者会議、タイ労働会議、フィジー労働会議、フィリピン労働組合会議、パプアニューギニア官公労会議、同労働組合連合）一四人を招請し、労働者共済開発のためのセミナーを開催した。

このセミナーは、ＩＣＩＦ（国際協同組合保険連合）ＩＤＢ（同開発局）の委員組合としての全労済が、ＮＴＵＣ・ＩＮＣＯＭ（シンガポール労働組合会議保険協同組合インカム）と協同し、日本ＩＬＯ協会の協賛を得て実施したものである。このセミナー以降、パプアニューギニア、韓国で労働者共済設立へ向けて準備活動が開始されている。

**八二年度事業概況**

損保・生保あわせた保険産業は、サービス産業のなかで、第三位（一三兆円以上）の産業であるが、近年、市場の成熟化にあって収入保険料の伸びは、八二年度、損保六・三％、生保一二・二％と鈍化をみせている。全労済においても同様の傾向をたどりつつある。全労済の組織基盤の中心は労働組合であるが、労働組合の基盤はあまり拡大せず、固定化しており、組合員の共済利用率も成熟化を見せはじめている。同時に労働組合自身の組織強化や財政上の理由から独自共済あるいは民間保険との結合による保障制度を強化しつつある。このことは全労済が労働組合や勤労者の生活保障ニーズに有効かつ適格に対応できなかった結果でもある。

八二年度の契約状況は、全共済種目合わせ二二九三万件、契約高六九兆二一三五億円であった。これは前年度に比較し約二〇〇万件（九・五六％）、七兆六四八八億円（一二・四二％）の増加である。

他方、給付状況は、全共済種目で約五〇八億円と前年度に比較し

## 第102表　全労済加入・給付状況

〔加入状況〕　　（単位：千件，億円）

| 共済種類＼事業年度 | | 1981年度末 | 1982年度末 | 増加率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 火災共済 | 件数 | 7,308 | 7,627 | 4.37 |
| | 契約高 | 330,206 | 364,443 | 10.36 |
| 慶弔共済 | 件数 | 3,662 | 4,750 | 29.70 |
| | 契約高 | 10,475 | 13,352 | 27.46 |
| 交通災害共済 | 件数 | 4,389 | 4,735 | 7.89 |
| | 契約高 | 60,347 | 66,273 | 10.32 |
| 団体生命共済（特約ふくむ） | 件数 | 5,339 | 5,589 | 10.46 |
| | 契約高 | 201,936 | 233,964 | 15.86 |
| 希望共済（特約ふくむ） | 件数 | 230 | 228 | △ 0.94 |
| | 契約高 | 12,682 | 14,103 | 11.20 |
| 合計 | 件数 | 20,928 | 22,929 | 9.56 |
| | 契約高 | 615,647 | 692,135 | 12.42 |

〔給付状況〕　　（単位：千円）

| 共済種類＼事業年度 | 1981年度 | 1982年度 | 増加率（%） |
|---|---|---|---|
| 火災共済 | 11,051,726 | 12,673,472 | 14.67 |
| 慶弔共済 | 1,565,187 | 1,653,555 | 5.65 |
| 交通災害共済 | 2,508,608 | 3,428,800 | 36.68 |
| 団体生命共済（特約ふくむ） | 24,790,223 | 28,343,802 | 14.33 |
| 希望共済（特約ふくむ） | 3,611,012 | 4,670,643 | 29.34 |
| 合計 | 43,777,822 | 50,770,272 | 15.97 |

〔備考〕 1） 1981年度は，81年6月1日～82年5月31日，1982年度は，82年6月1日～83年5月31日。

2） 積立金付生命共済は希望共済にふくめ表示した。

七〇億円（一六%）増加した。今年度はとくに長崎を中心とする集中豪雨、台風9・10・18号被害、日本海中部地震被害等の自然災害給付が目立った。

## 3　生活協同組合運動

### きびしさを増すくらしと平和への不安

この一年間、ひきつづく経済環境の悪化のもとで、中小企業の倒産、失業者の増加などと勤労者の生活諸条件はいっそう困難を深めている。勤労者の家計収入は、人事院勧告の凍結や日経連のガイドラインのもとで賃上げが抑制され、主婦の内職やパート労働による収入比重が高まっている。他方、支出は、税金や社会保険料の負担増に加え、福祉、医療、教育の費用負担が増している。その結果、貯蓄は額・率ともに減少し、勤労者の多くは、生活の悪化を訴えている。

他方、「消費不況」と出店規制のもとで、流通業界の競争もいっそうきびしさを増し、大手チェーンを中心に、新しい業態の開発、たとえば、消費者金融、教育文化事業、健康・スポーツ事業、サービス事業、無店舗販売への進出など従来の枠を超えた新事業分野への参入が相次いでいる。またチェーン間の合併・系列化や商品政策の見直し、ＰＯＳ（販売時点情報管理）やクレジット・カードをはじめとするエレクトロニクス化が進行しており、「生き残り」のための競争がいっそう強まっている。

### 生協運動の前進

全国の生協運動は、長期化する不況、実質収入の低下、競合の激化といった情勢にもかかわらず、組合員活動に支えられ、着実な発展をとげている。「組合員の知恵と力を寄せ合い、生協をつよめ、平和とくらしを守ろう」のスローガンのもとで、全国的に平和とくらしを守る諸活動、組合員拡大、商品活動など生協結集活動が展開され社会的にも注目される、ものになってきている。第103表のとおり、購買生協、医療生協ともに八%台と前年を上回る組合員拡大がおこなわれ、組合員数は前年より六〇万人増え、七八〇万人（世帯）、組合員出資金増も一一%台と八%台で、流通業界の総売上高がマイナスという状況のなかで着実な前進をとげている。なかでも共同購入部門は、組合員、出資金、供給高いずれも二ケタ台の伸長をみせている。

しかし店舗部門では、コープ商品、産地直結を重視した運営を強め、成果をあげている反面、大型店や競合店で衣料品や耐久消費財の供給の落ち込みとなっている。また職域生協、学校生協（大学生協）でも、賃金抑制や合理化、人事院勧告凍結の影響が事業経営に現れてきている。こうしたきびしい状況下にあって総事業高（医療生協をふくむ）は、一兆三五三四億円に達し、流通業界での地位を高めたといえる。

### くらしと平和を守る組合員活動

くらしと健康、平和を守る組合員活動は、全国的に多様なとりくみが展開された。

(1)家計簿活動と連動した「わが家の税金・社

## 第103表　1982年度日本生協連購買・医療生協の総合概況

| 項目 | 単位 | 1980年度 | | 1981年度 | | 1982年度(推定) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 数値 | 前年比 | 数値 | 前年比 | 数値 | 前年比 |
| 会員生協数 | 生協 | 658 | 100.2 | 646 | 98.2 | 651 | 100.8 |
| 購買 | | 553 | 99.6 | 541 | 97.8 | 543 | 100.4 |
| 医療 | | 105 | 102.9 | 105 | 100.0 | 108 | 102.9 |
| 組合員数 | 千人 | 6,723 | 105.5 | 7,224 | 107.5 | 7,815 | 108.2 |
| 購買 | | 6,124 | 104.4 | 6,584 | 107.5 | 7,117 | 108.1 |
| 医療 | | 599 | 121.8 | 640 | 106.8 | 698 | 109.1 |
| 購買生協供給高 | 百万円 | 980,906 | 116.3 | 1,098,530 | 112.0 | 1,189,708 | 108.3 |
| 〃 利用高 | 〃 | 60,250 | 141.1 | 70,140 | 116.4 | 77,868 | 111.0 |
| 〃 事業高(イ) | 〃 | 1,404,145 | 117.5 | 1,168,273 | 112.2 | 1,267,576 | 108.5 |
| 組合員1人当り月利用高 | 円 | 14,168 | 115.1 | 14,786 | 104.3 | 14,842 | 100.4 |
| 医療生協事業高(ロ) | 百万円 | 66,996 | 121.0 | 74,899 | 111.8 | 85,826 | 114.6 |
| 総事業高(イ)+(ロ) | 〃 | 1,108,141 | 117.7 | 1,243,172 | 112.2 | 1,353,402 | 108.9 |
| 出資金 | 百万円 | 51,858 | 105.3 | 59,418 | 114.6 | 66,476 | 111.9 |
| 購買 | | 46,757 | 104.2 | 53,491 | 114.4 | 59,589 | 111.4 |
| 医療 | | 5,101 | 115.8 | 5,927 | 116.2 | 6,887 | 116.2 |
| 組合員1人当り出資金 | 円 | 7,714 | 99.8 | 8,255 | 106.6 | 8,508 | 103.0 |
| 購買 | | 7,635 | 100.1 | 8,124 | 106.4 | 8,372 | 103.1 |
| 医療 | | 8,516 | 95.1 | 9,261 | 108.8 | 9,867 | 106.5 |
| 組合員借入金 | 百万円 | 52,612 | 106.8 | 58,763 | 111.7 | 62,230 | 105.9 |
| 店舗数 | 店 | 1,846 | 103.0 | 1,864 | 109.8 | 1,893 | 101.6 |
| 売場面積 | 3.3m² | 229,741 | 103.5 | 238,796 | 103.9 | 246,437 | 103.2 |
| 正規役職員総数 | 人 | 36,063 | 105.5 | 36,717 | 101.8 | 37,488 | 102.1 |
| 日生協共同仕入高 | 百万円 | 95,939 | 124.5 | 115,802 | 120.7 | 138,700 | 119.9 |
| 結集率 | % | 11.5 | 0.7 | 12.4 | 0.9 | 13.8 | 1.4 |
| CO-OP商品仕入高 | 百万円 | 72,849 | 126.5 | 84,954 | 116.6 | 98,828 | 116.3 |

〔備考〕 1) 生協数：会員生協数は単協数で連合会はふくまない。
2) 総事業高：供給高＋利用高
3) 供給高：物品の供給額および大学生協の食堂部門の供給額
4) 利用高：医療収入，理容，美容，大学生協以外の食堂喫茶，共済収入
5) 組合員1人当り月利用高は，今年度から医療をのぞき，購買生協事業高÷購買生協組合員数÷12で算出した。
6) 結集率：会員生協での供給剰余率（G，P，R）を15%と考えて算出した。
結集率＝支所利用高÷{(単協での商品供給高×0.85)}×100

会保障費しらべ」「教育費しらべ」であり、一〇三生協、五二〇〇人の参加があった。またこれら生活の実態調査・分析をとおして、行政改革などの政策点検の試みは、社会的反響を呼んだ。ひきつづき家計簿運動を発展させながら、大型間接税導入反対のとりくみにつなげることを計画している。

(2)商品見直し活動のうち、食品添加物問題は、学習会、摂取量調査、「添加物規制と食品衛生行政の強化を求める自治体請願」がとりくまれた。請願は二〇〇以上の自治体でおこなわれ、四四地方議会で採択された。しかし、厚生省は貿易自由化問題とも相まって、一一商目の添加物の認可および認可取り消しを決めたBHAの延期をはかるなど、健康・安全無視のうごきを強めている。螢光増白剤をふくむ洗剤を減らす活動がとりくまれ、近畿地区では環境と家庭排水を結びつけた点検活動がすすめられた。

(3)石油製品の便乗値上げ反対運動は、北海道、東北を中心に、学習会、大衆集会、石油会社・行政折衝、地方議会への働きかけなどがとりくまれ、第三次値上げを事実上撤回させる成果をあげた。その後、原油は一転して値下げに向かうなかで、石油製品、電気・ガス料金の値下げ運動、灯油裁判支援活動をひきつづきすすめた。

(4)核兵器の廃絶を求め、平和を守る運動は、大きな高揚をみせた。八二年に開催された第二回国連軍縮総会には、三八二万人の署名を集め、二〇〇人の生協代表団を派遣した。また広島・長崎の原水爆禁止世界大会に四三〇人の代表を送り、その成功に尽力した。また、今春西ベルリンで開催された第二回欧州核軍備撤廃大会にも代表を送り、国内では初めての統一平和行進にも参加した。これらの活動の基礎には、各地で地域ぐるみとりくまれた原爆展、平和学習会、コンサート、戦争体験記の発行、地方自治体「非核（平和）都市宣言」決議要請行動など活発な草の根運動があった。

(5)その他、老人医療の有料化反対運動、日本の農業を守り、安全な食糧の安定的供給を求める活動など全国的なとりくみがおこなわれた。

### 生協の組織運営基盤の強化

生協の組合員数は、六〇万人増え、班組織、出資金の増強など組織基盤は強化された。

多くの生協では「空白地域をなくす」「点から面へ」「班員の増加」などの計画が、地区運営委員会や班会のなかで具体化され、専従者も一体となったとりくみを展開した。また、働く主婦の増加にともなう運営上の工夫もすすんだ。この一年間の組合員活動の主なものはつぎのとおりであった。

(1)食品の試食、食生活のバランスチェックおよび添加物調べ

(2)亜硝酸の発色剤テスト、肌着の螢光増白剤テスト、添加物や洗剤問題の学習

(3)産直活動や食糧問題の学習およびコープ商品、産直品を中心とした生協利用結集運動

(4)くらしと平和を守る活動、生協まつり、文化・スポーツ活動

その結果、とくに利用結集運動では、商品コストの引き下げをはかることができた。同時に日生協のレベルでも、コープ商品の開発・改善にとりくみ、とくに低価格要求にこたえるため、生産、物流、管理コストの引き下げや所沢物流センターの設置など条件整備をはかった。

この一年間に五二八品目のコープ商品が開発され、日生協の事業

高は一二%増加し、一四〇〇億円に達した。不況の長期化は生協の事業経営に多くの困難をもたらし、一部の生協において赤字経営となっているところもあるが、全体的には経営基盤は強化されてきた。共同購入におけるCR（個人別注文、自動読みとり集計）導入によるシステム改善や生鮮食品の取り扱いの強化、店舗活動への組合員参加、小型店チェーンの実践がすすめられた。また班別仕分けのためのピックディレクターの導入、店舗でのPOS導入など機械化がはかられた。

**中計づくりと連帯活動の前進**　第二次全国生協中期計画の第二年度として各県連、単協の中計づくりと実践がおこなわれ、生協間の連帯が前進した。埼玉、福岡の両県での大型合併、静岡、群馬、熊本、長野では、単協間の事業統一、共同配送センターの建設がおこなわれた。また不振生協や被災生協にたいする支援活動としてとりくまれた。

協同組合間の連携活動としても単協間の連帯活動としてとりくまれた。との交流、東北では、全国各地でおこなわれ、産直や生産者牛肉、青果などの「連帯セール」をとりくんだ。日生協は、全国農協中央会の申し入れにこたえ、「農産物の無原則的な輸入の自由化に反対する」見解を明らかにするとともに、全農との間で「提携強化に関する覚書」を補強改訂した。また全労済との提携によるコープ共済の拡大、医療生協との提携による組合員健康診断や体力測定もおこなわれた。

**国際活動**　国際活動では、国際協同組合同盟の諸会議への参加、欧州生協視察団やアメリカ流通セミナーを実施し、生協組織への海外品供給も二六%増加した。協同組合間貿易も発展した。またマレーシアからの研修生の受け入れおよび東南アジア諸国からの受け入れ準備をおこなっている。

## 4　労働者住宅運動

**停滞する住宅着工戸数**　建設省は、期建設五カ年計画で八五年度までに七七〇万戸、単年度平均一五四万戸の住宅建設計画を打ち出したが、八一年一一四万戸、八二年一一五万戸となっている。とくに利用関係別では土地費負担が加重される分譲住宅が低調であるが、持ち家に関しては、住宅金融公庫融資が下支えされたことにともなう駆け込み着工によって、前年比微増となっているが、持ち家と分譲住宅を合計した持ち家計は前年比二・七%減の八〇万戸と七五年以降もっとも低い水準となっている。

八二年の首都圏のマンション需要動向は、需要の低迷を反映して八二年の新規供給戸数は微減しているが、それでも五万二〇〇〇戸に達している。一方、販売戸数も前年を下回る三万六〇〇〇戸、その結果八二年末の累積在庫はついに二万戸を超えるにいたった。

需要の低下の原因は、繰りかえし言われているように、人口構造の変化、持ち家充足率の向上等の構造的要因もあるが、短期的には

税、保険料負担の増加および賃上げ率の低下による勤労者所得の伸びなやみにともなう住宅取得能力の低下である。地価上昇率は一時より低くなっている（八二年度下半期の住宅地の地価上昇率は国土庁調査で二・一%、前期の二・五%より低下している）とはいえ、総体的に高値安定型となっている住宅価格との相対価格差を拡大させ、住宅購入意欲を減退させたためである。

しかし「住宅需要実態調査」でもわかるとおり、つねに三～四割の世帯がなんらかのかたちで住宅困窮を訴えており、地方圏より大都市圏に、また持ち家より貸家にそれが強い。最近の傾向は絶対的な困窮感が減少し、より質の高い住宅や住環境に関心が移行しており、より良い住水準を求める国民の欲求はいぜん高い。

このことにたいする国の施策は、持ち家重点主義の基調を変えていず、公団、公社、公営など公的賃貸住宅建設の停滞が目立つ反面、線引きの見直し、自治体の開発指導要綱の行き過ぎ是正、大型宅地開発の許可基準の見直しなど宅地供給を増やすために土地にたいする規制をゆるめようとしている。また、一〇年目以降、借入金利を財投金利並みに引き上げる段階金利制の実施はあるものの融資限度額等の引き上げなどの住宅金融公庫にたいする措置、税制面では住宅取得控除の控除率を一八%、控除限度額を一五万円に引き上げ、地域特別分譲住宅制度による公営住宅入居者層の持ち家移行政策など持ち家重点主義の政策をとっている。

住宅建設計画の基本課題である最低居住水準の向上を持ち家で推進していこうという政策展開は、最低居住水準以下世帯の多い公団、公営住宅の改善を遅らせ、持ち家取得者にも住宅金融公庫の長期延滞件数が八二年末で前年比三六・四%増の五六〇〇件と総融資件数の〇・一%を超し、損保の住宅ローン保証保険の保険金支払額が七五年の一〇倍に達する七〇〇億円と、景気の低迷と個人所得の伸びなやみを背景に急増した。

さらに需要の伸びなやみにたいし、とくに分譲住宅で建築面積等がこの一年顕著に現れている。分譲事業主体は、建築面積、土地面積を小さくし、設備機器の低質化により住宅価格の上昇を抑えようとしている。たとえば、首都圏の新規マンションの供給をみると、平均価格は八一年に二六一六万であったものが、八二年には二五七八万円と一・五%低下しているが、建築面積は一八・四坪から一八・二坪に減少し、住宅の質的向上意欲も価格に阻害されたかたちとなっている。

### 第二期中期事業計画の策定

勤住協は七九年以来、中期的な協会事業計画の指針となるべき、三年間の中期計画を策定している。八二年は第二期中期計画の初年度であった。第一期計画は期中前半が好調に推移したため期間全体では計画戸数二万一〇〇〇戸にたいし、一万六二八九戸と七八%の達成率であったが、期後半にいたって第二次オイルショックの影響から、勤労者の実質所得の低下と住宅価格の乖離による住宅需要の低下により、在庫住宅の発生をもたらした。

第二期中期計画は、第一期にも増して外的経済要因、条件の悪化が予想され、どのような事業展開をはかるべきなのかを重点課題とした。具体的には勤住協、住宅生協の基本の事業である新規分譲住宅の供給だけでなく、建て替え、増改築、修理等のリフォーム分野などである。住宅ストックがある程度充足された状況下では、物的、

機能的、経済的価値の維持にたいするニーズに対処するとともに、中古住宅流通市場の活発化対応など、多様化、複雑化してきた住宅需要に的確に対応した事業運営をおこなうことにしている。

また、建設計画戸数は、住宅需給動向は住宅価格の上昇は鈍化するといっても、所得との関係から需給バランスが好転する見通しにはない。とくに勤住協の供給対象は所得の比較的低い層に集中しているためその影響が強くでることもある。これへの対応は、ニーズを充分把握したうえでの価額、質的水準での適正物件の供給であり、前期の二万一〇〇〇戸に比較し一六%減の一万七七〇〇戸、単年度平均五九〇〇戸を設定し、供給の確実性を期してとりくんだ。

**八二年度事業概況**

八二年の勤住協の事業計画は、昨年度計画にくらべ一三・六%減、同じく建設実績比で二一・五%増の六五七九戸とした。年度当初の実施状況は、一〇月より住宅金融公庫が段階金利制を導入したことにともなう年度繰り上げなど早期申し込みが影響し、好調な進捗率を示した。しかし、その後一部で在庫住宅の消化が遅延していること、開発許可取得が思うように進展しないこともあって、実施戸数は対外計画比七三・九%、対前年度実績比一〇・一%減の四八六一戸となり、七六年度以降の単年平均実績戸数を下回った。財形住宅は四〇三戸とほぼ計画戸数を達成することができ、前年比でも一一六%と大幅な伸びを示した。

勤住協事業を受託している全国の各住宅生協については、協会事業の生協経営に占める比重が増大して来た。住宅要求の高い三大都市圏とその他地域での質的格差が広がり、分譲住宅一辺倒では経営の維持が困難となってきたため、事業分野の拡大、組織機構の改善など経営体質強化に努力している。

**制度改善要請**

勤住協・住宅生協は毎年政府にたいし、税制・予算両面での改善要請をおこなってきているが、税制においては、特定住宅地造成事業のため土地を譲渡した場合、譲渡所得の特別控除額の三〇〇〇万円への引き上げ（現行一五〇〇万円）、勤住協が適正用地を取得しやすくする。また、財形関係では地方自治体の利子補給問題を解決し、地方公務員が勤住協の財形住宅を購入できるよう働きかけたがいずれも財政上の理由によって実現できなかった。

**金利対策**

勤住協・住宅生協の事業資金の多くは労働金庫からの借入れによってまかなわれているが、資金コストの高い労金資金では、事業期間の比較的長い大規模住宅はますます困難になっている。そのため、借入金利の引き下げを要請すると同時に資金操作を効率的にするよう努力している。

【参考資料】〈労金関係〉(1)「社団法人全国労働金庫協会第42回総会議案書」、(2)「労働金庫連合会第26回総会議案書」、(3)『月刊労働金庫』
〈労済関係〉(1)「全国労働者共済生活協同組合連合会第39・40回総会議案書」、(2)『理論誌労済』、(3)『労働者の共済』（月刊）
〈生協関係〉(1)「日本生活協同組合連合会第31回通常総会議案書」、(2)『生協運営資料』（季刊）、(3)『消費者運動資料』（季刊）、(4)『生協運動』（月刊）
〈住宅関係〉(1)「日本勤労者住宅協会第27回評議員会資料」、(2)「全国住宅生活協同組合連合会昭和58年度総会議案書」、(3)『月刊勤住協』

# X 国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合――国際労働組合組織の諸形態／日本の労働組合の加盟状況／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟の国際連帯・交流活動／国際労働組合の諸会議――世界労連系の会議／国際自由労連・国際産業別組織系の会議／その他の国際労働組合会議

## 概要

一、八二～八三年の時期には航空同盟、交通労連、私鉄総連がITSの国際運輸労連に加盟した。世界労連東京事務所は縮小され、所在を運輸一般本部へ移した。

一、総評はアジア地域六カ国から一組織を招待しアジア地域労組セミナーを開催し、ASEAN諸国に民間単産会議の訪問団を、中国に槇枝議長を団長とする代表団を派遣し、例年のようにソ連、ドイツ民主共和国の労組とのあいだに交流協定を結んだほか、本年は来日したブルガリア労評とのあいだにも交流協定を結んだ。

一、同盟は、AFL＝CIOとの定期会議を東京でひらき、レーガンのマネタリズムの政策を攻撃する共同声明をだし、また台湾、香港、韓国の労組とのあいだにも四者定期会談をひらいた。ポーランドの自主管理労組〝連帯〟のためには資金援助をおこない、シンガポールからは企業別組合についての研修のため労使双方から成る視察団を受けいれた。その他生産性本部との共同による生産性国際交流計画や日米人物交流計画にもとづいて同盟は代表団を東南アジア諸国やアメリカに送った。

一、世界労連系の主要な国際労働組合会議としては、第九回国際金属労働者会議（八二年九月）、第七回国際繊維・衣服・皮革・毛

皮労働組合会議（八二年九月）、世界労連第二八回執行局会議（八二年九月）、第七回国際公務員会議（八二年一〇月）、運輸インター第三四回執行委員会（八二年一〇月）、世界労連第二九回執行局会議ならびに第三五回総評議会（八三年四月）などがあった。

一、国際自由労連ならびに国際産業別組織系の国際労組会議としては、国際自由労連、国際産業別組織多国籍企業作業部会（八二年六月ならびに八三年四月）、青年移民労働者問題に関するセミナー（八二年九月）、太平洋諸国労働組合の開発選択に関するＡＲＯ地域会議（八二年一〇月）、第四回アジア公務労組会議（八二年一〇月）、ＡＲＯ労働者教育に関する第三回アジア会議（八二年一一月）、〝連帯〟と連帯する合同労組会議（八二年一一月）、チリの人権・労組権に関する国際会議（八三年三月）、国際自由労連アジア地域組織第四九回執行委員会（八三年四月）、国際鉱山労連第四四回大会（八三年五月）、国際自由労連第一三回世界大会（八三年六月）などがあった。

一、世界労連、国際自由労連の枠をこえた国際会議としては、そうした枠をこえて統一した炭鉱・鉱山労働者の国際組織「国際鉱山エネルギー労組」の創設をめざす会議（八三年四月、パリ）があった。

## 1　国際労働組合組織とわが国の労働組合

### 1　国際労働組合組織

**国際労働組合組織の諸形態**　現在、国際労働組合組織には大別してつぎの三種類のものがふくまれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称・世界労連、ＷＦＴＵ）、国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）、国際労働組合連合（国際労連、ＷＣＬ）、②産業別・職業別の国際労働組合組織――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インタナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定をむすんでいる一五の国際産業別・職業別組織（ＩＴＳ）、国際労連傘下の国際産業別諸組織、および七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連（ＦＩＳＴＡＶ）のようにいずれにも所属せず、それらの枠を越えた国際産業別組織、③各国の労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した国際組織――アラブ国際労働組合連合（ＩＣＡＴＵ）、アフリカ労働組合統一機構（ＯＡＴＵＵ）、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（ＣＰＵＳＴＡＣ）、ヨーロッ

パ労働組合連盟（ＥＴＵＣ）。

**日本の労働組合の加盟状況**　以上の国際労働組合組織のうち、日本の労働組合が組織的関係をもっているのは、世界労連と国際自由労連、これら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、および中立の国際産業別組織である。一九八三年六月末日現在における日本の労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係はつぎのとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、建設一般全日自労、運輸一般

【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交、日放労、全電通、自動車総連

【世界労連傘下の労働組合インタナショナル】　①建築木材建築資材労働組合インタナショナル――全建労、建設一般全日自労、全国建設、②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル――全自交、運輸一般、③公共業務関連従業員労働組合インタナショナル――医労協、国公労連（準加盟）、④世界教員組合連盟――日高教（準加盟）

【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連ＩＭＦ――金属労協ＩＭＦ・ＪＣ、②国際運輸労連ＩＴＦ――国労、動労、都市交、海員、交通公社、航空同盟、日航乗務、交通労連、私鉄総連、観光労連、運輸労連、③国際繊維被服皮革労連ＩＦＴＧＬＷ――ゼンセン同盟、④国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦ――化学エネルギー労協ＩＣＥＦ・ＪＡＦ、⑤国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ――全逓、全電通、国際電電、⑥国際鉱山労連ＭＩＦ――炭労、全鉱、⑦国際食品労連ＩＵＦ――ＩＵＦ加盟組織連絡協議会ＩＵＦ・ＪＣＣ、⑧国際自由教育連盟ＩＦＦＴＵ――日教組、⑨国際公務員労連ＰＳＩ――自治労、⑩国際商業事務技術専門職労連ＦＩＥＴ――ＦＩＥＴ日本加盟組合協議会ＦＩＥＴ・ＪＬＣ、⑪国際製版印刷労連ＩＧＦＡ――全印刷（オブザーバー）

【中立の国際産業別組織】　国際映画放送労連ＦＩＳＴＡＶ――民放労連、映演共闘

八二～八三年の時期には航空同盟、交通労連、私鉄総連が国際産業別組織ＩＴＳの国際運輸労連ＩＴＦに加盟した。

航空同盟と交通労連はそれぞれ八〇年の定期大会で国際運輸労連ＩＴＦ加盟の方針を決定していたものの、日本国内の他組合との調整問題のため加盟申請手続がおくれていたが、ＩＴＦは五七年三月の執行委員会で八二年一月一日にさかのぼって両組合の加盟を承認した。なお航空同盟の場合は、すでに加盟していた全日航労組を航空同盟に切り換えるかたちをとった。私鉄総連は一九五〇年の大会でＩＴＦ加盟を決定したが、そのご五三年の大会で日米安保問題、講和問題などに関連して「国際自由労連は戦争勢力の片棒をかついでいる」、「ＩＴＦは国際自由労連系の組織であり、同一歩調をとっている」との理由で脱退を決定した。今回は八一年の大会で加盟方針をきめ、一年間の職場討議をへて八二年七月の定期大会で最終的に決定したもので、八二年一〇月に加盟が承認されている。

なおこれまで全専売におかれていた世界労連東京事務所は、八二年一二月で機関誌『世界労働組合運動』の発行を停止し、八三年六月末に運輸一般本部に移った。

## 2　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

**総評の国際連帯活動方針**　総評は八二年七月二五～二八日開催の第六六回定期大会で八二年度の国際連帯活動方針をつぎのように決定した。

【総評八二年度運動方針〔4〕主要課題についての闘い、国際連帯活動の強

化（全文）】

総評が国際連帯活動の基本としてきた積極中立の立場にたち、労働組合としての主体性と自主性を堅持して、国際的連帯活動をすすめていく。とくに、今日世界の労働組合運動が共通して当面している貿易・南北問題と労働組合の対応、労働基本権と人権、平和擁護と軍縮の実現などの重点問題を国際連帯活動の中心とする。

1　先進資本主義国労組との協力活動をすすめる。

貿易問題を契機に、わが国の労働者の労働条件、社会的特性が欧米主要国の労働組合からも注目されている。相互に理解し合う活動を重視し、相互利益のために国際公正労働基準の確立を目標にした協力活動をすすめる。この趣旨にたち二国間交流のほかに、ヨーロッパ事務所ＴＵＡＣ、労働サミットなどを通じた意見交換を行う。

2　発展途上国の労働組合との交流連帯を強化する。

㈠労働組合の自立、労働基本権および人権の擁護のため努力する。とくにアジアにおける権利の制限や否認、労働法の改悪などに反対してセミナーの開催など連帯活動を強化する。㈡トルコや中南米における組合弾圧や人権無視に抗議する行動を強化する。㈢パレスチナ解放運動を支持し、アパルトヘイトに反対してたたかう。㈣南北問題への積極的な対応協力をすすめる。㈤アジア労働研究所の活動を強化する。㈥アフリカの労働組合運動との連携強化のため、調査やセミナーなどの活動を中心に総評アフリカ事務所を設立する。一九八三年に最初のセミナーをアフリカで開く。

3　社会主義諸国との交流をすすめる。

㈠社会主義諸国については、諸国間の対立抗争にかかわりなく、総評の主体性と自主性を堅持して対応する。㈡朝鮮の自主的平和統一をめざす運動を強化する。㈢ポーランド「連帯」支援については、国際連帯活動を継続する。

4　国際産業別組織との連携強化をはかり、とくにＩＴＳ加盟を促進する。

5　ＩＬＯの活動を引き続き重視する。とくに、賃金、雇用、権利、多国籍企業など課題毎プロジェクトをつくり、対策をつよめる。またＩＬＯ条約批准の促進、批准した条約や勧告の適用状況の検討をすすめる。

6　平和擁護、反核、全面軍縮をめざして国際連帯を発展させる。

㈠欧米で拡大している反核運動との連帯を強化する。㈡アフリカとの連帯のなかで反核軍縮平和運動の活動連携をはかるとともに、日教組の主催する反核軍縮シンポジウムの成功のため努力する。㈢非核太平洋をめざす太平洋地域諸国労組との連携を強化し、第二回太平洋労働組合会議の成功のため努力する。

## オーストラリア労組連合代表団の来日

総評の招待によりドラン議長ほか三人のオーストラリア労組連合ＡＣＴＵ代表団が八二年一〇月一三～二二日に来日した。滞在中代表団は総評はもちろん他の三団体、単産、地評の役員とも懇談した。

## アジア地域労組セミナー

総評はＡＳＥＡＮ五カ国およびインドの計六カ国から一三組織を招待して八二年一一月一五～二五日にアジア地域労働組合セミナーを開催した。会議は日本ＩＬＯ協会の「発展途上国労働問題協力推進事業」にもとづいて総評が実施したもので、総評からは本部から江田副議長ほか五人、民間部会、公労協部会、公務員共闘からそれぞれ五人が出席した。江田副議長が基調報告をおこない、そのなかで「日本の労使関係に学べ」というキャンペーンについて、それが労組の役割を企業内に限定することになってはならないと警告した。各国の代表の報告のなかでは、それぞれの組織に共通の課題として、①開発と労働基本権をめぐる問題、②いわゆる「ルック・イースト」（日本に学べ）政策をめぐる問題、④平和と発展への展望の四つが取り上げられた。多くの代表が〝日本の成功の秘密〟に大きな関心を示したが、総評代表は、一九六〇年代

の日本の高度経済成長とそれを可能にさせた労務管理は世界的不況のなかですでに行き詰まっていると指摘した。

**民間単産会議代表団の東南アジア諸国訪問**

八二年一〇月一六～二八日に総評は三嶋教宣局長を団長とする二一人の民間単産会議東南アジア諸国訪問代表団をASEAN五カ国に派遣し、各国労組とのあいだの意見交換・交流促進をはかった。

**マレーシア官公労組会議セミナー**

マレーシア官公労組会議CUEPACSの主催のセミナーに山田総評国際局長、河村全電通政策調査室長、木村自治労副委員長の四人が参加し、セミナーの主要テーマの一つである企業別組合（インハウス・ユニオン）について日本の労使関係の経験をふくめて講演した。

**フィリピン大統領宛要請**

フィリピン関連業務労組TUPAS書記長P・トウバスその他の労組指導者が八二年八月と九月に大統領拘留命令によって逮捕された件について、総評は九州地方事務所関谷哲男を派遣した。八二年七月九日、国際アラブ労連主催のもとにパリでひらかれた「パレスチナ・レバノン人民との国際連帯労組集会」に、総評はヨーロッパ事務所の本山和男を出席させた。

**シリア労働総同盟第二〇回大会への出席**

八二年一一月一六～二〇日にダマスカスで開催された大会に、シリア労働総同盟の招待に応じて、総評は竹野文雄共闘局長ら二人を派遣した。

**総評訪中代表団の派遣**

槇枝議長を団長とする七人の総評代表団が八三年二月一八～二四日中華全国総工会の招待で中国を訪問した。訪中の主な目的は、①日本の最近の軍国主義化がアジア地域に及ぼしつつある影響について、②教科書問題のその後の状況について、③両組織間の友好・協力関係のいっそうの強化と交流の促進について、総工会と意見を交換することであった。総工会側は倪志福主席をはじめ多数の幹部が出席し、中国の労働組合が当面する課題と活動について報告した。日本側は日本経済の現状、教科書問題の経過、中曽根政権登場後の軍国主義化の状況、日米韓軍事体制強化の問題などを明らかにするとともに、行革、人勧、春闘、労戦統一問題などについて言及した。会談では「総評・総工会間の八三年交流計画」が合意された。

**モンゴル・メーデーへの代表派遣**

モンゴル労働組合中央評議会の招待でモンゴルの八三年メーデーに総評は九州地方事務所関谷哲男を派遣した。

**パレスチナ・レバノン人民との国際連帯労組集会**

八二年七月九日、国際アラブ労連主催のもとにパリでひらかれた「パレスチナ・レバノン人民との国際連帯労組集会」に、総評はヨーロッパ事務所の本山和男を出席させた。

**シリア労働総同盟第二〇回大会への出席**

八二年一一月一六～二〇日にダマスカスで開催された大会に、シリア労働総同盟の招待に応じて、総評は竹野文雄共闘局長ら二人を派遣した。

**韓国元豊毛紡労働者の組合への連帯**

韓国元豊毛紡労働組合にたいして九月いらいくわえられている暴力団をつかっての弾圧に関連し、総評は一二月一日同労組への連帯の声明を発表するとともに、翌二日在日韓国大使館に正しい解決を求める要請書を送った。

**アフリカ労組統一機構結成一〇周年記念行事**

八三年四月二八～三〇日アディスアベバで挙行されたこの行事に、総評は同機構の招待に応じて、田口企画局長を派遣した。

**TUC招待によるイギリス訪問**

一月一五～一六日に宝田経済局長ほか三人を派遣し、経済問題・労資関係などについて意見を交換した。

イギリス労働組合会議TUCの招待を受けて、総評は八二年一

**キューバ・メーデー参加**

北岡全国オルグを八三年四月二八日～五月六日、キューバに派遣した。

キューバ労働総同盟の招待により、キューバ・メーデー参加のため総評は

**アメリカ労働事情視察**

三日）に、総評は藤本国際部員を参加させた。

アメリカ労働省の招待によるアメリカ労働事情視察（八三年六月三〇日～七月二

**ブルガリア労評代表団の来日**

とする四人の代表団が、八二年九月一二～一八日来日し、総評とのあいだに協力のための協定と計画を調印した。協定は「国際活動」について次のように述べている。

総評の招待によりブルガリア労組評議会のデュルゲロフ議長を団長

【総評とブルガリア労評の協定のうち「国際活動」】

相互の協議を行ない、可能な場合には、次の手段による協同行動を遂行すること。

――平和の擁護と軍縮を目指し、侵略と戦争に反対し、異った社会機構を持つ諸国間の相互の利益となる協力のために異った方向性と加盟関係を持つ労働組合による統一行動の一層の拡大と強化

――多国籍企業の搾取と抑圧に反対し、働く人々の政治的、経済的、社会的諸権利と利益の擁護を目指す闘いにおける労働者階級と労働組合に対する支援

――軍国主義、新植民地主義、人種差別主義、アパルトヘイト、ファシズムと独裁的な体制に反対し、覇権とシオニズムと侵略に反対して各国の政治的経済的自立性の強化を目指すアジアとアフリカとラテン・アメリカの働く人々及び労働組合に対する国際連帯の強化

「協力のための計画」はつぎのような内容である。

【同「協力のための計画」】

ブルガリア労働組合中央評議会は、以下を受け入れる。

1 国際会議「労働組合と平和」に参加する代表団――二名・五日間
2 組合員交流の可能性を調査するための調査グループ――二名・五日間
3 産別代表団（代表団の数は後日文章で確認）
4 休暇に二名の組合員、または一家族（夫妻）

日本労働組合総評議会は以下を受け入れる。

1 相互に関心のある諸問題に関するブルガリア中央労評の調査グループ――二名・六日間
2 産別代表団（代表団の数は後日文章で確認）

**ユーゴスラビア労働総同盟大会への出席**

八二年一一月一一～一三日、ベオグラードで開催の大会に、総評は竹野共闘局長ほか計二人を出席させた。

**ポーランドの新労組法への抗議**

八二年一〇月八日ポーランドで成立した新労働組合法の主眼は、「既存の組合は法的効力を失う」と規定することによって「連帯」労組を解散に追いこむことにあるとして、一〇月一五日に総評は駐日ポーランド代理大使宛に抗議し、「連帯」の「復活」をポーランド政府に要請するよう申し入れた。

### 「連帯」代表団の来日

国際労連WCLの仲介と要請にもとづき、総評は八二年一二月一日から一週間にわたり、「連帯」海外調整事務局代表ミレフスキ、「連帯」フランス協議会メンバー・チャルレフスキの二人を迎えいれた。

### 第一七回日ソ労働組合交流委員会

八二年一二月二三～二五日モスクワで開催され、ソ連側はプロホロフ全ソ労評副議長、総評は内山副事務局長、中立労連は横山事務局次長をそれぞれ団長とする代表団を出席させた。会議では日本側から、従来型の三組織のトップレベルが出席する交流委員会は二年に一回とし、その間は事務レベルの会議にすること、「友好と平和」のための日ソ労働組合集会を二年おき一〇〇人規模から三年おき五〇人にすることを提案し、ソ連側は前者については了承、後者については回答を延期した。会議ではさまざまの問題について意見が交換されたが、ポーランド問題についてもっとも対立し、調印された「議定書」のなかでは「日本とソ連の労働組合の間には、ポーランド問題について意見の一致をみなかった」ことが記録にとどめられた。議定書は、日本側訪ソ代表団二〇、ソ連側訪日代表団一四におよぶ八三年の労働組合交流計画を具体的にとりきめている。

### ソ連邦結成六〇周年記念行事への代表派遣

八二年一二月二〇～二二日、モスクワで開催された同行事に総評は内山副事務局長を出席させた。

### ソ連メーデーへの参加

八三年のメーデー参加のため、大島新聞労連委員長を団長とする五人の代表団が四月三〇日～五月一三日、訪ソした。

### 八三年度ドイツ民主共和国との交流計画

総評は自由ドイツ労働総同盟とのあいだの八三年度交流計画を通信連絡により締結した。その内容はつぎのとおり。

【一九八三年ドイツ民主共和国との交流計画】

Ⅰ　ドイツ民主共和国訪問代表団――①東独ICメタル招待による鉄鋼労連代表団三名、②FDGB鉱山・エネルギー労組招待による炭労・非鉄金属労連代表団二名

Ⅱ　日本訪問代表団――①国労・動労・私鉄総連および全日通・全自交招待によるFDGB運輸通信労組代表団三名、②合化労連招待によるFDGB化学・窯業労組代表団三名、③日教組の招待により教研集会（一九八四年一月）に参加するFDGB教職員労組団体

## 3　同盟の国際連帯・交流活動

### 同盟の国際連帯活動方針

同盟は八二年一月二六～二八日開催の第一八回定期大会で採択された一九八二～八三年度運動方針のなかで、国際活動に関する方針をつぎのように決定した。

【国際活動の強化、一九八二・八三年度運動方針、第三部のⅫ（全文）】

われわれは、社会正義を確立し、労働者の利益を守り、世界の平和と繁栄を実現するため、国際連帯活動を従来にも増して、より積極的にかつ高次に展開させなければならない。このため次の諸活動を進める。

①国際自由労連の基調を支持し、同労連及び友好組織との連帯を強化しつつ、同労連が進める三つの重点活動、すなわち、㋑経済と社会政策に関する国際的な行動についての政策推進と調整を行い、関係各国首脳および

国連、ＩＬＯ、ＯＥＣＤ等の各国際諸機関に民主的労働組合の政策を反映させる。㈡民主的労働運動の強化発展のための連帯活動、とくに発展途上国労組に対する組織強化、組合教育、共済事業等の諸活動に対して援助を行う。㈢自由な労働組合主義の推進、人権と労働組合権を守り、圧政に苦しむ労働者や、恵まれない人々に援助の手をさしのべる活動を強化する。

②国際自由労連と密接な関係にある国際産業別組織（ＩＴＳ）への、関係構成組織の加盟を促進し、連携を深めながら共通課題に取り組む。

③国際自由労連へ復帰したＡＦＬ－ＣＩＯとの連携をさらに強め、定期会談を充実し、相互理解を深め、共通課題についての取り組みを強化する。

④民主主義勢力の一翼を担う西欧諸国労組との友好関係を強化し、交流を深める。

⑤経済の国際化に対応して、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）、同労組諮問委員会（ＴＵＣＡ）の活動に積極的に参加し、経済政策に関する立案、調整に協力する。また、先進工業国労組の社会・経済政策専門家を招へいし、国際会議を開催し、共通問題に関する相互理解の増進に努める。

⑥アジアにおいて、同盟の果たすべき役割はいっそう大きくなっており、次により行動を強化する。㈠韓国ＦＫＴＵ、台湾ＣＦＬ、香港ＨＫＴＵＣとの連携を密にし、定期会談を通じて共通の問題解決に取り組む。㈡国際自由労連アジア地域組織（ＩＣＦＴＵ－ＡＲＯ）の指導的役割を担い、同組織の活動を充実する。同組織総事務局の健全化、国際化と、運営の改善をはかりつつその体質を強化する。㈢ＡＲＯ企画・教育局の企画と運営を充実するため協力する。㈣アジア地域組織の連帯基金に協力するとともに、アジア各国労組の活動を支援し、交流を促進する。㈤アジア各国の恵まれない人々への救援活動を推進する、労働運動に対する政府からの不当な干渉や労働基本権の侵害、国際労働運動への参加を制限する動きに抗議し、当該国の労働組合組織の強化のため協力する。㈥アジア各国労組の組織を拡大、強化するために、教育、調査等に対する、人的・経済的協力を推進する。㈦アジア各国労組の行っている協同組合、共済活動などの労組事業活動について援助、協力する。㈧アジア、その他地域の経済開発の基礎となる技能者養成、海外技術協力について労働組合の立場から援助、協力する。

⑦その他の活動として、次の諸活動を進める。㈠先進国、発展途上国への日本からの進出企業の実態把握に努め、経済進出、経済協力、労使関係等をめぐる諸問題について対策活動を進める。㈡南アフリカにおける労働組合指導者の拘留、労働運動の禁止、迫害、非人道的行為である人種差別政策に反対し、援助、連帯活動を強化する。㈢中南米、その他地域における、民主的な労働運動への弾圧に反対し、当該国の自由な労働運動強化のための支援、連帯活動を強化する。㈣ポーランドの自主管理労組「連帯」が、多くの困難を克服しつつ、勇気ある力強い闘いを進めていることに注目し、国際自由労連を通じての支援活動を強化する。

## 第一四回ＡＦＬ＝ＣＩＯ・同盟定期会談

八二年九月二七日～一〇月一日東京・友愛会館で開催された。ＡＦＬ＝ＣＩＯからグレン副会長、国際サービス従業員組合コルラウン国際局長の四人、同盟から宇佐美会長をはじめ関係者が出席し、世界の政治、経済および労働運動の情勢について意見交換をおこなった。会談は、㈠インフレ対策を口実とするマネタリスト・高金利政策の撤廃を通じて、雇用拡大をめざす、㈡完全雇用およびインフレ抑制を達成するためのたたかいは、政労使をふくむ三者構成的な性格の国内的・国際的に合意されたプログラムを通じてすすめて行く、㈢世界経済の再活性化には公共投資の増大が必要である――などの優先順位にそって、ＴＵＡＣ、ＩＬＯ、ＩＣＦＴＵなどの国際組織において、一致協力して行くことが必要であること、また次回会談は来年ワシントンで開催すること、などを盛りこんだ共同声明を採択した。

### 第五回CFL・同盟・FKTU・HKTUC定期会談

問の第五回定期会談が一一月二～三日台北で開催され、同盟から宇佐美会長、本田副会長、井上国際担当が出席した。なおFKTUは、八日に臨時大会がひらかれることになったため欠席した。会談では主に政治・経済問題、労働運動についての討議がおこなわれた。政治問題については、最近の中・ソ間の関係修復のうごき、また、アメリカの対外政策である「共産党を抱きこんで共産党を制する」という方策の是非論などが話題となった。経済問題については、とくに日本側にたいし、労働者の技術向上のための教育援助や技術移転の促進、あるいは貿易不均衡の是正などについての要望が出された。これにたいしては日本側としても、これらの要請事項に適切に対応する努力が必要であるが、台湾にしてもすでに一人あたりの国民所得がかなりの水準に達している現状から、その実態に見合った経済発展をはかるべきではないかとの見解を述べた。ICFTUが一一月一〇日をポーランド〝連帯〟支援の国際的な一斉行動日と定めたことから、これにできるだけ協力することで合意した。最終日に、㈠共産党の暴力的政治にたいする憂慮、㈡国際的な経済のアンバランスと保護主義の是正、㈢自由と民主主義をおしすすめるための教育活動の重要性、などを内容とする共同確認事項を承認した。

### ポーランド〝連帯〟への支援

同盟はICFTU本部の要請にこたえて、一万米ドルを〝連帯〟幹部にたいする援助金として支出するとともに、八二年一一月一〇日にICFTU全加盟組織の一斉行動の一環として、在日ポーランド代理大使宛に拘留中の〝連帯〟指導者の即時釈放、新労組法の即時撤回、戒厳令の即時停止を求める申し入れをおこなった。同日国際自由労連日本加盟組織連絡協議会ICFTU＝LCもポーランド大使館に抗議をおこなった。

### フィジー労組会議への経費援助

WFTUの働きかけが最近強まっている南太平洋地域の中核的組織フィジー労働組合会議FTUCから新事務所開設にともなう諸経費についての援助要請があったのを受けて、同盟は同地域でのICFTUの活動強化の目的で一万米ドルを拠出した。

### 韓国労働者の文化祭典への協力

韓国労組総連盟FKTUの要請にこたえて、同盟は八二年九月八～一五日に韓国で開催された労働者の文化の祭典に展示作品一八点を出品した。

### 第二次訪中団派遣

中華全国総工会の招待にこたえて同盟は一〇月五～一三日に北京、杭州、上海などを訪問する第二次訪中団を派遣した。団構成は、団長福井副会長、事務局長高橋副事務局長、団員本田副会長、交通労連田村書記長、一般同盟佐藤書記長、紙パ総連合細川委員長、重田財政局長であった。

### ユーゴスラビア労働総同盟大会への出席

同盟は八二年一一月一一～一三日にベオグラードで開催されたユーゴスラビア労働総同盟第九回大会に河野書記長を出席させた。

### 企業内組合その他の研修団の受け入れ

同盟は八二年二月二五日～三月二日に日本の企業別組合についての研修のため、シンガポール全国労組会議SNTUC傘下のシ

ンガポール鉄鋼企業の四人からなる労使視察団を受け入れたが、さらに一一月二八日～一二月一〇日にはSNTUCフー議長ほか五人からなる保育問題研修団を受けいれた。

### 東南アジア視察団

生産性本部との共同による生産性国際交流計画にもとづき、同盟は八二年一一月二九日～一二月九日に藤原執行評議員（全金同盟書記長）ほか九人からなる同盟東南アジア視察団を派遣した。

### 日米人物交流計画による派遣

九月五～二八日には日米人物交流計画にもとづき、造船重機労連永井書記長ほか三人がアメリカに派遣された。

### 生産性本部との共催の国際フォーラム

「技術革新と労働組合」をテーマとする同盟・生産性本部共催のフォーラムが、一一月二六日東京・友愛会館で開催された。会議は、議長に同盟井上国際担当を選出して進行、アメリカ労働総同盟産別会議カニンガム調査部エコノミスト、カナダ労働会議ポメロイ副会長、オーストラリア労働組合協議会マクレオド技術革新委員会委員長、オーストリア労働総同盟プロコップ教育局長、フランス労働総同盟〝労働者の力〟ピエール上級プロセスエンジニア、イギリス労働組合会議ハミルトン書記次長および相原国際局長が、それぞれ各国報告をおこない、ひきつづき一般討論をおこなった。

会議は、つぎの事項について討論し、今後の技術革新の変化に対応するため、各労組間の密接な情報交換と共通の問題にたいして継続して討議をおこない、相互理解と共通の認識を深めることを申し合わせた。①新技術、ロボット、マイクロエレクトロニクスの製造部門、事務部門への導入には、基本的には反対しない。労使の事前の協議と生産性向上の成果配分が必要である。②新技術のおよぼす社会的影響を考慮し、社会的基準や情報管理が必要である。③雇用問題の解決のため、景気の回復、経済の成長が必要である。経済が拡大すれば、新技術の導入はマイナスにならない。④新技術を武器として日本が黒字輸出をつづけ、自国の市場を開放せず、他国の市場を荒すことは慎しむべきであり、国際協調を考えるべきである。⑤日本は、技術革新の成果をもっと生活の質の向上や余暇を楽しむことにふりむけるべきである。

### 教科書問題をめぐる台湾・韓国からの要請

韓国労組総連盟と中華民国総工会より、教科書検定問題をめぐって、「歴史は史実にもとづいて正確に表現されるべきものであり、誤った記述を正すべく同盟の全面的協力を要請する」との書簡を受けとり、同盟は八二年八月一九日の執行評議会でその態度を明らかにし、つぎの主旨の〝態度表明文〟を関係国労組に送った。

「同盟は教育の重要性を考え、その基本である教科書の内容に関し、ときの政権や特定のイデオロギーによって真実を歪められるべきでないと確信している。アジア諸国から厳しい批判が提起されたことは、わが国政府および文部省の責任であり、同盟は強く抗議する。わが国政府および文部省は、これらの批判を謙虚に受けとめ、記述を自主的に直ちに改正すべきであり、複雑にして閉鎖的な現行の教科書検定制度を早急に国民に公開された内容に改訂すべきである。」

## 2　国際労働組合の諸会議

### 1　世界労連系の会議

**第九回国際金属労働者会議**　金属インターの呼びかけにより八二年九月二〇～二四日にモスクワで開催され、八一カ国、一二八組織から三〇〇人の代表が参加し、日本からは中央金属労協から平沢全国金属書記長を団長とし全造船機械、全電線などの代表をふくむ五人の代表団が参加した。会議ではステルン金属インター書記長が基調報告をおこなったが、それは、会議の第一議題の副見出し――資本主義の危機の影響および多国籍企業の破壊的政策に反対し、働く権利、完全雇用、購買力の向上、民主的自由と労働組合の自由、軍縮と世界平和をめざす金属産業労働者およびあらゆるレベルの労働組合による統一的大衆闘争を強化し連携させるために――にほぼそうものであった。会議は、①「政策文書と行動綱領」、②国際協力に関する宣言、③全世界の金属労働者との連帯などの文書を採択、書記局員選挙ではステルン書記長を再選した。

**第七回国際繊維・衣服・皮革・毛皮労働組合会議**　八二年九月二〇～二四日に東ベルリンで開催され、五九カ国八三組合から一四二人の代議員とインター未加盟の組合代表二三人が参加した。会議はこれらの産業部門の情勢を分析し、雇用問題の解決と労働者の賃上げのための具体的提案をおこなった。会議は基本文書、第一議題報告、平和・軍縮問題に関する決議、連帯行動に関する決議などを採択した。

**世界労連第二八回執行局会議**　八二年九月二九～三〇日にプラハで開催された。会議は第一〇回世界労組大会（八二年二月）以降の動きを検討し、国際情勢の重大性を考慮しつつ活動発展のための具体的指針を定めた。会議は、多国籍企業の行動によっていっそう深化させられている経済危機、アメリカの中南米への軍事干渉準備と一二月に予定されているＮＡＴＯ会議での新型ミサイル・システムの導入決定による平和への脅威を強調し、統一行動の発展の必要性を指摘したコミュニケとともに、「軍拡中止と平和擁護のため国際労働組合運動は共闘しよう」というアピール、「レバノン、パレスチナの労働者・人民への連帯決議」などを採択した。なおアピールは、国際自由労連とその地域組織、国際労連とその地域組織、ヨーロッパ労連、国際アラブ労連、アフリカ労働組合統一機構、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議にあてられている。

**第七回国際公務員会議**　プラハで八二年一〇月一一～一五日にひらかれ、六九カ国、一四〇組合の二三六人の代議員が参加した。日本からは、全労働原田委員長を団長とする四人の国公労連代表団、松本医労協議長を団長とする四人の医労

協代表、および四人の自治労代表が参加した。会議は、ローレンス公務員インター書記長の基調報告「資本主義体制をゆるがす危機の影響に直面する公務員の状態及び闘争に関する報告」を聴取してこれを承認し、①インター憲章改正案、②インター規約改正案、③資本主義制度の危機の公共サービスへの影響と労働組合闘争の諸側面に関する宣言、④平和、軍縮、進歩のための宣言などを採択した。日本の代表団は討論に積極的に参加し、①現在における公共サービス業務と公務員労働者への攻撃の特徴の分析とこれにたいするたたかいの基本方向、②公共業務における技術革新への対応の問題などでその見解を決議に反映することができたが、③反核・平和の問題でのソ連の政策にたいする評価、④ポーランドの対労働組合政策にたいする評価では、その主張はいれられなかった。

## 運輸インター第三四回執行委員会

八二年一〇月二七～二九日にブカレストで開催され、二三カ国二九組織の代表が参加した。日本からは運輸インター執行委員の引間運輸一般委員長のほか金良全自交副委員長、境民航労連特別常幹が出席した。議題は八〇年代における運輸労働者の統一行動、国際連帯、闘争の展望、活動計画と予算などで、インター書記長デブクマル・ガングリはこれまでのインターの活動を批判的に分析し、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカなど地域別活動強化の必要を強調。会議はこのこととならんで職種別部会をより有効に運用する必要をみとめた。会議は、①ソ連邦創立六〇周年にさいしてのソ連運輸労働者へのメッセージ、②平和と軍縮に関する決議、③全世界のすべての運輸労働者へのアピール（ＮＡＴＯがヨーロッパに新型ミサイルを配備することに反対するよう呼びかけている）、④レバノン、パレスチナ労働者・人民への連帯決議、⑤南アフリカ、ラテン・アメリカ、アフガニスタン、カンボジア、ラオス、朝鮮、キプロスの人民の闘争への連帯決議、などを採択した。なお日本の引間執行委員は、②については軍事ブロックの解消、民族自決権擁護が明確にされていないとの理由で、また⑤については、アフガニスタンからのソ連軍の撤退を求めていないとの理由で、この二つの文書について保留の態度を表明した。

## 世界労連第二九回執行局会議と第三五回総評議会

キプロスの首都ニコシアで八三年四月一二日に世界労連の執行局会議がひらかれた。会議は執行局と総評議会の構成の変更、第三五回総評議会の議事日程の変更について承認した。

ついで一三～一五日に総評議会が開催された。その議案は、①執行局と総評議会の構成変更の批准、②第一〇回世界労組大会以後の情勢の発展についての報告、③失業――いっそう強力で統一した労働組合の行動の必要についての報告、④会計監査報告と貸借対照表の採択、⑤アピール・決議その他の総評議会諸文書の採択であった。

五八カ国の労働組合指導者と一一の産業別インター指導者ならびに世界労連執行局員を加えて一六四人が会議に参加。日本からは総評議員である引間運輸一般委員長が出席した。会議ではザカリア世界労連書記長が情勢について、クスニエリク世界労連書記が失業問題について報告し、①平和と生活を擁護し核戦争に反対する世界集会（八三年六月二一～二六日、プラハ）への広範な参加を求めるアピール、②失業反対闘争の決定的要因であるすべての国の労働者の労働組合の行動と連帯、③第七回非同盟サミット会議に関する決議、④ローマ協定再交渉を求める世界労連総評議会の宣言、⑤労働者、

労働組合、ならびに人民の闘争に対する連帯宣言、⑥レバノン、パレスチナ、シリアその他アラブ諸国の労働者と人民に対する連帯決議、⑦キプロスに関する決議、⑧中米ならびにカリブ海諸国に対するアメリカ帝国主義の虐殺、介入、侵略を停止させるための行動、⑨アルゼンチンの労働者ならびに人民へのメッセージ、⑩南アフリカに関する決議、⑪朝鮮の労働者と人民への連帯決議、などの文書が採択された。一五日に総評議会終了後アジア・オセアニア地域会議がひらかれ、ここでは日本の労働戦線の状況も論議にのぼった。

## 2　国際自由労連・国際産業別組織系の会議

### 国際自由労連・国際産業別組織多国籍企業作業部会

八二年六月二八日ブリュッセルで開催され、日本からは同盟の相原国際局長が出席した。国連多国籍企業行動基準案が、八二年九月の国連多国籍企業委員会で作成され、八三年春の総会で最終文書が採択される予定であるが、会議はこの件に関し、ILOにおける多国籍企業宣言のその後のフォローアップ、OECDの多国籍企業行動規制についての中間報告と合わせ検討し、国連における行動基準案を実効あるものとするため、それぞれの政府に働きかけを強めることを申し合わせた。

### 青年移民労働者問題に関するセミナー

八二年九月六～七日パリで開催され、国際自由労連本部と各国代表により移民労働者問題に関する活動が報告され、討論の結果、セミナーのまとめとして青年移民労働者問題の報告を作成し、これを国際自由労連青年憲章にもりこむことを確認した。同盟から組織局高島青年婦人対策部長が出席した。

### 太平洋諸国労働組合の開発選択に関するARO地域会議

八二年一〇月六～九日にフィジーのスヴァにおいて国際自由労連アジア地域組織によって開催され、オーストラリア、フィジー、イスラエル、日本、ニュージーランドなど太平洋地域一三カ国から五二人の指導者が出席し、同盟から宇佐美ARO会長ほか計四人が参加した。会議の主な討論報告の内容は、①ICFTU＝ARO太平洋地域代表部の設置、ICFTU＝AROのICFTU＝ARPO（国際自由労連アジア太平洋地域組織）への改称、②太平洋の非汚染地域化、③核兵器実験・核廃棄物投棄反対、④ニューカレドニアの独立支援、⑤労働法の制定・施行、⑥結社の自由と団体交渉権、⑦農村労働者の組織化で、一〇月四～六日のAROセミナーでまとめられた報告「太平洋諸国の労働組合の発展」を採択した。

### 第四回アジア公務労組会議

国際公務員労連PSI、国際郵便電信電話労連PTTI、国際自由教員連盟IFFTUの主催により、八二年一〇月一八～二〇日オーストラリアのシドニーで開催され、日本からは槇枝総評議長・日教組委員長を団長、高橋公労協事務局長を事務局長に、日教組、全逓、全農林、全水道、自治労、全電通、国労、都市交、全専売、都労連、公労協にわたる二七人の大代表団がくまれたが、槇枝、高橋両名は実際には欠席し、全逓太田委員長以下二五人が出席した。会議では江田総評副議長・全農林委員長が「日本の公務労組のたたかいと問題点」と

題して、公務労働者をめぐる情勢と運動の実態について報告した。会議は、①アジアにおける官公労働者の権利に関する決議、②公務の民営化および縮小に関する決議、③労働組合憲章、を採択した。

### ARO労働者教育に関する第三回アジア会議

ARO労働組合大学創立三〇周年を記念して八二年一一月五～七日ニューデリーで開催。テーマは「アジアの労働組合が直面している現在の挑戦と労働者教育の役割」で、アジア一三カ国から三四人が参加、同盟から山口教育局長ほか計二人が出席した。

### "連帯"と連帯する合同国際労組会議

自由管理労組"連帯"を解散させる条項をふくむポーランドの新労組法の制定をうけて、国際自由労連ICFTU、国際労連WCL、欧州労連ETUCが、"連帯"の登録二周年にあたる八二年一一月一〇日にブリュッセルで開催した。同盟から田中書記長をふくむ二人の代表が出席した。会議はポーランド政府当局を非難するとともに、"連帯"支援活動を強化する旨の声明を採択した。

### チリの人権・労組権に関する国際会議

国際自由労連主催で八三年三月一一～一二日にマドリードで開催され、同盟の相原国際局長が出席した。ピノチェット軍事政権下のチリでは労働組合弾圧が年々激化し労働者の生活は逼迫している。会議はピノチェット軍事政権を非難し、国際自由労連と国際産業別組織に有効適切な行動を要請した宣言を採択した。なお一四～一五日は席をワシントンに移して同様の会議をひらいた。

### 国際自由労連・国際産業別組織多国籍企業作業部会

八三年四月二六～二七日にパリのOECD本部で開催され、同盟河野調査局長が出席した。会議では国際自由労連本部より、①国連多国籍企業行動基準の策定状況、②ILO、OECD、ECなどにおける検討状況が報告されたのち、国際自由労連第一三回世界大会に提出する多国籍企業に関する執行部提案の作業部会案について討議した。

### 国際自由労連アジア地域組織第四九回執行委員会

八三年四月二六～二八日にバンコックで開催され、同盟の宇佐美会長、塩路副会長ほか計五人が出席した。会議は第四八回執行委員会の議事録を確認し、執行委員の変更をみとめ、トルコ労働総同盟のシデ書記長が厚生大臣の職にあるあいだ書記長職を休職にするとの報告を聴取し、①北方領土問題、②カンボジア問題、③生産性とアジアの労働運動、④公務員の基本権、⑤経済不況と保護主義に関する決議、を採択した。

### 国際鉱山労連第四四回大会

八三年五月一六～一七日にエッセンで開催され、一七カ国から一〇三人の代表が出席、日本からは炭労橋本副委員長その他一人、非鉄金属労連平田副委員長の計三人が出席した。大会は、新国際組織の結成をめざす四月のパリの会議（次の3、参照）の招集にイニシアをとったイギリスの炭労の投票権を停止し、大会の会期を二日に短縮し、規約改正をおこない、①軍拡競争停止の必要、②今後の労働組合教育活動、③加盟費、④国際エネルギー政策に関する決議、を採択した。役員選挙ではシュミット会長、テイト書記長が再選された。

### 国際自由労連第八二回執行委員会

八三年五月一八～二〇日にブリュッセルで開催され、同盟から塩路副会長ほか計三人が出席した。会議は、①執行委員の変更、②加盟問題、③第一三回世界大会の議事日程、憲章改正、主要議題の提

案者などの問題、を議題にとりあげ、地域報告と財政報告を聴取した。

**国際自由労連第一三回世界大会**　八三年六月二三～三〇日にノルウェーの首都オスロで開催され、日本からは同盟から宇佐美会長、塩路副会長ら一五人のほか、全逓、全電通など総評系五単産と自動車総連の代表に加えて、全民労協が竪山議長ら六人を送り、代表数は総計五五人にのぼった。会議では塩路ICFTU副会長が技術革新と雇用について問題提起をおこなった。大会は完全雇用と貧困除去をめざして、①公共輸送・エネルギー節約、環境保護などへの投資を増加せよ、②政府は経済政策上の問題で使用者、労働組合との話しあいを開始せよ、③先進国は雇用創出を経済回復措置の最重要課題にせよ、などの方針をはじめとする一七の決議を採択したが、そのうち日本の北方領土に関する決議にはフィンランド代表が保留を表明した。役員選挙ではP・P・ナラヤナンが会長に、バンデルベーケンが書記長に全員一致で選出され、日本からは塩路同盟副会長が副会長に再選された。

## 3　その他の国際労働組合会議

**国際鉱山エネルギー労組の創立準備会**　八三年四月二三～二四日、世界労連加盟のフランス労働総同盟炭鉱鉱山労組FMCGTと国際産業別組織のMIF加盟のイギリス炭鉱労組NUMとのイニシアにより、社会体制や国際加盟のちがいをこえてパリに二三カ国の二六組織の代表が集まり、新たに統一組織として「国際鉱山・エネルギー労働連盟」を創立するための準備会をひらいた。わが国からは鈴木ふみが単独で参加した。開会にあたりイギリスNUMのスカーギル委員長が演説し、ついでCGTのデュフレーヌ書記長が報告したが、両人ともに現在の情勢は炭鉱・鉱山労働者の組合の統一を不可欠のものにしていることを強調した。会議は規約、炭鉱・鉱山労働者憲章のそれぞれの案を討議し採択した。新組織の発足大会は八四年春にイギリスでひらかれる。この会議のイニシアをとったため五月のMIF大会でイギリスのNUMは権利停止処分を受けた。

【参考資料】　(1)世界労連東京事務所『世界労働組合運動』、(2)WFTU, Flasches From Trade Unions. (3)WFTU, Asian Workers. (4)ICFTU日本加盟組織連絡協議会『自由労連通信』、(5)ICFTU, International Trade Union News. (6)ICFTU, Free Labour World. (7)総評『第六九回定期大会報告』、(8)同盟『第一九回定期大会報告』、(9)同盟『第五〇回中央評議会報告書』、(10)日本労働協会編『昭和五八年版労働運動白書』、(11)『週刊労働ニュース』、(12)『総評新聞』、(13)『同盟新聞』、(14)国公労連『調査時報』、(15)『じかたび』、(16)『月刊TGU』、(17)MIF四四回世界大会資料、(18)炭鉱労働者特別国際会議資料

# XI 農民運動

概要□農業情勢と農民運動の動向――農業情勢と農政の動向／農民運動の動向／**主要な農民運動**――農畜産物輸入拡大反対運動／食管制度を守る運動／農畜産物政策・価格要求運動／三里塚（成田）空港廃港闘争／北富士軍事基地反対その他の運動／出稼ぎ農民・農村労働者の運動／**農民団体その他**――全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全日本開拓者連盟／全国出稼組合連合会／農村労働組合連合会／中央労農会議

## 概要

一、一九八二年後半から八三年半ばにかけての農民運動の特徴は、貿易摩擦の激化にともなう農畜産物の市場開放要求の内外の圧力のもとで、すぐれて防衛的な「農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止行動」が間断なく展開されたことにある。

一、全日農、全農総連などの農民団体は農畜産物自由化阻止行動、農畜産物価格要求行動において共闘した。しかし、総体としてみれば、農業団体の要請運動が組織的で支配的であった。

一、食管制度を守る運動は農畜産物自由化阻止・財界臨調行革反対運動と結合された米価要求運動を中心に展開された。しかし、財政赤字、臨調答申の壁などによる農産物価格抑制策の優越、さらには参院選とのからみ合いのなかで米価は政府・自民党のかけ引きの材料にされる面がいっそう強まり、米審の審議以前に一・七五%アップの事前決定方式により決定された。生産者麦価は二年連続の据え置きであった。

一、農畜産物政策・価格要求運動のメーンスローガンはいうまでもなく農産物自由化反対であり、これとの関連のもとに価格要求運動が展開された。農畜産物価格要求運動は農民団体共闘により、葉たばこ価格・蚕糸価格政策・畑作物価格要求運動はそれぞれの関係

団体によりおこなわれた。しかし、ほとんどの政策価格は据え置きにされ、引き上げが実現したのは加工原料乳保証価格の〇・七八%アップ、葉たばこ収納価格の〇・九九%のアップにすぎなかった。

一、成田空港反対闘争は三里塚芝山連合反対同盟を中心に一七年余にわたり展開され、現在は二期工事粉砕のスローガンのもとに廃港闘争がつづけられている。最近、反対同盟は成田用水問題、一坪共有化運動を契機に内部対立から分裂の危機にみまわれている。

一、北富士の軍事基地反対闘争は北富士・忍草母の会を中心に展開されており、現在、東富士軍用道路粉砕・日米共同軍事演習粉砕闘争が展開されている。このほか、課税制度変更反対、災害対策要求、企業養鶏進出反対要請運動がおこなわれた。

一、出稼ぎ農民と農村労働者の運動は出稼組合と農村労働組合を中心に展開され、労災認定対策、賃金不払い対策、振動病対策、三省協定賃金要求などが主要な課題であった。

# 1　農業情勢と農民運動の動向

## 1　農業情勢と農政の動向

### 農家経済の低迷と農産物市場開放要求

一九八二年から八三年にかけての日本経済は国内需要の停滞と設備投資の不調、生産水準の低迷が、対外的には世界的不況にともなう貿易摩擦と輸出減少がつづき、いぜんとして不況基調から脱しきれないきわめて不安定状態にある。この間、農業所得は減退し農家経済はきわめてきびしい状態におかれる一方、アメリカを中心とする農産物市場開放要求も強まり、間断なくつづけられた。以下、この時期の農家の経済動向と農産物自由化をめぐる動向を概観する。

八二年度の農家経済を農林水産省の統計速報「昭和五七年度の農家経済」（概算）によってみると、農業生産の停滞と農産物生産者価格の低迷を反映し農家経済の不調はもとより農家所得に占める農業所得の地位は低下する一方である。すなわち、全国農家一戸当たり平均の農業所得は九四万円余であり、前年度にくらべ一・一%減少した。これは農業粗収益が前年比二・一%増にすぎないのに農業

経営費が四・一%増加したことによる。稲作収入は減反政策、価格抑制、さらには冷害や台風の影響によって伸びなやみ、野菜・果樹収入も価格低迷により鈍化しただけでなく鶏卵収入にいたっては一〇%のマイナスを記録した。農業粗収益は工芸農作物、豚、生乳、麦類収入の伸びによりようやくプラスの状態を維持したものであった。他方、農業経営費が農業粗収益の伸びを上回ったのは賃借料および料金、農業薬剤、肥料投入量の増加や農機具の減価償却費の増加によるものであった。農産物価格の停滞により農業の交易条件も改善しなかった。かくて農業所得の農家所得に占める農業依存度は二割を下回り一九・四%にまで低下した。

日本農業の停滞はこの農業所得の減少に明らかに表現される。開かれた日本農業とか国際化に対応した日本農業とか先進国農業論といったバラ色ムードのもとに農業過保護論が展開され農産物輸入自由化の提言が財界や一部労働界からなされているのも最近の特徴である。のちに述べる第二臨調路線もこれと同じ系譜にある。このような内圧だけでなく日本農業の存在を無視するかのようにアメリカ政府の農産物自由化要求が再三にわたってもちこまれた。日本政府は日米摩擦解消のために軍事力の増強をはかる一方、市場開放政策を打ちだし、関税引き下げ、農畜産物の輸入枠拡大策を講じてきたが、焼け石に水でほとんど摩擦解消の効果をみるにいたっていない。この一年間の日米農産物交渉の流れをたどってみるとつぎのとおりである。

八二年七月八日、日米財界人会議で米国側牛肉など農産物の自由化要求。九月一四日、米通商代表部、農産物交渉いかんによってはガットに提訴すると言明。一〇月二〇日、日米農産物交渉が三日間の予定でひらかれ、米側①八四年四月から牛肉・オレンジの自由化要求、②畜産振興事業団の介入の廃止と関税引き下げ要求、③オレンジジュースのブレンド規制の撤廃などを要求、日本側日本政府の農産物開放への努力と日本農業の事情を説明し拒否、日米両国の主張は対立し二日目で物別れとなる。一一月一～二日、第三回日米通商実務者会議、農産物自由化問題で交渉決裂。一一月二～三日、日豪牛肉協議でオーストラリア側牛肉の輸入拡大要求。一二月二日、マンスフィールド駐日米大使、マクドナルド通商代表部次席代表、農水省に全農畜産物の自由化要求。一二月三～四日、日米貿易小委員会で米側「牛肉とかんきつの自由化など具体策」を八三年一月一日までに回答するよう期限つき要求をつきつけた。以上の米国側の諸要求に対処すべく日本政府は八三年一月一三日、経済対策閣僚会議で農産品四七品目の関税引き下げと六品目の輸入制限の緩和を骨子とする「当面の対外経済対策の推進について」を決定した。しかし、この決定も日米摩擦の解消にあまり効果がなく、一月一八日の日米首脳会談では専門家レベルでの日米農産物交渉の継続に合意した。ついで二月一一日、安部外相・ブロック米通商代表会談でブロック代表「農産物市場開放」のいっそうの推進を要求、四月二六～二七日、日米農産物協議、日本側「牛肉・かんきつの輸入枠拡大」を準備するも、米側、完全自由化に固執、同時にガット提訴の意向を表明した。

アメリカ政府は七月一日、牛肉・オレンジをのぞく農畜産物の市場開放を要求し二国間協議（ガット第二三条一項）によるガット提訴をおこなった。日本側、この提訴を受け七月一一日、スイスのジュネーブで農産物一三品目をめぐる第一回日米ガット協議に参加し

たが、米国側の一方的な自由化要求をめぐり対立、協議は暗礁に乗り上げた。

### 臨調の最終答申と農政の動向

第二次臨時行政調査会（臨調）は八一年三月一六日の発足以来、二年間にわたる審議を終わり八三年三月一四日、最終答申（第五次答申）をおこない、翌一五日解散した。なお、臨調答申の実行については七月四日発足した行政改革推進審議会（行革審）の監視のもとに推進されることになった。

臨調の基本答申についてはすでに本年鑑第五三集（一九八三年版）で述べたので、ここでは最終答申の農政にかかわる部分の骨子についてのみふれることにする。それによると、農政の基本方向として、農業者の自主独立を基礎にした産業として自立しうる農業の確立をめざし、生産性の向上に重点をおいた農政を展開するとし、そのうちとくに食管制度の運営にたいし市場原理の導入、米の需給均衡化と財政負担の縮減合理化を要請した。特殊法人の整理合理化については、事業量の縮減、制度および運営の見直しと抜本的な検討を要請、とくに畜産振興事業団にたいして牛肉行政価格のEC水準の達成を、農林中金については自由化原則に従い民間法人化を要請した。また、農業補助金の整理合理化案として、食管制度の政府米の売買逆ザヤの早期解消とコスト逆ザヤの縮小、中長期的な全量管理方式の見直しと農業基盤の新規事業の抑制を補助金整理の第一歩である、として総合的な補助金見直しを前提に各種補助金の整理合理化施策を提示した。すなわち、水田利用再編奨励補助金の単価等々であった。最終答申にも臨調発足当初からの理念であった農業再編、安上がり農政への指向が一貫した論理として展開された。

同じ論理は農政審議会の「八〇年代の農政の基本方向」（八〇年一〇月、〔本年鑑一九八二年版三七一ページ参照〕）および「八〇年代の農政の基本方向の推進について」（八二年八月二三日）の報告にも明示されている。それによると、生産性向上、構造政策に重点をおいた農業の体質強化を基本に、西欧諸国と同水準の農産物価格、中核農家を基準にした施策、高能率生産組織の育成、九〇万haの農地流動化と規模拡大、日本型食生活の推進等々八〇年代農政の課題と農業経営のビジョンが描かれている。

第九八回国会に提出された政府の「昭和五八年度において講じようとする農業施策」はまさに右に述べた臨調路線、農政審報告の具体的表現である。その重点項目は、①土地利用型農業の体質強化をめざした構造政策等の推進、②需要の動向に応じた生産性の高い農業の展開、③農業技術の開発・普及と農業情報等の整備、④農業生産基盤の整備、⑤豊かな食生活の保障と農産物の価格の安定、⑥食品産業の振興と流通対策の推進、⑦活力ある農村の建設と農業者の福祉の向上、⑧国際協力の推進と輸入の安定確保等、⑨省エネルギー・省資源の推進、石油代替エネルギーの開発、⑩災害、公害対策の推進、⑪その他農政の推進に必要な措置、の一一項目であった。

## 2　農民運動の動向

### 農産物の市場開放要求と農民運動

一九八二年から八三年にかけての農民運動の特徴は、前年の中心スローガンであった「農畜産物自由化・枠拡大阻止」行動が終始展開されたことにある。これまでも貿易摩擦の高まりに応じそれなりに自由化反対の運動がおこなわれてきたが、今回のアメリカの農産物残存輸入制限品目にたいする自由化要求は、これまでのようにバナナ、サクランボ、オレンジ、牛肉等々といった単品別自由化要求にとどまらず全農産物を対象にしていることもあり、その対応も深刻に受けとめられた。全日農などの農民団体は、今回の「牛肉・オレンジ」を中心とした農産物輸入制限品目の自由化要求を米の自由化にまで波及するものと想定し、牛肉・オレンジの関係者にとどまらず全農業・農民への挑戦と受けとめ、三月の畜産物政策価格要求運動期だけでなく六・七月の米価闘争期においても中心的闘争課題として大会宣言におりこみ、「農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止」を決議し、通産省やアメリカ大使館に抗議行動を展開、デモ行進により一般大衆に訴えた。

全日農は農産物自由化反対闘争の教宣活動の強化をする一方、それを農民組合運動の最重点課題としてとりくんだ。全日農第二二回大会は「農畜産物輸入自由化・枠拡大と財界主導行革反対のたたかいを第一のたたかいの課題とし「農畜産物市場開放と行政改革反対とを一体的にとらえ、たたかいを発展させます。ことしの上半期における農協を中心とする自由化反対闘争の成果は、自民党の手柄にされてしまったが、この弱点を克服する見地から、鉾先をもっと財界・政府・自民党にむけたたたかいとして発展させる」ことを確認した。全日農の自由化反対運動の成果が、はたして農業団体のそれを上回ったものであったたかどうかの判断はつけにくいが、量的な意味でいえば農業団体の要請行動が組織的にも要請回数においても大規模な運動であったことは否定できない。

農産物市場開放反対運動は総評や消費者団体の一部に理解され、それなりに成果はみられたとはいえ、臨調路線にみられる安上がり農政・合理化路線をはじめ農業・農民をとりまく内外情勢がますますきびしいものになっていることもあり、きわめて防衛的な運動として展開せざるをえなかった。

### 農民団体共闘の特徴

全日農、乳価共闘会議、出稼連などの農民団体と全農同、開拓連の農協系農民団体は昨年にひきつづき農畜産物自由化反対、畜産物政策・価格要求、米価要求などの中央要請行動で一日共闘ないし二日共闘にとりくんだ。

このような農民団体共闘はそれなりに意義も限界もあり、本来のあるべき農民運動にとってプラスに作用したか、マイナスに作用したかの判断はにわかにくだし得ない。全日農は定期大会で「たたかいにすべての農民を結集する立場から、中央農民団体の共闘・共同行動を可能な限り追求」するとの方針のもとに「団体の自主性、独自性の相互尊重を前提に」共闘することの意義を強調し、積極的に共闘を呼びかけた。農民運動が農民のための農民による運動である

かぎり農民団体の共闘の可能性は存在するが、それを現実のものとしたのは全日農の共闘にたいする姿勢であり、農業・農民をめぐる内外の情勢であった。

しかし、また農民団体共闘がそれぞれの独自性を尊重しすぎ、本来の正当な要求を打ち出せなくなることも問題である。農民団体共闘の限界については本年鑑でもしばしば指摘してきたことであるが、全日農はこの数年米闘で要求米価を明確にしなくなった。それには、情勢の変化という問題だけでなく「共闘関係の配慮」ということが大きく作用している。八〇%バルクラインにもとづく生産費所得補償方式（生・所方式）による生産者要求米価を正当なものと評価しながら「少なくとも生産費や労賃上昇にみあう一四%以上の引き上げ」という要求に後退した。この点系統農協が昨年来、生・所方式を正しい方式としながら「米価をめぐる諸般の事情を考慮し、さらに国民の農家にたいする理解を得るため」物材費ならびに家族労働費の上昇にみあう要求米価としたことと共通する。また、米闘総決起大会での農民団体の要求は「米価は生産費・所得補償方式で算定し、すくなくとも労賃・生産資材など生産費上昇にみあう価格」と、きわめて抽象的な要求米価となったのにたいし、全農総連など農協系農民三団体の総決起大会（七月一二日）では六〇キロ当たり一万八六七六円の農協米価を具体的に明示した。問題は具体的に要求を明示することが正しいかどうかではなく、共闘を意識するあまり本来の正当な要求が影にかくれ曖昧にされることにある。

なお、これまで中央行動にあって農民組合系農民団体と農協系農民団体はそれぞれ独自の大会をもち、共闘体制は米審会場・畜産審会場前での要請行動にかぎられていたが、本年の米闘では、通産省に押しかけ自由化反対の座りこみ抗議行動が展開された。

## 2　主要な農民運動

### 1　農畜産物輸入拡大反対運動

**全日農の農畜産物輸入自由化反対闘争**

全日農（全日本農民組合連合会）は、一九八二年九月一三日、「直面する農畜産物輸入自由化・枠拡大反対闘争の推進について」の方針を各都道府県連に通達、ついで一〇月七日の都道府県連書記長会議、一〇月二〇日の第六回中央常任委員会で、当面の重要課題として農畜産物輸入自由化問題を協議し、中央動員体制の盛り上げのための食糧シンポジウムの開催、学習・教宣活動を全国的に展開していくことを決定した。

また、全日農は第二二回定期大会（八二年一二月二～三日）で、農畜産物市場開放問題と行政改革反対とを一体的にとらえ、輸出中心型の経済政策を福祉型に転換させることを要求の基本にすえ、日本型農業生産振興による安全食糧の確保、自給率向上のための諸施策の要求と並行して農畜産物輸入自由化と自由化政策を内包する財界行革農政に反対していくことを、「たたかいの重点課題」と確認

のうえ、「農業をつぶす農畜産物輸入拡大・行革・米減反反対に関する決議」を特別決議として採択した。このような全日農の農畜産物輸入拡大反対の運動が、農畜産物価格要求運動と結合され、農民団体共闘による中央集結闘争として実現したことについては後述する。

### 全農総連の農畜産物輸入拡大反対運動

全農総連（全国農民総連盟）は、八二年一二月一四日、東京・内神田のコープビルで「農畜産物輸入自由化阻止、米審改組、食管予算確保中央集結集会」（一八〇人）をひらき、「農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する要請」、「米価審議会の民主的改組に関する要請」、「食糧管理特別会計予算の充実・確保に関する要請」、「白色申告に対する記帳義務制導入反対等に関する要請」を要請事項として確認した。集会後、農水・大蔵・通産・外務の各省および国会、各政党にむけて要請行動をおこなった。八三年三月一九日、同連盟は東京・大手町の農協ビルで全国書記長・事務局長会議をひらき、三月下旬の農畜産物輸入拡大反対と農畜産物価格要求の全国農民総行動について協議、翌一五日、農水省に「農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止」と「畜産物価格・政策要求」を要請した。

### 農業団体の農畜産物輸入拡大反対運動

全中（全国農協中央会）は農林水産関係一九団体とともに八二年三月、「農産物輸入自由化・枠拡大阻止中央本部」を設置のうえ本格的に農畜産物輸入拡大反対運動を展開した（本年鑑一九八三年版三七八ページ参照）。全中と同対策中央本部は九月三〇日、本部長会議をひらき、一〇月から来年三月三一日までの期間、農畜産物輸入自由化反対の一千万署名運動等の具体的対策を決定した。

また、同対策本部はすでに九月三日、自由化反対の運動の目標をきめていたが、それによると、①牛肉・オレンジ・かんきつ果汁をはじめとする農産物の輸入自由化・枠拡大阻止により日本の農林水産業を守る、②国内自給率向上による食料の安定確保と安全な食料の確保、③農業振興策等の具体的実践による農林水産業の生産性の向上、④国民本位の内需依存型経済運営への転換、の四本であった。同対策本部は農林水産関係団体の代表により農水省をはじめとする関係機関にむけて農産物輸入自由化・枠拡大阻止を訴え、他方で東京・渋谷・上野・池袋等東京都内の繁華街でパンフの配布、署名運動等の街頭宣伝をおこなってきたが、一二月一五日、東京の東条会館で「農産物輸入自由化・枠拡大阻止一千万人署名全国統一要請大会」を開催した。大会には六〇〇人の代表が参加、要請事項を確認ののち、署名簿（五七二万余人）を中曽根首相に提出のうえ要請した。また、これと並行して自民党首脳への要請とアメリカ大使館に特別要請をおこなった。

一九八三年一月七日、農林漁業団体中央機関の役職員代表約一〇〇〇人は、東京・大手町の農協ビル前に結集し「総決起集会」をひらき、経団連にむけて農産物自由化・枠拡大阻止を訴えるとともに、一月一一日には中曽根首相に要請した。ついで全中と対策本部は翌一二日、東京・北の丸公園の日本武道館に一万人の農林漁業者代表を集め「農産物輸入自由化・枠拡大阻止全国農林漁業者総決起大会」をひらいた。大会参加者は大会終了後、「許すな！牛肉・オレンジ・かんきつ果汁の自由化・枠拡大」のスローガンをかかげ国会前、米国大使館前をデモ行進した。全中など農業団体はその後もアメリカ政府の執拗な自由化攻勢と日米農産物交渉を前にひきつ

づき反対要請行動を展開、とくにアメリカ政府のガット違反提訴の動きにたいしては、それを「一方的な要求」として「断固拒否」することを確認、抗議行動をおこなった。このほか、全国農協青年組織協議会（全青協）、同婦人組織協議会（全婦協）をはじめ全国の開拓者関係団体や果樹関係団体もそれぞれ独自の集会や大会をひらき、農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止行動を展開した。

しかし、アメリカ政府は八三年七月一日、牛肉・かんきつをのぞく農産物残存輸入制限一三品目を、ガット一一条の「数量制限の一般的廃止」に違反している、として提訴した。

## 2　食管制度を守る運動

### 全日農の米闘方針

全日農は一九八三年五月一〇日、第三回中央常任委員会をひらき、八三年の米価闘争方針を協議決定した。それによると、①米闘と農畜産物輸入自由化・枠拡大反対闘争と結合してたたかう、②減反政策反対、エサ米運動の推進、標準価格米廃止・ブレンド米構想の精米流通制度改悪反対、③農協との共闘、労働者・消費者との統一闘争の推進、④自治体闘争、⑤組織化と結合した地域学習会、宣伝活動など教宣活動の強化等をたたかいの基本方針として確認した。ついで全日農は食管制度を守る全国連絡会議（食管連）、中央労農会議と共催で、五月二〇日、米闘推進東日本ブロック会議を、五月二五日、同西日本ブロック会議をひらいて米闘の具体的方針を協議、さらに三一日、八三年要求米価を「八〇%バルクラインにもとづく生産費・所得補償方式により六〇キロ当たり正味五万三一八〇円とすべきであるが、共闘関係を考慮し、政府買入米価据置き攻撃を打破する立場から、少なくとも生産費や労賃上昇にみあう一四%以上の引き上げを要求する」と発表した。

### 農民団体共闘米価要求運動

一九八三年七月八日、八三年産米をめぐる諸問題を事前に協議するための予備米審（米価審議会）が東京・九段南の農水省分庁舎で開催された。全日農・全農総連・開拓連・全農同・出稼連・乳価共闘会議・食管連・中央労農会議の八団体代表と一部地方組織代表は予備米審にたいし米価引き上げ要求行動を展開、金子農相に交渉した。

八三年産米政府買い入れ価格を審議する米審は七月一二日、同じ農水省分庁舎で開催された。この日、全日農・出稼連・乳価共闘・食管連・中央労農会議の五団体は東京・千代田区の清水谷公園で「要求米価実現・農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止・日本農業再建全国農民総決起大会」を開催した。大会には約三〇〇〇人の代表が参加、大会終了後、会場から新橋までの約三・五キロのデモ行進をおこない生産者米価引き上げを都民に訴えた。また、このデモのあと米審会場前庭に集結し他の農民団体代表と合流のうえ、米審委員に要請行動を、ついで「全体集会」をひらき統一要請書の確認をおこなった。なお、米審第一日目は政府諮問案が提出されず、米審は実質的審議もなされず異例の事態のまま終了した。

翌一三日、政府・自民党の調整が基本米価一・七五%引き上げ、六〇キロ当たり一万八二六六円の事前決着方式で整い、それが政府諮問案として米審に提出された。全日農、全農総連など八団体代表

三五〇〇人は米審会場前に結集、「要求米価の貫徹を」「賃金・物価にみあう米価を」「農業をつぶす臨調路線反対」のスローガンのもとに米審委員に要請行動をおこない、全体集会をひらいて共闘の意思を確認、同時に諮問案にたいしては「米審軽視のルール違反」「実質的米価引き下げ」と米価の事前決着にたいしてはげしい抗議をおこない、米審会場前で金子農相と諮問案撤回を中心とした青空交渉をおこなった。また、約六〇〇人の代表が東京・霞ケ関の通産省に押しかけ、正面玄関に座りこみ、「自由化反対」「通産省は農政に口を出すな」のシュプレヒコールを繰り返し、通産省当局の農畜産物自由化問題の姿勢にたいし抗議行動を展開した。農水省当局と農民代表の交渉では主に農畜産物自由化反対、減反反対の申し入れがなされた。

農民団体共闘による米価要求運動は米審三日目の七月一四日もひきつづき米審会場前でおこなわれた。米審はこの日「さらに引き上げに努めるべき」「据え置き」「引き上げやむなし」の三論を併記したうえで「引き上げやむなしの意見が多かったこと等の審議経過を踏まえて適正に決定すること」との答申をおこなった。翌一五日、政府は八三年生産者米価を諮問案通り決定した。なお、米価引き上げに必要な財源二四五億円は自主流通米の流通促進奨励金一〇一億円を廃止するほか食管経費の節約・合理化努力によるものとされ、大蔵省および臨調答申の食管会計抑制策は貫徹された。全日農はこの米価の正式決定にさきだち「政府決定米価は、一・七五%引上げとはいえ、生産費の上昇さえ補わぬ実質引下げ米価でしかない。……われわれは、日本農業と農民の暮しを守るため、この低米価のおしつけに強く抗議し、さらに強い決意をもち、たたかいを進める」との抗議声明を出した。

### 農業団体の米価運動

全中は五月三一日、八三年産米要求価格について、本来は生産費および所得補償方式によるべきものとしながらも「米価をめぐる諸般の事情を考慮し、さらに国民の農業にたいする理解を得る」ため米生産費の主要な要素である物材費ならびに家族労働費の上昇に見合う米価を要求する、として六〇キロ当たり基準要求米価を一万八六七六円と決定した。これは、昨年と同じ「物価スライド方式」によるもので現行米価比五・六三%のアップであった。

全中主催の「国民食料確保・米穀政策確立・要求価格実現全国農業者総決起大会」は六月一日、東京の日比谷公会堂に二二〇〇人の代表を集めひらかれた。大会は「米価の五・六三%アップ実現」を誓い「農産物輸入自由化・枠拡大阻止の貫徹、農家が意欲をもって生産に取りくむことができる農業基本政策・米穀政策の確立ならびに要求米価の実現に、組織の総力を結集し、邁進するものである」との宣言を採択した。大会終了後、農協米対中央本部を中心に、自民党三役、大蔵・農水の両省、地元選出国会議員に要請するとともに、アメリカ大使館にむけて、アメリカ政府の一方的な農産物市場開放要求にたいする抗議要請をおこなった。また、全中は七月四日、東京・北の丸公園の日本武道館に約一万人の参加をえて「米穀政策確立・要求米価実現・輸入自由化・枠拡大阻止全国農業者総決起大会」を開催した。大会スローガンは「生産者米価一〇キロ当たり三一一三円（五・六三%引き上げ）実現」「自主流通米助成の現行確保」「米国の強圧的ガット提訴断固抗議」「備蓄制度ならびに他用途利用米制度の確立」等であった。大会は「農業発展を阻

害するすべての政策に断固反対する」との宣言を採択、そのあと国会にむけてデモ行進した。ついで全中は七月八日から米価要求実現の特別運動に入り、米価決定まで「代表者集会」をひらき、政府・自民党中心の要請行動をおこなった。

全国農業会議所は七月四日、東京・千代田区の久保講堂で「全国農業委員会会長代表者大会」（一二〇〇人）をひらき、①農産物輸入自由化等阻止、農業・食料政策の確立、②昭和五八年産生産者米価六〇キロ当たり一万八六七六円の実現、③地域農業生産の再編成と水田利用再編第三期対策の推進、④土地利用型農業の確立を図る農地流動化施策の強化、の四項目を決議し農水省に要請した。また、全青協と全婦協は七月一二日、東京の日本都市センターで「全国青年婦人大集会」をひらき、集会後、「賃金・物価にみあう米価」「農業つぶす臨調路線反対」をスローガンにむしろ旗やプラカードをたて国会前をへて日比谷公園までデモ行進した。

**全農総連の米審改組要求**　八二年産米価を審議する米審で五人の生産者委員が据え置き諮問に抗議し、辞表を提出し退場した。その後、米審復帰問題をめぐり農業団体と政府とのあいだで交渉がなされていたが、全中は八二年一〇月一三日、自民党の関係修復のあっせんを受け、米審正常化のための具体的条件を政府に申し入れることで復帰を決定した。この全中のうごきに対応し、全農総連は九月二九日の一二二回中央委員会の決定にもとづき、全中にたいし米審委員の無条件復帰は絶対におこなわないよう申し入れた。全農総連は生産者委員全員の辞職を高く評価するとともに、これを機会に米価審議会の民主的改組を要求、この問題が受け入れられぬかぎり米審に復帰すべきでない、と主張、その

**麦価要求運動**　八三年産生産者麦価を審議する米審は八三年六月二八日、東京・九段南の農水省分庁舎で開催され、金子農水相は小麦・大麦・裸麦の二年連続の据え置き生産者麦価の諮問をおこなった。同日、全日農、全農総連など農民・労農八団体は米審会場前に三〇〇人の代表の参加のもと一日共闘による要請行動を展開した。午前中は主に米審委員要請と全体集会での要請書と共同行動の確認をおこない、午後から据え置き諮問撤回要求を中心にした金子農水相交渉、食糧庁幹部交渉がなされた。なお、当日全体集会で確認された八団体統一の「五八年産麦価引上げに関する要請」は、①再生産の確保と所得補償を基本にその生産振興がはかれる「昭和五八年度生産者麦価算定について」、②国民食糧の安全保障のため食用穀物政策の確立をはかり、内麦全量優先消化施策等の要求を内容とする「国内産麦優先販売体制の確立について」、③麦作経営の安定化、小麦の試験研究体制の拡充強化等の「国内産麦の生産振興等について」の三点であった。

他方、全中と農協米穀対策中央本部は二七日から麦対策特別運動に入り、東京・平河町の全国都市会館で「麦対策全国代表者集会」（一五〇人）をひらき、重点施策要請として、①生産振興が図られ

る価格引き上げと生産者が不利にならない銘柄・等級別価格の設定、②高位生産技術の導入・普及等諸施設の拡充強化、③小麦の極早生多収・二次加工適性品種の開発研究、優良品種の増殖・普及体制の強化等五項目を採択のうえ、農水・大蔵の両省、政府・自民党に要請した。これらの要請行動は麦価決定の日までつづけられた。しかし、米審は「多数は政府案によることが妥当との意見であった」として政府諮問案を支持する据え置き答申をおこなった。政府は自民党の了解のうえ、二九日、政府買い入れ麦価の据え置きを決定した。それによると、小麦一等六〇キロ当たり一万一〇九二円、大麦二類一等五〇キロ当たり八三六六円、裸麦二類一等六〇キロ当たり一万一四四七円であった。

## 3　農畜産物政策価格・要求運動

### 農民団体共闘畜産対策総決起大会

政府は八三年度の豚・牛肉安定価格を審議する畜産審（畜産振興審議会）食肉部会を八三年三月二八日、農水省分庁舎でひらき、据え置き諮問を、また、翌二九日、同酪農部会をひらき、加工原料乳保証価格〇・七八%アップのキロ当たり九〇円七銭の諮問をおこなった。

全日農、全農総連、全農同、開拓連、出稼連、乳価共闘会議の農民六団体は中央労農会議の参加協力により三月二八日、畜産審会場前庭で「農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止、畜産物価格・政策要求等全国農民総決起大会」を開催した。大会には全国各地から畜産・酪農民約八〇〇人が参加、①輸出産業が生み出した貿易摩擦の解消をわが国農業に転嫁する農畜産物の輸入自由化、ワク拡大、関税引き下げなど一切行わないことを要求する「農畜産物輸入自由化・ワク拡大阻止に関する決議」、②加工原料乳保証価格、豚肉・牛肉の生産者価格は都市均衡労賃が保証される生産費所得補償方式により価格を引き上げよ、との「昭和五十八年度畜産物価格ならびに政策確立に関する決議」、③臨調行革には絶対反対であり、これを断固粉砕するとともに政府にたいし農業総生産の拡大を中心とした食糧自給向上のための施策の確立を強く要求するとの「農業をつぶす臨調行革粉砕に関する決議」を満場一致で採択した。大会のあと参加者全員が農水省、自民党、経団連にむけて要請行動をおこなった。翌二九日の酪農部会にたいしても前日にひきつづき、畜産審各委員への要請、決起集会、そして農水省幹部と青空交渉をおこない、自由化反対、畜産物価格引き上げを要求した。

### 乳価共闘会議の運動

乳価共闘（全国乳価共闘会議）は八二年一二月一〇日、拡大幹事会をひらき、来年三月期の畜産物政策価格決定期にむけての要求と運動方針を協議、同時に農水省にたいし、畜産振興事業団のバター輸入再開を抗議し、加工原料乳限度数量の年度内改訂を申し入れた。また、八三年二月八日、乳価共闘は、加工原料乳保証価格と飲用向け原料乳価の統一を前提に、全国統一要求乳価を都市労働者なみ賃金一時間当たり一四二〇円として一キロ当たり一二六円以上と決定したあと、農水省交渉をおこなった。交渉の主な内容は、①輸入乳製品を算入しない需給表の作

成、②輸入を削減し、限度数量の増枠、③牛乳乱売の早期是正、④学校給食牛乳補助金の継続、⑤負債整理対策の拡充等を要求するものであった。

乳価共闘は三月二八日、農民団体共闘畜産対策要求運動の主要メンバーとして参加したあと、東京・千代田区の社会文化会館で「酪農危機突破・乳価要求実現全国酪農民大会」(二五〇人)をひらき、「昭和五八年度乳価要求実現等に関する件」と「牛肉・乳製品輸入拡大に反対し、飲用牛乳安売り、乱売の早期解決を要求する件」を決議、大会宣言を採択したあと要請行動をおこなった。要請行動は加工原料乳保証価格と限度数量の引き上げ、飲用牛乳の乱売是正の三点を中心に農水省当局にむけておこなわれた。

### 農業関係団体の畜産対策

日本酪農政治連盟は三月八日、東京・大手町のサンケイホールで「全国酪農民総決起大会」(七〇〇人)をひらき、①保証価格と限度数量の大幅引き上げを要求する生産者乳価について、②乳価の全国統一交渉権をもつ全国指定団体農協連合会の設立等について、③飲用向け牛乳市場の正常化対策について、④実行運動等の諸決議を採択、また、同時に特別決議として「乳価一本化体系に関する緊急要請」を決議した。大会後、自民党関係議員、大蔵・農水両省に決議文の実行を要請した。また、乳業大手メーカーにたいし飲用乳価の大幅引き上げの要求行動をおこなった。六・七月の二カ月間を牛乳安売り撲滅運動ときめ、乱売している乳業メーカー、スーパーへの抗議、是正運動を展開することにした酪農政治連盟は六月三日、東京・大手町のサンケイ会館で「安売り牛乳撲滅抗議集会」(一五〇人)をひらき、悪質な割りこみ乱売をおこなった協同乳業を告発した。集会後、参加者全員が協同乳業本社に押しかけ座りこみ抗議行動をおこなった。この抗議行動は協乳が五月二一日、埼玉県のスーパー「マルヤ」に牛乳を安売りしたとしておこなわれたものである。

全中と畜産・酪農対策中央本部は二月二二日、「昭和五八年度畜産物政策価格等に関する要請」と「畜産酪農経営の改善強化に関する要請」等、政府にたいする要求事項を決定した。それによると、要求価格にあたっては従来どおり、生産費所得補償方式により、加工原料乳保証価格キロ九九円六八銭(現行比一一・五%アップ)、豚肉上物中心価格キロ七三〇円(同、五・八%)、去勢和牛中物キロ一七三一円(同、七・五%)を、政策要求としては、①牛肉等輸入自由化・枠拡大阻止対策の強化、②畜産酪農経営の健全化対策の改善・強化、③計画生産対策等の強化、④飼料対策の確立の四項目を確認した。

ついで、全中と同本部は三月二二日、東京・平河町の都市センターで「農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止、畜産・酪農政策・価格要求実現全国農林漁業代表者大会」(一三〇〇人)をひらいた。大会は、①牛肉・オレンジ等農産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する要請、②畜産酪農経営の改善・強化に関する要請、③昭和五八年度畜産物政策価格等に関する要請、④昭和五八年度畜産物政策価格の算定に関する要請を決議、このあと政府・国会に要請行動をおこなった。また、全中は三月二六日から、東京・平河町の全共連ビルに畜産・酪農対策本部と農産物輸入自由化・枠拡大阻止対策本部の前線本部を設置し特別運動に入った。実質的には二八・二九日の両日、約三〇〇人の代表を集め平河町の全国都市会館で「畜産酪農対策、農産物輸入自由化・枠拡大阻止対策農協代表者集会」をひらき、要

請事項の確認のうえ、農水省および自民党にむけて要請した。

政府は、畜産審から「諮問の通りやむを得ない」との主旨の答申を受けたうえ、三月三一日、諮問案どおり牛肉・豚肉安定価格の据え置き（豚肉キロ六〇〇円、牛肉中物去勢和牛肉キロ一四〇〇円）と加工原料乳保証価格〇・七八%アップ、限度数量二二万トン増の二一五万トンを決定した。また、同日、肉用牛安定化対策、肉用子牛の生産奨励措置、乳肉複合経営の推進措置、飲用牛乳市場正常化対策、飲用牛乳消費拡大対策、酪農経営負債整理資金の融通対策等畜産関連対策を合わせて決定した。

### 葉たばこ対策共闘会議の運動

全国葉たばこ対策共闘会議は八二年八月三一日、東京・三宅坂の社会文化会館で「葉たばこ価格要求貫徹・専売民営化反対総決起大会」を開催した。大会には、たばこ耕作農民、全専売労働者約九五〇人が参加、①専売制度維持、②葉たばこ価格要求・耕作面積確保、③農政転換要求、④災害対策確立要求に関する決議をおこなった。大会後、専売公社に押しかけ、長岡専売公社総裁と大衆団交し決議事項の実現をせまった。また、大蔵省、行政管理庁、内閣官房、農水省などの関係各省庁および政党に要請した。

たばこ耕作審議会は九月一日から三日間の予定で東京・虎の門の葵会館でひらかれ、そこで長岡総裁は葉たばこ収納価格の据え置きと八三年の耕作面積五万四〇〇七haを諮問した。これにたいし葉たばこ共闘の耕作農民や全国たばこ耕作組合中央会、たばこ耕作者政治連盟などの代表は「二年連続価格据え置き反対」「収納価格引き上げ」を要求し、専売公社をはじめ大蔵省、自民党など政党に要請行動をおこなった。耕作審議会は、三日、八二年産葉たばこ収納価格全種類平均前年比〇・九九%引き上げ、八三年度耕作面積五万四〇〇七haにするよう公社総裁に答申した。

### 繭糸価格・蚕糸政策要求運動

全国養蚕農協連合会など蚕糸生産者関係七団体は八三年三月一六日、東京・九段南の九段会館に約一五〇〇人の代表を集め「全国蚕糸生産者大会」をひらき、①中間安定制度の堅持と強化、②基準糸価引き上げ、③絹・生糸・繭の大幅輸入削減、④絹の需要拡大、⑤蚕糸技術改良普及制度の堅持、生産基盤の育成等を決議した。大会終了後、国会、各政党、農水省・通産省など関係機関に要請した。この要請運動は群馬県や長野県の主産県代表を主軸におこなわれたものであるが、本年度は養蚕農家の利益保護を目的とした繭糸価格制度の柱である生糸の一元輸入制度が、第二臨調の競争原理の導入による見直し答申や価格安定事業団の在庫過剰のもとで早期撤廃を要求されるというきびしい事情のもとで実施された。

農水省は三月三〇日、東京・九段の分庁舎で蚕糸業振興審議会繭糸価格部会をひらき、八三年生糸年度の基準糸価など生糸の安定価格について、いずれも前年度と同水準の据え置き諮問をおこなった。同日、全養連代表は同審議会にむけて要請行動をおこなったが、同審議会は、据え置き諮問も「やむを得ない」と答申した。ちなみに繭糸基準価格は八一生糸年度にキロ当たり七〇〇円引き下げられ、一万四〇〇〇円とされたまま据え置きとなり、最低繭価はキロ一九三三円とされた。

### 畑作物価格要求運動

全中は八二年九月三〇日、甘味資源・大豆主産道県農協中央会・経済連会長合同会議をひらき、八二年産いも・でん粉・てん菜・さとうきび・大豆の価

格と政策要求および要求実現にむけての運動方針を決定した。それによると価格要求の基準はいずれも「適正に所得を補償し、再生産が十分確保できる価格とする」ことにあった。一〇月一三日、全中は自由化阻止運動を展開、他方で畑作物価格要求の特別運動を開始、東京・平河町の海運ビルで「甘味資源作物・大豆対策農協代表者集会」（三〇〇人）をひらき、最低限度農業パリティー上昇分（一・五三%アップ）に見合う価格引き上げと、さきに決定した政策価格要求を再確認し、自民党、政府、地元国会議員に要請した。この要請運動は一五日の価格決定までつづけられたが、価格引き下げの可能性のあるなかでの要請行動であった。

全農総連は一〇月一四日、東京・大手町の農協ビルで「昭和五七年度畑作農産物対策・農畜産物輸入自由化阻止全国代表者集会」をひらき、①昭和五七年度畑作農産物の価格引上げ、畑作基本政策確立等に関する要請と、②農畜産物輸入自由化・ワク拡大阻止に関する要請、を決議した。集会後、農水省、衆・参両院農水委員長、自民党に要請文の実現協力を要請した。なお、全農総連の価格要求は、①てん菜最低生産者価格はトン当たり二万二二九〇円とし限界地の生産費を補償する、②さとうきび、甘しょ原料基準価格・指導価格は再生産できる適正な価格とする、③馬れいしょ原料基準価格はトン当たり二万一三一〇円、大豆基準価格六〇キロ当たり二万四〇〇円とし、いずれも限界地の生産費を補償する、というものであった。農水省は、大蔵省の引き下げ要求、自民党の引き下げ拒否要求などを調整のうえ、一〇月一五日、八二年産畑作物農家手取り価格（てん菜、甘しょ、馬れいしょ、大豆）の据え置きを決定した。

## 4　三里塚（成田）空港廃港闘争

### 二期工事阻止・空港廃港総決起集会

三里塚芝山連合空港反対同盟は一九六六年の千葉県成田市の成田空港建設計画の閣議決定以来、一七年有余にわたり、全国の反軍事組織や反公害組織および一部労組、学生組織の支援のもとで空港建設反対闘争をつづけてきた。成田空港は七八年五月、A滑走路一本の欠陥空港として開港したもののB・C滑走路のための二期工事建設のめどもたっていない。反対同盟は一九八二年一一月現在、一四〇戸の農家によって組織され、空港周辺に三七の団結小屋を建て、援農などの形で常駐している約一五〇人の活動家とともに二期工事阻止・空港廃港闘争にとりくんでいる。なお、二期工事区域五一・五haに一二戸の反対同盟員農家の三四・二haが未買収のままになっている。他方、空港内外は千葉県警を主力とする一五〇〇人の空港警備隊により連日厳戒体制にある。

反対同盟は八二年一〇月一一日、成田市の三里塚第一公園で「二期工事阻止・空港廃港、同盟切り崩し策動粉砕10・11全国総決起集会」を開催した。集会には山梨県北富士の忍草母の会や岡山県日本原の農民をふくめ四〇〇〇人余が結集し、二期工事実力粉砕、成田用水・買収攻撃粉砕、第二同盟づくり・農業破壊策動粉砕を確認、集会後、会場から番神三差路までの約五キロをデモ行進した。

## 一坪再共有化運動と反対同盟の危機

八二年から八三年にかけて反対同盟内部に闘争方針のくい違いからいろいろの問題が生じている。第一は八二年二月の反対同盟幹部二人の辞任にみられた「話し合い拒否路線」をめぐる問題であった。これは反対同盟の一部に「状況が変化しているのに十数年前と同じ方針でいいのか、ある程度軌道修正し、新しい展望をひらく必要がある」との問題提起にみられるような基本方針にたいする疑問が生まれ、それが反対同盟の主体性確立問題ともかかわり、その後、石井英祐事務局次長の辞任、さらには一一月初めの島寛征事務次長の辞任にまで発展した。

第二は農業基盤整備としての成田用水事業問題である。これは、一九七〇年に国と県が騒音等の見返り事業として、利根川の水を成田周辺の農家にひく農業の基盤整備事業としてはじめられたが、反対同盟の拠点でもある芝山町菱田地区では七八年に正式にたな上げを決定したもの。ところが最近、「反対闘争を続けていくうえから成田用水は必要である」とか「成田用水と反対闘争は両立する」との事業必要論が反対同盟の有力幹部を中心に台頭し、与えられた事業としてではなく、自主的な整備事業として推進するうごきが急速に高まった。これにたいし、反対同盟は「成田用水が空港関連事業の目玉とされている限り断固反対していくのが筋」であるとして「同盟切り崩し策動粉砕」のスローガンのもとに成田用水拒否を明確にうち出した。さきに記述した「10・11全国総決起集会」の「招請状」によると「成田用水の推進策動は、現下における切り崩しの最も悪らつな攻撃であります。営農のための基盤整備ということばで反対同盟・農民を籠絡しようとする空港関連事業であり、明白な懐柔攻撃であります。もって部落を割り、空港絶対反対の基本路線を同盟内部からつき崩し、三里塚闘争を条件闘争に転落させようとする同盟破壊攻撃であります。……私ども反対同盟は成田用水攻撃と対決し、これを粉砕します。〝話し合い〟を許さず、実力闘争を堅持して闘いぬきます」と（一部省略）。

ところで、一七年間にわたる反対同盟の闘争にとって決定的な転機となったのは、一坪再共有化運動をめぐる内部対立と分裂であった。再共有化運動は空港二期工事予定地内にある反対派農民の農地の一坪用地再共有化のため、新たに全国から一口一万円で再共有者を募集し、地主を増やし政府側の土地収用手続きを複雑化させる目的をもつもので、空港反対闘争初期以来の戦術であった。反対闘争初期の一坪共有地運動により当初七〇〇人ほどの一坪共有者がいたが、最近は二〇〇人程度に減少しているといわれる。再共有化運動方針は八一年に反対同盟の代表団がフランスのラルザックを訪問し、軍事基地拡張反対闘争の有力な戦術であることを再認識、空港反対闘争の最重要課題として提案された。この再共有化運動にたいして、二期工事予定地内の農民が「絶対に土地を売らない闘いをつらぬくなら、二期工事着工は絶対に不可能」とか「全国の不特定多数の人に土地を売り渡すこの運動は闘争を堕落させる金もうけ主義」であり「結局のところ空港公団に土地を売り渡していく運動」であるとの反対論もあり、反対同盟として統一された運動方針とはならなかった。

この一坪再共有化運動の確認の可否をめぐり反対同盟の内部対立が深まり、それは分裂へと発展した。すなわち、再共有化運動推進〝派〟は八二年一二月一六日・八三年一月二七日の反対同盟実行委員会

で一九八三年の運動方針として、事業認定粉砕の裁判闘争と一坪共有運動を決定したとして、「反対同盟三里塚大地共有委員会」を設置のうえ共有運動にとりくんだのにたいし、反対派は二月一四日、共有化運動に反対する声明をだし、過日の同盟実行委では一坪再共有化運動は決定されていないこと、「一坪共有権を再分割して新共有者に譲渡し、銭金を得ることとは、どのような名目をつけようとも、二期一坪用地の売却である。同盟の基本原則の否定である」と絶対反対の立場を明確にした。

以後、推進派・反対派の声明および訴えが出されるが、賛成派は三月三日、反対同盟幹部会・行動隊長熱田一他七人の名義により、北原事務局長の解任と最大支援セクト中核派との絶縁の「緊急声明」を発表、ついで三月八日、芝山町の千代田公民館で反対同盟（熱田派）総会をひらき、三月三日の幹部会声明の確認と①事業認定の失効、収用権限不存在訴訟、②一坪共有化運動、③自主基盤整備事業で成田用水をはね返す、の三点を八三年の運動方針と確認、同時に熱田一行動隊長を代表とする八人の新役員を決定した。他方、共有化運動反対派は同じ日、成田市天神峰の現地闘争本部で反対同盟（北原派）本部・実行役員会をひらき、「この本部・実行役員会のみが反対同盟の正式の最高決議機関であり、幹部会なるものは存在しない。分裂集会は条件派の道に転落する第二同盟づくりの何ものでもない」ことを確認、同時に石井新二事務局次長の除名と共有化運動推進派の幹部一四人の解任を決定した（以上、三里塚闘争救援会「三里塚闘急救援ニュース」第五六号　三里塚芝山連合空港反対同盟「反対同盟新聞」第二号を参照）。

この分裂集会以降、反対同盟の廃港闘争は二期工事断固阻止を共通のスローガンにしつつ二派に分かれて展開されている。

## 5　北富士軍事基地反対その他の運動

### 忍草農民の日米合同演習反対闘争

山梨県南都留郡忍野村忍草の農民は、戦後三七年にわたり忍草入会組合・忍草母の会に結集し政府・米軍による北富士の軍事基地化に反対、入会権闘争・演習場返還闘争をつづけ、現在もなお、「入会地強奪粉砕・協定違反の日米合同演習粉砕」をスローガンにたたかっている。

北富士・忍草母の会は一九八二年九月五日、北富士演習場内自衛隊隊舎側で「日米共同演習粉砕・東富士軍用道路建設阻止九・五全国総決起集会」を開催、東富士道路の建設絶対阻止、入会地強奪と日米合同演習阻止・粉砕を宣言した。集会の主旨の一つは、一〇月から一二月に予定されている東富士での日米合同実動演習を「韓国有事にそなえた合同演習」であると規定し、その阻止闘争を確認すること、他の一つは道路公団の計画している東富士道路は静岡県小山町須走の自衛隊富士学校と北富士演習場を結ぶものであり、しかも新屋開墾永小作権者連盟の土丸屋地区、忍草入会組合の檜丸尾入会林・忍草入会小屋など忍草梨ケ原入会地を分断し、北富士の永久基地化に道をひらくものであると断じ、その絶対阻止を確認したものであった。

八三年二月二〇日、北富士・忍草母の会主催の「東富士軍用道路

粉砕・立入り測量阻止二・二〇北富士現地総決起集会」が北富士演習場正面ゲート前で開催された。この集会で忍草母の会は東富士道路測量絶対阻止・実力粉砕の決意を表明した。八人の忍草母の会の代表は、七月四日、北富士演習場の奥深く入り、着弾地に座りこみ「山をかえせ」のムシロ旗をたて、ノロシをあげるゲリラ闘争を展開し実弾射撃演習に抗議した。ついで、七月一〇日、沖縄、三里塚など全国の反基地、反軍、反原発闘争の活動家にむけて「入会権死守・日米共同演習粉砕・東富士軍用道路建設阻止九・四全国総決起集会」の招請状を送った。それによると、日米共同演習の拡大にたいする阻止闘争の意義と東富士道路の建設の真の目的が「東・北両富士演習場の軍事一体化による日米共同演習場化および忍草の入会闘争の決定的潰滅」を意図したものであり、その準備が着々とすすめられている現在、そのための反対闘争は決定的段階にあると表明している。

### 全日農各県連の災害対策運動

全日農大阪府連は八二年八月一〇日、台風一〇号と集中豪雨による水害問題で府の責任を追及、日赤会館で大阪府交渉をおこない、都市農業振興対策、宅地並み課税反対、米作減反対策などを要求した。日農新潟県連は八月一三日、台風一〇号による農業被害問題で対県交渉をおこない、減反の見直し、天災融資法の早期発動と自作農維持資金の拡大、予約前渡金の延納と利子免除など一〇項目を要求、ついで一七日、新潟食糧事務所にたいし、減反を前提にした災害資金の優先融資問題で抗議、二八日には同所長交渉をおこない台風一〇号の被災米に関し特別な配慮と救済策を要求した。全日農群馬県連は八三年六月末、連続降ヒョウ被害で県当局および前橋市など関係自治体に被害救済対策を求める要請行動をおこない、農業共済金の仮払い早期実施、桑園被害の農業共済の対象化などの要求をした。

### 農民団体の税金対策

全農総連は八二年八月二七日、「昭和五八年度税制に関する要請」を大蔵省・国税庁、農水省におこない、白色申告者の事業専従者控除の引き上げ、農業における白色申告事業主に事業主控除制度を設ける、生命保険料控除の大幅引き上げ、水田利用再編奨励金の免税等々を要請した。ついで一一月一六日、全国書記長・事務局長会議を大手町の農協ビルでひらき、八三年度の転作対策、八三年度税制改正及び納税制度対策を協議、翌一七日、大蔵省、国税庁、自治省に要請した。要請内容は八月二七日の要請書と同一であったが、とくに①政府税調の白色申告に対する記帳義務制導入絶対反対、②一部都市周辺農家の課税状況を理由にした「米以外農家」の収入金課税方式反対、あくまでも農民団体側との協議と農民団体の自主的申告とりまとめに配慮すること、などの「納税制度等に関する要請」がで基本あった。また、全農総連は一二月一四日の農畜産物輸入反対集会においても「白色申告に対する記帳義務制導入反対」を決議し大蔵省に要請した。

全日農本部は一二月二三日、農業課税制度問題で国税庁交渉をおこない、これまでの課税方式を変更し収入金課税方式の拡大強化・所得標準の適用除外農家の拡大および記帳義務の制度化等に問題があるとして、その善処方を申し入れた。秋田・福島県連、宮城支部連の全日農代表は八三年一月一〇日、仙台市の東北合同庁舎で東北国税局交渉をおこない、課税方針の変更

問題、収量査定問題、経費標準問題などの確認をおこなった。

**企業養鶏進出反対運動**　千葉県養鶏連合会は、県外のイセファーム株式会社グループが佐原市と香取郡下総町の二地区にそれぞれ三〇～五〇haの大規模養鶏場を建設、鶏卵パック・スープ製造など加工食品工場の併設を計画したことにたいし、「養鶏農家の生活基盤が奪われる、無断増羽などで計画生産体制が崩壊する」として署名活動など反対運動を展開、八三年三月二二日、千葉県知事、農水省、関東農政局に反対要請をおこなった。同じイセファーム株式会社は滋賀県の南部地区に進出を企てたが、ここでも猛反撃を受けている。すなわち、県養鶏協会は五月に緊急役員会をひらき「絶対阻止」を確認、系統農協や関係議員に呼びかけ進出阻止行動を展開した。また、県農協中央会も六月二日の米価大会で、緊急特別要請として「イセファームの県内進出阻止」を採択し、自民党国会議員などに反対協力要請をおこなった。

## 6　出稼ぎ農民・農村労働者の運動

**出稼連の運動**　全国出稼組合連合会（出稼連）は、一九八二年九月三日、秋田県大曲市の中央公民館ホールで「第四回農業出稼問題全国学習会」（三二〇人）をひらき、労働災害問題や賃金不払い問題等出稼者にかかわる諸問題について学習、翌四日、田沢湖高原ハイツで幹部活動家による出稼ぎ問題をめぐる情勢、組織問題の協議・検討を集中的におこなった。ここで強調されたことは、失業保険給付獲得運動にかかわる運動課題、出稼者数の減少・県内出稼ぎ・通勤日雇いなど就労形態の変化への対応問題、出稼き中の世話役活動などの問題であった。

出稼連は、八三年一月二九日、東京・永田町の社会文化会館で「第一三回定期大会」を開催し、一九八三年度の運動方針を決定、大会後、建設・労働・農水の関係各省および東京都に要請行動を展開した。この日確認された出稼連の重点課題は、①出稼ぎ解消のため「農村地域定住促進対策事業」への主体的とりくみ、②出稼者問題の基本対策の確立のための国会闘争の充実、③積雪寒冷地帯の雇用問題のとりくみ強化、④故柴田久雄氏の労災保険適用のための行政訴訟であった。また、要請行動においては、建設省にたいして建設労働者の雇用改善策、三省協定賃金（公共事業の設計労務単価）の公表と徹底、建設業付属寄宿舎規定の遵守、建退共済（建設業退職金共済制度）制度の加入促進を、労働省に積雪寒冷地などの雇用安定、宿舎設備の改善、建退共済制度の普及、労災認定基準の見直しなど、農水省には農村地域定住促進対策事業による出稼ぎ解消策、米減反政策反対、エサ米の転作奨励金対象化などを要請した。

翌三〇日、出稼連は、同じ社会文化会館で「第一九回全国出稼者大会」（三五〇人）をひらき、①出稼者の諸要求に関する決議、②農林漁業政策の確立に関する決議、③出稼者の脳卒中など病死に対する労災保険の適用に関する決議を採択するとともに、特別決議として七九年三月大阪で脳出血で死亡した秋田の柴田久雄氏の「労災認定審査請求の棄却にともなう行政訴訟闘争」を満場一致で採択した。また、毎年大会で確認している「出稼者の獲得すべき賃金」（一日八時間労働）として技術土建、特殊労働一万七五〇〇円、一

般土建労働一万三〇〇〇円、単純工場労働一万一〇〇〇円を決定した。

他方、同じ出稼連主催の「第一九回全国出稼者西日本大会」（一〇〇人）は大阪市の部落解放研究教育センターでひらかれ、東京大会と同じく「出稼者の諸要求に関する決議」と特別決議として「柴田労災と柳井建設宿舎焼死事故対策」を採択した。翌二一日、大会選出代表団は大阪労働基準局交渉、大阪府・市当局に出稼ぎ者の諸要求の実現を要請した。

三月二三日、出稼連は大阪・天満労働基準監督署を相手に「労災保険遺族補償給付金等不支給決定処分取消し訴訟」を大阪地裁に提訴した。また、民事損害賠償請求訴訟をおこすことも検討、遺族と出稼組合秋田県連合会の意思決定をまって全国的な支援体制をとることを確認した。これは故柴田氏の労災業務上認定闘争で大阪労働基準監督署の労災不認可・保険金不支給決定にさいし遺族と出稼連が中央労働保険審査会に再審査請求をしたが、一九八二年末棄却され、それに対応してとられた措置である。

### 農村労連の運動

農村労働組合連合会（農村労連）は「三省協定なみ賃金の実現」「振動病対策、労災・職業病対策」「建退共制度の完全適用」の要求をかかげ、対自治体、対労働省等関係機関に要請行動を展開してきた。また、八三年六月二一日の労働省労働基準局長の「林業振動障害者職業復帰対策地区協議会の設置」通達にともなう振動障害軽快者の職業復帰の具体的対応策として悪用されない制度の運用を要求してきた。

農村労連は一〇月一・二日の両日、第二〇回中央委員会をひらき、振動病をめぐる情勢、三省協定賃金闘争の成果などを協議、さらに、①賃金・労働条件の改善をめざして三省協定なみ賃金の獲得と建退共などの退職金制度の完全適用の運動、②振動病対策として、長期療養者を症状軽快者として労災給付の打ち切りなど「林業振動障害者の職業復帰制度」新設にともなう制度の悪用防止運動を展開していくことを確認した。

農村労連「第一九回定期大会」は八三年三月二五・二六の両日、東京の勤労福祉会館でひらかれた。大会は、振動病運動と予防対策、職業病復帰問題、三省協定賃金・建退共制度の普及運動などの活動報告を確認のうえ、八三年度の重点課題として、①土建労働者・林業労働者の要求とたたかい、農村工場での要求とたたかいを内容とする「賃金・労働条件の改善」、②振動病かくし、給付しめつけ、予防対策・職場復帰のたたかい、振動病の疫学調査の推進など、「いのちと健康を守る運動」、③地域林業の振興と民有林労働者の労働条件改善運動、地場産業を守る運動、就業対策など「地域産業の発展と雇用安定の運動」、④「平和と民主主義を守り政治革新を推進する運動」の四点を決定した。

また、農村労連は全国労災職業病対策実行委員会主催の「第一六回職業病全国交流集会」（八二年九月一一日）、統一労組懇主催の「軍拡大企業奉仕の臨調路線反対、軍事費を削って、くらし・福祉・教育の充実と平和を求める国民中央大集会」（一一月一四日）、「労災・職業病――労働組合の経験交流集会」（主催・同実行委員会、八三年五月七・八日）、北海道春闘共闘会議・道季節労働者組織による「二・二一季節労働者一万人全道総決起大会」（二月二一日）などに積極的に参加協力した。

## 3　農民団体その他

### (1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】　会長　足鹿覚、副会長　亀田得治、松沢俊昭、栗原俊夫、書記長　谷本たかし、財務委員長　湯山勇、統制委員長　鈴木吉次郎、中央常任委員　川俣健二郎、菅原源吉、阿部昭吾、飯野栄儒、日野市朗、相沢金之丞、八百板正、渡部行雄、戸沢辰男、上原義信、加瀬包男、加瀬勉、下山田虎之介、北野元一、鶴巻辰次郎、目黒吉之助、田畑政一郎、山中高吉、小池昭吾、宮尾重信、野坂浩賢、岡田厚美、小川洵、高野啓吾、三浦光雄、松倉多助、小山誠治、池谷昭二、越智一馬

会計監査　新妻忠直、阿部助哉、荻原貞一

統制委員　菅原朝喜、高橋徳次郎、松永広次、中沢厳、米山繁男、矢後嘉蔵、日下博、小山永久、渡辺慎一、山村慶次

顧問　上林与市郎、黒田寿男、鈴木清（一九八二年一二月二一・三日、第二二回定期大会で選任）

【機関誌・紙】　『農民新聞』（月三回刊）、『農民運動資料』（一九八一年一月以降休刊）

### (2)　全国農民総連盟（全農総連）

【役員】　中央委員長　中村吉次郎、副委員長　松崎弘喜、紺野富夫、外岡左近、麻生伝兵衛、西谷語、救仁郷義房、書記長　梶原壮監査委員　石田徳三郎、山田初男、藤田善治（一九八二年七月七日、第二〇回代議員総会で選任）

【機関誌】　『全農総連情報』（週刊）

### (3)　全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】　委員長　小野栄太郎、副委員長　望月新一、常任委員　原七郎、吉野正太郎、黒瀬彰義、遠山謙、土田浩、青柳喜好、大森節、広本隼人、武藤誠作、監事　沢田仁雄、藤瀬健児（一九八二年五月二一日、第三七回通常総会で改選）

【機関誌】　『開拓情報』（月刊）

### (4)　全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】　会長　栗原三郎、副会長　野坂浩賢、対馬孝旦、細谷昭雄、佐藤諠、事務局長　坂口建夫、事務局次長　御地合二郎（一九八三年一月二九日、第一三回定期大会で選任）

【機関紙】　『出稼通信』

### (5)　農村労働組合連合会（農村労連）

【役員】　中央執行委員長　森田幸彦、副中央執行委員長　山本桓、書記長　丸山富治（一九八三年三月二五・二六日、第一九回定期大会で選任）

【機関紙】『農村労働者』（月二回刊）

(6) 中央労農会議

【役員】 議長 江田虎臣、副議長 栗林三郎、蛯谷武弘、小原毅、後藤英雄、事務局長 阿部保吉、事務局次長 金敷孝之（一九八三年一月現在）

【参考資料】 (1)全日本農民組合連合会機関紙『農民新聞』、(2)全国農民総連盟機関誌『全農総連情報』、(3)全日本開拓者連盟機関紙『開拓情報』、(4)全国出稼組合連合会機関紙『出稼通信』、(5)農村労働組合連合会機関誌『農村労働者』、(6)全国新聞情報農業協同組合連合会『日本農業新聞』、(7)新日本出版社『あすの農村』、(8)全国農業会議所『全国農業新聞』、(9)日本共産党機関紙『赤旗』、(10)日本社会党機関紙『社会新報』、(11)農民運動史研究会『農民運動研究』、(12)農業農民協会『農業・農民』、(13)『毎日新聞』、『日本経済新聞』、『朝日新聞』、(14)三里塚闘争救援会「三里塚救援ニュース」ほか成田空港関係資料、(15)北富士・忍草母の会関係資料

# XII 政治的大衆行動と平和運動

概要□第五四回メーデー――原水爆禁止運動――原水爆禁止一九八二年世界大会／被爆三五～六日世界大会・広島、八月七周年原水禁大会／日本原水協集会／核禁会議全国集会／三・一ビキニデー焼津集会／反核・平和運動――大阪行動／「むつ」廃船・東日本集会／多彩な市民運動／反戦闘争――戦争犠牲者追悼式典／不戦を誓う集い／国際反戦デーの分裂／下町反戦集会／反軍・反基地闘争――その他の運動

## 概要

一、第五四回メーデーは、五月一日、代々木公園の中央会場に三五万人、全国一二二会場で約四〇〇万人が参加した。

一、原水爆禁止八二年世界大会は、八月一～二日国際会議、八月五～六日世界大会・広島、八月八日長崎のひろば、という日程でひらかれ、世界大会には約三万人が参加した。なお、中国は八三年の世界大会参加に前向きの意向を明らかにした。

一、原水爆禁止八二年世界大会を前後して、原水禁、原水協、核禁会議はそれぞれ、被爆三七周年原水禁大会（七月二九～三一日国際連帯会議、八月四～六日広島大会、八月七～九日長崎大会、一〇月一三～一五日沖縄大会）、八二年世界大会決議実践日本原水協集会（八月七日広島、八月八日長崎）、核禁会議全国集会（七月三〇日広島）を開催した。

一、三月一日、焼津市で三・一ビキニデー焼津集会が開催され、七〇〇人が参加。同日ひらかれた故久保山愛吉氏墓前集会にも約一〇〇〇人が出席した。二月二八日～三月一日の両日、三・一ビキニデー日本原水協集会が、約一〇〇〇人で開催された。

一、反核・平和運動は第二回国連軍縮特別総会以後も持続的にとりくまれ、八二年反核・軍縮・平和のための大阪行動（八二年一〇

月二四日、大阪)、原子力船「むつ」廃船・東日本集会(九月六日、むつ市大湊)、平和都市をめざす都民大集会(八三年四月二日、代々木公園)などの集会がもたれた。このほか、草の根市民運動を主体とする反核・平和のための多彩な活動がとりくまれた。

一、反戦闘争としては、戦争犠牲者追悼式典(八二年八月一五日、千鳥ケ淵戦没者墓苑)、侵略を反省し、不戦を誓う集い(九月一八日、日本教育会館)、下町反戦平和の集い(八三年三月六日、蔵前国技館)などがとりくまれた。なお、一〇・二一国際反戦デーの中央集会は、前年にひきつづき分裂集会となった。

一、反軍・反基地闘争としては、富士山麓総行動(八二年一〇月二~三日、御殿場)、小松基地の日米合同軍事演習反対・石川県集会(一〇月三日、小松)、日米共同実動演習反対全国集会(一一月一四日、御殿場)、日米実動陸上演習反対・東富士行動(一一月一五~一八日、東富士)、F16三沢配備反対・青森県集会(一一月二三日、三沢)、核艦船の入港・母港化反対佐世保集会(八三年二月二〇日、佐世保)、エンタープライズ寄港抗議行動(三月二一日、佐世保)などの集会がもたれた。

一、その他の運動としては、金大中氏救出・日韓連帯活動、教科書問題へのとりくみ、拘禁二法反対運動、ロッキード疑獄追及、憲法擁護運動などがあった。

## 1　第五四回メーデー

「働くものの団結で生活と権利、平和を守ろう」のシンボル・スローガンのもと、第五四回メーデーは、中央メーデー会場の約三五万人(主催者側発表、以下同じ)をはじめ、全国一二二会場に約四〇〇万人が参加してひらかれた。統一集会がひらかれたのは、東京をはじめ福島、群馬、栃木、埼玉、神奈川、富山、石川、福井、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、広島、高知、大分の計一八都県。史上最多だった前年より一県(新潟)減った。メーデー中央集会は、代々木公園で午前九時から開会。ゴールデンウィーク三日目の日曜日とあって、軽装の家族連れの姿が目立った。田島中立労連副議長の開会あいさつ、槇枝総評議長の議長団あいさつののち、主催者を代表して宇佐美同盟会長があいさつ。このなかで宇佐美会長は「中曽根政権は政治倫理確立の努力を失った権力。勤労者の支持する政治勢力の拡大に努力しよう」と訴えた。

このあと、来賓として参加した飛鳥田社会党委員長、竹入公明党委員長、佐々木民社党委員長、宮本共産党議長、田社民連代表に、今年から初めて参加した山口新自ク代表を加え、野党六党代表のあいさつがつづいた。六野党代表はそれぞれに政治革新を強調。参院選から始まる国政選挙を意識して、政治色の強い集会となった。

集会は最後に、「メーデー宣言」と「メーデーを国民の祝日に」という特別決議を採択。都内六コースに分かれてデモ行進をおこなった。

なお、第五四回メーデー実行委員会は、四月二一日、総理府総務長官にたいし、前年の決議にもとづいて、メーデーを国民の祝日とするために法制化の手続きをすすめるよう要請した。

【メイン・スローガン】

憲法改悪を阻止し、核兵器完全禁止、全面軍縮の実現、一兆円所得税減税の早期実施、内需拡大、福祉優先への経済転換、すべての労働者の雇用と生活の保障、週休二日制の実現、公平な社会の確立のため、国民各層との連携を強め、労働戦線の統一を実現、政治倫理の確立、金権腐敗・軍拡路線の保守反動政治体制を打破し、政治の革新をかちとろう。

【第五四回中央メーデー宣言（要旨）】

長びく世界不況、大量の失業者、核軍拡など、国際的なかげりが一層ひろがるなかで、われわれは一九八三年メーデーを迎えた。

いまわが国は、景気停滞の長期化、社会と教育のひずみの増大、政治倫理の崩壊など、事態はますます憂慮すべき段階にきている。

当面の最も緊急な課題は、内需主導による景気の早期回復であったが、今春闘では早くから経営者側から賃金抑制策が打ち出され、かつてなく情勢は厳しい。いまなお多くの闘いが継続中であり、今年こそ人勧や仲裁の完全実施をかちとらねばならない。

こうした停滞状況の中で、格差は拡大し、失業者は増加し、雇用不安は増大。大型間接税の導入も目論まれている。

われわれは、一兆円所得税減税の即時実施、実質賃金の向上を中心とした生活の向上・安定と福祉型経済への転換を強く要求する。

中曽根内閣は、日本経済と国民生活の危機をかえりみないばかりか、軍拡・改憲路線に突き進み、極東平和への新たな不安をつくり出している。米ソ中心の核軍拡競争が国際緊張を高めているが、これ以上、世界の平和を危機の淵に追いやってはならない。

核兵器廃絶・平和擁護の国際的運動は大きく高揚しており、われわれの反核・反戦・平和の闘いは、この地上から戦争の危険がなくなるまで燃やし続けねばならない。われわれは核軍拡競争に反対し、非核三原則堅持、被爆者援護法実現を強く政府に要求し、非核都市宣言などの闘いをねばり強くすすめるものである。

労働者の団結と統一の課題は一層真摯に追求せねばならない。

中曽根内閣の極めて危険な反動に対し、われわれは83年国政選挙に勝利し、痛烈な審判を下さなければならない。

われわれは、今次メーデーのスローガン、要求・行動目標の達成にむけて、一致団結し、総力をあげて闘うことを、ここに宣言する。

一九八三年五月一日

第五四回中央メーデー大会

【特別決議「メーデー」を国民の祝日に（要旨）】

メーデーは、一八八六年五月一日「八時間は労働に、八時間はねむりに、そしてあとの八時間はわれわれの自由に」をスローガンに、アメリカの労働者が要求して決行したゼネストに端を発する。

わが国では一九二〇年、初めてのメーデーが上野公園で開かれた。しかし、その後メーデーは、官憲による抑圧や弾圧、戦争による中断、流血の惨事など多くの犠牲に彩られながら、その時々の要求をスローガンに掲げ、働くものの力を示威し働くものの祭典として今日まで発展してきた。

いまや、メーデーは〝労働者の祭典〟として、わが国社会にも深く根を下ろし、国民すべてに定着している。

だが、メーデーに参加できる勤労国民は、四千万常用雇用者の約四分の一程度にしかすぎない。

メーデーを、国民すべてがこぞって祝う日とするために祝日に加えるべきであると考える。

第五十四回メーデーの名において「五月一日メーデーを国民の祝日とすること」を決議し、政府と各政党にその実現への努力を要請するとともに、われわれ自身も強力に運動を展開していくことを表明する。

## 2　原水爆禁止運動

### 原水爆禁止一九八二年世界大会

八二年の原水爆禁止世界大会は、八月一日から八日まで、東京の国際会議（一～二日）、八二年世界大会・広島（五～六日）、長崎のひろば（八日）という日程で開催された。

八月一～二日にひらかれた東京での国際会議には、来賓の国連事務総長補特別補佐官のプロボスラフ・ダヴィニッチ氏をはじめ、海外から三四カ国・地域と一三の国際組織の代表一〇〇人をふくめ七〇〇人が参加した。八月一日午前一〇時から日本教育会館でひらかれた開会総会では、日本原水協草野信男理事長の開会のあいさつ、槇枝元文総評議長の議長団代表あいさつにつづいて、中林貞男生協連会長による主催者報告がおこなわれた。さらに、来賓のダヴィニッチ氏、日本山妙法寺藤井日達山主のあいさつのあと、一八人の海外代表と四人の国内代表が問題提起と運動の報告をおこなった。一日午後から二日の午後にかけて、国際会議では、大会課題にもとづく四つの分科会（①第二回国連軍縮特別総会の結果と核兵器完全禁止のために、②核兵器使用の非人道性、被爆者援護、起こりうべき核戦争の被害、③平和、軍縮、生存、環境、新国際経済秩序にむけての教育、メディア、文化、芸術、科学などの発展のために、④原子力開発と核拡散の諸問題をめぐって）で討議がおこなわれたのち、午後六時より東京集会・国際会議閉会総会が開催され、分科会報告につづいて「東京宣言」が採択された。

【東京宣言（要旨）】

原水爆禁止一九八二年世界大会東京国際会議は、活発な討議を展開して、以下の諸点に合意した。

一、われわれは、核軍拡競争をただちに停止し、逆転させるよう厳粛に要求する。

二、人類最初の核戦争である広島・長崎および核兵器、生物兵器および化学兵器の開発に伴う被害は、全ての国の為政者・軍人・市民に周知徹底されるべきである。われわれは、核兵器の使用と開発による被害者は、関係当事国政府の手によって十分に援護されるべきであると確信する。とくに、被爆者援護法は日本政府の手で速やかに制定されるべきである。

三、核兵器完全禁止を最優先課題とする、時間枠をかけた拘束力のある包括的な軍縮計画は、遅滞なくただちに策定され、実行に移されなければならない。

四、非核地帯を、アジア、太平洋、インド洋、アフリカ、中東、地中海、バルカン、ヨーロッパ、スカンジナビア、北・中央および南アメリカ、オセアニアなど、世界いたるところに広げ、究極的に地球を非核化しなければならない。この方向に合致する村、町、都市、地域を非核化するための活動が奨励されるべきである。

五、いかなる軍事ブロックと軍事同盟も、その解消にむけて関係諸国が責任ある具体的一歩を踏み出すべきことを強く要求する。この目的にむけて、諸国政府は、各国人民の支持のもとに一方的なイニシアティブを発揮すべきである。

六、国際間の紛争解決を軍事的手段に訴えることはもとより、軍事費や武器移転を抜本的に削減すべきことを要求する。

七、我々は抑圧と核の脅威のない世界をもとめる運動を第三世界の人民の運動と連帯させて発展させるべきである。

八、我々は、世界各地で広島・長崎の被爆の実相を普及するなど、反

核・軍縮の諸活動をひき続き圧倒的に高揚させるよう、いっそうの創意と工夫努力を傾ける。

九、核燃料サイクルと核兵器拡散との間の相互関連を認め、軍事利用に反対する。

十、われわれは、現代の軍事化政策に反対するだけでなく、平和運動において、地球およびその生物との調和、すべての人民の平等と権利の尊重を反映した新しい価値観や生活様式および技術を、先頭に立って創り出さねばならない。

十一、われわれは、政府の行為と人民の行為とをはっきり区別する。われわれは、軍縮の実現に必要な諸措置をとるうえで、運動が政府に訴え、圧力をかけるべきであると信ずる。

われわれは、世界各国政府に以下のことを訴える。

(1)核兵器の先行不使用を誓約すること。(2)全世界に非核地帯をひろげること。(3)一方的軍縮のイニシアティブをとること。(4)すべての核実験を終わらせること、核兵器その他の大量破壊兵器の実験、生産、配備、を即時凍結し、全面軍縮への第一歩とすること。

軍縮への道の一環として、われわれは世界各国人民に失業、貧困、病気、無知に反対するキャンペーンを起こすよう呼びかける。

今や、反核・軍縮・平和は時の声となっている。核戦争はもうたくさんだ。この課題を遂行する主たる責任は、我々人民の肩にかかっている。我々の様々なイニシアティブを通じて、我々は各国政府に軍縮を行わせることができるしまた必ずやそれを実現するであろう。

老いも若きも、男も女も、今こそ、ノーモア核戦争、ノーモア戦争、ノーモア核兵器、ノーモア・ヒバクシャ

一九八二年八月二日

原水爆禁止一九八二年世界大会東京国際会議

和公園から中央公園までの「折り鶴平和行進」ではじまった。五時三〇分すぎから中央公園でひらかれた世界大会には、三一カ国・地域、一〇国際組織、八八人の海外代表をふくむ約三万人が参加。冒頭、原爆犠牲者を悼んで一分間の黙とうをおこなったのち、森滝市郎世界大会準備委員会代表が開会のあいさつ。つづいて、広島県実行委員会を代表して今堀誠二広島女子大学長が主催者あいさつを述べ、P・ダヴィニッチ氏が来賓のあいさつをおこなった。竹下広島県知事、荒木広島市長のメッセージが代読されたあと、大友よふ地婦連会長より世界大会主催者報告がなされた。このあと、国際会議の報告ののち、フォーク・ソングや詩の朗読、ダイ・インなどをはさみつつ、海外代表や被爆者の訴えがつづいた。集会は最後に非核地帯の設置など一〇項目の要求をもりこんだ「ヒロシマ・アピール」を採択して閉会した。

世界大会二日目の八月六日、市主催の慰霊式典のあと、市内二五会場で課題別・階層別集会が開催。被爆（曝）の実相を語り広めるために、軍縮と核兵器完全禁止、草の根運動前進のためになど一二のテーマと、子ども、若者、婦人などの階層別のひろばに分かれて、午後三時三〇分まで討論と経験交流がつづけられた。

【ヒロシマ・アピール（一部省略）】

今日、ここ広島に集まったわたしたちは、八月二日の「東京宣言」をこのアピールと切りはなすことのできないものとして確認します。私たちは決意を新たにして、日本国政府に、国連に、次のことを強く訴えます。

1　ヒロシマ・ナガサキの被害、核実験による被害、起こりうべき核戦争の被害の残虐さをより深く自覚し、その周知徹底をはかること。

2　関係各国政府は、すべてのヒバクシャに対する十分な援護措置を直ちに実施すること。とくに日本国政府は、被爆者援護法をすみやかに制度化すべきこと。

3　核兵器使用禁止条約と包括的核実験禁止条約をすみやかに締結すること。

4　非核地帯を世界各地につくること。
5　核兵器完全禁止を最優先課題とする包括的な軍縮計画を遅滞なく策定し、実行に移すこと。
6　世界各国からの外国核軍事基地の撤去を要求するとともに、新たなヒバクシャをつくる原因となる核軍事基地の受け入れを拒否すること。
7　核軍拡競争自体が発展途上国の貧困と抑圧を生み出していること、また核燃料サイクルと核兵器拡散との間に深い関係があることを確認し、その周知徹底をはかること。
8　放射線にさらされ、ウラン採掘や核実験によって追いたてられた先住民、放射性廃棄物汚染の犠牲となったすべての人びとなど、核サイクルのヒバクシャたちに連帯すること。
9　被爆国日本政府は、核軍縮条約の締結や非核地帯の設置にむけて積極的にイニシアティブを発揮すること。
10　これらの要求を象徴するため、八月六日の広島の日に、世界中の海や川や湖で灯ろうを流し、いのちの明りをともすこと。

日本のみなさん！　全世界のみなさん！　核戦争の危機の高まりと反核運動の高まりがきびしく競いあういまこそ、現世代に生まれたわたしたちが後に続く世代のために、一層力強く前進しようではありませんか。

一九八二年八月五日

原水爆禁止一九八二年世界大会・広島

原水禁世界大会長崎実行委員会が主催し、世界大会準備委員会が協賛した「長崎のひろば」は、水害のため変更になった長崎市公会堂で、八月八日、海外代表四五人をふくむ約三〇〇〇人が参加して開催された。集会では、中林貞男生協連会長が世界大会について報告し、翌八三年世界大会へのとりくみについても発言。海外代表をふくめ、各地代表の報告ののち会場インタビュー、山口仙二氏の被爆者の訴えがあった。最後に、集会は「限定核戦争の準備強行、戦域・戦術核兵器の配備に反対し、核兵器完全禁止を実現すること、いかなる状況であれ、核兵器の使用と使用の脅迫を国連憲章の侵犯と人類にたいする犯罪として禁止する協定を緊急に成立させること」など、八項目の要求を各国政府・国連に訴える「長崎から心をこめて――一九八二年長崎アピール――」を採択して閉会した。なお、「長崎アピール」全文は、八二年九月六日付『原水協通信』に掲載されている。

## 中国、原水禁世界大会に出席の意向

原水禁世界大会準備委員会は、中国にたいして毎年招待状を出してきたが、八二年八月五日付で、招待を感謝する初めての電報が届いた。さらに、一〇月八日、王炳南・中国人民対外友好協会会長は、「もっと早く招待状をいただければ、真剣に検討する」と、翌年以降の世界大会参加に前向きの意向を明らかにした。

八三年六月二二日には、張香山・中日友好協会副会長も、訪中した市民運動活動家代表団（団長・中林生協連会長）に「中国としては、五人の代表団をオブザーバーとして世界大会に出席させる」と表明。六月三〇日、原水爆禁止一九八三年世界大会準備委員会が、中国の大会参加を了承し、一八年ぶりの中国の参加が正式に決まった。

## 被爆三七周年原水禁大会

原水禁国民会議の独自集会である被爆三七周年原水禁大会は、七月二九～三一日東京での国際連帯会議、八月四～六日広島大会、八月七～九日長崎大会という日程でとりくまれた。

大会は、二九日から総評会館で始まった国際連帯会議で幕を開けた。会議には海外代表二〇人をふくむ約一〇〇人が出席。森滝市郎代表委員の主催者代表あいさつののち、会議は、①核戦争を防ぐた

めに、②太平洋の非核化のために、③社会の核軍事化を防ぐために何をすべきか、をテーマに二日間の討議をおこなった。三一日、会議は、一六項目にわたる諸行動を提起した「国際連帯会議宣言」を採択して閉会した。

八月四日、広島県立体育館でひらかれた「世界の被害者と連帯する集会」には、海外代表をふくむ七〇〇〇人が参加。主催者を代表して、石黒寅毅原水禁代表委員が「いかなる国の核にも反対だ。核と人類は共存できない」とあいさつ。つづいて、世界の核被害者を代表して日本（在日朝鮮人をふくむ）、米国、マーシャル、英国の代表四人が発言した。八月五日は、被爆者との交流や、「被爆者援護法をいかに制定するか」「放射性廃棄物の海洋投棄」「トライデント・トマホーク配備阻止」等の分科会での討議などの活動がとりくまれた。八月九日、長崎市国際体育館前の球技場で閉会総会が開催。主催者を代表して田口健二原水禁代表委員のあいさつののち、米のネバタ核実験に抗議する決議が採択され、関口和原水禁事務局長によって国際連帯会議と広島大会について報告がなされた。海外代表、総評、社会党、公明党代表の連帯あいさつ、「大会宣言」と「『むつ』廃船決議」採択、「一〇月を『反核行動月間』として多様な行動を集中的に展開する」等をもりこんだ「行動決議」の採択を経て、一〇日間にわたった大会の全日程が終了した。

### 原水禁沖縄大会

八二年一〇月一三日、「反核・軍縮・平和のための沖縄総行動」をスローガンに、「被爆三七周年原水禁沖縄大会」が那覇市の労働福祉会館で開催された。集会には、本土代表の一三〇人をふくむ約六〇〇人が参加。福地曠昭・沖縄原水協理事長あいさつのあと基調報告がなされた。翌一〇月一四日には県内四カ所で、被爆者援護の問題や平和教育のあり方等をテーマにした分科会で討議。三一日目の一〇月一五日、米軍基地や核燃料再処理工場建設予定地候補の西表島を調査したあと、那覇市与儀公園で閉会集会を開催。「沖縄アピール」を採択して、市内をデモ行進した。

### 八二年世界大会決議
### 実践日本原水協集会

原水協主催の独自集会である八二年世界大会決議実践日本原水協集会は、八月七日広島、八月八日長崎で開催された。八月七日、午前、一一の会場での分散討論会、九つの行動テーマに関する討論集会、広島市内一〇カ所での被爆者との交流、見真講堂での文化とうたごえのつどいや岩国基地調査抗議行動など多彩な行動がとりくまれたのち、午後からは、県立体育館で全体集会がひらかれた。これには、一〇カ国一国際組織二三人の海外代表をふくめ、六五〇〇人が参加。櫛田ふきさんの議長あいさつ、佐久間澄原水協代表委員の開会あいさつののち、参加者からの報告、あいさつがつづいた。集会は、集会文書である「国連事務総長へのメッセージ」と「決議」を採択して閉会した。これにつづいて、八月八日、午後、長崎市四海楼で日本原水協長崎集会が開催され、長崎市一二番館では「平和のための草の根ひろば」がひらかれた。

### 核禁会議全国集会

八二年七月三〇日、広島市広島医師会館において、核禁会議（核兵器禁止・平和建設国民会議・磯村英一議長）全国集会が開催され、全国から約一〇〇〇人が参加した。集会では、磯村議長の主催者代表あいさつにつづいて、村上広島核禁議長、荒木広島市長、柄谷民社党総務局長がそれぞれあいさつ。基調報告、被爆者救援カンパ贈呈ののち、閉会にあ

たって、①国連軍縮センターの強化と核軍縮国際センターの早期設立、②平和思想のいっそうの普及と教育を徹底する、③核エネルギー平和利用のため、安全管理体制を強化し、国民合意形成のための世論喚起をおこなう、④核兵器の早期廃絶と被爆者援護を促進する――などを内容とする核禁アピールが採択された。

## 八三年三・一ビキニデー 焼津集会

ビキニ環礁水爆実験被災二九周年八三年三・一ビキニデー焼津集会は、静岡県実行委員会の主催、原水爆禁止一九八三年世界大会準備委員会の協賛で、三月一日午後二時すぎから焼津市民センターで開催され、七〇〇人が参加した。集会では、原水禁静岡県民会議の鈴木正次代表常任委員、静岡大学学長の加藤一夫氏、世界大会準備委員会代表委員の大友よふ地婦連会長ら各界の代表があいさつ。故久保山氏夫人すずさんのメッセージも紹介された。物理学者の小出昭一郎氏、国際問題研究家の陸井三郎氏の問題提起などのあと、「アピール」を採択。静岡県平和委員会望月誼三会長の閉会あいさつで、集会は幕を閉じた。

焼津集会に先立って、一日午後零時半から、久保山氏の眠る弘徳院で、日本宗教者平和協議会主催による墓前集会が開催され、約一〇〇〇人が参加。久保山すずさん、福竜会貝崎吉男会長も参列して、あいさつを述べた。参加者は久保山氏墓前に献花したあと、市民文化センターまで約二キロの市内をデモ行進した。

【三・一ビキニデー焼津集会のアピール（要旨）】

三十八年前、わたしたち日本国民が終戦をむかえたとき、国土は原爆と空襲と艦砲射撃によって廃墟と化していました。

二十九年前の三月一日、太平洋のビキニ環礁でおこなわれたアメリカの水爆実験による〝死の灰〟は、現代の核戦争の恐怖を、わたしたちに実感させました。

三たびの被爆体験をとおして、核兵器全面禁止と非核三原則を国是とするわたしたちの国民的合意はつちかわれたのです。「核戦争にたたかって勝つ」という核超大国の指導者に追従してこのねがいをないがしろにするようなことは、ゆるされません。にもかかわらず、いま、日本列島は、アメリカの核巡航ミサイル〝トマホーク〟や核空母などの前線基地にされ、核戦場とされる危険にさらされています。

みなさん、〝不沈空母〟の上に子どもたち孫たちの未来はありません。「原水爆の被害者はわたしを最後にしてほしい」という久保山愛吉さんの死の床からのさけびを、わたしたち一人ひとりがその胸に真剣に受けとめなおし、行動に立ちあがらなければならない、その時が訪れました。

来年は、原水爆禁止運動が国民運動に発展するきっかけとなったビキニ水爆被災の三十周年となります。

反核平和の運動と世論のうねりをいっそう発展させ、来年の三・一ビキニデーを迎えましょう。あらゆる核兵器のもちこみに反対し、核戦争を阻止し核兵器全面禁止への道をきりひらく先頭に立ちましょう。太平洋地域、欧米をはじめとする全世界のなかまと国際連帯をつよめ、力をあわせて、子どもたち孫たちの未来と青く輝く地球を守りぬきましょう。

一九八三年三月一日　ビキニ環礁水爆実験被災二九周年
一九八三年三・一ビキニデー焼津集会

## 三・一ビキニデー 日本原水協集会

一九八三年三・一ビキニデー日本原水協集会は、二月二八日、三月一日の両日、静岡で開催された。

二月二八日、静岡大学で三会場に分かれて開会集会が開催。ここでの原水協報告にもとづいて五テーマによる分科会が八会場でおこなわれた。翌三月一日、静岡市民文化会館大ホールで会体集会がもたれ、全国からの代表約一〇〇〇人が参加。議長団、来賓あいさつののち、前日の分科会での討議の報告、各地での活動の報告がおこなわれ、全体集会決議を採択して、閉会した。なお、決議全文は八

三年四月六日付『原水協通信』に掲載されている。

## 3　反核・平和運動

### 大阪行動にいたる経過

前年末以来、国内で反核運動をつづけてきた国民運動推進連絡会議は、八二年六月一〇日、反核行動参加のため訪問中のニューヨークで各界代表の会議をひらいて五項目の確認事項を決定し、秋以降も、「草の根市民運動を柱に国内行動の発展を期す」ことを申し合わせていた（本年鑑一九八三年版、三九九～四〇〇ページ参照）。

ところがそののち、同連絡会議の参加団体の一つでもある総評が、独自に、一〇月二四日から始まる国連軍縮週間のなかで大阪で五〇万人集会をひらき、全国で一〇〇〇万人を動員する、との計画を発表。この計画について事前に連絡会議側への打診もなかったことなどから、九月三日、日本原水協の吉田嘉清副理事長らが記者会見して「計画は総評が一方的にすすめており、各団体の統一協議の場でもまだ一度も相談されていない」と指摘。「この計画を中央の統一行動として位置づけるのは適切ではないと判断する」との見解を発表した。九月四日、この問題について、連絡会議の主要メンバーである地婦連、日青協、生協連など市民七団体代表が急遽生協連会館で協議。「いま必要なのは、地道な草の根運動の とりくみを各地域ですすめること」との判断から、①同週間中は、各団体が、全国の地域で行事を催す、②総評の集会もその一つとしてひらくのが望ましく、国民運動推進連絡会議が五〇万人集会の主催、協賛団体となるべきではない、との結論をまとめた。九月六日、日本青年館でひらかれた連絡会議の調整委員会は、一〇・二四大阪行動については「総評を中心とする関西地域での独自集会」と位置づけ、連絡会議としては主催団体などに加わらないことで合意。「各団体が取組む行動は相互に認め、尊重しあい、協力できる団体、個人は協力し、国連軍縮週間を盛りあげる」との確認によって、大阪行動は主に関西を中心とした総評系労働組合や市民団体の手でとりくまれることになった。

### 八二年反核・軍縮・平和のための大阪行動

大阪行動実行委員会は、第一回準備会（九月七日大阪・ＰＬＰ会館、一五七団体二八三人出席）、第二回準備会（九月一七日大阪市労働会館、一七五団体二八一人出席）を経て、九月二九日の結成総会（中央公会堂、二八四団体五五〇人出席）で正式に発足した。

以来、約一カ月の準備期間を経て、一〇月二四日、「核よ、戦争よ、地球からなくなれ！」のスローガンのもと、大阪公園一帯の一〇会場を舞台に「八二年反核・軍縮・平和のための大阪行動」がとりくまれた。メイン会場の「反核と国際連帯の広場」には、海外代表六カ国二〇人をふくむ四〇万人が参加。集会では、槇枝総評議長の主催者代表あいさつ、勝部元桃山学院大学教授の基調報告、被爆者を代表した森滝市郎原水禁代表委員の訴え等につづいて、岸大阪府知事、大島大阪市長のメッセージなどが、歌やアトラクションを

はさんでおこなわれた。最後に、「大阪アピール」と「日本政府に対する要請決議」が全会場で採択され、大阪行動は幕を閉じた。

【大阪アピール（要旨）】

国民のみなさん！　全世界のみなさん！

「核よ、戦争よ、地球からなくなれ！」の叫びと、「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ」の心を込めて全世界に次のことを訴えます。

一　ヒロシマ、ナガサキのような核兵器による被害、惨状を二度と繰り返さないこと

二　核兵器の使用を禁止する国際協定をすみやかに実現すること

三　核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず、核攻撃を認めない非核地帯を世界各地に拡げること

四　軍縮のための条約をつくり、期限をきめて厳しく実施し、とりわけ核兵器の廃絶を最優先させること。

五　すべての原子力開発による放射能の及ぼす被害を考え、これによる環境汚染を中止すること

以上の訴えは、核保有国が、人類の永続のためにみずから核兵器を捨てる決断をすれば、実現に向かって進むでしょう。被爆国日本の政府が軍拡路線を停止し、真剣に核廃絶とその実現のためのイニシアチブを発揮し、最大の努力をなすことを強く要求します。

今日の反核大集会を契機に、今後いっそうの核廃絶と軍縮・平和の運動をひろげましょう。人類の終焉（しゅうえん）と地球の破滅を防ぎましょう！　人類の未来にさいわいあれ！

一九八二年十月二十四日

82年反核・軍縮・平和のための大阪行動

## 原子力船「むつ」廃船東日本集会

長崎県佐世保港を出航した原子力船「むつ」は、八二年九月六日、青森県大湊港に回船され入港した。これに抗議して、九月四日、「原子力船『むつ』廃船、大湊入港阻止関根浜母港建設反対東日本集会」が、むつ市大湊大平岸壁でひらかれ、約三〇〇〇人が参加した。集会は、青森県労と原発再処理工場反対現地闘争本部の主催によるもので、総評、社会党、原水禁の代表、佐世保の代表などのあいさつがおこなわれた。

## 平和都市をめざす都民大集会

一連の反核平和集会の延長として、八三年四月二日に「平和都市をめざす都民大集会」、翌三日に「平和桜まつり」が、それぞれ代々木公園、井の頭公園でひらかれた。二日の代々木公園の大集会には、都民約二万五〇〇〇人が参加。第一部「反核・平和を語る」では東京空襲を記録する会や全国戦災障害者連絡会の代表などが戦争の悲惨さを訴えた。第二部は、まず、実行委員会を代表して槇枝総評議長があいさつ。つづいて、松岡英夫都知事候補、森滝原水禁代表委員、中林生協連会長、紀平婦人有権者同盟会長らが上条恒彦さんの歌などをはさんで連帯のあいさつ。富塚総評事務局長が集会宣言を読みあげ、採択したのち、デモ行進がおこなわれた。

## 反核・平和のための多彩な活動

六月にひらかれた第二回国連軍縮特別総会以降、一時弱まったかにみえた反核・平和運動は、その後も、夏の原水禁世界大会や秋の国連軍縮週間などを契機に持続化し、多彩にとりくまれるようになった。八二年七月から八三年六月までの間にとりくまれた主な活動にはつぎのようなものがある。

①「反核公募作品展示発表会」（七月二八日～八月二日、渋谷パルコ、中野孝次、池田満寿夫氏ら五五人のよびかけ）、②「平和を願う詩人の夕べ」（七月三一日、日本出版クラブ、約六〇人）、③「反核・反戦展」（七月三一日～八月六日、東京・西新宿野村ビル、国連広報局など主催）、④「非核宣言シンポジウム」（八月五日、広島

県府中町福寿館、九自治体首長主催、約一〇〇人）、⑤「広島国際平和コンサート」（八月六日、広島県立体育館、「反核・日本の音楽家たち」主催、約五〇〇〇人）、⑥「戦争に反対する詩人の会」結成（一〇月二日、狛江市民センターホール、約一〇〇人）、⑦シンポジウム「国連軍縮特別総会以後のNGO（非政府組織）の課題」（一〇月二日、日本平和学会主催）、⑧「軍縮セミナー一九八二」（一〇月九～一一日、神奈川医師会館、国際軍縮促進学生連盟準備会主催、約三〇人）、⑨「核と戦争のない世の中をめざす行動・一〇月」（一〇月一六日、渋谷・山手教会、宮下公園など、「日本はこれでいいのか市民連合」など六〇団体主催）、⑩「核廃絶アピール」と署名を米・ソ両首脳あて発送（一〇月二〇日、京阪神中心の中小企業経営者一八一〇人）、⑪「核兵器廃絶・真の核軍縮実現への緊急措置」を要求する書簡を米・英・ソ・仏・中核兵器保有五カ国首脳に送付（一〇月二二日、全国革新懇代表世話人会）、⑫「日本の核戦場化阻止、核兵器完全禁止をめざす青年学生のつどい」（一〇月二八日、日本青年館、日本青年団協議会・大学生協連・宗青教など六団体主催、約一五〇人）、⑬「国際軍縮促進学生連盟設立総会」（一〇月三〇日、学士会館、約三〇人）、⑭核兵器廃絶に関する意見」の採択（一一月一五日、長野県高校長会）、⑮公開シンポ「核と軍拡に文学はどう対するか」（一二月四日、家の光会館、約二〇〇人）、⑯「反核――言葉を通して」（八三年三月二日、日本教育会館、約二三〇人）、⑰「広島長崎・市民平和研究所（仮称）」創設のための「ハトの巣募金」運動開始（五月一〇日～、「ヒロシマ・ナガサキ平和募金」推進委員会）、⑱「反戦・詩人のつどい」（五月一五日、都教育会館、「戦争に反対する詩人の会」主催）、⑲第二回「平和・軍縮教育フォーラム」（五月二一～二二日、横浜市・開港記念館、二〇〇人）。

## 4　反戦闘争

### 戦争犠牲者追悼式典

三六回目の終戦記念日である八二年八月一五日、前年にひきつづいて、総評・中立労連・新産別・護憲連合・社会党の五団体は、共催で「戦争犠牲者追悼、反戦・平和への誓いを固める式典」を開催した。千鳥ケ淵戦没者墓苑でひらかれたこの式典には約五〇〇人が参加し、飛鳥田社会党委員長、富塚総評事務局長などがあいさつをおこなった。

### 侵略を反省し、不戦を誓う集い

柳条湖事件を口実に五一年前に関東軍が中国東北部への侵略を開始した九月一八日、総評主催の「侵略を反省し、不戦を誓う集い」が日本教育会館でひらかれ、約三〇〇人が参加した。集会では、槇枝総評議長のあいさつののち、岡田衆院副議長、宇都宮徳馬参院議員、作家の五味川純平氏、俳優の三国連太郎氏ら各界の代表が不戦の決意を表明した。

### 分裂した国際反戦デー

一七回目を迎えた一〇・二一国際反戦デーは、連合政権構想などをめぐる社・共間の対立を反映して、東京での中央集会が両党系に分裂した前年に

つづき、八二年の一〇・二一中央集会も社会党系が代々木公園で、共産党系が明治公園でそれぞれ別個にひらかれた。しかも、社会党系の集会は、八一年は総評・中立労連・新産別の労働三団体主催だったが、八二年は中立労連・新産別が「反米的な要素が強すぎる」などを理由に参加を拒否。総評の単独主催となった。

代々木公園B地区でひらかれた総評主催、社会党・護憲連合・原水禁協賛の中央集会には約二万八〇〇〇人が参加。槇枝議長が「反核・軍縮運動をもりあげ、軍事大国化を阻止しよう」とあいさつしたのち、「反核運動のエネルギーをさらに持続的に幅広く発展させ、〝死への大行進〟を断固たる決意で阻止しなければならない」との「集会宣言」を採択。そのあと、デモ行進がおこなわれた。

他方、明治公園でひらかれた安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会主催の中央集会には、約三万人が参加。不破共産党委員長の決意表明、松浦総三全国革新懇代表世話人、引間博愛統一労組懇代表委員らのあいさつののち、「自民党政治の根本的転換をめざし、革新統一戦線結集のために、全力をあげて奮闘する決意を新たにするものである」との「宣言」を採択。都内をデモ行進した。

なお、八二年の一〇・二一全国統一行動としては、前年より二県多い、北海道、青森、秋田、岩手、宮城、新潟、長野、山梨、埼玉、静岡、岐阜、富山、福井、石川、滋賀、和歌山、島根、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎の二五道県で、社・共両党系の統一集会が開催された。

**下町反戦平和の集い**　三月六日、前年の「下町反戦集会」をひきついで、一二回目の「再び許すな東京大空襲！三・六下町反戦平和の集い」が蔵前国技館でひらかれ、前年の約二倍、一万人が参加した。前年の約三倍である五〇〇人のよびかけ人、賛同人によってよびかけられ、準備されたこの集会では、総評の平副事務局長をはじめ、森滝市郎、桃原用行、坂野宏、早乙女勝元ら各氏があいさつ。日フィルの演奏もおこなわれた。集会は、東京平和祈念館の建設、戦争犠牲者にたいする援護法の制定などの要求を決議して閉会した。

## 5　反軍・反基地闘争

**富士山麓総行動**　八二年一一月八日から一九日にかけて予定されていた陸上自衛隊と在日米陸軍との実動演習に抗議して、一〇月二、三日の両日、平和委員会、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会、原水協、静岡県実行委員会の主催で、「第四回富士山麓総行動」が展開された。一日目の一〇月二日午後四時から、労働金庫研修富士センターで、討論交流集会が開催され約一〇〇人が参加。二日目の一〇月三日、朝から東富士基地調査がおこなわれ、午後からは滝ケ原米軍、自衛隊基地前をデモ行進。全国から約一五〇〇人が参加した。このあと午後二時すぎから、御殿場市民会館で「平和と文化のつどい」がもたれ、「富士山麓総行動平和と文化のつどいアピール」を採択して閉会した。

**小松基地の日米合同軍事演習反対・石川県集会**

一〇月三日、午後一時から、社会党石川県本部、共産党石川県委員会、石川県評、石川県平和委員会、基地反対県民の会、小松基地反対連絡会議の六団体の主催で、航空自衛隊小松基地と同輪島レーダー基地の日米共同使用、日米共同演習に反対して、「小松基地の日米合同軍事演習反対、安保条約廃棄、軍事大国化阻止、一〇・三石川県集会」が開催された。小松市末広運動公園でひらかれたこの集会には、約七〇〇〇人が参加。集会後、市内をデモ行進した。

なお、平和委員会などを中心とする平和行動推進委員会は、この集会を間にはさむ一〇月二～四日に「〃日本海を平和の海に〃 日米共同演習阻止小松基地平和行動」を設定し、二日は活動者会議、三日は県集会に先立って小松市公会堂で講演会（約三〇〇人参加）、四日は小松基地の調査・監視という日程で、さまざまな活動にとりくんだ。

**日米共同実動演習反対全国集会**

一一月一〇日から一八日にかけて、一九日間にわたって展開された日米両陸上部隊による実動演習に反対して、一一月一四日、御殿場市東富士ダムにおいて、「日米共同実動演習反対全国集会」が開催され、地元の東富士農民再建連盟はじめ全国の反基地住民団体、労組などから約四五〇〇人が参加した。集会では、主催者を代表して隈元総評国民運動局長があいさつ。社会党、護憲連合、各県評代表も決意表明をおこなった。参加者は集会終了後基地前でデモ行進。滝ケ原駐屯地にたいして演習の即時中止を申し入れた。

**日米実動陸上演習反対・東富士行動**

一一月一五～一八日、日本平和委員会、明るい日本をめざす中央青年学生連絡会議、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会、原水協、富士山麓総行動静岡県実行委員会の五団体の主催で、「日米実動陸上演習反対・安保条約廃棄東富士行動」が東富士演習場周辺でとりくまれた。一一月一五日には、一五都道府県の代表約一〇〇〇人が参加して集会がひらかれ、参加者は米軍・自衛隊基地の前をデモ行進。その後の総行動には、連日数百人がとりくんだ。

**F16三沢配備反対・青森県集会**

一一月二三日、三沢市立体育館において、「F16三沢配備反対・安保条約廃棄を求める一一・二三青森県集会」が開催された。社会党・共産党・県労会議・県平和委員会の四団体で構成された実行委員会が主催したこの統一集会には、約二六〇〇人が参加。佐川礼三郎県労会議議長の開会宣言、議長団選出、四団体代表の決意表明、集会決議やアピール採択ののち、参加者は市内をデモ行進した。

**核艦船の入港・母港化反対佐世保集会**

八三年二月二〇日、米第七艦隊の原子力空母エンタープライズ佐世保入港を前に、原水協、平和委員会、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は、佐世保市松浦公園で「日本列島〃不沈空母〃化許すな！ 核艦船の入港・母港化反対佐世保集会」を開催。全国から約一〇〇〇人が参加した。集会では、主催者を代表して隈元総評、吉田嘉清原水協副理事長らがあいさつ。アピールを採択後、佐世保駅までデモ行進をした。

## エンタープライズ寄港抗議行動

三月二一日、原子力空母エンタープライズは一五年ぶりに長崎県・佐世保港に入港・停泊した。この寄港にたいして、社会党系の「反安保・反核・エンタープライズ寄港阻止現地闘争本部」や共産党、過激派などの小船二十数隻が反対の海上デモをおこなった。

午後一時から市内・松浦公園で、エンタープライズ阻止長崎県共闘会議と総評、社会党、原水禁、護憲連合などの共催でひらかれた「反安保・反核・エンタープライズ寄港阻止西日本大集会」には、西日本を中心に全国から一万人が参加。田口県共闘会議議長、飛鳥田社会党委員長、吉岡総評副議長などのあいさつののち、「佐世保からのアピール」を採択し市内をデモ行進した。

他方、平和委員会、原水協など五団体は、三月二〇～二六日を全国行動週間に設定し、エンタープライズ寄港への抗議集会、基地行動、宣伝行動などを展開した。現地佐世保では二〇日に学習交流会、二一日に海上デモと抗議集会がとりくまれ、浦頭ふ頭での集会には約一〇〇〇人が参加。市役所―佐世保駅間をデモ行進した。

# 6　その他の運動

## 金大中氏救出・日韓連帯活動

八二年八月七日、東京地評や市民団体で構成する実行委員会主催、総評の後援で、「金大中氏らを即時釈放せよ！　朝鮮半島を戦場にするな八・七集会」が、日本教育会館で開催され、約七〇〇人が参加した。これにつづいて、八月一九日、総評・社会党・日朝国民会議の主催による「対韓『四〇億ドル』軍事経済援助反対、改ざん教科書是正要求、金大中氏ら『政治犯』即時釈放要求・緊急各界代表者会議」が衆院第一議員会館でひらかれ、二八団体から一〇〇人が出席した。会議は、①主催三団体を中心にゆるやかな連絡会議をつくる、②草の根の自主的運動を基礎に、運動を全国化する――を申し合わせ、終了後、内閣・外務省・文部省にたいし申し入れ活動をおこなった。

## 教科書問題へのとりくみ

八二年夏、検定による歴史教科書の書きかえとこれにたいする中国や韓国等の抗議を契機に、国内でも教科書検定と書きかえに反対する運動が高まった。九月一〇日、総評は討論会「戦争責任と平和運動の課題――教育右傾化と教科書問題をめぐって」をひらいて、教科書検定の実態、政治的背景、改革の方向について報告と問題提起をおこない、九月一七日には、総評、日教組、教科書検定訴訟支援全国連絡会議など九団体で、「日本の軍国主義化と現行教科書検定に反対する中央大集会」を開催。教師、出版労働者、市民ら約一〇〇〇人が参加したこの集会では、槇枝総評議長の主催者あいさつ、家永三郎教授、出版労連代表など各界代表の決意表明などがあった。さらに、一二月九日、同じく九団体主催による「教科書問題を考える音楽と文化の集い」が日本武道館で開催。一万五〇〇〇人が参加した。集会では、日本フィルの演奏や小室等さんの歌をはさんで、家永三郎中大教授、一番ケ瀬康子日本女子大教授らが民主教育の擁護を訴

え、大きな盛りあがりを示した。

### 拘禁二法反対運動

現行監獄法を七四年ぶりに全面改正するものとして国会に提出された拘禁二法（留置施設法案、刑事施設法案）にたいしては、えん罪の温床を生み、人権侵害の恐れが強いとの理由で、反対運動が強まっていった。七月七日、総評は総評弁護団との合同会議、拘禁二法反対運動へのとりくみの強化を確認。七月一五日には、五月の総会で廃案を求めることを決めた日弁連も全国反対集会をひらき、国会に要請行動をおこなった。さらに、七月一六日、司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議の主催で拘禁二法を廃案にし国民の自由と人権を守りぬくための討論集会が開催され、佐々木秀典弁護士の主催者あいさつ、社会党山花貞夫、共産党林百郎両議員の決意表明、小田中聡樹東北大教授の講演などがおこなわれた。国会請願行動もとりくまれ、七月二七日の第一次統一行動で二万三一八五人、八月二〇日の第二次統一行動で一五万〇二一七人の署名が提出され、結局、国会会期切れで同法案は継続審議の扱いとなった。

これ以降も、一二月一〇日にひらかれた、総評・東京地評・総評弁護団主催の「拘禁二法を許さないシンポジウム」（総評会館、約一〇〇〇人）や、八三年三月一四日の拘禁二法の廃案を要求する集会（司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議主催、日本教育会館、七〇〇〇人）など、運動は持続的にとりくまれている。

### ロッキード疑獄追及

八三年一月二六日、ロッキード裁判丸紅ルートの元首相田中角栄被告にたいして「懲役五年、追徴金五億円」の論告求刑がなされた。この日を前後して、ロッキード疑獄追及の運動は大きな盛りあがりを見せた。

八二年一二月一七日、東京・大手町の農協ビルにおいて、労働四団体と衆参両院議員の有志でつくっている政治倫理確立議員懇談会（政倫懇）、市民団体の共催で、シンポジウム「政治倫理を考える」が開催された。冒頭、田中伊三次衆院議員が主催者代表のあいさつ。つづいて、社・公・民・共・新自ク・二院クの各党、各派の代表が決意表明。さらに、富塚総評事務局長の決意表明、岡野加穂留明大教授が記念講演のあと、最後に、①清潔な政治倫理の確立をはかる、②灰色高官の反省をもとめる、③田中元首相と佐藤孝行代議士の議員辞職をもとめる——という三つの行動目標を掲げたアピールが採択された。これにつづいて、中曽根首相が訪米した八三年一月一七日には、総評のよびかけで「反戦・軍縮・政治倫理確立・中曽根訪米糾弾各界代表者会議」（総評会館、約一四〇人）がひらかれ、反金権・政治倫理確立と中曽根内閣糾弾を結合させた運動をより広げることが確認された。

田中角栄被告にたいする求刑直後の一月二六日午後四時半、政倫懇は、「田中角栄は自ら引責辞職せよ！——政治倫理を考える集会」を衆院第二議員会館で開催。集会は、毎月二六日を「全国統一行動日」に設定することを確認し、田中の議員辞職を勧告する声明を採択した。さらに、同日夕方六時から、総評、中立労連、新産別、社会党などで、「反金権、政治倫理確立、田中角栄即時辞職要求、中曽根内閣糾弾中央集会」が東京・文京区の大塚公園で開催され、二万三〇〇〇人が参加。「角栄御用」のちょうちんを手に、田中の即時辞職、政治倫理確立を求めるデモや集会がおこなわれたのは全国一六六カ所。約一五万人が参加した。また、二月一四日には、田中元首相のおひざ

元である長岡市厚生会館でも、「反金権、田中角栄即時辞職要求、中曽根内閣糾弾2・14新潟全国集会」（総評、社会党、市民団体などによる実行委員会主催）がもたれ、全国各地から約八〇〇〇人が参加した。

**憲法擁護運動**　「改憲論者」を自称する中曽根首相の登場で危機感を深めた野党各党は、五月三日の憲法記念日にあたって、護憲運動に活発にとりくんだ。この日、社会党・総評系の憲法擁護国民連合は、午前一〇時から上野駅公園口で街頭演説のち、午後一時から日比谷公会堂で集会を開催。公明党も午前一〇時から渋谷駅前で街頭演説。民社党・同盟系の憲法擁護新国民会議は都内を自動車パレード。共産党系の中央憲法会議によるつどいは、午後零時半から日本教育会館で開催。社民連も午後一時から新宿駅西口で街頭演説をおこなった。

【参考資料】(1)総評「第六九回定期大会・各局報告書」、(2)総評「労働ニュース」、(3)総評「総評新聞」、(4)同盟「第一九回定期大会報告」、(5)同盟「同盟新聞」、(6)日本社会党「社会新報」、(7)日本共産党「赤旗」、(8)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(9)日本原水協「原水協通信」、(10)日本平和委員会「平和新聞」

# XIII 政党

概要□国会と各党の動向——参院全国区改革問題／人事院勧告の凍結／第九七国会／第八国会／田中辞職勧告決議案／足踏みする中道結集／新自ク・社民連統一確認団体／**都知事選をめぐる各党の動き**——選挙——中間地方選挙／第一〇回統一地方選挙／第一三回参議院通常選挙／**日本社会党**——概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／国際活動／**公明党**——概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／労働組合との関係／国際活動／**民社党**——概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／国際活動その他／**日本共産党**——概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会総会／政策・方針／国際活動その他

## 概要

一、八二年一〇月一二日、鈴木首相は突然退陣を表明し、一一月二六日、中曽根新内閣が発足した。中曽根内閣は、行政改革、日米関係の修復、財政再建等の主要課題にとりくんだ。

一、国会では、自民党主導の運営が定着し、自民党は参院公選法改正特別委員会での強行採決、人事院勧告の凍結、田中辞職勧告決議案の審議引きのばしなどをはかった。中道四党、社会党、共産党の三極構造も強まり、野党内の足並みの乱れが目立った。中道四党内では、民社・新自ク・社民連の三党先行結集路線が提起されたが、実現するにはいたらなかった。

一、「八三年政治決戦」といわれた統一地方選と参院選を通じて、自民党は安定した力を示し、他方、野党第一党の社会党は敗北を重ねた。参院選では、初めて比例代表選挙が導入され、サラリーマン新党や福祉党などの「ミニ新党」が国会に進出した。

一、社会党の選択した「社公合意」路線は、一年ぶりに社・公書記長会談が開かれたものの、依然たなあげ状態にある。党内では、書記長人事で内紛がつづき、統一地方選、参院選とつづいた敗北の責任をとって、飛鳥田委員長が退任を表明し、石橋正嗣前副委員長の委員長就任が決定した。

一、公明党は、政策上の「現実主義化」を進める一方で、独自路線を強め、中道結集の動きにたいして一定の距離をおきつつある。比例代表区の候補者名簿では、いちはやく党外候補の導入、党議拘束の緩和を打ち出して、宗教政党からのイメージ・チェンジをはかった。

一、民社党は、選挙では独自の姿勢を強めたものの、依然として中道結集への意欲を捨てていない。しかし、佐々木委員長が提唱した民社・新自ク・社民連三党先行結集路線は、他党の消極的対応で不調に終わった。また、党員の増加と統一地方選での善戦によって、地方での党基盤を強めている。

一、共産党は、社会党との対立、中道諸党による排除のため、野党内で独自の地位にある。反核・平和運動を重視して活発に活動しているが、党員・機関紙拡大での停滞、選挙での一進一退など、党勢の頭打ち傾向も生じている。

## 1　国会と各党の動向

### 参院全国区改革問題

第九六通常国会の焦点であった参院全国区改革問題は、八二年七月に大きなヤマ場を迎えた。参院選公選法改正特別委員会に提出されていた自・社両党案は比例代表の枠組で一致していたものの、当選者数の比例配分方式や政党要件、候補者の供託金額などの点で柔軟であった。だが、公明・民社・共産三党は、両党案のいずれにも反対し、七月七日、共産党は無所属を一人一党として扱うなど、いっそう条件を緩めた独自案を提出した。公明党も七月六日、地方区の定数是正、選挙運動公営化を柱にした公選法改正案を提出して、採決を急ぐ自民党をけん制した。だが、七月九日、自民党は、委員会採決を強行し、単独で自民党案を可決。これにたいして野党はいっせいに反発し、審議はストップした。しかし、徳永議長の工作で、社会・民社両党は軟化し、七月一六日の本会議に出席した。本会議では、公明・共産・新政ク・「一の会」などが欠席のまま、公選法改正案は参院を通過。衆院公選法改正調査特別委員会でも、八月一七日、今後一部修正を検討することを含みとした付帯決議をつけて、自民・新自連の賛成多数で可決。翌一八日の衆院本会議でも、公明・共産共同提出の内閣不信任案を否決した後、自民・新自連・一部無所属議員の賛成で可決、成立した。なお、新自連のうち同改正案に反対している社民連の楢崎書記長ら三人と新自クの河野代表代行は欠席した。

### 人事院勧告の凍結

八二年九月一六日、鈴木首相が、国家公務員給与の引き上げ問題について、人事院勧告の凍結または抑制を示唆したのにつづいて、九月二〇日に開かれた給与関係閣僚会議は、人事院勧告の凍結を正式に決定した。これにたいして人事院は強く反発、国会にたいして完全実施を求める方針を決定した。同様に、社会・公明・民社・共産など野党各党と総評、公務員共闘、同盟系の全官公などの労働組合側も、凍結の撤回と人事院勧告の完全実施を求める声明や談話を相次いで発表した。翌二

第104表　国会の勢力分野
（1982年11月24日現在）

| 党派 | 衆院 | 参院 |
|---|---|---|
| 自民 | 287 | 134 |
| 社会 | 104 | 47 |
| 公明 | 34 | 27 |
| 民社 | 31 | 11 |
| 共産 | 29 | 12 |
| 新自連 | 13 | 一 |
| 新クラ | 一 | 7 |
| 新政会 | 一 | 3 |
| 新クラ | 一 | 2 |
| 無所属 | 7 | 3 |
| 無効 | 6 | 6 |
| 計（定数） | 511 | 252 |

〔備考〕　自民の参院は「自民党・自由国民会議」，社会の衆院は「社会党・護憲共同」，公明，民社は衆・参両院で「公明党・国民会議」「民社党・国民連合」，新自連は「新自由クラブ・民主連合」の略。

一日、社会・公明・民社・新自ク・社民連の五野党の政策責任者と総評・同盟・新産別・中立労連の四労働団体の事務局長・書記長会談が開かれ、人勧凍結について「勧告の完全実施を求めるとともに、経済失政の責任を国民に押しつける鈴木内閣の政治責任を徹底的に追及する」との方針で一致。共産党にたいしても、総評を通じて協力を要請することになった（詳しくは、「特集　人事院勧告凍結問題」を参照）。

**第九七臨時国会**　第九七臨時国会は八二年一一月二六日に召集された。会期は二五日間だったが、最終日の一二月二〇日に五日間延長され、一二月二五日までとなった。この国会は、一〇月一二日の鈴木首相の突然の退陣にともなう新首相の指名と八二年度補正予算案の審議などをおこなうためのものであった。二六日、衆・参両院はそれぞれ議長・副議長を選出したあと、首相の指名投票をおこない、中曽根康弘氏が第七一代、四五人目の首相に選ばれた。指名投票の結果はつぎのとおり。

〔衆　院〕　投票総数　四九七票
（過半数　二四九票）
中曽根康弘　二八七票
飛鳥田一雄　一〇二票
竹入　義勝　三四票
佐々木良作　三一票
宮本　顕治　二九票
田川　誠一　一三票
無　効　一票

〔参　院〕　投票総数　二三六票
（過半数　一一九票）
中曽根康弘　一三〇票
飛鳥田一雄　五〇票
竹入　義勝　二六票
宮本　顕治　一二票
佐々木良作　一一票
田川　誠一　三票
土井たか子　一票
白　票　三票

なお、参院「一の会」の美濃部亮吉、山田耕三郎両議員は、社会党の飛鳥田委員長に投票したが、中山千夏議員は土井たか子代議士（社）に投票した。

臨時国会では、人事院勧告問題、仲裁裁定の議決、政治倫理の確立等について、野党側の共同歩調がとられたが、結局、仲裁裁定の議決と八三年度人勧の尊重、実施が約束されただけで、八二年度の人勧凍結解除、実施問題については「継続協議」となり、政治倫理問題も先送りということになった。

**第九八通常国会**　第九八通常国会は八三年一二月二八日、五月二六日まで一五〇日間の日程で召集された。この通常国会は、中曽根内閣成立後初めての通常国会で、昭和五八年度予算の審議を重点としたが、行政改革の柱である国鉄監理委員会設置法案や人事院勧告凍結問題の扱いが、前国会から持ち越されており、しかも、再会国会冒頭の八三年一月二六日には、田中元首相にたいするロッキード裁判での論告求刑も予定され、波乱含みのスタートとなった。この通常国会で各党がとりあげたのは、対米武器技術供与

第105表　国会の勢力分野
（1982年12月26日現在）

| | 衆院 | 参院 |
|---|---|---|
| 自民 | 285 | 135 |
| 社会 | 104 | 46 |
| 公明 | 34 | 27 |
| 民社 | 31 | 11 |
| 共産 | 29 | 12 |
| 新自連 | 13 | — |
| 無党派クラブ | — | 7 |
| 新政 | — | 5 |
| 無所属 | 7 | 3 |
| 欠員 | 8 | 6 |
| 計 | 511 | 252 |

〔備考〕　自民の参院は「自民党・自由国民会議」，社会の衆院は「社会党・護憲共同」，公明，民社は両院で「公明党・国民会議」，「民社党・国民連合」，新自連は「新自由クラブ・民主連合」の略。

問題、「運命共同体」「不沈空母」「海峡封鎖」など中曽根首相が訪米した際おこなった一連のタカ派的発言であった。また、防衛費の「突出」、対韓姿勢、米艦護衛問題、三海峡米軍単独封鎖の容認などの「安保・防衛問題」や外交姿勢、灰色高官喚問、田中議員辞職勧告決議案の提出などの政治倫理問題、人事院勧告の取り扱いや所得税減税実施の問題などにも論議が集中した。しかし、八三年度の景気浮揚減税に努力するとの期日も規模も不明確な約束を引き出した程度で、自民党ペースの国会となった。とくに、行革関連法案では自民党と中道諸党が一致する場面が多かった。人勧凍結解除問題では社会党と他の野党との対応の違いも目についた。

### 田中辞職勧告決議案の提出

田中元首相にたいする議員辞職勧告決議案については、一月二八日の野党間の国会対策委員長と翌二九日の全野党の書記長レベルの会談で、全野党共同提出が基本的に合意された。しかし、公明・民社・新自連の中道三会派が共産党との共同行動を嫌い、社会党に主導権をにぎられるのを警戒したため、提出の時期や方法については不明確なままに終わった。その後の調整が、共産党をのぞく社会党と中道諸党との間で進められたため、共産党は「このままでは共同提出の保証がない」ということで、二月一日、単独提出にふみきった。つづいて社会党と中道諸党も共同で決議案を提出。共産党案と一本化した後、二月九日には、全野党共同の決議案が再提出された。しかしその後、自民党の抵抗や統一地方選挙などもあって審議は大幅に遅れ、提出以来一〇〇日余でおこなわれた審議は、三月四日の提案理由説明、三月二五日の参考人質疑、四月二六日と五月一二日の衆院議院運営委員会での一般質問の四回だけであった。五月二五日の議院運営委員会では、決議案の「質疑打ち切り―討論・採決」を求めた動議も否決され、結局、決議案は審議未了で継続審査扱いとなり、先送りされることになった。なお、社会党と共産党は通常国会での政府の対応を不満とし、前日の二四日、中曽根内閣不信任案を提出したが、公明・民社・新自連の中道諸党は同調せず、中道四党で共同声明を出してこれに反対した。ここでも野党間の亀裂は明らかとなった。

### 足踏みする中道結集

八二年六月一四日、ワシントンでの反核大集会に出席した帰途たちよったハワイで、公明・民社・新自ク・社民連四党の書記長・幹事長会談が開かれた。そこでは、中道結集に向けて「まず民社・新自ク・社民連三党で国会内統一会派を作り、公明党は後で合流する」との三党先行結集路線で合意が成立した。しかしこれには四党党首が反発し、一二月になっても新自クの意見がまとまらなかったため見送りとなっ

た。だが、その間、八月三一日には岐阜県・長良川で、一〇月一二日には都内で、民社・新自ク・社民連三党若手の有志議員懇談会が開かれるなど、下部での動きがあった。さらに、一〇月二九日には、中道三会派の国会対策委員長会談が開催され、臨時国会の開会と予算委員会の開催を要求。一一月二五日にも、三会派の合意をもとに、社会党をふくめた四会派で、つぎの二項目を確認した。

一、今臨時国会において、行政改革、景気対策、減税実現、対外問題、災害対策、政治倫理確立などについて、緊密な連絡をとる。

一、政府・自民党は、仲裁裁定並びに人事院勧告について、首相演説以前に具体的な取り扱いを明らかにすべきである。

しかし、その後、統一地方選挙や、党派間の争いが前面に出る比例代表区が導入された参院選などもあって、中道各党は党の独自性を強めた。参院選最終盤の六月二〇日、佐々木民社党委員長が三党結集論を初めて打ち出したが、他の諸党は消極的な対応を示したため、その後具体的な進展をみていない。

### 新自ク・社民連統一確認団体

これとは別に、院内統一会派をつくっている新自クと社民連は、参院選での選挙協力に向けて新たな動きを示した。八月二九日、社民連の田代表が「新自ク・社民連プラス無党派」構想を打ち出し、九月二日、田川新自ク代表も比例代表区での社民連との統一名簿づくりの意向を明らかにした。翌九月三日の新自ク両院議員総会、八三年一月一九日の田川・田会談、一月二三日にそれぞれ開かれた新自ク全国幹事会、社民連第三回全国大会などを経てこの方針はにつめられ、一月二四日から両党で本格的な協議が開始された。結局、新自クと社民連は、統一確認団体は「新自由クラブ民主連合」（略称・自ク連）として参院選をたたかうことになった。なお、この過程で、八二年一一月三〇日、秦豊参院議員が新自クとの新会派に反発して社民連を脱退。新たに自民党を離党した大石武一参院議員が新自クに入党して、自ク連の比例代表区名簿第二位に登載された。

## 2　都知事選をめぐる各党の動き

### 社・共の対立

第一〇回統一地方選最大の焦点は東京都知事選であった。前回苦杯をなめた革新側のまき返しがなるかどうかが注目されたが、革新側の候補者選考は容易に進展しなかった。

八二年一月三一日、社会党都本部は臨時大会で美濃部革新都政を生んだ「明るい革新都政をつくる会」の解散を決定し、存続を主張する共産党とのあいだの溝を一挙に深めた。事態を打開するため、共産党は「革新都政再建をめざす各界連絡会」結成をよびかけ、これは五月一五日に結成された。一方、社会党も、八月二八日に「革新都知事候補を選ぶ都民の会」を発足させ、革新側の都知事候補選びは本格化していった。

### 都留氏擁立の失敗

こうしたなかで、統一を求める動きも強まっていった。革新側の都知事候補選びが社・共別々で進められていることを憂えた都職労は、一一月四日、社・共両党などに「革新統一」をよびかけ、一一月一九日には、評論家の

中野好夫氏など、三三人の学者・文化人も「革新統一」をアピール。一二月一四日に開かれた学者・文化人グループの「都民による都民のための都政を考えるつどい」で、都留重人・元一橋大学長の名前が出るに及んで、革新統一候補選出の動きは具体性を帯びた。このような経過をふまえて、八三年一月八日、社会党が、一月一〇日には共産党も、都留氏に正式に出馬要請をおこなった。しかし、一月一三日、都留氏がこれを正式に断わったため、候補者選考はふり出しにもどり、革新側の候補者選びは混迷の度を深めた。

### 二転三転の候補者選び

都留氏擁立失敗の五日後、一月一八日、社会党都本部は社民連の田代表に出馬を打診。新たな候補者擁立に向けての動きを開始した。実際には、田氏擁立の動きはかなり早くからあり、八二年五月七日、社会党都本部と総評幹部らが田氏と会見して、出馬をもちかけていた。このとき、田氏は明確な意思表示をおこなわなかった。しかし、一月一三日の出馬打診にたいしては、「出馬の意思はない」と言明。二月二日、市民運動団体の「都民の知事をつくる会」がアンケートをもとに独自に出馬を要請し、二月五日、革自連も擁立を決めるなどの動きがあったが、二月一八日、田氏は最終的に不出馬を表明し、田氏擁立も失敗に帰した。

このような動きと並行して、一月二三日、社・共両党、総評などニ六団体が集まって、「東京都知事問題緊急各界懇談会」が開かれ、「反中曽根、反鈴木」を軸に、①軍拡に歯どめをかける、②政治倫理を確立する、③都民生活を擁護する、④民主都政の実現をはかるという具体的課題で一致できる候補者を一月末日までをメドに擁立、統一候補とすることが申し合わされた。二月四日の第二回懇談会では、社・共・総評・革自連・市民団体など一三団体で小委員会を構成。その後、小委員会で名前のあげられた縫田曄子女史、磯村光男元副知事などにたいして出馬打診がなされたがいずれも拒否された。二月一九日の四回目の懇談会では、候補者選びをより精力的に進めるため、中林貞男生協連会長、富塚総評事務局長らの五人世話人会を選出。この世話人会によって候補者は佐々木秀典、松井康浩両弁護士に絞られた。だが、社・共両党間の調整がつかず、二月二八日、中林氏にあっせんが一任された。

### 中林あっせんの不調

あっせんをまかされた中林氏は、三月二日、「候補者を佐々木秀典とする。ただし、東京地方区に出馬しないことを条件に革新統一候補とするよう努力する」との結論を示した。社会党籍をはずし、全国区候補を辞退し、これを受けた富塚事務局長は、事前におこなうことになっていた共産党をふくむ革新団体、学者・文化人との協議を省略してただの報告にとどめ、そのまま記者会見にのぞんで公表するという強行突破の挙に出た。これにたいして、共産党の上田副委員長は、①これまでの知事選で、社・共共闘でたたかった社会党籍を抜けた候補者が、その後の国政選挙で社会党公認候補となり、何度も裏切られてきた、②公表の仕方がルール違反だ、と強く反発。記者会見の場で富塚氏と激しくやりあって、候補者選びはまたも暗礁にのりあげた。

### 松岡氏で社・共共闘成立

ところが、社会党の推す佐々木氏は、三月五日、「自分の出馬は、革新の亀裂を更に深める」として、不出馬を表明。同夜、中野氏ら学者・文化人グループも社・共トップ会談を求める声明を発表した。このようなかで、社・共両党も話し合い再開に応じる意向を示し、三月

九日、飛鳥田・不破党首会談が開かれた。席上、両氏は政治評論家の松岡英夫氏擁立で合意。要請を受けた松岡氏は翌一〇日、正式に立候補を表明し、ここにようやく革新統一候補の擁立がなった。

**保守・中道の動き**　都議会与党の自・公・民・新自ク四党は、八二年六月一七日、鈴木俊一現都知事の擁立を確認。前回同様、保守・中道連合で都知事選をたたかうことになった。この動きをうけて、八三年一月一九日、鈴木知事も再選出馬を正式に表明。二月二六日には、後援会事務所開きをおこなうなど、革新側のもたつきぶりをしりめに、着々と体制を整えていった。結局、選挙突入直前に革新統一候補として松岡英夫氏が決まったため、東京都知事選は、自・公・民・新自クの推す鈴木俊一氏、社・共・革自連の推す松岡英夫氏という、保守・中道対革新の一騎打ちとなった。

## 3　選　挙

### 1　中間地方選挙

**知事選**　八二年七月以降、八三年四月の統一地方選まで、一一の県で知事選がおこなわれた。当選者の政党支持関係は、自民党公認四（愛媛、青森、石川、熊本）。保守・中道連合は三で、このうち自・民・新自の三党連合一（沖縄）、これに公明の加わった四党連合一（栃木）、さらに社民連の加わった五党連合一（兵庫）であった。また保守・中道に社会党が相乗りしたものは、自・社・公・民の四党連合一（山梨）、これに新自・社民が加わった六党連合一（愛知）である。他は、前回同様、共産党をふくむ七党全部が相乗りした滋賀、社・共共闘に民社・社民連が加わった香川である。現職が相変わらず強味を発揮し、出馬した九県で全員再選された。保守・中道連合が定着し、これに社会党が相乗りするケースも目立っている。革新は前回に次いで沖縄で破れ、香川で革新県政をかろうじて維持した。

**市長選**　統一地方選をのぞいて、七八年七月から七九年六月までの一年間に実施された市長選は、北九州、広島の二つの政令指定都市をふくむ一四四であった。相変わらず無投票当選が多く、一四四のうち四〇と二七・八%にのぼった。

革新市政が保守・中道に敗退したケースとしては、八二年一一月の五泉（新潟）、八三年二月の江刺（岩手）、土佐（高知）、七月の江津（島根）などがある。逆に、保守市政から新たに革新市政となったのは、八二年一一月の高萩（茨城）、八三年七月の平良（沖縄）、伊東（静岡）などである。八三年一月の新潟、五月の寝屋川（大阪）などでは、ひきつづき革新市政が維持された。

### 2　第一〇回統一地方選挙

**概　況**　八三年四月、戦後一〇回目の統一地方選挙があった。一〇日には一三の都道府県知事、二政令指定都市の市

長、東京・茨城・沖縄をのぞく四四道府県議、北九州市をのぞく九大政令指定都市の市議選の投票がおこなわれ、ついで二四日には、市町村長、市町村議員、東京特別区の区長および区議選の投票がおこなわれた。

この選挙は中曽根内閣成立後初の全国的規模の選挙であり、「八三年政治決戦」の第一段階として各党とも重視した。

首長選挙では、第七回統一地方選（七一年）の五都道府県知事選、三三市長選での社共共闘成立をピークに、しだいに革新↓中道↓保守の傾向が強まっている。第八回統一地方選（七五年）では共闘の形態が多様化したが、他方で公明党が必ず社会党と共闘した点に特徴があった。第九回統一地方選（七九年）ではこれも崩れ、公明党は社会党より自民党を共闘相手に選び、自民党が公・民などの中道候補に相乗りするケースが目立つようになった。今回は、このような「保守・中道」連合がいっそう定着し、そのなかでもしだいに自民党が主導権をにぎりつつある。他方、知事選での社共共闘は福岡の勝利を唯一の例外として大きく後退した。

各級議員選挙では、自民党は大幅に議席をふやしたが、その分、保守系無所属が減少し、保守勢力全体の議員数はあまり変化していない。社会党は政令市議で微増だったが、道府県議、一般市議、区議、町村議で落ち込み、低落傾向に歯止めがかかっていない。公明党は町村議をのぞいて、民社党は道府県議をのぞいて、いずれも着実に議席を増やした。共産党は、道府県議、政令市議で大幅に落ち込んだが、一般市議、区議ではほぼ現状維持、町村議では議席を増やすなど、後半戦で踏んばりをみせたといえる。

なお、今回の統一地方選挙は全体としてきわめて投票率が低く、一三知事選平均で六三・二一%、四四道府県議選平均で六八・四七%、市長選七二・四二%、市議選七五・二五%といずれも過去最低となった。ちなみに、これまでの最低は前回の七九年選挙で、知事選が六四・〇八%、道府県議選が六九・二四%、市長選七五・三五%、市議選七六・一〇%である。

また、東京でも、都知事選が四七・九六%と過去最低を記録したのをはじめ、区長選も五三・七二%と史上最低になった。

**知事選**　知事選では、北海道、東京都、大阪府、福岡県が注目された。

北海道では、自民党はじめ公明・民社・新自ク・社民連など保守・中道の五党が推す三上顕一郎候補、社会党推薦の横路孝弘候補、共産党推薦の広谷陸男候補の三つどもえの対決となり、約七万票の差で横路氏が当選した。この選挙で横路陣営は勝手

**第106表　各党別議員当選者数の前回比**

| 党派 | 道府県議 | 政令市議 | 一般市議 | 区議 | 町村議 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自民 | ＋ 80 | ＋ 28 | ＋ 212 | － 21 | ＋ 54 | ＋ 353 |
| 社会 | － 7 | ＋ 7 | － 79 | － 1 | － 40 | － 122 |
| 公明 | ＋ 16 | ＋ 5 | ＋ 32 | ＋ 7 | － 29 | ＋ 31 |
| 民社 | － 6 | ＋ 6 | ＋ 16 | ＋ 3 | 0 | ＋ 20 |
| 共産 | － 37 | － 19 | － 4 | ＋ 3 | ＋ 25 | － 29 |

〔備考〕　数字は朝日新聞社調べ。

に候補者を推して選挙運動に加わるという草の根市民運動の「勝手連方式」で注目された。東京では自民・公明・民社・新自ク四党推薦の現職の鈴木俊一候補に、社会・共産推薦の松岡英夫候補が挑戦したが、候補者選考の遅れもあって松岡氏は十分浸透せず、一〇〇万票近い大差で鈴木候補に敗れた。大阪府では自民・社会・公明・民社・新自ク・社民連の六党推薦の岸昌候補と共産党が単独で推す亀田得治候補の一騎打ちとなり、ここも一〇〇万票近い大差で岸氏が当選した。東京とともに社・共が統一して候補者をたてた福岡県では、奥田八二候補が、自民・民社の推す現職・亀井光候補と対決し、腐敗県政を批判する県民世論を背景に、五万票差で奥田氏が勝利をつかんだ。北海道、福岡での革新候補の勝利は、保守・中道相乗り傾向増大のなかでもたらされただけに、自民党にとって大きな衝撃を与えるものとなった。

### 道府県議選

道府県議選の結果は第107・108表のとおりである。自民党は前回一五議席増に転じて一九六三年以来の長期低落傾向に歯どめをかけたのにつづいて、今回さらに八〇議席と大幅に増加した。その反面、保守系無所属が二〇議席減となっているが、それでも保守勢力全体としては六〇議席の増といえる。社会党は、第七回で六二、第八回で四九、第九回で四三の議席を減らし、さらに今回の第一〇回でも七議席減となった。七一年以降の一二年間で実に一六一議席の減である。大都市および周辺県での後退傾向も一貫している。公明党は、前々回七三議席増の躍進、前回一議席減の横ばいだったが、今回は再び一六議席増と増勢に転じた。民社党は、前回三議席増、今回六議席減と一進一退をくり返している。共産党も、前々回七七〇人もの候補者をたてて一〇議席減の後退、前回三〇三人としぼって二七議席増の一二二と最高を記録。そして今回、また大量立候補で力を分散させ、三七議席減の後退を招いた。新自クは、神奈川の六議席減など、七つの県で議席を減らしてほぼ半減し、社民連は、山形・愛知・岐阜で現議席を維持した。

### 九大市議選

九大政令指定都市の市議会議員選挙の結果は第109・110表のとおりである。社民連が福岡市ではじめて一議席を獲得し、自民二八議席、社会七議席、公明五議席、民社六議席といずれも議席を増やした。社会党が前回議席を増やしたのは政令指定都市の市議選だけだったが、今回もこれ以外の他の議会選挙では軒なみ議席を減らした。共産党と新自クは、それぞれ一九議席減、三議席減となった。

### 一般市議選

一般市の市議会議員選挙は三八六市で実施された。その結果は第111表のとおりで、自民党が二一二議席増、公明党が三二議席増、民社党が一六議席増、社会党と共産党がそれぞれ、七九議席減、四議席減であった。

### 市長選

札幌、川崎の二政令指定都市の市長選はともに現職が四選された。札幌は、前回と同様、自民・公明・民社・新自ク・社民連の支持を得た板垣武四候補が共産党公認の阿部昭一候補を大差で破り、川崎でも、社会・公明・民社・共産の支持を得た伊藤三郎候補が楽勝した。なお、社会党は札幌で、自民党は川崎で、いずれも候補をたてられなかった。

一般市では一四五の市長が統一地方選で改選された。今回の特徴は、①大都市では保守・中道の連携が定着した、②保守、革新の色彩が明瞭な候補者は比較的小都市で当選した、③保守は、中道との協力や革新との相乗りを含めればかなり善戦した、④革新、革新・

## 第107表　道府県議会選挙得票数・得票率推移

| 党派 | 第10回（1983年4月） | | 第9回（1979年4月） | | 第8回（1975年4月） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 得票数 | 率 | 得票数 | 率 | 得票数 | 率 |
| | | % | | % | | % |
| 自民 | 22,118,107 | 46.8 | 16,719,043 | 43.1 | 19,244,768 | 42.4 |
| 社会 | 6,810,378 | 14.4 | 6,517,076 | 16.8 | 8,317,682 | 18.3 |
| 公明 | 2,972,472 | 6.3 | 2,501,562 | 6.5 | 2,976,305 | 6.6 |
| 民社 | 2,113,618 | 4.5 | 1,883,798 | 4.9 | 1,969,439 | 4.3 |
| 共産 | 4,399,092 | 9.3 | 2,767,478 | 7.1 | 4,354,819 | 9.6 |
| 新自ク | 354,307 | 0.8 | 676,932 | 1.7 | — | — |
| 社民連 | 83,601 | 0.2 | 122,207 | 0.3 | — | — |
| 諸派 | 825,658 | 1.7 | 531,575 | 1.4 | 657,708 | 1.4 |
| 無所属 | 7,538,664 | 16.0 | 7,033,934 | 18.2 | 7,900,516 | 17.4 |
| 合計 | 47,215,897 | 100.0 | 38,753,605 | 100.0 | 45,421,237 | 100.0 |

〔備考〕　第8回は自治省調べ，第9回，第10回は朝日新聞社集計による。

## 第108表　道府県議選挙候補者数・当選者数推移

| 党派 | 第10回 | | 第9回 | | 第8回 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 候補者数 | 当選者数 | 候補者数 | 当選者数 | 候補者数 | 当選者数 |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 自民 | 1,738 | 1,486 | 1,653 | 1,406 | 1,640 | 1,391 |
| 社会 | 554 | 372 | 623 | 379 | 778 | 422 |
| 公明 | 193 | 182 | 183 | 166 | 224 | 167 |
| 民社 | 148 | 100 | 143 | 106 | 160 | 103 |
| 共産 | 1,018 | 85 | 303 | 122 | 770 | 95 |
| 新自ク | 25 | 16 | 65 | 27 | — | — |
| 社民連 | 10 | 6 | 20 | 6 | — | — |
| 諸派 | 61 | 41 | 58 | 43 | 71 | 40 |
| 無所属 | 808 | 371[1)] | 866 | 390[1)] | 1,033 | 391[1)] |
| 合計 | 4,555 | 2,659 | 3,919 | 2,645 | 4,682 | 2,609 |

〔備考〕 1）

| | （保守系） | （革新系） | （その他） |
|---|---|---|---|
| 第10回 | 294 | 33 | 44 |
| 第9回 | 314 | 41 | 35 |
| 第8回 | 286 | 53 | 52 |

2）　第8回は自治省調べ，第9回，第10回の数値は朝日新聞社集計による。

## 第109表 「政令指定都市」市議選得票数・得票率推移

| 党派 | 第10回 | | 第9回 | | 第8回 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 得票数 | 率 | 得票数 | 率 | 得票数 | 率 |
| | | % | | % | | % |
| 自民 | 1,995,117 | 32.6 | 1,597,541 | 30.3 | 1,768,985 | 30.5 |
| 社会 | 1,014,702 | 16.6 | 913,192 | 17.3 | 1,107,456 | 19.1 |
| 公明 | 1,048,245 | 17.1 | 896,195 | 17.0 | 960,679 | 16.6 |
| 民社 | 627,344 | 10.3 | 541,458 | 10.3 | 559,081 | 9.6 |
| 共産 | 799,551 | 13.1 | 744,583 | 14.1 | 521,590 | 14.2 |
| 新自ク | 77,035 | 1.3 | 120,017 | 2.3 | — | — |
| 社民連 | 7,193 | 0.1 | 17,379 | 0.3 | — | — |
| 諸派 | 118,901 | 1.9 | 61,773 | 1.2 | 24,387 | 0.4 |
| 無所属 | 425,478 | 7.0 | 388,098 | 7.4 | 555,496 | 9.6 |
| 合計 | 6,113,566 | 100.0 | 5,280,236 | 100.0 | 5,797,674 | 100.0 |

〔備考〕 『読売新聞』4月12日付による。

## 第110表 「政令指定都市」市議選候補者数・当選者数推移

| 党派 | 第10回 | | 第9回 | | 第8回 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 候補者数 | 当選者数 | 候補者数 | 当選者数 | 候補者数 | 当選者数 |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 自民 | 270 | 232 | 231 | 193 | 238 | 196 |
| 社会 | 141 | 112 | 141 | 101 | 164 | 98 |
| 公明 | 128 | 122 | 118 | 108 | 125 | 111 |
| 民社 | 83 | 69 | 83 | 61 | 81 | 55 |
| 共産 | 143 | 74 | 123 | 87 | 137 | 81 |
| 新自ク | 13 | 6 | 27 | 9 | — | — |
| 社民連 | 1 | 1 | 11 | 0 | — | — |
| 諸派 | 22 | 13 | 10 | 8 | 7 | 0 |
| 無所属 | 108 | 36 | 95 | 40 | 152 | 45 |
| 合計 | 909 | 665 | 839 | 607 | 904 | 586 |

〔備考〕 1) 第8回，第9回は8都市（札幌，川崎，横浜，名古屋，京都，大阪，神戸，福岡）の合計。
2) 第10回は，9都市（上記に広島）の合計。
3) 第10回は，『朝日新聞』4月9日，4月19日付による。

**第111表　一般市議選候補者数・当選者数推移**

| 党派 | 第10回 | | 第9回 | | 第8回 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 候補者数 | 当選者数 | 候補者数 | 当選者数 | 候補者数 | 当選者数 |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 自民 | 1,584 | 1,439 | 1,382 | 1,227 | 1,339 | 1,143 |
| 社会 | 1,298 | 1,219 | 1,450 | 1,298 | 1,623 | 1,347 |
| 公明 | 1,153 | 1,149 | 1,136 | 1,117 | 1,153 | 1,117 |
| 民社 | 457 | 429 | 450 | 413 | 439 | 354 |
| 共産 | 1,101 | 926 | 1,024 | 930 | 1,100 | 793 |
| 新自ク | 34 | 21 | 45 | 28 | — | — |
| 社民連 | 15 | 11 | 38 | 15 | — | — |
| 諸派 | 24 | 9 | 32 | 27 | 17 | 8 |
| 無所属 | 8,065 | 6,872 | 8,743 | 7,269 | 9,709 | 7,472 |
| 会計 | 13,731 | 12,075 | 14,300 | 12,324 | 15,380 | 12,234 |

〔備考〕 第10回は『朝日新聞』4月23日，4月26日付による。

**第112表　市長選当選者数**

| | 計 | 現 | 元 | 新 | 無投票 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保守 | 47(62) | 29 | 1 | 17 | 15 |
| 自民 | 5 | 5 | 0 | 0 | 2 |
| 無所属 | 42 | 24 | 1 | 17 | 13 |
| 保守中道 | 55(41) | 44 | 0 | 11 | 13 |
| 保革共同 | 27(13) | 23 | 0 | 4 | 15 |
| 革新中道 | 9(13) | 8 | 0 | 1 | 3 |
| 革新 | 6(16) | 4 | 0 | 2 | 0 |
| 社会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 共産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無所属 | 6 | 4 | 0 | 2 | 0 |
| その他 | 1( 0) | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 145 | 109 | 1 | 35 | 46 |

〔備考〕 1) 公明，民社，新自ク，社民連は公認候補なし。カッコ内は前回（今回と同じ145市分）の当選者数。当選者数には無投票当選者をふくむ。
2) 『日本経済新聞』4月25日付夕刊による。

中道系は大きく後退した、などの点である。とくに革新系の退潮はいちじるしく、武蔵野で現職候補を失ったのをはじめ、函館、室蘭、苫小牧などで相次いで敗退した(第112表)。

**区長選**　東京特別区の区長選は、千代田、足立、葛飾の三区をのぞく二〇区でおこなわれた。このうち一八区で現職が再出馬し、全員が当選した。新人同士の対決となった杉並と北では、いずれも保守・中道候補が当選した。社・共共闘は、保守・中道との相乗りになった世田谷をのぞいて六区で成立したが、中野の革新区長を守った以外、当選者は出なかった。共産党は一一区で独自の公認・推薦候補をたてたが、いずれも落選した。

**区議選**　東京二三区の区議選では、自民党が二一議席を減らし、社会党、社民連も前回をそれぞれ一議席、六議席下回った。共産党、民社党はともに三議席増、新自クは一議席増と、わずかに議席を増やした。公明党は前回より七人多い候補者を

**第113表**　区議候補者数・当選者数

| 党派 | 候補者数 | 当選者数 |
|---|---|---|
| | 人 | 人 |
| 自民 | 555 | 477 |
| 社会 | 121 | 106 |
| 公明 | 186 | 186 |
| 民社 | 66 | 54 |
| 共産 | 165 | 159 |
| 新自ク | 54 | 36 |
| 社民連 | 10 | 5 |
| 諸派 | 3 | 0 |
| 無所属 | 126 | 50 |
| 合計 | 1,286 | 1,073 |

〔備考〕『朝日新聞』4月26日付による。

**第114表**　町村議候補者数・当選者数

| 党派 | 候補者数 | 当選者数 |
|---|---|---|
| | 人 | 人 |
| 自民 | 283 | 263 |
| 社会 | 546 | 506 |
| 公明 | 624 | 609 |
| 民社 | 51 | 47 |
| 共産 | 960 | 769 |
| 新自ク | 0 | 0 |
| 社民連 | 1 | 0 |
| 諸派 | 6 | 5 |
| 無所属 | 22,436 | 20,104 |
| 合計 | 24,907 | 22,303 |

〔備考〕　自治省調べ。

たて、前回と同様全員が当選し、七議席増を果たした(第113表)。

**町村議選**　町村議選は一二九〇町村でおこなわれ、総定数二万二三〇四人にたいして二万四九〇七人が立候補した。相変わらず無所属候補は多いものの、前回より微減で、九〇・一%であった。政党別では、自民が五四、共産二五、それぞれ議席を増やし、社会・公明はそれぞれ、四二、二九議席減と後退した。民社は現状維持にとどまった。今回の統一地方選で公明党が議席を減らしたのは、町村議選だけである(第114表)。

## 3　第一三回参議院通常選挙

**概　況**　第一三回参院選は八三年六月三日に公示され、六月二六日に投票がおこなわれた。全国の有権者は八三六八万二四一六人で、三年前の前回参院選当時にくらべ二四二万人、約三%の増であった。全国的には晴れまたは曇りのまずまずの天気であったにもかかわらず、比例代表区という新制度の導入、選挙活動制限の強化、野党協力の弱まり、争点のわかりにくさなどのため、投票率は全国平均で五七・〇%と史上最低を記録した。これまでの最低は、一九五九年の五八・七五%であったから、これをさらに二%近く下回ったわけである。

**「ミニ新党」の結成**　公職選挙法の改正によって、旧全国区に代わって新たに比例代表区が導入された。これに、候補者名簿を提出できる政党は、①国会議員が五人以上、②最

も近い衆院選か参院選での得票率が四%以上、③地方区もふくめた候補者が一〇人以上――のいずれかに該当するものに限られた。このため、無党派個人の立候補は不可能となったが、それにかわるものとして、いわゆる「ミニ新党」とよばれる新政党が数多く結成された。予想外の成果をあげた。新たに結成され、比例代表区選挙に名簿を提出した「ミニ新党」はつぎのとおりである。サラリーマン新党（二）、福祉党（一）、第二院クラブ（一）、無党派市民連合（〇）、田中角栄を政界から追放する勝手連（〇）、MPD・平和と民主運動（〇）、自由超党派クラブ（〇）、教育党（〇）、日本国民政治連合（〇）、雑民党（〇）、日本世直し党（〇）、世界浄霊会（〇）。なお、順番は得票順、カッコ内の数字は当選者である。

### 党外候補の移入

また、共産党をのぞいた既存の政党も、比例代表区という新制度導入にあたって、候補者名簿の上位に学者・文化人などの党外候補をすえてイメージ・アップをはかるという、これまでにない対応を示した。このようにして、今回当選した学者・文化人などとしては、林健太郎（自民）、中村哲（社会）、久保田真苗（社会）、伏見康治（公明）、中西珠子（公明）、高桑栄松（公明）、和田教美（公明）、刈田貞子（公明）、関嘉彦（民社）の各氏がいる。

### 自民、安定多数を維持

選挙の結果は、第115・116表のとおり。自民党は比例代表区で一九人、選挙区で過去最高の四九人、計六八人を当選させた。これは、前回の六九議席には及ばなかったものの改選議席を三議席上回り、参院における安定多数をさらに強固なものにした。社会党は比例代表区で旧全国区の改選議席九を維持したが、選挙区で四減らして一三議席とし、計二二議席にとどまった。公明党は比例代表区で一議席減となったものの八議席を確保して社会党に迫る勢いを示した。選挙区では現状を維持し、計神奈川で議席を得て一議席増とし、全体では現状を維持した。共産党は、比例代表区で二議席増の五、選挙区では現状維持の二、計六となった。民社党は、比例代表区で一議席増の四、選挙区では現状維持の二、計六となった。社会党とともに後退したのは新自クと社民連の統一確認団体である新自由クラブ民主連合（自ク連）で、比例代表区では一議席を得ただけで、新自由クからの当選者はゼロとなった。また、地方区でも、自ク連よりも「税金党」を表面におしだした現職の野末議員が東京で当選しただけであった。

### 各党の選挙総括

参議院選挙にかんする各党の選挙総括はつぎのとおりである。

【社会党（全国書記長会議での田辺誠書記長代行の「書記長報告」《要旨の部分》）】

選挙総括で、とくに重要と思われる点は、第一に、自民党は議席こそふやしたものの、得票率は比例代表区では三五・三%と前回より七%以上も減らし、後退の流れは続いています。問題は大量の棄権票を含めて自民批判票をわが党が吸収しえなかったこと、とくに大都市部でわが党が軒なみ敗北した事実を深刻にうけとめ、国民の意識にマッチしなかったのはなぜか、党活動のあり方、政策、宣伝、組織運営など、あらゆる角度から真剣な検討を深めたいと思います。

第二は、（わが党は）全般的に後退したとはいえ、一人区で議席を奪取した大分県をはじめ、きびしい情勢の中で勝ちぬいた多くの県、あるいは得票を大きく伸ばして健闘した県があり、それらの闘いから、お互いに教訓を学び、つぎの総選挙闘争に生かすことが重要であります。

第三は、今回はじめての比例代表区選挙の経験を率直に交流し合い、次の闘いに直ちに生かしていかなければなりません。

## 第115表　第13回参議院選挙党派別得票数・得票率

| | 比例代表区 | | | 選挙区 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 得票数 | 得票率 | 前回得票率[1] | 得票数 | 得票率 | 前回得票率[2] |
| | | % | % | | % | % |
| 自民 | 16,441,437 | 35.3 | 42.5 | 19,975,033 | 43.2 | 43.3 |
| 社会 | 7,590,331 | 16.3 | 13.1 | 11,217,515 | 24.3 | 22.4 |
| 公明 | 7,314,465 | 15.7 | 11.9 | 3,615,994 | 7.8 | 5.0 |
| 共産 | 4,163,877 | 9.0 | 7.3 | 4,859,333 | 10.5 | 11.7 |
| 民社 | 3,888,429 | 8.4 | 6.0 | 2,638,780 | 5.7 | 5.2 |
| 自ク連[3] | 1,239,169 | 2.7 | 1.1 | 563,811 | 1.2 | 0.6 |
| 諸派[4] | 5,899,220 | 12.7 | 3.0 | 1,561,835 | 3.4 | 1.1 |
| 無所属 | — | — | 14.4 | 1,768,021 | 3.8 | 10.7 |
| 合計 | 46,536,928 | 100.0 | 100.0 | 46,200,324 | 100.0 | 100.0 |

〔備考〕 1) 前回全国区票の得票率。　2) 前回地方区票の得票率
3) 前回得票率は新自クと社民連の合計。
4) 比例代表区で議席を得た「ミニ新党」の得票数と得票率はつぎのとおり。

| | | |
|---|---|---|
| サラリーマン新党 | 1,999,244票 | 4.3% |
| 福祉党 | 1,577,630 | 3.4 |
| 二院クラブ | 1,142,349 | 2.5 |

5) 『朝日新聞』6月28日付による。

## 第116表　第13回参議院選挙党派別当選者数

| 党派 | 当選者数 | | | 改選者数 | | 非改選者数 | | 新議席 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 比例区 | 選挙区 | 計 | 全国区 | 地方区 | 全国区 | 地方区 | |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 自民 | 19 | 49 | 68 | 20 | 45 | 21 | 48 | 137 |
| 社会 | 9 | 13 | 22 | 9 | 17 | 9 | 13 | 44 |
| 公明 | 8 | 6 | 14 | 9 | 5 | 9 | 4 | 27 |
| 共産 | 5 | 2 | 7 | 3 | 2 | 3 | 4 | 14 |
| 民社 | 4 | 2 | 6 | 3 | 2 | 4 | 2 | 12 |
| 自ク連[1] | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| 諸派 | 4[2] | 2 | 6 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 |
| 無所属 | — | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 4 |
| | 50 | 76 | 126 | 49 | 74 | 50 | 73 | 249 |

〔備考〕 1) 自ク連の改選者数，非改選者数は，新自クと社民連を合計したもの。
2) サラリーマン新党2，福祉党1，二院クラブ1。
3) 『朝日新聞』6月28日付による。

第四に、参院選の前哨戦として闘われた統一自治体選挙においては、北海道、福岡の知事選で勝利した意義は大きいが、各級議員選挙は全般的に伸びなやみ、とくに市議選では後退した。自治体行動綱領で指摘した選挙改革をふまえ、さらに参議院選挙総括とあわせて討議を深めて頂きたい。（『社会新報』八三年七月一九日付）

【公明党（党声明）】

一、今回の参議院選挙は、これまでの全国区が大政党に一方的に有利な仕組みであるドント式比例代表制に改変され、わが党にとって制度の上でハンディを負った極めて苦しい選挙戦でありました。

しかし比例代表選挙の結果は、低い投票率にもかかわらず得票において七百万票を突破する大善戦をし、過去最高の得票率を獲得し、改選議席は九に対して八議席を確保しました。また、選挙区選挙においては、改選議席五に対し六選挙区・六人が当選し、比例代表区と合わせて十四議席を獲得する大勝利を果たすことができました。

この勝利は、党員および支持者の皆さん、特に創価学会の会員各位の献身的なご支援の賜物であり、千五百万件を超す「市民相談」などの日常活動、「清潔・公平・自由・平和」のわが党の政策路線が評価されたものであるとともに、わが党が参院改革のため「出たい人より、出したい人」「知性と良識の府」にふさわしく、かつ、わが国が当面する重点政策課題の各分野における、わが国で超一級の専門家を結集し、これらの党外候補に対しては党議拘束をせずとした「開かれた国民政党」路線に高い評価が寄せられた結果であると確信します。

また、史上最低の投票率にもかかわらず、わが党が得票を伸ばし得たことは、投票率の高低にかかわりなく党勢が前進していることを示しているといえます。

一、わが党は、選挙戦を通し、自民党政権の軍拡路線、金権腐敗体質、経済運営などを厳しく批判し、自民党議席を減らすために正々堂々の政策選挙を貫いてまいりましたが、自民党が改選議席を上回る結果となったことは極めて遺憾とするものであります。自民党が改選議席を上回ったことが、そのまま中曽根政権の軍拡路線、金権腐敗体質、政治倫理問題、経済運営を有権者が容認したことに通ずるものではないことを、今後、にしてまいりたい。

一、わが党は、選挙中に約束した公約の実現に尽力するとともに、ご支援を賜った国民各位のご期待にこたえるため、全力を挙げて闘うことをお誓いするものであります。（『公明新聞』六月二八日付）

【民社党（党声明）】

一、今回の選挙において、当選数が現状維持に留まり、自社二大政党による現状を打破できなかったことは残念である。

これは、責任野党として真面目に政治改革に取り組んできたわが党に対する国民各位の理解と共感があったにもかかわらず、なお一歩力不足だったためと考えられる。

一、自民党が改選議席数を上回り、政治腐敗と経済運営の失敗に猛省を促すことができなかったのは極めて残念である。比例代表制の導入による政党対立の激化のため、野党間の選挙協力がほとんどできなかったこと、中曽根首相が選挙に入って本音を隠し、いわゆるハト派姿勢に変身したことがその大きな理由と考えられる。

したがって中曽根政治が国民から全幅の信頼を得たということでは断じてない。このことを自民党は謙虚に受け止め、臨調行革の実施、与野党合意に基づく減税の実施と増税の排除など国民への公約を厳粛に実行すべきである。

一、初の比例代表選挙のため、有権者の間にいたずらな混乱を招き、投票率が史上最低となったのは遺憾であった。また、これが金のかからない選挙となるというのは、われわれの指摘通り、事実に反することが明らかになった。

さらに、自民党と官僚組織による利益誘導型の選挙は、選挙の公正を害し、その是正が急務の課題となったといえる。

一、われわれは今後、選挙戦を通じて、国民に約束した、行革の断行、景気回復、増税と抱合せでない減税、教育改革、バランスのとれた安全保障、政治倫理の確立などの実現のため全力を傾注する方針である。同時に次期総選挙に向けて、党体制を一層強化し、次なる躍進に備えるものであ

る。（『週刊民社』七月八日付）

【共産党（「五中総決議」のうち、選挙戦の結果に関する部分）】

選挙戦の結果、日本共産党は、比例代表選挙では、前回の全国区票を上まわる四百十六万の得票（得票率八・九パーセント）をえ、改選時より二議席増の五議席を確保するという大きな成果をえた。これは、まだ最高時（一九七四年）の得票（四百九十三万票）におよばないとはいえ、党名選挙での共産党の後退を必至としたマスコミの共通の予想をくつがえした抜群の躍進であった。比例代表選挙で、得票、議席ともに前進させたのは、共産党だけである。

選挙区選挙では、大阪で残念ながら惜敗したが、京都で事実上の社公民連合にうちかって議席を防衛し、首都東京で議席をえた政治的意義はきわめて大きい。また、沖縄選挙区では、全国唯一の革新統一候補を擁立してたたかい、貴重な勝利をあげた。

反共風土、反共布陣をのりこえてのわが党の前進、とくに最初の党名選挙での躍進は、こんごのあらゆる選挙戦に共通する貴重な土台をきずき、また中曽根反動路線へのもっともするどい打撃となった。

自民党は三議席増を果たしたが、自民党に有利な選挙区選挙（とくに一人区、二人区）にささえられたもので、肝心の比例代表選挙は、前回比七百万余票も失い、得票率も七・二パーセント後退させて史上最低の三五・三パーセントに転落するという惨敗に終わった。八〇年衆参同時選挙後いわれた「保守化の時代」の宣伝にもかかわらず、自民党の退潮傾向は、中曽根内閣のもとでいっそう加速しさえしている。

公明、民社両党は、一定の得票増を基盤に議席を維持し、自ク連はとくに比例代表選挙で得票、議席ともに大きく後退した。社会党は、改選時より四議席へらし、敗北の責任をとる形の指導部交代が予定されているが、低迷の原因である社公合意や右転落路線を再検討しようとする機運はみられない。わが党をのぞく野党のあいだで、反共野党が比重をたかめたことは、自民党の議席増とともに、中曽根内閣の軍拡・反動路線の国会内での基盤を強化する要因となっていることを重視する必要がある。（全文は『赤旗』七月一四日付）

# 4　日本社会党

## 1　概　況

**書記長人事をめぐる混乱**　八二年二月の第四六回党大会では、それまではほとんど無名の馬場昇代議士（新生研）が飛鳥田一雄委員長の強い意向をうけて書記長に選出された。しかし、馬場氏の起用には右派の政権構想研究会や社会主義研究会が強く反対し、両派は事実上執行部入りを拒否。党内抗争の火種を残すことになった。

対立の焦点となったのは、党機構の改革問題であった。第四六回大会決定にもとづき、機構改革検討委員会（委員長・石橋政嗣副委員長）が設置されたが、一二月党大会で改革案が承認された場合、いつ実施するかが問題だった。反主流派が、ただちに実施し、同時に人事を一新すべきであると主張したのにたいして、主流派は、任期途中の交替は筋違いであるとして、これに反対。次の定期人事大会まで改革案の実施をのばすか、即時実施する場合でも、機構改革にともなう補充人事にとどめるべきだと主張した。

一方、公職選挙法改正問題でも自民党のペースにのったとして、

国会対策をめぐって執行部批判が噴出した。なかでも、馬場書記長選任に批判的であった総評は、再三、反主流派をふくめた挙党態勢実現をせまり、主流派内でも「人事手直しはやむを得まい」という見方が出はじめた。

### 石橋副委員長辞意表明

事態を急変させたのは、八二年一一月二日、石橋副委員長が健康上の問題を理由に辞意を表明したことであった。このころ、党内には一二月党大会に向けて「飛鳥田・馬場おろし」の動きがあり、石橋辞任はこれに巻き込まれまいとしたものであると見られた。だが、石橋副委員長の辞意表明は、飛鳥田体制の弱体化をまねき、「馬場おろし」にはずみをつける結果となった。同月一八日、各派懇談会をふまえた三役会議は、人事問題を石橋氏に一任、二六日には田辺誠、小柳勇、田中寿美子の三副委員長も辞意を表明した。

これにたいして、馬場擁護派の新生研、旧三月会は、①馬場書記長が解任されるなら、中執から両派メンバーを引き揚げる、②その場合、飛鳥田委員長にも辞職を求めるという強硬姿勢を打ち出した。一方主流派のなかでも、勝間田派は早くから馬場氏交替に柔軟姿勢をみせ、協会派は党の危機回避という意識から、側面で馬場氏交替へ主導権をとったといわれる。このため新生研究会なども、中執引き揚げを実行すれば、党内で孤立するという判断に傾き、結局、馬場書記長は任期なかばで辞任に追いこまれた。

### 平林書記長急死

八三年二月九日、一二月の第四七回党大会で書記長に選出されたばかりの平林剛氏が急死した。統一地方選と国政選挙を目前に控え、過密スケジュールに追われたうえ、都知事選候補者選びが難航していたことも重荷となり、持病の心臓病が再発したためであった。後任には、田辺誠氏（政構研）が、副委員長兼職のまま書記長代行に選ばれた。

もともと、田辺氏は、第四七回党大会で書記長として政構研が強く推したにもかかわらず、主流派がうけいれず、結局社研の平林氏に落ち着いたいきさつがある。とくに新生研などは、「馬場おろし」の張本人として田辺書記長の実現に強く反対した。しかし今回は政治決戦を前にしての非常事態であることから、ほとんど抵抗なしにその起用が決定された。

このように、就任後わずか一〇カ月で馬場書記長が辞任に追いこまれ、さらにその二カ月後には後任の平林書記長を失うという、社会党にとって異常な事態の連続であった。

### 止まらぬ長期低落傾向

八二年八月一九日、社会党は「八三年政治決戦選挙闘争本部」を発足させた。同月三一日、鳥取・兵庫を皮切りに全国遊説を開始、九月二一日、衆院第一次、参院第三次の候補者リストを発表したが、選挙準備は他の野党とくらべても立ち遅れがめだった。新執行部体制ができて一カ月たっても、「まったく進んでいないのが実情」（『毎日』一月一七日付）だった。世論調査の支持率も、八一年六月から、一六～一八%を低迷していた（『朝日』九月一〇日、一二月五日、八二年二月一九日、五月一四日付）。いきおい国政選挙の目標も「与野党伯仲状況に戻る」（飛鳥田委員長、『朝日』四月二七日付）というひかえめなものであった。

八三年四月の統一地方選では、北海道・福岡の知事選で勝利したものの、県議三九九人（改選前にくらべ七人減、他に推薦二三人）十大市議一一八人（一〇人増）、二三区議一〇六人（四人増）、市

町村議一二六人（四一人減、他に推薦七八人）と、ふるわなかった。その一因は国鉄の議員兼職禁止措置なども影響し、立候補者数が減少したことにあった（『社会新報』四月一五日、五月一日付）。

六月参院選においては、比例代表区（旧全国区）では、中村哲法政大総長ら九人を当選させ、改選議席を維持した。しかし、選挙区（旧地方区）では四議席を減らし、一三議席にとどまった。得票率は前回より伸ばした（比例代表区三・二%、選挙区一・九%）ものの大都市での後退がいちじるしく、太平洋ベルト地帯では完敗であった。

**飛鳥田委員長退任**　八三年六月三〇日、事実上、参院選敗北の責任をとるかたちで飛鳥田委員長は委員長退任の決意を表明した。飛鳥田氏が党再生の期待をにない横浜市長の任期途中で委員長に就任したのは七七年暮のことであった。飛鳥田氏は就任の際、委員長の権限強化を主張し、また新たに採用した委員長公選制で投票総数の九八%、全党員比でも八割という高い支持を得ただけに、党の内外から、強力な指導性の発揮が期待されていた。たしかに、五年余の在任中に、委員長の公選制導入、「百万党建設構想」、いくつかのシンポジウムや平民会議など知識人・文化人の社会党への協力の強化をはかるなど、飛鳥田色の濃い企画やアイデアは提起された。また国際活動でも、社会主義国との交流と同時に、現職の委員長として初のアメリカ訪問をおこない、また社会主義インターを中心に資本主義国の社会民主主義政党との交流をはかるなど、新しい企てはなされた。しかし在任中、最大の政治的決断であった、全野党共闘路線から社公中軸路線への転換とその後の野党共闘の進め方をめぐり、委員長の指導性の弱さが、党内外から指摘されつづけるという結果に終わった。なお八三年八月現在、飛鳥田氏の後任には、石橋正嗣副委員長の就任が確定し、また書記長には田辺書記長代行が選ばれる見通しである。

**仙台市長選パーティ事件**　仙台市は社会党が与党の数少ない都市の一つであるが、そこで社会党のイメージを低下させる事件が起きた。八二年一月におこなわれた社会党宮城県本部主催の仙台市長選パーティの収入を約五〇〇〇万円少なく報告していただけでなく、このパーティ券を地下鉄受注予定業者に大量に売りさばいていたことが明るみに出たのである。このため、八月二三日、宮城県本部の三役と財務委員長、選対委員長が辞任した。

**松本代議士自殺**　一月二八日、社会党の松本幸男代議士（五六歳）が、「選挙への心の重荷」などから自殺した。また五月一日には、田口一男代議士（五七歳）、八二年八月三〇日には元党副委員長赤松勇氏（七二歳）、一二月二五日には戸叶武参院議員（七九歳）が死去した。

## 2　組織・機関誌・財政

**党員数**　社会党の党員数は八三年六月現在約六万四〇〇〇人である（『東京新聞』八三年七月二五日付）。飛鳥田氏が委員長に就任した直後の四二回大会で党再生の決め手として提起したのは〝百万党建設構想〟であった。この提起をうけて七九年一月の四三回大会は、「当面の目標」として「七九年中に倍増する」

と決定した。しかし、この目標は四年半たった現在でも実現していない。四七回党大会「一般党務報告」は、党員数を七八年末の一四七・三二%としている。この間約三万一〇〇〇人の入党者がありながら、離党者（組合員でない一般党員が多い）が一万一〇〇〇人あったため、純増は約二万人である（『東京新聞』七月二五日付）。

**機関紙**　社会党の中央機関紙『社会新報』は八三年の「統一選挙までに本格的日刊化実施の条件を整えることをめざして」いたが、「日刊化への本格的実施条件を満たすには至らず」、今後は『八三年政治決戦』後の本格的日刊化実施」を目標とするようになった。大会には、一年間で約一万五〇〇〇部増加し、なお日刊化目標には六万一〇〇〇部不足していると報告されている（「日刊化推進委員会報告」）。『社会新報』の正確な部数は公表されていないが、「日刊化目標」は四〇万部であったから（本年鑑八二年版四二六ページ）八二年末で三四万部弱と推定される。

**定期刊行物**　社会党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『社会新報』（週二回刊、八ページ建）一カ月五〇〇円
②中央理論誌『月刊社会党』A5　一部五〇〇円
③社会主義理論センター編『現代社会主義研究』（月刊）B5　一部二七〇円
④政策審議会発行『政策資料』（月刊）B5　一部三〇〇円
⑤農漁民局編『農業農民』（月刊）B5　一部三〇〇円
⑥地方政治局編『地方政治』（月刊）A5　一部五〇〇円
⑦中小企業局編『中小企業』（月刊）　一部四〇〇円
⑧『社会新報壁新聞』（月二回刊）一カ月五〇円
⑨『社会新報写真ニュース』（月二回）　一カ月二〇〇円
⑩『社会新報点字版』（年四回）　一部一五〇円
⑪『国民政治年鑑』（年刊）　B5　一部一万四〇〇〇円
⑫『国民自治年鑑』（年刊）　B5　一部一万三〇〇〇円
⑬『プレスサービスニュース』　一年四万円
⑭『ジャパン・ソーシャリスト・レヴュー』（英文・月刊）　一年二万五二〇〇円

**派閥の動向**　社会党内には、路線を異にするいくつかの潮流が存在し、また人事問題もからんで、いくつかのグループが存在する。飛鳥田―馬場体制のもとでは、新生研究会、勝間田派、社会主義協会（向坂派）、旧三月会が主流派を構成し、政権構想研究会、社会主義研究会が反主流派にまわった。八二年暮の「馬場おろし」以後、まがりなりにも挙党態勢が実現し、この区分はなくなった。党大会にむけての抗争の過程で馬場擁護の立場にあった新生研、旧三月会と、馬場氏交替に柔軟な姿勢をみせた勝間田派、協会派との間に溝ができた。一方、社研の政構研ばなれもみられた。このように派閥配置は新しい様相をみせ、石橋体制への移行によって、流動化する要素をもっている。現在ある六派閥の状況はつぎのとおりである（各派の勢力は『朝日』一二月一二日、一月三一日付による）。

①政策研究会（勝間田派）　横山利秋代表。国会議員一三人、一二月党大会代議員約三〇人。元委員長勝間田清一氏（社会主義理論センター所長）をリーダーとし、次期委員長石橋政嗣氏を擁する。左右のバランスをみて行動する中間派といわれ、勢力は大きくないが、長い党内抗争史のなかでほとんどの場合、この派の協力なしに執行部体制を築くことは困難であった。

②政権構想研究会　山口鶴夫代表（一月武藤山治氏と交替）。国会議員公称六三人、代議員約一五〇人。田辺書記長代行を擁する党

内右派の連合体で、旧江田派、旧河上派、旧「新しい流れの会」、堀昌雄グループの四派からなる。旧江田派は八二年三月水曜会を結成し、独自の動きを強めつつある。国対関係の経験者が多く、公明党など中道勢力とパイプをもっている。

③社会主義協会（向坂派）　向坂逸郎代表。国会議員二人、代議員約一五〇人。一般に党内最左派、親ソ連派といわれる。かつての反協会包囲網による傷手から、党内で孤立しないよう慎重な態度をとるようになっている。そのため「長期構想」の内容には強い批判をもちながら、徹底抗戦のかまえはとらなかった。一月第一六回全国総会は、協会事務局次長の福田豊法政大教授が、著作でソ連型社会主義の問題点などを指摘していたため、その取り扱いが注目されたが、分裂を回避、福田氏の主張する方向も協会内に取り込んでいく意向を明らかにした。

④社会主義研究会（旧佐々木派）　平林剛代表（同氏の急死後、米田東吾氏が代表代行）。国会議員約一五人、代議員約五〇人。かつては左派の中軸だったが凋落いちじるしく、近年は右派の政構研と共同歩調をとっている。親中国的傾向が強い。七月の全国討論集会（約五〇人）は「新時代の左派」を目標に、旧三月会、新生研メンバーにも同調を呼びかけ、勢力拡大をはかる方針を決め、政構研とは一線を画する姿勢をみせた。八二年一〇月には機関紙『社研通信』を創刊している。

⑤旧三月会　塚田庄平代表。国会議員一〇人前後、代議員、新生研系もあわせて六〇～七〇人。もともと協会派と密接な立場にあったが、「馬場おろし」では協会派と一線を画して、新生研を支援した。その背景には、新生研の一部にはたらきかけて、新左派結成を目指すという旧三月会の思惑もあったという。

⑥新生研究会　野坂浩賢代表。国会議員三六人（他派との重複があり、常時集まるのは一五～一六人）。若手議員を中心にした新興勢力で、もともと飛鳥田シンパが多く、一時は事実上飛鳥田派に転身かともいわれた。「馬場おろし」の経過もあって、同じ中間派の勝間田派にたいする警戒心が強い。八三年八月の同派研修会で、一般党員や労組員をふくめた全国組織に発展させることを決定したが、馬場書記長退任後勢力は低下傾向にあり、他派から勢力拡大のためねらいうちされている。

なお、派閥横断的な研究会として北山愛郎元副委員長を所長とする「北山政治経済研究会」が一〇月に発足し、かつての左派、中間派四派体制の再結集をはかるものとなっている。

## 財　政

社会党が自治省に提出した八二年分の収支報告（要旨は『官報』号外八三年八月三一日付）によれば、同年中の社会党の収入は五〇億三三九三万一一七八円で一億五八二〇万円弱の増であった。なお、前年からの繰り越しが一〇億八三〇一万六八九三円あり、収入総額は六一億一六九四万八〇六九円であった。収入の内訳では、機関紙『社会新報』関係が二一億一三五六万円（収入の四二・〇%）で前年より一億七八三六万円の増であった。『月刊社会党』が二億〇六四三万円（四・一%）で五三三万円の減、その他の出版物や資料頒布会会費、物資のあっせんや「出前寄席」などの催物で一億九三九七万円（三・九%）となっている。『社会新報』についで大きいのは党費・会費収入で一七億二四七二万円（三四・三%）、前年比五二五四万円の増であった。納入人員は六万五六一七人で、前年より八一七八人の増であった。社会党の

党費収入が他党にくらべ、また納入人員にくらべて高いのは、党費の高さと同時に、党費全額をいったん党本部に納入するかたちをとるためである。また、寄附は例年どおり総評からの一億円のほかは、団体分としては部落解放同盟の三〇〇万円と全専売労組の二〇〇万円だけで、残り八〇五〇万円弱は同党の国会議員が一人一律七三万二〇〇〇円を寄附したものが主である。

一方、支出面では、八二年中に総額で五〇億九六四七万七三二八円を支出した。支出の内訳では、例年どおり各都道府県本部などへの交付金が二一億五八九八万円（四二・四%）ともっとも多かったが、前年比では二五三五万円の減であった。これにたいし、機関紙誌の発行事業費は一九億三三九八万円（三七・九%）と、金額で七億二四七六万円、支出総額に占める比率で一一%もの大幅増となった。その他では人件費の四億七七二六万円（九・四%）、組織活動費一億九九四一万円（三・九%）などとなっている。

## 3　大会・中央委員会

### (1)　第六一回中央委員会

**執行部批判続出**

八二年九月二一日、党本部で第六一回中央委員会が開かれた。この中央委は、八二年上半期の総括と、八三年政治決戦への態勢固めのためのものであった。

飛鳥田委員長はあいさつで、「総評は昨日、鈴木内閣の打倒を打ち出した。また国民も憤激している。そこで私たちは、そのなみなみならぬ状況を十分に体して院内外の力を結集し、重大なる決意をもって闘いたい」と述べた。

つづいて馬場書記長が「政治報告」をおこない、通常国会では国民の期待に十分にこたえられなかったと自己批判し、下半期は、①鈴木行革に反対し不況克服・経済政策の転換をせまる闘い、②反核・軍縮・護憲・平和擁護の諸闘争、③ロッキード疑獄糾弾、政治倫理確立の運動を中心に、鈴木内閣にたいする闘いを盛り上げていくと述べた（『社会新報』九月二八日付）。政治報告にたいする質疑では、国会対策をめぐって執行部批判が続出した。「全国区比例代表制は悪評だった」、「国会対策委員会は朝令暮改ではないのか」、「全国区制改革案が成立する前に中央委員会を開くなど下部の意見を聞くべきだった」などの意見が集中し、執行部は弁明に務めた。つぎに角屋選対委員長が、「八三年政治決戦選挙闘争の具体的な推進について」、「名簿登載候補者選定基準に関する第一次検討案」などを、嶋崎政審会長が「八三年政治決戦の政策基調」（草案）を提案、それぞれ満場一致で承認された。

**「社会主義の構想」など下部討議へ**

なお石橋副委員長が「機構改革検討委員会中間報告」を、勝間田社会主義理論センター所長が「新しい社会の創造――われわれのめざす社会主義の構想（草案）――」を、志苫地方政治局長が「自治体行動綱領（草案）」を説明、それぞれ下部討議に付されることになった。全体としてこの中央委員会では、社会党の総選挙態勢の遅れが目立った。

## (2)　第四七回定期大会

### 焦点は人事の扱い

八二年一二月一五～一七日、東京九段会館で代議員四九八人が参加して第四七回定期大会が開催された。この大会は、①八三年政治決戦の重大な意義と党の任務を確認し、②百万党建設、『社会新報』日刊化運動など主体強化の活動を選挙闘争と結合させ、③政治転換の主導性を発揮する党となるため、党の改革・強化をはかり、社会主義理論センター報告「新しい社会の創造」、八三年政治決戦選挙政策、自治体行動綱領、機構改革案などについて全党の合意を得ることを任務としていた（「八三年度運動方針」より）。大会前の動向は、飛鳥田―馬場体制への反主流派のゆさぶり、総評などによる挙党態勢実現の要請、とくに馬場書記長更迭の動きが最大の焦点となっていた。

### 人事抗争に批判続出

大会の経過と討議の主な内容はつぎのとおりである。

第一日には、馬場書記長の一般党務報告にたいする質疑・討論がおこなわれ、①執行部も一緒になっての党中央の人事抗争で、地方はたいへん迷惑している。人事抗争は即刻やめてほしい、②二月の党大会で決めた執行部人事が任期途中で変更されるのは問題だ、③党人事にたいする総評の介入は目に余るものがある。執行部は主体性をもって対処せよ――などの意見が出された。

大会第二日は、運動方針、組織・財政・機関紙、政策の三つの小委員会に分かれ、運動方針、「社会主義の構想」、選挙闘争方針、選挙政策、「自治体行動綱領」、日刊化推進委員会報告などにたいする熱心な討議がおこなわれ、それらを決定・承認した。

運動方針をめぐる討議では、①「社公合意」は公党間の約束であり、これを放置しているのは無責任だ、②安保、自衛隊、原発にたいする党の基本原則が守れないなら、「社公合意」は破棄すべきだ、③全民労協は労働戦線の右寄り再編であり、党の対応を明確にせよ、④情勢分析では社会主義の優位性を強調せよ――などの意見が出され、馬場書記長は、①新執行部成立後、数回にわたり公明党に会談を申し入れたが、いまだに回答がない、②「社公合意」によって安保、自衛隊、原発にたいする基本原則は一歩も譲っていない――などと答弁した。

「社会主義の構想」をめぐる討議では、その内容とともに、その取り扱いが大きな問題となり、福岡県本部をはじめ多くの代議員から「下部討議が不十分であり、継続討議とし次期大会で決定すべきだ」との意見が出された。このため馬場書記長が「本日の熱心な討議を十分に踏まえ、『構想』の本格的な解説書をつくり、討論をさらに深めていく。第三の課題である『道』と『綱領』の調整・整理のための論点整理については、八三年政治決戦後に理論センターと協議のうえ、作業の手順を中執で決定して全党の討議に付す。以上を確認のうえ、本案の承認をお願いしたい」と集約答弁をおこない、「社会主義の構想」は賛成多数で承認された。

争点となった人事については、第一日に「機構改革検討委員会の報告」を大会運営委員会で討議したあと満場一致で承認。機構改革にともなう挙党一致の指導態勢づくりが機構改革検討委員会の委員長である石橋副委員長を中心に進められた結果、大会最終日に飛鳥田委員長―平林剛書記長を軸とする挙党一致の指導態勢が確立し

た。

なお、大会では「人事院勧告凍結、仲裁裁定削減に抗議し、完全実施をかちとるために闘う決議」をはじめ中央本部提出三件、地方提出二件の決議が採択された。また、八三政治決戦の焦点となる北海道・横路孝弘、福岡・奥田八二、青森・佐川礼三郎の各知事候補と、松本洋一・北九州市長候補、参院議員候補が、それぞれ壇上で紹介され決意を表明した（『社会新報』一二月二一日付）。

【「軍事大国化と憲法改悪の策動を粉砕する決議」（部分）】

日本社会党は、輝けるこの伝統に立って「青年よ銃をとるな、婦人よ子供や夫を戦場に送るな」の決意を新たにして、全党一丸となって、憲法改悪と軍事大国化、戦争への道と直正面から対決しその策動を粉砕しなければなりません。全国の市町村に「平和憲法を守る」組織をつくり、「軍事費をへらして、くらしと福祉を守る」国民的な運動を展開します。

## 馬場書記長更迭

大会では任期の途中であるにもかかわらず、飛鳥田委員長を除く中執全員が辞任するという、前例のないかたちがとられ、二月党大会で飛鳥田氏の強い意向により選出された馬場書記長が更迭された。飛鳥田委員長をのぞく新執行部役員はつぎのとおり。

【存続ポスト】

▽副委員長　田辺誠（政権構想研究会）、小柳勇（無派閥）、田中寿美子（同）＝以上留任、村山喜一（勝間田派、前国会対策委員長）＝新▽書記長　平林剛（社会主義研究会）＝留任▽選挙対策委員長　山口鶴男（政構研）＝新▽政策審議会長　島崎譲（新生研究会）＝留任▽国会対策委員長　角屋堅次郎（勝間田派）＝留任▽財務委員長　山崎昇（旧三月会）＝留任▽総務局長　笠原昭男（社研、前労働局長）＝新▽組織局長　森永栄悦（政構研）＝留任▽労働局長　山田耻目（政構研）＝新▽機関紙局長　山本政弘（社会主義協会）＝留任▽国際局長　八木昇（勝間田派）＝留任▽国民運動局長　館林千里（勝間田派）＝留任▽国民生活局長　横山泰治（無派閥）＝留任▽婦人局長　山下正子（無派閥）＝留任▽農漁民局長　山口太郎（社研）＝留任▽青少年局長　深田肇（社研）＝留任▽中小企業局長　長谷川正三（勝間田派）＝留任

【新設ポスト】

▽副書記長　高沢寅男（協会）、曽我祐次（社研、前企画担当中央執行委員）▽企画調査局長　大塚俊雄（協会、前企画担当中執）▽広報局長　山花貞夫（新生研、前　委員長指名中執）▽教育文化局長　河上民雄（政構研）▽政策担当中執　大原亨（無派閥）、竹田四郎（政構研）、船橋成幸（無派閥、前　委員長指名中執）▽自治体局長　志苫裕（旧三月会、前地方政治局長）〈注〉中央統制委員長の島上善五郎氏（無派閥）はそのまま。（『朝日』一二月一七日付）

主流、反主流派がホコをおさめて「挙党態勢づくり」で一応の合意に達したことは、最近の社会党では異例ともいえるが、それほどまでにせっぱ詰まった危機意識が全党にしみ渡っていたといわれる。旧執行部からは、健康を理由に辞意を表明していた石橋副委員長や、馬場書記長更迭に反発して連動辞任した新生研の矢山有作教宣局長、加藤万吉総務局長らが抜けた。しかし既存ポストの大半は留任で、全体としてすべての派閥からほぼ均等に役員を出すかたちとなった。書記長、国対委員長をこれまでの反主流派に渡したことにより、左派・中間派を基盤として「中央本部の集中軸足を移したかたちになった。

## 企画調整会議などを設置

今回の機構改革は、「中央本部の集中的、機動的運営」をねらいとしたものである。その内容は、二つに分けられる。

【「機構改革委員会の報告」内容】

1　規約改正を伴うもの、①三名の政策担当中執を配置して、政策審議会を強化する、②広報局、教育文化局を新設する、③委員長指名中執を廃止し、二名の副書記長を置く。④企画室を廃止し、企画調査局を新設す

る、⑤地方政治局を自治体局に改める。

2　運営改善をはかるもの、①書記長を長とし、企画調査局長を事務局長とする企画調整会議を設置する、②書記局の集中的運営をはかるために委員会（大局）制を採用し、総務企画委員会、組織委員会、国民運動委員会を設置する。③委員長公選制度は整備して存続させる、④市民相談部、人権部を新設する。

改革のポイントの第一は企画調整会議で、石橋氏はそれを「党規約には明記しない機関として、党内の諸潮流代表で議論する場としたい」と語った。第二は指名中執廃止と副書記長新設だが、これは委員長公選制存続を望む飛鳥田委員長の意向を実現するかわりに、委員長の権限を減少させることによって、反主流派の意向もくむという意味をもっていた。第三は、課題ごとに関連局を統括する委員会（大局）制の採用である。機構改革は、政策活動、宣伝と教育文化活動の強化をはじめ、状況に適応する実務体制をめざしたものであるとともに、複雑な党内抗争の所産だった。

### (3)　第六二回中央委員会

統一地方選を目前にした三月一一日、第六二回中央委員会が党本部で開かれた。飛鳥田委員長はあいさつで、「自治体に保守も革新もないといった無原則に流れたり、他野党候補の批判に重点を置いた選挙戦術は控えるべきだ」として、「すべての攻撃を中曽根に向けよう」と強調、選挙前の総決起集会の性格をもっていた。

**田辺書記長代行を承認**　先に急死した平林書記長の後任として、田辺副委員長を書記長代行に満場一致で承認した。田辺氏は、党務報告で、大会以後の院内外のたたかいの経過にふれながら、①憲法改悪阻止・軍拡路線反対、②減税実現、人事院勧告・仲裁完全実施などによる国民生活の防衛、などを対決点として、選挙闘争に勝利することをめざした八三年上期活動方針を提起した。質疑では、優生保護法へのとりくみを強める発言や、空母エンタープライズ寄港の現地からたたかいの状況も報告され、満場一致で報告を承認し、「空母エンタープライズの 佐世保入港に反対する決議」を採択した。

**内閣打倒前面に**　また角屋選対委員長が「八三年政治決戦勝利のための当面の緊急対策方針」を提起、比例代表選挙の名簿登載順位や、運動の立ち遅れを克服するための意見などの質疑が交わされたあと採択された。さらに次期総選挙の候補者一七人（他に推薦一人）、参院七人の追加公認を決定、内閣打倒を前面に打ち出した「八三年政治決戦をめざす特別決議」を採択した。席上都知事選に革新統一候補として出馬する松岡英夫氏があいさつした（以上『社会新報』三月一五日付、『毎日』三月一二日付による）。

## 4　政策・方針

**八三年度運動方針**　第四七回党大会で決定された運動方針は、「大衆増税・軍事大国化を阻止し、社会党の勝利で保革伯仲を再現し、八〇年代政治革新を」をスローガンとし、選挙戦にむけて党の総決起をねらったものとなっている。これまで大会ごとに争点となっていた連合政権構想は簡単な言及にとどめ、挙党態勢実現に支障のないように配慮された。

中道政党にたいしては、「民社党は保守・中道政権への思惑を強め、中道派の結集と政策の手直しを進めており、そのため自民党に手をかし、野党としての立場が疑われています」とする一方、「公明党は『合憲とする自衛隊構想』や『行政改革』で、わが党とは違いがありますが、反核・軍縮、憲法擁護などの運動を強めており、当面、中道結集ではなく、自民党に対する野党色を強め」ている、と、両者の間にくさびを打ち込む形の評価を加えている。他方、共産党にたいしては「わが党の『比例代表制』に集中攻撃を加えるとともに、統一労組懇や革新懇などの活動を通じて革新勢力の団結を乱している」と非難した。

「たたかいの目標」では次の三つの柱をたてている。①大衆増税、「臨調中曽根行革」を阻止し、不況克服、経済政策の転換で国民生活を守り、平和・福祉・分権の「国民のための行革」を進め、新しい地域社会の創造をめざす、②政治反動と軍事大国化に反対して、民主主義闘争、反核・軍縮運動をおしすすめ、人民の友好連帯でアジア太平洋地域の平和の創出を進める、③ロッキード疑獄糾弾、金権・腐敗政治を一掃し、人間の復権、格差の解消、公正な社会をめざす。このうち、①の労働運動に関する部分はつぎのとおりである(全文は『月刊社会党』八二年二月臨時増刊号にある)。

【第四七回大会での決定】

3　八三国民春闘の推進と政治転換の闘い

八三春闘は、深刻な不況と八二年度の人勧凍結という、これまでと質的に異なった賃金抑制のきびしい攻撃のもとですすめられます。人勧凍結、仲裁不履行は春闘全体の崩壊をねらったものであり、これを通じて戦後労働運動の成果を踏みにじろうとするものです。党は、このような攻撃のもとですすめられる八三春闘を党自身の闘いとしてとりくみ、官民をふくむ労働者、勤労国民の結集をはかり反撃の態勢をつくらなければなりません。

このため人勧・仲裁の完全実施、雇用不安を克服するための総合雇用政策の実現、地域最賃、時短、週休二日制、スト権、減税、年金、医療、住宅、福祉などの労働者要求とともに、未組織、中小零細企業労働者、パート、婦人労働者をはじめ不安定雇用労働者の要求をうけとめ、院内外の闘いを強力にすすめます。

党は中央、地方における労働者の共通の政策・制度要求の共同行動に積極的に協力し、さらに新たに形成される労働戦線統一が全労働者を結集し、政府・資本と対決する力を強化することを期待しつつ、広範な労働組合との支持協力関係の緊密化をはかり、労働者要求の実現や権利の確立をめざす闘いなど日常的な活動を強化し、党と労働組合との支持協力関係を再構築し、中小未組織労働者に党の影響力を拡大して、他党との競合にうちかつ党の強大な基礎を構築しなければなりません。

## 「長期構想」、討議は継続

七七年、社会主義協会（向坂派）と反協会派の対立抗争を経て、党の綱領的文書「日本における社会主義への道」見直しが決定されてから、社会主義理論センターで、①一九八〇年代の党路線、②社会主義の構想、③「道」と綱領の調整、をテーマに検討作業がなされてきた。八二年二月党大会で決定した「八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線」につづき、一二月党大会では、「新しい社会の創造――われわれの目指す社会主義の構想」が承認された。

【「新しい社会の創造」（主な内容）】

第一章　歴史の転換にあたって

現代の資本主義は、第二次大戦後、新たな手法を導入し一定の活力を示してきたが、今日、その本質的な欠陥に加えて、一九七〇年代以降の石油危機の衝撃と果てしなき軍拡予算の圧力のもとに、出口なき失業、不況、インフレのいわゆるスタグフレーションにおちいり、一九三〇年以来の危機を迎えている。一方既存の社会主義は、社会改革に幾多の歴史的役割を

果たしたが中央集権的計画経済と党と国家の一体化がいまや成長の鈍化をまねき、社会主義における民主主義の問題など幾多の矛盾に直面しており、その復権がもとめられている。

さらにわれわれは、二十世紀末の今日、社会体制の矛盾とともに、体制を越えて人類存亡の危機が迫っていることを認識しなければならない。

第二章　二十一世紀への挑戦

われわれは、社会主義への道を絶えざる発展、絶えざる社会改革の進展として考える。この立場から、われわれは将来社会の構想の過程においてまず、当面予見しうる段階の社会目標を設定し、二十一世紀に挑戦する。

われわれのめざす目標は、平和・福祉・分権の原理にたつ社会である。

1　世界平和の象徴となる日本

2　社会的成長のための経済

3　民主主義を徹底する政治

4　豊かな人間性の社会（以上項目のみ）。

構造的要因と同時に、われわれが選択的に変えうる重大な条件がある。その第一は国際関係であり、軍拡か軍縮か、新国際経済秩序の形成か格差拡大と経済危機かの選択である。

第二の柱は経済社会構造の改革である。

第三の柱として重視するのは、「管理」社会から「参加」社会への転換、「集権」から「分権」への発展である。

第三章　新しい社会の担い手

社会を変える力は自立した広範な勤労諸階層の連合であることはいうまでもない。

第一にわれわれのめざす将来社会を構想し、現代の諸問題を解決する改革計画をつくる能力を発展させる。

第二にわれわれは、自立と連帯――連合による国民的統合の能力を発展させる。

第三に求められるのは政権を担い発展させる能力である。

われわれのめざすのは「唯一の前衛政党」ではなく、多元的な社会の中での政治的役割を創造的に果たしうる民主主義の党である。

第四章　われわれのめざす社会主義像

われわれのめざすのは、あらゆる人間への抑圧・疎外からの解放である。それは生産関係だけでない、新しい人間価値観――参加と連帯の論理に根ざした社会構造の全般的改革によってはじめて可能となる。

## 『社会新報』一二月一四日号には、「構想」にたいする代表的な三つの見解が載せられた。

### 「構想」にたいする見解

佐藤経明氏　第一かつ最大の印象は、やっと遅ればせながら、「現代」に足場をおいた構想ができたな、ということである。

ハードな綱領主義的発想に代わる、ソフトな現代的発想とでもいおうか。私はこの点をいちばん評価したいと思う。

御園生　等氏　草案の叙述は、旧態依然とした左翼用語と言い回しに、多少新しがりの流行語をまじえた混合物。

「草案」は、従来の革命理論や移行形態論との相違の論点をあいまいにし、却って党内外での討論を不発に終わらせるおそれがある。

八丁　和生氏　自立した市民の参加と連帯があらわれてくるらしいが、自然発生的なものとしてそれを考えているとしたら少々おめでたいと思う。

自由と民主主義は無制限ではない。社会主義をユートピアのようにえがくのは、ただちにやめるべきだ。

### 自治体行動綱領

なお五月一五日、社会主義理論センターはシンポジウムを開き、採択された「構想」について学者・文化人と意見を交換している。

飛鳥田委員長が横浜市長としての「自身の体験を盛り込んだ」と語った自治体行動綱領は、党外の意見を聞くシンポジウム（九月一三日）を経たうえで大会で採択された。その内容は、高度成長による住民の価値観の多様化で地域における市民運動の保守・革新二分論が成り立たないなかで、「革新」としての社会党独自の政策が不鮮明になっているとして、①福祉・参加・分権のシステムの確立、②自治体の政治改革、③自

第117表　社会党と市民グループとの主な政治契約

| グループ名 | 内容（カッコ内は社会党のコメント） |
|---|---|
| 内申書裁判を支える会 | 進学の際，内申書を本人に見せることを制度として確立せよ |
| 死刑廃止を求める会 | 生命尊重の国家の理念や，えん罪もあるのだから死刑を廃止せよ |
| 良心的軍事費拒否の会 | 軍事費相当額の納税拒否などを呼びかける（具体的方法協議） |
| 奈良合成洗剤なくす会 | いのちと水を守るため，合成洗剤の製造，販売，使用を禁止する |
| 薬のひろば | 厚生省の食品衛生調査会に市民サイドに立つ専門家を加える |
| 記録社 | 舗装された生活道路を土や敷石に改装する（住民合意で推進） |
| 嫌煙権確立をめざす会 | 公共施設，多人数の集まる場所，公共輸送機関などでの禁煙 |
| 生活と文明研究会 | 結婚後も，夫婦がそれぞれ別個の姓を名乗れるようにする |
| 障害児を普通学校へ | 「障害児の普通学校就学促進連絡会」を地域に設けて運動する |
| 日本消費者連盟 | 祭り用，接待用など自家消費の酒類には，酒税法を適用しない |
| 青生舎 | 単位も点数評価もない学校をつくれ（大衆運動でつくるよう協議） |
| 草の根通信 | 巨大火力発電所を新増設させない（住民合意なければ反対する） |
| 三里塚闘争支援実行委 | 成田空港第2期工事の破棄を。空港は有事に軍用に転用される |
| 反徴兵反安保センター | 今後333年間，徴兵制など軍事目的の人身拘束を行わない |
| 身体のおしゃべり会 | 刑法の堕胎罪を廃止し，人工妊娠中絶できるよう法改正する |

〔備考〕『東京新聞』1983年7月29日付。

治体での革新連合の推進を課題として提起したものである。

**政治契約の試み**　参院選公示直前、社会党は五二の市民運動グループと「政治契約」を結び、二年間の期限で、対等平等の立場で連帯し、共同の努力をすることを確認した。これは北海道知事選の「勝手連」にヒントを得た新しい試みであった（第117表）。

## 5　労働組合との関係

**挙党態勢確立の要請**　この間、人事をめぐる混乱への対応や八三年選挙戦態勢確立のため、社会党と労働組合との折衝は活発だった。

二月党大会の後、労働三団体幹部の組織する「社会党を支持し強める会」は、党三役と会談し（四月二八日）、組合側は一二月党大会での人事刷新が約束されたと受け取った。八月二日、党機構改革検討委員会と「強める会」（代表槇枝氏ら）が意見交換、九月一〇日、「強める会」と党との懇談、九月一六日、「強める会」は人事問題に決着をつけ、挙党態勢を確立するよう要請、一一月六日、総評と各派閥代表の会談、同一八日、労働三団体と党三役の会合で同様の要請がなされた。総評は飛鳥田―馬場体制に好意的でなく、「資金面の協力を渋りながら、国会運営から人事に至るまで公然と介入していた」（『毎日』一月一日付）。

また、総評は、党改革問題でも独自に検討をつづけ、委員長公選制や党と労組の関係については慎重な態度を党側に求めた。

### 国会対策

七月、総評は「社公中軸見直し」の立場をうちだし、九月二八日富塚事務局長は、社会党は解散を恐れていると批判。鈴木首相退任に際しては、事実上の革保連合政権構想も提起したが、そこには「非力な社会党へのいらだち」（『朝日』一〇月二八日付）がみられた。一〇月一四日、槇枝議長と党三役の会談で、野党共闘に党が主体となって積極的にとりくむことを求めている。

また一一月一六日、総評、同盟、中立労連、新産別と共産党をのぞく五野党の書記長レベルの会談が開かれた。労働組合側が、臨時国会で社会党と中道諸党が結束するよう求めたものである。一〇月一六日の同様の会談は、公明党などが「行革反対の社会党とは同席できない」としたため、中道四党・社会党と個別の会談だったが、今回は関係の修復がなった。

政策問題では、一月二六日、飛鳥田—槇枝会談で、飛鳥田氏が労働団体側の「一兆円減税の財源に赤字国債を」という考えに否定的な立場をみせる（『月刊社会党』四・五月号）など、対応の違いをみせることもあった。三月一〇日、社会党・総評によるシンポジウム「第二次臨調が歴史に残したものは何か」が開催された。

### 選挙対策

七月一九日、社会党総評協力委員会で、党側は、八三年選挙戦での協力を求め、九月八日、総評社会党員協議会の「八三年選挙態勢検討委員会」が初会合をもった。しかし、八月二五日の社会党選挙本部発会式に、槇枝・富塚両氏とも欠席したように、総評側の姿勢は本腰の入ったものではなかった。党大会後、ようやく軌道にのり、一二月二八日、党の新執行部と「強める会」の代表委員が会合して協力態勢確立を急ぐことで合意。一月二一日、党と労働三団体の合同選対が発足した。

参院比例代表名簿について、平林書記長は「命をかけてみる」決意で、党外の市民運動家や学者と労組出身者を平等に順位づけしようとしたが、成就の前に急死、結局三～九位は労組候補が占めることになった。

各労組は、自治労・日教組・国労・全電通・全逓・私鉄総連・電機労連、各百万など合計千三百万の「社会党支持署名」が割り当てられ、その実績を参考資料に入れて、名簿の順位が決定された。

### その他

総評以外の労働団体では、政策推進労組会議（七月九日、一〇月二七日）、新産別（一一月三〇日）と協議をおこなっている。また富士川鉄橋流出調査団（九月五日）、私鉄調査団（岐阜、九月一五日）、富士大学調査団（一〇月二八日）などが派遣されている（大会「一般党務報告」付属資料）。

## 6　国際活動

### 国際活動の概況

飛鳥田委員長は、社会党の国際活動に力を入れ、氏自身が、四月九日第一六回社会主義インターナショナル大会で副議長に再選されている。

交流は質・量とも対社会主義国が中心になっているが、中ソとともに朝鮮民主主義人民共和国との交流・連帯を重視し、また「社会主義インター・アジア太平洋地域社会主義政党会議」（ＡＰＳＯ）

強化にも意欲をもっている。

八二年下半期にはつぎのような動きがあった。

〔ソ連・東欧圏との交流〕　七月二六日～八月五日、ソ連理論活動家代表団来日、八月二一日、第一四次訪ソ活動家代表団、八月二九日～九月七日、第五次青年活動家訪ソ団、九月四～一二日、日ソ特別委員会訪ソ代表団、九月七日、ブルガリア労評代表団飛鳥田委員長を訪問、九月九日～一〇月九日、訪ソ親善代表団、九月一六日～一〇月二日、訪ブルガリア友好親善代表団、九月二〇～二八日、千葉県本部訪ソ（カリーニン州）代表団、九月二二日～一〇月三日、社会主義理論センターソ連・東独訪問代表団、九月二四日～一〇月一日、北海道本部訪ソ（サハリン州）代表団、一〇月一二～二一日、東独農業代表団来日、一〇月二〇日、ソ連リトアニア共和国代表団馬場書記長を訪問、一〇月二一～二八日、ソ共中央委員会機関紙代表団来日、一一月三～四日、広島県本部訪ソ（ボルゴグラード州）代表団、一一月一四～一七日、ソ共ブレジネフ書記長の国葬出席（団長・飛鳥田委員長）、一一月一九日、飛鳥田氏チェコ国務大臣と会談、一一月二七日～一二月四日、ソ共活動家代表団飛鳥田委員長を訪問、一二月三日、ポーランド「連帯」調整委員会と八木国際局長会談。

〔朝鮮民主主義人民共和国との交流〕　一一月一〇～二〇日、朝鮮友好代表団、一一月二四日～一二月二四日、朝鮮教育科学代表団来日。

〔西欧との交流〕　七月六日、英国下院議員との会談、七月三〇日、婦人インター議長と田中副委員長会談、一一月三～四日、社会主義インター幹事会、一一月五日、全ギリシャ社会主義運動パパンドレウ党首（首相）と飛鳥田氏会談。

〔その他〕　八月二五日、デクエヤル国連事務総長と飛鳥田氏会談、一〇月二日OECD代表と会談。この後、三月一八日、党訪中代表団は八三年後半に飛鳥田委員長が訪中することで合意、四月七～一〇日、社会主義インター総会に八木国際局長を派遣した。

## 青年国際会議

一一月一三～一六日、東京の日本青年館で、「朝鮮の自主的平和統一を支持する青年国際会議」が開かれた。会議は、社会党青少年局、総評青年協、日青協などで構成した日本組織委員会が主催し、四二カ国の青年組織と四つの青年国際組織から、二二〇人が参加した。討議を経て、大会決議などを採択し、朝鮮の分断固定化に反対する運動を強めることを確認した。

## 中共から正式交流申し入れ

八三年一月、中国共産党から党として正規の関係を持つよう社会党に提案があり、これを受諾、これまで中日友好協会の招待に応じるかたちで訪中団が送られていたが、中国共産党の招待に変わるなど実務的な面でも変化がみられる。新しい関係の第一弾として、社会党の社会主義理論センターと中国社会科学院との理論交流がはかられることになった。

## ソ連共産党へ返書

八三年一月、ソ連共産党から書簡が届き、「日本が非核三原則を守ればしかるべき保障措置をとる」という提案があった。三月一〇日、社会党からこれへの返書が出され、ソ連のSS20の極東配備に反対し、千島列島の返還を求めて話し合う用意があると述べた。

# 5 公明党

## 1 概況

### 統一地方選で飛躍

八〇年の同時選挙で衆議院議席を二四も減らした公明党は、その結果を「党始まって以来の大敗北」とうけとめ、その失地回復を最大の課題に、各級議員の日常活動の強化、後援会の拡大・充実を全党員によびかけた。とりわけ力を入れたのは、首長選より地方議会選挙で、創価学会の全面的協力を得ると同時に、一地方の議員選でも、周辺地域はもちろん、重点地区の場合（八一年北九州市議、同七月東京都議など）には、全国の党組織、創価学会の総力をあげたとりくみによって、着着と成果をあげた。その総決算の場として、また、〝八三年政治決戦〟の最初のヤマ場として重視したのは、八三年四月の統一地方選であった。

その結果、公明党は道府県議選で公認一八二、推薦三と前回比一七議席増をはじめ、政令市議、一般市議、区議でも前回を上回る成果をあげた。町村議は、公認だけでは二九議席減であったが、推薦を加えれば七議席増であった。

### 参院選で党外候補

〝八三年政治決戦〟の最大のヤマ場は、六月の参院選であった。この選挙では、これまでの全国区制にかわって比例代表制が導入されたが、公明党は、これまで、参院選全国区では、強い組織力を生かした綿密な地盤割りによって有利なたたかいを進めてきただけに、新制度のもとでは苦戦はまぬかれないと見られていた。これに対し、公明党が打ち出した新戦術が、比例代表制の名簿のトップに伏見康治学術会議前会長を決めたのをはじめ、三位から六位までも党外の知識人を並べるというものであった。

公明党は、これまでも、衆院選の一部地区では、党外候補を擁立し、これによって創価学会主体の党の支持基盤を拡大しようとくわだて、ある程度の成果をあげてきた。しかし今回は、党名で投票する選挙に、党外候補を名簿の上位に並べよって〝開かれた党〟を印象づける方策をとったのである。さらに、当選後も、党外にとどまることを認め、国会審議では党議拘束をしないという思い切った方針は、賛否両論はあったが大きな反響をよび、他党の候補者選考にも大きな影響を及ぼした。この新戦術はかなりの成果をあげ、比例代表区では、旧全国区より三・六%増の一五・七%の得票率をあげ、社会党の一六・三%にわずか〇・六%に迫った。議席数では、比例代表区では一議席増の六議席、計一四議席で、一議席減の八議席、選挙区制は公明党に不利であるとして大幅な議席減も予想されていただけに、この結果は党の内外で勝利と受けとめられた。

### 他党との関係

七〇年代には、公明党は社会党や民社党などとの選挙協力に積極的にとりくみ、かなりの成果をあ

げた。とくに七〇年代末には、社会党、民社党との二つの「連合政権」構想を成立させ、〝連合政権のかなめの党〟をキャッチフレーズに、〝保革逆転〟をめざした。しかし、同時選挙での自民党の圧勝によって〝伯仲時代〟は終わり、「連合政権」の可能性は消えた。それ以後、公明党の他党との共闘、連合の方針は、公式には、これまでどおりの「大枠としての社公民三党に新自由クと社民連を加えたもの」が維持されている。しかし、さし当たりは、公明党独自の躍進を最優先させる方針をとり、参院選でも、民社党との間で地方区の一部で選挙協力をおこなうにとどまった。とくに、社会党との関係は冷却し、政策面でも、安保・防衛問題等で両党の距離は開き、「社公合意」は〝名存実亡〟の状態にある。これにたいし、中道三党、とりわけ民社党との関係は強化された。しかし、中道三党側には〝公明党アレルギー〟が強く、公明党をのぞく三党の先行結集が提唱されるなど、同党と他党との関係は複雑である。

## 2 組織・機関紙・財政

### 党員数

公明党が自治省に提出した八二年度分の収支報告書によれば、八二年の同党の「党費・会費」の納入人員は一六万六九九七人である。これは八〇年、八一年分の納入人員とまったく同一である。七七年の納入人員一四万二〇二二人であったものが、七八年に一六万六九七八人といっきょに二万五〇〇〇人近い増加を示して以来、五年間公明党の党員数は一六万六〇〇〇人前後で、ほとんど変動していない。党費納入人員の変動幅の小さいということは、通常とりわけ最近三年間のように一人の増減もないということは、通常の党であれば考えられないことである。しかし、公明党の場合、党員数をはるかに上回る創価学会会員によって支えられており、党員数は党の組織力を反映しない人為的なものであることを意味しているといえよう。

### 議員数

八三年四月の統一地方選で、公明党は、県議一八五人（推薦三をふくむ、前回比プラス一七）、政令市議一二二人（プラス五）、一般市議一一四九人（プラス二八）、区議一八七人（推薦一人をふくむ、プラス八）、町村議六四六人（推薦三三人をふくむ、プラス七）を当選させた。この結果地方議員数は、都道府県議二一八人、一〇大市議一三一人、一般市議一八九七人、町村議一二三七人となった（『公明新聞』八三年四月一五、一六、二七、二八日付）。

### 機関紙

中央機関紙『公明新聞』は、本紙（日刊）、日曜版とも八ページ建てで、発行部数は八二年四月二日付『公明新聞』によれば、本紙八〇万部、日曜版一四〇万部である。八三年一〇月を「機関誌拡大月間」として全党的にとりくんだが、その成果は公表されていない。現部数は先の八〇万部、一四〇万部から大きく変化してはいないものと推測される。一二月党大会の質疑では、紙面改善の問題にふれて、本紙発行が一〇〇万部を突破しないかぎり、ラジオ・テレビ番組欄の導入は難しい（『公明新聞』五日）と応答があり、一〇〇万部までまだかなりの距離があることを伝えている。

**定期刊行物**　公明党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『公明新聞』（日刊、八ページ）一部五〇円、一カ月一二〇円
②同日曜版（週刊、八ページ）一部五〇円、月二〇〇円
③政治理論誌『公明』（月刊）一部三〇〇円
④『公明グラフ』（月刊）一部一二〇円
⑤『公明月報』（内部資料）（月刊）一部一五〇円
⑥『公明新聞縮刷版』（月刊）
⑦『点字こうめい』（年二回刊）一部二五〇円

**財　政**　政治資金規正法により公明党が自治省に提出した八二年分の収支報告（その要旨は『官報』号外八三年八月三一日付）によれば、公明党の収入総額は一一一億七九九六万九六八三円であった。ただし、これには前年からの繰り越し二三億二六八七万九二七〇円がふくまれており、これを差し引いた八二年中の収入は八八億五三〇九万〇四一三円であった。これは前年にくらべ三九三六万円余の減少で、その主たる理由は収入の八二・七%を占める「機関紙誌の発行その他事業による収入」が、前年比一億三五四六万円余の減少である一方、党費収入が前年より九七六四万円増の一四億二九〇四万円余であったためである。機関紙誌等の発行による収入の内訳は、『公明新聞』が五三億一四七八万円（六〇・〇%）で前年比五一二五万円の減、同日曜版が一一億二五三三円（一二・七%）で前年比七八七万円の減、『公明月報』が三億九七二七万円（四・五%）で一五二九万円の増、『公明グラフ』が二億一一六八万円（二・四%）で一億〇五四二万円の減、『公明』七九七一万円（〇・九%）で四五三万円の減である。

一方、支出総額は九六億八三一八万六四二八円で、前年より一〇億二〇四三万円余の増で、八二年中の収入額にたいし八億三〇〇〇万円余の赤字であった。支出中の最大費目は、機関紙誌の発行事業費が五一億九八一六万（五三・七%）と、金額では一億四五六二万円の増であったが、支出総額に占める割合では四・六%もの減となった。次いで人件費が二二億七三六六万円（二三・五%）で一億一〇八万円の増、寄附交付金が一一億八一五一万円（一二・二%）で、前年にくらべ七億五五二三万円の大幅増であった。

## 3　大会・中央委員会

### (1)　第四一回中央委員会

**参院全国区制改悪で自民・社会を批判**　第四一回中央委員会は八二年七月八日、東京の公明会館で開かれた。この中央委員会は、歳入欠陥や政治倫理の問題など当面の政治課題への方針を決定するとともに、翌年の政治決戦に向けて、党活動の強化、推進をはかるものであった（『公明新聞』七月九日付）。

竹入委員長はあいさつのなかで、①参院全国区制改悪は日本の政治史に汚点を残す、②ロッキード事件有罪被告にケジメをつけ、政治倫理確立をはかる、③一千海里・シーレーン防衛など鈴木内閣の軍拡路線志向の考え方に反対する、④臨調の「増税なき財政再建」が国民負担の増大に転嫁される危惧をもつ、⑤景気対策のため政府に経済論争を挑み、政策の転換をはかっていく、と述べた。

【竹入委員長のあいさつより】

「自民党・社会党という大きな政党が、党利党略を優先させ、議会制民主主義の土壌であり基本的ルールである選挙制度を恣意的に改変するという暴挙は、いかなる理由をもってしても許容されるものではありません。」

「加えて、この改悪案が成立するようなことになれば、ここに直結させるかのように衆議院における小選挙区比例代表制導入がもくろまれてくるのは、火を見るよりも明らかであります。」

「過去の選挙結果とその後の政治動向の関係を分析するならば、与野党伯仲の政治状況は公明党の勝利によって創り出されてきたことは、明々白々たる歴史の事実であります。したがって、私は、与野党伯仲時代を再現させる作業は、あくまでも公明党の力量を着実に増大させることによって実現されなければならないと固く決意するものであります。」

### 独自路線を前面に

つぎに矢野書記長が「党務報告」（案）を、二宮副委員長が「人事承認の件」（案）を提案、質疑の後、賛成多数で可決された。

質疑では、中道四党ハワイ会談（六月一五日）で、「公明党抜き、三党による中道結集」の動きがあったことについて、矢野氏がつぎのように答えた。

「三党が統一会派をつくるという合意ならば、あくまで中道四党結集につながる一つのステップとしてなら建設的な意味があるわけで、公明党としては、やるなら何も妨げはしないということだ。」

「ただむしろ他党内で『三』とか『四』とかで、党内の路線の違いが歴然と見受けられることに関しては憂慮している。公明党としては、できる範囲の信頼関係の増大のための努力を精いっぱいやっていく。党大会決定の路線に合致するかどうかについては、まだ『三』とか『四』を公明党として正式に取り上げるような段階ではない。」

また、竹入委員長は、選挙協力にふれて、「党員がスッキリと闘えるよう、従来のように混乱のないようにしたい」、「二度と再び党員に闘いづらい状況を強いることはしない」と述べ（『公明新聞』七月一〇日付）、選挙協力を原則として「凍結」する意向を明らかにした。公明党首脳が公けの場で、連合構想など野党結集に否定的な発言をしたのは初めてのことであり、社会党・民社党などに深刻な影響をあたえた。

### (2) 第四二回中央員会

### 党勢拡大に総力

九月一六日、第四二回中央委員会が開催され、八三年政治決戦に向けて党勢拡大に総力をあげることを確認するとともに、選挙協力問題や臨時国会での政治課題について公明党としての見解を明らかにした。

冒頭、竹入委員長があいさつし、①〝増税なき財政再建〟、〝五九年度赤字国債ゼロ〟の公約破綻、②教科書問題にみられる中国の侵略行為に対する無反省、③防衛費異常突出や「五六中業」にみられる肩代わりなど、鈴木首相の無責任とタカ派的姿勢を批判し、臨時国会で論戦を挑む方針を明らかにした（『公明新聞』九月一七日付）。またさきの第四一回中央委員会で打ち出した選挙協力の〝凍結〟に、他党から批判があったことに触れ、公明党の立場は選挙協力の全面否定ではないと断わったうえで、社会党は全国区制「改正」が成立すれば選挙協力がきわめてやりづらくなることを承知のうえで「改正」を推進しながら、「〝何を今更〟という気がしないでもない」と述べた。

つぎに、矢野書記長が「党務報告」（案）を、二宮副委員長が「人

事承認の件」を、長田総務局長が「五七年度補正予算」（案）を提案、質疑の後、起立多数で原案通り可決された。

すでに一〇日の中執で、一〇月を「公明新聞拡大月間」とし、党勢拡大に体制を充実させるため、全国組織対策委員会が設置されたが、この中央委員会では、「一対一」の対話を推進し、党勢拡大に総力をあげる態勢づくりが図られた。

### (3)　第二〇回党全国大会

**捲土重来を期す**

一二月二～四日、第二〇回大会が東京・九段会館で開かれた。大会は「八三年政治決戦への事実上の出陣式」と位置づけられ、五二九人の代議員で構成された。八〇年同時選挙敗北の雪辱をなしとげ、党再建に決着をつけるという気持が、会場には色濃く現れていた（『公明新聞』一二月五日付）。

**公明躍進で伯仲再現を**

冒頭、竹入委員長はあいさつのなかで、八三年を「八〇年代の政治転換の突破口を開く闘いの年」と位置づけ、八二年後半、「党員大会」が全国各地で盛大に開かれるなど、党勢は拡大、上昇機運にあると評価したうえで、「公明躍進で伯仲再現を」と訴えた。

【竹入委員長のあいさつより】

「中曽根内閣の発足に際してマスコミが、内閣の人事と性格についての憂慮の念を報じており、私も、やはり大きな疑念を抱かざるを得ません。誠心誠意、国民の声に耳を傾けるならば、政治倫理の確立と日本の平和をより前進・定着させ、自由と民主主義を発展させる内閣であるべきですが、これに逆行する強権内閣であれば、私どもは国民とともに断固として対決してまいりたいと考えます。」

「わが党が多数派結集の構想として掲げている〝大枠社公民……〟の考えは、停滞状態にありますが、これを直ちに〝新たな選択〟へと走るのではなく、〝中道結集〟も含めて、一致できる国会共闘を積み重ねる努力がなお必要であると考えます。」

「ご承知の通り、先の衆・参同時選挙で大きく後退したのはわが党のみであります。再建の目途が比例代表区でのたたかいにあることからも、正直なところ余力は存在しないと言わざるを得ません。……私は、選挙協力には極めて慎重にならざるを得ないものと考えます。」

「参院選比例代表区のわが党の名簿に……〝参議院にふさわしい人材〟を広く党外からも求めるべきだとする中央執行委員会の総意によって、目下鋭意人選中であります。このことは、……〝開かれた公明党〟の姿勢を、具体的事例をもって国民・有権者の皆さんに認識していただくことに通ずると考えるのであります。」（全文は『公明』一二月号掲載）

前年の党大会で「大枠社公民に代わる新たな選択」を活動方針に盛り込み、近い将来、自民党との連合、連立がありうることをほのめかしたが、今回の大会では、党勢回復が第一という立場だった。また、矢野書記長は、「活動方針案」を説明して、つぎのように述べた。

【矢野書記長「活動方針案」説明（要旨）】

八〇年の「社公合意」に矛盾する最近の社会党の対応に強い不満をもつが、社会党自身の変革に期待して、〝大枠社公民〟路線を存続させた。しかし、社会党の変化がなければ、ある時点で、同党抜きの〝新しい戦略〟を模索する可能性もある。」（『公明新聞』一二月三日付）

**来賓あいさつ**

大会には、民社党、新自由クラブ、社民連のほか、労働団体代表のあいさつがあり、そのなかで、槇枝総評議長は、つぎのように述べた。「来年、公明党はぜひ伸びてほしい。なぜ伸びてほしいかというと、独善的に自分だけが正しいといっている党が、いくら伸びても、野党の協力、協調にならないで内部分裂につながってしまう。逆に、お互いに協力、協調して

いこうという姿勢を持っている公明党が伸びることは反自民勢力をより強大にし、勤労国民のプラスになっていく政治を実現する、一つの道だと考えている。」（『公明新聞』一二月四日付）

**大会出席の労組代表**　大会には「他党には見られない幅の広さ」に、政党、外国公館関係、各種団体、各界著名人の多数が参加した。祝辞を述べた総評、同盟、中立労連、新産別、政策推進労組会議のほか、つぎの単産・単組の代表が出席した。

全逓、全電通、国労、全国金属、合化労連、全日通、政労協、ゼンセン同盟、電力労連、自動車労連、交通労連、全郵政、国税会議、東電労組、全建総連、全トヨタ労連、全衆労。また全国新聞販売労働組合協議会、全官公、道南労協が祝電を寄せた。

**大会の経過**　第一日、矢野書記長が「全国大会活動方針」（案）を、正木政審会長が「八三年基本政策」（案）を、多田副委員長が「党務報告」（案）をそれぞれ説明した。また大野中執が「党規約の一部改正」（案）、長田総務局長が「五八年度予算」（案）の趣旨説明をおこなった。

第二日、二つの分科会に分かれて審議、各議案は両分科会でそれぞれ賛成多数で採択された。

第三日、二つの分科会の審議内容を、桑名主査と鳥居主査が報告、その後質疑を省略して、各議案をいずれも起立多数で原案通り採択、また「核兵器全面撤廃と第三回国連軍縮特別総会開催要求に関する決議」、「政治倫理確立に関する決議」など八つの特別決議を採択した。つぎに、優秀党員一万人の表彰、県大会で選出した六五人の中央委員を承認したうえで、二年の任期満了にともなう役員改選をおこなった。立候補者が定数のみだったため、規約により選出方法は議長に一任されたが、投票を省略して起立により新役員を信任した（『公明新聞』一二月三～五日付）。

**選挙協力に拒絶反応**　質疑のなかでは地方代議員がつぎつぎに他の野党との選挙協力の困難さ、問題点を指摘した。

〈栃木〉「野党共闘も大いに結構だが、社会党は行政改革には反対、それでいてしかも人勧、仲裁裁定をタテにとり、審議拒否、解散へとの構図を描く向きがある。この臨時国会は人勧、仲裁裁定だけの国会ではない。こうした野党第一党と一緒にやるのは公明党も〝行革反対〟なのかとみられる。」

〈高知〉「高知県では、前回の参院選地方区で、社公民などで選挙協力を行ったがその時の約束ではその人物は次の衆院選に出ないということだったのが、いまや約束を破って衆院選に向けて運動しており、われわれは現在その後遺症に苦しんでいる。（中略）竹入委員長はあいさつで『余力がないから……』と述べているが、われわれはこれまで余力があったから選挙協力をやったわけではない。今後、余力ができたら、また選挙協力を行うのか。」

〈福井〉福井県では、これまで二度にわたり民社党を応援した。結果は、われわれが県下の公明党組織のすみずみまで説明に回って大変な努力のすえ勝利したが、最近では、民社党側から地方選でも協力を進めよう、との動きが出ており、私たちの組織に食い込んできている。」

これらにたいして、矢野書記長は、今大会の活動方針では、選挙協力については地元県本部の判断を尊重するという項目が新たに設

けられた。従って、選挙協力がいやだという県本部については、党本部はあえて押しつけはしない」と答えた（『公明新聞』一二月五日付）。

**竹入・矢野氏九選**　大会で信任され、発足した新しい指導体制は、つぎのとおりである。

▽中央執行委員長　竹入義勝、▽中央執行副委員長　二宮文造、浅井美幸、多田省吾、▽書記長　矢野絢也、▽副書記長　石田幸四郎、鈴木一弘、田代富士男、渡部一郎、▽組織局長　田代富士男、▽総務局長　長田武士、▽議会局長　鈴木一弘、▽宣伝局長　矢追秀彦、▽広報局長　坂井弘一、▽機関紙局長　市川雄一、▽青年局長　大久保直彦、▽婦人局長　柏原ヤス（非中執）、▽労働局長　石田幸四郎、▽国際局長　黒柳明、▽文化局長　多田省吾、▽教育局長　浅井美幸、▽中小企業局長　北側義一（非中執）、▽農林水産局長　藤原房雄（非中執）、▽国民生活局長　渡部通子（非中執）、▽政策審議会会長　正木良明、▽財務委員長　二宮文造、▽国会対策委員長　大久保直彦、▽選挙対策委員長　大野潔、▽選挙対策事務局長　大川清幸、▽組織対策委員長　三木忠雄、▽国民運動本部長　渡部一郎、▽公害対策本部長　小平芳平（非中執）、▽中央執行委員　伏木和雄、藤井富雄、藤原行正、笠間優、二見伸明、土師進（以上、中央執行委員二五人）

〈中央統制委員会〉

▽中央統制委員長　白木義一郎、▽中央統制副委員長　竜年光、▽中央統制委員　星野義雄、宮崎正義、山田太郎

〈会計監査委員会〉

会計監査委員、沖本泰幸、渋谷邦彦、松尾正吉

一時は辞意をもらしていた竹入氏が、大会前に九選を決意したため、執行部はすべて現状維持に落ち着いた。八一年大会時と比べて変わったのは、無任所の中執三木忠雄氏が、中執のまま組織対策委員長となっただけである（組織対策委員会は九月一〇日の中執で設置、三木氏が委員長にあてられ、この大会の規約改正で正式なものとなった）。九選をはたした竹入―矢野体制は、一八年間の長期にわたることになった。

【大会宣言より】

「今、国民は、平和の確立を願い、清新な政治を求めている。政治の転換は、強く推し進められなければならない。その転換の突破口を開くたたかいが、八三年の政治決戦である。それはまた、『伯仲から逆転へ』の国会状況の再現にほかならない。」

「あの同時選挙から雌伏二年余、われわれは党勢の再興を誓って全国の地でたたかいを一つ一つ積み上げてきた。党再建は、八三年決戦を勝利することによって完結されるものである。」

(4)　第四三回、四四回中央委員会

**第四三回中央委員会**　第四三回中央委員会は党大会で承認された中央委員による最初の委員会で、一二月四日、党大会終了直後の午後二時すぎ、九段会館で開かれた。議長に中野明（参院議員）、副議長に有島重武（衆院議員）、小見喜代治（埼玉県議）の各氏（いずれも新任）が選出された。

**第四四回中央委員会**　八三年二月一七日、東京の公明会館で、第四四回中央委員会が開かれ、一連の選挙戦に総力戦で臨むとともに、政府の軍拡路線阻止や政治倫理の確立などに全力を挙げることを確認した（『公明新聞』二月一八日付）。

〔命運をかけた選挙戦〕　竹入委員長は、あいさつで、一連の選挙戦の帰趨は、八〇年代、九〇年代までの政治の方向性、わが国の進路を方向づけるとして、衆院議席五〇台に回復し伯仲状況を再現することを目標に掲げた。さらに「日本の命運も、公明党の将来もすべてこの政治決戦で確定するといっても過言でない」と述べ、「今度

は伸びる」などの楽観論を戒めた。また政治倫理の確立、政治資金規正法改正などが緊急課題であること、後半の国会論戦では、減税や景気対策、福祉拡充、人事院勧告完全実施などを勝ちとる決意を表明した。

この後、矢野書記長が党務報告（案）を、浅井副委員長が「都道府県本部役員人事承認の件」を、二宮副委員長が「都道府県本部活動方針承認の件」を提案し、質疑を経て、それぞれ可決、承認した。

〔安保はやむを得ない〕　質疑では、選挙協力、大型間接税、改憲の動き、教育、年金、農産物自由化などの問題がとりあげられたが、沖縄の大浜氏が「自民党政府では、日米安保条約を拡大解釈する言動が強まっている。このため、沖縄県では反安保の動きが高まっている。竹入委員長は「沖縄で反安保の機運が高まっているというが、公明党が今、歯止めを果たすべき党の対応を示せ」と迫ったのにたいし、公明党が今、反安保の姿勢に変わるということはない。しかし公明党は日米安保を積極的に支持しているというわけではない。今の現状では『やむを得ない』ということである」と答えた（『公明新聞』二月一九日付）。

## 4　政策・方針

### 第二〇回大会活動方針

第二〇回大会で採択された活動方針は、「多数議席を背景とする自民党の〝おごりの姿勢〟が露骨に示されている」一方、国民の意識は「伯仲志向」であるとしたうえで、当面は党勢回復に全力を尽くすと独自路線を鮮明にした。一方では、前大会で決定した「八〇年代連合政権要綱」をひきつづき掲げながら、まず第一段階として公明党の躍進によって「伯仲から逆転」への政治状況を再現し、第二段階として「伯仲を再現し」、次いで「多数派結集」をはかり、「政治転換」を実現するという二段階論による使いわけである。それは「現段階ではわが党を含めた（中道）四党が同一時点で『結集』に踏み切るという状況にはなく」、他方社会党との関係は、八〇年の「社公合意」成立の時点とくらべて、「後退しているといわざるを得」ないからだとされている。Ⅰ内外情勢、Ⅱ政治転換への展望と課題、Ⅲ八〇年代連合政権要綱（第一九回大会決定）、Ⅳ党勢拡大をめざして、からなる報告全文は『公明』八二年一二月号にあるが、つぎにⅣのなかから労働運動に関係した部分を紹介する。

【第二〇回大会活動方針より】

6　労働運動への支援

経済、産業、社会、行財政等の諸情勢と労働界の動きからみて、労働運動をさらに重要視し、次の活動を推進します。

(1)　労組との友好・信頼関係を深化

各種労働団体との定期協議（党本部段階）や政策協議会等を通じて、労働界との意見交換の緊密化を図ります。また、メーデーをはじめ、労働団体が主催する大会および集会への参加など、働く人々との友好・連帯を深めます。

(2)　働く人々の生活擁護

労働者の福祉および労働条件、労働環境の維持・改善を図る要望活動に対し、国会、地方議会と連動する活動を一層推進します。また、市民相談の一環として、「労働相談」をさらに充実させます。

### 八三年基本政策

党大会で採決された八三年基本政策は、民主主義・外交・安全保障・地方自治・国民生活・福

社・女性・文化・都市・交通・環境・中小企業・農林漁業・科学技術など一四項目にわたり、おおむね前年度のものを継承している が、刑法・監獄法改悪反対、ナショナルトラスト制度の確立などいくつかの補充をし、とくに科学技術政策の充実をはかっている。労働運動に関連したものとしては、「地方公務員の給与と職務効率の向上」、「産業用ロボット導入に対する労働対策」などが新たに入れられた（全文は『公明新聞』一〇月一八～二三日付）。

**生命工学五原則提唱**　八三年四月一六日、公明党は、先端技術問題調査小委員会（草川昭三委員長）が約一年かけてまとめた「バイオテクノロジーの健全な発展に関する基本的見解と提言」を発表した。遺伝子操作や試験管ベイビーなどで話題の生命工学について、①平和、②安全、③民主的、④患者や家族の同意、⑤公開の原則をあげ、国民の合意が得られる「倫理的ガイドライン」の設定を求めている（全文は『公明新聞』四月一七～一九日付）。

## 5　労働組合との関係

**労組との定期協議**　この間やや回数は少なくなっているが、ひきつづき労働団体との定期協議がおこなわれている。同盟とは第七回の定期協議会が八二年九月三〇日に、政策推進労組会議とは七月九日、一〇月二七日におこなわれた。全民労協とは八三年三月二四日第一回定期協議をおこなっている。

**減税・人勧で頻繁に協議**　一方、所得税減税の早期実施、人事院勧告凍結反対などを課題とした、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体と、共産党をのぞく野党との協議が頻繁におこなわれた。八二年八月二一日、社・公・民・新自連と、九月二一日、五野党と、一〇月一日、社・公・民と、一〇月一六日、中道四党と、一一月一六日、五野党と、八三年四月二七日、五野党と、それぞれ労働四団体が協議、四月二七日には全民労協も加わっている。その他、公明党は八三年一月二四日、二月二八日、五月一二日に労働四団体と全民労協の一兆円減税等要求集会であいさつした。

なお、中道四党と同盟は、八二年一一月二二日統一会派問題、選挙協力などで協議、八三年二月九日、一二日、国会対策や反核・軍縮などで協議、この結果五団体連絡協議会が設置され、三月二九日第一回の会合が開かれた。

また八二年一一月三日、民社、同盟系の憲法擁護新国民会議の記念集会に、公明党は初めて来賓として出席した。

**労組大会への出席**　前年にひきつづき多数の労組大会に公明党の代表が出席した。

電機労連第三〇回大会（7・7）、炭労第九八回大会（7・12）、全逓第三六回大会（7・14）、全電通第三五回大会（7・20）、総評第六六回大会（7・25）、全施労第三三回大会（8・24）、自動車総連第一一回大会（9・3）、炭労第一五回大会（9・7）、電力労連第二九回大会（9・8）、ゼンセン同盟第三八回大会（9・20）、東京地評第三五回大会（9・21）、鉄鋼労連第六七回大会（9・24）、交通労連第一九回大会（9・29）、政策推進労組会議第七回総会（10・

15)、自動車労連第一六回大会（10・16)、全建総連定期大会（10・20)、総評第六七回大会（10・21)、海員第四三回大会（11・9)、全官公第六回全国会議（11・26)、同盟第一九回大会（1・20)、総評第六八回大会（2・15)。

なかでも電機労連は、大会決定の活動方針で公明党支援を打ち出し注目された。

## 6 国際活動

公明党の国際活動は対中国に重点が置かれているが、各国の在日公館との接触も多い。また八一年八月に党代表団が韓国を訪問したが、八二年七月一三日には韓国の野党新政社会党総裁が党本部を表敬訪問している。

**第一一次訪中団**　八二年一〇月七～二五日、竹入委員長を団長とする公明党の第一一次訪中団は、北京・上海などを友好訪問した。一行は北京の中日友好人民公社養鶏場落成式に出席、竹入委員長は二四日鄧小平中共中央顧問委主任と会談した。

また九月一六～二五日、第四回公明党訪中青年代表団が派遣され、八三年三月三〇日～四月八日には、日中協と公明党が後援し、菊地昌典氏を団長とする国際政治学者訪中団が中国を訪れている。

このほかでは、八二年八月一三～二三日、「日ソ親善の翼」に青年代表団を派遣した。

**外国代表団の招請**　八二年一一月一八日～一二月七日、第四次中国学者代表団が、八三年二月二三日～三月三日、ソ連コムソモール代表団が、それぞれ公明党の招請で来日した。

なお八二年八月二五日、竹入委員長は来日中のデクエヤル国連事務総長を表敬訪問した。

# 6 民社党

## 1 概況

**中道結集をめざす動き**　八〇年六月の「自民大勝」によって、自民党の分裂を前提とした〝与野党逆転〟の可能性が遠のくなかで、民社党は、公明、民社、新自ク、社民連に社会党の一部をも加えた〝中道新党〟結成を当面の目標に掲げ、その第一段階としての国会内〝統一会派〟結成の努力をつづけた。新自ク・社民連の統一会派新自連の結成（八一年九月）、三会派合同国対の設置（八二年一月）など、この構想は着実に進行するかにみえたが、八二年二月の「F4ファントム試改修問題」では、公明党の対応をめぐって一定の亀裂が生じた。その後も民社党は、八二年六月の中道四党書記長・幹事長会談での三党先行結集構想や一〇月

二九日と一一月二五日の三会派合同国対協などで積極的なイニシアチブを発揮しつづけた。しかし、公明党の消極的な態度や新自クの内部事情などのため、いずれも見るべき成果を生まなかった。

### 三党結集先行論の表明

八三年一月二二日から開かれた民社党第二八回大会の運動方針は、中道勢力との選挙協力に期待を残しつつも、「同盟と一体での独自の闘い」を掲げて注目された。これは、一連の選挙での民社党の躍進を期し、その成果をふまえて改めて中道結集を進めようとの方向を示したものであった。

統一地方選での前進を踏まえて、民社党の佐々木委員長は、参院選終盤の六月二〇日、四党結集が困難なら、つぎの総選挙までに公明党抜きで「三党結集の準備段階的行動に着手したい」と表明。さきの三党による国会内統一会派結成論を一歩進めて、初めて公明党抜きの三党結集先行論を打ち出した。しかし、六月二一日には田川新自ク代表が、翌二二日には田社民連代表がこれに消極的な態度を表明したこともあって、これは不調に終わっている。

### 選挙での前進

民社党は、八二年九月一〇日、第八回中執委で同盟と一体となって「総合選対本部」を発足させ、一〇月一四日の一八中委で総合選対方針を決定するなど、統一地方選、参院選、総選挙に向けての準備を進めた。

統一地方選の都道府県議選では、党候補で六議席減、推薦候補を含めて現状維持とふるわなかったが、政令市議、一般市議、区議、の各級選挙でいずれも議席増を果たして前進した。参院選の選挙区でも、東京の現職、木島則夫候補を落選させたものの、愛知の現職、兵庫の新人の各候補を当選させて現状を維持し、大阪で推薦した横山ノック候補もトップで当選するなど善戦した。比例代表区では、民社研前議長で民社党の綱領作成にも加わった関嘉彦都立大名誉教授を名簿第一位にすえてイメージアップをはかり、三八八万八〇〇〇票、八・三六%を獲得。前回より得票数で五二万四〇〇〇票、得票率で二・三六%上積みし、改選議席にくらべて一議席増やすなど、健闘した。しかし、関氏移入のあおりをうけて、佐々木委員長の出身母体である電力労連会長の橋本孝一郎候補を落選させたため、党・同盟間に一定の問題をもたらすことになった。

### 労働局の新設

第二八回大会で決定された「組織活動方針」は、「発足した全民労協の活動に即応するため、労働局を新設する」との方向を打ち出した。これにもとづいて、従来、組織局内の対策委員会であった労働対策委員会は廃止され、第一回中執委で、労働局を新設、局長に三治重信氏が就任した。

### 役　員

民社党の役員の任期は二年である。現在の役員は八三年二月の第二八回大会および大会後の第一回中央執行委員会で選任されたもので、つぎのとおりである。中央執行委員は一部手直しされ、和田耕作代議士（代議士会長は留任）と故渡辺武三代議士に代わって、岡田正勝、小淵正義両代議士が選出された。和田氏の交替については、①つぎの衆院解散で引退する、②地域的配分を考慮したもので、さきに田中元首相擁護論と受け取れる小冊子を配布して批判を招いたこととは無関係だと、執行部は説明している。

▽中央執行委員長　佐々木良作、▽副中央執行委員長　小平忠、中村正雄、▽書記長　塚本三郎、▽副書記長　河村勝、藤井恒男（新）、▽総務局長

柄谷道一▽組織局長　柳沢錬造、▽労働局長　三治重信(新)、▽教宣局長　吉田之久、▽機関紙局長　西田八郎、▽国際局長　渡辺朗、▽選挙対策委員長　中村正雄(新)、▽地方議会対策委員長　米沢隆、▽青年対策委員長　栗林卓司(新)、▽婦人対策委員長　木島則夫(新)、▽市民団体対策委員長　小田淵哲也、▽国民運動委員長・宮田早苗(新)、▽農林漁業対策委員長　小沢貞孝(新)、▽国会対策委員長　永末英一、▽政策審議会長　大内啓伍、▽政権ビジョン委員長　竹本孫一、▽青年隊中央本部長　西村章三、赤木省三、一木香告樹、岡田正勝(新)、中村弘、永江一仁、本田広市、山本悌二郎(以上、中央執行委員)、▽統制委員長　安里積千代、▽統制委員　井上計、加藤正蔵、滝沢幸助(新)、玉置一弥、戸部卯吉、橋詰又一郎、部谷孝之、三浦隆、村上忠行(新)、和田一仁、▽会計監査　神田厚、木下淳美、中井洽、福島政男、森下土治(新)

▽常任顧問　春日一幸、▽顧問　稲富稜人、滝田実、村尾重雄、門司亮、和田耕作(新)

▽組織局内の対策委員会　中小企業対策委員長　井上計、学生対策委員長　三浦隆

## 2　組織・機関紙・財政

### 党員数

七〇年代前半には二万人だった党員数は、七七年以降の拡大運動の末、八二年一一月現在で七万人を突破した。同党の党員数が五万人を越えたのが八一年一月、六万人に達したのが一一月であった。八三年に入って前年のテンポをいくぶん下回ったものの、増勢に変化はない。党員数の増加はその後も順調で、八三年六月末現在、七万三二〇〇人台に達している（『週刊民社』七月二二日付）。だが、七〇〇〇人台の愛知、六〇〇〇人台の東京、四〇〇〇人台の大阪、長崎、三〇〇〇人台の神奈川など、党員一〇〇〇人を超えた都道府県連が二二にのぼる反面、五〇〇人以下の県連も一三あり、相変わらず地域的格差が大きい。なお、八二年七月のオフィス・コンピューターの導入によって、以後党員登録業務は合理化された。

### 青年隊

三〇歳以下の青年党員を結集した民社党の青年組織である民社党青年隊は、八三年二月現在、二七八隊一万〇五〇〇人である（『週刊民社』二月一一日付）。二月一九～二〇日の青年隊全国代表者会議に提出された「昭和五八年度活動基調」は、青年隊OB現役候補約一一〇人の必勝を訴えたが、統一地方選の結果、八〇人が当選した。

### 婦人党員

婦人党員にたいする対策を担当する婦人担当者は四〇都道府県、婦人対策委員会は一三都府県に設置され、各地で議員婦人懇談会、婦人党員の集いも開催された。しかし、党員数の増大にもかかわらず、婦人党員は他党とくらべてもきわめて少なく、全体の五・六%を占めるにすぎない。

### 定期刊行物

民社党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『週刊民社』（タブロイド、一二ページ建）一部九〇円、一カ月三五〇円
②月刊誌『かくしん』（月刊）一部五〇〇円、年六〇〇〇円
③政策審議会編『政策と討論』（月刊）一部二五〇円、年三〇〇〇円
④『自治レポート』（月刊）一部二〇〇円、年二四〇〇円
⑤青年隊機関紙『改革の炎』（月刊）一部一〇〇円、年一二〇〇円
⑥英文情報紙『ミンシャトー・インフォーメイション』（年四回）

### 『週刊民社』

民社党の中央機関紙『週刊民社』の発行部数は、八三年二月開催の第二八回定期全国大会で「五七年の一年間に一万四千部増」と報告されているところから、二月現在では約一六万四〇〇〇部であると推定される。その後、統一地方選挙、参院選と全国的規模の選挙があいついだため、一進一退をくりかえし、それほど増えていないようである。各府県別の普及度はかなりバラつきがあり、西日本、中部で高く、東日本は低い。八三年七月現在の普及度ベスト一五は第118表のとおりである。数字は同紙一部当たりの世帯数で、☆はいわゆるツー・オー・ライン、すなわち七九年の第二四回大会で決定した拡大目標二〇万部（一部当たり一八二世帯）の水準を超えた県である。

第118表　都道府県別『週刊民社』普及度

| 順位 | 県名 | 1部当り世帯数 |
|---|---|---|
| ① | ☆宮崎県 | 80 |
| ② | ☆長崎県 | 91 |
| ③ | ☆島根県 | 106 |
| ④ | ☆滋賀県 | 119 |
| ⑤ | ☆福井県 | 151 |
| ⑥ | ☆長野県 | 172 |
| ⑦ | ☆山形県 | 173 |
| ⑧ | ☆愛知県 | 176 |
| ⑨ | 新潟県 | 183 |
| ⑩ | 福島県 | 183 |
| ⑪ | 富山県 | 188 |
| ⑫ | 兵庫県 | 196 |
| ⑬ | 三重県 | 206 |
| ⑭ | 岡山県 | 207 |
| ⑮ | 静岡県 | 211 |

〔備考〕『週刊民社』1983年7月22日付による。

### 財　政

民社党が自治省に提出した八二年中の収支報告書によれば、同党の収入総額は一七億六二〇六万〇九〇七円、このうち前年からの繰越額一億六五五四万二八二三円を差し引いた八二年中の収入額は一五億九六五一万八〇八四円であった。これは八一年にくらべ三億四〇三四万円余の増である。収入の内訳では例年通り寄附が六億九六〇五万円（四三・六%）ともっとも多く、しかもその四分の三近い五億一〇四四万円は民社党の政治資金団体・政和協会からのものである。そのほかでは全日本労働総同盟からの一億円、ゼンセン同盟一一五二万円、谷伍平東京後援会一〇〇〇万円、佐々木良作政治経済研究会八〇〇万円、電力労連七二〇万円、自動車労連六四八万円、全金同盟、造船重機労連がそれぞれ五七六万円などとなっている。寄附について収入に寄与しているのは立法調査費で三億〇四八〇万円（一九・一%）、つぎは党費・会費の二億二六八万円（一三・九%）である。党費の納入人員は七万〇五一七人で、前年より九七〇三人の増、金額では三二六三万円の増である。機関紙『週刊民社』関係の収入は二億〇四二五万円（一二・八%）で前年比四一四〇万円の増、機関誌『かくしん』関係は六〇四五万円（三・八%）で七三三万円の増である。財政面から見るかぎり、中央理論誌『革新』を大衆向け月刊誌『かくしん』に改めたこと（本年鑑第五三集四四二ページ参照）は、まだ見るべき成果をあげていないようである。

支出面を見ると、総額は一四億四二三二万〇九一二円で、前年比八三八二万円余の増である。内訳では、地方組織等への寄附・交付金がもっとも多く三億八八九八万円（二七・〇%）、前年比三七八三万円増、ついで人件費三億八三〇一万円（二六・六%）で二九七一万円増、機関紙誌の発行事業費二億六八七九万円（一八・六%）で二八七五万円増、組織活動費一億七九二九万円（一二・四%）で五三八九万円の増などとなっている。

なお、民社党の財政状態を知るには、その政治資金団体である政和協会の財政もあわせて見る必要がある。八二年中の政和協会の収入は八億七三五三万八一〇六円（前年比六八五〇万円増）、前年からの繰越額六億一二五五万三七四九円を加えた収入総額は一四億八六〇九万一八五五円であった。一方、支出は民社党への寄附五億一〇四四万円が総支出の九六・四%を占め、人件費一二三四万円、事務所費二七三万円、組織活動費二六二万円などをあわせ、総支出額は五億二九三九万円となっている。したがって、政和協会は九億五六七〇万円余を次年度に繰り越したわけである。政和協会の収入の大部分は企業や経営者団体からのもので、個別企業では日産自動車の二一三〇万円、三菱重工一七六三万円、松下電器、日本石油一〇〇〇万円をはじめ、自動車、重工業、鉄鋼、建設などの大手企業に五〇〇万円以上の大口寄附が目立っている。

## 3　大会・中央委員会

### 第一八回中央委員会

民社党第一八回中央委員会は八二年一〇月一四日、東京・新宿区の日本青年館に中央委員、本部役員など二七二人を集めて開かれた。この中央委員会は、参議院選挙制度の改革をうけ、激動する政局に対処し、八三年政治決戦への準備体制を整えるためのものであった。冒頭、あいさつに立った佐々木委員長は「鈴木退陣で国民の政治不信は深まろう。民社党が伸びなければ日本はダメになる。立党の精神をもう一度かみしめ、国民的使命を確認しながら奮起しよう。八三年政治決戦の目標が五五年体制の打破にあるかぎり、選挙協力についても、中道勢力結集問題についても一層情熱をもって、情況を分析し模索検討を続ける」と決意を述べた。つづいて塚本書記長の党務報告、永末国対委員長の国会活動報告、中村副委員長兼選対委員長の総合選挙対策に関する件、米沢地方議対委員長の新財政再建五ケ年計画の提案に関する件、大内政審会長の統一地方選挙政策の提案があり、質疑ののち承認された。この間、あいさつにかけつけた宇佐美同盟会長は、「民社を中心とする中道勢力が大きくなり、問題解決のカギになってもらいたい。同盟も努力する」と激励。諸提案が承認されたのち、中村副委員長兼選対委員長より道府県議会議員および政令指定都市議会議員候補者の公認・推薦（第一次）の発表があり、最後に人事院勧告凍結の撤回・仲裁裁定完全実施のための早期議決を求める決議を採択して閉会した。

### 第二八回全国大会

民社党第二八回定期全国大会は、八三年二月一五日から一七日までの三日間、東京・九段会館で開かれた。この大会は、八三年政治決戦への出陣の集い、総決起大会と位置づけられ、選挙勝利の体制を確立することを中心的な課題とした。冒頭、あいさつに立った佐々木良作委員長は、①権力主義的姿勢、②軍国主義的性向、③政治倫理に対する姿勢の三点にわたって中曽根首相の政治姿勢を批判。この政治姿勢を明確な攻撃目標の第一とし、増税路線の阻止を第二、議会制民主主義政治を発展させるための自民党一党支配体制の打破、政権交替体制の回復を第三の目標とすることを訴え、まず、与野党の政治勢力比を前回総選挙前の保革伯仲の状態にまで回復するという具体的目標を提起

した。また、大会直後にも国会は一気に重大な局面を迎えるかもしれないとしつつ、「局面が重大化しても、やむをえない。対決あるのみ」と述べ、衆院解散―総選挙も辞さない構えで対決していく決意を強調した。

**大会経過**　委員長あいさつにつづき、来賓として出席した竹入義勝公明党委員長、河野洋平新自由クラブ代表代行、田英夫社民連代表、宇佐美忠信同盟会長、中村卓彦全民労協副議長、関嘉彦民社研議長、森田弥一全国中小企業団体中央会組織委員長、中村吉次郎全国農民総連盟委員長が、激励のあいさつ。社会主義インターからの祝辞や内外からの祝電が披露され、韓国新政社会党の代表団も紹介された。このあと、党務報告・塚本書記長、国会活動報告・永末国対委員長、決算報告・柄谷総務局長、会計監査報告・木下会計監査、統制委員会報告・安里統制委員長などの報告がなされ、質疑の後、満場一致で承認された。

議事に入り、八三年度運動方針を塚本書記長、役員選挙を柄谷総務局長、組織活動方針を柳沢組織局長、政策を大内政審会長、予算を柄谷総務局長がそれぞれ提案。ただちに、運動方針を第一分科会、組織活動方針・予算を第二分科会、政策を第三分科会に付託し第一日を終了した。

第二日は、運動方針を審議する第一分科会、組織活動方針と予算を審議する第二分科会、政策を審議する第三分科会に分かれ、終日討議がおこなわれた。

第三日は、各分科会での討議が報告され、満場一致で承認。昭和四五年以来、本部会計監査をつとめてきた小林利氏に名誉党員の称号と楯が送られた後、柳沢組織局長によって党員表彰が提案され、党勢拡大に貢献した個人一三五人、二五団体と特別表彰として七人が表彰された。また、七万人目の党員として三島宏一郎氏に色紙が送られた。このあと、つぎの決議案が提案され、それぞれ満場一致で採択された。①八三年政治決戦必勝決議、②政治倫理確立に関する決議、③行政改革断行・大衆増税阻止に関する決議、④所得税減税の断行・不況打開に関する決議、⑤婦人差別撤廃条約の早期批准促進に関する決議、⑥北方領土の返還を求める決議。

午後、参議院議員候補者の紹介をおこない、投票を省略して新役員を承認した後、佐々木委員長が、「暖冬であったが、大会三日目の今日は大雪。これは政治決戦に心をひきしめて断固闘いぬけとの天の声だろう。天の時と人の和を得て、この三日間、中身を充実し、一枚岩の団結ができた。力いっぱい闘おう」とあいさつ。大会宣言を発表し、最後に「政治決戦勝利のためにがんばろう」を三唱して、大会は終了した。なお、この大会での委員長あいさつ全文は『週刊民社』二月二五日付に、大会宣言、来賓あいさつ、質疑、分科会討論の詳細は同三月四日付に掲載されている。

**【大会宣言（要旨）】**

本大会は政治決戦への出陣の集いでもあった。「政治倫理の確立」「行革断行・大衆増税の阻止」「所得税減税・景気回復の実現」を高く掲げ、軍国主義的性向を強める中曽根内閣ときびしく対決し、自民党一党支配体制打破をめざして闘いぬこう。われわれが強く大きくなることによって中道政治勢力結集の中核となり、われらが宿願の政治改革も実現できる。

### 八三年度運動方針

民社党第二八回大会で決定された八三年度運動方針は、中曽根政権との対決、政治決戦体制の確立を強調したものとなっている。内政面では、運動の柱を「政治倫理確立、活力ある福祉社会建設」に置き、外交・防衛面では、とくに「バランスのとれた安全保障の推進」と「憲法を守り、憲法と防衛に対する合意づくり」を強調している点が目につく。中道勢力の結集については、「出来る限りの選挙協力を行う」こととし、「八三年政治決戦の結果を踏まえて中道政治勢力は、新たな展望を迎えることとなろう」と述べていた。なお、『かくしん』八三年三月号には、「Ⅲ　八三年政治決戦に勝利し政局の転換をはかろう」の部分が掲載されている。

【民社党一九八三年度運動方針(部分)】

Ⅰ　不透明な国際情勢と日本（略）

Ⅱ　混迷する国内の動き（略）

Ⅲ　八三年政治決戦に勝利し政局の転換をはかろう

1　83年政治決戦にのぞむ基本的態度

(一)　八三年政治決戦に向かうわが党の現有勢力は衆議院議員三十一名、参議院議員十一名、地方議員約一、四〇〇名である。

現有議席では、衆・参両院とも予算をともなわない法案提出権を確保しているにすぎない。また、地方議員においては三、三一五自治体の中において、六五六自治体に議席を占めるにすぎない。われわれはこうした現状を踏まえ、衆議院・参議院・統一地方選挙のすべてに勝利し、かつ躍進をとげなければならない。

(二)　解散・総選挙の時期は早まりうる情勢を踏まえ、総選挙必勝体制は参議院選挙と同時になることもあるの確立に全力をあげる。

(三)　来たるべき総選挙は自民党の安定多数を崩し、わが国政治の質的転換をなしうるか否かをかけた重要な選挙である。

われわれは、この総選挙に万難を排して勝利し、大幅な議席増を実現し、自民党の過半数獲得を阻止し、戦後政治の清算を果たし、新しい政治分野の再編へとつなげてゆかなければならない。

(四)　民社党は結党以来、衆議院六回、参議院六回の選挙を経験したが、結党時の総選挙で一〇五名を立候補させた以外、五〇～六〇名台の立候補に終わっている。来るべき衆議院選挙の候補者については、候補者擁立委員会を中心に擁立作業を進めてきているが、さらに発掘をすすめ現有議席の飛躍的拡大をめざす。総選挙の勝敗が政治決戦そのものである。党は当選第一主義の立場に立ち、万全の選挙体制で総選挙戦を闘う。

(五)　中央総合選対と県総合選対、各候補者選対との連携を強化し全候補者必勝へ向けて大会後の全党の体制を衆議院総選挙、参議院通常選挙、統一地方選挙戦に集中する。総合選対本部は組織指導と選挙対策を集中化するとともに最大限の援助措置を講ずる。

(六)　今年夏、実施される参議院通常選挙は、わが党のみならず日本の将来にとってきわめて重要な選挙である。われわれは比例代表制の導入を逆手にとり、参院選の勝利へ向けて闘う。比例代表選挙においては一千万票獲得をめざすとともに、選挙区選挙においても議席倍増を実現する。

(七)　参議院選挙区公認候補は別議案のとおりであるが、さらに擁立へ向けて一層の努力をおこなう。参議院比例代表選挙名簿登載者については、さらに各界各層より第一級の人材を求める。

(八)　八〇〇万支持者獲得へ向けて全力をあげる。

各県連は獲得目標達成へ向けて、さらに努力するとともに、確認作業にも力を入れる。

各県総合選対は、民社党県連が集約した支持者数と名簿登載者推薦団体

より提出された支持者数とを総合し、衆議院選挙区別数とその合計数を三月末日までに総合選対本部に報告することになっている。

一人ひとりが親戚、友人、さらにその人々の知りあい先へと働きかけていくことを原則とし、各後援会の拡大はもちろんのこと、各種団体にも積極的な働きかけを行ない目標貫徹へ向けて全党をあげてとりくむ。

(九)　八〇〇万支持の獲得は決して不可能な目標ではない。

同時選挙時における衆議院候補者擁立地区及び参議院地方区擁立地区におけるわが党の得票率を全国的に獲得すれば、優に八〇〇万を越えるし、地方区擁立地区の得票数は、全国区得票数の約三倍になっているからである。しかし、これらは党と同盟が死にもの狂いで闘った結果の票であり、現状は楽観のまったく許されない厳しい闘いであることはもちろんである。これまでにない必死の力をふりしぼってこそ目標達成が可能になる。

(十)　三、〇〇〇名地方議員達成は昭和四十八年以来の悲願である。

われわれはその実現へ向けて統一地方選挙における全員当選をめざす。地方議員は地域住民と密着し、その生活のよき擁護者であり、地方自治体への党の影響力を強める上で不可欠の存在である。党活動の強弱、影響力も地方議員の多寡によって左右されるといってよい。党躍進の基礎づくりのためにも、統一地方選挙の完全勝利を勝ちとるため、総選挙・参議院選挙・統一地方選挙の闘いを連動したものとしてとらえ、都道府県総合選対を中心に有機的な連携をもたせた活動を展開する。

(十一)　政治決戦の勝利を勝ちとらなければならない。

2　中道政治勢力の結集と選挙協力

わが党は、ここ数年あらゆる角度から中道政治勢力結集の方法を模索してきた。この政治路線の基本が五五年体制を打破し、政権担当に耐えうる健全な野党づくりにあることは論をまたない。この努力は昨年いっぱい精力的に続けられた。しかしその成果が遅々としていることも事実である。

われわれはすでに中道四党の間で、「合同国対」「合同選対」を設置しているが、参議院全国区制改革をめぐって、その方法論で差異が生じ、十分の効果をあげることができなかった。

このような情勢の中で、六月第二回国連軍縮特別総会に出席の帰途ハワイに立ち寄った中道四党の書記長・幹事長が会談、矢野公明党書記長出席の中で、公明党を除く中道三党がまず結集しようとの合意に達した。これがいわゆる「ハワイ会談」である。しかし、その後未だ本格的な合意に至っていない。

われわれは、すでに八三年政治決戦に突入している。衆議院選挙、統一地方選挙、参議院選挙は同盟と一体の体制で独自の闘いを進めるが、忘れてはならないことは、これら一連の闘いを通じて、五五年体制を打破するとの意味合いから、出来る限りの選挙協力を行なうことである。これがまた中道政治勢力結集への大きな足がかりとなるであろう。八三年政治決戦の結果を踏えて中道政治勢力は、新たな展開を迎えることとなろう。

3　具体的な闘い（略）

Ⅳ　政治倫理確立、活力ある福祉社会建設への闘い（略）

Ⅴ　世界の平和と日本の安全への闘い（略）

## 八三年度政策大綱

民社党第二八回大会は一九八三年度政策大綱を決定した。政策大綱の主な項目・内容は以下のとおり。全文は、『政策と討論』八三年二月号、三月号にある。

【八三年政策大綱（要旨）】

一、金権腐敗を根絶し政治倫理を確立しよう

1　政治倫理委員会の設置、法令・倫理規定の制定、議員証言法の改正。2　(1)総理・閣僚の資産・所得の公表、(2)一般公務員への一定金額以上の金品授受の届け出義務、(3)政治腐敗防止法（仮称）制定。3　(1)行政監察委員（オンブズマン）制度導入、(2)国政調査権の強化。4　情報公開法制定。5　国庫補助制度の合理化、許認可事項の抜本的整理。6　政党法制定、選挙の完全公営化。7　入札制度の見直し・改善

二、行政改革を断行し増税なき財政再建を達成しよう

1　行政簡素化の断行。2　国鉄改革の断行。3　補助金、許認可行政を改革し地方分権を推進。4　地方自治体の高給与を抑制し行革を断行

三、勤労者・高齢者のくらしを守り生活の安定を保障しよう

1　景気回復をはかり適正成長を達成。2　二兆円の所得税・住民税減税の断行。3　新技術革新時代に対応する積極的雇用対策。4　老後の生活安定をめざして。5　住宅建設の回復と住みよい都市環境づくり

四、産業・農業経営に自信と活力を回復させよう
1 中小企業の再活性化をはかろう。2 素材産業対策。3 農林漁業の再建
五、青少年の健全育成と婦人の活力でいきいきとした社会を築こう
1 婦人の地位向上で男女平等な社会。2 健康で心の豊かな青少年を育てよう
六、社会生活の安全と秩序を確立しよう
1 国民生活を守る防災対策。2 環境汚染をなくし自然環境を保全。3 事故ゼロをめざす交通安全対策。4 犯罪と暴力から市民社会を守ろう
七、平和戦略を推進し日本の安全を守ろう
1核軍縮・経済協力を推進し、世界平和に貢献。2 自由貿易体制を維持し、世界経済再活性化に貢献。3 日米欧協調を推進し、対ソ関係を改善。4 防衛力の質的整備

## 新財政再建五力年計画の提唱

本「ホテルおかだ」で記者会見し、「新財政再建五ケ年計画の提唱」を発表した。この計画は、行革と景気回復の両立をめざすもので、①中期的経済成長率は四%を確保、②内需拡大のため、五七、五八両年にわたって二兆円の所得減税、中小企業投資減税を実施、住宅対策中心に三兆八〇〇〇億円規模の公共事業の拡大、③行政改革の強力な推進、マイナスシーリングの一般歳出全体への拡大、④不公正税制の是正、⑤赤字国債解消の時期を六〇年度初頭に置く、を基本方針とした。とくにこのなかで赤字国債解消の時期を政府公約より遅らせ、「余裕をもてば、かえって財政再建が早くできる」との見解を打ち出したことが注目される（「提唱」全文は『政策と討論』八二年一〇月号参照）。

## 「教育臨調」設置の提案

民社党は、八三年五月二日、東京・千代田区の日本海運倶楽部で「校内暴力問題シンポジウム」を開催し、深刻な社会問題となっている中・高校生の暴力、非行問題について、今後とるべき方策を検討した。シンポジウム終了後、その成果と今後のとりくみについて記者会見した大内政審会長は、党として早急に総合的校内暴力対策をまとめる方針を表明。行政改革に次ぐ国家的事業として、教育問題をとりあげるため〝教育臨調〟といったものの設置を政府に提案すると述べた。選挙応援のため六月一一日福井入りした佐々木委員長も、ホテルで記者会見して中曽根首相にたいする「行財政改革に関する公開質問状」を発表するとともに、「臨時教育改革調査会」（教育臨調）の設置を提言。「調査会では、六・三・三制、タテ割りの青少年行政、入試制度、教員養成・採用制度などの諸般の教育制度面の改革のみならず、青少年の健全育成という面からみた、社会のあり方といった、より本質的な問題を検討すべきだ」との考えも明らかにした（「教育臨調」設置要綱全文は『週刊民社』六月二〇日付参照）。

## その他の政策

以上のほか、民社党がこの一年間に発表した主な政策、提言、声明、申入れ書などは、つぎのとおり。いずれも『政策と討論』に掲載されており、カッコ内はその号数である。

①元日本兵台湾人等補償問題に関する方針（八二年七月号）、②議員佐藤孝行君の議員辞職勧告に関する決議（案）（同前）、③教科書問題に対するわが党の見解（八月号）、④素材産業対策に関する申し入れ書（同前）、⑤日米農産物交渉の再開に際しての申し入れ書（九月号）、⑥人事院勧告の凍結反対に関する申し入れ書（同前）、

⑦自動車関係諸税に対する態度（一二月号）、⑧公職選挙法の一部を改正する法律案（八三年一月号）、⑨昭和五八年度予算編成に対する態度（同前）、⑩農林水産予算確保、農産物自由化反対に関する申し入れ書（同前）、⑪ロッキード事件 田中求刑に対する党声明（二月号）、⑫議員田中角栄君の議員辞職勧告に関する決議案（同前）、⑬臨時行政調査会の各部会報告に対するわが党の態度（三月号）、⑭総合的景気対策の推進による積極経済政策への転換（四月号）、⑮統一地方選挙に関する党声明（同前）、⑯コンニャクの製品の安定供給の確保に関する申し入れ書（同前）、⑰統一地方選挙に関する党声明（五月号）、⑱統一地方選挙終了に当っての党声明（同前）、⑲日米農産物交渉の再開に際しての申し入れ書（同前）、⑳憲法記念日にあたっての党声明（同前）、㉑東北地方山火事被害対策に関する申し入れ書（同前）、㉒政治腐敗防止立法の提唱（六月号）、㉓ウィリアムズバーグ・サミットに対するわが党の要求（同前）、㉔行財政改革に関する公開質問状（同前）、㉕日本海中部地震被害対策に関する申し入れ書（同前）、㉖参議院選挙の公示に当たっての党声明（同前）、㉗所得減税に関する申し入れ書（同前）、㉘仲裁裁定早期完全実施を求める申し入れ書（同前）

## 5　国際活動その他

### 社会主義インター関係

(1)　八二年一一月三～四日、スイスのバーゼルで開かれた幹事会に、田口幸子国際局事務局長が出席した。なお、これには三二政党約一二〇人が参加。第一六回大会開催に向けての諸事項が討議・決定された（詳細は『週刊民社』一一月二六日付）。

(2)　八三年三月三〇～三一日、ポルトガルのアルブフェイラー市で開かれた社会主義インターナショナル婦人組織（ＳＩＷ）第一二回大会に、民社党から、同組織副議長でもある渡辺華子氏と田口国際局事務局長が参加した。大会には、二七カ国二九組織約七〇人の婦人代表が出席し、「危機に直面した今日の世界での社会主義婦人の対応」を主題に討論。新年度役員選挙では、民社党推薦の抜山映子氏が新たに副議長に選出された（詳細は『週刊民社』四月一五日付参照）。

### 第二次アジア調査団

八二年九月四～二六日、永末英一国対委員長を団員とする調査団が派遣された。団長とし、渡辺朗国際局長はじめ九名を団員とする調査団が派遣された。調査団は日本の援助協力の実態調査を目的とし、フィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイのＡＳＥＡＮ五カ国とバングラデシュ、ネパール、スリランカ、ビルマの四カ国、計九カ国を訪問した。代表団帰国後の一〇月二〇日、佐々木委員長以下の党関係者、南北問題日本委員会の関係者、同盟、外務省の関係者および永末団長以下調査団員が参加する「東京会議」が開かれ、南北問題に関する日本政府への提言をまとめるための討論がおこなわれた。なお、この調査の結果は『九カ国八五日間のアジア――民社党第二次アジア調査団報告書』にまとめられている（詳細は『週刊民社』一〇月一日付、同一〇月二九日付参照）。

### 海外への代表派遣

(1)　八二年一一月二一～二七日、西ドイツの首都ボンをはじめハンブルクなど数都市を舞

台に、シンポジウム「マスメディアと政治」が開催され、これには日独両国のマスコミ、政党代表が参加したが、民社党からは畑昭三教宣局次長が出席した。

(2) 六月一〇日に心臓病で死去した故廖承志氏の葬儀参列のため、民社党代表として和田耕作代議士会長、佐々木委員長代理として総子夫人、随員として田口国際局事務局長を北京に派遣。一行は六月二三日の告別式、二四日の追悼式に出席した（詳細は『週刊民社』七月八日付参照）。

**ソ連共産党からの書簡**　八二年二月二日、一月一九日付のソ連共産党中央委員会から民社党中央執行委員長宛の書簡が、在日ソ連大使館チジョーフ公使から渡辺国際局長に手渡された。書簡は、緊張緩和、核軍縮など「平和」にたいするソ連の見解を述べており、社会主義インター加盟の各国党に送られたものである。民社党は、二月九日の外交委員会で書簡の内容の分析と返書について検討。案文を一〇日の中央執行委員会に提案した。同日、渡辺局長がソ連大使館を訪問し、①文中の「しかるべき保証」が、SS20の極東からの撤去等をふくむ提案であれば、その真意について話し合う用意がある、②北方四島返還に真剣にとりくむよう重ねて要請する、③対話の継続を今後とも歓迎する――との内容の返事を手渡した（全文は『週刊民社』二月二五日付参照）。なお、八一年五月にも同様の書簡がソ連共産党から届き、これにも返書が送られている。

**北方領土調査団**　民社党と同盟は、毎年秋、北方領土返還要求運動を展開しているが、九月一二日、同盟主催で根室で開かれた「北方領土返還要求ノサップ集会」にあわせて、民社党の北方領土調査団が派遣された。小平副委員長を団長に、小沢国民運動委員長、吉田教宣局長など一二人で構成された調査団は、一一日から三日間、現地・羅臼町を訪れ、地元関係者と懇談。一二日には同盟の集会に参加し、一三日、道庁を訪れて党垣内知事とも懇談した。

# 7 日本共産党

## 1 概況

**創立六〇周年**　日本共産党は、一九八二年七月一五日、創立六〇周年を迎えた。戦前、非合法状態の下で、わずか数十人によって結成された共産党は、六〇年の間に、党員数四八万人、機関紙読者三百数十万、四一人の国会議員、地方議員三六五〇人（いずれも第一六回党大会現在）という大きな政党に発展した。共産党が与党の革新自治体も二〇〇自治体にのぼり、三四〇〇万人がそこに住んでいる。共産党は、六〇年の間に、日本の政治に現実的影響力を行使しうる公党に成長したといえる。

だが、七〇年代中葉以降、共産党をめぐる内外の情勢は厳しさを増している。アフガニスタンへのソ連軍介入やポーランド軍事政権

の樹立などによって社会主義のイメージは大きくダウンし、国内政治における「共産党孤立化」状況も強まった。共産党は、自主独立路線や社会主義生成期論によって、日本における社会主義の構想をたて直そうと努めている。しかし、第一六回大会で機関紙読者数が始めて前大会を下回ったことなどにも示されているように、かつてのような党勢の増大を回復するにはいたっていない。

### 『日本共産党の六〇年』の発行

創立六〇周年記念事業の一環として、八二年一二月『日本共産党の六〇年』が発行された。これは二中総での討議を経たもので、当初タブロイド版八〇ページで出され、後に数千項目の詳細な年表の付いた七三七ページの単行本にまとめられた。共産党は五〇周年に際しても『日本共産党の五〇年』を発表したが、『六〇年』は分量でその三・五倍あり、内容も単に『五〇年』以後一〇年間の歴史をつけ加えたというにとどまらず、その後の調査で判明した新事実や党史研究の成果がとり入れられ、全面的に書きかえられている。

### 選挙準備体制

共産党は、八三年選挙戦を展望して、八二年七月の第一六回大会で、学習・教育による党の前衛性の強化、選挙準備と基礎票構築の「二つの柱の運動」を党独自の全党運動として提起。一〇月二〇～二三日に開かれた二中総も、この方針を再確認しつつ、「とくに機関紙を後退から増紙へ急速に転ずることは、当面の重要かつ緊急の課題」だと強調した。八三年一月一八～一九日の三中総は、新たに「臨戦特別大運動本部」を設置して、統一地方選挙にとりくむことにした。

とくに、今回の統一地方選挙の道府県議選にたいして、共産党は全区立候補の方針でのぞんだ。これは、すべての選挙区で共産党の政策を掲げて他党候補と対決することで、党の政策と党名を浸透させることをねらったものであり、その後に予定されていた参院比例代表区選挙へのとりくみを意識したものでもあった。この方針は、比例代表区で五人当選させるなど参院選については奏功したものの、道府県議選そのものでは、力の分散などをもたらし、後退を招く一因ともなった。

### 一進一退の選挙結果

このような体制のもとでとりくまれた統一地方選と参院選の結果は、共産党にとって、一進一退ともいえる内容であった。

四つの都道府県知事選では、社共統一候補の福岡県知事を当選させたが、東京都知事では落選。大阪の単独推薦候補と北海道の独自候補も落選した。都道府県議選では、全区立候補の方針が災いしたのか、三七議席も減らし、政令市議で一九議席減、一般市議で四議席減と後退した。しかし、後半戦の区議選、町村議選ではもち直し、それぞれ三議席、二五議席の増となっている。

参院選の選挙区では、大阪で現職候補が惜敗したものの、東京で内藤功候補を当選させて議席を回復し、京都とあわせて二議席の現状を維持した。比例代表区では、得票数四一四万票、得票率で九・〇%を獲得し、改選議席を二上回る五議席を得た。

## 2　組織・機関紙・財政

**党員数**　共産党の党員数は、第一六回大会の開かれた八二年七月現在で四八万人余であった。八三年五月一日付『朝日新聞』にのったインタビューで不破委員長が「党員数は四八万を超えたところ」と述べているのをみると、大会後党員数はほとんど増えていないとみられる。

**機関紙**　中央機関紙『赤旗』は、日刊一六ページ建の本紙と、週刊二〇ページ建の日曜版がある。本紙と日曜版の合計した部数は、八〇年二月の第一五回大会時で三五三万部のピークを示して以来低迷をつづけ、八二年七月の第一六回大会では三百数十万部と、これを超えることができなかった。五月の時点で不破委員長が「日曜版を含め三百万部台は維持している」と語り、八三年七月一三日に採択された五中総決議が、「七月中にいっせい地方選挙以後の後退をとりもどし、九月中には大会水準を回復」するよう求めているところを見ると、部数は第一六回大会水準よりさらにいっそう落ち込み、三〇〇万部前後になっているものと思われる。

**定期刊行物**　共産党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『赤旗』（日刊、一六ページ）一部六〇円、一カ月一七〇〇円
②同『赤旗日曜版』（週刊、二〇ページ）一部一二〇円、一カ月四五〇円
③同『赤旗』学習・党活動版（週刊、タブロイド八ページ）一部三〇円、一カ月一〇〇円
④同『赤旗』評論特集版（週刊、B5判三二ページ）一部七〇円、一カ月二五〇円
⑤中央委員会理論政治誌『前衛』（月刊）一部五〇〇円
⑥『理論政策』（月刊）価格不定
⑦『暮らしと政治』（月刊）一部四五〇円
⑧『あすの農村』（月刊）一部四五〇円
⑨『月刊学習』（月刊）一部二五〇円
⑩『女性のひろば』（月刊）一部二五〇円
⑪『世界政治』（月二回刊）一部三〇〇円
⑫『学生新聞』（週刊、六ページ）一部六〇円、一カ月二三〇円
⑬『点字赤旗』（月刊）一部二〇〇円
⑭『赤旗縮刷版』（月刊）一部三七〇〇円
⑮『赤旗』写真ニュース（旬刊）一部二〇〇円、一カ月六〇〇円
⑯『プレティン』（英文広報誌）

**財政**　共産党が自治省に提出した収支報告書によれば、八二年中の同党中央本部の収入は二一六億七一〇七万三一七八円で、前年より一七億二〇〇二万円の増で、八年間連続して他政党を上回った。ちなみに第二位は自由民主党本部で一二六億九二四八万円余、第三位公明党、第四位社会党、第五位民社党と順位は変わらなかった。なお、八一年からの繰越額が三四億八四七三万八六九八円あり、これを加えた収入総額は二五一億五五八一万一八七六円であった。

収入の内訳では『赤旗』など新聞関係が一六九億八二一一九万円（本年度収入額の七八・四%）で前年とくらべ一三億二一九九万円増、次いで書籍関係が一七億〇九九二万円（七・九%）で一億一六〇一万円増、『前衛』『女性のひろば』など雑誌関係が一〇億三二八二万円（四・八%）で二億〇六二二万円の増、以上の機関紙誌、出版関係の収入だけで全収入の九五%余を占めている。そのほか事業収入では、〝赤旗まつり〟によるものが二億九四一五万円（一・四%）と前年より四六六九万円増となっている。党費は一一億五九〇七万円（五・三%）で一億一七六〇万円増である。なお、党費は総額の一五%だけが中央本部に納入されるので、実際には党費総額は

七七億二七一一万円になる。党費納入人員は延べ数で三八七万八四四三人、これを一カ月平均にすると三二万三二〇四人で、前年より延べ数で四万一八八四人、一カ月平均で三四九一人の増である。寄附はすべて個人からのもので二億五二八四万円（一・二%）、前年より三〇一四万円の減であった。

支出面では、総額は一九五億二〇九五万一一二五円、前年より一二億二一〇八万円の増であった。内訳では、機関紙誌の発行事業費が一五一億〇七五二万円（七七・四%）で前年比五億三五四三万円の増、ついで人件費が一八億〇五五六万円（九・二%）で前年より一億〇一七八万円増、寄附・交付金が一三億〇八〇八万円（六・七%）、前年比三億八一六九万円増であった。

## 3　大会・中央委員会

### (1)　第一六回大会

**創立六〇周年の大会**　共産党第一六回大会は、一九八二年七月二七日から三一日までの五日間、静岡県熱海市上多賀の伊豆学習会館付属講堂で開かれた。八〇年二月の第一五回大会以来二年五カ月ぶりに開かれたこの大会は、共産党創立六〇周年の年の記念すべき大会となった。

大会第一日は、二七日午前一〇時開会。野坂参三議長の開会宣言、「開会挨拶」、大会幹部団の選出、大会の機構・人事、日程の承認の後、宮本顕治幹部会委員長の冒頭発言がおこなわれた。これは単なるあいさつや発言と違って、最終日に報告・決議などとともに大会の承認を要するもので、議案の一部として拘束力を持つ。このなかで宮本委員長は、大会が党創立六〇周年の年に開かれたことに言及しつつ、創立以来の党史を、①戦前、②戦後の一〇余年間、③第七、八回大会から今日まで、の三つの時期に分けてそれぞれの教訓を分析。「歴史を学び、その教訓を歴史に生かす」ことを強調した。さらに、創立五〇周年以後一〇年間の党活動の各分野でのバランス・シートを示した後、宮本委員長は、前年からの反核運動の高まりを反映して、とくに反核・平和擁護闘争をとりあげ、運動のエネルギーを定着させ、日常不断の住民に密着した超党派的運動として発展させていくこと、そのなかで、反核の課題が日米軍事同盟の存続と矛盾する問題を十分明らかにしていくことを訴えた。この後、民青、全国革新懇、純中立労組懇、党全国後援会など国内諸団体からの来賓のあいさつをはさんで、午後から、不破哲三書記局長による「第一六回党大会にたいする中央委員会報告」がなされた。約三時間にわたったこの報告は、第一部「核戦争に反対し、民族自決権の擁護と社会進歩をめざす国際的闘争」、第二部「非核・非同盟、革新・民主の日本をめざして」、第三部「党発展の現段階と当面の重点任務」からなる。不破書記局長はまず第一部で、国連軍縮総会と核兵器全面禁止の課題、諸国人民の民族自決権の擁護、大国主義・覇権主義克服の国際的意義について詳しく解明。第二部では鈴木内閣の悪政とこれに反対する闘争について述べ、日本の未来をになう新しい進路を明らかにしながら、革新の事業の前進をおしとどめることはできないと強調した。第三部では、六〇年の歴史を経た今日の到達点、八三年選挙戦での躍進をめざした、学習・教育活動と正し

い党風の確立、党勢拡大と基礎票構築の課題のそれぞれの柱について報告をおこなった。

**大会経過**　大会第二日と第三日の午前中は、宮本委員長の冒頭発言、大会決議案、中央委員会報告を一括して討議がおこなわれ、四三人の代議員が発言した。第三日の午後は、「内外情勢と党の政治的任務」、「教育、学習と党風の確立」、「選挙戦と基礎票の構築」の三分科会に分かれて討議を続行した。第四日は、第三日にひきつづき冒頭発言、決議案、報告についての討議がおこなわれ、八人が発言した。その後、各分科会の報告をうけ、討議は終了した。つづいて、茨木常任幹部会委員が、党規約の一部改正について中央委員会の報告をおこない、これについて三人の代議員が発言。ついで、戎谷春松幹部会副委員長が「中央委員会の選出規準と構成について」を提案し、確認された。午後は役員選考委員会が開かれ、全体会場は休会に入った。

大会最終日は、不破書記局長が、大会決議案、冒頭発言、中央委員会報告の討議についての結語を述べ、まず、大会決議案を全員一致で採択。つづいて、冒頭発言、中央委員会報告、結語を一括して全員一致で採択した。また、党規約の一部改正もその報告、結語とあわせて全員一致採択された。このあと、中央役員選挙の投票に入り、新中央委員会二一一人（中央委員一八九人、准中央委員二二人）が、全員圧倒的多数で選出された。ただちに別会場で第一回中央委員会総会、幹部会が開かれ、中央委員会議長、幹部会委員長、同副委員長五人、幹部会委員四五人、書記局長、常任幹部会委員二一人など、別項の役員が選出された。宮本中央委員会議長の閉会のあいさつなどの後、大会は五日間の幕を閉じた。

**新役員**　第一六回大会で選出された中央委員は一八九人で前回より二三人増えた。このうち新任は四四人である。准中央委員は二二人で前回より五人減った。新任は一七人である。

今大会で中央委員会名誉議長のポストが新設され、議長を退いた野坂参三氏が就任した。

▽中央委員会議長　宮本顕治、▽幹部会委員長　不破哲三、▽幹部会副委員長　上田耕一郎、戎谷春松、瀬長亀次郎、西沢富夫、村上弘、▽幹部会委員　緋田吉郎、市川正一、茨木良和、上田耕一郎、宇野三郎、戎谷春松、小笠原貞子、岡本博之、金子満広、小林栄三、榊利夫、諏訪茂、瀬長亀次郎、高原晋一、西沢富夫、浜武司、不破哲三、宮本顕治、宮本忠人、村上弘、吉岡吉典（以上、常任幹部会委員）、阿部泰、荒堀広、石母田達、上田均、大村進次郎、木島宏、木津力松、木村昭四郎、工藤晃、桑原信夫、小島優、小山袈裟雄、紺野純一、沢田肇、定免政雄、白石芳朗、立木洋、田中昭治、田中弘、津田孝、中島武敏、新原昭治、西井教雄、西沢舜一、菲沢忠雄、浜野忠夫、古堅実吉、舛富圭一、松本善明、山下文男、山中郁子、若林暹

なお、小島優幹部会委員は、八三年三月一〇日付で、常任幹部会委員・書記局次長に昇格した。

**規約の改正点**　この大会で改正された規約の主要点は、①「大衆的前衛党の建設」の明文化、②党員の除籍条件の厳格化、③補助指導機関の任務と活動範囲の明確化、④都道府県・地区党会議の延期規定の明文化、⑤都道府県党組織での書記長ポストの新設、⑥経営支部党員の居住地活動の義務化、⑦被除名者・被処分者の再審申請期限の明確化、などである。前文一カ所と八カ条にわたる今回の改正では、党の基本的性格や方針にふれるようなも

のはなく、党内の実務や日常活動を円滑に進めるための措置が中心だった。

(2)　大会後の中央委員会

**二中総**　八二年一〇月二〇～二三日開催。二中総は「第一六回党大会および第一回中央委員会総会の決定の実践、とくに『二つの柱』の運動の推進について」と、中央委員会の問題別委員会の報告、「日本共産党の六〇年」（案）についての説明、中央委員会総会の決議起草委員会の任命などを議題とし、不破委員長が幹部会報告、宇野常任幹部会委員が「学習教育と正しい党風確立について」、茨木常任幹部会委員が「選挙準備と基礎票構築について」それぞれの運動委員会を代表して報告した。総会は、二中総決議「情勢の革新的打開、選挙戦勝利のために、『二つの柱』の全党運動に総力を」を採択して閉会した。

**三中総**　八三年一月一八～一九日開催。三中総は、「党大会および中央委員会の決定実践の問題点と当面の中心課題」、「党務報告」を議題とし、不破委員長が幹部会報告、金子書記局長が党務報告をおこなった。このなかではとくに、中曽根内閣の一連の攻撃にたいし、これを阻止し、痛撃を与える最大のカギは選挙での共産党躍進にあること、その基本は、政策、歴史、組織・運動のたたかいであり、党は政策、歴史では確固としたものをもっているが、機関紙の後退という重大事態にあることなどが明らかにされ、「臨戦特別大運動」が提起された。総会後、三中総決議「大会決定実践と歴史的選挙戦での躍進をめざす臨戦特別大運動について」が発表され、不破委員長を責任者とする「運動本部」が設置された。

**四中総**　八三年五月七～九日開催。四中総では、不破委員長が統一地方選の総括と参院選をめざす方針について幹部会報告をおこなった。とくにこのなかで、不破委員長は、「参議院議員選挙をめざす日本共産党の訴え」を学習すること、わが国特有の根深い反共風土を重視して、党のおし出し、反共反撃、偏見打破の宣伝を全有権者規模で旺盛に展開すること、「なんとかなる」の気分や傾向の一掃が決定的に重要であることを強調。また、基礎票の構築、とくに、機関紙読者の減退を放置せず拡大に力をつくすこと、確実な配達・集金活動、読者に依拠してたたかうことが勝利にとって不可欠であることを改めて指摘した。また「臨戦特別大運動本部」は、「選挙闘争等推進臨戦特別大運動本部」に改め、名実ともに選挙闘争を中心とした指導体制をとることが明らかにされた。総会終了後、四中総決議「参院選挙へ全党総決起を――いっせい地方選の教訓を生かして」が発表された。

なお、各総会の諸報告、決議の詳細は『理論政策』第一七八号（八二年一一月二〇日）、第一八一号（八三年二月二〇日）、第一八五号（八三年六月二〇日）に収録されている。

## 4　政策・方針・理論問題

### 第一六回大会決議

共産党の大会決議は社会党などの運動方針にあたるもので、八〇年二月に開かれた第一五

回大会以後の内外情勢の分析と党活動の総括をおこない、次の大会までの基本方針を示すものである。「決議」は、「第一章 世界情勢と日本共産党の国際的任務」、「第二章 日本の国内情勢と国政革新の諸任務」、「第三章 日本共産党の歴史的使命と党活動の諸課題」の三章構成で、このなかでとくに、統一戦線問題では、社公合意を厳しく批判して社会党の路線転換を強く求めていた。また、近年における統一戦線を求めるエネルギーの高まりを指摘しつつ、統一労組懇の活動を高く評価。大衆運動については、「四つの破綻」の進行のなかで有利な条件が生じているとしつつ、軍拡に反対する政治闘争とそのひずみとして生ずる生活面の犠牲に反対する経済闘争の結合、反核運動のとりくみの強化などを打ち出している。つぎに「第二章の三、政治戦線の動向」に関連する部分を紹介しよう（全文は『前衛』四八四号、八二年九月臨時増刊号に掲載）。

【「第一六回大会決議」三、政治戦線の動向と社公合意の破たん（要旨）】

一九八〇年一月の社公合意は、八〇年代の政治戦線を体制擁護勢力に有利にするための、革新分断攻撃の重要な布石だった。

社会党指導部は、公明党などの右傾化に歯止めをかける、野党連合政権をより早く実現するなどの論拠で、その行動を正当化しようとした。この二年間の動向はこれらの論拠をうちくだき、社公合意が反革新の道具だて以外のなにものでもなかったことを立証した。

第一に、反共諸党の右傾化は、社公合意でいっそう拍車をかけられた。公明党は、共産党排除と安保・自衛隊肯定の立場を社会党に認めさせたあと、公式路線の上でも自民党に接近した。とくに第一九回大会は、①②自民党政治の「基本の継承・維持」、③自民党政「西側一員論」の明記、右傾化の総しあげとなった。

民社党は、内外政策のほとんどすべてで自民党支持の立場に立ち、核持権への連合参加の可能性など、右傾化の総しあげとなった。

第三に、自民党は、この好機を最大限に利用して反動的諸目標をいっきょに実現しようと、全面的な挑戦にのりだしている。ロッキード裁判による行詰まりや軍拡問題、〝有事立法〟問題、教科書攻撃、臨調路線の無条件実施などで自民党以上のタカ派を演じた。その根底には、自民党、財界、自衛隊首脳部への接近とともに、軍需産業をふくむ個別大企業の利害の、直接の代弁者になっているという体質がある。

新自由クラブは、自民党の分身としての性格をあらわにし、反共野党や一部の市民勢力を自民党政治に結びつけるうえで独自の役割を果たしている。

これら反共諸党は、全体としては、新与党の陣営を形づくっている。

第二に、社会党の右転落は社会党を慢性的危機にたたせている。

社会党指導部は、社公合意が政権構想以外の分野での行動を拘束しないと弁明したが、事実上全分野の活動を規制する基本路線となっている。首長選挙でも反革新の連合にくわわったり、東京では「明るい会」の解散方針を決定することさえした。国会でも自民党との妥協や取引の道にはまりこみ、昨年の公選法改悪につづいて、全国区制改悪計画を自民党とともに推進している。予算問題でも、共産党との共闘は拒否して公明党などの反共党略に追随し、軍事費削減の要求さえ、事実上とりさげるにいたった。

労働戦線でも、社公合意に呼応する形ですすめられてきた「戦線統一」は、同盟主導の右翼的再編という実態をあかるみにだしてきた。新しい統一体が、同盟の反革新の立場を統一綱領に直接書きこまないにしても、自民党と財界の期待にこたえる右傾化の画期となることは確実である。

社公合意は、党員や支持者の批判と失望をつよめ、社会党内の矛盾を大きくしている。今年の党大会は、人事面で一定の変化を生んだが、路線上では綱領の見直しを公式に決定した。反共諸党は新与党化への圧力をくわえ続けており、社会党の混迷は、いっそう深刻さをくわえている。

社会党再生への道は、社公合意の拘束を断ち切って、革新統一戦線への転換をおこなう以外にない。京都の社会党の有志が知事選でとった勇気ある行動をはじめ、革新的たちなおりをめざす新しい動向も、まだ地方的部分的ではあるが、あらわれている。

日本共産党は、社会党が、右転落から正確な教訓をひきだし、国政革新の積極的なにない手となることを、つよく希望するものである。

第三に、自民党は、この好機を最大限に利用して反動的諸目標をいっきょに実現しようと、全面的な挑戦にのりだしている。ロッキード裁判によって自民党の腐敗した体質が立証され、重大な失態や無策が連続するな

ど、ほんらいなら政局激動につながりうる多くの危機的要因をかかえながら、横暴な政治姿勢をとりつづけている。収賄事件の被告人の〝軍団〟が政権党を支配するという異常な事態もいちだんとつよめられた。「拘禁二法」、〝有事立法〟、憲法改悪、小選挙区制など、新しいファシズムの危険も、増大している。そこまで自民党を増長させ、横暴に手をかしている最大の要因が、反共諸党の新与党化と社会党のこれへの追従にあることは国民が重視する必要のある点である。

**政策・声明・論文**　以上のほか、共産党がこの一年間に発表した主な政策、声明、論文は、つぎのとおりである。特記しないかぎり、いずれも『赤旗』に発表されたもので、カッコ内はその日付である。なお、そのほとんどは『理論政策』の翌月号に再録されている。

**〔一斉地方選挙関係〕**　①国政、地方政治をめぐる争点と選択――日本共産党の主張（八二年一〇月八日）、②軍拡と財界奉仕の自民党の悪政に反対し住民のいのちとくらしをまもる地方政治を――第一〇回全国いっせい地方選挙にあたっての日本共産党の訴え（一二月二七日）、③歴史的な八三年選挙戦にあたって――革新首長の勝利と日本共産党の躍進を訴える（八三年三月一二日）、④地方政治の革新へ日本共産党の躍進と革新首長の勝利を――一斉地方選挙の開始にあたってすべての有権者のみなさんに訴えます（三月一六日）、⑤都政をめぐる対決点と日本共産党（三月一六日）、⑥第一〇回全国一斉地方選挙にのぞむ日本共産党の基本政策（評論特集版三月二八日臨増）、⑦都民のねがいにそむく分裂主義を排し、真の革新統一の大道のために立ちあがろう（三月四日）、⑧住民のくらしと平和をまもる地方政治革新の一票を、日本共産党がおす候補者へ――投票日をまえに有権者のみなさんに訴えます（四月九日）、⑨一斉地方選挙前半戦の結果について（四月一一日）、⑩一斉地方選挙後半戦にあたって有権者のみなさんに訴えます（四月一四日）、⑪自民党の悪政ささえる反共攻撃をうちやぶり、日本共産党の躍進と革新首長候補の勝利を――投票日をまえに有権者のみなさんに訴えます（四月二三日）、⑫一斉地方選挙後半戦の結果について（四月二五日）。

**〔参議院議員選挙関係〕**　①日本共産党の躍進で、国民のいのちとくらし、平和と民主主義をまもる政治を――参議院議員選挙をめざす日本共産党の訴え（八三年一月一六日）、②参議院議員選挙にあたってふたたび訴えます（五月二〇日）、③参議院選挙にあたっての一二大重点政策（五月二〇日）

**〔労働運動関係〕**　①分裂か、真の統一か――八二年労組大会を終え、いま労働運動は（荒堀広、評論特集版八二年一〇月二五日）、②八三春闘・選挙戦と日本労働運動の課題（荒堀広、評論特集版八三年二月二一日）、③全民労協結成とあらたな矛盾（二月九～一〇日）、④未組織労働者の生活と権利をまもるために（三月一九日）、⑤反共攻撃を打ちやぶり、革新的方向のため共同の奮闘を――第五四回メーデーにあたって（五月一日）

**〔国際問題〕**　①中東情勢の視点――平和と自決権確立こそ（八二年八月二五日）、②変化の意味とその限界――とくに「文革」時からの干渉問題について（九月二五日）、③パレスチナ問題の根源と解決への道（九月一三～一五日）、④カンボジア国連代表権問題をめぐって（一〇月三一日）、レフチェンコと志賀義雄（一二月三〇日）、⑥日本共産党とブレジネフ時代のソ連（八三年一月七日）、⑦干渉主義を正当化する張香山発言について（四月九日）、⑧レフチェ

ンコ証言の真相究明を（四月三〇日）

〔その他〕 ①参議院全国区制改革問題にたいする日本共産党の構想大綱（八二年七月二日）、②公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱（八月四日）、③教科書問題は戦犯政治継承のあらわれ（八月一九日）、④国民の立場で国政の〝聖域〟に思いきったメスを――来年度予算編成の基本姿勢についての提言（九月二二日）、⑤国民生活防衛のための緊急対策（一二月二八日）、⑥民族の岐路にかかわる日本型ファシズムと〝日米軍事同盟体制国家〟づくりの危険な事態について訴える（八三年二月八日）、⑦軍縮と国民生活優先への転換の予算に――日本共産党の組み替え提案（二月二一日）、⑧田中角栄議員辞職勧告決議（案）、⑨老人保健法の実施にたいし、緊急措置を求める申し入れ（三月一七日）、⑩暴力否定の姿勢を明確にして学校、家庭、地域への総力で子どもの教育を守る話し合いと行動を（三月一一日）、⑪核の戦場化の危険から日本、郷土を守る道（宮本顕治、四月六日）、⑫中曽根首相への申し入れ（四月六日）、⑬核戦場化ふせぐ保障を――「非核日本宣言」署名によせて（四月三〇日）、⑭学術会議法改正案上程に反対する（四月三〇日）、⑮アメリカの圧力に屈せず、食品添加物の使用を極力おさえ、食生活の安全を確保する――日本共産党の緊急提案（五月二六日）

### 「社会主義生成期」論争

『前衛』八二年三月号は、聴濤弘論文「日本共産党の社会主義『生成期』論――批判者への回答――」を掲載し、長砂実「現代社会主義の到達点と経済的課題」（日本科学者会議編『現代の世界経済と日本経済』上巻、大月書店、八〇年一一月）、長砂実・芦田文夫共編『ソ連社会主義論』（大月書店、八一年一一月）序文を批判した。これにたいして、長砂、芦田両氏が「『現存社会主義』の科学的評価のために」（『前衛』八三年四月号）、「社会主義の発展段階 規定の一考察」（同前）でそれぞれ反論したことによって、「現存社会主義」の評価をめぐって論争が展開された。また、副島種典氏も、『前衛』八三年五月号に、「『生成期』論の経済的諸問題」を発表して、この論争に加わった。その後、『前衛』編集部は、この問題に関する論文を公募し、『前衛』八月号には、これに応じた藤田勇「『生成期社会主義』論の論理構造」が掲載されている。

## 5 国際活動その他

### 代表団の海外派遣

八二年七月以降の一年間で、日本共産党が正式の党代表団を派遣したのは、つぎのとおりである。

(1) 八二年九月四～一七日、戸谷春松幹部会副委員長がルーマニアを訪問。志賀重仁国際部員が随行した。戸谷副委員長は、九月一六日、ルーマニア共産党のチャウシェスク書記長と会談した。

(2) 一〇月三一日からポルトガルのリスボンで開かれた「世界平和評議会代表委員会」と、一一月二日から開かれた「核戦争に反対し平和と生存をまもる世界集会国際準備委員会」参加のため、立木洋幹部会委員・国際部長（世界平和評議会評議員）と井出洋国際委員（日本平和委員会理事）が派遣された。

(3) 一一月一五日、モスクワでおこなわれたソ連共産党の故ブレ

ジネフ書記長の葬儀に参列するため、金子満広書記局長を団長とし、緒方靖夫中央委員、阪本英夫中央委員、西口光国際委員を団員とする代表団が派遣された。なお、緒方、阪本両氏は現地モスクワで合流した。

(4)　一二月一〇～一二日、メキシコ市で開かれたメキシコ社会主義統一党の第一回党祭典である政治と芸術・文化のまつりに参加するため、新原昭治幹部会委員・書記局員が派遣された。一二月一〇日、同氏はパブロ・ゴメス書記長と会談した。

(5)　一二月二一～二二日におこなわれたソ連邦結成六〇周年記念式典に出席のため、立木洋幹部会委員・国際部長を団長とし、阪本英夫中央委員、西口光国際委員を団員とする代表団が派遣された。なお、阪本氏は現地モスクワで合流した。

(6)　三月二～六日、イタリアのミラノで開かれたイタリア共産党第一六回大会に出席のため、西沢富夫幹部会副委員長を団長とし、新原昭治幹部会委員・書記局員、緒方靖夫中央委員、小原耕一国際部員を団員とする代表団が派遣された。なお、緒方氏は途中のパリで合流した。

(7)　三月一〇～一三日にノルウェーのオスロで開かれたノルウェー社会主義左翼党第五回大会には、イタリアにひきつづいて、新原幹部会委員が派遣された。

(8)　四月一一～一六日、ベルリンで開かれたドイツ社会主義統一党主催のマルクス没後百年記念国際学術会議に、若林暹幹部会委員・教育局次長、西口光国際委員が派遣された。

**海外代表団の来日**　この間の海外からの党代表団としては、ノルウェー社会主義左翼党代表団（一二月七～二一日）、スペイン共産党代表団（一月四～一一日）、メキシコ社会主義統一党代表団（一月一五～一七日）の来日などがあった。

**国際理論シンポジウム**　八二年七月七～九日、日本共産党創立六〇周年記念理論シンポジウムが、東京・千駄谷の党本部で開催された。これは日本共産党中央委員会の主催によるもので、イギリス、イタリア、オーストラリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、フランス、ベルギー、メキシコ、日本の資本主義国一一カ国の共産党から一二人の代表が参加し、「世界平和、民族自決権の擁護、社会進歩をめざす課題と闘争について」のテーマにもとづいて討論した。日本共産党主催の国際理論会議は、創立五〇周年の七二年、創立五七周年の七九年の二回開かれており、これが三度目になる。シンポジウムでの報告・発言の全文は、『前衛』第四八三号（八二年九月）に収録されている。

【参考資料】　〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』（週二回刊）、(2)同『月刊社会党』、(3)日本社会党政策審議会『政策資料』、(4)『日本社会党第四七回定期全国大会速記録』、(5)社会主義協会（向坂派）『社会主義』（月刊）、(6)社会主義協会（太田派）『社会主義』（月刊）、(7)労働社会問題研究センター『社会労働評論』（月刊）、(8)社会通信社『旬刊社会通信』

〈公明党関係〉(1)公明党機関紙局『公明新聞』（日刊）、(2)同『公明』（月刊）

〈民社党関係〉(1)民社党本部『週刊民社』、(2)同『かくしん』、(3)民社党政策審議会『政策と討論』（月刊）、(4)全日本労働総同盟『同盟』（月刊）、(5)民主社会主義研究会議『改革者』（月刊）

〈日本共産党関係〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』（日刊）、(2)同『理論政策』（月刊）、(3)同『前衛』（月刊）

以上のほか、『朝日新聞』『読売新聞』『毎日新聞』『日経新聞』『東京新聞』などを利用した。